

関原発第373号
2022年 8月23日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森 望

設計及び工事計画認可申請書の一部補正について

2020年6月26日付け関原発第144号をもって申請しました設計及び工事計画認可申請書（2020年10月8日付け関原発第319号、2021年12月3日付け関原発第486号及び2022年7月29日付け関原発第315号にて一部補正）について、別紙のとおり一部補正します。

本資料のうち枠囲みの内容は、
テロ等対策における機密に係る事項又は商業
機密に係る事項であるため公開できません。

大飯発電所第3号機

設計及び工事計画認可申請書の一部補正

関西電力株式会社

目 次

- I. 補正項目
- II. 補正を必要とする理由を記載した書類
- III. 補正前後比較表
- IV. 補正内容を反映した書類

補正項目	補正箇所
資料 3-5 設計用床応答曲線の作成方針	「Ⅲ. 補正前後比較表」による。
資料 3-6 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針	「Ⅲ. 補正前後比較表」による。
資料 3-7 機能維持の基本方針	「Ⅲ. 補正前後比較表」による。
別添 1 火災防護設備の耐震性に関する説明書	
別添 1-1 火災防護設備の耐震計算の方針	「Ⅲ. 補正前後比較表」による。
別添 1-2 火災感知設備の耐震計算書	
別添 1-2-1 火災感知器の耐震計算書	「Ⅲ. 補正前後比較表」による。
別添 1-2-2 火災受信機盤の耐震計算書	「Ⅲ. 補正前後比較表」による。
別添 1-3 火災防護設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果	「Ⅲ. 補正前後比較表」による。
資料 5 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	「Ⅲ. 補正前後比較表」による。
(2) 添付図面	
目次	「Ⅲ. 補正前後比較表」による。
第 1 図 火災防護設備に係る図面	「Ⅲ. 補正前後比較表」による。

Ⅱ．補正を必要とする理由を記載した書類

補正を必要とする理由

2020年6月26日付け関原発第144号にて申請した設計及び工事計画認可申請書（2020年10月8日付け関原発第319号、2021年12月3日付け関原発第486号及び2022年7月29日付け関原発第315号にて一部補正）について、「Ⅱ．工事計画」、「Ⅴ．変更の理由」、「資料1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書」、「資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」、「資料3 耐震性に関する説明書」、「資料5 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」、「(2) 添付図面 目次」及び「第1図 火災防護設備に係る図面」の記載の適正化のため補正する。

Ⅲ. 補正前後比較表

【Ⅱ. 工事計画 【申請範囲】】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>【申請範囲】（変更の工事に該当するものに限る）</p> <p>その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>4 火災防護設備</p> <p>3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p> <p>4 火災防護設備に係る工事の方法</p> <p style="text-align: center;">- 03-Ⅱ-2/E -</p>	<p>【申請範囲】（変更の工事に該当するものに限る）</p> <p>その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>4 火災防護設備</p> <p>1 火災区域構造物及び火災区画構造物 ・原子炉周辺建屋</p> <p>3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p> <p>4 火災防護設備に係る工事の方法</p> <p style="text-align: center;">- 03-Ⅱ-2/E -</p>	<p>記載の適正化</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考												
<p>その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格 (1) 基本設計方針</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="454 506 477 1654">変更前</th> <th data-bbox="454 506 477 1654">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="477 506 958 1654"> <p>用語の定義は「発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(平成25年6月19日原子力規制委員会)並びにこれらの解釈による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処設備」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含むものとする。</p> </td> <td data-bbox="477 506 958 1654"> <p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及びこれららの解釈並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(令和2年3月31日原子力規制委員会)(以下「火災防護審査基準」という。)による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処設備」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含むものとする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="958 506 1115 1654"> <p>第1章 共通項目 火災防護設備の共通項目である「1. 地盤等、2. 自然現象(2. 2 津波による損傷の防止を除く。)、4. 溢水等、5. 設備に対する要求(5. 8 電気設備の設計条件を除く。)、6. その他(6. 4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の基本設計方針</p> </td> <td data-bbox="958 506 1115 1654"> <p>変更なし</p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>用語の定義は「発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(平成25年6月19日原子力規制委員会)並びにこれらの解釈による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処設備」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含むものとする。</p>	<p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及びこれららの解釈並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(令和2年3月31日原子力規制委員会)(以下「火災防護審査基準」という。)による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処設備」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含むものとする。</p>	<p>第1章 共通項目 火災防護設備の共通項目である「1. 地盤等、2. 自然現象(2. 2 津波による損傷の防止を除く。)、4. 溢水等、5. 設備に対する要求(5. 8 電気設備の設計条件を除く。)、6. その他(6. 4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の基本設計方針</p>	<p>変更なし</p>	<p>その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格 (1) 基本設計方針</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1486 506 1510 1654">変更前</th> <th data-bbox="1486 506 1510 1654">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1510 506 1991 1654"> <p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及びこれららの解釈並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(平成25年6月19日原子力規制委員会)による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処設備」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含むものとする。</p> </td> <td data-bbox="1510 506 1991 1654"> <p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及びこれららの解釈並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(平成25年6月19日原子力規制委員会)(以下「火災防護審査基準」という。)による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処設備」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含むものとする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1991 506 2214 1654"> <p>第1章 共通項目 火災防護設備の共通項目である「1. 地盤等、2. 自然現象(2. 2 津波による損傷の防止を除く。)、4. 溢水等、5. 設備に対する要求(5. 8 電気設備の設計条件を除く。)、6. その他(6. 4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1991 506 2214 1654"> <p>変更なし</p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及びこれららの解釈並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(平成25年6月19日原子力規制委員会)による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処設備」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含むものとする。</p>	<p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及びこれららの解釈並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(平成25年6月19日原子力規制委員会)(以下「火災防護審査基準」という。)による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処設備」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含むものとする。</p>	<p>第1章 共通項目 火災防護設備の共通項目である「1. 地盤等、2. 自然現象(2. 2 津波による損傷の防止を除く。)、4. 溢水等、5. 設備に対する要求(5. 8 電気設備の設計条件を除く。)、6. その他(6. 4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p>	<p>変更なし</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁記載内容繰り上がり)</p>
変更前	変更後													
<p>用語の定義は「発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(平成25年6月19日原子力規制委員会)並びにこれらの解釈による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処設備」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含むものとする。</p>	<p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及びこれららの解釈並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(令和2年3月31日原子力規制委員会)(以下「火災防護審査基準」という。)による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処設備」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含むものとする。</p>													
<p>第1章 共通項目 火災防護設備の共通項目である「1. 地盤等、2. 自然現象(2. 2 津波による損傷の防止を除く。)、4. 溢水等、5. 設備に対する要求(5. 8 電気設備の設計条件を除く。)、6. その他(6. 4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の基本設計方針</p>	<p>変更なし</p>													
変更前	変更後													
<p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及びこれららの解釈並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(平成25年6月19日原子力規制委員会)による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処設備」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含むものとする。</p>	<p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及びこれららの解釈並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(平成25年6月19日原子力規制委員会)(以下「火災防護審査基準」という。)による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処設備」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含むものとする。</p>													
<p>第1章 共通項目 火災防護設備の共通項目である「1. 地盤等、2. 自然現象(2. 2 津波による損傷の防止を除く。)、4. 溢水等、5. 設備に対する要求(5. 8 電気設備の設計条件を除く。)、6. その他(6. 4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p>	<p>変更なし</p>													

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>変更前</p> <p>第1章 共通項 目」に基づく設計とする。</p> <p>第2章 個別項目 1. 火災防護設備の基本設計方針 1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設 設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわれないよう、火災防護対策を講じる設計とする。火災防護対策を行うに当たり、火災防護上重要な機器等を設置する区域を火災区域及び火災区画に設定し、火災防護対策を講じる。</p> <p>火災防護上重要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生を防止し、又はこれらの拡大を防止するために必要となるものである設計基準対象施設のうち、原子炉の安全停止に必要な機器等及び放射性物質を貯蔵する機器等とする。</p> <p>原子炉の安全停止に必要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な反応度制御機能、1次冷却系のインベントリと圧力の制御機能、崩壊熱除去機能、プロセス監視機能及び電源、補機冷却水等のサポート機能、非常用炉心冷却機能を確保するための構築物、系統及び機器とする。</p> <p>放射性物質を貯蔵する機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために必要な構築物、系統及び機器とする。</p>	<p>変更後</p> <p>第2章 個別項目 1. 火災防護設備の基本設計方針 1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設 設計基準対象施設が火災によりその安全性が損なわれないよう、火災防護対策を講じる設計とする。火災防護対策を行うに当たり、火災防護上重要な機器等を設置する区域を火災区域及び火災区画に設定し、火災防護対策を講じる。</p> <p>火災防護上重要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生を防止し、又はこれらの拡大を防止するために必要となるものである設計基準対象施設のうち、原子炉の安全停止に必要な機器等及び放射性物質を貯蔵する機器等とする。</p> <p>原子炉の安全停止に必要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な反応度制御機能、1次冷却系のインベントリと圧力の制御機能、崩壊熱除去機能、プロセス監視機能及び電源、補機冷却水等のサポート機能、非常用炉心冷却機能を確保するための構築物、系統及び機器とする。</p> <p>放射性物質を貯蔵する機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために必要な構築物、系統及び機器とする。</p>	<p>記載の適正化 (前頁への記載内容繰り上がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁記載内容繰り上がり)</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">変更前</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、火災防護対策を講じる設計とする。火災防護対策を行うに当たり、重大事故等対処施設を設置する区域を火災区域及び火災区画に設定し、火災防護対策を講じる。</p> <p>建屋内、原子炉格納容器、アンモニアガス部及び火災区域は、耐火壁により囲まれ、他の区域と分離されている区域を、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設並びに壁の配置、系統分離も考慮して、火災区域として設定する。</p> <p>建屋内のうち、火災の影響軽減の対策が必要な原子炉の安全停止に必要な機器等並びに放射性物質の貯蔵、かつ、閉じ込め機能を有する構造物、系統及び機器を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、設計上必要なコンクリート壁厚であり150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁又は火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁（貫通部シール、防火扉、防火ダンパを含む。）により他の火災区域と分離する。</p> <p>火災区域の目皿は、煙等流入防止装置の設置によって、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入を防止する設計とする。</p> <p>屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、火災防護上重要な機器等を設置する区域及び重大事故等対処施設の配置を考慮するとともに火災区域外への延焼防止を考慮した管理を踏まえた区域を、火災区域として設定する。この延焼防止を考慮した管理については、運用を定める。</p> </div> <p style="text-align: center;">変更後</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>重大事故等対処施設が火災によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、火災防護対策を講じる設計とする。火災防護対策を行うに当たり、重大事故等対処施設を設置する区域を火災区域及び火災区画に設定し、火災防護対策を講じる。</p> <p>建屋内、原子炉格納容器、アンモニアガス部及び火災区域は、耐火壁により囲まれ、他の区域と分離されている区域を、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設並びに壁の配置、系統分離も考慮して、火災区域として設定する。</p> <p>建屋内のうち、火災の影響軽減の対策が必要な原子炉の安全停止に必要な機器等並びに放射性物質の貯蔵、かつ、閉じ込め機能を有する構造物、系統及び機器を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、設計上必要なコンクリート壁厚であり150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁又は火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁（貫通部シール、防火扉、防火ダンパを含む。）により他の火災区域と分離する。</p> <p>火災区域の目皿は、煙等流入防止装置の設置によって、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入を防止する設計とする。</p> <p>屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、火災防護上重要な機器等を設置する区域及び重大事故等対処施設の配置を考慮するとともに火災区域外への延焼防止を考慮した管理を踏まえた区域を、火災区域として設定する。この延焼防止を考慮した管理については、運用を定める。</p> </div> <p style="text-align: center;">変更前</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>火災防護対策を行うに当たり、重大事故等対処施設を設置する区域を火災区域及び火災区画に設定し、火災防護対策を講じる。</p> <p>建屋内、原子炉格納容器、アンモニアガス部及び火災区域は、耐火壁により囲まれ、他の区域と分離されている区域を、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設並びに壁の配置、系統分離も考慮して、火災区域として設定する。</p> <p>建屋内のうち、火災の影響軽減の対策が必要な原子炉の安全停止に必要な機器等並びに放射性物質の貯蔵、かつ、閉じ込め機能を有する構造物、系統及び機器を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、設計上必要なコンクリート壁厚であり150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁又は火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁（貫通部シール、防火扉、防火ダンパを含む。）により他の火災区域と分離する。</p> <p>火災区域の目皿は、煙等流入防止装置の設置によって、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入を防止する設計とする。</p> <p>屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、火災防護上重要な機器等を設置する区域及び重大事故等対処施設の配置を考慮するとともに火災区域外への延焼防止を考慮した管理を踏まえた区域を、火災区域として設定する。この延焼防止を考慮した管理については、運用を定める。</p> <p>火災区域の目皿は、煙等流入防止装置の設置によって、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入を防止する設計とする。</p> <p>屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、火災防護上重要な機器等を設置する区域及び重大事故等対処施設の配置を考慮するとともに火災区域外への延焼防止を考慮した管理を踏まえた区域を、火災区域として設定する。この延焼防止を考慮した管理については、運用を定める。</p> </div> <p style="text-align: center;">変更なし</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p>記載の適正化 (前頁への記載内容繰り上がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁記載内容繰り上がり)</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>処する機能を損なわれないよう、壁の設置又は隔離を行う設計とする。 潤滑油及び燃料油を内包する設備がある火災区域は、空調機器による機械換気又は自然換気を行う設計とする。 潤滑油及び燃料油を貯蔵する設備は、貯蔵量を一定時間の運転に必要な量にとどめる設計とする。</p> <p>水を内包する設備のうち気体廃棄物処理設備、体積制御タンク及びこれに関連する配管、弁は、溶接構造、ペローズ又はファイヤラムによって、漏えい防止、拡大防止及び防爆の対策を行う設計とする。</p> <p>水を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、体積制御タンク及びこれに関連する配管、弁の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能を損なわないよう、壁の設置による配置上の考慮を行う設計とし、水を内包する設備を設置する火災区域は、多重化した空調機器による機械換気を行い、水素濃度を燃焼限界濃度未満とするよう設計する。</p> <p>火災区域内へ水を内包するポンペを持ち込む場合は、火災の発生防止対策を講じる運用とする。</p> <p>火災の発生防止における水素漏えい検知は、蓄電池室及び体積制御タンク室に水素濃度検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度の4vol%の1/4以下の濃度にて中央制御室又は\squareに警報を発する設計とする。</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <p>潤滑油又は^(注4)燃料油を内包する設備がある火災区域又は火災区域^(注4)は、空調機器による機械換気又は自然換気を行う設計とする。</p> <p>潤滑油又は^(注5)燃料油を貯蔵する設備は、貯蔵量を一定時間の運転に必要な量にとどめる設計とする。</p> <p>水を内包する設備のうち気体廃棄物処理設備、体積制御タンク及びこれに関連する配管、弁は、溶接構造、ペローズ又は^(注5)ファイヤラムによって、漏えい防止、拡大防止及び防爆の対策を行う設計とする。</p> <p>水を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、体積制御タンク及びこれに関連する配管、弁の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能を損なわないよう、壁の設置による配置上の考慮を行う設計とし、水を内包する設備を設置する火災区域又は火災区域画^(注4)は、多重化した空調機器による機械換気を行い、水素濃度を燃焼限界濃度未満とするよう設計する。</p> <p>火災区域内へ水を内包するポンペを持ち込む場合は、火災の発生防止対策を講じる運用とする。</p> <p>火災の発生防止における水素漏えい検知は、蓄電池室及び体積制御タンク室に水素濃度検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度の4vol%の1/4以下の濃度にて中央制御室又は\squareに警報を発する設計とする。</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p>記載の適正化 (前頁への記載内容繰り上がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>蓄電池室の換気空調設備が停止した場合には、中央制御室又は[□]に警報を発する設計とする。また、蓄電池室には、直流通閉装置やインバータを設置しない。</p> <p>放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備を設置する火災区域には、崩壊熱による火災発生の考慮が必要な放射性物質を貯蔵しない設計とする。また、放射性物質を含む固体廃棄物である使用済イオン交換樹脂、チャコールフィルタ及びHEPAフィルタは、金属製の容器に保管する。なお、固体廃棄物としての間、金属製の容器や不燃シートに包んで保管する運用とする。</p> <p>火災の発生防止のため、可燃性の蒸気に対する対策として、火災区域において有機溶剤を使用する場合は、使用する作業場所の局所排気を行うとともに、機械換気によって、有機溶剤の滞留を防止すること及び引火点の高い潤滑油を使用する。</p> <p>火災の発生防止のため、可燃性の微粉を発生する設備及び静電気が溜まるおそれがある設備を火災区域に設置しないことにより、可燃性の微粉及び静電気が発生する火災の発生を防止する設計とする。</p> <p>火災の発生防止のため、発火源への対策として、金属製の本体内部</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <p>蓄電池室の換気空調設備が停止した場合には、中央制御室又は[□]に警報を発する設計とする。また、蓄電池室には、直流通閉装置やインバータを設置しない。</p> <p>放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備を設置する火災区域又は火災区画^(註4)には、崩壊熱による火災発生の考慮が必要な放射性物質を貯蔵しない設計とする。また、放射性物質を含む固体廃棄物である使用済イオン交換樹脂、チャコールフィルタ及びHEPAフィルタは、金属製の容器に保管する。なお、固体廃棄物として処理するまでの間、金属製の容器や不燃シートに包んで保管する運用とする。</p> <p>火災の発生防止のため、可燃性の蒸気に対する対策として、火災区域又は火災区画^(註4)において有機溶剤を使用する場合は、使用する作業場所の局所排気を行うとともに、機械換気によって、有機溶剤の滞留を防止すること及び引火点の高い潤滑油又は燃料油を使用する運用とする。</p> <p>火災の発生防止のため、可燃性の微粉を発生する設備及び静電気が溜まるおそれがある設備を火災区域又は火災区画に設置しないことにより、可燃性の微粉及び静電気が発生する火災の発生を防止する設計とする。</p> <p>火災の発生防止のため、発火源への対策として、金属製の本体内部</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>に収納し、火花が設備外部に出ない設備を設置するとともに、高温部分を保温材で覆うこと又は原子炉格納容器水素燃焼装置は通常時に電源を供給せず、高温とならない措置を行うことによつて、可燃性物質との接触防止や潤滑油等可燃物の加熱防止を行う設計とする。</p> <p>火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の電気系統は、保護継電器、遮断器によつて故障回路を早期に遮断し、過電流による過熱及び焼損を防止する設計とする。</p> <p>安全補機閉器室は、電源供給や機器状態の計測制御を行う目的のみに使用し、電気盤のみを設置する運用とする。</p> <p>火災の発生防止のため、加圧器以外の1次冷却材系統は高圧水の一相流とし、また、加圧器内も運転中は常に1次冷却材と蒸気を平衡状態とすることで、放射線分解により発生する水素や酸素の濃度が高い状態で滞留、蓄積することを防止する設計とする。</p> <p>重大事故時の原子炉格納容器内及びアニュラス内の水素については、重大事故等対処施設にて、蓄積防止対策を行う設計とする。</p> <p>b. 不燃性材料又は難燃性材料の使用 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）を使用する設計、若し</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <p>に収納し、火花が設備外部に出ない設備を設置するとともに、高温部分を保温材で覆うこと又は原子炉格納容器水素燃焼装置は通常時に電源を供給せず、高温とならない措置を行うことによつて、可燃性物質との接触防止や潤滑油等可燃物の加熱防止を行う設計とする。</p> <p>火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の電気系統は、保護継電器、遮断器によつて故障回路を早期に遮断し、過電流による過熱及び焼損を防止する設計とする。</p> <p>安全補機閉器室は、電源供給や機器状態の計測制御を行う目的のみに使用し、電気盤のみを設置する運用とする。</p> <p>火災の発生防止のため、加圧器以外の1次冷却材系統は高圧水の相流とし、また、加圧器内も運転中は常に1次冷却材と蒸気を平衡状態とすることで、放射線分解により発生する水素や酸素の濃度が高い状態で滞留、蓄積することを防止する設計とする。</p> <p>重大事故時の原子炉格納容器内及びアニュラス内の水素については、重大事故等対処施設にて、蓄積防止対策を行う設計とする。</p> <p>b. 不燃性材料又は難燃性材料の使用 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）を使用する設計、若し</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>くは、当該構造物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該構造物、系統及び機器における火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、機器、配管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、ステンレス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の金属材料又はコンクリート等の不燃性材料を使用する設計とするが、配管のバックキンは、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるため、金属で覆われた狭径部に設置し直接火炎に晒されることのない設計とする。また、金属に覆われた機器の駆動部の潤滑油並びに金属で覆われた機器躯体内部に設置する電気配線は、機器躯体内部の設置によって、発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料でない材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する保温材は、原則、平成 12 年建設省告示第 1400 号に定められたもの又は建築基準法に基づき認定を受けた不燃材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の内装材は、平成 12 年建設省告示第 1400 号に定められた不燃材料、建築基準法に基づき認定を受けた不燃材料又はこれと同等の性能を有することを試験により確認した不燃性材料並びに消防法に基</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <p>を有するもの（以下「代替材料」という。）を使用する設計、若しくは、当該構造物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該構造物、系統及び機器における火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、機器、配管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、ステンレス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の金属材料又はコンクリート等の不燃性材料を使用する設計とするが、配管のバックキンは、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるため、金属で覆われた狭径部に設置し直接火炎に晒されることのない設計とする。また、金属に覆われた機器の駆動部の潤滑油及び^(注①)金属で覆われた機器躯体内部に設置する電気配線は、機器躯体内部の設置によって、発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料でない材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する保温材は、原則、平成 12 年建設省告示第 1400 号に定められたもの又は建築基準法に基づき認定を受けた不燃材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等又は^(注②)重大事故等対処施設を設置する建屋の内装材は、平成 12 年建設省告示第 1400 号に定められた不燃材料、建築基準法に基づき認定を受けた不燃材料又はこれと同等の性能を有することを試験により確認した不燃性材料並びに消防法に基</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>づく防炎物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。ただし、原子炉格納容器内部コンクリートの表面に塗布するコーティング剤は、不燃材料であるコンクリートに塗布すること、火災により燃焼し難く著しい燃焼をしないこと、加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらず他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないこと、並びに原子炉格納容器内に設置する原子炉の安全停止に必要な機器等及び重大事故等対処施設は不燃性又は難燃性の材料を使用し、その周辺における可燃物を管理する運用とすることから、難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>また、中央制御室の床面は、防炎性を有するカーペットを使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブルは、原則、自己消火性を確認する UL1581 (Fourth Edition) 1080, VW-1 垂直燃焼試験並びに延焼性を確認する IEEE Std 383-1974 垂直トレイ燃焼試験又は IEEE Std 1202-1991 垂直トレイ燃焼試験によって、自己消火性及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用する設計とするが、核計装ケーブル、放射線監視設備用ケーブル及び通信連絡設備の専用ケーブルのように実証試験により延焼性等が確認できないケーブルは、難燃ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルとするか、難燃ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルの使用が技術上困難な場合は、当該ケーブルの火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災が発</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <p>性能を有することを試験により確認した不燃性材料並びに消防法に基づき防炎物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。ただし、原子炉格納容器内部コンクリートの表面に塗布するコーティング剤は、不燃材料であるコンクリートに塗布すること、火災により燃焼し難く著しい燃焼をしないこと、加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらず他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないこと、並びに原子炉格納容器内に設置する原子炉の安全停止に必要な機器等及び重大事故等対処施設は不燃性又は難燃性の材料を使用し、その周辺における可燃物を管理する運用とすることから、難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>また、中央制御室の床面は、防炎性を有するカーペットを使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等又はは^(注1)重大事故等対処施設に使用するケーブルは、原則、自己消火性を確認する UL1581 (Fourth Edition) 1080, VW-1 垂直燃焼試験並びに延焼性を確認する IEEE Std 383-1974 垂直トレイ燃焼試験又は IEEE Std 1202-1991 垂直トレイ燃焼試験によって、自己消火性及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用する設計とする。^(注1)核計装ケーブル、放射線監視設備用ケーブル及び通信連絡設備の専用ケーブルのように実証試験により延焼性等が確認できないケーブルは、難燃ケーブルと同等以上の性能^(注1)を有するケーブルを使用する設計^(注1)とするか、難燃ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルの使用が技術上困難な場合は、当該ケーブルの火災防護上重要な機器等又はは^(注1)重大事故等対処施設に使用するケーブルは、原則、自己消火性を確認する UL1581 (Fourth Edition) 1080, VW-1 垂直燃焼試験並びに延焼性を確認する IEEE Std 383-1974 垂直トレイ燃焼試験又は IEEE Std 1202-1991 垂直トレイ燃焼試験によって、自己消火性及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用する設計とする。</p> <p>また、中央制御室の床面は、防炎性を有するカーペットを使用する設計とする。</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、換気空調設備のフィルタは、チャコールフィルタを除き、「JIS L 1091（繊維製品の燃焼性試験方法）」又は「JACA No. 11A（空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針（公益社団法人 日本空気清浄協会）」を満足する難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、屋内の変圧器及び遮断器は、可燃性物質である絶縁油を内包していないものを使用する設計とする。</p> <p>c. 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止 落雷によって、発電用原子炉施設内の構築物、系統及び機器に火災が発生しないように、避雷設備を設置する設計とする。 火災防護上重要な機器等は、耐震クラスに応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とともに、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に従い、耐震クラスに応じた耐震設計とする。 重大事故等対処施設は、施設の区分に応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とともに、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に従い、施設の区分に応じた耐震設計とする。 重大事故等対処施設は、森林火災から、防火帯による防護又は</p>	<p>該ケーブルの火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、換気空調設備のフィルタは、チャコールフィルタを除き、「JIS L 1091（繊維製品の燃焼性試験方法）」又は「JACA No. 11A（空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針（公益社団法人 日本空気清浄協会）」を満足する難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、屋内の変圧器及び遮断器は、可燃性物質である絶縁油を内包していないものを使用する設計とする。</p> <p>c. 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止 落雷によって、発電用原子炉施設内の構築物、系統及び機器に火災が発生しないように、避雷設備を設置する設計とする。 火災防護上重要な機器等は、耐震クラスに応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とともに、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に従い、耐震クラスに応じた耐震設計とする。 重大事故等対処施設は、施設の区分に応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とともに、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に従い、施設の区分に応じた耐震設計とする。</p>	<p>記載の適正化 （前頁記載内容繰り下がり）</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 （次頁への記載内容繰り下がり）</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>に設置することにより、火災発生防止を講じる設計とし、竜巻（風（台風）を含む。）から、竜巻飛来物防護対策設備の設置、空冷式非常用発電装置の固縛、潤滑油又は燃料油を内包した車両の衝突防止を考慮して実施する。燃料油又は潤滑油が漏えいした場合の拡大防止対策、建屋内及び電装置の燃料油が漏えいした場合の拡大防止対策、建屋内及びに設置することにより、火災の発生防止を講じる設計とする。地すべりについては、安全施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能に影響を及ぼすおそれがないことを影響評価で確認すること、火災の発生防止を行う設計とする。</p> <p>(2) 火災の感知及び消火 火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。</p> <p>ただし、燃料取替用水ピットエリア及び復水ピットエリアは、当該エリアにおいて火災が発生した場合でも、同一火災区画及び隣接火災区画に設置されている設計基準対象施設が火災によりその安全性が損なわれないこと、並びに重大事故等対処施設が火災によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないことから、火災感知設備及び消火設備を設置しない設計とする。</p> <p>火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、地震時及び地震後においても、火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を保持する設計とする。具体的には、機器の構造強度の確認、加振試験又は解析・評価による</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <p>重大事故等対処施設は、森林火災^(注15)に対し、防火帯による防護又はに設置することにより、火災発生防止を講じる設計とし、竜巻（風（台風）を含む。）に対し、竜巻飛来物防護対策設備の設置、空冷式非常用発電装置の固縛、潤滑油又は燃料油を内包した車両の衝突防止を考慮して実施する。燃料油又は空冷式非常用発電装置の潤滑油又は燃料油が漏えいした場合の拡大防止対策並びに建屋内又はに設置することにより、火災の発生防止を講じる設計とする。地すべりについては、安全施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能に影響を及ぼすおそれがないことを影響評価で確認すること、火災の発生防止を行う設計とする。</p> <p>(2) 火災の感知及び消火 火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。</p> <p>ただし、燃料取替用水ピットを設置する火災区画及び復水ピットを配置する火災区画は、当該火災区画において火災が発生した場合でも、同一火災区画及び隣接火災区画に設置されている設計基準対象施設が火災によりその安全性が損なわれないこと、並びに重大事故等対処施設が火災によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないことから、火災感知設備及び消火設備を設置しない設計とする。</p> <p>火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、地震時及</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>変更前</p> <p>機能保持の確認結果を踏まえ、火災感知設備及び消火設備全体としての機能が保持される設計とする。</p> <p>a. 火災感知設備</p> <p>火災感知設備のうち火災感知器（「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」(以下同じ。))は、火災区域又は火災区画における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流の環境条件、予想される火災の性質（急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇）を考慮し、火災を早期に感知できるよう、固有の信号を発生するアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、アナログ式の炎が検出する赤外線又は紫外線を感知するため、煙や熱が感知器に到達する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性がある炎感知器から異なる種類の火災感知器を組み合わせて設置する設計を基本とする。</p>	<p>変更後</p> <p>機能保持の確認結果を踏まえ、火災感知設備及び消火設備全体としての機能が保持される設計とする。</p> <p>a. 火災感知設備</p> <p>火災感知設備として、火災感知器（「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」(以下同じ。))及び火災受信機盤（「3・4号機共用、3号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」(以下同じ。))を配置し、火災区域又は火災区画の火災に対し、火災を早期に感知する設計とする。</p> <p>(a) 火災感知器の選定、誤作動の防止及び組合せ</p> <p>火災感知設備のうち火災感知器は、火災区域又は火災区画における環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置）を考慮し、使用可能な感知器及び感知器と同等の機能を有する機器（以下「検出装置」という。）を選定の上、それぞれの感知器及び検出装置（以下「感知器等」という。）について誤作動を防止するための方策を検討し、その中から設置場所ごとに異なる感知方式の感知器等の組合せを選択する方針とする。</p> <p>感知器には、アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、炎感知器が発する赤外線又は紫外線を感知するため、煙や熱が感知器に到達する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性があるアナログ式でない炎感知器に加え、広範囲の空間監視に適したアナログ式でない煙感知器（光電分離型）、放射線量が高い場所で使用可能なアナログ式及び重</p> <p>変更前</p> <p>び地震後においても、火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じた、機能を保持する設計とする。具体的には、機器の構造強度の確認、加振試験又は解析・評価による機能保持の確認結果を踏まえ、火災感知設備及び消火設備全体としての機能が保持される設計とする。</p> <p>a. 火災感知設備</p> <p>(a) 火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備の設計^(注18)</p> <p>火災感知設備のうち火災感知器（「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」(以下同じ。))は、火災区域又は火災区画における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流の環境条件、予想される火災の性質（急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇）を考慮し、火災を早期に感知できるよう、固有の信号を発生するアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、アナログ式の炎が検出する赤外線又は紫外線を感知するため、煙や熱が感知器に到達する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性がある炎感知器から異なる種類の火災感知器を組み合わせて設置する設計を基本とする。</p>	<p>備考</p> <p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>グ式でない熱感知器（スポット型又は差動分布型、以下、注記なき場合はスポット型を示す。）、風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式の防水型の熱感知器、引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の煙感知器及びアナログ式でない防爆型の熱感知器を選定する設計とする。</p> <p>また、検出装置には、アナログ式の煙感知器と同等の機能を有する検出装置として放射線量が高い場所で使用可能な空気吸引式の煙検出装置、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の熱検出装置、長距離にわたってケーブルが敷設される場所の火災感知に適した光ファイバー式熱検出装置及び風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適した熱サーモカメラを選定し、アナログ式でない炎感知器と同等の機能を有する検出装置として風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式でない防水型の炎検出装置及び引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の炎検出装置を選定する設計とする。</p> <p>感知器等は、誤作動を防止するため、平常時の状況（温度、煙の濃度）を監視し、かつ漏水現象（急激な温度や煙の濃度上昇）を把握することができるアナログ式の感知器を優先して使用することを基本とし、感知方式の特性及び設置場所における環境条件（温度</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <p>なる感知方式の感知器等の組合せを選定する方針とする。</p> <p>感知器には、アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、炎が検出される赤外線又は紫外線を感知するため、煙や熱が感知器に到達する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性があるアナログ式でない炎感知器に加え、広範囲の空間監視に適したアナログ式でない煙感知器（光電分離型）、放射線量が高い場所で使用可能なアナログ式でない熱感知器（スポット型又は差動分布型、以下、注記なき場合はスポット型を示す。）、風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式の防水型の熱感知器、引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の煙感知器及びアナログ式でない防爆型の熱感知器を選定する設計とする。</p> <p>また、検出装置には、アナログ式の煙感知器と同等の機能を有する検出装置として放射線量が高い場所で使用可能な空気吸引式の煙検出装置、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の熱検出装置、長距離にわたってケーブルが敷設される場所の火災感知に適した光ファイバー式熱検出装置及び風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適した熱サーモカメラを選定し、アナログ式でない炎感知器と同等の機能を有する検出装置として風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式でない防水型の炎検出装置及び引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の炎検出装置を選定する設計とする。</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>アナログ式の煙感知器は蒸気等が充満する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>アナログ式でない炎感知器の誤作動を防止するため、アナログ式でない炎感知器を屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近傍にない箇所に設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を防ぐ遮光板の設置や防水型を採用する設計とする。</p> <p>なお、基本設計のとおりに火災感知器を設置できない箇所は、環境条件を考慮し、アナログ式でない熱感知器、防爆型の熱感知器、防爆型の炎感知器、熱を感知できる光ファイバケーブルを設置する設計とする。</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <p>感知器等は、誤作動を防止するため、平常時の状況（温度、煙の濃度）を監視し、かつ、火災現象（急激な温度や煙の濃度上昇）を把握することができるアナログ式の感知器を優先して使用することを基本とし、感知方式の特性及び設置場所における環境条件（温度、湿度）を考慮し、煙の濃度（塵埃及び水蒸気の影響を含む。）、外光の影響）を考慮し、以下のとおり設計する。</p> <p>煙感知方式のアナログ式の煙感知器、アナログ式でない煙感知器（光電分離型）及びアナログ式でない防爆型の煙感知器は塵埃及び水蒸気の影響を受けない場所に設置し、空気吸引式の煙検出装置は配管の空気吸引口を塵埃を吸込みにくい場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>熱感知方式のアナログ式の熱感知器、アナログ式の防水型の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない防爆型の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない防爆型の熱感知器、アナログ式でない防爆型の熱感知器及び熱サーモカメラは、作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定し、誤作動を防止する設計とする。また、アナログ式でない熱感知器（差動分布型）は、加熱源となる設備の近傍等、急激な温度変化がない場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>炎感知方式のアナログ式でない炎感知器、アナログ式でない防水型の炎検出装置及びアナログ式でない防爆型の炎検出装置は、赤外線を感知する方式と紫外線を感知する方式のうち、炎特有の性質を検出することで誤作動が少ない赤外線方式を採用し、外光が当たらず高温物体が近傍にない屋内の場所、あるいは遮光板を視野角に影響がないように設置し、太陽光の影響を防ぐことができる屋外の場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>感知器等の組合せについては、設置場所ごとに予想される火災の性質（急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇）及び環</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置）を考慮し、火災を早期に感知できるよう、上記の方針で選定し、誤作動の防止を検討した感知器等の中から固有の信号を発する異なる感知方式の感知器等を選択する設計とする。各感知方式においては、感知器を検出装置より優先して選択するものとする。</p> <p>(b) 火災感知器の設置方法</p> <p>上記の「(a) 火災感知器の選定、誤作動の防止及び組合せ」にて選択する感知器等の設置に当たり、感知器については消防法施行規則第23条第4項に従い、検出装置については同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び受信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。また、感知器の設置方法については、火災予防上支障がないことを確認した上で、以下のi.からiii.に掲げる方法についても適用する設計とする。</p> <p>i. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に感知器があるときに、一定の範囲を限度として、感知器の設置を行わない方法</p> <p>ii. 感知器の設置面から換気口等の空気吹出し口までの鉛直距離が1m以上あるときに、感知器と空気吹出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>iii. 空気吹出し口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <p>検出することで誤作動が少ない赤外線方式を採用し、外光が当たらず高温物体が近傍にない屋内の場所、あるいは遮光板を視野角に影響がないように設置し、太陽光の影響を防ぐことができる屋外の場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>感知器等の組合せについては、設置場所ごとに予想される火災の性質（急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇）及び環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置）を考慮し、火災を早期に感知できるよう、上記の方針で選定し、誤作動の防止を検討した感知器等の中から固有の信号を発する異なる感知方式の感知器等を選択する設計とする。各感知方式においては、感知器を検出装置より優先して選択するものとする。</p> <p>(b) 火災感知器の設置方法</p> <p>上記の「(a) 火災感知器の選定、誤作動の防止及び組合せ」にて選択する感知器等をそれぞれ設置するに当たり、感知器については消防法施行規則第23条第4項に従い、検出装置については同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び受信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置するものとする。また、感知器の誤作動を防止するための方策を講じる設計とする。また、感知器の設置方法については、火災の感知に支障がないことを確認した上</p> <p style="text-align: center;">変更前</p> <p>視野角への影響を考慮した太陽光の影響を防ぐ遮光板の設置や防水型を採用する設計とする。</p> <p>なお、基本設計のおりに火災感知器を設置できない箇所は、環境条件を考慮し、アナログ式でない熱感知器、防塵型の熱感知器、防塵型の炎感知器、熱を感知できる光ファイバケーブルを設置する設計とする。</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり (03-II-8-4-3-16、03-II-8-4-3-17 同様に記載内容繰り下がり))</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>変更前</p> <p>火災感知器を設置しない。</p> <p>火災感知設備のうち火災受信機盤（「3・4号機共用、3号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。）」は、作動した火災感知器を1つずつ特定できるアナログ式の受信機とし、中央制御室において常時監視できる設計とする。</p> <p>なお、重大事故等に対処する場合は考慮して、緊急時対策所及び^(注19)において常時監視できる設計とする。</p> <p>火災感知設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても火災の感知を可能とするため、ディーゼル発電機又は代替電源並びに^(注20)から電力が供給開始されるまでの容量を有した消防法を満足する蓄電池を設け、原子炉の安全停止に必要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、非常用電源からの受電も可能な設計とする。</p> <p>火災区域又は火災区画の火災感知設備は、自然現象のうち凍結、風水害、地震によっても、機能を保持する設計とする。</p> <p>屋外に設置する火災感知設備は、外気温度が-10℃まで低下しても使用可能な火災感知器を設置する。</p> <p>屋外の火災感知設備は、火災感知器の予備を保有し、風水害の影響を受けた場合にも、早期に取替えを行うことにより性能を回復する設計とする。</p>	<p>変更後</p> <p>火災感知設備の設計上の考慮</p> <p>火災感知設備のうち火災受信機盤は、感知器等の設置場所を1つずつ特定することにより火災の発生場所を特定することができる機能を有するものとし、中央制御室において常時監視できる設計とする。</p> <p>火災感知設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても火災の感知を可能とするため、ディーゼル発電機又は代替電源並びに^(注19)から電力が供給開始されるまでに必要な容量を有し、消防法を満足する蓄電池を設け、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、非常用電源からの受電も可能な設計とする。</p> <p>火災区域又は火災区画の火災感知設備は、自然現象のうち凍結、風水害、地震によっても、機能を保持する設計とする。</p> <p>屋外に設置する感知器等は、外気温度が-10℃まで低下しても使用可能なものを設置する。</p> <p>屋外の火災感知設備は、感知器等の予備を保有し、風水害の影響を受けた場合にも、早期に取替えを行うことにより性能を回復する設計とする。</p>	<p>備考</p> <p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>b. 消火設備 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画には、設備の破損、誤動作又は誤操作により消火剤が放出されても、原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に対処するために必要な機能を有する電気及び機械設備に影響を与えない消火設備を設置する。消火設備として、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる場合は、自動消火設備又は中央制御室で手動操作可能な固定式消火設備であるスプリンクラー（「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。）、全域ハロン消火設備（「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。）、局所ハロン消火設備、ケープトレイ消火設備、二酸化炭素消火設備、エアロゾル消火設備（「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。）、水噴霧消火設備（「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。）、フロアケーブダクト消火設備（「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。）、遠隔放水装置（「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。）により消火を行う設計とし、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない場合は、自動消火設備である海水ポンプの二酸化炭素消火設備並びに可搬型の消火器又は消火栓により消火を行う設計とする。</p> <p>ただし、燃料取替用水ピットエリア及び復水ピットエリアは、可燃物を置かず発火源がないことから、火災が発生するおそれはない。</p>	<p>b. 消火設備 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画には、設備の破損、誤動作又は誤操作により消火剤が放出されても、原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に対処するために必要な機能を有する電気及び機械設備に影響を与えない消火設備を設置する。消火設備として、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる場合は、自動消火設備又は中央制御室で手動操作可能な固定式消火設備であるスプリンクラー（「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。）、全域ハロン消火設備（「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。）、局所ハロン消火設備、ケープトレイ消火設備、二酸化炭素消火設備、エアロゾル消火設備（「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。）、水噴霧消火設備（「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。）、フロアケーブダクト消火設備（「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。）、遠隔放水装置（「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。）により消火を行う設計とし、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない場合は、自動消火設備である海水ポンプの二酸化炭素消火設備並びに可搬型の消火器又は消火栓により消火を行う設計とする。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>
<p>b. 消火設備 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画には、設備の破損、誤動作又は誤操作により消火剤が放出されても、原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に対処するために必要な機能を有する電気及び機械設備に影響を与えない消火設備を設置する。消火設備として、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる場合は、自動消火設備又は中央制御室で手動操作可能な固定式消火設備であるスプリンクラー（「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。）、全域ハロン消火設備（「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。）、局所ハロン消火設備、ケープトレイ消火設備、二酸化炭素消火設備、エアロゾル消火設備（「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。）、水噴霧消火設備（「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。）、フロアケーブダクト消火設備（「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。）、遠隔放水装置（「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。）により消火を行う設計とし、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない場合は、自動消火設備である海水ポンプの二酸化炭素消火設備並びに可搬型の消火器又は消火栓により消火を行う設計とする。</p> <p>ただし、燃料取替用水ピットエリア及び復水ピットエリアは、可燃物を置かず発火源がないことから、火災が発生するおそれはない。</p>	<p>b. 上記 a. 項を除く火災区域又は火災区画の火災感知設備の設計 変更なし</p>	<p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>変更前</p> <p>く、消火設備を設置しない。</p> <p>スプリンクラーは、消火対象が放水範囲内に入る設計とし、動作後は消火状況の確認、消火状況を踏まえた消火活動の実施、プラント運転状況の確認を行う運用とする。</p> <p>原子炉格納容器は、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない場合は、早期に消火が可能である消火要員による消火を行うが、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響のため、消火要員による消火活動が困難である場合は、原子炉格納容器スプレイ設備による消火を行う設計とする。</p> <p>フロアケーブダクトを除く中央制御室及び中央制御盤は、常駐運転員による早期の消火を行う設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、以下の設計を行う。</p> <p>(a) 消火設備の消火剤の容量</p> <p>消火設備の消火剤は、想定される火災の性質（急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇）に応じた十分な容量を配備するために、スプリンクラー、全滅ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備、水噴霧消火設備及びフロアケーブダクト消火設備については消防火災規則に基づき消火剤を配備する設計とする。</p> <p>また、ケーブダクト消火設備の消火剤は、実証試験により消火性能を確認した試験の消火剤濃度以上となる容量以上を確保するよ</p>	<p>変更後</p> <p>スプリンクラーは、消火対象が放水範囲内に入る設計とし、動作後は消火状況の確認、消火状況を踏まえた消火活動の実施、プラント運転状況の確認を行う運用とする。</p> <p>原子炉格納容器は、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない場合は、早期に消火が可能である消火要員による消火を行うが、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響のため、消火要員による消火活動が困難である場合は、原子炉格納容器スプレイ設備による消火を行う設計とする。</p> <p>フロアケーブダクトを除く中央制御室及び中央制御盤は、常駐運転員による早期の消火を行う設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、以下の設計を行う。</p> <p>(a) 消火設備の消火剤の容量</p> <p>消火設備の消火剤は、想定される火災の性質（急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇）に応じた十分な容量を配備するために、スプリンクラー、全滅ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備、水噴霧消火設備及びフロアケーブダクト消火設備については消防火災規則に基づき消火剤を配備する設計とする。</p> <p>また、ケーブダクト消火設備の消火剤は、実証試験により消火性能を確認した試験の消火剤濃度以上となる容量以上を確保するよ</p> <p>変更前</p> <p>でない炎感知器を屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近傍にない箇所に設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を防ぐ遮光板の設置や防水型を採用する設計とする。</p> <p>火災感知設備のうち火災受信機盤は、作動した火災感知器を1つずつ特定できるアナログ式の受信機とし、中央制御室において常時監視できる設計とする。</p> <p>また、重大事故等に対処する場合を考慮して、緊急時対策所及び[]においても中央制御室の火災受信機盤における感知器の動作状況を監視できる設計とする。</p> <p>火災感知設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても火災の感知を可能とするため、非常用電源である[]から電力が供給開始されるまでに必要な容量を有した消防法を満足する蓄電池を設け、所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、非常用電源からの受電も可能な設計とする。</p> <p>火災区域又は火災区画の火災感知設備は、自然現象のうち凍結、風水害、地震によっても、機能を保持する設計とする。^(注18)</p> <p>b. 消火設備</p> <p>火災防護上重要な機器等又は^(注19)重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画には、設備の破損、誤動作又は誤操作により消火剤が放出され、原子炉を安全に停止させるための機能又は</p>	<p>備考</p> <p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり (03-II-8-4-3-21 同様に記載内容繰り下がり))</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>変更前</p> <p>う設計する。エアロゾル消火設備の消火剤は、UL2775(Fixed Condensed Aerosol Extinguishing System Units) で要求された消火剤濃度以上となる容量以上を確保する設計とする。速隔放水装置は、試験により消火対象空間全域に放水可能なよう設計する。</p> <p>消火用水供給系の水源である淡水タンク (「1・2・3・4号機共用」(以下同じ。))、地震等により淡水タンクが使用できない場合に使用する消火水バッキングアップタンク (「3・4号機共用」(以下同じ。)) は、スプリングラターの最大放水量で、消火を2時間継続した場合の水量(260m³)を確保する設計とする。</p> <p>屋内消火栓及び屋外消火栓の容量は、消防法施行令に基づき設計する。なお、速隔放水装置については、屋内消火栓に要求される放水量以上の容量を確保するよう設計する。</p> <p>(b) 消火設備の系統構成</p> <p>イ. 消火用水供給系の多重性又は多様性</p> <p>消火用水供給系は、電動消火ポンプ (「3・4号機共用」(以下同じ。))、ディーゼル消火ポンプ (「1・2・3・4号機共用」(以下同じ。)) 及び廃棄物庫消火ポンプ (「1・2・3・4号機共用」(以下同じ。)) の設置による多様性並びに水源である淡水タンク2基の設置による多重性を有する設計とする。</p> <p>また、地震等により淡水タンクが使用できない場合に備え、2台の消火水バッキングアップポンプ (「3・4号機共用」(以下同じ。))、6基の消火水バッキングアップタンクの設置により多重性を有する設計とする。</p>	<p>変更後</p> <p>う設計する。エアロゾル消火設備の消火剤は、UL2775(Fixed Condensed Aerosol Extinguishing System Units) で要求された消火剤濃度以上となる容量以上を確保する設計とする。速隔放水装置は、試験により消火対象空間全域に放水可能なよう設計する。</p> <p>消火用水供給系の水源である淡水タンク (「1・2・3・4号機共用」(以下同じ。))、地震等により淡水タンクが使用できない場合に使用する消火水バッキングアップタンク (「3・4号機共用」(以下同じ。)) は、スプリングラターの最大放水量で、消火を2時間継続した場合の水量(260m³)を確保する設計とする。</p> <p>屋内消火栓及び屋外消火栓の容量は、消防法施行令に基づき設計する。なお、速隔放水装置については、屋内消火栓に要求される放水量以上の容量を確保するよう設計する。</p> <p>(b) 消火設備の系統構成</p> <p>イ. 消火用水供給系の多重性又は多様性</p> <p>消火用水供給系は、電動消火ポンプ (「3・4号機共用」(以下同じ。))、ディーゼル消火ポンプ (「1・2・3・4号機共用」(以下同じ。)) 及び廃棄物庫消火ポンプ (「1・2・3・4号機共用」(以下同じ。)) の設置による多様性並びに水源である淡水タンク2基の設置による多重性を有する設計とする。</p> <p>また、地震等により淡水タンクが使用できない場合に備え、2台の消火水バッキングアップポンプ (「3・4号機共用」(以下同じ。))、6基の消火水バッキングアップタンクの設置により多重性を有する設計とする。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p> <p>(頁番号の変更)</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>原子炉格納容器スプレイ設備は、地震等により淡水タンクが使用できない場合に備え、2 台の多重性を有する格納容器スプレイポンプ、1 基の燃料取替用水ピットを設置する設計とする。静的機器である燃料取替用水ピットは、原子炉格納容器スプレイ設備による消火時間を考慮した容量とする。</p> <p>ロ. 系統分離に応じた独立性 火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルの相互の系統分離を行うために設置する自動消火設備であるスプリンクラー、全域ハロゲン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備、ケーブルトレイ消火設備及びフロアケーブルトレイ消火設備は、動的機器の単一故障を想定したスプリンクラーの予作動弁の多重化又は火災防護対象機器の系列ごとに消火設備を設置することによって、系統分離に応じた独立性を有する設計とする。</p> <p>ハ. 消火用水の優先供給 火災発生時において、消火用水供給系は、所内用水系と共用しない運用により、消火を優先する設計とする。具体的には、水源である淡水タンク及び消火水バッキングアップタンクには、「(a) 消火設備の消火剤の容量」に示す最大放水量に対して十分な容量を確保し、必要に応じて所内用水系を隔離等の運用により、消火を優先する設計とする。</p> <p>(c) 消火設備の電源確保</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <p>原子炉格納容器スプレイ設備は、地震等により淡水タンクが使用できない場合に備え、2 台の多重性を有する格納容器スプレイポンプ、1 基の燃料取替用水ピットを設置する設計とする。静的機器である燃料取替用水ピットは、原子炉格納容器スプレイ設備による消火時間を考慮した容量とする。</p> <p>ロ. 系統分離に応じた独立性 火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルの相互の系統分離を行うために設置する自動消火設備であるスプリンクラー、全域ハロゲン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備、ケーブルトレイ消火設備及びフロアケーブルトレイ消火設備は、動的機器の単一故障を想定したスプリンクラーの予作動弁の多重化又は火災防護対象機器の系列ごとに消火設備を設置することによって、系統分離に応じた独立性を有する設計とする。</p> <p>ハ. 消火用水の優先供給 火災発生時において、消火用水供給系は、所内用水系と共用しない運用により、消火を優先する設計とする。具体的には、水源である淡水タンク及び消火水バッキングアップタンクには、「(a) 消火設備の消火剤の容量」に示す最大放水量に対して十分な容量を確保し、必要に応じて所内用水系を隔離等の運用により、消火を優先する設計とする。</p> <p>(c) 消火設備の電源確保</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>変更前</p> <p>ディーゼル消火ポンプは、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時にも起動できるように、蓄電池により電源が確保される設計とする。</p> <p>消火水バックアップポンプ及び原子炉格納容器スプレイ設備は、非常用電源又は代替電源から受電することで、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても機能を失わない設計とする。</p> <p>スプリンクラー、全域ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備、フロアケーブルダクト消火設備及び遠隔放水装置は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時にも設備の動作に必要な電流が蓄電池により確保される設計とする。</p> <p>(d) 消火設備の配置上の考慮 イ. 火災による二次的影響の考慮</p> <p>スプリンクラーは、閉鎖型のスプリンクラーヘッドの採用、ケーブルトレイへのシール対策により、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p> <p>全域ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備及びフロアケーブルダクト消火設備は、電気絶縁性の高い消火剤の採用により、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p>	<p>変更後</p> <p>(b) 系統分離に応じた独立性 変更なし</p> <p>(c) 消火用水の優先供給 火災発生時において、消火用水供給系は、所内用水系と共用しない運用により、消火を優先する設計とする。具体的には、水源である淡水タンク及び消火水バックアップタンクには、「a」消火設備の消火剤の容量」に示す最大放水量に対して十分な容量を確保し、必要に応じて所内用水系を隔離等の運用により、消火を優先する設計とする。</p> <p>c. 消火設備の電源確保 変更なし</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>ケーブルトレイ消火設備及びエアロゾル消火設備は、電気絶縁性が高い消火剤の採用、ケーブルトレイ内又は電気盤内に消火剤を留める設計により、火災が発生しない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p> <p>水噴霧消火設備及び遠隔放水装置は、消火剤として放射性廃棄物の閉じ込め機能に影響を及ぼさないよう、水を採用することにより、火災が発生しない火災防護上重要な機器等が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p> <p>また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさないよう、ガス消火設備のボンベ及び制御盤は、消防法施行規則に基づき、消火対象空間に設置しない設計とする。</p> <p>ガス消火設備のボンベは、火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないよう、ボンベに接続する安全弁によりボンベの過圧を防止する設計とする。</p> <p>ロ、管理区域内からの放出消火剤の流出防止 管理区域内で放出した消火水は、放射性物質を含むおそれがある場合には、管理区域外への流出を防止するため、各フロアの目皿や配管により回収し、液体廃棄物処理設備で処理する設計とする。</p> <p>ハ、消火栓の配置</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <p>全交流動力電源喪失時においても機能を失わない設計とする。 スプリングラシー、全域ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備、フロアケーブルダクト消火設備及び遠隔放水装置は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時にも設備の動作に必要な電流が蓄電池により確保される設計とする。</p> <p>(d) 消火設備の配置上の考慮 イ、火災による二次的影響の考慮 スプリングラシーは、閉鎖型のスプリングラシーへの採用、ケーブルトレイへのシール対策により、火災が発生しない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p> <p>全域ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備及びフロアケーブルダクト消火設備は、電気絶縁性の高い消火剤の採用により、火災が発生しない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p> <p>ケーブルトレイ消火設備及びエアロゾル消火設備は、電気絶縁性が高い消火剤の採用、ケーブルトレイ内又は電気盤内に消火剤を留める設計により、火災が発生しない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p> <p>d. 消火設備の配置上の考慮 (a) 火災による二次的影響の考慮 変更なし</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>変更前</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火栓は、消防法施行令に準拠し、屋内消火栓又は屋外消火栓を設置する。</p> <p>(e) 消火設備の警報 イ. 消火設備の故障警報 ディーゼル消火ポンプ、電動消火ポンプ、廃棄物車消火ポンプ、消火水バックアップポンプ、全城ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、スプリングラワー、二酸化炭素消火設備、ケープルトレイ消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備、フロアケーブールドラクト消火設備及び遠隔放水装置は、設備異常の故障警報を中央制御室又は[]に発する設計とする。</p> <p>ロ. 固定式ガス消火設備の退出警報 固定式ガス消火設備として設置する全城ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備、フロアケーブールドラクト消火設備は、動作前に運転員その他の従事者の退出ができるように警報を発する設計とする。</p> <p>(f) 消火設備に対する自然現象の考慮 イ. 凍結防止対策 外気温度が約0℃まで低下した場合に、屋外の消火設備の凍結防止を目的として、屋外消火栓を微開し通水する運用を定め、気温の低下時における消火設備の機能及び性能を維持する設計とする。</p>	<p>変更後</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火栓は、消防法施行令に準拠し、屋内消火栓又は屋外消火栓を設置する。</p> <p>(e) 消火設備の警報 イ. 消火設備の故障警報 ディーゼル消火ポンプ、電動消火ポンプ、廃棄物車消火ポンプ、消火水バックアップポンプ、全城ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、スプリングラワー、二酸化炭素消火設備、ケープルトレイ消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備、フロアケーブールドラクト消火設備及び遠隔放水装置は、設備異常の故障警報を中央制御室又は[]に発する設計とする。</p> <p>ロ. 固定式ガス消火設備の退出警報 固定式ガス消火設備として設置する全城ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備、フロアケーブールドラクト消火設備は、動作前に運転員その他の従事者の退出ができるように警報を発する設計とする。</p> <p>(f) 消火設備に対する自然現象の考慮 イ. 凍結防止対策 外気温度が約0℃まで低下した場合に、屋外の消火設備の凍結防止を目的として、屋外消火栓を微開し通水する運用を定め、気温の低下時における消火設備の機能及び性能を維持する設計とする。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>変更前</p> <p>ロ. 風水害対策 ディーゼル消火ポンプ、電動消火ポンプ、廃棄物庫消火ポンプ、消火水バックアップポンプ、スプリングラー、全城ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備（ディーゼル発電機室）、ケーブルトレイ消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備、フロアケーブルダクト消火設備及び遠隔放水装置は、風水害により機能及び性能が阻害されないよう、屋内に設置する。 屋外に設置する消火設備は、風水害により機能及び性能が阻害されないよう、浸水防止対策を講じる設計とする。</p> <p>ハ. 地盤変位対策 消火配管は、地震時における地盤変位対策として、建屋接続部には溶接継手を採用するとともに、地上化又はトレンチ内に設置する。 また、建屋外部から建屋内部の消火栓に給水することが可能な給水接続口を建屋に設置する。</p> <p>(g) その他 イ. 移動式消火設備（1・2・3・4号機共用、3号機に保管（以下同じ。）） 移動式消火設備は、複数の火災を想定した消火活動が可能な水源を有し、機動性のある化学消防自動車及び化学消防自動車点検又は故障の場合に備え、予備を1台配備する設計とする。</p>	<p>変更後</p> <p>ロ. 風水害対策 ディーゼル消火ポンプ、電動消火ポンプ、廃棄物庫消火ポンプ、消火水バックアップポンプ、スプリングラー、全城ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備（ディーゼル発電機室）、ケーブルトレイ消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備、フロアケーブルダクト消火設備及び遠隔放水装置は、風水害により機能及び性能が阻害されないよう、屋内に設置する。 屋外に設置する消火設備は、風水害により機能及び性能が阻害されないよう、浸水防止対策を講じる設計とする。</p> <p>ハ. 地盤変位対策 消火配管は、地震時における地盤変位対策として、建屋接続部には溶接継手を採用するとともに、地上化又はトレンチ内に設置する。 また、建屋外部から建屋内部の消火栓に給水することが可能な給水接続口を建屋に設置する。</p> <p>(g) その他 イ. 移動式消火設備（1・2・3・4号機共用、3号機に保管（以下同じ。）） 移動式消火設備は、複数の火災を想定した消火活動が可能な水源を有し、機動性のある化学消防自動車及び化学消防自動車点検又は故障の場合に備え、予備を1台配備する設計とする。</p>	<p>備考</p> <p>記載の適正化 （前頁記載内容繰り下がり）</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 （次頁への記載内容繰り下がり） （頁番号の変更）</p>
<p>変更前</p> <p>イ. 消火設備の故障警報 ディーゼル消火ポンプ、電動消火ポンプ、廃棄物庫消火ポンプ、消火水バックアップポンプ、全城ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、スプリングラー、二酸化炭素消火設備、ケーブルトレイ消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備、フロアケーブルダクト消火設備及び遠隔放水装置は、設備異常の故障警報を中央制御室又は[]に発する設計とする。</p> <p>ロ. 固定式ガス消火設備の退出警報 固定式ガス消火設備として設置する全城ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備、フロアケーブルダクト消火設備は、動作前に運転員その他の従事者の退出ができるように警報を発する設計とする。</p> <p>(f) 消火設備に対する自然現象の考慮 イ. 凍結防止対策 外気温度が約0℃まで低下した場合に、屋外の消火設備の凍結防止を目的として、屋外消火栓を微開し通水する運用を定め、気温の低下時における消火設備の機能及び性能を維持する設計とする。</p> <p>ロ. 風水害対策 ディーゼル消火ポンプ、電動消火ポンプ、廃棄物庫消火ポンプ、消火水バックアップポンプ、スプリングラー、全城ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備（ディーゼル発電機</p>	<p>変更後</p> <p>(a) 消火設備の故障警報 変更なし</p> <p>(b) 固定式ガス消火設備の退出警報 変更なし</p> <p>f. 消火設備に対する自然現象の考慮 (a) 凍結防止対策 変更なし</p> <p>(b) 風水害対策 変更なし</p>	<p>備考</p> <p>記載の適正化</p>

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>変更後</p> <p>ロ. 消火用の照明器具 建屋内の消火栓、消火設備現場盤の設置場所及び設置場所への経路には、移動及び消火設備の操作を行うため、30分間以上の容量を有する蓄電池を内蔵する照明器具を設置する。</p> <p>ハ. ポンプ室の煙の排気対策 自動消火設備又は中央制御室で手動操作可能な固定式消火設備を設置するポンプ室は、固定式消火設備によらない消火活動も考慮し、消火要員による運搬が可能な排風機（「3・4号機共用、3号機に保管」）の配備によって、排煙による消火要員の視界の改善が可能な設計とする。</p> <p>ニ. 燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備は、消火水が流入しても未臨界となるように使用済燃料を配置する設計とする。 新燃料貯蔵設備は、消火水が噴霧されても臨界とならないよう、新燃料を保管するラックを一定のラック間隔を有する設計とする。</p> <p>(3) 火災の影響軽減 a. 火災の影響軽減対策 火災の影響軽減対策の設計に当たり、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段を策定し、この手段に必要な火災防護対象機器及び火災</p> <p>変更前</p> <p>ロ. 消火用の照明器具 建屋内の消火栓、消火設備現場盤の設置場所及び設置場所への経路には、移動及び消火設備の操作を行うため、30分間以上の容量を有する蓄電池を内蔵する照明器具を設置する。</p> <p>ハ. ポンプ室の煙の排気対策 自動消火設備又は中央制御室で手動操作可能な固定式消火設備を設置するポンプ室は、固定式消火設備によらない消火活動も考慮し、消火要員による運搬が可能な排風機（「3・4号機共用、3号機に保管」）の配備によって、排煙による消火要員の視界の改善が可能な設計とする。</p> <p>ニ. 燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備は、消火水が流入しても未臨界となるように使用済燃料を配置する設計とする。 新燃料貯蔵設備は、消火水が噴霧されても臨界とならないよう、新燃料を保管するラックを一定のラック間隔を有する設計とする。</p> <p>(3) 火災の影響軽減 a. 火災の影響軽減対策 火災の影響軽減対策の設計に当たり、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段を策定し、この手段に必要な火災防護対象機器及び火災</p>	<p>変更後</p> <p>ロ. 消火用の照明器具 建屋内の消火栓、消火設備現場盤の設置場所及び設置場所への経路には、移動及び消火設備の操作を行うため、30分間以上の容量を有する蓄電池を内蔵する照明器具を設置する。</p> <p>ハ. ポンプ室の煙の排気対策 自動消火設備又は中央制御室で手動操作可能な固定式消火設備を設置するポンプ室は、固定式消火設備によらない消火活動も考慮し、消火要員による運搬が可能な排風機（「3・4号機共用、3号機に保管」）の配備によって、排煙による消火要員の視界の改善が可能な設計とする。</p> <p>ニ. 燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備は、消火水が流入しても未臨界となるように使用済燃料を配置する設計とする。 新燃料貯蔵設備は、消火水が噴霧されても臨界とならないよう、新燃料を保管するラックを一定のラック間隔を有する設計とする。</p> <p>(3) 火災の影響軽減 a. 火災の影響軽減対策 火災の影響軽減対策の設計に当たり、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段を策定し、この手段に必要な火災防護対象機器及び火災</p> <p>変更前</p> <p>室)、ケーブルトレイ消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備、フロアケーブルダクト消火設備及び速隔放水装置は、風水管により機能及び性能が阻害されないよう、屋内に設置する。 屋外に設置する消火設備は、風水管により機能及び性能が阻害されないよう、浸水防止対策を講じる設計とする。</p> <p>ハ. 地盤変位対策 消火配管は、地震時における地盤変位対策として、建屋接続部には溶接継手を採用するとともに、地上化又はトレンチ内に設置する。 また、建屋外部から建屋内部の消火栓に給水することが可能な給水接続口を建屋に設置する。</p> <p>(g) その他 イ. 移動式消火設備（「1・2・3・4号機共用、3号機に保管」（以下同じ。）」 移動式消火設備は、複数の火災を想定した消火活動が可能な水源を有し、機動性のある化学消防自動車及び化学消防自動車が点検又は故障の場合に備え、予備を1台配備する設計とする。</p> <p>ロ. 消火用の照明器具 建屋内の消火栓、消火設備現場盤の設置場所及び設置場所への経路には、移動及び消火設備の操作を行うため、30分間以上の容量を有する蓄電池を内蔵する照明器具を設置する。</p>	<p>記載の適正化 （前頁記載内容繰り下がり）</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 （次頁への記載内容繰り下がり） （頁番号の変更）</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"> 防護対象ケーブルを火災防護対象機器等とする。 火災が発生しても、原子炉を安全停止するためには、プロセスを監視しながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要であり、このためには、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段を、手動操作に期待してでも、少なくとも1つ確保する必要がある。 </td> <td style="padding: 5px;"> 防護対象ケーブルを火災防護対象機器等とする。 火災が発生しても、原子炉を安全停止するためには、プロセスを監視しながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要であり、このためには、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段を、手動操作に期待してでも、少なくとも1つ確保する必要がある。 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> このため、火災防護対象機器等に対して、火災区域又は火災区域内の火災の影響軽減のための対策や隣接する火災区域又は火災区域における火災の影響を軽減するために、以下の対策を講じる。 </td> <td style="padding: 5px;"> このため、火災防護対象機器等に対して、火災区域又は火災区域内の火災の影響軽減のための対策や隣接する火災区域又は火災区域における火災の影響を軽減するために、以下の対策を講じる。 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> (a) 火災防護対象機器等の系統分離対策 中央制御盤及び原子炉格納容器内を除く火災防護対象機器等は、以下のいずれかの系統分離によって、火災の影響軽減のための対策を講じる。 イ. 3時間以上の耐火能力を有する隔壁 火災防護対象機器等は、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した隔壁によって、互いに相違する系列間の系統分離を行う設計とする。 ロ. 1時間耐火隔壁、火災感知設備及び自動消火設備 火災防護対象機器等は、想定される火災に対して1時間の耐火能力を有する隔壁の設置によって、互いに相違する系列間の系統分離 </td> <td style="padding: 5px;"> (a) 火災防護対象機器等の系統分離対策 変更なし </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	防護対象ケーブルを火災防護対象機器等とする。 火災が発生しても、原子炉を安全停止するためには、プロセスを監視しながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要であり、このためには、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段を、手動操作に期待してでも、少なくとも1つ確保する必要がある。	防護対象ケーブルを火災防護対象機器等とする。 火災が発生しても、原子炉を安全停止するためには、プロセスを監視しながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要であり、このためには、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段を、手動操作に期待してでも、少なくとも1つ確保する必要がある。	このため、火災防護対象機器等に対して、火災区域又は火災区域内の火災の影響軽減のための対策や隣接する火災区域又は火災区域における火災の影響を軽減するために、以下の対策を講じる。	このため、火災防護対象機器等に対して、火災区域又は火災区域内の火災の影響軽減のための対策や隣接する火災区域又は火災区域における火災の影響を軽減するために、以下の対策を講じる。	(a) 火災防護対象機器等の系統分離対策 中央制御盤及び原子炉格納容器内を除く火災防護対象機器等は、以下のいずれかの系統分離によって、火災の影響軽減のための対策を講じる。 イ. 3時間以上の耐火能力を有する隔壁 火災防護対象機器等は、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した隔壁によって、互いに相違する系列間の系統分離を行う設計とする。 ロ. 1時間耐火隔壁、火災感知設備及び自動消火設備 火災防護対象機器等は、想定される火災に対して1時間の耐火能力を有する隔壁の設置によって、互いに相違する系列間の系統分離	(a) 火災防護対象機器等の系統分離対策 変更なし	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"> ハ. ボンプ室の煙の排気対策 自動消火設備又は中央制御室で手動操作可能な固定式消火設備を設置するボンプ室は、固定式消火設備によらない消火活動も考慮し、消火要員による運搬が可能な排風機（「3・4号機共用、3号機に保管）」の配備によって、排煙による消火要員の視界の改善が可能な設計とする。 ニ. 燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備は、消火水が流入しても未臨界となるように使用済燃料を配置する設計とする。 新燃料貯蔵設備は、消火水が噴霧されても臨界とならないよう、新燃料を保管するラックを一定のラック間隔を有する設計とする。 (3) 火災の影響軽減 a. 火災の影響軽減対策 火災の影響軽減対策の設計に当たり、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段を策定し、この手段に必要な火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルを火災防護対象機器等とする。 火災が発生しても、原子炉を安全停止するためには、プロセスを監視しながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要であり、このためには、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段を、手動操作に期待してでも、少なくとも1つ確保する必要がある。 </td> <td style="padding: 5px;"> (c) ボンプ室の煙の排気対策 変更なし (d) 燃料貯蔵設備 変更なし 1. 1. 3 火災の影響軽減 (1) 火災の影響軽減対策 変更なし </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	ハ. ボンプ室の煙の排気対策 自動消火設備又は中央制御室で手動操作可能な固定式消火設備を設置するボンプ室は、固定式消火設備によらない消火活動も考慮し、消火要員による運搬が可能な排風機（「3・4号機共用、3号機に保管）」の配備によって、排煙による消火要員の視界の改善が可能な設計とする。 ニ. 燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備は、消火水が流入しても未臨界となるように使用済燃料を配置する設計とする。 新燃料貯蔵設備は、消火水が噴霧されても臨界とならないよう、新燃料を保管するラックを一定のラック間隔を有する設計とする。 (3) 火災の影響軽減 a. 火災の影響軽減対策 火災の影響軽減対策の設計に当たり、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段を策定し、この手段に必要な火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルを火災防護対象機器等とする。 火災が発生しても、原子炉を安全停止するためには、プロセスを監視しながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要であり、このためには、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段を、手動操作に期待してでも、少なくとも1つ確保する必要がある。	(c) ボンプ室の煙の排気対策 変更なし (d) 燃料貯蔵設備 変更なし 1. 1. 3 火災の影響軽減 (1) 火災の影響軽減対策 変更なし	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p>
変更前	変更後													
防護対象ケーブルを火災防護対象機器等とする。 火災が発生しても、原子炉を安全停止するためには、プロセスを監視しながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要であり、このためには、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段を、手動操作に期待してでも、少なくとも1つ確保する必要がある。	防護対象ケーブルを火災防護対象機器等とする。 火災が発生しても、原子炉を安全停止するためには、プロセスを監視しながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要であり、このためには、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段を、手動操作に期待してでも、少なくとも1つ確保する必要がある。													
このため、火災防護対象機器等に対して、火災区域又は火災区域内の火災の影響軽減のための対策や隣接する火災区域又は火災区域における火災の影響を軽減するために、以下の対策を講じる。	このため、火災防護対象機器等に対して、火災区域又は火災区域内の火災の影響軽減のための対策や隣接する火災区域又は火災区域における火災の影響を軽減するために、以下の対策を講じる。													
(a) 火災防護対象機器等の系統分離対策 中央制御盤及び原子炉格納容器内を除く火災防護対象機器等は、以下のいずれかの系統分離によって、火災の影響軽減のための対策を講じる。 イ. 3時間以上の耐火能力を有する隔壁 火災防護対象機器等は、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した隔壁によって、互いに相違する系列間の系統分離を行う設計とする。 ロ. 1時間耐火隔壁、火災感知設備及び自動消火設備 火災防護対象機器等は、想定される火災に対して1時間の耐火能力を有する隔壁の設置によって、互いに相違する系列間の系統分離	(a) 火災防護対象機器等の系統分離対策 変更なし													
変更前	変更後													
ハ. ボンプ室の煙の排気対策 自動消火設備又は中央制御室で手動操作可能な固定式消火設備を設置するボンプ室は、固定式消火設備によらない消火活動も考慮し、消火要員による運搬が可能な排風機（「3・4号機共用、3号機に保管）」の配備によって、排煙による消火要員の視界の改善が可能な設計とする。 ニ. 燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備は、消火水が流入しても未臨界となるように使用済燃料を配置する設計とする。 新燃料貯蔵設備は、消火水が噴霧されても臨界とならないよう、新燃料を保管するラックを一定のラック間隔を有する設計とする。 (3) 火災の影響軽減 a. 火災の影響軽減対策 火災の影響軽減対策の設計に当たり、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段を策定し、この手段に必要な火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルを火災防護対象機器等とする。 火災が発生しても、原子炉を安全停止するためには、プロセスを監視しながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要であり、このためには、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段を、手動操作に期待してでも、少なくとも1つ確保する必要がある。	(c) ボンプ室の煙の排気対策 変更なし (d) 燃料貯蔵設備 変更なし 1. 1. 3 火災の影響軽減 (1) 火災の影響軽減対策 変更なし													

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>を行う設計とする。</p> <p>隔壁は、材料、寸法を設計するための火災耐久試験等により1時間の耐火性能を有する設計とする。</p> <p>1時間耐火隔壁を全周に施工するケーブルトレイの上部には火災源を置かない設計とし、ケーブルトレイの真下に火災源がある場合は、火災源の火災に伴う火炎が、ケーブルトレイ上面まで達しない設計とする。</p> <p>火災感知設備は、自動消火設備の駆動作防止を考慮した感知器の作動により自動消火設備を動作させる設計とする。</p> <p>消火設備は、早期消火を目的として、自動消火設備である全域ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、スプリングラマー、ケーブルトレイ消火設備、局所ハロン消火設備又はフロアケーブルダクト消火設備を設置し、(2)火災の感知及び消火 b. 消火設備 (b) 消火設備の系統構成 ロ. に示す系統分離に応じた独立性を有する設計とする。</p> <p>(b) 中央制御盤の火災の影響軽減のための対策 中央制御盤は、火災により中央制御盤の1つの区画の安全機能の全喪失を想定した場合に、原子炉を安全停止するために必要な手順を定めるとともに、(a) に示す火災の影響軽減のための措置を講じる設計と同等の設計として、以下に示す火災の影響軽減対策を行う設計とする。</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <p>a. 火災防護対象機器等の系統分離対策 変更なし</p> <p>(a) 3時間以上の耐火能力を有する隔壁 変更なし</p> <p>(b) 1時間耐火隔壁、火災感知設備及び自動消火設備 火災防護対象機器等は、想定される火災に対して1時間の耐火能力を有する隔壁の設置によって、互いに相連する系列間の系統分離を行う設計とする。</p> <p>隔壁は、材料、寸法を設計するための火災耐久試験等により1時間の耐火性能を有する設計とする。</p> <p>1時間耐火隔壁を全周に施工するケーブルトレイの上部には火災源を置かない設計とし、ケーブルトレイの真下に火災源がある場合は、火災源の火災に伴う火炎が、ケーブルトレイ上面まで達しない</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>系統分離として、中央制御盤の操作スイッチ間、盤内配線間、盤内配線ダクト間は、近接する他の構成部品に火災の影響がないことを確認した実証試験の結果に基づき分離対策を行う設計とし、中央制御盤のケーブルは、当該ケーブルに火災が発生しても延焼せず、また、周囲へ火災の影響を与えないことを実証試験によって確認した金属外装ケーブル、テフロンの電線及び難燃ケーブルを使用する設計とする。</p> <p>中央制御盤は、中央制御盤内に火災の早期感知を目的として、高感度煙感知器を設置し、また、常駐する運転員の早期消火活動に係る運用を定め、管理することによって、相連する系列の火災防護対象機器等に対する火災の影響軽減対策を行う。</p> <p>火災発生箇所の特定が困難な場合も想定し、手動操作による固定式消火設備であるエアロゾル消火設備を設置する設計とする。</p> <p>(c) 原子炉格納容器内の火災の影響軽減のための対策</p> <p>原子炉格納容器内は、火災により原子炉格納容器内の動的機器の動的機能喪失を想定した場合に、原子炉の安全停止に必要な手順を定めるとともに、(a) に示す火災の影響軽減のための措置を講じる設計と同等の設計として、以下に示す火災の影響軽減対策を行う設計とする。</p> <p>イ. 原子炉格納容器内の火災防護対象機器等は、蒸気発生器のルーブごとに設置すること、及び異なる原子炉格納容器貫通部を通じて原子炉格納容器外に敷設すること等、延焼を抑制する6m以上の距離を確保する設計とするが、火災防護対象機器等のうち火災防</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <p>火災感知設備は、自動消火設備の誤動作防止を考慮した感知器の作動により自動消火設備を動作させる設計とする。</p> <p>消火設備は、早期消火を目的として、自動消火設備である全域ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、スプリンクラー、ケープルトレイ消火設備、二酸化炭素消火設備又はフロアケーブルダクト消火設備を設置し、「1. 1. 2 火災の感知及び消火 (2) 消火設備 b. 消火設備の系統構成 (b) 系統分離に応じた独立性」に示す系統分離に応じた独立性を有する設計とする。</p> <p>b. 中央制御盤の火災の影響軽減のための対策</p> <p>中央制御盤は、火災により中央制御盤の1つの区画の安全機能の全喪失を想定した場合に、原子炉を安全停止するために必要な手順を定めるとともに、a. に示す火災の影響軽減のための措置を講じる設計と同等の設計として、以下に示す火災の影響軽減対策を行う設計とする。</p> <p>系統分離として、中央制御盤の操作スイッチ間、盤内配線間、盤内配線ダクト間は、近接する他の構成部品に火災の影響がないことを確認した実証試験の結果に基づき分離対策を行う設計とし、中央制御盤のケーブルは、当該ケーブルに火災が発生しても延焼せず、また、周囲へ火災の影響を与えないことを実証試験によって確認した金属外装ケーブル、テフロンの電線及び難燃ケーブルを使用する設計とする。</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>護対象ケーブルについては系列間に可燃物として機器又はケーブルトレイが設置されている箇所も存在する。そのため、火災防護対象ケーブルへの延焼防止を目的として、系列ごとに火災防護対象ケーブルを専用の電線管へ収納、感知器等の設置、並びに消火要員による消火活動又は原子炉格納容器スプレイ設備を用いた消火活動を行う設計とする。</p> <p>また、原子炉格納容器内に可燃物を仮置きしない運用とする。</p> <p>ロ、原子炉格納容器内は、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器とする。ただし、原子炉格納容器ループ室及び加圧器室に設置するアナログ式でない熱感知器は、念のため防塵型とする。</p> <p>ハ、相違する系列の火災防護対象機器等に対する火災の影響軽減対策を行うため、消火要員による早期の手動による消火活動及び進入困難な場合の多重性を有する原子炉格納容器スプレイ設備を用いた手動による消火活動に係る運用を定める。</p> <p>(d) 換気空調設備に対する火災の影響軽減のための対策 火災防護対象機器等を設置する火災区域に関連する換気空調設備は、他の火災区域又は火災区画の火災の影響を軽減するために、防火ダンパを設置する。 換気空調設備は、環境への放射性物質の放出を防ぐために、排気筒に繋がるダンパを閉止し隔離できる設計とする。</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <p>護対象ケーブルについては系列間に可燃物として機器又はケーブルトレイが設置されている箇所も存在する。そのため、火災防護対象ケーブルへの延焼防止を目的として、系列ごとに火災防護対象ケーブルを専用の電線管へ収納、感知器等の設置、並びに消火要員による消火活動又は原子炉格納容器スプレイ設備を用いた消火活動を行う設計とする。</p> <p>また、原子炉格納容器内に可燃物を仮置きしない運用とする。</p> <p>ロ、原子炉格納容器内は、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器とする。ただし、原子炉格納容器ループ室及び加圧器室に設置するアナログ式でない熱感知器は、念のため防塵型とする。</p> <p>ハ、相違する系列の火災防護対象機器等に対する火災の影響軽減対策を行うため、消火要員による早期の手動による消火活動及び進入困難な場合の多重性を有する原子炉格納容器スプレイ設備を用いた手動による消火活動に係る運用を定める。</p> <p>(d) 換気空調設備に対する火災の影響軽減のための対策 変更なし</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>変更後</p> <p>(e) 煙に対する火災の影響軽減のための対策 変更なし</p> <p>(f) 油タンクに対する火災の影響軽減のための対策 変更なし</p> <p>b. 原子炉の安全確保 変更なし</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>変更前</p> <p>(e) 煙に対する火災の影響軽減のための対策 運転員が常駐する中央制御室は、建築基準法に準拠した容量の排煙設備によって、火災発生時の煙を排気する設計とする。 電気ケーブルが密集するフロアケータブルダクトは、自動消火設備であるフロアケータブルダクト消火設備により火災発生時の煙の発生が抑制されることから、煙の排気は不要である。</p> <p>(f) 油タンクに対する火災の影響軽減のための対策 火災区域又は火災区画に設置する油タンクは、油タンク内で発生するガスを換気空調設備による排気又はベント管により屋外へ排気する設計とする。</p> <p>b. 原子炉の安全確保 (a) 原子炉の安全停止対策 イ. 火災区域又は火災区画に設置される全機器の動的機能喪失を想定した設計 発電用原子炉施設内の火災により安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、当該火災区域又は火災区画に設置される全機器の動的機能喪失を想定しても、火災の影響軽減のための系統分離対策によって、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉を安全に停止できる設計とする。</p> <p>ロ. 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計</p> </div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>変更後</p> <p>(b) 原子炉格納容器内は、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器とする。ただし、原子炉格納容器ループ室及び加圧器室に設置するアナログ式でない熱感知器は、念のため防塵型とする。</p> <p>(c) 相違する系列の火災防護対象機器等に対する火災の影響軽減対策を行うため、消火要員による早期の手动による消火活動及び進入困難な場合の多重性を有する原子炉格納容器スプレィ設備を用いた手动による消火活動に係る運用を定める。</p> <p>d. 換気空調設備に対する火災の影響軽減のための対策 変更なし</p> <p>e. 煙に対する火災の影響軽減のための対策 変更なし</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>変更前</p> <p>ロ. 原子炉格納容器内は、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器とする。ただし、原子炉格納容器ループ室及び加圧器室に設置するアナログ式でない熱感知器は、念のため防塵型とする。</p> <p>ハ. 相違する系列の火災防護対象機器等に対する火災の影響軽減対策を行うため、消火要員による早期の手动による消火活動及び進入困難な場合の多重性を有する原子炉格納容器スプレィ設備を用いた手动による消火活動に係る運用を定める。</p> <p>(d) 換気空調設備に対する火災の影響軽減のための対策 火災防護対象機器等を設置する火災区域に関連する換気空調設備は、他の火災区域又は火災区画の火災の影響を軽減するために、防火ダンパを設置する。 換気空調設備は、環境への放射性物質の放出を防ぐために、排気筒に繋がるダンパを閉止し隔離できる設計とする。</p> <p>(e) 煙に対する火災の影響軽減のための対策 運転員が常駐する中央制御室は、建築基準法に準拠した容量の排煙設備によって、火災発生時の煙を排気する設計とする。 電気ケーブルが密集するフロアケータブルダクトは、自動消火設備であるフロアケータブルダクト消火設備により火災発生時の煙の発生が抑制されることから、煙の排気は不要である。</p> </div> </div>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p> <p>(頁番号の変更)</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>発電用原子炉施設内の火災に起因した運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に対し、「発電用軽水型原子炉施設的安全評価に関する審査指針」に基づく単一故障を想定しても、原子炉を支援なく安全停止できるよう、中央制御盤内の延焼時間内に対応操作を行うことを運用に定めるとともに、制御盤の延焼を防止するための距離距離を確保することによって、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を収束するために必要な機能が失われないよう設計する。</p> <p>(b) 火災の影響評価 イ. 火災区域又は火災区画に設置される全機器の動的機能喪失を想定した設計に対する評価 設備の設置状況を踏まえた可燃性物質の量及び火災区域又は火災区画 (以下「火災区域等」という。) の面積を基に、発電用原子炉施設内の火災によって、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の安全停止が可能であることを、当該火災区域等の火災が隣接する火災区域等に影響を与えるかを評価する火災伝播評価の結果に応じ、以下に示す火災影響評価によって確認する。 火災影響評価は、火災区域又は火災区画の火災荷重の増加等又は設備改造等により、必要な場合には再評価を実施する。 火災影響評価の評価方法及び再評価については、運用を定める。 (イ) 隣接する火災区域等に影響を与える場合</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <p>f. 油タンクに対する火災の影響軽減のための対策 変更なし</p> <p>(2) 原子炉の安全確保 a. 原子炉の安全停止対策 (a) 火災区域又は火災区画に設置される全機器の動的機能喪失を想定した設計 変更なし</p> <p>(b) 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計 変更なし</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>当該火災区域等及び火災影響を受ける隣接火災区域等の2区画に對して火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。</p> <p>(ロ) 隣接する火災区域等に影響を与えない場合 当該火災区域等の火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。</p> <p>ロ、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に對処するための機器に単一故障を想定した設計に対する評価 内部火災により原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系、原子炉停止系の作動を要求される運転時の異常な過渡変化と設計基準事故が発生する可能性があるため、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に對処するための機器に對し単一故障を想定しても、事象が収束して原子炉は支障なく低温停止に移行できることを確認する。</p> <p>(4) 設備の共用 火災感知設備の一部は、監視対象となる共用設備の各火災区域、火災区画に火災感知器を設置することで、共用としていますが、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。 消火設備の一部は、火災発生時に必要となる十分な容量の消火剤を供給できる設備を設置するとともに、消火設備への2次的影響を考慮して消火対象と異なるエリアに設置した上で共用として</p> <p style="text-align: center;">変更後</p> <p>(4) 設備の共用 消火設備の一部は、火災発生時に必要となる十分な容量の消火剤を供給できる設備を設置するとともに、消火設備への2次的影響を考慮して消火対象と異なるエリアに設置した上で共用として</p>	<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>な過渡変化及び設計基準事故を収束するために必要な機能が失われないよう設計する。</p> <p>(b) 火災の影響評価 イ、火災区域又は火災区画に設置される全機器の動的機能喪失を想定した設計に対する評価 設備の設置状況を踏まえた可燃性物質の量及び火災区域又は火災区画(以下「火災区域等」という。)の面積を基に、発電用原子炉施設内の火災によって、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の安全停止が可能であることを、当該火災区域等の火災が隣接する火災区域等に影響を与えるか否かを評価する火災伝播評価の結果に於じ、以下に示す火災影響評価によって確認する。 火災影響評価は、火災区域又は火災区画の火災荷重の増加等又は設備改造等により、必要な場合には再評価を実施する。 火災影響評価の評価方法及び再評価については、運用を定める。 (イ) 隣接する火災区域等に影響を与える場合 当該火災区域等及び火災影響を受ける隣接火災区域等の2区画に對して火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。 (ロ) 隣接する火災区域等に影響を与えない場合 当該火災区域等の火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。</p> <p style="text-align: center;">変更後</p> <p>b. 火災の影響評価 (a) 火災区域又は火災区画に設置される全機器の動的機能喪失を想定した設計に対する評価 変更なし イ、隣接する火災区域等に影響を与える場合 変更なし ロ、隣接する火災区域等に影響を与えない場合 変更なし</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"> いるが、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。 2. 主要対象設備 2. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対策施設 火災防護設備の対象となる主要な設備について、「表1 火災防護設備の主要設備リスト」に示す。 </td> <td style="padding: 5px;"> いるが、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。 2. 主要対象設備 2. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対策施設 変更なし </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	いるが、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。 2. 主要対象設備 2. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対策施設 火災防護設備の対象となる主要な設備について、「表1 火災防護設備の主要設備リスト」に示す。	いるが、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。 2. 主要対象設備 2. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対策施設 変更なし	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"> ロ、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計に対する評価 内部火災により原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系、原子炉停止系の作動を要求される運転時の異常な過渡変化と設計基準事故が発生する可能性があるため、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に対し単一故障を想定しても、事象が収束して原子炉は支障なく低温停止に移行できることを確認する。 (4) 設備の共用 火災感知設備の一部は、監視対象となる共用設備の各火災区域、火災区画に火災感知器を設置することで、共用としているが、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。 消防設備の一部は、火災発生時に必要となる十分な容量の消防剤を供給できる設備を設置するとともに、消防設備への2次的影響を考慮して消防対象と異なる場所^(注2)に設置した上で共用としているが、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。 2. 主要対象設備 2. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対策施設 火災防護設備の対象となる主要な設備について、「表1 火災防 </td> <td style="padding: 5px;"> (b) 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計に対する評価 変更なし 1. 1. 4 設備の共用 消防設備の一部は、火災発生時に必要となる十分な容量の消防剤を供給できる設備を設置するとともに、消防設備への2次的影響を考慮して消防対象と異なる場所に設置した上で共用としているが、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。 2. 主要対象設備 2. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対策施設 変更なし </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	ロ、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計に対する評価 内部火災により原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系、原子炉停止系の作動を要求される運転時の異常な過渡変化と設計基準事故が発生する可能性があるため、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に対し単一故障を想定しても、事象が収束して原子炉は支障なく低温停止に移行できることを確認する。 (4) 設備の共用 火災感知設備の一部は、監視対象となる共用設備の各火災区域、火災区画に火災感知器を設置することで、共用としているが、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。 消防設備の一部は、火災発生時に必要となる十分な容量の消防剤を供給できる設備を設置するとともに、消防設備への2次的影響を考慮して消防対象と異なる場所 ^(注2) に設置した上で共用としているが、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。 2. 主要対象設備 2. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対策施設 火災防護設備の対象となる主要な設備について、「表1 火災防	(b) 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計に対する評価 変更なし 1. 1. 4 設備の共用 消防設備の一部は、火災発生時に必要となる十分な容量の消防剤を供給できる設備を設置するとともに、消防設備への2次的影響を考慮して消防対象と異なる場所に設置した上で共用としているが、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。 2. 主要対象設備 2. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対策施設 変更なし	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p>
変更前	変更後									
いるが、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。 2. 主要対象設備 2. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対策施設 火災防護設備の対象となる主要な設備について、「表1 火災防護設備の主要設備リスト」に示す。	いるが、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。 2. 主要対象設備 2. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対策施設 変更なし									
変更前	変更後									
ロ、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計に対する評価 内部火災により原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系、原子炉停止系の作動を要求される運転時の異常な過渡変化と設計基準事故が発生する可能性があるため、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に対し単一故障を想定しても、事象が収束して原子炉は支障なく低温停止に移行できることを確認する。 (4) 設備の共用 火災感知設備の一部は、監視対象となる共用設備の各火災区域、火災区画に火災感知器を設置することで、共用としているが、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。 消防設備の一部は、火災発生時に必要となる十分な容量の消防剤を供給できる設備を設置するとともに、消防設備への2次的影響を考慮して消防対象と異なる場所 ^(注2) に設置した上で共用としているが、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。 2. 主要対象設備 2. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対策施設 火災防護設備の対象となる主要な設備について、「表1 火災防	(b) 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計に対する評価 変更なし 1. 1. 4 設備の共用 消防設備の一部は、火災発生時に必要となる十分な容量の消防剤を供給できる設備を設置するとともに、消防設備への2次的影響を考慮して消防対象と異なる場所に設置した上で共用としているが、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。 2. 主要対象設備 2. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対策施設 変更なし									

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"> 護設備の主要設備リスト」に示す。 </td> <td style="text-align: center;"> 変更なし </td> </tr> <tr> <td> (注1) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわれない」と記載 (注2) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処する」と記載 (注3) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備」と記載 (注4) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「火災区域」と記載 (注5) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「及び」と記載 (注6) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「溶接構造、シール構造」と記載 (注7) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「堰、油回収装置」と記載 (注8) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「、」と記載 (注9) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「によって」と記載 (注10) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「機能を損なわれない」と記載 (注11) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「火災区域内」と記載 (注12) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「並びに」と記載 (注13) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「とするが、」と記載 (注14) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「性能を有する設計」と記載 (注15) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「から」と記載 (注16) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「衝突防止を考慮して実施する燃料油又は潤滑油を内包した車両の飛散防止対策」と記載 (注17) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「燃料油」と記載 (注18) 記載の適正化を行う。既工事計画書には、記載なし (注19) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「ディーゼル発電機」と記載 (注20) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「開始されるまでの容量」と記載 (注21) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「原子炉の安全停止に必要な機器等及び」と記載 (注22) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「異なるエリア」と記載 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	護設備の主要設備リスト」に示す。	変更なし	(注1) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわれない」と記載 (注2) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処する」と記載 (注3) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備」と記載 (注4) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「火災区域」と記載 (注5) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「及び」と記載 (注6) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「溶接構造、シール構造」と記載 (注7) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「堰、油回収装置」と記載 (注8) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「、」と記載 (注9) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「によって」と記載 (注10) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「機能を損なわれない」と記載 (注11) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「火災区域内」と記載 (注12) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「並びに」と記載 (注13) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「とするが、」と記載 (注14) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「性能を有する設計」と記載 (注15) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「から」と記載 (注16) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「衝突防止を考慮して実施する燃料油又は潤滑油を内包した車両の飛散防止対策」と記載 (注17) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「燃料油」と記載 (注18) 記載の適正化を行う。既工事計画書には、記載なし (注19) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「ディーゼル発電機」と記載 (注20) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「開始されるまでの容量」と記載 (注21) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「原子炉の安全停止に必要な機器等及び」と記載 (注22) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「異なるエリア」と記載		<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p>
変更前	変更後							
護設備の主要設備リスト」に示す。	変更なし							
(注1) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわれない」と記載 (注2) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処する」と記載 (注3) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備」と記載 (注4) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「火災区域」と記載 (注5) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「及び」と記載 (注6) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「溶接構造、シール構造」と記載 (注7) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「堰、油回収装置」と記載 (注8) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「、」と記載 (注9) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「によって」と記載 (注10) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「機能を損なわれない」と記載 (注11) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「火災区域内」と記載 (注12) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「並びに」と記載 (注13) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「とするが、」と記載 (注14) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「性能を有する設計」と記載 (注15) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「から」と記載 (注16) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「衝突防止を考慮して実施する燃料油又は潤滑油を内包した車両の飛散防止対策」と記載 (注17) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「燃料油」と記載 (注18) 記載の適正化を行う。既工事計画書には、記載なし (注19) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「ディーゼル発電機」と記載 (注20) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「開始されるまでの容量」と記載 (注21) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「原子炉の安全停止に必要な機器等及び」と記載 (注22) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「異なるエリア」と記載								

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考												
<p>火災防護設備の共通項目の基本設計方針として、原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の基本設計方針「第1章 共通項目」を以下に示す。 申請範囲に係る部分に限る。</p> <table border="1" data-bbox="454 510 1115 1654"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用語の定義は「発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。 それ以外の用語については以下に定義する。 1. 原子炉冷却系統施設の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。 2. 原子炉冷却系統施設の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第14号に規定される「重大事故等対処設備」は、設置許可基準規則第2条第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含むものとする。</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>第1章 共通項目 2. 自然現象 2.1 地震による損傷の防止 2.1.1 耐震設計 2.1.1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設 (1) 耐震設計の基本方針 耐震設計は、以下の項目に従って行う。</td> <td>変更なし</td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	用語の定義は「発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。 それ以外の用語については以下に定義する。 1. 原子炉冷却系統施設の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。 2. 原子炉冷却系統施設の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第14号に規定される「重大事故等対処設備」は、設置許可基準規則第2条第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含むものとする。	変更なし	第1章 共通項目 2. 自然現象 2.1 地震による損傷の防止 2.1.1 耐震設計 2.1.1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設 (1) 耐震設計の基本方針 耐震設計は、以下の項目に従って行う。	変更なし	<p>火災防護設備の共通項目の基本設計方針として、原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の基本設計方針「第1章 共通項目」を以下に示す。 申請範囲に係る部分に限る。</p> <table border="1" data-bbox="1552 510 2214 1654"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用語の定義は「発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。 それ以外の用語については以下に定義する。 1. 原子炉冷却系統施設の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。 2. 原子炉冷却系統施設の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第14号に規定される「重大事故等対処設備」は、設置許可基準規則第2条第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含むものとする。</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>第1章 共通項目 2. 自然現象 2.1 地震による損傷の防止 2.1.1 耐震設計 2.1.1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設 (1) 耐震設計の基本方針 耐震設計は、以下の項目に従って行う。</td> <td>変更なし</td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	用語の定義は「発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。 それ以外の用語については以下に定義する。 1. 原子炉冷却系統施設の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。 2. 原子炉冷却系統施設の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第14号に規定される「重大事故等対処設備」は、設置許可基準規則第2条第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含むものとする。	変更なし	第1章 共通項目 2. 自然現象 2.1 地震による損傷の防止 2.1.1 耐震設計 2.1.1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設 (1) 耐震設計の基本方針 耐震設計は、以下の項目に従って行う。	変更なし	<p>記載の適正化 (頁番号の変更 (03-Ⅱ-8-4-3-39～03-Ⅱ-8-4-3-74 同様に頁番号の変更))</p>
変更前	変更後													
用語の定義は「発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。 それ以外の用語については以下に定義する。 1. 原子炉冷却系統施設の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。 2. 原子炉冷却系統施設の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第14号に規定される「重大事故等対処設備」は、設置許可基準規則第2条第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含むものとする。	変更なし													
第1章 共通項目 2. 自然現象 2.1 地震による損傷の防止 2.1.1 耐震設計 2.1.1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設 (1) 耐震設計の基本方針 耐震設計は、以下の項目に従って行う。	変更なし													
変更前	変更後													
用語の定義は「発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。 それ以外の用語については以下に定義する。 1. 原子炉冷却系統施設の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。 2. 原子炉冷却系統施設の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第14号に規定される「重大事故等対処設備」は、設置許可基準規則第2条第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含むものとする。	変更なし													
第1章 共通項目 2. 自然現象 2.1 地震による損傷の防止 2.1.1 耐震設計 2.1.1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設 (1) 耐震設計の基本方針 耐震設計は、以下の項目に従って行う。	変更なし													

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%; text-align: center;">変更前</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>準地震動Ss1による地震力に対して、地震時及び地震後にいて耐震壁のせん断ひずみが概ね弾性状態にとどまることを基本とする。概ね弾性状態を超える場合は地震応答解析による耐震壁のせん断ひずみから算出した空気漏えい量が、設置する換気設備の性能を下回ることで必要な気密性を維持する設計とする。地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については、「(3) 地震力の算定方法及び及び「(4) 荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系のものを適用する。</p> <p>2. 1. 2 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針</p> <p>2. 1. 2. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動Ss1による地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。</p> <p>5. 設備に対する要求</p> <p>5. 1 共通事項</p> <p>5. 1. 1 安全設備、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>5. 1. 1. 6 操作性及び試験・検査性</p> <p>(1) 操作性の確保</p> <p>重大事故等対処設備は、手順書の整備並びに教育及び訓練による実操作及び模擬操作を行うことで、想定される重大事故等が発生した場合においても、操作環境、操作準備及び操作内容を考慮して確</p> </td> <td style="vertical-align: top; text-align: center;"> <p>変更なし</p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>準地震動Ss1による地震力に対して、地震時及び地震後にいて耐震壁のせん断ひずみが概ね弾性状態にとどまることを基本とする。概ね弾性状態を超える場合は地震応答解析による耐震壁のせん断ひずみから算出した空気漏えい量が、設置する換気設備の性能を下回ることで必要な気密性を維持する設計とする。地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については、「(3) 地震力の算定方法及び及び「(4) 荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系のものを適用する。</p> <p>2. 1. 2 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針</p> <p>2. 1. 2. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動Ss1による地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。</p> <p>5. 設備に対する要求</p> <p>5. 1 共通事項</p> <p>5. 1. 1 安全設備、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>5. 1. 1. 6 操作性及び試験・検査性</p> <p>(1) 操作性の確保</p> <p>重大事故等対処設備は、手順書の整備並びに教育及び訓練による実操作及び模擬操作を行うことで、想定される重大事故等が発生した場合においても、操作環境、操作準備及び操作内容を考慮して確</p>	<p>変更なし</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%; text-align: center;">変更前</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>準地震動Ss1による地震力に対して、地震時及び地震後にいて耐震壁のせん断ひずみが概ね弾性状態にとどまることを基本とする。概ね弾性状態を超える場合は地震応答解析による耐震壁のせん断ひずみから算出した空気漏えい量が、設置する換気設備の性能を下回ることで必要な気密性を維持する設計とする。地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については、「(3) 地震力の算定方法及び及び「(4) 荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系のものを適用する。</p> <p>2. 1. 2 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針</p> <p>2. 1. 2. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動Ss1による地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。</p> </td> <td style="vertical-align: top; text-align: center;"> <p>変更なし</p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>準地震動Ss1による地震力に対して、地震時及び地震後にいて耐震壁のせん断ひずみが概ね弾性状態にとどまることを基本とする。概ね弾性状態を超える場合は地震応答解析による耐震壁のせん断ひずみから算出した空気漏えい量が、設置する換気設備の性能を下回ることで必要な気密性を維持する設計とする。地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については、「(3) 地震力の算定方法及び及び「(4) 荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系のものを適用する。</p> <p>2. 1. 2 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針</p> <p>2. 1. 2. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動Ss1による地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。</p>	<p>変更なし</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p>
変更前	変更後									
<p>準地震動Ss1による地震力に対して、地震時及び地震後にいて耐震壁のせん断ひずみが概ね弾性状態にとどまることを基本とする。概ね弾性状態を超える場合は地震応答解析による耐震壁のせん断ひずみから算出した空気漏えい量が、設置する換気設備の性能を下回ることで必要な気密性を維持する設計とする。地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については、「(3) 地震力の算定方法及び及び「(4) 荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系のものを適用する。</p> <p>2. 1. 2 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針</p> <p>2. 1. 2. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動Ss1による地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。</p> <p>5. 設備に対する要求</p> <p>5. 1 共通事項</p> <p>5. 1. 1 安全設備、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>5. 1. 1. 6 操作性及び試験・検査性</p> <p>(1) 操作性の確保</p> <p>重大事故等対処設備は、手順書の整備並びに教育及び訓練による実操作及び模擬操作を行うことで、想定される重大事故等が発生した場合においても、操作環境、操作準備及び操作内容を考慮して確</p>	<p>変更なし</p>									
変更前	変更後									
<p>準地震動Ss1による地震力に対して、地震時及び地震後にいて耐震壁のせん断ひずみが概ね弾性状態にとどまることを基本とする。概ね弾性状態を超える場合は地震応答解析による耐震壁のせん断ひずみから算出した空気漏えい量が、設置する換気設備の性能を下回ることで必要な気密性を維持する設計とする。地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については、「(3) 地震力の算定方法及び及び「(4) 荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系のものを適用する。</p> <p>2. 1. 2 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針</p> <p>2. 1. 2. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動Ss1による地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。</p>	<p>変更なし</p>									

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考																																																																	
	<p style="text-align: center;">変更なし</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">変更前</p> <p style="text-align: center;">第2.1.1表 クラス別施設 (1/7)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 8px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">附属クラス</th> <th rowspan="2">クラス別施設</th> <th colspan="2">主要設備 (B1)</th> <th colspan="2">補助設備 (B2)</th> <th colspan="2">屋根支持構造物 (B3)</th> <th colspan="2">階床支持構造物 (B4)</th> <th colspan="2">波及的影響を考慮すべき設備 (B5)</th> </tr> <tr> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">S</td> <td>1. 原子炉本館付設 コイルラック等 （「実用発電用原子炉及びその附属施設の設置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年8月23日告示）」において記載されている定額と同等）を構成する機器・配管等</td> <td>・原子炉本館 ・原子炉付設コイルラック等 ・原子炉付設貯蔵タンク等 ・配管・ポンプ・弁</td> <td>S</td> <td>・高層部を越えず ・主に必要な電気設備</td> <td>S</td> <td>・原子炉本館・高層部 ・1次油断材ポンプ・加圧管の支持構造物 ・機器等の支持構造物</td> <td>S</td> <td>・原子炉本館 ・原子炉付設階</td> <td>Sa</td> <td>・原子炉本館 ・原子炉付設階</td> <td>Sa</td> <td>・燃料貯蔵ボウラック ・タービン ・高層部付設機器 ・タービン建屋 ・1次油断材ポンプモータ ・永久機台 ・高圧容器 ・原子炉下部キャビチ ・室付建屋</td> </tr> <tr> <td>2. 実用発電用貯蔵タンク等 するための施設</td> <td>・実用発電用貯蔵タンク ・実用発電用ラック</td> <td>S</td> <td>・実用発電用貯蔵タンク ・補助設備（非常用）</td> <td>S</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>・原子炉本館</td> <td>Sa</td> <td>・実用発電用貯蔵タンク ・タービン ・燃料貯蔵ボウラック ・高層部付設機器 ・タービン建屋 ・永久機台 ・高圧容器</td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉の緊急停止 のために急激に負の反応度を加する ための施設、及び 原子炉の停止状態を維持するための 施設</td> <td>・制御棒クラス及び制御棒駆動装置（スクラム駆動に関する部分） ・ほう電投入系（移送機） ・原子炉の停止状態を維持するための施設</td> <td>S</td> <td>・炉心支持構造物及び制御棒クラス室内 ・非常用電源及び計測設備</td> <td>S</td> <td>・機器等の支持構造物</td> <td>S</td> <td>・原子炉本館 ・原子炉付設階</td> <td>Sa</td> <td>・高層部付設機器 ・タービン建屋 ・永久機台 ・高圧容器 ・耐火隔壁</td> </tr> <tr> <td>4. 原子炉停止後、炉心から除熱剤を除去するための施設</td> <td>・蒸発器・蒸留水塔（蒸留水塔は炉心から高層部を越えて、蒸留水塔を越えて、蒸留水塔を越えて） ・凝縮器 ・復水ピット ・冷却水塔</td> <td>S</td> <td>・原子炉本館 ・高層部付設機器 ・炉心支持構造物 ・非常用電源及び計測設備</td> <td>S</td> <td>・機器等の支持構造物</td> <td>S</td> <td>・原子炉本館 ・原子炉付設階 ・高層部の屋外設備を支持する構造</td> <td>Sa</td> <td>・高層部付設機器 ・タービン建屋 ・永久機台 ・高圧容器</td> </tr> </tbody> </table> </div>	附属クラス	クラス別施設	主要設備 (B1)		補助設備 (B2)		屋根支持構造物 (B3)		階床支持構造物 (B4)		波及的影響を考慮すべき設備 (B5)		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	S	1. 原子炉本館付設 コイルラック等 （「実用発電用原子炉及びその附属施設の設置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年8月23日告示）」において記載されている定額と同等）を構成する機器・配管等	・原子炉本館 ・原子炉付設コイルラック等 ・原子炉付設貯蔵タンク等 ・配管・ポンプ・弁	S	・高層部を越えず ・主に必要な電気設備	S	・原子炉本館・高層部 ・1次油断材ポンプ・加圧管の支持構造物 ・機器等の支持構造物	S	・原子炉本館 ・原子炉付設階	Sa	・原子炉本館 ・原子炉付設階	Sa	・燃料貯蔵ボウラック ・タービン ・高層部付設機器 ・タービン建屋 ・1次油断材ポンプモータ ・永久機台 ・高圧容器 ・原子炉下部キャビチ ・室付建屋	2. 実用発電用貯蔵タンク等 するための施設	・実用発電用貯蔵タンク ・実用発電用ラック	S	・実用発電用貯蔵タンク ・補助設備（非常用）	S	-	-	・原子炉本館	Sa	・実用発電用貯蔵タンク ・タービン ・燃料貯蔵ボウラック ・高層部付設機器 ・タービン建屋 ・永久機台 ・高圧容器	3. 原子炉の緊急停止 のために急激に負の反応度を加する ための施設、及び 原子炉の停止状態を維持するための 施設	・制御棒クラス及び制御棒駆動装置（スクラム駆動に関する部分） ・ほう電投入系（移送機） ・原子炉の停止状態を維持するための施設	S	・炉心支持構造物及び制御棒クラス室内 ・非常用電源及び計測設備	S	・機器等の支持構造物	S	・原子炉本館 ・原子炉付設階	Sa	・高層部付設機器 ・タービン建屋 ・永久機台 ・高圧容器 ・耐火隔壁	4. 原子炉停止後、炉心から除熱剤を除去するための施設	・蒸発器・蒸留水塔（蒸留水塔は炉心から高層部を越えて、蒸留水塔を越えて、蒸留水塔を越えて） ・凝縮器 ・復水ピット ・冷却水塔	S	・原子炉本館 ・高層部付設機器 ・炉心支持構造物 ・非常用電源及び計測設備	S	・機器等の支持構造物	S	・原子炉本館 ・原子炉付設階 ・高層部の屋外設備を支持する構造	Sa	・高層部付設機器 ・タービン建屋 ・永久機台 ・高圧容器	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
附属クラス	クラス別施設			主要設備 (B1)		補助設備 (B2)		屋根支持構造物 (B3)		階床支持構造物 (B4)		波及的影響を考慮すべき設備 (B5)																																																							
		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス																																																								
S	1. 原子炉本館付設 コイルラック等 （「実用発電用原子炉及びその附属施設の設置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年8月23日告示）」において記載されている定額と同等）を構成する機器・配管等	・原子炉本館 ・原子炉付設コイルラック等 ・原子炉付設貯蔵タンク等 ・配管・ポンプ・弁	S	・高層部を越えず ・主に必要な電気設備	S	・原子炉本館・高層部 ・1次油断材ポンプ・加圧管の支持構造物 ・機器等の支持構造物	S	・原子炉本館 ・原子炉付設階	Sa	・原子炉本館 ・原子炉付設階	Sa	・燃料貯蔵ボウラック ・タービン ・高層部付設機器 ・タービン建屋 ・1次油断材ポンプモータ ・永久機台 ・高圧容器 ・原子炉下部キャビチ ・室付建屋																																																							
	2. 実用発電用貯蔵タンク等 するための施設	・実用発電用貯蔵タンク ・実用発電用ラック	S	・実用発電用貯蔵タンク ・補助設備（非常用）	S	-	-	・原子炉本館	Sa	・実用発電用貯蔵タンク ・タービン ・燃料貯蔵ボウラック ・高層部付設機器 ・タービン建屋 ・永久機台 ・高圧容器																																																									
	3. 原子炉の緊急停止 のために急激に負の反応度を加する ための施設、及び 原子炉の停止状態を維持するための 施設	・制御棒クラス及び制御棒駆動装置（スクラム駆動に関する部分） ・ほう電投入系（移送機） ・原子炉の停止状態を維持するための施設	S	・炉心支持構造物及び制御棒クラス室内 ・非常用電源及び計測設備	S	・機器等の支持構造物	S	・原子炉本館 ・原子炉付設階	Sa	・高層部付設機器 ・タービン建屋 ・永久機台 ・高圧容器 ・耐火隔壁																																																									
	4. 原子炉停止後、炉心から除熱剤を除去するための施設	・蒸発器・蒸留水塔（蒸留水塔は炉心から高層部を越えて、蒸留水塔を越えて、蒸留水塔を越えて） ・凝縮器 ・復水ピット ・冷却水塔	S	・原子炉本館 ・高層部付設機器 ・炉心支持構造物 ・非常用電源及び計測設備	S	・機器等の支持構造物	S	・原子炉本館 ・原子炉付設階 ・高層部の屋外設備を支持する構造	Sa	・高層部付設機器 ・タービン建屋 ・永久機台 ・高圧容器																																																									

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考																																																																																																									
	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">変更後</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">変更なし</p> <p style="text-align: center;">変更前</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第2.1.1表 クラス別施設 (2/7)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 0.8em;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震クラス</th> <th rowspan="2">クラス別施設</th> <th colspan="2">主要設備 (23)</th> <th colspan="2">補助設備 (24)</th> <th colspan="2">直接支持構造物 (25)</th> <th colspan="2">間接支持構造物 (26)</th> <th colspan="2">近及的影響を考慮すべき設備 (27)</th> </tr> <tr> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>種別</th> <th>適用範囲</th> <th>種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">S</td> <td>・原子炉冷却材圧力バウンダリ破断事故後、炉心から融核燃料を除去するための施設</td> <td>・安全投入機 (S)</td> <td>S</td> <td>・原子炉補給冷却器 (S)</td> <td>S</td> <td>・機器等の支持構造物 (S)</td> <td>S</td> <td>・原子炉補給施設 (S)</td> <td>Sa</td> <td>・建築物基礎建屋 (S)</td> <td>Sa</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・余熱除去系 (S)</td> <td>S</td> <td>・原子炉補給冷却器 (S)</td> <td>S</td> <td></td> <td></td> <td>・原子炉補給施設 (S)</td> <td>Sa</td> <td>・タービン建屋 (S)</td> <td>Sa</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・燃料貯蔵用ホールド (S)</td> <td>S</td> <td>・原子炉補給冷却器 (S)</td> <td>S</td> <td></td> <td></td> <td>・原子炉補給施設 (S)</td> <td>Sa</td> <td>・永久構物 (S)</td> <td>Sa</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・原子炉冷却材圧力バウンダリ破断事故の際に、圧力調整となる放射能物質の貯蔵を支持するための施設</td> <td>・原子炉補給冷却器 (S)</td> <td>S</td> <td>・放射能物質貯蔵容器 (S)</td> <td>S</td> <td>・機器等の支持構造物 (S)</td> <td>S</td> <td>・原子炉補給施設 (S)</td> <td>Sa</td> <td>・建築物基礎建屋 (S)</td> <td>Sa</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・放射能物質の除去を伴うような事故の際に、その放射能物質を貯蔵するための施設で上記1.以外の施設</td> <td>・燃料貯蔵用ホールド (S)</td> <td>S</td> <td>・放射能物質貯蔵容器 (S)</td> <td>S</td> <td>・機器等の支持構造物 (S)</td> <td>S</td> <td>・原子炉補給施設 (S)</td> <td>Sa</td> <td>・タービン建屋 (S)</td> <td>Sa</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・アユラス空気浄化設備 (S)</td> <td>S</td> <td>・原子炉補給冷却器 (S)</td> <td>S</td> <td>・機器等の支持構造物 (S)</td> <td>S</td> <td>・原子炉補給施設 (S)</td> <td>Sa</td> <td>・永久構物 (S)</td> <td>Sa</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・燃料貯蔵用ホールド (S)</td> <td>S</td> <td>・原子炉補給冷却器 (S)</td> <td>S</td> <td>・機器等の支持構造物 (S)</td> <td>S</td> <td>・原子炉補給施設 (S)</td> <td>Sa</td> <td>・建築物基礎建屋 (S)</td> <td>Sa</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div>	耐震クラス	クラス別施設	主要設備 (23)		補助設備 (24)		直接支持構造物 (25)		間接支持構造物 (26)		近及的影響を考慮すべき設備 (27)		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	種別	適用範囲	種別	S	・原子炉冷却材圧力バウンダリ破断事故後、炉心から融核燃料を除去するための施設	・安全投入機 (S)	S	・原子炉補給冷却器 (S)	S	・機器等の支持構造物 (S)	S	・原子炉補給施設 (S)	Sa	・建築物基礎建屋 (S)	Sa		・余熱除去系 (S)	S	・原子炉補給冷却器 (S)	S			・原子炉補給施設 (S)	Sa	・タービン建屋 (S)	Sa		・燃料貯蔵用ホールド (S)	S	・原子炉補給冷却器 (S)	S			・原子炉補給施設 (S)	Sa	・永久構物 (S)	Sa		・原子炉冷却材圧力バウンダリ破断事故の際に、圧力調整となる放射能物質の貯蔵を支持するための施設	・原子炉補給冷却器 (S)	S	・放射能物質貯蔵容器 (S)	S	・機器等の支持構造物 (S)	S	・原子炉補給施設 (S)	Sa	・建築物基礎建屋 (S)	Sa		・放射能物質の除去を伴うような事故の際に、その放射能物質を貯蔵するための施設で上記1.以外の施設	・燃料貯蔵用ホールド (S)	S	・放射能物質貯蔵容器 (S)	S	・機器等の支持構造物 (S)	S	・原子炉補給施設 (S)	Sa	・タービン建屋 (S)	Sa			・アユラス空気浄化設備 (S)	S	・原子炉補給冷却器 (S)	S	・機器等の支持構造物 (S)	S	・原子炉補給施設 (S)	Sa	・永久構物 (S)	Sa			・燃料貯蔵用ホールド (S)	S	・原子炉補給冷却器 (S)	S	・機器等の支持構造物 (S)	S	・原子炉補給施設 (S)	Sa	・建築物基礎建屋 (S)	Sa	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
耐震クラス	クラス別施設			主要設備 (23)		補助設備 (24)		直接支持構造物 (25)		間接支持構造物 (26)		近及的影響を考慮すべき設備 (27)																																																																																															
		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	種別	適用範囲	種別																																																																																															
S	・原子炉冷却材圧力バウンダリ破断事故後、炉心から融核燃料を除去するための施設	・安全投入機 (S)	S	・原子炉補給冷却器 (S)	S	・機器等の支持構造物 (S)	S	・原子炉補給施設 (S)	Sa	・建築物基礎建屋 (S)	Sa																																																																																																
		・余熱除去系 (S)	S	・原子炉補給冷却器 (S)	S			・原子炉補給施設 (S)	Sa	・タービン建屋 (S)	Sa																																																																																																
		・燃料貯蔵用ホールド (S)	S	・原子炉補給冷却器 (S)	S			・原子炉補給施設 (S)	Sa	・永久構物 (S)	Sa																																																																																																
	・原子炉冷却材圧力バウンダリ破断事故の際に、圧力調整となる放射能物質の貯蔵を支持するための施設	・原子炉補給冷却器 (S)	S	・放射能物質貯蔵容器 (S)	S	・機器等の支持構造物 (S)	S	・原子炉補給施設 (S)	Sa	・建築物基礎建屋 (S)	Sa																																																																																																
	・放射能物質の除去を伴うような事故の際に、その放射能物質を貯蔵するための施設で上記1.以外の施設	・燃料貯蔵用ホールド (S)	S	・放射能物質貯蔵容器 (S)	S	・機器等の支持構造物 (S)	S	・原子炉補給施設 (S)	Sa	・タービン建屋 (S)	Sa																																																																																																
		・アユラス空気浄化設備 (S)	S	・原子炉補給冷却器 (S)	S	・機器等の支持構造物 (S)	S	・原子炉補給施設 (S)	Sa	・永久構物 (S)	Sa																																																																																																
		・燃料貯蔵用ホールド (S)	S	・原子炉補給冷却器 (S)	S	・機器等の支持構造物 (S)	S	・原子炉補給施設 (S)	Sa	・建築物基礎建屋 (S)	Sa																																																																																																

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考																																																									
	<p style="text-align: center;">変更なし</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">変更前</p> <p style="text-align: center;">第2.1.1表 クラス別施設 (3/7)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">別添 クラス</th> <th rowspan="2">クラス別施設</th> <th colspan="2">主要設備 (4)</th> <th colspan="2">補助設備 (5)</th> <th colspan="2">置換支持構造物 (6)</th> <th colspan="2">間接支持構造物 (7)</th> <th colspan="2">波及影響を考慮すべき設備 (8)</th> </tr> <tr> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>設計用地震動 (2)</th> <th>適用範囲</th> <th>設計用地震動 (2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">S</td> <td>5. 播磨貯蔵施設を有する貯蔵及び廃止施設を有する設備</td> <td>貯蔵庫 貯蔵室 廃止貯蔵庫 貯蔵停止蓋 止水壁</td> <td>S S S S</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>当館の貯蔵施設を支持する構造物</td> <td>Se</td> <td>海水ポンプ駆動機 地盤かさ上げ部 海水ポンプエリア 電圧降下抑制設備 集塵機 移動式クレーン 埋戻し機 耐火隔壁 (海水ポンプ)</td> <td>Se Se Se Se Se Se</td> </tr> <tr> <td>1. 貯池における播磨貯蔵施設を有する施設</td> <td>播磨貯蔵メウ 補位計</td> <td>S S</td> <td>非常用電源及び計測設備</td> <td>S</td> <td>輸送等の支持構造物</td> <td>S</td> <td>当館の電力設備を支持する構造物 原子炉格納施設</td> <td>Se Se</td> <td>海水ポンプエリア 電圧降下抑制設備 集塵機 移動式クレーン 廃棄物処理機 タービン建屋 埋戻し機</td> <td>Se Se Se Se Se Se</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>伊内構造物</td> <td>S</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>原子炉格納施設</td> <td>Se</td> <td>廃棄物処理機 水次機台 埋戻し機</td> <td>Se Se Se</td> </tr> </tbody> </table> </div>	別添 クラス	クラス別施設	主要設備 (4)		補助設備 (5)		置換支持構造物 (6)		間接支持構造物 (7)		波及影響を考慮すべき設備 (8)		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	設計用地震動 (2)	適用範囲	設計用地震動 (2)	S	5. 播磨貯蔵施設を有する貯蔵及び廃止施設を有する設備	貯蔵庫 貯蔵室 廃止貯蔵庫 貯蔵停止蓋 止水壁	S S S S	-	-	-	-	当館の貯蔵施設を支持する構造物	Se	海水ポンプ駆動機 地盤かさ上げ部 海水ポンプエリア 電圧降下抑制設備 集塵機 移動式クレーン 埋戻し機 耐火隔壁 (海水ポンプ)	Se Se Se Se Se Se	1. 貯池における播磨貯蔵施設を有する施設	播磨貯蔵メウ 補位計	S S	非常用電源及び計測設備	S	輸送等の支持構造物	S	当館の電力設備を支持する構造物 原子炉格納施設	Se Se	海水ポンプエリア 電圧降下抑制設備 集塵機 移動式クレーン 廃棄物処理機 タービン建屋 埋戻し機	Se Se Se Se Se Se	その他	伊内構造物	S	-	-	-	-	原子炉格納施設	Se	廃棄物処理機 水次機台 埋戻し機	Se Se Se	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
別添 クラス	クラス別施設			主要設備 (4)		補助設備 (5)		置換支持構造物 (6)		間接支持構造物 (7)		波及影響を考慮すべき設備 (8)																																															
		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	設計用地震動 (2)	適用範囲	設計用地震動 (2)																																															
S	5. 播磨貯蔵施設を有する貯蔵及び廃止施設を有する設備	貯蔵庫 貯蔵室 廃止貯蔵庫 貯蔵停止蓋 止水壁	S S S S	-	-	-	-	当館の貯蔵施設を支持する構造物	Se	海水ポンプ駆動機 地盤かさ上げ部 海水ポンプエリア 電圧降下抑制設備 集塵機 移動式クレーン 埋戻し機 耐火隔壁 (海水ポンプ)	Se Se Se Se Se Se																																																
	1. 貯池における播磨貯蔵施設を有する施設	播磨貯蔵メウ 補位計	S S	非常用電源及び計測設備	S	輸送等の支持構造物	S	当館の電力設備を支持する構造物 原子炉格納施設	Se Se	海水ポンプエリア 電圧降下抑制設備 集塵機 移動式クレーン 廃棄物処理機 タービン建屋 埋戻し機	Se Se Se Se Se Se																																																
	その他	伊内構造物	S	-	-	-	-	原子炉格納施設	Se	廃棄物処理機 水次機台 埋戻し機	Se Se Se																																																

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考																																																								
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p style="text-align: center;">変更前</p> <p style="text-align: center;">第2.1.1表 クラス別施設 (4/7)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象クラス</th> <th rowspan="2">クラス別施設</th> <th colspan="2">主要設備 (A1)</th> <th colspan="2">補助設備 (A2)</th> <th colspan="2">直接支持構造物 (A3)</th> <th colspan="2">間接支持構造物 (A4)</th> </tr> <tr> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>設計用地震動 (Ca)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">B</td> <td>1. 原子炉冷却材圧力バランサリに接続されている、一次冷却水を循環している炉内蔵し得る施設</td> <td>-</td> <td>B</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>機器等の支持構造物</td> <td>B</td> <td>原子炉格納施設 原子炉補助施設</td> <td>5a 5a</td> </tr> <tr> <td>2. 放射性廃棄物を内蔵している施設。(ただし、内蔵量が少ない場合は貯蔵方式により、その評価によって適用に与える放射線の影響が周辺環境に及ぼす影響が同等程度に高くないものは除く。)</td> <td>-</td> <td>B</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>機器等の支持構造物</td> <td>B</td> <td>原子炉格納施設 原子炉補助施設</td> <td>5a 5a</td> </tr> <tr> <td>3. 放射性廃棄物以外の放射性物質に接触した施設で、その評価により、公衆及び従業員に過大な放射線被曝を及ぼす可能性のある施設</td> <td>-</td> <td>B</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>機器等の支持構造物</td> <td>B</td> <td>原子炉格納施設 原子炉補助施設</td> <td>5a 5a</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	対象クラス	クラス別施設	主要設備 (A1)		補助設備 (A2)		直接支持構造物 (A3)		間接支持構造物 (A4)		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	設計用地震動 (Ca)	B	1. 原子炉冷却材圧力バランサリに接続されている、一次冷却水を循環している炉内蔵し得る施設	-	B	-	-	機器等の支持構造物	B	原子炉格納施設 原子炉補助施設	5a 5a	2. 放射性廃棄物を内蔵している施設。(ただし、内蔵量が少ない場合は貯蔵方式により、その評価によって適用に与える放射線の影響が周辺環境に及ぼす影響が同等程度に高くないものは除く。)	-	B	-	-	機器等の支持構造物	B	原子炉格納施設 原子炉補助施設	5a 5a	3. 放射性廃棄物以外の放射性物質に接触した施設で、その評価により、公衆及び従業員に過大な放射線被曝を及ぼす可能性のある施設	-	B	-	-	機器等の支持構造物	B	原子炉格納施設 原子炉補助施設	5a 5a											<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
対象クラス	クラス別施設			主要設備 (A1)		補助設備 (A2)		直接支持構造物 (A3)		間接支持構造物 (A4)																																																
		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	設計用地震動 (Ca)																																																	
B	1. 原子炉冷却材圧力バランサリに接続されている、一次冷却水を循環している炉内蔵し得る施設	-	B	-	-	機器等の支持構造物	B	原子炉格納施設 原子炉補助施設	5a 5a																																																	
	2. 放射性廃棄物を内蔵している施設。(ただし、内蔵量が少ない場合は貯蔵方式により、その評価によって適用に与える放射線の影響が周辺環境に及ぼす影響が同等程度に高くないものは除く。)	-	B	-	-	機器等の支持構造物	B	原子炉格納施設 原子炉補助施設	5a 5a																																																	
	3. 放射性廃棄物以外の放射性物質に接触した施設で、その評価により、公衆及び従業員に過大な放射線被曝を及ぼす可能性のある施設	-	B	-	-	機器等の支持構造物	B	原子炉格納施設 原子炉補助施設	5a 5a																																																	

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考																																										
	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">変更後</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">変更前</p> <p style="text-align: center;">第2.1.1表 クラス別施設 (5/7)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震クラス</th> <th rowspan="2">クラス別施設</th> <th colspan="2">主要設備⁽⁴⁰⁾</th> <th colspan="2">補助設備⁽⁴¹⁾</th> <th colspan="2">直接支持構造物⁽⁴²⁾</th> <th colspan="2">間接支持構造物⁽⁴³⁾</th> <th rowspan="2">特殊用地震動⁽⁴⁴⁾</th> </tr> <tr> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>・使用済燃料を冷却するための施設</td> <td>・使用済燃料ピット水冷却系</td> <td>B</td> <td>・原子炉補機冷却水系</td> <td>B</td> <td>・原子炉補機冷却海水系</td> <td>B</td> <td>・機器等の支持構造物</td> <td>B</td> <td>・原子炉格納施設 ・原子炉補助建屋 ・深井ポンプ基礎等の海水系を支持する構造物</td> <td>S₆ S₆ S₆</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>・放射性物質の放出を抑制しようとするための施設で、Sクラスに属さない施設</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div>	耐震クラス	クラス別施設	主要設備 ⁽⁴⁰⁾		補助設備 ⁽⁴¹⁾		直接支持構造物 ⁽⁴²⁾		間接支持構造物 ⁽⁴³⁾		特殊用地震動 ⁽⁴⁴⁾	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	A	・使用済燃料を冷却するための施設	・使用済燃料ピット水冷却系	B	・原子炉補機冷却水系	B	・原子炉補機冷却海水系	B	・機器等の支持構造物	B	・原子炉格納施設 ・原子炉補助建屋 ・深井ポンプ基礎等の海水系を支持する構造物	S ₆ S ₆ S ₆	B	・放射性物質の放出を抑制しようとするための施設で、Sクラスに属さない施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
耐震クラス	クラス別施設			主要設備 ⁽⁴⁰⁾		補助設備 ⁽⁴¹⁾		直接支持構造物 ⁽⁴²⁾		間接支持構造物 ⁽⁴³⁾			特殊用地震動 ⁽⁴⁴⁾																															
		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス																																			
A	・使用済燃料を冷却するための施設	・使用済燃料ピット水冷却系	B	・原子炉補機冷却水系	B	・原子炉補機冷却海水系	B	・機器等の支持構造物	B	・原子炉格納施設 ・原子炉補助建屋 ・深井ポンプ基礎等の海水系を支持する構造物	S ₆ S ₆ S ₆																																	
B	・放射性物質の放出を抑制しようとするための施設で、Sクラスに属さない施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																		

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考																																																
	<p style="text-align: center;">変更なし</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">変更後</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p style="text-align: center;">変更前</p> <p style="text-align: center;">第2.1.1表 クラス別施設 (8/7)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象クラス</th> <th rowspan="2">クラス別施設</th> <th colspan="2">主要設備⁽¹⁾⁽²⁾</th> <th colspan="2">補助設備⁽³⁾⁽⁴⁾</th> <th colspan="2">直接支持構造物⁽⁵⁾⁽⁶⁾</th> <th colspan="2">間接支持構造物⁽⁷⁾⁽⁸⁾</th> </tr> <tr> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>原子炉の反応度を制御するための施設で2クラス、3クラスに属さない施設</td> <td>新設制御施設 (スクラム系統に関する部分を除く)</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>機器等の支持構造物</td> <td>0</td> <td>原子炉格納施設 原子炉補助建屋</td> <td>5c 5d</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>放射性物質を貯蔵しているか、又はこれに関連した施設で2クラス、3クラスに属さない施設</td> <td>燃料貯蔵系 送下レンガ 洗淨排水処理系 スクラム系統上の 風の筒等 放射線発生施設 （燃料実装施設 除く）</td> <td>0 0 0 0 0 0</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>機器等の支持構造物</td> <td>0</td> <td>原子炉格納施設 原子炉補助建屋</td> <td>5c 5d</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>ペイラ 化学物質貯蔵庫のうち、ほうちん処理装置 廃棄物処理ほうちん 焼却タンク等 放射線発生施設 のうち、廃液処理 装置等 原子炉補助建屋 放射線発生施設 その他</td> <td>0 0 0 0 0 0 0 0 0 0</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> </div>	対象クラス	クラス別施設	主要設備 ⁽¹⁾⁽²⁾		補助設備 ⁽³⁾⁽⁴⁾		直接支持構造物 ⁽⁵⁾⁽⁶⁾		間接支持構造物 ⁽⁷⁾⁽⁸⁾		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	適用範囲	0	原子炉の反応度を制御するための施設で2クラス、3クラスに属さない施設	新設制御施設 (スクラム系統に関する部分を除く)	0	-	-	機器等の支持構造物	0	原子炉格納施設 原子炉補助建屋	5c 5d	0	放射性物質を貯蔵しているか、又はこれに関連した施設で2クラス、3クラスに属さない施設	燃料貯蔵系 送下レンガ 洗淨排水処理系 スクラム系統上の 風の筒等 放射線発生施設 （燃料実装施設 除く）	0 0 0 0 0 0	-	-	機器等の支持構造物	0	原子炉格納施設 原子炉補助建屋	5c 5d	0	ペイラ 化学物質貯蔵庫のうち、ほうちん処理装置 廃棄物処理ほうちん 焼却タンク等 放射線発生施設 のうち、廃液処理 装置等 原子炉補助建屋 放射線発生施設 その他	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	-	-	-	-	-	-	-	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
対象クラス	クラス別施設			主要設備 ⁽¹⁾⁽²⁾		補助設備 ⁽³⁾⁽⁴⁾		直接支持構造物 ⁽⁵⁾⁽⁶⁾		間接支持構造物 ⁽⁷⁾⁽⁸⁾																																								
		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	適用範囲																																									
0	原子炉の反応度を制御するための施設で2クラス、3クラスに属さない施設	新設制御施設 (スクラム系統に関する部分を除く)	0	-	-	機器等の支持構造物	0	原子炉格納施設 原子炉補助建屋	5c 5d																																									
0	放射性物質を貯蔵しているか、又はこれに関連した施設で2クラス、3クラスに属さない施設	燃料貯蔵系 送下レンガ 洗淨排水処理系 スクラム系統上の 風の筒等 放射線発生施設 （燃料実装施設 除く）	0 0 0 0 0 0	-	-	機器等の支持構造物	0	原子炉格納施設 原子炉補助建屋	5c 5d																																									
0	ペイラ 化学物質貯蔵庫のうち、ほうちん処理装置 廃棄物処理ほうちん 焼却タンク等 放射線発生施設 のうち、廃液処理 装置等 原子炉補助建屋 放射線発生施設 その他	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	-	-	-	-	-	-	-																																									

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考																																																																																																																														
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">変更なし</p> </div>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>																																																																																																																														
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption style="text-align: center;">第2.1.1表 クラス別施設 (7/7)</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震クラス</th> <th rowspan="2">クラス別施設</th> <th colspan="2">主要設備 (注1)</th> <th colspan="2">補助設備 (注2)</th> <th colspan="2">直接支持構造物 (注3)</th> <th colspan="2">間接支持構造物 (注4)</th> <th rowspan="2">設計用地震動 (注5)</th> </tr> <tr> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>地震動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">C</td> <td rowspan="12">a. 原子炉格納容器に属しない施設等</td> <td>タービン設備</td> <td>C</td> <td></td> <td></td> <td>機器等の支持構造物</td> <td>C</td> <td>タービン基礎</td> <td>Sa</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助設備排水系</td> <td>C</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>原子炉補助施設</td> <td>Sa</td> </tr> <tr> <td>補助ボイラ及び補助蒸気炉</td> <td>C</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>原子炉補助施設</td> <td>Sa</td> </tr> <tr> <td>配水機</td> <td>C</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>補助ボイラ基礎</td> <td>Sa</td> </tr> <tr> <td>煙突設備</td> <td>C</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>緊急時対策用煙突</td> <td>Sa</td> </tr> <tr> <td>主変電機・変圧器</td> <td>C</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>変電設備</td> <td>C</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高圧発電機ブローダウンス</td> <td>C</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>タービン</td> <td>C</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>炉内用圧入機</td> <td>C</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料貯蔵ボウラクレーン</td> <td>C</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策用</td> <td>C</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>C</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。 (注2) 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。 (注3) 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。 (注4) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物、構築物）をいう。 (注5) 波及的影響を考慮すべき設備とは下位の耐震クラスに属するものの破壊によって耐震重要施設に波及的影響を及ぼすおそれがある設備をいう。 (注6) Sa：基準地震動Saにより定まる地震力 Sb：耐震Bクラス施設に適用される地震力 Sc：耐震Cクラス施設に適用される静的地震力</p> </div>	耐震クラス	クラス別施設	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)		設計用地震動 (注5)	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	地震動	C	a. 原子炉格納容器に属しない施設等	タービン設備	C			機器等の支持構造物	C	タービン基礎	Sa	原子炉補助設備排水系	C					原子炉補助施設	Sa	補助ボイラ及び補助蒸気炉	C					原子炉補助施設	Sa	配水機	C					補助ボイラ基礎	Sa	煙突設備	C					緊急時対策用煙突	Sa	主変電機・変圧器	C							変電設備	C							高圧発電機ブローダウンス	C							タービン	C							炉内用圧入機	C							燃料貯蔵ボウラクレーン	C							緊急時対策用	C							その他	C								<p>記載の適正化</p>
耐震クラス	クラス別施設			主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)			設計用地震動 (注5)																																																																																																																			
		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	地震動																																																																																																																							
C	a. 原子炉格納容器に属しない施設等	タービン設備	C			機器等の支持構造物	C	タービン基礎	Sa																																																																																																																							
		原子炉補助設備排水系	C					原子炉補助施設	Sa																																																																																																																							
		補助ボイラ及び補助蒸気炉	C					原子炉補助施設	Sa																																																																																																																							
		配水機	C					補助ボイラ基礎	Sa																																																																																																																							
		煙突設備	C					緊急時対策用煙突	Sa																																																																																																																							
		主変電機・変圧器	C																																																																																																																													
		変電設備	C																																																																																																																													
		高圧発電機ブローダウンス	C																																																																																																																													
		タービン	C																																																																																																																													
		炉内用圧入機	C																																																																																																																													
		燃料貯蔵ボウラクレーン	C																																																																																																																													
		緊急時対策用	C																																																																																																																													
その他	C																																																																																																																															
	<p style="text-align: center;">変更なし</p>	<p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>																																																																																																																														

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考																																																																																																																																																																																																															
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">変更前</p> <p style="text-align: center;">第2.1.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (5/25)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>構成設備</th> <th>構成設備の名称</th> <th>原状の設置位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>2. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>3. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>4. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>5. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>6. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>7. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>8. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>9. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>10. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>11. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>12. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>13. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>14. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>15. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>16. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>17. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>18. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>19. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>20. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>21. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>22. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>23. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>24. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>25. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">変更後</p> <p style="text-align: center;">第2.1.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (6/25)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>構成設備</th> <th>構成設備の名称</th> <th>原状の設置位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>2. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>3. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>4. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>5. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>6. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>7. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>8. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>9. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>10. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>11. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>12. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>13. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>14. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>15. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>16. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>17. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>18. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>19. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>20. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>21. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>22. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>23. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>24. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>25. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div> <p style="text-align: center;">変更なし</p> </div>	設備	構成設備	構成設備の名称	原状の設置位置	1. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	2. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	3. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	4. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	5. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	6. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	7. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	8. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	9. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	10. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	11. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	12. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	13. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	14. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	15. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	16. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	17. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	18. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	19. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	20. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	21. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	22. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	23. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	24. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	25. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	設備	構成設備	構成設備の名称	原状の設置位置	1. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	2. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	3. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	4. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	5. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	6. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	7. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	8. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	9. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	10. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	11. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	12. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	13. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	14. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	15. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	16. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	17. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	18. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	19. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	20. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	21. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	22. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	23. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	24. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	25. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系
設備	構成設備	構成設備の名称	原状の設置位置																																																																																																																																																																																																														
1. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																														
2. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																														
3. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																														
4. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																														
5. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																														
6. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																														
7. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																														
8. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																														
9. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																														
10. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																														
11. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																														
12. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																														
13. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																														
14. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																														
15. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																														
16. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																														
17. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																														
18. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																														
19. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																														
20. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																														
21. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																														
22. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																														
23. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																														
24. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																														
25. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																														
設備	構成設備	構成設備の名称	原状の設置位置																																																																																																																																																																																																														
1. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																														
2. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																														
3. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																														
4. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																														
5. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																														
6. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																														
7. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																														
8. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																														
9. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																														
10. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																														
11. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																														
12. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																														
13. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																														
14. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																														
15. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																														
16. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																														
17. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																														
18. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																														
19. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																														
20. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																														
21. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																														
22. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																														
23. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																														
24. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																														
25. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																																																																														

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考																																																																																																
	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">変更後 変更なし</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">変更前 第2.1.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (9/25)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 8px;"> <thead> <tr> <th style="width: 35%;">施設種別</th> <th style="width: 35%;">施設名称</th> <th style="width: 30%;">設備概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料設備</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> </tr> <tr> <td>炉内設備</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> </tr> <tr> <td>炉外設備</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> </tr> <tr> <td>炉内設備</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> </tr> <tr> <td>炉外設備</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> </tr> <tr> <td>炉内設備</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> </tr> <tr> <td>炉外設備</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> </tr> <tr> <td>炉内設備</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> </tr> <tr> <td>炉外設備</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> </tr> <tr> <td>炉内設備</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> </tr> <tr> <td>炉外設備</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> </tr> <tr> <td>炉内設備</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> </tr> <tr> <td>炉外設備</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> </tr> <tr> <td>炉内設備</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> </tr> <tr> <td>炉外設備</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第2.1.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (10/25)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 8px;"> <thead> <tr> <th style="width: 35%;">施設種別</th> <th style="width: 35%;">施設名称</th> <th style="width: 30%;">設備概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料設備</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> </tr> <tr> <td>炉内設備</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> </tr> <tr> <td>炉外設備</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> </tr> <tr> <td>炉内設備</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> </tr> <tr> <td>炉外設備</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> </tr> <tr> <td>炉内設備</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> </tr> <tr> <td>炉外設備</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> </tr> <tr> <td>炉内設備</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> </tr> <tr> <td>炉外設備</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> </tr> <tr> <td>炉内設備</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> </tr> <tr> <td>炉外設備</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> </tr> <tr> <td>炉内設備</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> </tr> <tr> <td>炉外設備</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> </tr> <tr> <td>炉内設備</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> </tr> <tr> <td>炉外設備</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> <td>燃料貯蔵タンク(25)個</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div> </div>	施設種別	施設名称	設備概要	燃料設備	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク(25)個	炉内設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個	炉外設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個	炉内設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個	炉外設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個	炉内設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個	炉外設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個	炉内設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個	炉外設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個	炉内設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個	炉外設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個	炉内設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個	炉外設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個	炉内設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個	炉外設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個	施設種別	施設名称	設備概要	燃料設備	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク(25)個	炉内設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個	炉外設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個	炉内設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個	炉外設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個	炉内設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個	炉外設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個	炉内設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個	炉外設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個	炉内設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個	炉外設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個	炉内設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個	炉外設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個	炉内設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個	炉外設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p style="text-align: center;">記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
施設種別	施設名称	設備概要																																																																																																
燃料設備	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク(25)個																																																																																																
炉内設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個																																																																																																
炉外設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個																																																																																																
炉内設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個																																																																																																
炉外設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個																																																																																																
炉内設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個																																																																																																
炉外設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個																																																																																																
炉内設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個																																																																																																
炉外設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個																																																																																																
炉内設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個																																																																																																
炉外設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個																																																																																																
炉内設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個																																																																																																
炉外設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個																																																																																																
炉内設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個																																																																																																
炉外設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個																																																																																																
施設種別	施設名称	設備概要																																																																																																
燃料設備	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク(25)個																																																																																																
炉内設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個																																																																																																
炉外設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個																																																																																																
炉内設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個																																																																																																
炉外設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個																																																																																																
炉内設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個																																																																																																
炉外設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個																																																																																																
炉内設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個																																																																																																
炉外設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個																																																																																																
炉内設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個																																																																																																
炉外設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個																																																																																																
炉内設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個																																																																																																
炉外設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個																																																																																																
炉内設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個																																																																																																
炉外設備	燃料貯蔵タンク(25)個	燃料貯蔵タンク(25)個																																																																																																

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考																													
	<p style="text-align: center;">変更後</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <div style="border-bottom: 1px solid black; padding-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">変更前</p> </div> <p style="text-align: center;">第2. 1. 2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (11/25)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 8pt;"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> <th>設備の用途</th> <th>設備の設置場所</th> <th>設備の設置状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重要設備</td> <td>・炉内破断検知装置 ・炉内破断防止装置 ・炉内破断抑制装置 ・炉内破断検知装置用電源装置 ・炉内破断抑制装置用電源装置 ・炉内破断検知装置用配線 ・炉内破断抑制装置用配線 ・炉内破断検知装置用配線用電源装置 ・炉内破断抑制装置用配線用電源装置</td> <td>・炉内破断の検知 ・炉内破断の防止 ・炉内破断の抑制</td> <td>・炉内</td> <td>・設置済</td> </tr> <tr> <td>重要設備</td> <td>・炉内破断検知装置用電源装置 ・炉内破断抑制装置用電源装置 ・炉内破断検知装置用配線 ・炉内破断抑制装置用配線</td> <td>・炉内破断の検知 ・炉内破断の防止 ・炉内破断の抑制</td> <td>・炉内</td> <td>・設置済</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="border-bottom: 1px solid black; padding-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">変更後</p> </div> <p style="text-align: center;">第2. 1. 2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (12/25)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 8pt;"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> <th>設備の用途</th> <th>設備の設置場所</th> <th>設備の設置状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重要設備</td> <td>・炉内破断検知装置 ・炉内破断防止装置 ・炉内破断抑制装置 ・炉内破断検知装置用電源装置 ・炉内破断抑制装置用電源装置 ・炉内破断検知装置用配線 ・炉内破断抑制装置用配線</td> <td>・炉内破断の検知 ・炉内破断の防止 ・炉内破断の抑制</td> <td>・炉内</td> <td>・設置済</td> </tr> <tr> <td>重要設備</td> <td>・炉内破断検知装置用電源装置 ・炉内破断抑制装置用電源装置 ・炉内破断検知装置用配線 ・炉内破断抑制装置用配線</td> <td>・炉内破断の検知 ・炉内破断の防止 ・炉内破断の抑制</td> <td>・炉内</td> <td>・設置済</td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	設備の用途	設備の設置場所	設備の設置状況	重要設備	・炉内破断検知装置 ・炉内破断防止装置 ・炉内破断抑制装置 ・炉内破断検知装置用電源装置 ・炉内破断抑制装置用電源装置 ・炉内破断検知装置用配線 ・炉内破断抑制装置用配線 ・炉内破断検知装置用配線用電源装置 ・炉内破断抑制装置用配線用電源装置	・炉内破断の検知 ・炉内破断の防止 ・炉内破断の抑制	・炉内	・設置済	重要設備	・炉内破断検知装置用電源装置 ・炉内破断抑制装置用電源装置 ・炉内破断検知装置用配線 ・炉内破断抑制装置用配線	・炉内破断の検知 ・炉内破断の防止 ・炉内破断の抑制	・炉内	・設置済	設備区分	設備名	設備の用途	設備の設置場所	設備の設置状況	重要設備	・炉内破断検知装置 ・炉内破断防止装置 ・炉内破断抑制装置 ・炉内破断検知装置用電源装置 ・炉内破断抑制装置用電源装置 ・炉内破断検知装置用配線 ・炉内破断抑制装置用配線	・炉内破断の検知 ・炉内破断の防止 ・炉内破断の抑制	・炉内	・設置済	重要設備	・炉内破断検知装置用電源装置 ・炉内破断抑制装置用電源装置 ・炉内破断検知装置用配線 ・炉内破断抑制装置用配線	・炉内破断の検知 ・炉内破断の防止 ・炉内破断の抑制	・炉内	・設置済
設備区分	設備名	設備の用途	設備の設置場所	設備の設置状況																											
重要設備	・炉内破断検知装置 ・炉内破断防止装置 ・炉内破断抑制装置 ・炉内破断検知装置用電源装置 ・炉内破断抑制装置用電源装置 ・炉内破断検知装置用配線 ・炉内破断抑制装置用配線 ・炉内破断検知装置用配線用電源装置 ・炉内破断抑制装置用配線用電源装置	・炉内破断の検知 ・炉内破断の防止 ・炉内破断の抑制	・炉内	・設置済																											
重要設備	・炉内破断検知装置用電源装置 ・炉内破断抑制装置用電源装置 ・炉内破断検知装置用配線 ・炉内破断抑制装置用配線	・炉内破断の検知 ・炉内破断の防止 ・炉内破断の抑制	・炉内	・設置済																											
設備区分	設備名	設備の用途	設備の設置場所	設備の設置状況																											
重要設備	・炉内破断検知装置 ・炉内破断防止装置 ・炉内破断抑制装置 ・炉内破断検知装置用電源装置 ・炉内破断抑制装置用電源装置 ・炉内破断検知装置用配線 ・炉内破断抑制装置用配線	・炉内破断の検知 ・炉内破断の防止 ・炉内破断の抑制	・炉内	・設置済																											
重要設備	・炉内破断検知装置用電源装置 ・炉内破断抑制装置用電源装置 ・炉内破断検知装置用配線 ・炉内破断抑制装置用配線	・炉内破断の検知 ・炉内破断の防止 ・炉内破断の抑制	・炉内	・設置済																											

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前

変更後

備考

記載の適正化
(前頁記載内容繰り下がり)

記載の適正化

記載の適正化
(次頁への記載内容繰り下がり)

変更前	変更後																																
<p>第2.1.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (13/25)</p> <table border="1"><thead><tr><th>設備名</th><th>主要設備</th><th>非常時設備</th><th>非常時予備設備</th></tr></thead><tbody><tr><td>炉心冷却系</td><td>炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)</td><td>炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)</td><td>炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)</td></tr><tr><td>炉心冷却系</td><td>炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)</td><td>炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)</td><td>炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)</td></tr><tr><td>炉心冷却系</td><td>炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)</td><td>炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)</td><td>炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)</td></tr></tbody></table>	設備名	主要設備	非常時設備	非常時予備設備	炉心冷却系	炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)	炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)	炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)	炉心冷却系	炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)	炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)	炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)	炉心冷却系	炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)	炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)	炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)	<p>第2.1.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (14/25)</p> <table border="1"><thead><tr><th>設備名</th><th>主要設備</th><th>非常時設備</th><th>非常時予備設備</th></tr></thead><tbody><tr><td>炉心冷却系</td><td>炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)</td><td>炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)</td><td>炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)</td></tr><tr><td>炉心冷却系</td><td>炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)</td><td>炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)</td><td>炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)</td></tr><tr><td>炉心冷却系</td><td>炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)</td><td>炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)</td><td>炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)</td></tr></tbody></table>	設備名	主要設備	非常時設備	非常時予備設備	炉心冷却系	炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)	炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)	炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)	炉心冷却系	炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)	炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)	炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)	炉心冷却系	炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)	炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)	炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)
設備名	主要設備	非常時設備	非常時予備設備																														
炉心冷却系	炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)	炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)	炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)																														
炉心冷却系	炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)	炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)	炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)																														
炉心冷却系	炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)	炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)	炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)																														
設備名	主要設備	非常時設備	非常時予備設備																														
炉心冷却系	炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)	炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)	炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)																														
炉心冷却系	炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)	炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)	炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)																														
炉心冷却系	炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)	炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)	炉心冷却系 (1.1.2.2, 1.3.2.2, 1.3.2.3)																														

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">変更後</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> </div>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

変更前 (15/25)	変更後 (16/25)																		
<p>第2.1.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 8px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">設備区分</th> <th style="width: 40%;">設備</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 炉内設備</td> <td>・炉内設備 ・炉内設備用配管 ・炉内設備用配管支持構造 ・炉内設備用配管支持構造用材料</td> <td>・炉内設備用配管支持構造用材料の規格 ・炉内設備用配管支持構造用材料の規格 ・炉内設備用配管支持構造用材料の規格</td> </tr> <tr> <td>2. 炉外設備</td> <td>・炉外設備 ・炉外設備用配管 ・炉外設備用配管支持構造 ・炉外設備用配管支持構造用材料</td> <td>・炉外設備用配管支持構造用材料の規格 ・炉外設備用配管支持構造用材料の規格 ・炉外設備用配管支持構造用材料の規格</td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	設備	備考	1. 炉内設備	・炉内設備 ・炉内設備用配管 ・炉内設備用配管支持構造 ・炉内設備用配管支持構造用材料	・炉内設備用配管支持構造用材料の規格 ・炉内設備用配管支持構造用材料の規格 ・炉内設備用配管支持構造用材料の規格	2. 炉外設備	・炉外設備 ・炉外設備用配管 ・炉外設備用配管支持構造 ・炉外設備用配管支持構造用材料	・炉外設備用配管支持構造用材料の規格 ・炉外設備用配管支持構造用材料の規格 ・炉外設備用配管支持構造用材料の規格	<p>第2.1.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 8px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">設備区分</th> <th style="width: 40%;">設備</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 炉内設備</td> <td>・炉内設備 ・炉内設備用配管 ・炉内設備用配管支持構造 ・炉内設備用配管支持構造用材料</td> <td>・炉内設備用配管支持構造用材料の規格 ・炉内設備用配管支持構造用材料の規格 ・炉内設備用配管支持構造用材料の規格</td> </tr> <tr> <td>2. 炉外設備</td> <td>・炉外設備 ・炉外設備用配管 ・炉外設備用配管支持構造 ・炉外設備用配管支持構造用材料</td> <td>・炉外設備用配管支持構造用材料の規格 ・炉外設備用配管支持構造用材料の規格 ・炉外設備用配管支持構造用材料の規格</td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	設備	備考	1. 炉内設備	・炉内設備 ・炉内設備用配管 ・炉内設備用配管支持構造 ・炉内設備用配管支持構造用材料	・炉内設備用配管支持構造用材料の規格 ・炉内設備用配管支持構造用材料の規格 ・炉内設備用配管支持構造用材料の規格	2. 炉外設備	・炉外設備 ・炉外設備用配管 ・炉外設備用配管支持構造 ・炉外設備用配管支持構造用材料	・炉外設備用配管支持構造用材料の規格 ・炉外設備用配管支持構造用材料の規格 ・炉外設備用配管支持構造用材料の規格
設備区分	設備	備考																	
1. 炉内設備	・炉内設備 ・炉内設備用配管 ・炉内設備用配管支持構造 ・炉内設備用配管支持構造用材料	・炉内設備用配管支持構造用材料の規格 ・炉内設備用配管支持構造用材料の規格 ・炉内設備用配管支持構造用材料の規格																	
2. 炉外設備	・炉外設備 ・炉外設備用配管 ・炉外設備用配管支持構造 ・炉外設備用配管支持構造用材料	・炉外設備用配管支持構造用材料の規格 ・炉外設備用配管支持構造用材料の規格 ・炉外設備用配管支持構造用材料の規格																	
設備区分	設備	備考																	
1. 炉内設備	・炉内設備 ・炉内設備用配管 ・炉内設備用配管支持構造 ・炉内設備用配管支持構造用材料	・炉内設備用配管支持構造用材料の規格 ・炉内設備用配管支持構造用材料の規格 ・炉内設備用配管支持構造用材料の規格																	
2. 炉外設備	・炉外設備 ・炉外設備用配管 ・炉外設備用配管支持構造 ・炉外設備用配管支持構造用材料	・炉外設備用配管支持構造用材料の規格 ・炉外設備用配管支持構造用材料の規格 ・炉外設備用配管支持構造用材料の規格																	

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1374 445 2255 1703"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">変更後</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">変更前</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> </div> </div> </div>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前

変更後

備考

記載の適正化
(前頁記載内容繰り下がり)

記載の適正化

記載の適正化
(次頁への記載内容繰り下がり)

変更前		変更後																	
<p>第2.1.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (19/25)</p> <table border="1"><thead><tr><th>設備の名称</th><th>設備の位置</th><th>設備の用途</th><th>設備の構造</th></tr></thead><tbody><tr><td>...</td><td>...</td><td>...</td><td>...</td></tr></tbody></table>	設備の名称	設備の位置	設備の用途	設備の構造	<p>第2.1.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (20/25)</p> <table border="1"><thead><tr><th>設備の名称</th><th>設備の位置</th><th>設備の用途</th><th>設備の構造</th></tr></thead><tbody><tr><td>...</td><td>...</td><td>...</td><td>...</td></tr></tbody></table>	設備の名称	設備の位置	設備の用途	設備の構造		
設備の名称	設備の位置	設備の用途	設備の構造																
...																
設備の名称	設備の位置	設備の用途	設備の構造																
...																

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前

変更後

備考

記載の適正化
(前頁記載内容繰り下がり)

変更前	変更後								
<p>第2.1.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (21/25)</p> <table border="1"><thead><tr><th>設備区分</th><th>設備名称</th><th>設備の機能</th><th>適用規格</th></tr></thead><tbody><tr><td>設備区分</td><td>設備名称</td><td>設備の機能</td><td>適用規格</td></tr></tbody></table>	設備区分	設備名称	設備の機能	適用規格	設備区分	設備名称	設備の機能	適用規格	<p>変更なし</p>
設備区分	設備名称	設備の機能	適用規格						
設備区分	設備名称	設備の機能	適用規格						
<p>第2.1.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (22/25)</p> <table border="1"><thead><tr><th>設備区分</th><th>設備名称</th><th>設備の機能</th><th>適用規格</th></tr></thead><tbody><tr><td>設備区分</td><td>設備名称</td><td>設備の機能</td><td>適用規格</td></tr></tbody></table>	設備区分	設備名称	設備の機能	適用規格	設備区分	設備名称	設備の機能	適用規格	
設備区分	設備名称	設備の機能	適用規格						
設備区分	設備名称	設備の機能	適用規格						

記載の適正化

記載の適正化

(次頁への記載内容繰り下がり)

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考																																																																																																																																		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">変更前 第2.1.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (23/25)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名称</th> <th>主要設備</th> <th>重要設備</th> <th>非常用設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>2. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>3. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>4. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>5. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>6. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>7. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>8. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>9. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>10. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>11. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>12. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>13. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>14. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>15. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>16. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>17. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>18. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>19. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>20. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>21. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>22. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>23. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>24. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>25. 炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">変更後 第2.1.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (24/25)</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> </div> </div> </div>	設備区分	設備名称	主要設備	重要設備	非常用設備	1. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	2. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	3. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	4. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	5. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	6. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	7. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	8. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	9. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	10. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	11. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	12. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	13. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	14. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	15. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	16. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	17. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	18. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	19. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	20. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	21. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	22. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	23. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	24. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	25. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
設備区分	設備名称	主要設備	重要設備	非常用設備																																																																																																																																
1. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																
2. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																
3. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																
4. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																
5. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																
6. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																
7. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																
8. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																
9. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																
10. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																
11. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																
12. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																
13. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																
14. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																
15. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																
16. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																
17. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																
18. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																
19. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																
20. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																
21. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																
22. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																
23. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																
24. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																
25. 炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考																																														
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%; text-align: center;">変更前</th> <th style="width: 33%; text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"> <p>第2.1.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (25/25)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 8px;"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>設備の分類</th> <th>設備の仕様</th> <th>設備の設置場所</th> <th>設備の設置条件</th> <th>設備の設置方法</th> <th>設備の設置時期</th> <th>設備の設置責任者</th> <th>設備の設置時期</th> <th>設備の設置場所</th> <th>設備の設置条件</th> <th>設備の設置方法</th> <th>設備の設置時期</th> <th>設備の設置責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 緊急停止装置 ・緊急停止ボタン ・緊急停止スイッチ ・緊急停止レバー</td> <td>機器類</td> <td>・型式：JIS規格 ・材質：ステンレス鋼 ・形状：円筒形</td> <td>・設置場所：炉心格納容器格納容器内 ・設置高さ：炉心格納容器内</td> <td>・設置場所：炉心格納容器格納容器内 ・設置高さ：炉心格納容器内</td> <td>・設置方法：炉心格納容器内</td> <td>・設置時期：炉心格納容器内</td> <td>・設置責任者：炉心格納容器内</td> <td>・設置時期：炉心格納容器内</td> <td>・設置場所：炉心格納容器内 ・設置高さ：炉心格納容器内</td> <td>・設置場所：炉心格納容器内 ・設置高さ：炉心格納容器内</td> <td>・設置方法：炉心格納容器内</td> <td>・設置時期：炉心格納容器内</td> <td>・設置責任者：炉心格納容器内</td> </tr> <tr> <td>2. 緊急停止装置 ・緊急停止ボタン ・緊急停止スイッチ ・緊急停止レバー</td> <td>機器類</td> <td>・型式：JIS規格 ・材質：ステンレス鋼 ・形状：円筒形</td> <td>・設置場所：炉心格納容器格納容器内 ・設置高さ：炉心格納容器内</td> <td>・設置場所：炉心格納容器格納容器内 ・設置高さ：炉心格納容器内</td> <td>・設置方法：炉心格納容器内</td> <td>・設置時期：炉心格納容器内</td> <td>・設置責任者：炉心格納容器内</td> <td>・設置時期：炉心格納容器内</td> <td>・設置場所：炉心格納容器内 ・設置高さ：炉心格納容器内</td> <td>・設置場所：炉心格納容器内 ・設置高さ：炉心格納容器内</td> <td>・設置方法：炉心格納容器内</td> <td>・設置時期：炉心格納容器内</td> <td>・設置責任者：炉心格納容器内</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td style="text-align: center;"> <p>変更なし</p> </td> </tr> </tbody> </table> </div>	変更前	変更後	<p>第2.1.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (25/25)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 8px;"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>設備の分類</th> <th>設備の仕様</th> <th>設備の設置場所</th> <th>設備の設置条件</th> <th>設備の設置方法</th> <th>設備の設置時期</th> <th>設備の設置責任者</th> <th>設備の設置時期</th> <th>設備の設置場所</th> <th>設備の設置条件</th> <th>設備の設置方法</th> <th>設備の設置時期</th> <th>設備の設置責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 緊急停止装置 ・緊急停止ボタン ・緊急停止スイッチ ・緊急停止レバー</td> <td>機器類</td> <td>・型式：JIS規格 ・材質：ステンレス鋼 ・形状：円筒形</td> <td>・設置場所：炉心格納容器格納容器内 ・設置高さ：炉心格納容器内</td> <td>・設置場所：炉心格納容器格納容器内 ・設置高さ：炉心格納容器内</td> <td>・設置方法：炉心格納容器内</td> <td>・設置時期：炉心格納容器内</td> <td>・設置責任者：炉心格納容器内</td> <td>・設置時期：炉心格納容器内</td> <td>・設置場所：炉心格納容器内 ・設置高さ：炉心格納容器内</td> <td>・設置場所：炉心格納容器内 ・設置高さ：炉心格納容器内</td> <td>・設置方法：炉心格納容器内</td> <td>・設置時期：炉心格納容器内</td> <td>・設置責任者：炉心格納容器内</td> </tr> <tr> <td>2. 緊急停止装置 ・緊急停止ボタン ・緊急停止スイッチ ・緊急停止レバー</td> <td>機器類</td> <td>・型式：JIS規格 ・材質：ステンレス鋼 ・形状：円筒形</td> <td>・設置場所：炉心格納容器格納容器内 ・設置高さ：炉心格納容器内</td> <td>・設置場所：炉心格納容器格納容器内 ・設置高さ：炉心格納容器内</td> <td>・設置方法：炉心格納容器内</td> <td>・設置時期：炉心格納容器内</td> <td>・設置責任者：炉心格納容器内</td> <td>・設置時期：炉心格納容器内</td> <td>・設置場所：炉心格納容器内 ・設置高さ：炉心格納容器内</td> <td>・設置場所：炉心格納容器内 ・設置高さ：炉心格納容器内</td> <td>・設置方法：炉心格納容器内</td> <td>・設置時期：炉心格納容器内</td> <td>・設置責任者：炉心格納容器内</td> </tr> </tbody> </table>	設備	設備の分類	設備の仕様	設備の設置場所	設備の設置条件	設備の設置方法	設備の設置時期	設備の設置責任者	設備の設置時期	設備の設置場所	設備の設置条件	設備の設置方法	設備の設置時期	設備の設置責任者	1. 緊急停止装置 ・緊急停止ボタン ・緊急停止スイッチ ・緊急停止レバー	機器類	・型式：JIS規格 ・材質：ステンレス鋼 ・形状：円筒形	・設置場所：炉心格納容器格納容器内 ・設置高さ：炉心格納容器内	・設置場所：炉心格納容器格納容器内 ・設置高さ：炉心格納容器内	・設置方法：炉心格納容器内	・設置時期：炉心格納容器内	・設置責任者：炉心格納容器内	・設置時期：炉心格納容器内	・設置場所：炉心格納容器内 ・設置高さ：炉心格納容器内	・設置場所：炉心格納容器内 ・設置高さ：炉心格納容器内	・設置方法：炉心格納容器内	・設置時期：炉心格納容器内	・設置責任者：炉心格納容器内	2. 緊急停止装置 ・緊急停止ボタン ・緊急停止スイッチ ・緊急停止レバー	機器類	・型式：JIS規格 ・材質：ステンレス鋼 ・形状：円筒形	・設置場所：炉心格納容器格納容器内 ・設置高さ：炉心格納容器内	・設置場所：炉心格納容器格納容器内 ・設置高さ：炉心格納容器内	・設置方法：炉心格納容器内	・設置時期：炉心格納容器内	・設置責任者：炉心格納容器内	・設置時期：炉心格納容器内	・設置場所：炉心格納容器内 ・設置高さ：炉心格納容器内	・設置場所：炉心格納容器内 ・設置高さ：炉心格納容器内	・設置方法：炉心格納容器内	・設置時期：炉心格納容器内	・設置責任者：炉心格納容器内	<p>変更なし</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
変更前	変更後																																															
<p>第2.1.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (25/25)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 8px;"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>設備の分類</th> <th>設備の仕様</th> <th>設備の設置場所</th> <th>設備の設置条件</th> <th>設備の設置方法</th> <th>設備の設置時期</th> <th>設備の設置責任者</th> <th>設備の設置時期</th> <th>設備の設置場所</th> <th>設備の設置条件</th> <th>設備の設置方法</th> <th>設備の設置時期</th> <th>設備の設置責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 緊急停止装置 ・緊急停止ボタン ・緊急停止スイッチ ・緊急停止レバー</td> <td>機器類</td> <td>・型式：JIS規格 ・材質：ステンレス鋼 ・形状：円筒形</td> <td>・設置場所：炉心格納容器格納容器内 ・設置高さ：炉心格納容器内</td> <td>・設置場所：炉心格納容器格納容器内 ・設置高さ：炉心格納容器内</td> <td>・設置方法：炉心格納容器内</td> <td>・設置時期：炉心格納容器内</td> <td>・設置責任者：炉心格納容器内</td> <td>・設置時期：炉心格納容器内</td> <td>・設置場所：炉心格納容器内 ・設置高さ：炉心格納容器内</td> <td>・設置場所：炉心格納容器内 ・設置高さ：炉心格納容器内</td> <td>・設置方法：炉心格納容器内</td> <td>・設置時期：炉心格納容器内</td> <td>・設置責任者：炉心格納容器内</td> </tr> <tr> <td>2. 緊急停止装置 ・緊急停止ボタン ・緊急停止スイッチ ・緊急停止レバー</td> <td>機器類</td> <td>・型式：JIS規格 ・材質：ステンレス鋼 ・形状：円筒形</td> <td>・設置場所：炉心格納容器格納容器内 ・設置高さ：炉心格納容器内</td> <td>・設置場所：炉心格納容器格納容器内 ・設置高さ：炉心格納容器内</td> <td>・設置方法：炉心格納容器内</td> <td>・設置時期：炉心格納容器内</td> <td>・設置責任者：炉心格納容器内</td> <td>・設置時期：炉心格納容器内</td> <td>・設置場所：炉心格納容器内 ・設置高さ：炉心格納容器内</td> <td>・設置場所：炉心格納容器内 ・設置高さ：炉心格納容器内</td> <td>・設置方法：炉心格納容器内</td> <td>・設置時期：炉心格納容器内</td> <td>・設置責任者：炉心格納容器内</td> </tr> </tbody> </table>	設備	設備の分類	設備の仕様	設備の設置場所	設備の設置条件	設備の設置方法	設備の設置時期	設備の設置責任者	設備の設置時期	設備の設置場所	設備の設置条件	設備の設置方法	設備の設置時期	設備の設置責任者	1. 緊急停止装置 ・緊急停止ボタン ・緊急停止スイッチ ・緊急停止レバー	機器類	・型式：JIS規格 ・材質：ステンレス鋼 ・形状：円筒形	・設置場所：炉心格納容器格納容器内 ・設置高さ：炉心格納容器内	・設置場所：炉心格納容器格納容器内 ・設置高さ：炉心格納容器内	・設置方法：炉心格納容器内	・設置時期：炉心格納容器内	・設置責任者：炉心格納容器内	・設置時期：炉心格納容器内	・設置場所：炉心格納容器内 ・設置高さ：炉心格納容器内	・設置場所：炉心格納容器内 ・設置高さ：炉心格納容器内	・設置方法：炉心格納容器内	・設置時期：炉心格納容器内	・設置責任者：炉心格納容器内	2. 緊急停止装置 ・緊急停止ボタン ・緊急停止スイッチ ・緊急停止レバー	機器類	・型式：JIS規格 ・材質：ステンレス鋼 ・形状：円筒形	・設置場所：炉心格納容器格納容器内 ・設置高さ：炉心格納容器内	・設置場所：炉心格納容器格納容器内 ・設置高さ：炉心格納容器内	・設置方法：炉心格納容器内	・設置時期：炉心格納容器内	・設置責任者：炉心格納容器内	・設置時期：炉心格納容器内	・設置場所：炉心格納容器内 ・設置高さ：炉心格納容器内	・設置場所：炉心格納容器内 ・設置高さ：炉心格納容器内	・設置方法：炉心格納容器内	・設置時期：炉心格納容器内	・設置責任者：炉心格納容器内	<p>変更なし</p>					
設備	設備の分類	設備の仕様	設備の設置場所	設備の設置条件	設備の設置方法	設備の設置時期	設備の設置責任者	設備の設置時期	設備の設置場所	設備の設置条件	設備の設置方法	設備の設置時期	設備の設置責任者																																			
1. 緊急停止装置 ・緊急停止ボタン ・緊急停止スイッチ ・緊急停止レバー	機器類	・型式：JIS規格 ・材質：ステンレス鋼 ・形状：円筒形	・設置場所：炉心格納容器格納容器内 ・設置高さ：炉心格納容器内	・設置場所：炉心格納容器格納容器内 ・設置高さ：炉心格納容器内	・設置方法：炉心格納容器内	・設置時期：炉心格納容器内	・設置責任者：炉心格納容器内	・設置時期：炉心格納容器内	・設置場所：炉心格納容器内 ・設置高さ：炉心格納容器内	・設置場所：炉心格納容器内 ・設置高さ：炉心格納容器内	・設置方法：炉心格納容器内	・設置時期：炉心格納容器内	・設置責任者：炉心格納容器内																																			
2. 緊急停止装置 ・緊急停止ボタン ・緊急停止スイッチ ・緊急停止レバー	機器類	・型式：JIS規格 ・材質：ステンレス鋼 ・形状：円筒形	・設置場所：炉心格納容器格納容器内 ・設置高さ：炉心格納容器内	・設置場所：炉心格納容器格納容器内 ・設置高さ：炉心格納容器内	・設置方法：炉心格納容器内	・設置時期：炉心格納容器内	・設置責任者：炉心格納容器内	・設置時期：炉心格納容器内	・設置場所：炉心格納容器内 ・設置高さ：炉心格納容器内	・設置場所：炉心格納容器内 ・設置高さ：炉心格納容器内	・設置方法：炉心格納容器内	・設置時期：炉心格納容器内	・設置責任者：炉心格納容器内																																			

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考				
<p style="text-align: center;">変更前</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">変更後</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">変更後</p> <p>実に操作でき、発電用原子炉設置変更許可申請書「十、発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハ、で考慮した要員数と想定時間内で、想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路、又は他の設備の被害状況を把握するための経路（以下「アクセスルート」という。）の確保を含め、重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制、管理等については、保安規定に定める。安全施設及び重大事故等対処設備の操作性に対する設計上の考慮事項を以下に示す。</p> <p>操作環境として、重大事故等時の環境条件に対し、操作場所での操作が可能な設計とする。（「5.1.1.5 環境条件等」）操作するすべての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて常設の足場を設置するか、操作台を近傍に常設又は配置できる設計とする。また、防護具、照明等は重大事故等発生時に迅速に使用できる場所に配備する。</p> <p>操作準備として、一般的に用いられる工具又は取付金具を用いて、確実に作業ができる設計とする。専用工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備の運搬、設置が確実に行えるように、人力、車両等による運搬又は移動ができることともに、設置場所にてアウトリガの設置、輪留め等により固定又は固縛ができる設計とする。</p> <p>操作内容として、現場操作については、現場の操作スイッチは、運転員の操作性及び人間工学的観点を考慮した設計とし、現場での</p>	変更後		<p style="text-align: center;">変更後</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">変更後</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">変更後</p> <p>5. 設備に対する要求</p> <p>5.1 共通事項</p> <p>5.1.1 安全設備、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備</p> <p>5.1.1.6 操作性及び試験・検査性</p> <p>(1) 操作性の確保</p> <p>重大事故等対処設備は、手順書の整備並びに教育及び訓練による実操作及び模擬操作を行うことで、想定される重大事故等が発生した場合においても、操作環境、操作準備及び操作内容を考慮して確実に操作でき、発電用原子炉設置変更許可申請書「十、発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハ、で考慮した要員数と想定時間内で、想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路、又は他の設備の被害状況を把握するための経路（以下「アクセスルート」という。）の確保を含め、重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制、管理等については、保安規定に定める。安全施設及び重大事故等対処設備の操作性に対する設計上の考慮事項を以下に示す。</p> <p>操作環境として、重大事故等時の環境条件に対し、操作場所での操作が可能な設計とする。（「5.1.1.5 環境条件等」）操作するすべての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて常設の足場を設置するか、操作台を近傍に常設又は配置できる設計とする。また、防護具、照明等は重大事故等発生時に迅速に使用できる場所に配備する。</p>	変更後		<p style="text-align: center;">備考</p> <p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり (03-II-8-4-3-97~03-II-8-4-3-105/E 同様に記載内容繰り下がり)) (頁番号の変更 (03-II-8-4-3-97~03-II-8-4-3-105/E 同様に頁番号の変更))</p>
変更後						
変更後						

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【V. 変更の理由】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>V. 変更の理由</p> <p>平成31年2月13日付けで、火災の早期感知を目的とし、火災感知設備の設置要件に関して 实用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（以下「火災防護審査基準」 という。）の一部が改正された。</p> <p>今回の設計及び工事計画においては、火災防護審査基準の改正に伴い、発電用原子炉施設 の基本設計方針の変更等について申請を行う。</p>	<p>V. 変更の理由</p> <p>平成31年2月13日付けで、火災の早期感知を目的とし、火災感知設備の設置要件に関して 实用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（以下「火災防護審査基準」 という。）の一部が改正された。</p> <p>今回の設計及び工事計画においては、火災防護審査基準の改正に伴い、発電用原子炉施設 のうち設計基準対象施設及び重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及び <u>その電路を除く。</u>）の基本設計方針の変更等について申請を行う。</p>	<p>記載の適正化</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="273 325 727 357">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="727 325 1151 357">設置及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1151 325 1270 357">整合性</th> <th data-bbox="1270 325 1365 357">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="273 357 727 1827"> <p>五、 発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備 ロ、 発電用原子炉施設の一部構造 (3) その他の主要な構造 (1) 本原子炉施設は、(1) 耐震構造、(2) 耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 a. 設計基準対象施設 (e-2) 火災発生防止 (c-2-1) 火災の発生防止対策 火災の発生防止については、発火性又は引火性物質に対して火災の発生防止対策を講じるほか、</p> </td> <td data-bbox="727 357 1151 1827"> <p>設置許可申請書(添付書類八) 該当事項 1. 安全設計 1.7 火災防護に関する基本方針 1.7.1 設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針 1.7.1.2 火災発生防止 1.7.1.2.1 原子炉施設の火災発生防止 原子炉施設の火災発生防止については、発火性又は引火性物質に対して火災の発生防止対策を講じるほか、</p> </td> <td data-bbox="1151 357 1270 1827"> <p>【火災防護設備】 用語の定義は「発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備に関する規則」及びこれらに解釈並びに「発電用原子炉及びその附属施設に関する規則」及びこれらに解釈並びに「発電用原子炉及びその附属施設に関する規則」に基づき、(以下「火災防護審査基準」という。)による。 1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対応施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対応施設」を含まないものとする。 2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対応施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対応施設」を構成するものを含まないものとする。 (基本設計方針) 1. 火災防護設備の基本設計方針 1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対応施設 1.1.1 火災発生防止 a. 火災の発生防止対策 発火性又は引火性物質に対する火災の発生防止措置は、火災区域又は火災区域に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備並びに本素を内包する設備を対象とする。 潤滑油又は燃料油を内包する設備は、溶接構造、シーム構造の採用、オイルメン、ドレンリム、漏及回収装置の設置並びに視窗の監視及び点検による、潤滑油又は燃料油の漏えいの早期検出、漏えい防止、拡大防止及び引火の対策を行う設計とし、潤滑油又は燃料油を内包する設備の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対する機能が損なわれないよう、窓の設置又は開閉による配屋上の考慮を行う設計とする。 潤滑油又は燃料油を内包する設備がある火災区域又は火災区域は、空調機器による機械換気又は自然換気を行う設計とする。 潤滑油又は燃料油を貯蔵する設備は、貯蔵量を一定時間の運転に必要な量にとどめる設計とする。 本素を内包する設備のうち気体廃棄物処理設備、体積制御タンク及びこれに関連する配管、弁は、溶接構造、ベローズ又はタイアップラムによって、漏えい防止、拡大防止及び引火の対策を行う設計とする。 本素を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、体積制御タンク</p> </td> <td data-bbox="1270 357 1365 1827"> <p>設置許可申請書(本文) 「ロ、(3)h、(g) 火災による損傷の防止」(003-添1-1-p-1~1-2)及び「ロ、(3)h、(b) 火災による損傷の防止」(003-添1-p-1~1-2)ではDDBについて対比している。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>五、 発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備 ロ、 発電用原子炉施設の一部構造 (3) その他の主要な構造 (1) 本原子炉施設は、(1) 耐震構造、(2) 耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 a. 設計基準対象施設 (e-2) 火災発生防止 (c-2-1) 火災の発生防止対策 火災の発生防止については、発火性又は引火性物質に対して火災の発生防止対策を講じるほか、</p>	<p>設置許可申請書(添付書類八) 該当事項 1. 安全設計 1.7 火災防護に関する基本方針 1.7.1 設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針 1.7.1.2 火災発生防止 1.7.1.2.1 原子炉施設の火災発生防止 原子炉施設の火災発生防止については、発火性又は引火性物質に対して火災の発生防止対策を講じるほか、</p>	<p>【火災防護設備】 用語の定義は「発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備に関する規則」及びこれらに解釈並びに「発電用原子炉及びその附属施設に関する規則」及びこれらに解釈並びに「発電用原子炉及びその附属施設に関する規則」に基づき、(以下「火災防護審査基準」という。)による。 1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対応施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対応施設」を含まないものとする。 2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対応施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対応施設」を構成するものを含まないものとする。 (基本設計方針) 1. 火災防護設備の基本設計方針 1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対応施設 1.1.1 火災発生防止 a. 火災の発生防止対策 発火性又は引火性物質に対する火災の発生防止措置は、火災区域又は火災区域に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備並びに本素を内包する設備を対象とする。 潤滑油又は燃料油を内包する設備は、溶接構造、シーム構造の採用、オイルメン、ドレンリム、漏及回収装置の設置並びに視窗の監視及び点検による、潤滑油又は燃料油の漏えいの早期検出、漏えい防止、拡大防止及び引火の対策を行う設計とし、潤滑油又は燃料油を内包する設備の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対する機能が損なわれないよう、窓の設置又は開閉による配屋上の考慮を行う設計とする。 潤滑油又は燃料油を内包する設備がある火災区域又は火災区域は、空調機器による機械換気又は自然換気を行う設計とする。 潤滑油又は燃料油を貯蔵する設備は、貯蔵量を一定時間の運転に必要な量にとどめる設計とする。 本素を内包する設備のうち気体廃棄物処理設備、体積制御タンク及びこれに関連する配管、弁は、溶接構造、ベローズ又はタイアップラムによって、漏えい防止、拡大防止及び引火の対策を行う設計とする。 本素を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、体積制御タンク</p>	<p>設置許可申請書(本文) 「ロ、(3)h、(g) 火災による損傷の防止」(003-添1-1-p-1~1-2)及び「ロ、(3)h、(b) 火災による損傷の防止」(003-添1-p-1~1-2)ではDDBについて対比している。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1377 325 1831 357">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1831 325 2255 357">設置及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="2255 325 2368 357">整合性</th> <th data-bbox="2368 325 2463 357">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1377 357 1831 1827"> <p>五、 発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備 ロ、 発電用原子炉施設の一部構造 (3) その他の主要な構造 (1) 本原子炉施設は、(1) 耐震構造、(2) 耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 a. 設計基準対象施設 (e) 火災による損傷の防止 設計基準対象施設は、火災により原子炉施設の安全性を損なうことのないよう、火災防護対策を講じる設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1831 357 2255 1827"> <p>設置許可申請書(添付書類八) 該当事項 1. 安全設計 1.7 火災防護に関する基本方針 1.7.1 設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針 1.7.1.1 基本方針 設計基準対象施設は、火災により原子炉施設の安全性を損なうことのないよう、火災防護対策を講じる設計とする。</p> </td> <td data-bbox="2255 357 2368 1827"> <p>【火災防護設備】 用語の定義は「発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備に関する規則」及びこれらに解釈並びに「発電用原子炉及びその附属施設に関する規則」及びこれらに解釈並びに「発電用原子炉及びその附属施設に関する規則」に基づき、(以下「火災防護審査基準」という。)による。 1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対応施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対応施設」を含まないものとする。 2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対応施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対応施設」を構成するものを含まないものとする。 (基本設計方針) 1. 火災防護設備の基本設計方針 1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対応施設 1.1.1 火災発生防止 設計基準対象施設は、火災による火災区域及び火災区域に規定し、火災防護対策を設ける区域を火災区域及び火災区域に規定し、火災防護対策を講じる。 火災防護上重要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、運転時の異常な過熱変化又は設計基準時事故の発生を防止し、又はこれからの拡大を防止するために必要となるものである設計基準対象施設のうち、④底工の安全性には必要な機器等及び⑤放射性物質を貯蔵する機器等とする。 原子炉の安全停止に必要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の冷却停止及び低圧停止を達成し、維持するために必要な反応制御機能、1気冷却系のインベントリと圧力の制御機能、揚熱除去機能、プロセス監視機能及び電動、機械冷却水等のサポート機能、非常用炉心冷却機能を確保するための構築物、系統及び機器とする。 放射性物質を貯蔵する機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、放射性物質の損壊又は閉じ込め機能を確保するために必要な構築物、系統及び機器とする。 重大事故等対応施設が火災によりその重大事故等に対するために必要な</p> </td> <td data-bbox="2368 357 2463 1827"> <p>設置許可申請書(本文) 「ロ、(3)h、(g) 火災による損傷の防止」(003-添1-p-1~1-2)ではDDBについて対比している。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>五、 発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備 ロ、 発電用原子炉施設の一部構造 (3) その他の主要な構造 (1) 本原子炉施設は、(1) 耐震構造、(2) 耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 a. 設計基準対象施設 (e) 火災による損傷の防止 設計基準対象施設は、火災により原子炉施設の安全性を損なうことのないよう、火災防護対策を講じる設計とする。</p>	<p>設置許可申請書(添付書類八) 該当事項 1. 安全設計 1.7 火災防護に関する基本方針 1.7.1 設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針 1.7.1.1 基本方針 設計基準対象施設は、火災により原子炉施設の安全性を損なうことのないよう、火災防護対策を講じる設計とする。</p>	<p>【火災防護設備】 用語の定義は「発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備に関する規則」及びこれらに解釈並びに「発電用原子炉及びその附属施設に関する規則」及びこれらに解釈並びに「発電用原子炉及びその附属施設に関する規則」に基づき、(以下「火災防護審査基準」という。)による。 1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対応施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対応施設」を含まないものとする。 2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対応施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対応施設」を構成するものを含まないものとする。 (基本設計方針) 1. 火災防護設備の基本設計方針 1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対応施設 1.1.1 火災発生防止 設計基準対象施設は、火災による火災区域及び火災区域に規定し、火災防護対策を設ける区域を火災区域及び火災区域に規定し、火災防護対策を講じる。 火災防護上重要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、運転時の異常な過熱変化又は設計基準時事故の発生を防止し、又はこれからの拡大を防止するために必要となるものである設計基準対象施設のうち、④底工の安全性には必要な機器等及び⑤放射性物質を貯蔵する機器等とする。 原子炉の安全停止に必要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の冷却停止及び低圧停止を達成し、維持するために必要な反応制御機能、1気冷却系のインベントリと圧力の制御機能、揚熱除去機能、プロセス監視機能及び電動、機械冷却水等のサポート機能、非常用炉心冷却機能を確保するための構築物、系統及び機器とする。 放射性物質を貯蔵する機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、放射性物質の損壊又は閉じ込め機能を確保するために必要な構築物、系統及び機器とする。 重大事故等対応施設が火災によりその重大事故等に対するために必要な</p>	<p>設置許可申請書(本文) 「ロ、(3)h、(g) 火災による損傷の防止」(003-添1-p-1~1-2)ではDDBについて対比している。</p>	<p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
設置許可申請書(本文)	設置及び工事の計画 該当事項	整合性	備考															
<p>五、 発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備 ロ、 発電用原子炉施設の一部構造 (3) その他の主要な構造 (1) 本原子炉施設は、(1) 耐震構造、(2) 耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 a. 設計基準対象施設 (e-2) 火災発生防止 (c-2-1) 火災の発生防止対策 火災の発生防止については、発火性又は引火性物質に対して火災の発生防止対策を講じるほか、</p>	<p>設置許可申請書(添付書類八) 該当事項 1. 安全設計 1.7 火災防護に関する基本方針 1.7.1 設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針 1.7.1.2 火災発生防止 1.7.1.2.1 原子炉施設の火災発生防止 原子炉施設の火災発生防止については、発火性又は引火性物質に対して火災の発生防止対策を講じるほか、</p>	<p>【火災防護設備】 用語の定義は「発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備に関する規則」及びこれらに解釈並びに「発電用原子炉及びその附属施設に関する規則」及びこれらに解釈並びに「発電用原子炉及びその附属施設に関する規則」に基づき、(以下「火災防護審査基準」という。)による。 1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対応施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対応施設」を含まないものとする。 2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対応施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対応施設」を構成するものを含まないものとする。 (基本設計方針) 1. 火災防護設備の基本設計方針 1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対応施設 1.1.1 火災発生防止 a. 火災の発生防止対策 発火性又は引火性物質に対する火災の発生防止措置は、火災区域又は火災区域に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備並びに本素を内包する設備を対象とする。 潤滑油又は燃料油を内包する設備は、溶接構造、シーム構造の採用、オイルメン、ドレンリム、漏及回収装置の設置並びに視窗の監視及び点検による、潤滑油又は燃料油の漏えいの早期検出、漏えい防止、拡大防止及び引火の対策を行う設計とし、潤滑油又は燃料油を内包する設備の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対する機能が損なわれないよう、窓の設置又は開閉による配屋上の考慮を行う設計とする。 潤滑油又は燃料油を内包する設備がある火災区域又は火災区域は、空調機器による機械換気又は自然換気を行う設計とする。 潤滑油又は燃料油を貯蔵する設備は、貯蔵量を一定時間の運転に必要な量にとどめる設計とする。 本素を内包する設備のうち気体廃棄物処理設備、体積制御タンク及びこれに関連する配管、弁は、溶接構造、ベローズ又はタイアップラムによって、漏えい防止、拡大防止及び引火の対策を行う設計とする。 本素を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、体積制御タンク</p>	<p>設置許可申請書(本文) 「ロ、(3)h、(g) 火災による損傷の防止」(003-添1-1-p-1~1-2)及び「ロ、(3)h、(b) 火災による損傷の防止」(003-添1-p-1~1-2)ではDDBについて対比している。</p>															
設置許可申請書(本文)	設置及び工事の計画 該当事項	整合性	備考															
<p>五、 発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備 ロ、 発電用原子炉施設の一部構造 (3) その他の主要な構造 (1) 本原子炉施設は、(1) 耐震構造、(2) 耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 a. 設計基準対象施設 (e) 火災による損傷の防止 設計基準対象施設は、火災により原子炉施設の安全性を損なうことのないよう、火災防護対策を講じる設計とする。</p>	<p>設置許可申請書(添付書類八) 該当事項 1. 安全設計 1.7 火災防護に関する基本方針 1.7.1 設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針 1.7.1.1 基本方針 設計基準対象施設は、火災により原子炉施設の安全性を損なうことのないよう、火災防護対策を講じる設計とする。</p>	<p>【火災防護設備】 用語の定義は「発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備に関する規則」及びこれらに解釈並びに「発電用原子炉及びその附属施設に関する規則」及びこれらに解釈並びに「発電用原子炉及びその附属施設に関する規則」に基づき、(以下「火災防護審査基準」という。)による。 1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対応施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対応施設」を含まないものとする。 2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対応施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対応施設」を構成するものを含まないものとする。 (基本設計方針) 1. 火災防護設備の基本設計方針 1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対応施設 1.1.1 火災発生防止 設計基準対象施設は、火災による火災区域及び火災区域に規定し、火災防護対策を設ける区域を火災区域及び火災区域に規定し、火災防護対策を講じる。 火災防護上重要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、運転時の異常な過熱変化又は設計基準時事故の発生を防止し、又はこれからの拡大を防止するために必要となるものである設計基準対象施設のうち、④底工の安全性には必要な機器等及び⑤放射性物質を貯蔵する機器等とする。 原子炉の安全停止に必要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の冷却停止及び低圧停止を達成し、維持するために必要な反応制御機能、1気冷却系のインベントリと圧力の制御機能、揚熱除去機能、プロセス監視機能及び電動、機械冷却水等のサポート機能、非常用炉心冷却機能を確保するための構築物、系統及び機器とする。 放射性物質を貯蔵する機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、放射性物質の損壊又は閉じ込め機能を確保するために必要な構築物、系統及び機器とする。 重大事故等対応施設が火災によりその重大事故等に対するために必要な</p>	<p>設置許可申請書(本文) 「ロ、(3)h、(g) 火災による損傷の防止」(003-添1-p-1~1-2)ではDDBについて対比している。</p>															

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>①火災防護対策を講じている設計を以下に当り、②原子炉の高層停止及び低層停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域及び火災区域に設定し、③放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域に設定する。</p> <p>④火災防護対策を講じている設計を以下に当り、⑤原子炉の高層停止及び低層停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域及び火災区域に設定し、⑥放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域に設定する。</p> <p>⑦火災防護対策を講じている設計を以下に当り、⑧原子炉の高層停止及び低層停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域及び火災区域に設定し、⑨放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域に設定する。</p>	<p>設置許可申請書(添付書類A)該当事項</p> <p>火災防護対策を講じている設計を以下に当り、⑩原子炉の高層停止及び低層停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域及び火災区域に設定し、⑪放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域に設定する。</p> <p>⑫火災防護対策を講じている設計を以下に当り、⑬原子炉の高層停止及び低層停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域及び火災区域に設定し、⑭放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域に設定する。</p> <p>⑮火災防護対策を講じている設計を以下に当り、⑯原子炉の高層停止及び低層停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域及び火災区域に設定し、⑰放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域に設定する。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
<p>変更前</p>	<p>変更後</p>	<p>備考</p>
<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>①火災防護対策を講じている設計を以下に当り、②原子炉の高層停止及び低層停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域及び火災区域に設定し、③放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域に設定する。</p> <p>④火災防護対策を講じている設計を以下に当り、⑤原子炉の高層停止及び低層停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域及び火災区域に設定し、⑥放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域に設定する。</p> <p>⑦火災防護対策を講じている設計を以下に当り、⑧原子炉の高層停止及び低層停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域及び火災区域に設定し、⑨放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域に設定する。</p>	<p>設置許可申請書(添付書類A)該当事項</p> <p>火災防護対策を講じている設計を以下に当り、⑩原子炉の高層停止及び低層停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域及び火災区域に設定し、⑪放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域に設定する。</p> <p>⑫火災防護対策を講じている設計を以下に当り、⑬原子炉の高層停止及び低層停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域及び火災区域に設定し、⑭放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域に設定する。</p> <p>⑮火災防護対策を講じている設計を以下に当り、⑯原子炉の高層停止及び低層停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域及び火災区域に設定し、⑰放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域に設定する。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 361 1484 646">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1347 646 1484 1050">設置許可申請書(添付書類A) 該当事項</th> <th data-bbox="1347 1050 1484 1402">設置許可申請書(添付書類A) 該当事項</th> <th data-bbox="1347 1402 1484 1755">設置及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1347 1755 1484 1827">整合性</th> <th data-bbox="1347 1827 1484 2024">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1484 361 1982 646"> <p>(c-1-3) 火災防護計画</p> <p>他の火災区域と3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により分離する。</p> <p>屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、以下に示す防火区画を全機能に有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域として設定する。</p> <p>また、火災区画は、建屋内で設定した火災区域を系統分離区画として分類して設定する。</p> </td> <td data-bbox="1484 646 1982 1050"> <p>設置許可申請書(添付書類A) 該当事項</p> <p>能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計し必要コンクリート厚である150mm¹⁰⁾以上の壁を有するコンクリート壁又は火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁(貫通部シールド、防火扉、防火ダンク)により他の火災区域と分離する。</p> <p>屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、「1.7.1.1.2. 安全機能を有する構築物、系統及び機器」において選択する機器等を設置する区域を、火災区域に設定する。</p> <p>また、火災区画は、建屋内で設定した火災区域を系統分離区画として分類して設定する。</p> </td> <td data-bbox="1484 1050 1982 1402"> <p>設置許可申請書(添付書類A) 該当事項</p> <p>能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計し必要コンクリート厚である150mm¹⁰⁾以上の壁を有するコンクリート壁又は火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁(貫通部シールド、防火扉、防火ダンク)により他の火災区域と分離する。</p> <p>屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、「1.7.1.1.2. 安全機能を有する構築物、系統及び機器」において選択する機器等を設置する区域を、火災区域に設定する。</p> <p>また、火災区画は、建屋内で設定した火災区域を系統分離区画として分類して設定する。</p> </td> <td data-bbox="1484 1402 1982 1755"> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>コンクリート壁又は火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁(貫通部シールド、防火扉、防火ダンクを含む)により他の火災区域と分離する。</p> <p>火災区域の目的は、煙等流入防止装置の設置によって、他の火災区域又は火災区域からの煙の流入を防止する設計とする。</p> <p>屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、「防火区画」火災防護上重要な機器等を設置する区域及び重大事故等対処施設の位置を考慮するとともに火災区域外への延焼防止を考慮した管理を施した区域を、火災区域として設定する。この延焼防止を管理については、運用を定める。</p> <p>火災区画は、建屋内で設定した火災区域を系統分離の系統及び機器の設置並びに設計基準事故対処設備と重大事故等対処施設の配置に応じて分類して設定する。</p> <p><中略></p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針</p> <p>1.1 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処施設</p> <p><中略></p> <p>防火区画は、火災防護上重要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、運転中の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生を防止し、又は設計基準事故の発生を防止し、又はこれらからの耐火防止する必要があるものである設計基準事故対処設備のうち、以下に示す原子炉の運転停止及び低圧停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を、「安全機能を有する構築物、系統及び機器」として選定する。</p> <p>その他の設計基準事故対処設備は、設備等に依じた火災防護対策を講じる。</p> <p>1.7.1.1.6 火災防護計画</p> </td> <td data-bbox="1484 1755 1982 2024"> <p>整合性</p> <p>設置許可申請書(本文)①、設計及び工事の計画の基本設計方針「1. 火災防護設備の基本設計方針」は、本文における火災防護の記述機能を示す記載内容が、設置許可申請書(本文)のみに関連する内容であること、整合性上認められる。</p> <p>原子炉の安全停止に必要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の運転停止及び低圧停止を達成し、維持するために必要な反応制御機能、1次冷却系のインベントリと圧力の制御機能、炉内熱除去機能、プロセス監視機能及び電源、循環冷却水等のサポート機能、非常用冷却機能を提供するための構築物、系統及び機器とする。</p> <p>放射性物質を貯蔵する機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために必要な構築物、系統及び機器とする。</p> <p><中略></p> </td> <td data-bbox="1484 1827 1982 2024"> <p>記載の適正化</p> <p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A) 該当事項	設置許可申請書(添付書類A) 該当事項	設置及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>(c-1-3) 火災防護計画</p> <p>他の火災区域と3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により分離する。</p> <p>屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、以下に示す防火区画を全機能に有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域として設定する。</p> <p>また、火災区画は、建屋内で設定した火災区域を系統分離区画として分類して設定する。</p>	<p>設置許可申請書(添付書類A) 該当事項</p> <p>能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計し必要コンクリート厚である150mm¹⁰⁾以上の壁を有するコンクリート壁又は火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁(貫通部シールド、防火扉、防火ダンク)により他の火災区域と分離する。</p> <p>屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、「1.7.1.1.2. 安全機能を有する構築物、系統及び機器」において選択する機器等を設置する区域を、火災区域に設定する。</p> <p>また、火災区画は、建屋内で設定した火災区域を系統分離区画として分類して設定する。</p>	<p>設置許可申請書(添付書類A) 該当事項</p> <p>能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計し必要コンクリート厚である150mm¹⁰⁾以上の壁を有するコンクリート壁又は火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁(貫通部シールド、防火扉、防火ダンク)により他の火災区域と分離する。</p> <p>屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、「1.7.1.1.2. 安全機能を有する構築物、系統及び機器」において選択する機器等を設置する区域を、火災区域に設定する。</p> <p>また、火災区画は、建屋内で設定した火災区域を系統分離区画として分類して設定する。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>コンクリート壁又は火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁(貫通部シールド、防火扉、防火ダンクを含む)により他の火災区域と分離する。</p> <p>火災区域の目的は、煙等流入防止装置の設置によって、他の火災区域又は火災区域からの煙の流入を防止する設計とする。</p> <p>屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、「防火区画」火災防護上重要な機器等を設置する区域及び重大事故等対処施設の位置を考慮するとともに火災区域外への延焼防止を考慮した管理を施した区域を、火災区域として設定する。この延焼防止を管理については、運用を定める。</p> <p>火災区画は、建屋内で設定した火災区域を系統分離の系統及び機器の設置並びに設計基準事故対処設備と重大事故等対処施設の配置に応じて分類して設定する。</p> <p><中略></p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針</p> <p>1.1 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処施設</p> <p><中略></p> <p>防火区画は、火災防護上重要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、運転中の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生を防止し、又は設計基準事故の発生を防止し、又はこれらからの耐火防止する必要があるものである設計基準事故対処設備のうち、以下に示す原子炉の運転停止及び低圧停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を、「安全機能を有する構築物、系統及び機器」として選定する。</p> <p>その他の設計基準事故対処設備は、設備等に依じた火災防護対策を講じる。</p> <p>1.7.1.1.6 火災防護計画</p>	<p>整合性</p> <p>設置許可申請書(本文)①、設計及び工事の計画の基本設計方針「1. 火災防護設備の基本設計方針」は、本文における火災防護の記述機能を示す記載内容が、設置許可申請書(本文)のみに関連する内容であること、整合性上認められる。</p> <p>原子炉の安全停止に必要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の運転停止及び低圧停止を達成し、維持するために必要な反応制御機能、1次冷却系のインベントリと圧力の制御機能、炉内熱除去機能、プロセス監視機能及び電源、循環冷却水等のサポート機能、非常用冷却機能を提供するための構築物、系統及び機器とする。</p> <p>放射性物質を貯蔵する機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために必要な構築物、系統及び機器とする。</p> <p><中略></p>	<p>記載の適正化</p> <p>(前頁記載内容繰り下がり)</p>	<p>記載の適正化</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A) 該当事項	設置許可申請書(添付書類A) 該当事項	設置及び工事の計画 該当事項	整合性	備考									
<p>(c-1-3) 火災防護計画</p> <p>他の火災区域と3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により分離する。</p> <p>屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、以下に示す防火区画を全機能に有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域として設定する。</p> <p>また、火災区画は、建屋内で設定した火災区域を系統分離区画として分類して設定する。</p>	<p>設置許可申請書(添付書類A) 該当事項</p> <p>能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計し必要コンクリート厚である150mm¹⁰⁾以上の壁を有するコンクリート壁又は火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁(貫通部シールド、防火扉、防火ダンク)により他の火災区域と分離する。</p> <p>屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、「1.7.1.1.2. 安全機能を有する構築物、系統及び機器」において選択する機器等を設置する区域を、火災区域に設定する。</p> <p>また、火災区画は、建屋内で設定した火災区域を系統分離区画として分類して設定する。</p>	<p>設置許可申請書(添付書類A) 該当事項</p> <p>能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計し必要コンクリート厚である150mm¹⁰⁾以上の壁を有するコンクリート壁又は火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁(貫通部シールド、防火扉、防火ダンク)により他の火災区域と分離する。</p> <p>屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、「1.7.1.1.2. 安全機能を有する構築物、系統及び機器」において選択する機器等を設置する区域を、火災区域に設定する。</p> <p>また、火災区画は、建屋内で設定した火災区域を系統分離区画として分類して設定する。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>コンクリート壁又は火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁(貫通部シールド、防火扉、防火ダンクを含む)により他の火災区域と分離する。</p> <p>火災区域の目的は、煙等流入防止装置の設置によって、他の火災区域又は火災区域からの煙の流入を防止する設計とする。</p> <p>屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、「防火区画」火災防護上重要な機器等を設置する区域及び重大事故等対処施設の位置を考慮するとともに火災区域外への延焼防止を考慮した管理を施した区域を、火災区域として設定する。この延焼防止を管理については、運用を定める。</p> <p>火災区画は、建屋内で設定した火災区域を系統分離の系統及び機器の設置並びに設計基準事故対処設備と重大事故等対処施設の配置に応じて分類して設定する。</p> <p><中略></p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針</p> <p>1.1 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処施設</p> <p><中略></p> <p>防火区画は、火災防護上重要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、運転中の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生を防止し、又は設計基準事故の発生を防止し、又はこれらからの耐火防止する必要があるものである設計基準事故対処設備のうち、以下に示す原子炉の運転停止及び低圧停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を、「安全機能を有する構築物、系統及び機器」として選定する。</p> <p>その他の設計基準事故対処設備は、設備等に依じた火災防護対策を講じる。</p> <p>1.7.1.1.6 火災防護計画</p>	<p>整合性</p> <p>設置許可申請書(本文)①、設計及び工事の計画の基本設計方針「1. 火災防護設備の基本設計方針」は、本文における火災防護の記述機能を示す記載内容が、設置許可申請書(本文)のみに関連する内容であること、整合性上認められる。</p> <p>原子炉の安全停止に必要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の運転停止及び低圧停止を達成し、維持するために必要な反応制御機能、1次冷却系のインベントリと圧力の制御機能、炉内熱除去機能、プロセス監視機能及び電源、循環冷却水等のサポート機能、非常用冷却機能を提供するための構築物、系統及び機器とする。</p> <p>放射性物質を貯蔵する機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために必要な構築物、系統及び機器とする。</p> <p><中略></p>	<p>記載の適正化</p> <p>(前頁記載内容繰り下がり)</p>									

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を講ずるため、火災防護計画を策定する。火災防護計画には、計画を策定するための体制、責任の所在、責任の範囲、体制の運営管理、必要必要な確保及び教育訓練、火災発生時の対応、火災防護対策の取組等について定めることとし、原子炉施設の安全確保を有する構成物、系統及び機器並びに重大事故等対策施設については、火災の早期感知及び消火並びに火災の影響範囲の3つの段階の概念に基づき、必要な火災防護対策を講ずることとし、可搬型重大事故等対策設備、系統性重要設備及びその他の重要機器等について、設備等に設けられた火災防護対策を講ずることとし、設備等に設けられた火災防護対策を講ずることとする。</p> <p>火災防護計画については、原子炉施設の早期感知及び消火並びに火災の影響範囲の3つの段階の概念に基づき、必要な火災防護対策を講ずることとし、可搬型重大事故等対策設備、系統性重要設備及びその他の重要機器等について、設備等に設けられた火災防護対策を講ずることとし、設備等に設けられた火災防護対策を講ずることとする。</p>	<p>設置及び工事の計画 設置事項</p> <p>設定する火災区域及び火災区域に対して、以下に示す火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響範囲のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>火災防護計画については、原子炉施設の早期感知及び消火並びに火災の影響範囲の3つの段階の概念に基づき、必要な火災防護対策を講ずることとし、可搬型重大事故等対策設備、系統性重要設備及びその他の重要機器等について、設備等に設けられた火災防護対策を講ずることとし、設備等に設けられた火災防護対策を講ずることとする。</p> <p>火災防護計画については、原子炉施設の早期感知及び消火並びに火災の影響範囲の3つの段階の概念に基づき、必要な火災防護対策を講ずることとし、可搬型重大事故等対策設備、系統性重要設備及びその他の重要機器等について、設備等に設けられた火災防護対策を講ずることとし、設備等に設けられた火災防護対策を講ずることとする。</p>	<p>整合性</p> <p>火災防護計画については、原子炉施設の早期感知及び消火並びに火災の影響範囲の3つの段階の概念に基づき、必要な火災防護対策を講ずることとし、可搬型重大事故等対策設備、系統性重要設備及びその他の重要機器等について、設備等に設けられた火災防護対策を講ずることとし、設備等に設けられた火災防護対策を講ずることとする。</p> <p>火災防護計画については、原子炉施設の早期感知及び消火並びに火災の影響範囲の3つの段階の概念に基づき、必要な火災防護対策を講ずることとし、可搬型重大事故等対策設備、系統性重要設備及びその他の重要機器等について、設備等に設けられた火災防護対策を講ずることとし、設備等に設けられた火災防護対策を講ずることとする。</p>
	<p>1.1.1.1 火災発生防止</p> <p>1.1.1.1.1 原子炉施設の火災発生防止</p> <p>原子炉施設の火災発生防止については、火災発生防止計画に對して火災の発生防止対策を講ずるほか、</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>
	<p>1.1.1.2 火災発生防止</p> <p>1.1.1.2.1 原子炉施設の火災発生防止</p> <p>原子炉施設の火災発生防止については、火災発生防止計画に對して火災の発生防止対策を講ずるほか、</p>	<p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前				変更後				備考
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	
<p>なお、放射線分解等により発生する水素の蓄積防止は、水素で燃焼の程度が高い状態を避けることとする。</p>	<p>放射線分解等により発生する水素の蓄積防止は、水素で燃焼の程度が高い状態を避けることとする。</p>	<p>放射線分解等により発生する水素の蓄積防止は、水素で燃焼の程度が高い状態を避けることとする。</p>	<p>整合性</p>	<p>なお、放射線分解等により発生する水素の蓄積防止は、水素で燃焼の程度が高い状態を避けることとする。</p>	<p>放射線分解等により発生する水素の蓄積防止は、水素で燃焼の程度が高い状態を避けることとする。</p>	<p>放射線分解等により発生する水素の蓄積防止は、水素で燃焼の程度が高い状態を避けることとする。</p>	<p>整合性</p>	
<p>なお、放射線分解等により発生する水素の蓄積防止は、水素で燃焼の程度が高い状態を避けることとする。</p>	<p>放射線分解等により発生する水素の蓄積防止は、水素で燃焼の程度が高い状態を避けることとする。</p>	<p>放射線分解等により発生する水素の蓄積防止は、水素で燃焼の程度が高い状態を避けることとする。</p>	<p>整合性</p>	<p>なお、放射線分解等により発生する水素の蓄積防止は、水素で燃焼の程度が高い状態を避けることとする。</p>	<p>放射線分解等により発生する水素の蓄積防止は、水素で燃焼の程度が高い状態を避けることとする。</p>	<p>放射線分解等により発生する水素の蓄積防止は、水素で燃焼の程度が高い状態を避けることとする。</p>	<p>整合性</p>	

記載の適正化
(前頁記載内容繰り下がり)
(頁番号の変更)

記載の適正化

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 1404 1985 1759">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1347 1052 1985 1404">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th data-bbox="1347 646 1985 1052">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1347 359 1985 646">整合性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1801 1404 1985 1759"> <p>不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計、若しくは、</p> <p>当該構造物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該構造物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構造物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>このうち、安全機能を有する機器に使用するケーブルは、原則、①可燃性により自己消火性及び延焼性を確保した難燃ケーブルを使用する設計とするが、</p> <p>設計書ケーブルのように延焼試験により延焼性を確認できないケーブルは、難燃ケーブルと同等以上の性能を有する設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1801 1052 1985 1404"> <p>不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は以下とする。</p> <p>・不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計とする。</p> <p>・構造物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該構造物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構造物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>1.7.1.2.3 難燃ケーブルの使用</p> <p>安全機能を有する機器に使用するケーブルは、実設計書により自己消火性及び延焼性を確保した難燃ケーブルを使用する設計とする。</p> <p>ただし、設計書ケーブルは、電源ケーブル、制御ケーブル、微印ハルス受肉ため、耐ノイズ性を確保するために、絶縁体に誘電率の低い充填剤</p> </td> <td data-bbox="1801 646 1985 1052"> <p>(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>火災防護上重大な機器等及び重大事故等対処施設に使用する⑤(以下「代替材料」という。)を使用する設計、若しくは、</p> <p>当該構造物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該構造物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構造物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>＜中略＞</p> </td> <td data-bbox="1801 359 1985 646"> <p>整合性</p> <p>設計及び工事の計画の①は設置許可申請書(本文)の①実設計書に整合している。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1801 1404 1985 1759"></td> <td data-bbox="1801 1052 1985 1404"></td> <td data-bbox="1801 646 1985 1052"> <p>(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>火災防護上重大な機器等及び重大事故等対処施設に使用する⑤(以下「代替材料」という。)を使用する設計、若しくは、</p> <p>当該構造物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該構造物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構造物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>＜中略＞</p> </td> <td data-bbox="1801 359 1985 646"> <p>整合性</p> <p>設計及び工事の計画の①は設置許可申請書(本文)の①実設計書に整合している。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	<p>不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計、若しくは、</p> <p>当該構造物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該構造物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構造物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>このうち、安全機能を有する機器に使用するケーブルは、原則、①可燃性により自己消火性及び延焼性を確保した難燃ケーブルを使用する設計とするが、</p> <p>設計書ケーブルのように延焼試験により延焼性を確認できないケーブルは、難燃ケーブルと同等以上の性能を有する設計とする。</p>	<p>不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は以下とする。</p> <p>・不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計とする。</p> <p>・構造物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該構造物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構造物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>1.7.1.2.3 難燃ケーブルの使用</p> <p>安全機能を有する機器に使用するケーブルは、実設計書により自己消火性及び延焼性を確保した難燃ケーブルを使用する設計とする。</p> <p>ただし、設計書ケーブルは、電源ケーブル、制御ケーブル、微印ハルス受肉ため、耐ノイズ性を確保するために、絶縁体に誘電率の低い充填剤</p>	<p>(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>火災防護上重大な機器等及び重大事故等対処施設に使用する⑤(以下「代替材料」という。)を使用する設計、若しくは、</p> <p>当該構造物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該構造物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構造物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>＜中略＞</p>	<p>整合性</p> <p>設計及び工事の計画の①は設置許可申請書(本文)の①実設計書に整合している。</p>			<p>(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>火災防護上重大な機器等及び重大事故等対処施設に使用する⑤(以下「代替材料」という。)を使用する設計、若しくは、</p> <p>当該構造物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該構造物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構造物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>＜中略＞</p>	<p>整合性</p> <p>設計及び工事の計画の①は設置許可申請書(本文)の①実設計書に整合している。</p>	<p>記載の適正化</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性											
<p>不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計、若しくは、</p> <p>当該構造物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該構造物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構造物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>このうち、安全機能を有する機器に使用するケーブルは、原則、①可燃性により自己消火性及び延焼性を確保した難燃ケーブルを使用する設計とするが、</p> <p>設計書ケーブルのように延焼試験により延焼性を確認できないケーブルは、難燃ケーブルと同等以上の性能を有する設計とする。</p>	<p>不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は以下とする。</p> <p>・不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計とする。</p> <p>・構造物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該構造物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構造物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>1.7.1.2.3 難燃ケーブルの使用</p> <p>安全機能を有する機器に使用するケーブルは、実設計書により自己消火性及び延焼性を確保した難燃ケーブルを使用する設計とする。</p> <p>ただし、設計書ケーブルは、電源ケーブル、制御ケーブル、微印ハルス受肉ため、耐ノイズ性を確保するために、絶縁体に誘電率の低い充填剤</p>	<p>(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>火災防護上重大な機器等及び重大事故等対処施設に使用する⑤(以下「代替材料」という。)を使用する設計、若しくは、</p> <p>当該構造物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該構造物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構造物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>＜中略＞</p>	<p>整合性</p> <p>設計及び工事の計画の①は設置許可申請書(本文)の①実設計書に整合している。</p>											
		<p>(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>火災防護上重大な機器等及び重大事故等対処施設に使用する⑤(以下「代替材料」という。)を使用する設計、若しくは、</p> <p>当該構造物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該構造物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構造物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>＜中略＞</p>	<p>整合性</p> <p>設計及び工事の計画の①は設置許可申請書(本文)の①実設計書に整合している。</p>											

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1344 352 1774 394">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1774 352 2249 394">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th data-bbox="2249 352 2487 394">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="2487 352 2858 394">整合性</th> <th data-bbox="2858 352 2858 394">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1344 394 1774 1822"> <p>とするか、当該ケーブルの火災に起因して火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p> <p>(c-2-3) 蒸留、排煙等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>蒸留によって、原子炉施設内の構造物、系統及び機器に火災が発生しないように、遮断設備を設置する設計とする。</p> <p>火災証明安全機能を有する構造物、系統及び機器は、耐震クラスに依りて十分な支持性能をもつ構造に設置する設計とする。また、「実用発電用原子炉及びその附属施設」の位置、構造及び設備の基準に関する原則の解釈」にしたがって、耐震クラスに依りて設置設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1774 394 2249 1822"> <p>リネチレンを使用する設計とする。このケーブルは、自己消火性を確認するリネチレン燃焼試験は満足するが、延焼性を確認するIEEES3 垂直トレイ燃焼試験の結果を満足しない。</p> <p>したがって、核計採用ケーブルは、火災を想定した場合にはも延焼が発生しないように、チャンネルごとに専用遮断管に取替する。また、蒸留管の周囲は、遮断管外部からの燃焼供給防止を目的とし、遮断性の耐熱シール材を敷設する設計とする。</p> <p>燃焼性の耐熱シール材を敷設した遮断管内は、外気から容易に燃焼の供給がない閉鎖した状態であるため、核計採用ケーブルに火災が発生してもケーブルの燃焼に必要な酸素が不足し、燃焼の継続ができなくなるので、すぐに自己消火し、ケーブルは延焼しない。</p> <p>このため、チャンネルごとに専用遮断管で取替し、燃焼性の耐熱シール材により燃焼の供給防止を講じた核計採用ケーブルは、IEEES3 垂直トレイ燃焼試験の判定基準を満足するケーブルと同等以上の延焼防止性能を有する。</p> <p>1.7.1.2.3 蒸留、排煙等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>したがって、蒸留、排煙について、これらの現象によって火災が発生しないように、以下のとおり火災切要対策を講ずる設計とする。</p> <p>1.7.1.2.3.2 蒸留による火災の発生防止</p> <p>安全機能を有する構造物、系統及び機器は、耐震クラスに依りて十分な支持性能をもつ構造に設置するとともに、自らが燃焼又は閉鎖することによる火災の発生を防止する設計とする。</p> <p>なお、蒸留については「実用発電用原子炉及びその附属施設」の位置、構造及び設備の基準に関する原則の解釈」にしたがって設置設計とする。</p> </td> <td data-bbox="2249 394 2487 1822"> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルの使用が技術上の困難な場合は、当該ケーブルの火災に起因して火災の発生を防止するための措置を講ずる事故等対処設計において火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(3) 蒸留、排煙等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>蒸留によって、発電用原子炉施設内の構造物、系統及び機器に火災が発生しないように、遮断設備を設置する設計とする。</p> <p>火災証明安全機能を有する構造物、系統及び機器は、耐震クラスに依りて十分な支持性能をもつ構造に設置する設計とする。また、「実用発電用原子炉及びその附属施設」の位置、構造及び設備の基準に関する原則の解釈」に依り、耐震クラスに依りて設置設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設は、施設の区分に応じて十分な支持性能をもつ構造に設置する設計とする。また、「実用発電用原子炉及びその附属施設」の位置、構造及び設備の基準に関する原則の解釈」に依り、施設の区分に応じて設置設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設は、森林火災に対し、防火帯による防護又は「<input type="checkbox"/>」(風(右風)を含む。)に対し、電巻飛来物防護対策設備の設置、窓内式非常用発電機等の設置、積荷箱又は燃焼油を内包した扉の設置防止を考慮して実施する。飛散防止対策や窓内式非常用発電機等の設置防止は燃焼油が漏れ出した場合の拡大防止対策並びに建屋内又は「<input type="checkbox"/>」を設置することにより、火災の発生防止を講ずる設計とする。非すべりについては、安全施設的安全機能及び重大事故等に対処する機能に影響を及ぼすおそれがないことを評価す</p> </td> <td data-bbox="2487 352 2858 1822"></td> <td data-bbox="2858 352 2858 1822"></td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>とするか、当該ケーブルの火災に起因して火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p> <p>(c-2-3) 蒸留、排煙等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>蒸留によって、原子炉施設内の構造物、系統及び機器に火災が発生しないように、遮断設備を設置する設計とする。</p> <p>火災証明安全機能を有する構造物、系統及び機器は、耐震クラスに依りて十分な支持性能をもつ構造に設置する設計とする。また、「実用発電用原子炉及びその附属施設」の位置、構造及び設備の基準に関する原則の解釈」にしたがって、耐震クラスに依りて設置設計とする。</p>	<p>リネチレンを使用する設計とする。このケーブルは、自己消火性を確認するリネチレン燃焼試験は満足するが、延焼性を確認するIEEES3 垂直トレイ燃焼試験の結果を満足しない。</p> <p>したがって、核計採用ケーブルは、火災を想定した場合にはも延焼が発生しないように、チャンネルごとに専用遮断管に取替する。また、蒸留管の周囲は、遮断管外部からの燃焼供給防止を目的とし、遮断性の耐熱シール材を敷設する設計とする。</p> <p>燃焼性の耐熱シール材を敷設した遮断管内は、外気から容易に燃焼の供給がない閉鎖した状態であるため、核計採用ケーブルに火災が発生してもケーブルの燃焼に必要な酸素が不足し、燃焼の継続ができなくなるので、すぐに自己消火し、ケーブルは延焼しない。</p> <p>このため、チャンネルごとに専用遮断管で取替し、燃焼性の耐熱シール材により燃焼の供給防止を講じた核計採用ケーブルは、IEEES3 垂直トレイ燃焼試験の判定基準を満足するケーブルと同等以上の延焼防止性能を有する。</p> <p>1.7.1.2.3 蒸留、排煙等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>したがって、蒸留、排煙について、これらの現象によって火災が発生しないように、以下のとおり火災切要対策を講ずる設計とする。</p> <p>1.7.1.2.3.2 蒸留による火災の発生防止</p> <p>安全機能を有する構造物、系統及び機器は、耐震クラスに依りて十分な支持性能をもつ構造に設置するとともに、自らが燃焼又は閉鎖することによる火災の発生を防止する設計とする。</p> <p>なお、蒸留については「実用発電用原子炉及びその附属施設」の位置、構造及び設備の基準に関する原則の解釈」にしたがって設置設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルの使用が技術上の困難な場合は、当該ケーブルの火災に起因して火災の発生を防止するための措置を講ずる事故等対処設計において火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(3) 蒸留、排煙等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>蒸留によって、発電用原子炉施設内の構造物、系統及び機器に火災が発生しないように、遮断設備を設置する設計とする。</p> <p>火災証明安全機能を有する構造物、系統及び機器は、耐震クラスに依りて十分な支持性能をもつ構造に設置する設計とする。また、「実用発電用原子炉及びその附属施設」の位置、構造及び設備の基準に関する原則の解釈」に依り、耐震クラスに依りて設置設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設は、施設の区分に応じて十分な支持性能をもつ構造に設置する設計とする。また、「実用発電用原子炉及びその附属施設」の位置、構造及び設備の基準に関する原則の解釈」に依り、施設の区分に応じて設置設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設は、森林火災に対し、防火帯による防護又は「<input type="checkbox"/>」(風(右風)を含む。)に対し、電巻飛来物防護対策設備の設置、窓内式非常用発電機等の設置、積荷箱又は燃焼油を内包した扉の設置防止を考慮して実施する。飛散防止対策や窓内式非常用発電機等の設置防止は燃焼油が漏れ出した場合の拡大防止対策並びに建屋内又は「<input type="checkbox"/>」を設置することにより、火災の発生防止を講ずる設計とする。非すべりについては、安全施設的安全機能及び重大事故等に対処する機能に影響を及ぼすおそれがないことを評価す</p>			<p>記載の適正化</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考								
<p>とするか、当該ケーブルの火災に起因して火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p> <p>(c-2-3) 蒸留、排煙等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>蒸留によって、原子炉施設内の構造物、系統及び機器に火災が発生しないように、遮断設備を設置する設計とする。</p> <p>火災証明安全機能を有する構造物、系統及び機器は、耐震クラスに依りて十分な支持性能をもつ構造に設置する設計とする。また、「実用発電用原子炉及びその附属施設」の位置、構造及び設備の基準に関する原則の解釈」にしたがって、耐震クラスに依りて設置設計とする。</p>	<p>リネチレンを使用する設計とする。このケーブルは、自己消火性を確認するリネチレン燃焼試験は満足するが、延焼性を確認するIEEES3 垂直トレイ燃焼試験の結果を満足しない。</p> <p>したがって、核計採用ケーブルは、火災を想定した場合にはも延焼が発生しないように、チャンネルごとに専用遮断管に取替する。また、蒸留管の周囲は、遮断管外部からの燃焼供給防止を目的とし、遮断性の耐熱シール材を敷設する設計とする。</p> <p>燃焼性の耐熱シール材を敷設した遮断管内は、外気から容易に燃焼の供給がない閉鎖した状態であるため、核計採用ケーブルに火災が発生してもケーブルの燃焼に必要な酸素が不足し、燃焼の継続ができなくなるので、すぐに自己消火し、ケーブルは延焼しない。</p> <p>このため、チャンネルごとに専用遮断管で取替し、燃焼性の耐熱シール材により燃焼の供給防止を講じた核計採用ケーブルは、IEEES3 垂直トレイ燃焼試験の判定基準を満足するケーブルと同等以上の延焼防止性能を有する。</p> <p>1.7.1.2.3 蒸留、排煙等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>したがって、蒸留、排煙について、これらの現象によって火災が発生しないように、以下のとおり火災切要対策を講ずる設計とする。</p> <p>1.7.1.2.3.2 蒸留による火災の発生防止</p> <p>安全機能を有する構造物、系統及び機器は、耐震クラスに依りて十分な支持性能をもつ構造に設置するとともに、自らが燃焼又は閉鎖することによる火災の発生を防止する設計とする。</p> <p>なお、蒸留については「実用発電用原子炉及びその附属施設」の位置、構造及び設備の基準に関する原則の解釈」にしたがって設置設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルの使用が技術上の困難な場合は、当該ケーブルの火災に起因して火災の発生を防止するための措置を講ずる事故等対処設計において火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(3) 蒸留、排煙等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>蒸留によって、発電用原子炉施設内の構造物、系統及び機器に火災が発生しないように、遮断設備を設置する設計とする。</p> <p>火災証明安全機能を有する構造物、系統及び機器は、耐震クラスに依りて十分な支持性能をもつ構造に設置する設計とする。また、「実用発電用原子炉及びその附属施設」の位置、構造及び設備の基準に関する原則の解釈」に依り、耐震クラスに依りて設置設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設は、施設の区分に応じて十分な支持性能をもつ構造に設置する設計とする。また、「実用発電用原子炉及びその附属施設」の位置、構造及び設備の基準に関する原則の解釈」に依り、施設の区分に応じて設置設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設は、森林火災に対し、防火帯による防護又は「<input type="checkbox"/>」(風(右風)を含む。)に対し、電巻飛来物防護対策設備の設置、窓内式非常用発電機等の設置、積荷箱又は燃焼油を内包した扉の設置防止を考慮して実施する。飛散防止対策や窓内式非常用発電機等の設置防止は燃焼油が漏れ出した場合の拡大防止対策並びに建屋内又は「<input type="checkbox"/>」を設置することにより、火災の発生防止を講ずる設計とする。非すべりについては、安全施設的安全機能及び重大事故等に対処する機能に影響を及ぼすおそれがないことを評価す</p>										

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1344 1402 1774 1759">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1344 1050 1774 1402">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th data-bbox="1344 646 1774 1050">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1344 357 1774 646">整合性</th> <th data-bbox="1344 279 1774 357">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1774 1402 2249 1759"> <p>また、消火設備は、取組、取組中又は取組中が起きた場合に於いて、原子炉を安全に停止させるための機能を実現することのない設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1774 1050 2249 1402"> <p>また、消火設備は、取組、取組中又は取組中が起きた場合に於いて、原子炉を安全に停止させるための機能を実現することのない設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1774 646 2249 1050"> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>火災時の消火及び機能回復に関する設計とする。</p> <p>(b) 風水害対策 ディーゼル消火ポンプ、電動消火ポンプ、廃棄物庫消火ポンプ、消火バックアップポンプ、スプリングラ、全域ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備(ディーゼル発電機室)、キューブトレイ消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備、フロアクレープ消火設備及び過熱放水装置は、風水害により機能及び性能が阻害されないよう、屋内に設置する。</p> <p>屋外に設置する消火設備は、風水害により機能及び性能が阻害されないよう、浸水防止対策を講じる設計とする。</p> <p>(c) 避難室対策 消火配管は、地震時における地震変位対策として、建屋棟部には溶接継手を採用するとともに、準上化又はトレンチ内に設置する。 また、建屋外部から建屋内部の消火栓に給水することが可能な給水接続口を棟部に設置する。</p> <p>(2) 消火設備 [決定]火災防護上重要な機器又は重大事故対策設備を設置する火災区画又は火災区画には、取組、取組中又は取組中により消火剤が放出された場合、原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に対するために必要な機能を有する電気及び機械設備の設置又は放射線の影響により機能する。原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に対するために必要な機能を有する電気及び機械設備の設置又は放射線の影響により機能する。原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に対するために必要な機能を有する電気及び機械設備の設置又は放射線の影響により機能する。原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に対するために必要な機能を有する電気及び機械設備の設置又は放射線の影響により機能する。</p> </td> <td data-bbox="1774 357 2249 646"> <p>設計及び工事の計画の設計 本補正することにより、 設置許可申請書(本文)の 内容を反映可保であること から、整合している。</p> </td> <td data-bbox="1774 279 2249 357"></td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>また、消火設備は、取組、取組中又は取組中が起きた場合に於いて、原子炉を安全に停止させるための機能を実現することのない設計とする。</p>	<p>また、消火設備は、取組、取組中又は取組中が起きた場合に於いて、原子炉を安全に停止させるための機能を実現することのない設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>火災時の消火及び機能回復に関する設計とする。</p> <p>(b) 風水害対策 ディーゼル消火ポンプ、電動消火ポンプ、廃棄物庫消火ポンプ、消火バックアップポンプ、スプリングラ、全域ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備(ディーゼル発電機室)、キューブトレイ消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備、フロアクレープ消火設備及び過熱放水装置は、風水害により機能及び性能が阻害されないよう、屋内に設置する。</p> <p>屋外に設置する消火設備は、風水害により機能及び性能が阻害されないよう、浸水防止対策を講じる設計とする。</p> <p>(c) 避難室対策 消火配管は、地震時における地震変位対策として、建屋棟部には溶接継手を採用するとともに、準上化又はトレンチ内に設置する。 また、建屋外部から建屋内部の消火栓に給水することが可能な給水接続口を棟部に設置する。</p> <p>(2) 消火設備 [決定]火災防護上重要な機器又は重大事故対策設備を設置する火災区画又は火災区画には、取組、取組中又は取組中により消火剤が放出された場合、原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に対するために必要な機能を有する電気及び機械設備の設置又は放射線の影響により機能する。原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に対するために必要な機能を有する電気及び機械設備の設置又は放射線の影響により機能する。原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に対するために必要な機能を有する電気及び機械設備の設置又は放射線の影響により機能する。原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に対するために必要な機能を有する電気及び機械設備の設置又は放射線の影響により機能する。</p>	<p>設計及び工事の計画の設計 本補正することにより、 設置許可申請書(本文)の 内容を反映可保であること から、整合している。</p>		<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考								
<p>また、消火設備は、取組、取組中又は取組中が起きた場合に於いて、原子炉を安全に停止させるための機能を実現することのない設計とする。</p>	<p>また、消火設備は、取組、取組中又は取組中が起きた場合に於いて、原子炉を安全に停止させるための機能を実現することのない設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>火災時の消火及び機能回復に関する設計とする。</p> <p>(b) 風水害対策 ディーゼル消火ポンプ、電動消火ポンプ、廃棄物庫消火ポンプ、消火バックアップポンプ、スプリングラ、全域ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備(ディーゼル発電機室)、キューブトレイ消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備、フロアクレープ消火設備及び過熱放水装置は、風水害により機能及び性能が阻害されないよう、屋内に設置する。</p> <p>屋外に設置する消火設備は、風水害により機能及び性能が阻害されないよう、浸水防止対策を講じる設計とする。</p> <p>(c) 避難室対策 消火配管は、地震時における地震変位対策として、建屋棟部には溶接継手を採用するとともに、準上化又はトレンチ内に設置する。 また、建屋外部から建屋内部の消火栓に給水することが可能な給水接続口を棟部に設置する。</p> <p>(2) 消火設備 [決定]火災防護上重要な機器又は重大事故対策設備を設置する火災区画又は火災区画には、取組、取組中又は取組中により消火剤が放出された場合、原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に対するために必要な機能を有する電気及び機械設備の設置又は放射線の影響により機能する。原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に対するために必要な機能を有する電気及び機械設備の設置又は放射線の影響により機能する。原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に対するために必要な機能を有する電気及び機械設備の設置又は放射線の影響により機能する。原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に対するために必要な機能を有する電気及び機械設備の設置又は放射線の影響により機能する。</p>	<p>設計及び工事の計画の設計 本補正することにより、 設置許可申請書(本文)の 内容を反映可保であること から、整合している。</p>									

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考																				
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">設置許可申請書(本文)</th> <th style="width:33%;">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th style="width:33%;">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th style="width:33%;">整合性</th> <th style="width:33%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>濃度)を監視し、かつ火災現象(急激な温度や煙の濃度上昇)を把握することができる設計とする。</p> <p>アナログ式の煙感知器は蒸気等が充填する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>アナログ式でない炎感知器には、赤外線を検出する方式と紫外線を感知する方式の2種類があるが、炎特有の性質を検出することで誤作動が少ない赤外線方式を採用する。アナログ式でない炎感知器の誤作動を防止するため、屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近接しない箇所に設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を防ぐ遮光板の設置や防水型を採用する設計とする。</p> </td> <td> <p>なお、アナログ式の火災感知器は、平常時の状況(温度、煙の濃度)を監視し、かつ火災現象(急激な温度や煙の濃度上昇)を把握することができる設計とする。</p> <p>アナログ式の熱感知器は蒸気等が充填する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> </td> <td> <p>視し、かつ火災現象(急激な温度や煙の濃度上昇)を把握することができる設計とする。感知方式の種類及び設置場所における警報条件(温度(周辺設備からの影響を含む)、煙の濃度(煙灰及び水蒸気の影響を含む)、外光の影響)を考慮し、以下のとおり設計する。</p> <p>煙感知方式のアナログ式の煙感知器、アナログ式でない煙感知器(光電分極型)及びアナログ式でない切煙型の煙感知器は煙灰及び水蒸気の影響を受けない場所に設置し、空気吸引式の煙検出装置は配管の空気吸引口を煙灰を吸込みにくい場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>熱感知方式のアナログ式の熱感知器(アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない切煙型の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない切煙型の熱感知器)は、加熱源となる設備の近傍等、急激な温度変化がない場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>炎感知方式のアナログ式でない炎感知器、アナログ式でない防水型の炎検出装置及びアナログ式でない切煙型の炎検出装置は、赤外線を感知する方式と紫外線を感知する方式のうち、炎特有の性質を検出することで誤作動が少ない赤外線方式を採用し、外光が当たらず高温物体が近接しない屋内の場所、あるいは遮光板を視野角に影響がないように設置し、太陽光の影響を防ぐことのできる屋外の場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>感知器等の組合せについては、設置場所ごとに予想される火災の性質(急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇)及び設置条件(燃料の種類、引火性気体の滞留の滞留、風雨の影響、設備配置)を考慮し、火災を早期に感知できるように、上記の方針で選定し、誤作動の防止を検討した感知器等の中から相互の互生を発生する異なる感知器を優先して選定する設計とする。各感知方式においては、感知器を検出装置より優先して選定するものとする。</p> <p>(b) 火災感知器の設置方法</p> <p>上記の(ア)火災感知器の選定、誤作動の防止及び組合せ)にて選定する感知器等の設置に当たり、感知器については消防法施行規則第23条第4項に準じ、検出装置については同項において定める火災区域内の感知器の種類及び火災感知器の感知機能に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置することとする。また、感知器の設置方法については、火災予防法施行令第12条第1項第1号において、以下の1.から3.に掲げる方法についても適用する設計とする。</p> <p>1. 感知区域の種類が小さく、隣接感知区域に感知器があるときに、一定の</p> </td> <td> <p>整合性</p> </td> <td> <p>備考</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>濃度)を監視し、かつ火災現象(急激な温度や煙の濃度上昇)を把握することができる設計とする。</p> <p>アナログ式の煙感知器は蒸気等が充填する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>アナログ式でない炎感知器には、赤外線を検出する方式と紫外線を感知する方式の2種類があるが、炎特有の性質を検出することで誤作動が少ない赤外線方式を採用する。アナログ式でない炎感知器の誤作動を防止するため、屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近接しない箇所に設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を防ぐ遮光板の設置や防水型を採用する設計とする。</p>	<p>なお、アナログ式の火災感知器は、平常時の状況(温度、煙の濃度)を監視し、かつ火災現象(急激な温度や煙の濃度上昇)を把握することができる設計とする。</p> <p>アナログ式の熱感知器は蒸気等が充填する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p>	<p>視し、かつ火災現象(急激な温度や煙の濃度上昇)を把握することができる設計とする。感知方式の種類及び設置場所における警報条件(温度(周辺設備からの影響を含む)、煙の濃度(煙灰及び水蒸気の影響を含む)、外光の影響)を考慮し、以下のとおり設計する。</p> <p>煙感知方式のアナログ式の煙感知器、アナログ式でない煙感知器(光電分極型)及びアナログ式でない切煙型の煙感知器は煙灰及び水蒸気の影響を受けない場所に設置し、空気吸引式の煙検出装置は配管の空気吸引口を煙灰を吸込みにくい場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>熱感知方式のアナログ式の熱感知器(アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない切煙型の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない切煙型の熱感知器)は、加熱源となる設備の近傍等、急激な温度変化がない場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>炎感知方式のアナログ式でない炎感知器、アナログ式でない防水型の炎検出装置及びアナログ式でない切煙型の炎検出装置は、赤外線を感知する方式と紫外線を感知する方式のうち、炎特有の性質を検出することで誤作動が少ない赤外線方式を採用し、外光が当たらず高温物体が近接しない屋内の場所、あるいは遮光板を視野角に影響がないように設置し、太陽光の影響を防ぐことのできる屋外の場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>感知器等の組合せについては、設置場所ごとに予想される火災の性質(急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇)及び設置条件(燃料の種類、引火性気体の滞留の滞留、風雨の影響、設備配置)を考慮し、火災を早期に感知できるように、上記の方針で選定し、誤作動の防止を検討した感知器等の中から相互の互生を発生する異なる感知器を優先して選定する設計とする。各感知方式においては、感知器を検出装置より優先して選定するものとする。</p> <p>(b) 火災感知器の設置方法</p> <p>上記の(ア)火災感知器の選定、誤作動の防止及び組合せ)にて選定する感知器等の設置に当たり、感知器については消防法施行規則第23条第4項に準じ、検出装置については同項において定める火災区域内の感知器の種類及び火災感知器の感知機能に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置することとする。また、感知器の設置方法については、火災予防法施行令第12条第1項第1号において、以下の1.から3.に掲げる方法についても適用する設計とする。</p> <p>1. 感知区域の種類が小さく、隣接感知区域に感知器があるときに、一定の</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">設置許可申請書(本文)</th> <th style="width:33%;">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th style="width:33%;">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th style="width:33%;">整合性</th> <th style="width:33%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>なお、アナログ式の火災感知器は、平常時の状況(温度、煙の濃度)を監視し、かつ火災現象(急激な温度や煙の濃度上昇)を把握することができる設計とする。</p> <p>アナログ式の熱感知器は蒸気等が充填する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>アナログ式でない炎感知器には、赤外線を検出する方式と紫外線を感知する方式の2種類があるが、炎特有の性質を検出することで誤作動が少ない赤外線方式を採用する。アナログ式でない炎感知器の誤作動を防止するため、屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近接しない箇所に設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を防ぐ遮光板の設置や防水型を採用する設計とする。</p> </td> <td> <p>なお、アナログ式の火災感知器は、平常時の状況(温度、煙の濃度)を監視し、かつ火災現象(急激な温度や煙の濃度上昇)を把握することができる設計とする。</p> <p>アナログ式の熱感知器は蒸気等が充填する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> </td> <td> <p>視し、かつ火災現象(急激な温度や煙の濃度上昇)を把握することができる設計とする。感知方式の種類及び設置場所における警報条件(温度(周辺設備からの影響を含む)、煙の濃度(煙灰及び水蒸気の影響を含む)、外光の影響)を考慮し、以下のとおり設計する。</p> <p>煙感知方式のアナログ式の煙感知器、アナログ式でない煙感知器(光電分極型)及びアナログ式でない切煙型の煙感知器は煙灰及び水蒸気の影響を受けない場所に設置し、空気吸引式の煙検出装置は配管の空気吸引口を煙灰を吸込みにくい場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>熱感知方式のアナログ式の熱感知器、アナログ式でない切煙型の熱感知器、アナログ式でない切煙型の熱感知器、光ファイバー式熱検出装置及び熱サーモカメラ)は、作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定し、誤作動を防止する設計とする。また、アナログ式でない熱感知器(座動分布型)は、加熱源となる設備の近傍等、急激な温度変化がない場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>炎感知方式のアナログ式でない炎感知器、アナログ式でない防水型の炎検出装置及びアナログ式でない切煙型の炎検出装置は、赤外線を感知する方式と紫外線を感知する方式のうち、炎特有の性質を検出することで誤作動が少ない赤外線方式を採用し、外光が当たらず高温物体が近接しない屋内の場所、あるいは遮光板を視野角に影響がないように設置し、太陽光の影響を防ぐことのできる屋外の場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>感知器等の組合せについては、設置場所ごとに予想される火災の性質(急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇)及び設置条件(燃料の種類、引火性気体の滞留の滞留、風雨の影響、設備配置)を考慮し、火災を早期に感知できるように、上記の方針で選定し、誤作動の防止を検討した感知器等の中から相互の互生を発生する異なる感知器を優先して選定する設計とする。各感知方式においては、感知器を検出装置より優先して選定するものとする。</p> <p>(b) 火災感知器の設置方法</p> <p>上記の(ア)火災感知器の選定、誤作動の防止及び組合せ)にて選定する感知器等をそれぞれ設置するに当たり、感知器については消防法施行規則第23条第4項に準じ、検出装置については同項において定める火災区域内の感知器の種類及び火災感知器の感知機能に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置することとする。また、感知器の設置方法については、火災予防法施行令第12条第1項第1号において、以下の1.から3.に掲げる方法についても適用する設計とする。</p> <p>1. 感知区域の種類が小さく、隣接感知区域に感知器があるときに、一定の</p> </td> <td> <p>整合性</p> </td> <td> <p>備考</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>なお、アナログ式の火災感知器は、平常時の状況(温度、煙の濃度)を監視し、かつ火災現象(急激な温度や煙の濃度上昇)を把握することができる設計とする。</p> <p>アナログ式の熱感知器は蒸気等が充填する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>アナログ式でない炎感知器には、赤外線を検出する方式と紫外線を感知する方式の2種類があるが、炎特有の性質を検出することで誤作動が少ない赤外線方式を採用する。アナログ式でない炎感知器の誤作動を防止するため、屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近接しない箇所に設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を防ぐ遮光板の設置や防水型を採用する設計とする。</p>	<p>なお、アナログ式の火災感知器は、平常時の状況(温度、煙の濃度)を監視し、かつ火災現象(急激な温度や煙の濃度上昇)を把握することができる設計とする。</p> <p>アナログ式の熱感知器は蒸気等が充填する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p>	<p>視し、かつ火災現象(急激な温度や煙の濃度上昇)を把握することができる設計とする。感知方式の種類及び設置場所における警報条件(温度(周辺設備からの影響を含む)、煙の濃度(煙灰及び水蒸気の影響を含む)、外光の影響)を考慮し、以下のとおり設計する。</p> <p>煙感知方式のアナログ式の煙感知器、アナログ式でない煙感知器(光電分極型)及びアナログ式でない切煙型の煙感知器は煙灰及び水蒸気の影響を受けない場所に設置し、空気吸引式の煙検出装置は配管の空気吸引口を煙灰を吸込みにくい場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>熱感知方式のアナログ式の熱感知器、アナログ式でない切煙型の熱感知器、アナログ式でない切煙型の熱感知器、光ファイバー式熱検出装置及び熱サーモカメラ)は、作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定し、誤作動を防止する設計とする。また、アナログ式でない熱感知器(座動分布型)は、加熱源となる設備の近傍等、急激な温度変化がない場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>炎感知方式のアナログ式でない炎感知器、アナログ式でない防水型の炎検出装置及びアナログ式でない切煙型の炎検出装置は、赤外線を感知する方式と紫外線を感知する方式のうち、炎特有の性質を検出することで誤作動が少ない赤外線方式を採用し、外光が当たらず高温物体が近接しない屋内の場所、あるいは遮光板を視野角に影響がないように設置し、太陽光の影響を防ぐことのできる屋外の場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>感知器等の組合せについては、設置場所ごとに予想される火災の性質(急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇)及び設置条件(燃料の種類、引火性気体の滞留の滞留、風雨の影響、設備配置)を考慮し、火災を早期に感知できるように、上記の方針で選定し、誤作動の防止を検討した感知器等の中から相互の互生を発生する異なる感知器を優先して選定する設計とする。各感知方式においては、感知器を検出装置より優先して選定するものとする。</p> <p>(b) 火災感知器の設置方法</p> <p>上記の(ア)火災感知器の選定、誤作動の防止及び組合せ)にて選定する感知器等をそれぞれ設置するに当たり、感知器については消防法施行規則第23条第4項に準じ、検出装置については同項において定める火災区域内の感知器の種類及び火災感知器の感知機能に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置することとする。また、感知器の設置方法については、火災予防法施行令第12条第1項第1号において、以下の1.から3.に掲げる方法についても適用する設計とする。</p> <p>1. 感知区域の種類が小さく、隣接感知区域に感知器があるときに、一定の</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>濃度)を監視し、かつ火災現象(急激な温度や煙の濃度上昇)を把握することができる設計とする。</p> <p>アナログ式の煙感知器は蒸気等が充填する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>アナログ式でない炎感知器には、赤外線を検出する方式と紫外線を感知する方式の2種類があるが、炎特有の性質を検出することで誤作動が少ない赤外線方式を採用する。アナログ式でない炎感知器の誤作動を防止するため、屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近接しない箇所に設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を防ぐ遮光板の設置や防水型を採用する設計とする。</p>	<p>なお、アナログ式の火災感知器は、平常時の状況(温度、煙の濃度)を監視し、かつ火災現象(急激な温度や煙の濃度上昇)を把握することができる設計とする。</p> <p>アナログ式の熱感知器は蒸気等が充填する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p>	<p>視し、かつ火災現象(急激な温度や煙の濃度上昇)を把握することができる設計とする。感知方式の種類及び設置場所における警報条件(温度(周辺設備からの影響を含む)、煙の濃度(煙灰及び水蒸気の影響を含む)、外光の影響)を考慮し、以下のとおり設計する。</p> <p>煙感知方式のアナログ式の煙感知器、アナログ式でない煙感知器(光電分極型)及びアナログ式でない切煙型の煙感知器は煙灰及び水蒸気の影響を受けない場所に設置し、空気吸引式の煙検出装置は配管の空気吸引口を煙灰を吸込みにくい場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>熱感知方式のアナログ式の熱感知器(アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない切煙型の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない切煙型の熱感知器)は、加熱源となる設備の近傍等、急激な温度変化がない場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>炎感知方式のアナログ式でない炎感知器、アナログ式でない防水型の炎検出装置及びアナログ式でない切煙型の炎検出装置は、赤外線を感知する方式と紫外線を感知する方式のうち、炎特有の性質を検出することで誤作動が少ない赤外線方式を採用し、外光が当たらず高温物体が近接しない屋内の場所、あるいは遮光板を視野角に影響がないように設置し、太陽光の影響を防ぐことのできる屋外の場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>感知器等の組合せについては、設置場所ごとに予想される火災の性質(急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇)及び設置条件(燃料の種類、引火性気体の滞留の滞留、風雨の影響、設備配置)を考慮し、火災を早期に感知できるように、上記の方針で選定し、誤作動の防止を検討した感知器等の中から相互の互生を発生する異なる感知器を優先して選定する設計とする。各感知方式においては、感知器を検出装置より優先して選定するものとする。</p> <p>(b) 火災感知器の設置方法</p> <p>上記の(ア)火災感知器の選定、誤作動の防止及び組合せ)にて選定する感知器等の設置に当たり、感知器については消防法施行規則第23条第4項に準じ、検出装置については同項において定める火災区域内の感知器の種類及び火災感知器の感知機能に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置することとする。また、感知器の設置方法については、火災予防法施行令第12条第1項第1号において、以下の1.から3.に掲げる方法についても適用する設計とする。</p> <p>1. 感知区域の種類が小さく、隣接感知区域に感知器があるときに、一定の</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>																		
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>なお、アナログ式の火災感知器は、平常時の状況(温度、煙の濃度)を監視し、かつ火災現象(急激な温度や煙の濃度上昇)を把握することができる設計とする。</p> <p>アナログ式の熱感知器は蒸気等が充填する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>アナログ式でない炎感知器には、赤外線を検出する方式と紫外線を感知する方式の2種類があるが、炎特有の性質を検出することで誤作動が少ない赤外線方式を採用する。アナログ式でない炎感知器の誤作動を防止するため、屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近接しない箇所に設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を防ぐ遮光板の設置や防水型を採用する設計とする。</p>	<p>なお、アナログ式の火災感知器は、平常時の状況(温度、煙の濃度)を監視し、かつ火災現象(急激な温度や煙の濃度上昇)を把握することができる設計とする。</p> <p>アナログ式の熱感知器は蒸気等が充填する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p>	<p>視し、かつ火災現象(急激な温度や煙の濃度上昇)を把握することができる設計とする。感知方式の種類及び設置場所における警報条件(温度(周辺設備からの影響を含む)、煙の濃度(煙灰及び水蒸気の影響を含む)、外光の影響)を考慮し、以下のとおり設計する。</p> <p>煙感知方式のアナログ式の煙感知器、アナログ式でない煙感知器(光電分極型)及びアナログ式でない切煙型の煙感知器は煙灰及び水蒸気の影響を受けない場所に設置し、空気吸引式の煙検出装置は配管の空気吸引口を煙灰を吸込みにくい場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>熱感知方式のアナログ式の熱感知器、アナログ式でない切煙型の熱感知器、アナログ式でない切煙型の熱感知器、光ファイバー式熱検出装置及び熱サーモカメラ)は、作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定し、誤作動を防止する設計とする。また、アナログ式でない熱感知器(座動分布型)は、加熱源となる設備の近傍等、急激な温度変化がない場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>炎感知方式のアナログ式でない炎感知器、アナログ式でない防水型の炎検出装置及びアナログ式でない切煙型の炎検出装置は、赤外線を感知する方式と紫外線を感知する方式のうち、炎特有の性質を検出することで誤作動が少ない赤外線方式を採用し、外光が当たらず高温物体が近接しない屋内の場所、あるいは遮光板を視野角に影響がないように設置し、太陽光の影響を防ぐことのできる屋外の場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>感知器等の組合せについては、設置場所ごとに予想される火災の性質(急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇)及び設置条件(燃料の種類、引火性気体の滞留の滞留、風雨の影響、設備配置)を考慮し、火災を早期に感知できるように、上記の方針で選定し、誤作動の防止を検討した感知器等の中から相互の互生を発生する異なる感知器を優先して選定する設計とする。各感知方式においては、感知器を検出装置より優先して選定するものとする。</p> <p>(b) 火災感知器の設置方法</p> <p>上記の(ア)火災感知器の選定、誤作動の防止及び組合せ)にて選定する感知器等をそれぞれ設置するに当たり、感知器については消防法施行規則第23条第4項に準じ、検出装置については同項において定める火災区域内の感知器の種類及び火災感知器の感知機能に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置することとする。また、感知器の設置方法については、火災予防法施行令第12条第1項第1号において、以下の1.から3.に掲げる方法についても適用する設計とする。</p> <p>1. 感知区域の種類が小さく、隣接感知区域に感知器があるときに、一定の</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>																		

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="252 1402 1151 1759">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="252 1050 1151 1402">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th data-bbox="252 646 1151 1050">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="252 357 1151 646">整合性</th> <th data-bbox="252 275 1151 357">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="252 1402 1151 1759"> <p>ただし、(1)から(4)に示す火災区域又は火災区画は、上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> </td> <td data-bbox="252 1050 1151 1402"> <p>ただし、(1)から(4)に示す火災区域又は火災区画は、上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> </td> <td data-bbox="252 646 1151 1050"> <p>範囲を限度として、感知器の設置を行わない方法 ii. 感知器の設置面から換気口等の空気吹き出し口までの距離距離が1m以上あるときに、感知器と空気吹き出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法 iii. 空気吹き出し口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹き出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、設置場所における環境条件(取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所)を考慮した場合、以下のイ. から二. に該当する場所は、消防法施行規則第23条第4項に基づく条件を満足しないため、感知器等を火災防護基準第2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない。</p> <p>また、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の被ばくを考慮した場合、以下のホ. に該当する場所は、感知器等を火災防護基準第2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。</p> <p>イ. 取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</p> <p>ロ. 障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ハ. 水蒸気が多量に滞留する場所</p> <p>ニ. 感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ホ. 放射線作業の計画図において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は作業員の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所</p> <p>以上より、上記のイ. からホ. に該当する場所は、感知器等を消防法施行規則第23条第4項に基づく設置した場合と同水準で感知できるように設計することにより、設置場所において発生する火災を早期に感知できる設計とし、これができる場合は、火災区域又は火災区画において感知器等を適切に場所に設置することにより、設置場所において発生する火災をもれなく確実に感知できる設計とする。</p> <p>消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではない場合は、火災防護上重要な機器等、重大事故等対処施設及び火災源となり得る設備を全体的に監視できるよう感知器等を設置する設計とする。</p> </td> <td data-bbox="252 357 1151 646"> <p>範囲を限度として、感知器の設置を行わない方法 ii. 感知器の設置面から換気口等の空気吹き出し口までの距離距離が1m以上あるときに、感知器と空気吹き出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法 iii. 空気吹き出し口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹き出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、設置場所における環境条件(取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所)を考慮した場合、以下のイ. から二. に該当する場所は、消防法施行規則第23条第4項に基づく条件を満足しないため、感知器等を火災防護基準第2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない。</p> <p>また、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の被ばくを考慮した場合、以下のホ. に該当する場所は、感知器等を火災防護基準第2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。</p> <p>イ. 取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</p> <p>ロ. 障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ハ. 水蒸気が多量に滞留する場所</p> <p>ニ. 感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ホ. 放射線作業の計画図において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は作業員の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所</p> <p>以上より、上記のイ. からホ. に該当する場所は、感知器等を消防法施行規則第23条第4項に基づく設置した場合と同水準で感知できるように設計することにより、設置場所において発生する火災を早期に感知できる設計とし、これができる場合は、火災区域又は火災区画において感知器等を適切に場所に設置することにより、設置場所において発生する火災をもれなく確実に感知できる設計とする。</p> <p>消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではない場合は、火災防護上重要な機器等、重大事故等対処施設及び火災源となり得る設備を全体的に監視できるよう感知器等を設置する設計とする。</p> </td> <td data-bbox="252 275 1151 357"></td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>ただし、(1)から(4)に示す火災区域又は火災区画は、上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p>	<p>ただし、(1)から(4)に示す火災区域又は火災区画は、上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p>	<p>範囲を限度として、感知器の設置を行わない方法 ii. 感知器の設置面から換気口等の空気吹き出し口までの距離距離が1m以上あるときに、感知器と空気吹き出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法 iii. 空気吹き出し口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹き出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、設置場所における環境条件(取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所)を考慮した場合、以下のイ. から二. に該当する場所は、消防法施行規則第23条第4項に基づく条件を満足しないため、感知器等を火災防護基準第2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない。</p> <p>また、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の被ばくを考慮した場合、以下のホ. に該当する場所は、感知器等を火災防護基準第2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。</p> <p>イ. 取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</p> <p>ロ. 障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ハ. 水蒸気が多量に滞留する場所</p> <p>ニ. 感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ホ. 放射線作業の計画図において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は作業員の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所</p> <p>以上より、上記のイ. からホ. に該当する場所は、感知器等を消防法施行規則第23条第4項に基づく設置した場合と同水準で感知できるように設計することにより、設置場所において発生する火災を早期に感知できる設計とし、これができる場合は、火災区域又は火災区画において感知器等を適切に場所に設置することにより、設置場所において発生する火災をもれなく確実に感知できる設計とする。</p> <p>消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではない場合は、火災防護上重要な機器等、重大事故等対処施設及び火災源となり得る設備を全体的に監視できるよう感知器等を設置する設計とする。</p>	<p>範囲を限度として、感知器の設置を行わない方法 ii. 感知器の設置面から換気口等の空気吹き出し口までの距離距離が1m以上あるときに、感知器と空気吹き出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法 iii. 空気吹き出し口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹き出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、設置場所における環境条件(取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所)を考慮した場合、以下のイ. から二. に該当する場所は、消防法施行規則第23条第4項に基づく条件を満足しないため、感知器等を火災防護基準第2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない。</p> <p>また、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の被ばくを考慮した場合、以下のホ. に該当する場所は、感知器等を火災防護基準第2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。</p> <p>イ. 取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</p> <p>ロ. 障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ハ. 水蒸気が多量に滞留する場所</p> <p>ニ. 感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ホ. 放射線作業の計画図において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は作業員の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所</p> <p>以上より、上記のイ. からホ. に該当する場所は、感知器等を消防法施行規則第23条第4項に基づく設置した場合と同水準で感知できるように設計することにより、設置場所において発生する火災を早期に感知できる設計とし、これができる場合は、火災区域又は火災区画において感知器等を適切に場所に設置することにより、設置場所において発生する火災をもれなく確実に感知できる設計とする。</p> <p>消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではない場合は、火災防護上重要な機器等、重大事故等対処施設及び火災源となり得る設備を全体的に監視できるよう感知器等を設置する設計とする。</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1350 1402 2249 1759">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1350 1050 2249 1402">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th data-bbox="1350 646 2249 1050">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1350 357 2249 646">整合性</th> <th data-bbox="1350 275 2249 357">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1350 1402 2249 1759"> <p>ただし、(1)から(4)に示す火災区域又は火災区画は、上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1350 1050 2249 1402"> <p>ただし、(1)から(4)に示す火災区域又は火災区画は、上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1350 646 2249 1050"> <p>23条第4項に示す、検出器については原則において求める火災区域内の感知器の信頼性及び火災感知器の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める法令第18条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置するとともに、誤作動を防止するための方法を講ずる設計とする。また、感知器の設置方法については、火災の感知に支障がないことを確認した上で、以下の1. から四. に掲げる方法についても適用する設計とする。</p> <p>1. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に感知器があるときに、一定の範囲を限度として、感知器の設置を行わない方法</p> <p>ii. 感知器の設置面から換気口等の空気吹き出し口までの距離距離が1m以上あるときに、感知器と空気吹き出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>iii. 空気吹き出し口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹き出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、設置場所における環境条件(取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所)を考慮した場合、以下のイ. から二. に該当する場所は、消防法施行規則第23条第4項に基づく条件を満足しないため、感知器等を火災防護基準第2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない。</p> <p>また、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の被ばくを考慮した場合、以下のホ. に該当する場所は、感知器等を火災防護基準第2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。</p> <p>イ. 取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</p> <p>ロ. 障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ハ. 水蒸気が多量に滞留する場所</p> <p>ニ. 感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ホ. 放射線作業の計画図において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所</p> <p>以上より、上記のイ. からホ. に該当する場所は、感知器等を消防法施行規則第23条第4項に基づく設置した場合と同水準で感知できるように設計する</p> </td> <td data-bbox="1350 357 2249 646"> <p>23条第4項に示す、検出器については原則において求める火災区域内の感知器の信頼性及び火災感知器の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める法令第18条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置するとともに、誤作動を防止するための方法を講ずる設計とする。また、感知器の設置方法については、火災の感知に支障がないことを確認した上で、以下の1. から四. に掲げる方法についても適用する設計とする。</p> <p>1. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に感知器があるときに、一定の範囲を限度として、感知器の設置を行わない方法</p> <p>ii. 感知器の設置面から換気口等の空気吹き出し口までの距離距離が1m以上あるときに、感知器と空気吹き出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>iii. 空気吹き出し口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹き出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、設置場所における環境条件(取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所)を考慮した場合、以下のイ. から二. に該当する場所は、消防法施行規則第23条第4項に基づく条件を満足しないため、感知器等を火災防護基準第2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない。</p> <p>また、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の被ばくを考慮した場合、以下のホ. に該当する場所は、感知器等を火災防護基準第2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。</p> <p>イ. 取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</p> <p>ロ. 障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ハ. 水蒸気が多量に滞留する場所</p> <p>ニ. 感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ホ. 放射線作業の計画図において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所</p> <p>以上より、上記のイ. からホ. に該当する場所は、感知器等を消防法施行規則第23条第4項に基づく設置した場合と同水準で感知できるように設計する</p> </td> <td data-bbox="1350 275 2249 357"></td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>ただし、(1)から(4)に示す火災区域又は火災区画は、上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p>	<p>ただし、(1)から(4)に示す火災区域又は火災区画は、上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p>	<p>23条第4項に示す、検出器については原則において求める火災区域内の感知器の信頼性及び火災感知器の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める法令第18条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置するとともに、誤作動を防止するための方法を講ずる設計とする。また、感知器の設置方法については、火災の感知に支障がないことを確認した上で、以下の1. から四. に掲げる方法についても適用する設計とする。</p> <p>1. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に感知器があるときに、一定の範囲を限度として、感知器の設置を行わない方法</p> <p>ii. 感知器の設置面から換気口等の空気吹き出し口までの距離距離が1m以上あるときに、感知器と空気吹き出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>iii. 空気吹き出し口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹き出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、設置場所における環境条件(取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所)を考慮した場合、以下のイ. から二. に該当する場所は、消防法施行規則第23条第4項に基づく条件を満足しないため、感知器等を火災防護基準第2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない。</p> <p>また、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の被ばくを考慮した場合、以下のホ. に該当する場所は、感知器等を火災防護基準第2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。</p> <p>イ. 取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</p> <p>ロ. 障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ハ. 水蒸気が多量に滞留する場所</p> <p>ニ. 感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ホ. 放射線作業の計画図において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所</p> <p>以上より、上記のイ. からホ. に該当する場所は、感知器等を消防法施行規則第23条第4項に基づく設置した場合と同水準で感知できるように設計する</p>	<p>23条第4項に示す、検出器については原則において求める火災区域内の感知器の信頼性及び火災感知器の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める法令第18条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置するとともに、誤作動を防止するための方法を講ずる設計とする。また、感知器の設置方法については、火災の感知に支障がないことを確認した上で、以下の1. から四. に掲げる方法についても適用する設計とする。</p> <p>1. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に感知器があるときに、一定の範囲を限度として、感知器の設置を行わない方法</p> <p>ii. 感知器の設置面から換気口等の空気吹き出し口までの距離距離が1m以上あるときに、感知器と空気吹き出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>iii. 空気吹き出し口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹き出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、設置場所における環境条件(取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所)を考慮した場合、以下のイ. から二. に該当する場所は、消防法施行規則第23条第4項に基づく条件を満足しないため、感知器等を火災防護基準第2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない。</p> <p>また、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の被ばくを考慮した場合、以下のホ. に該当する場所は、感知器等を火災防護基準第2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。</p> <p>イ. 取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</p> <p>ロ. 障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ハ. 水蒸気が多量に滞留する場所</p> <p>ニ. 感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ホ. 放射線作業の計画図において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所</p> <p>以上より、上記のイ. からホ. に該当する場所は、感知器等を消防法施行規則第23条第4項に基づく設置した場合と同水準で感知できるように設計する</p>		<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>ただし、(1)から(4)に示す火災区域又は火災区画は、上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p>	<p>ただし、(1)から(4)に示す火災区域又は火災区画は、上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p>	<p>範囲を限度として、感知器の設置を行わない方法 ii. 感知器の設置面から換気口等の空気吹き出し口までの距離距離が1m以上あるときに、感知器と空気吹き出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法 iii. 空気吹き出し口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹き出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、設置場所における環境条件(取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所)を考慮した場合、以下のイ. から二. に該当する場所は、消防法施行規則第23条第4項に基づく条件を満足しないため、感知器等を火災防護基準第2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない。</p> <p>また、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の被ばくを考慮した場合、以下のホ. に該当する場所は、感知器等を火災防護基準第2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。</p> <p>イ. 取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</p> <p>ロ. 障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ハ. 水蒸気が多量に滞留する場所</p> <p>ニ. 感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ホ. 放射線作業の計画図において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は作業員の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所</p> <p>以上より、上記のイ. からホ. に該当する場所は、感知器等を消防法施行規則第23条第4項に基づく設置した場合と同水準で感知できるように設計することにより、設置場所において発生する火災を早期に感知できる設計とし、これができる場合は、火災区域又は火災区画において感知器等を適切に場所に設置することにより、設置場所において発生する火災をもれなく確実に感知できる設計とする。</p> <p>消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではない場合は、火災防護上重要な機器等、重大事故等対処施設及び火災源となり得る設備を全体的に監視できるよう感知器等を設置する設計とする。</p>	<p>範囲を限度として、感知器の設置を行わない方法 ii. 感知器の設置面から換気口等の空気吹き出し口までの距離距離が1m以上あるときに、感知器と空気吹き出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法 iii. 空気吹き出し口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹き出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、設置場所における環境条件(取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所)を考慮した場合、以下のイ. から二. に該当する場所は、消防法施行規則第23条第4項に基づく条件を満足しないため、感知器等を火災防護基準第2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない。</p> <p>また、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の被ばくを考慮した場合、以下のホ. に該当する場所は、感知器等を火災防護基準第2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。</p> <p>イ. 取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</p> <p>ロ. 障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ハ. 水蒸気が多量に滞留する場所</p> <p>ニ. 感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ホ. 放射線作業の計画図において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は作業員の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所</p> <p>以上より、上記のイ. からホ. に該当する場所は、感知器等を消防法施行規則第23条第4項に基づく設置した場合と同水準で感知できるように設計することにより、設置場所において発生する火災を早期に感知できる設計とし、これができる場合は、火災区域又は火災区画において感知器等を適切に場所に設置することにより、設置場所において発生する火災をもれなく確実に感知できる設計とする。</p> <p>消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではない場合は、火災防護上重要な機器等、重大事故等対処施設及び火災源となり得る設備を全体的に監視できるよう感知器等を設置する設計とする。</p>																			
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>ただし、(1)から(4)に示す火災区域又は火災区画は、上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p>	<p>ただし、(1)から(4)に示す火災区域又は火災区画は、上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p>	<p>23条第4項に示す、検出器については原則において求める火災区域内の感知器の信頼性及び火災感知器の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める法令第18条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置するとともに、誤作動を防止するための方法を講ずる設計とする。また、感知器の設置方法については、火災の感知に支障がないことを確認した上で、以下の1. から四. に掲げる方法についても適用する設計とする。</p> <p>1. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に感知器があるときに、一定の範囲を限度として、感知器の設置を行わない方法</p> <p>ii. 感知器の設置面から換気口等の空気吹き出し口までの距離距離が1m以上あるときに、感知器と空気吹き出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>iii. 空気吹き出し口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹き出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、設置場所における環境条件(取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所)を考慮した場合、以下のイ. から二. に該当する場所は、消防法施行規則第23条第4項に基づく条件を満足しないため、感知器等を火災防護基準第2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない。</p> <p>また、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の被ばくを考慮した場合、以下のホ. に該当する場所は、感知器等を火災防護基準第2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。</p> <p>イ. 取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</p> <p>ロ. 障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ハ. 水蒸気が多量に滞留する場所</p> <p>ニ. 感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ホ. 放射線作業の計画図において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所</p> <p>以上より、上記のイ. からホ. に該当する場所は、感知器等を消防法施行規則第23条第4項に基づく設置した場合と同水準で感知できるように設計する</p>	<p>23条第4項に示す、検出器については原則において求める火災区域内の感知器の信頼性及び火災感知器の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める法令第18条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置するとともに、誤作動を防止するための方法を講ずる設計とする。また、感知器の設置方法については、火災の感知に支障がないことを確認した上で、以下の1. から四. に掲げる方法についても適用する設計とする。</p> <p>1. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に感知器があるときに、一定の範囲を限度として、感知器の設置を行わない方法</p> <p>ii. 感知器の設置面から換気口等の空気吹き出し口までの距離距離が1m以上あるときに、感知器と空気吹き出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>iii. 空気吹き出し口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹き出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、設置場所における環境条件(取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所)を考慮した場合、以下のイ. から二. に該当する場所は、消防法施行規則第23条第4項に基づく条件を満足しないため、感知器等を火災防護基準第2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない。</p> <p>また、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の被ばくを考慮した場合、以下のホ. に該当する場所は、感知器等を火災防護基準第2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。</p> <p>イ. 取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</p> <p>ロ. 障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ハ. 水蒸気が多量に滞留する場所</p> <p>ニ. 感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ホ. 放射線作業の計画図において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所</p> <p>以上より、上記のイ. からホ. に該当する場所は、感知器等を消防法施行規則第23条第4項に基づく設置した場合と同水準で感知できるように設計する</p>																			

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="252 1407 1130 1759">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="252 1050 1130 1407">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th data-bbox="252 646 1130 1050">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="252 359 1130 646">整合性</th> <th data-bbox="252 275 1130 359">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="252 1407 1130 1759"> <p>放射線量が高い場所は、アナログ式の火災感知器の放射線の影響による故障が想定される。このため、火災感知器の故障を防止する観点から、アナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>燃料取扱用水ピットエリア及び復水ピットエリアは、以下に示すとおり火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(1) 燃料取扱用水ピットエリア 燃料取扱用水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、燃料取扱用水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。</p> <p>したがって、燃料取扱用水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(2) 復水ピットエリア 復水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、復水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。したがって、復水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。</p> </td> <td data-bbox="252 1050 1130 1407"> <p>放射線量が高い場所は、アナログ式の火災感知器の放射線の影響による故障が想定される。このため、火災感知器とアナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p>放射線量が高い場所は、アナログ式の火災感知器の放射線の影響による故障が想定される。このため、火災感知器の故障を防止する観点から、アナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p>発火性又は引火性の雰囲気形成するおそれのある場所は、火災感知器動作時の着火を防止するため、アナログ式でない切離型の火災感知器を選定する。</p> <p>(1) 原子炉格納容器 原子炉格納容器には、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、比較的燃焼の高い原子炉格納容器ルーブ室及び加圧器室の熱感知器は、放射線による火災感知器の故障を防止するため、アナログ式でないものとする。アナログ式でない熱感知器は、原子炉格納容器内の通常時の温度(約65℃以下)より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>なお、水素が発生するような事故を考慮して、アナログ式でない火災感知器は、念のため切離型とする。</p> <p>(2) 海水管トンネルエリア 海水管トンネルエリアは、アナログ式の煙感知器と熱を感知できる光ファイバーケーブルを設置する設計とする。熱を感知できる光ファイバーケーブルは、海水管トンネル内の温度を有意に変動させる加熱源等を設置しないこと、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>(3) 燃料取扱タンク及び重油タンクエリア 燃料取扱タンク及び重油タンクエリアは、タンク内部の燃料が気化することを考慮し、アナログ式でない切離型の熱感知器とアナログ式でない切離型の熱感知器を設置する設計とする。アナログ式でない切離型の熱感知器は、燃料取扱タンク及び重油タンクの温度を有意に変動させる加熱源等を設置しないこと、誤作動を防止する設計とする。アナログ式でない切離型の熱感知器は、外光が当たらないタンク内に設置することで、誤作動を防止</p> </td> <td data-bbox="252 646 1130 1050"> <p>また、消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではないが、屋内に準ずる場所として、海水管トンネルは感知器を消防法施行規則第23条第4項に準じて設置し、検出装置を印刷において求める火災区域域内の感知器の機能及び火災感知装置の感知及び発信機能に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知機能と同等以上の方法により設置する設計とし、燃料取扱タンク及び重油タンクは感知器等を抽気炎の早期感知に有効な取付場所に設置する設計とする。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>(2) 火災の感知及び消火 ただし、燃料取扱用水ピットエリア及び復水ピットエリアは、当該エリアにおいて火災が発生した場合でも、同一火災区域域及び隣接火災区域に設置されている設計基準等が火災によりその安全性が損なわれないこと、並びに重大事故等対処施設が火災によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないことから、火災感知装置及び消火装置を設置しない設計とする。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> </td> <td data-bbox="252 359 1130 646"> <p>整合性</p> </td> <td data-bbox="252 275 1130 359"> <p>備考</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>放射線量が高い場所は、アナログ式の火災感知器の放射線の影響による故障が想定される。このため、火災感知器の故障を防止する観点から、アナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>燃料取扱用水ピットエリア及び復水ピットエリアは、以下に示すとおり火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(1) 燃料取扱用水ピットエリア 燃料取扱用水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、燃料取扱用水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。</p> <p>したがって、燃料取扱用水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(2) 復水ピットエリア 復水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、復水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。したがって、復水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。</p>	<p>放射線量が高い場所は、アナログ式の火災感知器の放射線の影響による故障が想定される。このため、火災感知器とアナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p>放射線量が高い場所は、アナログ式の火災感知器の放射線の影響による故障が想定される。このため、火災感知器の故障を防止する観点から、アナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p>発火性又は引火性の雰囲気形成するおそれのある場所は、火災感知器動作時の着火を防止するため、アナログ式でない切離型の火災感知器を選定する。</p> <p>(1) 原子炉格納容器 原子炉格納容器には、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、比較的燃焼の高い原子炉格納容器ルーブ室及び加圧器室の熱感知器は、放射線による火災感知器の故障を防止するため、アナログ式でないものとする。アナログ式でない熱感知器は、原子炉格納容器内の通常時の温度(約65℃以下)より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>なお、水素が発生するような事故を考慮して、アナログ式でない火災感知器は、念のため切離型とする。</p> <p>(2) 海水管トンネルエリア 海水管トンネルエリアは、アナログ式の煙感知器と熱を感知できる光ファイバーケーブルを設置する設計とする。熱を感知できる光ファイバーケーブルは、海水管トンネル内の温度を有意に変動させる加熱源等を設置しないこと、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>(3) 燃料取扱タンク及び重油タンクエリア 燃料取扱タンク及び重油タンクエリアは、タンク内部の燃料が気化することを考慮し、アナログ式でない切離型の熱感知器とアナログ式でない切離型の熱感知器を設置する設計とする。アナログ式でない切離型の熱感知器は、燃料取扱タンク及び重油タンクの温度を有意に変動させる加熱源等を設置しないこと、誤作動を防止する設計とする。アナログ式でない切離型の熱感知器は、外光が当たらないタンク内に設置することで、誤作動を防止</p>	<p>また、消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではないが、屋内に準ずる場所として、海水管トンネルは感知器を消防法施行規則第23条第4項に準じて設置し、検出装置を印刷において求める火災区域域内の感知器の機能及び火災感知装置の感知及び発信機能に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知機能と同等以上の方法により設置する設計とし、燃料取扱タンク及び重油タンクは感知器等を抽気炎の早期感知に有効な取付場所に設置する設計とする。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>(2) 火災の感知及び消火 ただし、燃料取扱用水ピットエリア及び復水ピットエリアは、当該エリアにおいて火災が発生した場合でも、同一火災区域域及び隣接火災区域に設置されている設計基準等が火災によりその安全性が損なわれないこと、並びに重大事故等対処施設が火災によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないことから、火災感知装置及び消火装置を設置しない設計とする。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1350 1407 2228 1759">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1350 1050 2228 1407">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th data-bbox="1350 646 2228 1050">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1350 359 2228 646">整合性</th> <th data-bbox="1350 275 2228 359">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1350 1407 2228 1759"> <p>放射線量が高い場所は、アナログ式の火災感知器の放射線の影響による故障が想定される。このため、火災感知器とアナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p>放射線量が高い場所は、アナログ式の火災感知器の放射線の影響による故障が想定される。このため、火災感知器の故障を防止する観点から、アナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p>発火性又は引火性の雰囲気形成するおそれのある場所は、火災感知器動作時の着火を防止するため、アナログ式でない切離型の火災感知器を選定する。</p> <p>(1) 原子炉格納容器 原子炉格納容器には、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、比較的燃焼の高い原子炉格納容器ルーブ室及び加圧器室の熱感知器は、放射線による火災感知器の故障を防止するため、アナログ式でないものとする。アナログ式でない熱感知器は、原子炉格納容器内の通常時の温度(約65℃以下)より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>なお、水素が発生するような事故を考慮して、アナログ式でない火災感知器は、念のため切離型とする。</p> <p>(2) 海水管トンネルエリア 海水管トンネルエリアは、アナログ式の煙感知器と熱を感知できる光ファイバーケーブルを設置する設計とする。熱を感知できる光ファイバーケーブルは、海水管トンネル内の温度を有意に変動させる加熱源等を設置しないこと、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>(3) 燃料取扱タンク及び重油タンクエリア 燃料取扱タンク及び重油タンクエリアは、タンク内部の燃料が気化することを考慮し、アナログ式でない切離型の熱感知器とアナログ式でない切離型の熱感知器を設置する設計とする。アナログ式でない切離型の熱感知器は、燃料取扱タンク及び重油タンクの温度を有意に変動させる加熱源等を設置しないこと、誤作動を防止する設計とする。アナログ式でない切離型の熱感知器は、外光が当たらないタンク内に設置することで、誤作動を防止</p> </td> <td data-bbox="1350 1050 2228 1407"> <p>屋外エリアは、火災による煙は明確に放射し、煙感知器による火災感知は困難であることから、アナログ式の熱感知器とアナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p>放射線量が高い場所は、アナログ式の火災感知器の放射線の影響による故障が想定される。このため、火災感知器の故障を防止する観点から、アナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p>発火性又は引火性の雰囲気形成するおそれのある場所は、火災感知器動作時の着火を防止するため、アナログ式でない切離型の火災感知器を選定する。</p> <p>(1) 原子炉格納容器 原子炉格納容器には、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、比較的燃焼の高い原子炉格納容器ルーブ室及び加圧器室の熱感知器は、放射線による火災感知器の故障を防止するため、アナログ式でないものとする。アナログ式でない熱感知器は、原子炉格納容器内の通常時の温度(約65℃以下)より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>なお、水素が発生するような事故を考慮して、アナログ式でない火災感知器は、念のため切離型とする。</p> <p>(2) 海水管トンネルエリア 海水管トンネルエリアは、アナログ式の煙感知器と熱を感知できる光ファイバーケーブルを設置する設計とする。熱を感知できる光ファイバーケーブルは、海水管トンネル内の温度を有意に変動させる加熱源等を設置しないこと、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>(3) 燃料取扱タンク及び重油タンクエリア 燃料取扱タンク及び重油タンクエリアは、タンク内部の燃料が気化することを考慮し、アナログ式でない切離型の熱感知器とアナログ式でない切離型の熱感知器を設置する設計とする。アナログ式でない切離型の熱感知器は、燃料取扱タンク及び重油タンクの温度を有意に変動させる加熱源等を設置しないこと、誤作動を防止する設計とする。アナログ式でない切離型の熱感知器は、外光が当たらないタンク内に設置することで、誤作動を防止</p> </td> <td data-bbox="1350 646 2228 1050"> <p>また、消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではないが、屋内に準ずる場所として、海水管トンネルは感知器を消防法施行規則第23条第4項に準じて設置し、検出装置を印刷において求める火災区域域内の感知器の機能及び火災感知装置の感知及び発信機能に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知機能と同等以上の方法により設置する設計とし、燃料取扱タンク及び重油タンクは感知器等を抽気炎の早期感知に有効な取付場所に設置する設計とする。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>(2) 火災の感知及び消火 ただし、燃料取扱用水ピットエリア及び復水ピットエリアは、当該エリアにおいて火災が発生した場合でも、同一火災区域域及び隣接火災区域に設置されている設計基準等が火災によりその安全性が損なわれないこと、並びに重大事故等対処施設が火災によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないことから、火災感知装置及び消火装置を設置しない設計とする。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> </td> <td data-bbox="1350 359 2228 646"> <p>整合性</p> </td> <td data-bbox="1350 275 2228 359"> <p>備考</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>放射線量が高い場所は、アナログ式の火災感知器の放射線の影響による故障が想定される。このため、火災感知器とアナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p>放射線量が高い場所は、アナログ式の火災感知器の放射線の影響による故障が想定される。このため、火災感知器の故障を防止する観点から、アナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p>発火性又は引火性の雰囲気形成するおそれのある場所は、火災感知器動作時の着火を防止するため、アナログ式でない切離型の火災感知器を選定する。</p> <p>(1) 原子炉格納容器 原子炉格納容器には、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、比較的燃焼の高い原子炉格納容器ルーブ室及び加圧器室の熱感知器は、放射線による火災感知器の故障を防止するため、アナログ式でないものとする。アナログ式でない熱感知器は、原子炉格納容器内の通常時の温度(約65℃以下)より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>なお、水素が発生するような事故を考慮して、アナログ式でない火災感知器は、念のため切離型とする。</p> <p>(2) 海水管トンネルエリア 海水管トンネルエリアは、アナログ式の煙感知器と熱を感知できる光ファイバーケーブルを設置する設計とする。熱を感知できる光ファイバーケーブルは、海水管トンネル内の温度を有意に変動させる加熱源等を設置しないこと、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>(3) 燃料取扱タンク及び重油タンクエリア 燃料取扱タンク及び重油タンクエリアは、タンク内部の燃料が気化することを考慮し、アナログ式でない切離型の熱感知器とアナログ式でない切離型の熱感知器を設置する設計とする。アナログ式でない切離型の熱感知器は、燃料取扱タンク及び重油タンクの温度を有意に変動させる加熱源等を設置しないこと、誤作動を防止する設計とする。アナログ式でない切離型の熱感知器は、外光が当たらないタンク内に設置することで、誤作動を防止</p>	<p>屋外エリアは、火災による煙は明確に放射し、煙感知器による火災感知は困難であることから、アナログ式の熱感知器とアナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p>放射線量が高い場所は、アナログ式の火災感知器の放射線の影響による故障が想定される。このため、火災感知器の故障を防止する観点から、アナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p>発火性又は引火性の雰囲気形成するおそれのある場所は、火災感知器動作時の着火を防止するため、アナログ式でない切離型の火災感知器を選定する。</p> <p>(1) 原子炉格納容器 原子炉格納容器には、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、比較的燃焼の高い原子炉格納容器ルーブ室及び加圧器室の熱感知器は、放射線による火災感知器の故障を防止するため、アナログ式でないものとする。アナログ式でない熱感知器は、原子炉格納容器内の通常時の温度(約65℃以下)より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>なお、水素が発生するような事故を考慮して、アナログ式でない火災感知器は、念のため切離型とする。</p> <p>(2) 海水管トンネルエリア 海水管トンネルエリアは、アナログ式の煙感知器と熱を感知できる光ファイバーケーブルを設置する設計とする。熱を感知できる光ファイバーケーブルは、海水管トンネル内の温度を有意に変動させる加熱源等を設置しないこと、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>(3) 燃料取扱タンク及び重油タンクエリア 燃料取扱タンク及び重油タンクエリアは、タンク内部の燃料が気化することを考慮し、アナログ式でない切離型の熱感知器とアナログ式でない切離型の熱感知器を設置する設計とする。アナログ式でない切離型の熱感知器は、燃料取扱タンク及び重油タンクの温度を有意に変動させる加熱源等を設置しないこと、誤作動を防止する設計とする。アナログ式でない切離型の熱感知器は、外光が当たらないタンク内に設置することで、誤作動を防止</p>	<p>また、消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではないが、屋内に準ずる場所として、海水管トンネルは感知器を消防法施行規則第23条第4項に準じて設置し、検出装置を印刷において求める火災区域域内の感知器の機能及び火災感知装置の感知及び発信機能に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知機能と同等以上の方法により設置する設計とし、燃料取扱タンク及び重油タンクは感知器等を抽気炎の早期感知に有効な取付場所に設置する設計とする。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>(2) 火災の感知及び消火 ただし、燃料取扱用水ピットエリア及び復水ピットエリアは、当該エリアにおいて火災が発生した場合でも、同一火災区域域及び隣接火災区域に設置されている設計基準等が火災によりその安全性が損なわれないこと、並びに重大事故等対処施設が火災によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないことから、火災感知装置及び消火装置を設置しない設計とする。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>放射線量が高い場所は、アナログ式の火災感知器の放射線の影響による故障が想定される。このため、火災感知器の故障を防止する観点から、アナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>燃料取扱用水ピットエリア及び復水ピットエリアは、以下に示すとおり火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(1) 燃料取扱用水ピットエリア 燃料取扱用水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、燃料取扱用水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。</p> <p>したがって、燃料取扱用水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(2) 復水ピットエリア 復水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、復水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。したがって、復水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。</p>	<p>放射線量が高い場所は、アナログ式の火災感知器の放射線の影響による故障が想定される。このため、火災感知器とアナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p>放射線量が高い場所は、アナログ式の火災感知器の放射線の影響による故障が想定される。このため、火災感知器の故障を防止する観点から、アナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p>発火性又は引火性の雰囲気形成するおそれのある場所は、火災感知器動作時の着火を防止するため、アナログ式でない切離型の火災感知器を選定する。</p> <p>(1) 原子炉格納容器 原子炉格納容器には、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、比較的燃焼の高い原子炉格納容器ルーブ室及び加圧器室の熱感知器は、放射線による火災感知器の故障を防止するため、アナログ式でないものとする。アナログ式でない熱感知器は、原子炉格納容器内の通常時の温度(約65℃以下)より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>なお、水素が発生するような事故を考慮して、アナログ式でない火災感知器は、念のため切離型とする。</p> <p>(2) 海水管トンネルエリア 海水管トンネルエリアは、アナログ式の煙感知器と熱を感知できる光ファイバーケーブルを設置する設計とする。熱を感知できる光ファイバーケーブルは、海水管トンネル内の温度を有意に変動させる加熱源等を設置しないこと、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>(3) 燃料取扱タンク及び重油タンクエリア 燃料取扱タンク及び重油タンクエリアは、タンク内部の燃料が気化することを考慮し、アナログ式でない切離型の熱感知器とアナログ式でない切離型の熱感知器を設置する設計とする。アナログ式でない切離型の熱感知器は、燃料取扱タンク及び重油タンクの温度を有意に変動させる加熱源等を設置しないこと、誤作動を防止する設計とする。アナログ式でない切離型の熱感知器は、外光が当たらないタンク内に設置することで、誤作動を防止</p>	<p>また、消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではないが、屋内に準ずる場所として、海水管トンネルは感知器を消防法施行規則第23条第4項に準じて設置し、検出装置を印刷において求める火災区域域内の感知器の機能及び火災感知装置の感知及び発信機能に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知機能と同等以上の方法により設置する設計とし、燃料取扱タンク及び重油タンクは感知器等を抽気炎の早期感知に有効な取付場所に設置する設計とする。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>(2) 火災の感知及び消火 ただし、燃料取扱用水ピットエリア及び復水ピットエリアは、当該エリアにおいて火災が発生した場合でも、同一火災区域域及び隣接火災区域に設置されている設計基準等が火災によりその安全性が損なわれないこと、並びに重大事故等対処施設が火災によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないことから、火災感知装置及び消火装置を設置しない設計とする。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>																		
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>放射線量が高い場所は、アナログ式の火災感知器の放射線の影響による故障が想定される。このため、火災感知器とアナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p>放射線量が高い場所は、アナログ式の火災感知器の放射線の影響による故障が想定される。このため、火災感知器の故障を防止する観点から、アナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p>発火性又は引火性の雰囲気形成するおそれのある場所は、火災感知器動作時の着火を防止するため、アナログ式でない切離型の火災感知器を選定する。</p> <p>(1) 原子炉格納容器 原子炉格納容器には、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、比較的燃焼の高い原子炉格納容器ルーブ室及び加圧器室の熱感知器は、放射線による火災感知器の故障を防止するため、アナログ式でないものとする。アナログ式でない熱感知器は、原子炉格納容器内の通常時の温度(約65℃以下)より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>なお、水素が発生するような事故を考慮して、アナログ式でない火災感知器は、念のため切離型とする。</p> <p>(2) 海水管トンネルエリア 海水管トンネルエリアは、アナログ式の煙感知器と熱を感知できる光ファイバーケーブルを設置する設計とする。熱を感知できる光ファイバーケーブルは、海水管トンネル内の温度を有意に変動させる加熱源等を設置しないこと、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>(3) 燃料取扱タンク及び重油タンクエリア 燃料取扱タンク及び重油タンクエリアは、タンク内部の燃料が気化することを考慮し、アナログ式でない切離型の熱感知器とアナログ式でない切離型の熱感知器を設置する設計とする。アナログ式でない切離型の熱感知器は、燃料取扱タンク及び重油タンクの温度を有意に変動させる加熱源等を設置しないこと、誤作動を防止する設計とする。アナログ式でない切離型の熱感知器は、外光が当たらないタンク内に設置することで、誤作動を防止</p>	<p>屋外エリアは、火災による煙は明確に放射し、煙感知器による火災感知は困難であることから、アナログ式の熱感知器とアナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p>放射線量が高い場所は、アナログ式の火災感知器の放射線の影響による故障が想定される。このため、火災感知器の故障を防止する観点から、アナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p>発火性又は引火性の雰囲気形成するおそれのある場所は、火災感知器動作時の着火を防止するため、アナログ式でない切離型の火災感知器を選定する。</p> <p>(1) 原子炉格納容器 原子炉格納容器には、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、比較的燃焼の高い原子炉格納容器ルーブ室及び加圧器室の熱感知器は、放射線による火災感知器の故障を防止するため、アナログ式でないものとする。アナログ式でない熱感知器は、原子炉格納容器内の通常時の温度(約65℃以下)より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>なお、水素が発生するような事故を考慮して、アナログ式でない火災感知器は、念のため切離型とする。</p> <p>(2) 海水管トンネルエリア 海水管トンネルエリアは、アナログ式の煙感知器と熱を感知できる光ファイバーケーブルを設置する設計とする。熱を感知できる光ファイバーケーブルは、海水管トンネル内の温度を有意に変動させる加熱源等を設置しないこと、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>(3) 燃料取扱タンク及び重油タンクエリア 燃料取扱タンク及び重油タンクエリアは、タンク内部の燃料が気化することを考慮し、アナログ式でない切離型の熱感知器とアナログ式でない切離型の熱感知器を設置する設計とする。アナログ式でない切離型の熱感知器は、燃料取扱タンク及び重油タンクの温度を有意に変動させる加熱源等を設置しないこと、誤作動を防止する設計とする。アナログ式でない切離型の熱感知器は、外光が当たらないタンク内に設置することで、誤作動を防止</p>	<p>また、消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではないが、屋内に準ずる場所として、海水管トンネルは感知器を消防法施行規則第23条第4項に準じて設置し、検出装置を印刷において求める火災区域域内の感知器の機能及び火災感知装置の感知及び発信機能に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知機能と同等以上の方法により設置する設計とし、燃料取扱タンク及び重油タンクは感知器等を抽気炎の早期感知に有効な取付場所に設置する設計とする。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>(2) 火災の感知及び消火 ただし、燃料取扱用水ピットエリア及び復水ピットエリアは、当該エリアにおいて火災が発生した場合でも、同一火災区域域及び隣接火災区域に設置されている設計基準等が火災によりその安全性が損なわれないこと、並びに重大事故等対処施設が火災によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないことから、火災感知装置及び消火装置を設置しない設計とする。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>																		

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">設置許可申請書(本文)</th> <th style="width: 30%;">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th style="width: 30%;">設計及び工事計画 該当事項</th> <th style="width: 10%;">整合性</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>(4) 固体燃焼炉設置 固体燃焼炉設置には、アナログ式の熱感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、比較的燃量の高いB-廃棄物庫のドラム缶貯蔵エリアの熱感知器は、放射線による火災感知器の起爆を防止するため、アナログ式でないものとする。アナログ式でない熱感知器は、B-廃棄物庫のドラム缶貯蔵エリアの通常時の温度より高い温度で作動するものを選定すること、起爆を防止する設計とする。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>上記a、項を除く火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 火災感知設備のうち火災区域又は火災区域外における放射線、放射線透過、温度、湿度、空気流の環境条件、予期される火災の性質(急激な温度変化、燃の量の上昇、赤外線の上昇)を考慮し、火災を早期に感知できるよう、器具の選定基準とするアナログ式の熱感知器、アナログ式の熱感知器、アナログ式ではないが、放射線による起爆を感知するたため、煙や熱が感知器に到達する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性がある熱感知器から異なる種類の火災感知器を組み合わせて設置する設計を基本とする。</p> <p>アナログ式の熱感知器は蒸気等が充満する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定すること、起爆を防止する設計とする。</p> <p>アナログ式でない熱感知器の起爆を防止するため、アナログ式でない熱感知器を室内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近傍になりに設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を防ぐ遮光板の設置や防水処理を採用する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>1-1-109 火災の感知及び消火 ＜中略＞ ただし、燃料取替用水ピットを配置する火災区域及び取水ピットを配置する火災区域は、当該火災区域において火災が発生した場合でも、同一火災区域及び隣接火災区域に設置されている設計基準等が火災によりその安全性が損なわれないこと、並びに重大事故等対策施設が火災によりその機能が損なわれないこと、並びに必要機能が損なわれないことから、火災感知設備及び消火設備を設置しない設計とする。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>燃料取替用水ピットエリア及び取水ピットエリアは、以下に示すとおり火災感知器を設置しない設計とする。 (1) 燃料取替用水ピットエリア 燃料取替用水ピットの前面と後面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、燃料取替用水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。 したがって、燃料取替用水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。 (2) 取水ピットエリア 取水ピットの前面と後面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、取水ピットエリアは、可燃物を置かず、</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事計画 該当事項	整合性	備考	<p>(4) 固体燃焼炉設置 固体燃焼炉設置には、アナログ式の熱感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、比較的燃量の高いB-廃棄物庫のドラム缶貯蔵エリアの熱感知器は、放射線による火災感知器の起爆を防止するため、アナログ式でないものとする。アナログ式でない熱感知器は、B-廃棄物庫のドラム缶貯蔵エリアの通常時の温度より高い温度で作動するものを選定すること、起爆を防止する設計とする。</p>	<p>上記a、項を除く火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 火災感知設備のうち火災区域又は火災区域外における放射線、放射線透過、温度、湿度、空気流の環境条件、予期される火災の性質(急激な温度変化、燃の量の上昇、赤外線の上昇)を考慮し、火災を早期に感知できるよう、器具の選定基準とするアナログ式の熱感知器、アナログ式の熱感知器、アナログ式ではないが、放射線による起爆を感知するたため、煙や熱が感知器に到達する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性がある熱感知器から異なる種類の火災感知器を組み合わせて設置する設計を基本とする。</p> <p>アナログ式の熱感知器は蒸気等が充満する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定すること、起爆を防止する設計とする。</p> <p>アナログ式でない熱感知器の起爆を防止するため、アナログ式でない熱感知器を室内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近傍になりに設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を防ぐ遮光板の設置や防水処理を採用する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>1-1-109 火災の感知及び消火 ＜中略＞ ただし、燃料取替用水ピットを配置する火災区域及び取水ピットを配置する火災区域は、当該火災区域において火災が発生した場合でも、同一火災区域及び隣接火災区域に設置されている設計基準等が火災によりその安全性が損なわれないこと、並びに重大事故等対策施設が火災によりその機能が損なわれないこと、並びに必要機能が損なわれないことから、火災感知設備及び消火設備を設置しない設計とする。</p>	<p>燃料取替用水ピットエリア及び取水ピットエリアは、以下に示すとおり火災感知器を設置しない設計とする。 (1) 燃料取替用水ピットエリア 燃料取替用水ピットの前面と後面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、燃料取替用水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。 したがって、燃料取替用水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。 (2) 取水ピットエリア 取水ピットの前面と後面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、取水ピットエリアは、可燃物を置かず、</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>	<p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>	
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事計画 該当事項	整合性	備考								
<p>(4) 固体燃焼炉設置 固体燃焼炉設置には、アナログ式の熱感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、比較的燃量の高いB-廃棄物庫のドラム缶貯蔵エリアの熱感知器は、放射線による火災感知器の起爆を防止するため、アナログ式でないものとする。アナログ式でない熱感知器は、B-廃棄物庫のドラム缶貯蔵エリアの通常時の温度より高い温度で作動するものを選定すること、起爆を防止する設計とする。</p>	<p>上記a、項を除く火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 火災感知設備のうち火災区域又は火災区域外における放射線、放射線透過、温度、湿度、空気流の環境条件、予期される火災の性質(急激な温度変化、燃の量の上昇、赤外線の上昇)を考慮し、火災を早期に感知できるよう、器具の選定基準とするアナログ式の熱感知器、アナログ式の熱感知器、アナログ式ではないが、放射線による起爆を感知するたため、煙や熱が感知器に到達する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性がある熱感知器から異なる種類の火災感知器を組み合わせて設置する設計を基本とする。</p> <p>アナログ式の熱感知器は蒸気等が充満する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定すること、起爆を防止する設計とする。</p> <p>アナログ式でない熱感知器の起爆を防止するため、アナログ式でない熱感知器を室内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近傍になりに設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を防ぐ遮光板の設置や防水処理を採用する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>1-1-109 火災の感知及び消火 ＜中略＞ ただし、燃料取替用水ピットを配置する火災区域及び取水ピットを配置する火災区域は、当該火災区域において火災が発生した場合でも、同一火災区域及び隣接火災区域に設置されている設計基準等が火災によりその安全性が損なわれないこと、並びに重大事故等対策施設が火災によりその機能が損なわれないこと、並びに必要機能が損なわれないことから、火災感知設備及び消火設備を設置しない設計とする。</p>	<p>燃料取替用水ピットエリア及び取水ピットエリアは、以下に示すとおり火災感知器を設置しない設計とする。 (1) 燃料取替用水ピットエリア 燃料取替用水ピットの前面と後面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、燃料取替用水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。 したがって、燃料取替用水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。 (2) 取水ピットエリア 取水ピットの前面と後面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、取水ピットエリアは、可燃物を置かず、</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>	<p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>								

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考										
	<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1347 354 1457 1761">設置許可申請書(本文)</th><th data-bbox="1347 1050 1457 1404">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th><th data-bbox="1347 642 1457 1050">設計及び工事の計画 該当事項</th><th data-bbox="1347 354 1457 642">整合性</th><th data-bbox="1347 354 1457 642">備考</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1457 354 2249 1761"><p>火災感知設備は、外部電源喪失時にいても火災の感知が可能。</p><p>1.7.1.3.1.3 火災受信機能 中央制御室に設置する火災受信機能等で、アナログ式の火災感知器、アナログ式でない火災感知器、アナログ式でない火災感知器、アナログ式でない火災感知器を常時監視する設計とする。</p><p>1.7.1.3.1.4 火災感知設備の電源確保 火災感知設備は、外部電源喪失時にいても火災の感知が可能。</p></td><td data-bbox="1457 1050 2249 1404"><p>設置許可申請書(添付書類A) 該当事項 火災感知設備は、外部電源喪失時にいても火災の感知が可能。</p><p>1.7.1.3.1.3 火災受信機能 中央制御室に設置する火災受信機能等で、アナログ式の火災感知器、アナログ式でない火災感知器、アナログ式でない火災感知器を常時監視する設計とする。</p><p>1.7.1.3.1.4 火災感知設備の電源確保 火災感知設備は、外部電源喪失時にいても火災の感知が可能。</p></td><td data-bbox="1457 642 2249 1050"><p>設計及び工事の計画 該当事項 (1) 火災感知設備 a. 火災防護上重要な機器等又は重大事故等対応施設(所内常設直流通電設備(3系統目)及びその電路を除く。)を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 (c) 火災感知設備の設計上の考慮 火災感知設備のうち火災受信機能は、感知器等の設置場所を1つずつ特定することにより火災の発生場所を特定することができる機能とあり、中央制御室において常時監視できる設計とする。 <中略> b. 上記a.項を除く火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 <中略> 火災感知設備のうち火災受信機能は、作動した火災感知器を1つずつ特定できるアナログ式の受信機とし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 <中略></p><p>a. 火災防護上重要な機器等又は重大事故等対応施設(所内常設直流通電設備(3系統目)及びその電路を除く。)を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 (c) 火災感知設備の設計上の考慮 <中略> 屋外に設置する感知器等は、外気温度が-10℃まで低下しても使用可能なものを設置する。 屋外の火災感知設備は、感知器等の予備を保有し、風水害の影響を受けた場合にも、早期に故障を回復できるように性能を確保する設計とする。</p><p>(1) 火災感知設備 a. 火災防護上重要な機器等又は重大事故等対応施設(所内常設直流通電設備(3系統目)及びその電路を除く。)を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 (c) 火災感知設備の設計上の考慮 <中略></p></td><td data-bbox="1457 354 2249 642"></td><td data-bbox="1457 354 2249 642"></td></tr></tbody></table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>火災感知設備は、外部電源喪失時にいても火災の感知が可能。</p> <p>1.7.1.3.1.3 火災受信機能 中央制御室に設置する火災受信機能等で、アナログ式の火災感知器、アナログ式でない火災感知器、アナログ式でない火災感知器、アナログ式でない火災感知器を常時監視する設計とする。</p> <p>1.7.1.3.1.4 火災感知設備の電源確保 火災感知設備は、外部電源喪失時にいても火災の感知が可能。</p>	<p>設置許可申請書(添付書類A) 該当事項 火災感知設備は、外部電源喪失時にいても火災の感知が可能。</p> <p>1.7.1.3.1.3 火災受信機能 中央制御室に設置する火災受信機能等で、アナログ式の火災感知器、アナログ式でない火災感知器、アナログ式でない火災感知器を常時監視する設計とする。</p> <p>1.7.1.3.1.4 火災感知設備の電源確保 火災感知設備は、外部電源喪失時にいても火災の感知が可能。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項 (1) 火災感知設備 a. 火災防護上重要な機器等又は重大事故等対応施設(所内常設直流通電設備(3系統目)及びその電路を除く。)を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 (c) 火災感知設備の設計上の考慮 火災感知設備のうち火災受信機能は、感知器等の設置場所を1つずつ特定することにより火災の発生場所を特定することができる機能とあり、中央制御室において常時監視できる設計とする。 <中略> b. 上記a.項を除く火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 <中略> 火災感知設備のうち火災受信機能は、作動した火災感知器を1つずつ特定できるアナログ式の受信機とし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 <中略></p> <p>a. 火災防護上重要な機器等又は重大事故等対応施設(所内常設直流通電設備(3系統目)及びその電路を除く。)を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 (c) 火災感知設備の設計上の考慮 <中略> 屋外に設置する感知器等は、外気温度が-10℃まで低下しても使用可能なものを設置する。 屋外の火災感知設備は、感知器等の予備を保有し、風水害の影響を受けた場合にも、早期に故障を回復できるように性能を確保する設計とする。</p> <p>(1) 火災感知設備 a. 火災防護上重要な機器等又は重大事故等対応施設(所内常設直流通電設備(3系統目)及びその電路を除く。)を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 (c) 火災感知設備の設計上の考慮 <中略></p>			<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考								
<p>火災感知設備は、外部電源喪失時にいても火災の感知が可能。</p> <p>1.7.1.3.1.3 火災受信機能 中央制御室に設置する火災受信機能等で、アナログ式の火災感知器、アナログ式でない火災感知器、アナログ式でない火災感知器、アナログ式でない火災感知器を常時監視する設計とする。</p> <p>1.7.1.3.1.4 火災感知設備の電源確保 火災感知設備は、外部電源喪失時にいても火災の感知が可能。</p>	<p>設置許可申請書(添付書類A) 該当事項 火災感知設備は、外部電源喪失時にいても火災の感知が可能。</p> <p>1.7.1.3.1.3 火災受信機能 中央制御室に設置する火災受信機能等で、アナログ式の火災感知器、アナログ式でない火災感知器、アナログ式でない火災感知器を常時監視する設計とする。</p> <p>1.7.1.3.1.4 火災感知設備の電源確保 火災感知設備は、外部電源喪失時にいても火災の感知が可能。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項 (1) 火災感知設備 a. 火災防護上重要な機器等又は重大事故等対応施設(所内常設直流通電設備(3系統目)及びその電路を除く。)を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 (c) 火災感知設備の設計上の考慮 火災感知設備のうち火災受信機能は、感知器等の設置場所を1つずつ特定することにより火災の発生場所を特定することができる機能とあり、中央制御室において常時監視できる設計とする。 <中略> b. 上記a.項を除く火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 <中略> 火災感知設備のうち火災受信機能は、作動した火災感知器を1つずつ特定できるアナログ式の受信機とし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 <中略></p> <p>a. 火災防護上重要な機器等又は重大事故等対応施設(所内常設直流通電設備(3系統目)及びその電路を除く。)を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 (c) 火災感知設備の設計上の考慮 <中略> 屋外に設置する感知器等は、外気温度が-10℃まで低下しても使用可能なものを設置する。 屋外の火災感知設備は、感知器等の予備を保有し、風水害の影響を受けた場合にも、早期に故障を回復できるように性能を確保する設計とする。</p> <p>(1) 火災感知設備 a. 火災防護上重要な機器等又は重大事故等対応施設(所内常設直流通電設備(3系統目)及びその電路を除く。)を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 (c) 火災感知設備の設計上の考慮 <中略></p>										

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">設置許可申請書(本文) なように①電機図面を訂正し、</th> <th style="width: 30%;">設置許可申請書(添付書類A)該当事項 表明においても水災の感知を可能とするように消防火災の感知を可能とする。この蓄電池は、ディーゼル発電機から電力が供給開始されるまでの容量を有し、また、原子炉の安全停止に必要な機器等を設置する火災区域又は火災区域外の火災感知設備については、非常用電源からの受電も可能とし、蓄電池の容量は、全交流動力電源喪失時に代替電源から給電されるまでの容量も満足するものとする。</th> <th style="width: 30%;">設計及び工事の計画 該当事項 火災感知を可能とするため、非常用電源であるディーゼル発電機又は代替電源から電力が供給開始されるまでの必要容量を有した消防火災の感知を可能とする蓄電池を設け、火災防護上重要な機器等又は重大事故等対策施設(所内常設直流電源設備(3系統目)及びその回路を除く。)を配置する火災区域又は火災区域外の火災感知設備は、①非常用電源からの受電も可能な設計とする。</th> <th style="width: 20%;">整合性 は、設置許可申請書(本文)の②の図面を訂正し、なように訂正し、整合している。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室で常時監視できる設計とする。</td> <td>1.7.1.3.1.3 火災受信機 中央制御室に設置する火災受信機等で、アナログ式の火災感知器、アナログ式でない火災感知器、アナログ式でない火災感知器、アナログ式でない火災感知器の作動状況を常時監視する設計とする。</td> <td>(1) 火災感知設備 a. 火災防護上重要な機器等又は重大事故等対策施設(所内常設直流電源設備(3系統目)及びその回路を除く。)を配置する火災区域又は火災区域外の火災感知設備の設計上の考慮 火災感知設備のうち火災受信機は、感知器等の設置場所を1つつ特定することにより火災の発生場所を特定することができるものとし、中央制御室において常時監視できる設計とする。</td> <td>設計及び工事の計画の基 本設計方針「(1) 火災感知設備」は P03-添付1-1-16を参照。</td> </tr> <tr> <td>(c-3-2) 追加図面</td> <td>1.7.1.3.2 追加図面 1.7.1.3.2.1 原子炉の安全停止に必要な機器等を設置する火災区域又は火災区域外に設置する追加図面</td> <td>b. 上記a. 項を除く火災区域又は火災区域外の火災感知設備の設計 火災感知設備のうち火災受信機は、作動した火災感知器を1つつ特定できるアナログ式の受信機とし、中央制御室において常時監視できる設計とする。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文) なように①電機図面を訂正し、	設置許可申請書(添付書類A)該当事項 表明においても水災の感知を可能とするように消防火災の感知を可能とする。この蓄電池は、ディーゼル発電機から電力が供給開始されるまでの容量を有し、また、原子炉の安全停止に必要な機器等を設置する火災区域又は火災区域外の火災感知設備については、非常用電源からの受電も可能とし、蓄電池の容量は、全交流動力電源喪失時に代替電源から給電されるまでの容量も満足するものとする。	設計及び工事の計画 該当事項 火災感知を可能とするため、非常用電源であるディーゼル発電機又は代替電源から電力が供給開始されるまでの必要容量を有した消防火災の感知を可能とする蓄電池を設け、火災防護上重要な機器等又は重大事故等対策施設(所内常設直流電源設備(3系統目)及びその回路を除く。)を配置する火災区域又は火災区域外の火災感知設備は、①非常用電源からの受電も可能な設計とする。	整合性 は、設置許可申請書(本文)の②の図面を訂正し、なように訂正し、整合している。	中央制御室で常時監視できる設計とする。	1.7.1.3.1.3 火災受信機 中央制御室に設置する火災受信機等で、アナログ式の火災感知器、アナログ式でない火災感知器、アナログ式でない火災感知器、アナログ式でない火災感知器の作動状況を常時監視する設計とする。	(1) 火災感知設備 a. 火災防護上重要な機器等又は重大事故等対策施設(所内常設直流電源設備(3系統目)及びその回路を除く。)を配置する火災区域又は火災区域外の火災感知設備の設計上の考慮 火災感知設備のうち火災受信機は、感知器等の設置場所を1つつ特定することにより火災の発生場所を特定することができるものとし、中央制御室において常時監視できる設計とする。	設計及び工事の計画の基 本設計方針「(1) 火災感知設備」は P03-添付1-1-16を参照。	(c-3-2) 追加図面	1.7.1.3.2 追加図面 1.7.1.3.2.1 原子炉の安全停止に必要な機器等を設置する火災区域又は火災区域外に設置する追加図面	b. 上記a. 項を除く火災区域又は火災区域外の火災感知設備の設計 火災感知設備のうち火災受信機は、作動した火災感知器を1つつ特定できるアナログ式の受信機とし、中央制御室において常時監視できる設計とする。		<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>
設置許可申請書(本文) なように①電機図面を訂正し、	設置許可申請書(添付書類A)該当事項 表明においても水災の感知を可能とするように消防火災の感知を可能とする。この蓄電池は、ディーゼル発電機から電力が供給開始されるまでの容量を有し、また、原子炉の安全停止に必要な機器等を設置する火災区域又は火災区域外の火災感知設備については、非常用電源からの受電も可能とし、蓄電池の容量は、全交流動力電源喪失時に代替電源から給電されるまでの容量も満足するものとする。	設計及び工事の計画 該当事項 火災感知を可能とするため、非常用電源であるディーゼル発電機又は代替電源から電力が供給開始されるまでの必要容量を有した消防火災の感知を可能とする蓄電池を設け、火災防護上重要な機器等又は重大事故等対策施設(所内常設直流電源設備(3系統目)及びその回路を除く。)を配置する火災区域又は火災区域外の火災感知設備は、①非常用電源からの受電も可能な設計とする。	整合性 は、設置許可申請書(本文)の②の図面を訂正し、なように訂正し、整合している。											
中央制御室で常時監視できる設計とする。	1.7.1.3.1.3 火災受信機 中央制御室に設置する火災受信機等で、アナログ式の火災感知器、アナログ式でない火災感知器、アナログ式でない火災感知器、アナログ式でない火災感知器の作動状況を常時監視する設計とする。	(1) 火災感知設備 a. 火災防護上重要な機器等又は重大事故等対策施設(所内常設直流電源設備(3系統目)及びその回路を除く。)を配置する火災区域又は火災区域外の火災感知設備の設計上の考慮 火災感知設備のうち火災受信機は、感知器等の設置場所を1つつ特定することにより火災の発生場所を特定することができるものとし、中央制御室において常時監視できる設計とする。	設計及び工事の計画の基 本設計方針「(1) 火災感知設備」は P03-添付1-1-16を参照。											
(c-3-2) 追加図面	1.7.1.3.2 追加図面 1.7.1.3.2.1 原子炉の安全停止に必要な機器等を設置する火災区域又は火災区域外に設置する追加図面	b. 上記a. 項を除く火災区域又は火災区域外の火災感知設備の設計 火災感知設備のうち火災受信機は、作動した火災感知器を1つつ特定できるアナログ式の受信機とし、中央制御室において常時監視できる設計とする。												

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前	変更後	備考										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%; text-align: center;">設置許可申請書（本文）</th> <th style="width: 25%; text-align: center;">設置許可申請書（添付書類）該当事項</th> <th style="width: 25%; text-align: center;">設計及び工事計画 該当事項</th> <th style="width: 25%; text-align: center;">整合性</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1347 1404 2255 1759"> <p>火災区画又は火災区画で、火災発生時の煙の充満が、スプリンクラー、ハローン消火設備等の自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置する必要がある場合には、スプリンクラー、ハローン消火設備等の自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置し、消火を行う設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1347 1058 2255 1404"> <p>設置許可申請書（添付書類）該当事項 原子炉の安全確保に必要な機器等を設置する火災区画又は火災区画が、火災発生時に煙の充満が、スプリンクラー、ハローン消火設備等の自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備であるかを考慮して設計する。</p> <p>火災区画又は火災区画で、火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区画又は火災区画に設置する消火設備 火災発生時の煙の充満が、スプリンクラー、ハローン消火設備等の自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備であることを考慮して設計する。</p> </td> <td data-bbox="1347 653 2255 1058"> <p>火災区画又は火災区画で、火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区画又は火災区画に設置する消火設備 火災発生時の煙の充満が、スプリンクラー、ハローン消火設備等の自動消火設備であることを考慮して設計する。</p> <p>火災区画又は火災区画で、火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区画又は火災区画に設置する消火設備 火災発生時の煙の充満が、スプリンクラー、ハローン消火設備等の自動消火設備であることを考慮して設計する。</p> </td> <td data-bbox="1347 323 2255 653"> <p>設計及び工事計画の基 本設計方針（2）消火設備は、火災発生時の煙の充満が、スプリンクラー、ハローン消火設備等の自動消火設備であることを考慮して設計する。</p> </td> <td data-bbox="1347 323 2255 653"> <p>設計及び工事計画の基 本設計方針（2）消火設備は、火災発生時の煙の充満が、スプリンクラー、ハローン消火設備等の自動消火設備であることを考慮して設計する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類）該当事項	設計及び工事計画 該当事項	整合性	備考	<p>火災区画又は火災区画で、火災発生時の煙の充満が、スプリンクラー、ハローン消火設備等の自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置する必要がある場合には、スプリンクラー、ハローン消火設備等の自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置し、消火を行う設計とする。</p>	<p>設置許可申請書（添付書類）該当事項 原子炉の安全確保に必要な機器等を設置する火災区画又は火災区画が、火災発生時に煙の充満が、スプリンクラー、ハローン消火設備等の自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備であるかを考慮して設計する。</p> <p>火災区画又は火災区画で、火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区画又は火災区画に設置する消火設備 火災発生時の煙の充満が、スプリンクラー、ハローン消火設備等の自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備であることを考慮して設計する。</p>	<p>火災区画又は火災区画で、火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区画又は火災区画に設置する消火設備 火災発生時の煙の充満が、スプリンクラー、ハローン消火設備等の自動消火設備であることを考慮して設計する。</p> <p>火災区画又は火災区画で、火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区画又は火災区画に設置する消火設備 火災発生時の煙の充満が、スプリンクラー、ハローン消火設備等の自動消火設備であることを考慮して設計する。</p>	<p>設計及び工事計画の基 本設計方針（2）消火設備は、火災発生時の煙の充満が、スプリンクラー、ハローン消火設備等の自動消火設備であることを考慮して設計する。</p>	<p>設計及び工事計画の基 本設計方針（2）消火設備は、火災発生時の煙の充満が、スプリンクラー、ハローン消火設備等の自動消火設備であることを考慮して設計する。</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>
設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類）該当事項	設計及び工事計画 該当事項	整合性	備考								
<p>火災区画又は火災区画で、火災発生時の煙の充満が、スプリンクラー、ハローン消火設備等の自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置する必要がある場合には、スプリンクラー、ハローン消火設備等の自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置し、消火を行う設計とする。</p>	<p>設置許可申請書（添付書類）該当事項 原子炉の安全確保に必要な機器等を設置する火災区画又は火災区画が、火災発生時に煙の充満が、スプリンクラー、ハローン消火設備等の自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備であるかを考慮して設計する。</p> <p>火災区画又は火災区画で、火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区画又は火災区画に設置する消火設備 火災発生時の煙の充満が、スプリンクラー、ハローン消火設備等の自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備であることを考慮して設計する。</p>	<p>火災区画又は火災区画で、火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区画又は火災区画に設置する消火設備 火災発生時の煙の充満が、スプリンクラー、ハローン消火設備等の自動消火設備であることを考慮して設計する。</p> <p>火災区画又は火災区画で、火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区画又は火災区画に設置する消火設備 火災発生時の煙の充満が、スプリンクラー、ハローン消火設備等の自動消火設備であることを考慮して設計する。</p>	<p>設計及び工事計画の基 本設計方針（2）消火設備は、火災発生時の煙の充満が、スプリンクラー、ハローン消火設備等の自動消火設備であることを考慮して設計する。</p>	<p>設計及び工事計画の基 本設計方針（2）消火設備は、火災発生時の煙の充満が、スプリンクラー、ハローン消火設備等の自動消火設備であることを考慮して設計する。</p>								

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考															
<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>また、③原子炉の高圧化止及び低圧停止に係る警報機、承認及び監視相互の系統分断を行うための消火設備については、動作的機等の単一故障も考慮し系統分断に応じた黒立性を備えた設計とする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 1402 2249 1457">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1347 1050 2249 1402">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th data-bbox="1347 642 2249 1050">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1347 357 2249 642">整合性</th> <th data-bbox="1347 277 2249 357">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1371 1402 2249 1822"> <p>また、③原子炉の高圧化止及び低圧停止に係る警報機、承認及び監視相互の系統分断を行うための消火設備については、動作的機等の単一故障も考慮し系統分断に応じた黒立性を備えた設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1371 1050 2249 1402"> <p>1.7.1.3.2.4 系統分断に応じた黒立性の考慮</p> <p>原子炉の安全停止に必要な機器等のうち、火災防護対象機器等の系統分断を行うために設置するスプリンクラー、ハロン消火設備等の自動消火設備は、以下に示す方法により、系統分断に応じた黒立性を備える設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静的機器である消火配管、外部からの信号、動力を必要とし、静的機器であるスプリンクラーの予動作等を多重化する必要のない、静的機器の想定が必要であり、また、基準地震動で損傷しないよう設計するため、多重化しない。 ・動的機器であるスプリンクラーの予動作等を多重化すること、動的機器の単一故障を想定しても、両系列の火災防護対象機器等の消火設備が同時に機能を失わない設計とする。 ・火災防護対象機器等の系列ごとに消火設備を設置すること、動的機器であるハロン消火設備の容器弁等の単一故障を想定しても、両系列の火災防護対象機器等の消火設備が同時に機能を失わない設計とする。 <p>1.7.1.3.2.8 消火用水の最大放水量の確保</p> <p>消火用水供給源の水源である淡水タンク、地蔵等により淡水タンクが使用できない場合使用する消火水バックアップタンクは、スプリンクラーの最大放水量で、消火を2時間継続した際の水量(200m³)を確保する設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1371 642 2249 1050"> <p>(B) 系統分断に応じた黒立性</p> <p>③火災防護対象機器及び火災防護対象タンクの相互の系統分断を行うために設置する自動消火設備であるスプリンクラー、全滅ハロン消火設備、ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備、ケープトルトイ消火設備及びフロアケープトルトイ消火設備は、動作的機等の単一故障を想定したスプリンクラーの予動作等の多重化又は火災防護対象機器の系列ごとに消火設備を設置することによって、系統分断に応じた黒立性を有する設計とする。</p> <p>a. 消火設備の消火剤の容量</p> <p><中略></p> <p>消火用水供給源の水源である淡水タンク(1・2・3・4号機共用)(以下同じ)、地蔵等により淡水タンクが使用できない場合使用する消火水バックアップタンク(3・4号機共用)(以下同じ)は、スプリンクラーの最大放水量で、消火を2時間継続した際の水量(200m³)を確保する設計とする。</p> <p>屋内消火栓及び屋外消火栓の容量は、消防法施行令に基づき設計する。なお、遠隔放水装置については、屋内消火栓に要求される放水量以上の容量を確保するよう設計する。</p> <p>b. 消火設備の系統構成</p> <p>(c) 消火用水の確保供給</p> <p>火災発生時において、消火用水供給源は、所内用水系と共用しない運用により、消火を確保する設計とする。具体的には、水源である淡水タンク及び消火水バックアップタンクには、「a. 消火設備の消火剤の容量」に示す最大放水量に対して十分な容量を確保し、必要に応じて所内用水系を同種等の運用により、消火を確保する設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1371 357 2249 642"> <p>設計及び工事の計画の②は、設置許可申請書(本文)の②の内容を基本的に踏襲していることから整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の②は、設置許可申請書(本文)の②の内容を念頭に取り、整合している。</p> </td> <td data-bbox="1371 277 2249 357"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1371 1402 2249 1822"> <p>設置許可申請書(本文)</p> <p>所内用水系と共用しない消火を確保する設計並びに</p> </td> <td data-bbox="1371 1050 2249 1402"> <p>1.7.1.3.2.9 消火用水の確保供給</p> <p>火災発生時において、消火用水供給源は、所内用水系と共用しない運用により、消火を確保する設計とする。</p> <p><中略></p> </td> <td data-bbox="1371 642 2249 1050"> <p>屋内消火栓及び屋外消火栓の容量は、消防法施行令に基づき設計する。なお、遠隔放水装置については、屋内消火栓に要求される放水量以上の容量を確保するよう設計する。</p> </td> <td data-bbox="1371 357 2249 642"></td> <td data-bbox="1371 277 2249 357"></td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>また、③原子炉の高圧化止及び低圧停止に係る警報機、承認及び監視相互の系統分断を行うための消火設備については、動作的機等の単一故障も考慮し系統分断に応じた黒立性を備えた設計とする。</p>	<p>1.7.1.3.2.4 系統分断に応じた黒立性の考慮</p> <p>原子炉の安全停止に必要な機器等のうち、火災防護対象機器等の系統分断を行うために設置するスプリンクラー、ハロン消火設備等の自動消火設備は、以下に示す方法により、系統分断に応じた黒立性を備える設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静的機器である消火配管、外部からの信号、動力を必要とし、静的機器であるスプリンクラーの予動作等を多重化する必要のない、静的機器の想定が必要であり、また、基準地震動で損傷しないよう設計するため、多重化しない。 ・動的機器であるスプリンクラーの予動作等を多重化すること、動的機器の単一故障を想定しても、両系列の火災防護対象機器等の消火設備が同時に機能を失わない設計とする。 ・火災防護対象機器等の系列ごとに消火設備を設置すること、動的機器であるハロン消火設備の容器弁等の単一故障を想定しても、両系列の火災防護対象機器等の消火設備が同時に機能を失わない設計とする。 <p>1.7.1.3.2.8 消火用水の最大放水量の確保</p> <p>消火用水供給源の水源である淡水タンク、地蔵等により淡水タンクが使用できない場合使用する消火水バックアップタンクは、スプリンクラーの最大放水量で、消火を2時間継続した際の水量(200m³)を確保する設計とする。</p>	<p>(B) 系統分断に応じた黒立性</p> <p>③火災防護対象機器及び火災防護対象タンクの相互の系統分断を行うために設置する自動消火設備であるスプリンクラー、全滅ハロン消火設備、ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備、ケープトルトイ消火設備及びフロアケープトルトイ消火設備は、動作的機等の単一故障を想定したスプリンクラーの予動作等の多重化又は火災防護対象機器の系列ごとに消火設備を設置することによって、系統分断に応じた黒立性を有する設計とする。</p> <p>a. 消火設備の消火剤の容量</p> <p><中略></p> <p>消火用水供給源の水源である淡水タンク(1・2・3・4号機共用)(以下同じ)、地蔵等により淡水タンクが使用できない場合使用する消火水バックアップタンク(3・4号機共用)(以下同じ)は、スプリンクラーの最大放水量で、消火を2時間継続した際の水量(200m³)を確保する設計とする。</p> <p>屋内消火栓及び屋外消火栓の容量は、消防法施行令に基づき設計する。なお、遠隔放水装置については、屋内消火栓に要求される放水量以上の容量を確保するよう設計する。</p> <p>b. 消火設備の系統構成</p> <p>(c) 消火用水の確保供給</p> <p>火災発生時において、消火用水供給源は、所内用水系と共用しない運用により、消火を確保する設計とする。具体的には、水源である淡水タンク及び消火水バックアップタンクには、「a. 消火設備の消火剤の容量」に示す最大放水量に対して十分な容量を確保し、必要に応じて所内用水系を同種等の運用により、消火を確保する設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画の②は、設置許可申請書(本文)の②の内容を基本的に踏襲していることから整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の②は、設置許可申請書(本文)の②の内容を念頭に取り、整合している。</p>		<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>所内用水系と共用しない消火を確保する設計並びに</p>	<p>1.7.1.3.2.9 消火用水の確保供給</p> <p>火災発生時において、消火用水供給源は、所内用水系と共用しない運用により、消火を確保する設計とする。</p> <p><中略></p>	<p>屋内消火栓及び屋外消火栓の容量は、消防法施行令に基づき設計する。なお、遠隔放水装置については、屋内消火栓に要求される放水量以上の容量を確保するよう設計する。</p>			<p>記載の適正化</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考													
<p>また、③原子炉の高圧化止及び低圧停止に係る警報機、承認及び監視相互の系統分断を行うための消火設備については、動作的機等の単一故障も考慮し系統分断に応じた黒立性を備えた設計とする。</p>	<p>1.7.1.3.2.4 系統分断に応じた黒立性の考慮</p> <p>原子炉の安全停止に必要な機器等のうち、火災防護対象機器等の系統分断を行うために設置するスプリンクラー、ハロン消火設備等の自動消火設備は、以下に示す方法により、系統分断に応じた黒立性を備える設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静的機器である消火配管、外部からの信号、動力を必要とし、静的機器であるスプリンクラーの予動作等を多重化する必要のない、静的機器の想定が必要であり、また、基準地震動で損傷しないよう設計するため、多重化しない。 ・動的機器であるスプリンクラーの予動作等を多重化すること、動的機器の単一故障を想定しても、両系列の火災防護対象機器等の消火設備が同時に機能を失わない設計とする。 ・火災防護対象機器等の系列ごとに消火設備を設置すること、動的機器であるハロン消火設備の容器弁等の単一故障を想定しても、両系列の火災防護対象機器等の消火設備が同時に機能を失わない設計とする。 <p>1.7.1.3.2.8 消火用水の最大放水量の確保</p> <p>消火用水供給源の水源である淡水タンク、地蔵等により淡水タンクが使用できない場合使用する消火水バックアップタンクは、スプリンクラーの最大放水量で、消火を2時間継続した際の水量(200m³)を確保する設計とする。</p>	<p>(B) 系統分断に応じた黒立性</p> <p>③火災防護対象機器及び火災防護対象タンクの相互の系統分断を行うために設置する自動消火設備であるスプリンクラー、全滅ハロン消火設備、ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備、ケープトルトイ消火設備及びフロアケープトルトイ消火設備は、動作的機等の単一故障を想定したスプリンクラーの予動作等の多重化又は火災防護対象機器の系列ごとに消火設備を設置することによって、系統分断に応じた黒立性を有する設計とする。</p> <p>a. 消火設備の消火剤の容量</p> <p><中略></p> <p>消火用水供給源の水源である淡水タンク(1・2・3・4号機共用)(以下同じ)、地蔵等により淡水タンクが使用できない場合使用する消火水バックアップタンク(3・4号機共用)(以下同じ)は、スプリンクラーの最大放水量で、消火を2時間継続した際の水量(200m³)を確保する設計とする。</p> <p>屋内消火栓及び屋外消火栓の容量は、消防法施行令に基づき設計する。なお、遠隔放水装置については、屋内消火栓に要求される放水量以上の容量を確保するよう設計する。</p> <p>b. 消火設備の系統構成</p> <p>(c) 消火用水の確保供給</p> <p>火災発生時において、消火用水供給源は、所内用水系と共用しない運用により、消火を確保する設計とする。具体的には、水源である淡水タンク及び消火水バックアップタンクには、「a. 消火設備の消火剤の容量」に示す最大放水量に対して十分な容量を確保し、必要に応じて所内用水系を同種等の運用により、消火を確保する設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画の②は、設置許可申請書(本文)の②の内容を基本的に踏襲していることから整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の②は、設置許可申請書(本文)の②の内容を念頭に取り、整合している。</p>														
<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>所内用水系と共用しない消火を確保する設計並びに</p>	<p>1.7.1.3.2.9 消火用水の確保供給</p> <p>火災発生時において、消火用水供給源は、所内用水系と共用しない運用により、消火を確保する設計とする。</p> <p><中略></p>	<p>屋内消火栓及び屋外消火栓の容量は、消防法施行令に基づき設計する。なお、遠隔放水装置については、屋内消火栓に要求される放水量以上の容量を確保するよう設計する。</p>															

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>水源及び消防ポンプは多重性又は多根性又は多根性を有する設計とする。</p> <p>また、屋内、屋外の消防ポンプを考慮し、消防ポンプを配置する上において、</p> <p>移動式消防ポンプを配置する設計とする。</p>	<p>設置許可申請書(添付書類A)該当事項</p> <p>1.7.1.3.2.3 消防用水供給系の多重性又は多根性の考慮</p> <p>消防用水供給系の水源は、消防ポンプを2基設置し、多重性を有する設計とする。消防用水供給系の消防ポンプは、電動消防ポンプ、ディーゼル消防ポンプ、廃棄物集積ポンプを1台ずつ設置し、多重性を有する設計とする。</p> <p>また、地震等により消防ポンプが使用できない場合に備え、6基の消防ポンプを2台の消防ポンプバックアップポンプを1台ずつ設置し、多重性を有する設計とする。</p> <p>原子炉格納容器スプレイ設備は、格納容器スプレイポンプを2台設置する等、系統の多重性を有する設計とし、水源は、使用可能な場合に水源とする。また、地震等により消防ポンプが使用できない場合に備え、6基の消防ポンプバックアップポンプを2台の消防ポンプバックアップポンプを1台ずつ設置し、多重性を有する設計とする。</p> <p>また、燃料取扱用水ベットのレイアウトは、原子炉格納容器スプレイ設備により消防を行う時間を24時間以内であることから、単一設備を想定しない設計とする。</p> <p>1.7.1.3.2.12 消防水の配置</p> <p>安全機能を有する構造物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区域に設置する消防ポンプは、消防法施行令第11条(屋内消火栓設備に関する基準)及び第19条(屋外消火栓設備に関する基準)に準拠し、屋内は消火栓から半径5mの範囲、屋外は消火栓から半径40mの範囲における消火活動を考慮した設計とする。</p> <p>1.7.1.3.2.7 移動式消防ポンプの配置</p> <p>移動式消防ポンプは、使用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第83条に基づき、消火ポンプ等の設備を備え、行っている化学消防自動車1台を配置する設計とする。また、化学消防自動車1台が故障又は故障の場合に備え、予備を1台を配置する設計とする。</p> <p>1.7.1.3.2.6 消防水の性質に応じた消防水の容量</p> <p>消防ポンプに必要な消防水の容量は、消防法施行規則第10条、ハロン消防ポンプは、消防法施行規則第20条に基づき設計する。また、ケープルトレイ消防ポンプは、実証試験¹⁰⁾により消防性能が確認された消防ポンプ容量以上を確保するよう設計する。エアロゾル消防ポンプは、UL275(Fire Condensed Aerosol Extinguishing System Units)で要求された消防ポンプ容量</p>	<p>整合性</p> <p>b. 消防設備の系統構成</p> <p>(a) 消防用水供給系の多重性又は多根性</p> <p>消防用水供給系は、電動消防ポンプ(3・4号機共用)(以下同じ。)、ディーゼル消防ポンプ(1・2・3・4号機共用)(以下同じ。)、及び廃棄物集積ポンプ(1・2・3・4号機共用)(以下同じ。)の設置による多重性に備え、6基の消防ポンプを2台の消防ポンプバックアップポンプを1台ずつ設置し、多重性を有する設計とする。</p> <p>また、地震等により消防ポンプが使用できない場合に備え、2台の消防ポンプバックアップポンプを1台ずつ設置し、多重性を有する設計とする。</p> <p>原子炉格納容器スプレイ設備は、地震等により消防ポンプが使用できない場合に備え、2台の多重性を有する格納容器スプレイポンプ、1基の燃料取扱用水ベットのレイアウトは、原子炉格納容器スプレイ設備により消防を行う時間を24時間以内であることから、単一設備を想定しない設計とする。</p> <p>d. 消防設備の配置上の考慮</p> <p>(c) 消防水の配置</p> <p>火災区域に設置する消防ポンプは、消防法施行令第11条(屋内消火栓設備に関する基準)及び第19条(屋外消火栓設備に関する基準)に準拠し、屋内は消火栓から半径5mの範囲、屋外は消火栓から半径40mの範囲における消火活動を考慮した設計とする。</p> <p>8. その他</p> <p>(a) 移動式消防ポンプ(以下同じ。)</p> <p>移動式消防ポンプは、使用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第83条に基づき、消火ポンプ等の設備を備え、行っている化学消防自動車1台を配置する設計とする。また、化学消防自動車1台が故障又は故障の場合に備え、予備を1台を配置する設計とする。</p> <p>a. 消防設備の容量</p> <p>消防ポンプに必要な消防水の容量は、消防法施行規則第10条、ハロン消防ポンプは、消防法施行規則第20条に基づき設計する。また、ケープルトレイ消防ポンプは、実証試験¹⁰⁾により消防性能が確認された消防ポンプ容量以上を確保するよう設計する。エアロゾル消防ポンプは、UL275(Fire Condensed Aerosol Extinguishing System Units)で要求された消防ポンプ容量</p>

記載の適正化

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>管理区域で放出された場合、放射線物質を含むおそれのある排水の管理区域外への放出を防止する設計とする。</p> <p>③防火設備は、火災の火災等による直接的な影響、蒸気発生による二次的影響を受けず、火災が発生していない状況下において、系統及び機器に悪影響を及ぼさないよう設計し、</p> <p>1.7.1.3.2.14 管理区域外からの放射性物質の放出防止 管理区域外へ放出した排水は、放射性物質を含むおそれがある場合には、管理区域外への放出を防止するため、各フロアの目皿や配管により回収し、放射性廃棄物処理設備で処理する設計とする。</p> <p>1.7.1.3.2.5 火災に対する二次的影響の考慮 スプリンクラーは、煙度の上昇している箇所のみには放水する閉鎖型ヘッドを採用することで、火災の火災、熱による直接的な影響のみならず、煙、蒸気発生等の二次的影響が、火災が発生し発生していない安全機能を有する構造物、系統及び機器に及ぼさない設計とする。</p> <p>1.7.1.3.2.6 火災に対する二次的影響の考慮 ハロゲン消火設備、二酸化炭素消火設備は、電気絶縁性の高いガスを使用することで、火災の火災、熱による直接的な影響のみならず、煙、蒸気発生等の二次的影響が、火災が発生し発生していない安全機能を有する構造物、系統及び機器に及ぼさない設計とする。</p>	<p>設計及び工事計画 該当事項</p> <p>ロゾル消火設備の消火剤は、UL275(Ref. Condensed Aerosol Extinguishing System Units)で要求された消火剤濃度以上となる容量以上の消火剤に水を使用する水消火設備の容量の設計は、1.7.1.3.2.8 消火剤の最大放水量の確保、に示す。</p> <p>1.7.1.3.2.14 管理区域外からの放射性物質の放出防止 管理区域外へ放出した排水は、放射性物質を含むおそれがある場合には、管理区域外への放出を防止するため、各フロアの目皿や配管により回収し、放射性廃棄物処理設備で処理する設計とする。</p> <p>d. 防火設備の配置上の考慮 (b) 管理区域外からの放射性物質の放出防止 管理区域外へ放出した排水は、放射性物質を含むおそれがある場合には、管理区域外への放出を防止するため、各フロアの目皿や配管により回収し、放射性廃棄物処理設備で処理する設計とする。</p> <p>d. 防火設備の配置上の考慮 (a) 火災による二次的影響の考慮 ④スプリンクラーは、閉鎖型のスプリンクラーヘッドの採用、キューブトレイへのシールド対策により、火災が発生していない火災防壁、重要機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火災、熱による直接的な影響並びに煙、蒸気発生等の二次的影響を受けず、煙、蒸気発生等の二次的影響が、火災が発生し発生していない安全機能を有する構造物、系統及び機器に及ぼさない設計とする。</p> <p>④ハロゲン消火設備、二酸化炭素消火設備及びエアロゾル消火設備は、電気絶縁性の高いガスを使用することで、火災の火災、熱による直接的な影響のみならず、煙、蒸気発生等の二次的影響が、火災が発生し発生していない安全機能を有する構造物、系統及び機器に及ぼさない設計とする。</p> <p>④キューブトレイ消火設備、エアロゾル消火設備は、電気絶縁性の高い消火剤を採用、キューブトレイ内又は電気室内に消火剤を留める設計により、火災が発生していない火災防壁、重要機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火災、熱による直接的な影響並びに煙、蒸気発生等の二次的影響を受けず、煙、蒸気発生等の二次的影響が、火災が発生し発生していない安全機能を有する構造物、系統及び機器に及ぼさない設計とする。</p> <p>また、④消火設備のガスボンベ及び制御弁は、消防法施行規則第十九条、第二十条に基づき、消火対象空間には設置せず、火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないよう、ボンベに接続する安全弁等によりボンベの過圧を防止する設計とする。</p> <p>キューブトレイ消火設備、エアロゾル消火設備は、電気絶縁性の高い消火剤を採用するとともに、キューブトレイ内又は電気室内に消火剤を留めることで、火災の火災、熱による直接的な影響のみならず、煙、蒸気発生等の二次的影響が、火災が発生し発生していない安全機能を有する構造物、系統及び機器に及ぼさない設計とする。</p> <p>放射性廃棄物を貯蔵、処理する施設に使用する水噴霧消火設備及び遠隔放水装置は、放射性廃棄物の閉じ込め機能に影響を及ぼさない水を消火剤とすることで、火災の火災、熱による直接的な影響のみならず、煙、蒸気発生等の二次的影響が、火災が発生し発生しないよう、ボンベに接続する安全弁によりボンベの過圧を防止する設計とする。</p>	<p>整合性</p> <p>設計及び工事計画の計画は、設置許可申請書(本文)の設計及び工事計画の計画と整合性がある。また、設置許可申請書(本文)の設計及び工事計画の計画と整合性がある。</p> <p>④消火設備は、火災の火災等による直接的な影響、蒸気発生による二次的影響を受けず、火災が発生していない状況下において、系統及び機器に悪影響を及ぼさないよう設計し、</p> <p>1.7.1.3.2.14 管理区域外からの放射性物質の放出防止 管理区域外へ放出した排水は、放射性物質を含むおそれがある場合には、管理区域外への放出を防止するため、各フロアの目皿や配管により回収し、放射性廃棄物処理設備で処理する設計とする。</p> <p>d. 防火設備の配置上の考慮 (b) 管理区域外からの放射性物質の放出防止 管理区域外へ放出した排水は、放射性物質を含むおそれがある場合には、管理区域外への放出を防止するため、各フロアの目皿や配管により回収し、放射性廃棄物処理設備で処理する設計とする。</p> <p>d. 防火設備の配置上の考慮 (a) 火災による二次的影響の考慮 ④スプリンクラーは、閉鎖型のスプリンクラーヘッドの採用、キューブトレイへのシールド対策により、火災が発生していない火災防壁、重要機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火災、熱による直接的な影響並びに煙、蒸気発生等の二次的影響を受けず、煙、蒸気発生等の二次的影響が、火災が発生し発生していない安全機能を有する構造物、系統及び機器に及ぼさない設計とする。</p> <p>④ハロゲン消火設備、二酸化炭素消火設備及びエアロゾル消火設備は、電気絶縁性の高いガスを使用することで、火災の火災、熱による直接的な影響のみならず、煙、蒸気発生等の二次的影響が、火災が発生し発生していない安全機能を有する構造物、系統及び機器に及ぼさない設計とする。</p> <p>④キューブトレイ消火設備、エアロゾル消火設備は、電気絶縁性の高い消火剤を採用、キューブトレイ内又は電気室内に消火剤を留める設計により、火災が発生していない火災防壁、重要機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火災、熱による直接的な影響並びに煙、蒸気発生等の二次的影響を受けず、煙、蒸気発生等の二次的影響が、火災が発生し発生していない安全機能を有する構造物、系統及び機器に及ぼさない設計とする。</p> <p>また、④消火設備のガスボンベ及び制御弁は、消防法施行規則第十九条、第二十条に基づき、消火対象空間には設置せず、火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないよう、ボンベに接続する安全弁等によりボンベの過圧を防止する設計とする。</p> <p>キューブトレイ消火設備、エアロゾル消火設備は、電気絶縁性の高い消火剤を採用するとともに、キューブトレイ内又は電気室内に消火剤を留めることで、火災の火災、熱による直接的な影響のみならず、煙、蒸気発生等の二次的影響が、火災が発生し発生していない安全機能を有する構造物、系統及び機器に及ぼさない設計とする。</p> <p>放射性廃棄物を貯蔵、処理する施設に使用する水噴霧消火設備及び遠隔放水装置は、放射性廃棄物の閉じ込め機能に影響を及ぼさない水を消火剤とすることで、火災の火災、熱による直接的な影響のみならず、煙、蒸気発生等の二次的影響が、火災が発生し発生しないよう、ボンベに接続する安全弁によりボンベの過圧を防止する設計とする。</p>

記載の適正化

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>外部電源喪失時の電源確保を図るとともに、 1.7.1.3.2.11 消火設備の電源確保 動作に電源が必要な消火設備は、外部電源喪失時に主電源の動作に必要な電源が蓄電池により確保される設計とする。ただし、消火水バッキングアップポンプ及び原子炉格納容器スプレイ管備は、非常用電源から受電することで、外部電源喪失時にいても機能喪失しない設計とする。</p> <p>1.7.1.3.2.10 消火設備の故障警報 消火設備は、電源等の異常警報を中央制御室に受ける設計とする。故障警報については、「第10.5.1.1.1表 消火設備の主な故障警報」に示す。</p> <p>1.7.1.3.2.15 消火用の照度器具 建屋内の消火栓、消火設備現場等の設置場所及び設置場所への経路には、移動及び消火設備の操作を行うため、蓄電池を内蔵する照明を設置する火災区域又は火災区域の消火栓、消火設備現場、出入経路の照明の蓄電池は、ディーゼル発電機から給電できる設計とし、ディーゼル発電機から給電されるまでの容量を有するものとする。</p> <p>(c-4) 火災の影響軽減 火災の影響軽減については、①安全機能を有する構造物、系統及び機器の重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災区域の火災区域又は火災区域の火災区域における火災による影響を軽減するため。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>c. 消火設備の電源確保 ディーゼル消火ポンプは、外部電源喪失又は全交流動力電源喪失時にも起動できるように、蓄電池により電源が確保される設計とする。消火水バッキングアップポンプ及び原子炉格納容器スプレイ管備は、非常用電源又は代替電源から受電することで、外部電源喪失時に全交流動力電源喪失においても機能を失わない設計とする。</p> <p>スプリングラ、全棟ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備及び遠隔放水装置は、外部電源喪失又は全交流動力電源喪失時にも設備の動作に必要な電源が蓄電池により確保される設計とする。</p> <p>e. 消火設備の警報 (a) 消火設備の故障警報 ディーゼル消火ポンプ、電動消火ポンプ、産業用消火ポンプ、消火バッキングアップポンプ、全棟ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、スプリングラ、二酸化炭素消火設備、クーブルトレイ消火設備、エアゾール消火設備、水噴霧消火設備、フロアクーブル消火設備及び遠隔放水装置は、設備異常の故障警報を中央制御室又は[]に受ける設計とする。</p> <p>8. その他 (b) 消火用の照度器具 建屋内の消火栓、消火設備現場等の設置場所及び設置場所への経路には、移動及び消火設備の操作を行うため、30分以上の容量を有する蓄電池を内蔵する照明器具を設置する。</p> <p>1. 1. 3 火災の影響軽減 (1) 火災の影響軽減対策 火災の影響軽減対策の設計に当たり、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段を決定し、この手段に必要な①火災影響軽減対策及び火災影響軽減対策による影響を軽減するため。</p>	<p>整合性</p> <p>設計及び工事の計画の設計及び工事の計画の設計は、設置許可申請書(本文)の①を記載した上で、整合性を図る。</p> <p>記載の適正化</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1344 1402 2249 1455">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1344 1050 2249 1402">設置許可申請書(添付書類A)該当事項 軽微のための対策に示す「<u>火災の影響軽減のための対策を講じる</u> 設計とする。</th> <th data-bbox="1344 646 2249 1050">設計及び工事の計画 該当事項 火災が発生しても、原子炉を安全停止するためには、プロセスを監視しながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要であり、このためには、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段を、手動操作に期待してても、少なくとも1つ確保する必要がある。 このため、本取換対象機器等に対して、火災区域又は火災区域内の火災の影響軽減のための対策や隠蔽する火災区域又は火災区域における火災の影響を軽減するために、以下の対策を講じる。 a. 火災防護対象機器等の系統分離対策 中央制御盤及び原子炉格納容器内を除く火災防護対象機器等は、以下のいずれかの系統分離により、互いに相連する系列の系統分離を行う設計とする。 (a) 3時間以上の耐火能力を有する隔壁 火災防護対象機器等は、火災耐火試験により3時間以上の耐火能力を有する隔壁により、互いに相連する系列の系統分離を行う設計とする。 (b) 1時間耐火隔壁、水災感知設備及び自動消火設備 火災防護対象機器等は、想定される火災に対して1時間の耐火能力を有する隔壁の設置によって、互いに相連する系列の系統分離を行う設計とする。隔壁は、材料、寸法を設計するための火災耐火試験等により1時間の耐火性能を有する設計とする。 1時間耐火隔壁を全面に施工するケーブルトレイの上部には火災源を覆かない設計とし、ケーブルトレイの直下に火災源がある場合は、火災源の火災に伴う水たまりが、ケーブルトレイ上面まで達しない設計とする。 火災感知設備は、自動消火設備の起動/停止を考慮した感知器の動作により自動消火設備を動作させる設計とする。 自動消火設備は、(第10.5.1.3表 消火設備の構成仕様)に示すものを設置する。 (3) 1時間耐火隔壁等、水災感知設備及び自動消火設備 互いに相連する系列の火災防護対象機器等について、互いの系列間を分離する系列の系統分離による設計とする。 隔壁等は、火災耐火試験等により1時間の耐火性能を有する設計であることを確認する設計とする。 水災感知設備は、自動消火設備を動作させるために設置し、自動消火設備の起動/停止を考慮した感知器の動作により自動消火設備を動作させる設計とする。 自動消火設備は、(第10.5.1.3表 消火設備の構成仕様)に示すものを設置する。 又は1時間の耐火能力を有する隔壁等で互いの系列間を分離し、かつ、水災感知設備及び自動消火設備を設置する設計とする。 系統分離を行うために設置する消火設備は、系統分離に応じた独立性を有する設計とする。</th> <th data-bbox="1344 504 2249 646">整合性 火災が発生しても、原子炉を安全停止するためには、プロセスを監視しながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要であり、このためには、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段を、手動操作に期待してても、少なくとも1つ確保する必要がある。 このため、本取換対象機器等に対して、火災区域又は火災区域内の火災の影響軽減のための対策や隠蔽する火災区域又は火災区域における火災の影響を軽減するために、以下の対策を講じる。 a. 火災防護対象機器等の系統分離対策 中央制御盤及び原子炉格納容器内を除く火災防護対象機器等は、以下のいずれかの系統分離により、互いに相連する系列の系統分離を行う設計とする。 (a) 3時間以上の耐火能力を有する隔壁 火災防護対象機器等は、火災耐火試験により3時間以上の耐火能力を有する隔壁により、互いに相連する系列の系統分離を行う設計とする。 (b) 1時間耐火隔壁、水災感知設備及び自動消火設備 火災防護対象機器等は、想定される火災に対して1時間の耐火能力を有する隔壁の設置によって、互いに相連する系列の系統分離を行う設計とする。隔壁は、材料、寸法を設計するための火災耐火試験等により1時間の耐火性能を有する設計とする。 1時間耐火隔壁を全面に施工するケーブルトレイの上部には火災源を覆かない設計とし、ケーブルトレイの直下に火災源がある場合は、火災源の火災に伴う水たまりが、ケーブルトレイ上面まで達しない設計とする。 火災感知設備は、自動消火設備の起動/停止を考慮した感知器の動作により自動消火設備を動作させる設計とする。 自動消火設備は、(第10.5.1.3表 消火設備の構成仕様)に示すものを設置する。 (3) 1時間耐火隔壁等、水災感知設備及び自動消火設備 互いに相連する系列の火災防護対象機器等について、互いの系列間を分離する系列の系統分離による設計とする。 隔壁等は、火災耐火試験等により1時間の耐火性能を有する設計であることを確認する設計とする。 水災感知設備は、自動消火設備を動作させるために設置し、自動消火設備の起動/停止を考慮した感知器の動作により自動消火設備を動作させる設計とする。 自動消火設備は、(第10.5.1.3表 消火設備の構成仕様)に示すものを設置する。 又は1時間の耐火能力を有する隔壁等で互いの系列間を分離し、かつ、水災感知設備及び自動消火設備を設置する設計とする。 系統分離を行うために設置する消火設備は、系統分離に応じた独立性を有する設計とする。</th> <th data-bbox="1344 357 2249 504"></th> </tr> </thead></table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項 軽微のための対策に示す「 <u>火災の影響軽減のための対策を講じる</u> 設計とする。	設計及び工事の計画 該当事項 火災が発生しても、原子炉を安全停止するためには、プロセスを監視しながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要であり、このためには、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段を、手動操作に期待してても、少なくとも1つ確保する必要がある。 このため、本取換対象機器等に対して、火災区域又は火災区域内の火災の影響軽減のための対策や隠蔽する火災区域又は火災区域における火災の影響を軽減するために、以下の対策を講じる。 a. 火災防護対象機器等の系統分離対策 中央制御盤及び原子炉格納容器内を除く火災防護対象機器等は、以下のいずれかの系統分離により、互いに相連する系列の系統分離を行う設計とする。 (a) 3時間以上の耐火能力を有する隔壁 火災防護対象機器等は、火災耐火試験により3時間以上の耐火能力を有する隔壁により、互いに相連する系列の系統分離を行う設計とする。 (b) 1時間耐火隔壁、水災感知設備及び自動消火設備 火災防護対象機器等は、想定される火災に対して1時間の耐火能力を有する隔壁の設置によって、互いに相連する系列の系統分離を行う設計とする。隔壁は、材料、寸法を設計するための火災耐火試験等により1時間の耐火性能を有する設計とする。 1時間耐火隔壁を全面に施工するケーブルトレイの上部には火災源を覆かない設計とし、ケーブルトレイの直下に火災源がある場合は、火災源の火災に伴う水たまりが、ケーブルトレイ上面まで達しない設計とする。 火災感知設備は、自動消火設備の起動/停止を考慮した感知器の動作により自動消火設備を動作させる設計とする。 自動消火設備は、(第10.5.1.3表 消火設備の構成仕様)に示すものを設置する。 (3) 1時間耐火隔壁等、水災感知設備及び自動消火設備 互いに相連する系列の火災防護対象機器等について、互いの系列間を分離する系列の系統分離による設計とする。 隔壁等は、火災耐火試験等により1時間の耐火性能を有する設計であることを確認する設計とする。 水災感知設備は、自動消火設備を動作させるために設置し、自動消火設備の起動/停止を考慮した感知器の動作により自動消火設備を動作させる設計とする。 自動消火設備は、(第10.5.1.3表 消火設備の構成仕様)に示すものを設置する。 又は1時間の耐火能力を有する隔壁等で互いの系列間を分離し、かつ、水災感知設備及び自動消火設備を設置する設計とする。 系統分離を行うために設置する消火設備は、系統分離に応じた独立性を有する設計とする。	整合性 火災が発生しても、原子炉を安全停止するためには、プロセスを監視しながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要であり、このためには、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段を、手動操作に期待してても、少なくとも1つ確保する必要がある。 このため、本取換対象機器等に対して、火災区域又は火災区域内の火災の影響軽減のための対策や隠蔽する火災区域又は火災区域における火災の影響を軽減するために、以下の対策を講じる。 a. 火災防護対象機器等の系統分離対策 中央制御盤及び原子炉格納容器内を除く火災防護対象機器等は、以下のいずれかの系統分離により、互いに相連する系列の系統分離を行う設計とする。 (a) 3時間以上の耐火能力を有する隔壁 火災防護対象機器等は、火災耐火試験により3時間以上の耐火能力を有する隔壁により、互いに相連する系列の系統分離を行う設計とする。 (b) 1時間耐火隔壁、水災感知設備及び自動消火設備 火災防護対象機器等は、想定される火災に対して1時間の耐火能力を有する隔壁の設置によって、互いに相連する系列の系統分離を行う設計とする。隔壁は、材料、寸法を設計するための火災耐火試験等により1時間の耐火性能を有する設計とする。 1時間耐火隔壁を全面に施工するケーブルトレイの上部には火災源を覆かない設計とし、ケーブルトレイの直下に火災源がある場合は、火災源の火災に伴う水たまりが、ケーブルトレイ上面まで達しない設計とする。 火災感知設備は、自動消火設備の起動/停止を考慮した感知器の動作により自動消火設備を動作させる設計とする。 自動消火設備は、(第10.5.1.3表 消火設備の構成仕様)に示すものを設置する。 (3) 1時間耐火隔壁等、水災感知設備及び自動消火設備 互いに相連する系列の火災防護対象機器等について、互いの系列間を分離する系列の系統分離による設計とする。 隔壁等は、火災耐火試験等により1時間の耐火性能を有する設計であることを確認する設計とする。 水災感知設備は、自動消火設備を動作させるために設置し、自動消火設備の起動/停止を考慮した感知器の動作により自動消火設備を動作させる設計とする。 自動消火設備は、(第10.5.1.3表 消火設備の構成仕様)に示すものを設置する。 又は1時間の耐火能力を有する隔壁等で互いの系列間を分離し、かつ、水災感知設備及び自動消火設備を設置する設計とする。 系統分離を行うために設置する消火設備は、系統分離に応じた独立性を有する設計とする。		<p>記載の適正化</p> <p style="text-align: center;">- 03-添付1-e-23 -</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項 軽微のための対策に示す「 <u>火災の影響軽減のための対策を講じる</u> 設計とする。	設計及び工事の計画 該当事項 火災が発生しても、原子炉を安全停止するためには、プロセスを監視しながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要であり、このためには、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段を、手動操作に期待してても、少なくとも1つ確保する必要がある。 このため、本取換対象機器等に対して、火災区域又は火災区域内の火災の影響軽減のための対策や隠蔽する火災区域又は火災区域における火災の影響を軽減するために、以下の対策を講じる。 a. 火災防護対象機器等の系統分離対策 中央制御盤及び原子炉格納容器内を除く火災防護対象機器等は、以下のいずれかの系統分離により、互いに相連する系列の系統分離を行う設計とする。 (a) 3時間以上の耐火能力を有する隔壁 火災防護対象機器等は、火災耐火試験により3時間以上の耐火能力を有する隔壁により、互いに相連する系列の系統分離を行う設計とする。 (b) 1時間耐火隔壁、水災感知設備及び自動消火設備 火災防護対象機器等は、想定される火災に対して1時間の耐火能力を有する隔壁の設置によって、互いに相連する系列の系統分離を行う設計とする。隔壁は、材料、寸法を設計するための火災耐火試験等により1時間の耐火性能を有する設計とする。 1時間耐火隔壁を全面に施工するケーブルトレイの上部には火災源を覆かない設計とし、ケーブルトレイの直下に火災源がある場合は、火災源の火災に伴う水たまりが、ケーブルトレイ上面まで達しない設計とする。 火災感知設備は、自動消火設備の起動/停止を考慮した感知器の動作により自動消火設備を動作させる設計とする。 自動消火設備は、(第10.5.1.3表 消火設備の構成仕様)に示すものを設置する。 (3) 1時間耐火隔壁等、水災感知設備及び自動消火設備 互いに相連する系列の火災防護対象機器等について、互いの系列間を分離する系列の系統分離による設計とする。 隔壁等は、火災耐火試験等により1時間の耐火性能を有する設計であることを確認する設計とする。 水災感知設備は、自動消火設備を動作させるために設置し、自動消火設備の起動/停止を考慮した感知器の動作により自動消火設備を動作させる設計とする。 自動消火設備は、(第10.5.1.3表 消火設備の構成仕様)に示すものを設置する。 又は1時間の耐火能力を有する隔壁等で互いの系列間を分離し、かつ、水災感知設備及び自動消火設備を設置する設計とする。 系統分離を行うために設置する消火設備は、系統分離に応じた独立性を有する設計とする。	整合性 火災が発生しても、原子炉を安全停止するためには、プロセスを監視しながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要であり、このためには、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段を、手動操作に期待してても、少なくとも1つ確保する必要がある。 このため、本取換対象機器等に対して、火災区域又は火災区域内の火災の影響軽減のための対策や隠蔽する火災区域又は火災区域における火災の影響を軽減するために、以下の対策を講じる。 a. 火災防護対象機器等の系統分離対策 中央制御盤及び原子炉格納容器内を除く火災防護対象機器等は、以下のいずれかの系統分離により、互いに相連する系列の系統分離を行う設計とする。 (a) 3時間以上の耐火能力を有する隔壁 火災防護対象機器等は、火災耐火試験により3時間以上の耐火能力を有する隔壁により、互いに相連する系列の系統分離を行う設計とする。 (b) 1時間耐火隔壁、水災感知設備及び自動消火設備 火災防護対象機器等は、想定される火災に対して1時間の耐火能力を有する隔壁の設置によって、互いに相連する系列の系統分離を行う設計とする。隔壁は、材料、寸法を設計するための火災耐火試験等により1時間の耐火性能を有する設計とする。 1時間耐火隔壁を全面に施工するケーブルトレイの上部には火災源を覆かない設計とし、ケーブルトレイの直下に火災源がある場合は、火災源の火災に伴う水たまりが、ケーブルトレイ上面まで達しない設計とする。 火災感知設備は、自動消火設備の起動/停止を考慮した感知器の動作により自動消火設備を動作させる設計とする。 自動消火設備は、(第10.5.1.3表 消火設備の構成仕様)に示すものを設置する。 (3) 1時間耐火隔壁等、水災感知設備及び自動消火設備 互いに相連する系列の火災防護対象機器等について、互いの系列間を分離する系列の系統分離による設計とする。 隔壁等は、火災耐火試験等により1時間の耐火性能を有する設計であることを確認する設計とする。 水災感知設備は、自動消火設備を動作させるために設置し、自動消火設備の起動/停止を考慮した感知器の動作により自動消火設備を動作させる設計とする。 自動消火設備は、(第10.5.1.3表 消火設備の構成仕様)に示すものを設置する。 又は1時間の耐火能力を有する隔壁等で互いの系列間を分離し、かつ、水災感知設備及び自動消火設備を設置する設計とする。 系統分離を行うために設置する消火設備は、系統分離に応じた独立性を有する設計とする。				

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>設計許可申請書(本文)</p> <p>ただし、火災の影響軽減のための措置を講じる設計と同等の設計として、中央制御室内の火災初期警報発生装置に關しては、金属外装ケーブリング、線径ステンレス鋼の構造(1)等による分煙対策。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>1.7.1.4.1.3 中央制御室内に対する火災の影響軽減のための対策 <中略></p> <p>(1) 煙阻対策による系統分煙 中央制御室内の火災発生時に、火災が発生して近接する他の構成部品に火災の影響がないことを確認した実証試験の結果に基づき、以下に示す分煙対策を講じる設計とする。</p> <p>a. 線径ステンレス鋼は、厚さ2mmの鋼板製箱体で覆い、さらに、上下方向47mm、左右方向25mmの煙阻距離を確保する。 b. 箱内配線は、相連する系列の端子台間5mm以上、相連する系列のアフロン電線間5mm以上の煙阻距離を確保する。 c. 相連する系列間を分煙するための配線用バリアとしては、金属バリアによる煙阻又は煙阻距離5mmを確保した箱内配線ダクトとする。 d. ケーブルは、当該ケーブルに火災が発生しても延焼せず、また、周囲へ火災の影響を与えない金属外装ケーブリング、アフロン電線及び難燃ケーブリングを使用する。</p> <p>(2) 高感度煙感知器の設置による早期の火災感知 a. 中央制御室内にアナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。 b. 中央制御室内には、火災の早期感知を目的として、高感度煙感知器を設置する設計とする。</p> <p>(3) 常駐する運転員による早期の消火活動 a. 自動消火設備は設置しないが、中央制御室内に火災が発生しても、高感度煙感知器の作動により、常駐する運転員が早期に消火活動を行うことにより、相連する系列の火災防護対象機器等への火災の影響を防止できる設計とする。 b. 常駐する運転員が早期消火を図るために消火活動の手順を定め、訓練を実施する。 c. 消火設備は、電気機器へ影響を与えない二酸化炭素消火器を使用する。 d. 火災発生場所の特定が困難な場合も想定し、電気設備に影響を及ぼさない固定式のエアロゾル消火設備を設置する。</p> <p>高感度煙感知器の設置。</p> <p>常駐する運転員による消火活動並びにより、(1)上記設計と同程度はそれらを上回る設計とする。</p>	<p>整合性</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>b. 中央制御室内の火災の影響軽減のための措置 中央制御室内は、火災により中央制御室内の全長火を想定した場合に、原子炉を安全停止するために必要な手順を定めるとともに、以下に示す火災の影響軽減のための措置を講じる設計と同等の設計とする。 a. 以下に示す火災の影響軽減対策を行う設計とする。 系統分煙として、中央制御室内の構成部品に火災の影響がないことを確認した実証試験の結果に基づき、以下に示す分煙対策を講じる設計とする。 線径ステンレス鋼は、厚さ2mmの鋼板製箱体で覆い、さらに、上下方向47mm、左右方向25mmの煙阻距離を確保する。 箱内配線は、相連する系列の端子台間5mm以上、相連する系列のアフロン電線間5mm以上の煙阻距離を確保する。 相連する系列間を分煙するための配線用バリアとしては、金属バリアによる煙阻又は煙阻距離5mmを確保した箱内配線ダクトとする。 ケーブルは、当該ケーブルに火災が発生しても延焼せず、また、周囲へ火災の影響を与えない金属外装ケーブリング、アフロン電線及び難燃ケーブリングを使用する設計とする。</p> <p>中央制御室内は、中央制御室内に火災の早期感知を目的として、高感度煙感知器を設置し、</p> <p>また、常駐する運転員の早期消火活動に係る運用を定め、管理することによって、相連する系列の火災防護対象機器等に対する火災の影響軽減対策を行う。 火災発生場所の特定が困難な場合も想定し、手動操作による固定式消火設備であるエアロゾル消火設備を設置する設計とする。</p> <p>設置可能な設置(本文の(1)は、設計及び工事の計画(2)と同等)と同等に設置されることを要する。</p>

記載の適正化

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前	変更後	備考										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 359 1365 1759">設置許可申請書（本文）</th> <th data-bbox="1365 359 1383 1759">設置許可申請書（添付書類）該当事項</th> <th data-bbox="1383 359 1400 1759">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1400 359 1418 1759">整合性</th> <th data-bbox="1418 359 1436 1759">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1365 1409 1484 1759"> また、原子炉格納容器内の火災防護対象機器等に因しては、火災防護対象機器等への延焼を抑制する距離の確保、火災防護対象機器等に接触するおそれがある火災を感知する火災感知器の配置。 </td> <td data-bbox="1365 1050 1484 1409"> 設置許可申請書（添付書類）該当事項 1.7.1.4.1.4 原子炉格納容器内に対する火災の影響軽減のための処置 <中略> (1) 火災防護対象機器等への延焼を抑制する距離の確保及び火災防護対象機器等に接触するおそれがある火災を感知する火災感知器の配置 原子炉格納容器内の火災防護対象機器等は、蒸気発生部のループごとに対応すること、延焼を抑制する5.0m以上の距離を確保し、蒸気発生部を確保すること、蒸気発生部外に設置する火災感知器は火災防護対象機器等に接触するおそれがある機器又はケーブル上のレイの火災を感知する配置とする。 <中略> (2) 火災感知設備 設置する火災感知器は、アナログ式の熱感知器とアナログ式の熱感知器とする。ただし、原子炉格納容器ループ蒸気及び加圧器等に設置するアナログ式でない熱感知器は、念のため防燥型とする。 (3) 消火要員又は原子炉格納容器スプレイ設備による消火 a. 自動消火設備は設置しないが、消火要員が原子炉格納容器内へ進入可能な場合は、手順を定め、訓練を実施している消火要員により、消火器、消火栓を用いて早期に消火を行う設計とする。 b. 消火要員が原子炉格納容器内へ進入困難な場合は、中央制御室で自動機系可能な原子炉格納容器スプレイ設備を用いた消火活動を実施する設計とする。なお、1次冷却ポンプの上部は開口となっており、1次冷却材がシブに火災が発生した場合にも、原子炉格納容器スプレイ設備による消火は可能である。 <中略> 1.7.1.4.2 火災影響評価 火災の影響軽減のための対策を前提とし、設備等の設置状況と蒸気発生部を基礎に、原子炉格納容器内の火災による火災影響を考慮し、多重化による影響を考慮しても、多重化による影響が即時に機能する場合は、1.7.1.4.2.1 火災影響評価から1.7.1.4.2.3 隣接火災区域（区画）に火災の影響を及ぼす火災区域（区画）に対する火災影響評価を行う。 </td> <td data-bbox="1365 646 1400 1759"> e. 原子炉格納容器内の火災の影響軽減のための処置 原子炉格納容器内は、火災により原子炉格納容器内の動的機能の喪失を想定した場合、原子炉の安全停止に必要な手順を定めるとともに、a. に示す火災の影響軽減のための措置を講じる設計と取組の設計による。以下に示す火災の影響軽減対策を行う設計とする。 (a) 原子炉格納容器内の火災防護対象機器等は、蒸気発生部のループごとに対応すること、及び異なる原子炉格納容器間を隔てる設計と蒸気発生部を確保すること、蒸気発生部外に設置する火災感知器は火災防護対象機器等のうち火災防護対象ケーブルに於いては系列間に可燃物として機器又はケーブルトレイが設置されている箇所も存在すること、火災防護対象ケーブルを専用の電線管へ収納、感知器等の設置、並びに消火要員による早期の消火活動又は原子炉格納容器スプレイ設備を用いた消火活動を行う設計とする。 また、原子炉格納容器内に可燃物を設置しない運用とする。 (b) 原子炉格納容器内は、アナログ式の熱感知器とアナログ式の熱感知器とする。ただし、原子炉格納容器ループ蒸気及び加圧器等に設置するアナログ式でない熱感知器は、念のため防燥型とする。 (c) 相連する系系の火災防護対象機器等に対する火災の影響軽減対策を行うため、消火要員による早期の消火活動及び進入困難な場合の多重性を有する原子炉格納容器スプレイ設備を用いた手動による消火活動に係る運用を定める。 </td> <td data-bbox="1365 506 1400 1759"> 設置許可申請書（本文）の10は、設計及び工事の計画の図で記載してある必要はない。 </td> <td data-bbox="1400 359 1436 1759"></td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	また、原子炉格納容器内の火災防護対象機器等に因しては、火災防護対象機器等への延焼を抑制する距離の確保、火災防護対象機器等に接触するおそれがある火災を感知する火災感知器の配置。	設置許可申請書（添付書類）該当事項 1.7.1.4.1.4 原子炉格納容器内に対する火災の影響軽減のための処置 <中略> (1) 火災防護対象機器等への延焼を抑制する距離の確保及び火災防護対象機器等に接触するおそれがある火災を感知する火災感知器の配置 原子炉格納容器内の火災防護対象機器等は、蒸気発生部のループごとに対応すること、延焼を抑制する5.0m以上の距離を確保し、蒸気発生部を確保すること、蒸気発生部外に設置する火災感知器は火災防護対象機器等に接触するおそれがある機器又はケーブル上のレイの火災を感知する配置とする。 <中略> (2) 火災感知設備 設置する火災感知器は、アナログ式の熱感知器とアナログ式の熱感知器とする。ただし、原子炉格納容器ループ蒸気及び加圧器等に設置するアナログ式でない熱感知器は、念のため防燥型とする。 (3) 消火要員又は原子炉格納容器スプレイ設備による消火 a. 自動消火設備は設置しないが、消火要員が原子炉格納容器内へ進入可能な場合は、手順を定め、訓練を実施している消火要員により、消火器、消火栓を用いて早期に消火を行う設計とする。 b. 消火要員が原子炉格納容器内へ進入困難な場合は、中央制御室で自動機系可能な原子炉格納容器スプレイ設備を用いた消火活動を実施する設計とする。なお、1次冷却ポンプの上部は開口となっており、1次冷却材がシブに火災が発生した場合にも、原子炉格納容器スプレイ設備による消火は可能である。 <中略> 1.7.1.4.2 火災影響評価 火災の影響軽減のための対策を前提とし、設備等の設置状況と蒸気発生部を基礎に、原子炉格納容器内の火災による火災影響を考慮し、多重化による影響を考慮しても、多重化による影響が即時に機能する場合は、1.7.1.4.2.1 火災影響評価から1.7.1.4.2.3 隣接火災区域（区画）に火災の影響を及ぼす火災区域（区画）に対する火災影響評価を行う。	e. 原子炉格納容器内の火災の影響軽減のための処置 原子炉格納容器内は、火災により原子炉格納容器内の動的機能の喪失を想定した場合、原子炉の安全停止に必要な手順を定めるとともに、a. に示す火災の影響軽減のための措置を講じる設計と取組の設計による。以下に示す火災の影響軽減対策を行う設計とする。 (a) 原子炉格納容器内の火災防護対象機器等は、蒸気発生部のループごとに対応すること、及び異なる原子炉格納容器間を隔てる設計と蒸気発生部を確保すること、蒸気発生部外に設置する火災感知器は火災防護対象機器等のうち火災防護対象ケーブルに於いては系列間に可燃物として機器又はケーブルトレイが設置されている箇所も存在すること、火災防護対象ケーブルを専用の電線管へ収納、感知器等の設置、並びに消火要員による早期の消火活動又は原子炉格納容器スプレイ設備を用いた消火活動を行う設計とする。 また、原子炉格納容器内に可燃物を設置しない運用とする。 (b) 原子炉格納容器内は、アナログ式の熱感知器とアナログ式の熱感知器とする。ただし、原子炉格納容器ループ蒸気及び加圧器等に設置するアナログ式でない熱感知器は、念のため防燥型とする。 (c) 相連する系系の火災防護対象機器等に対する火災の影響軽減対策を行うため、消火要員による早期の消火活動及び進入困難な場合の多重性を有する原子炉格納容器スプレイ設備を用いた手動による消火活動に係る運用を定める。	設置許可申請書（本文）の10は、設計及び工事の計画の図で記載してある必要はない。		<p>記載の適正化</p>
設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考								
また、原子炉格納容器内の火災防護対象機器等に因しては、火災防護対象機器等への延焼を抑制する距離の確保、火災防護対象機器等に接触するおそれがある火災を感知する火災感知器の配置。	設置許可申請書（添付書類）該当事項 1.7.1.4.1.4 原子炉格納容器内に対する火災の影響軽減のための処置 <中略> (1) 火災防護対象機器等への延焼を抑制する距離の確保及び火災防護対象機器等に接触するおそれがある火災を感知する火災感知器の配置 原子炉格納容器内の火災防護対象機器等は、蒸気発生部のループごとに対応すること、延焼を抑制する5.0m以上の距離を確保し、蒸気発生部を確保すること、蒸気発生部外に設置する火災感知器は火災防護対象機器等に接触するおそれがある機器又はケーブル上のレイの火災を感知する配置とする。 <中略> (2) 火災感知設備 設置する火災感知器は、アナログ式の熱感知器とアナログ式の熱感知器とする。ただし、原子炉格納容器ループ蒸気及び加圧器等に設置するアナログ式でない熱感知器は、念のため防燥型とする。 (3) 消火要員又は原子炉格納容器スプレイ設備による消火 a. 自動消火設備は設置しないが、消火要員が原子炉格納容器内へ進入可能な場合は、手順を定め、訓練を実施している消火要員により、消火器、消火栓を用いて早期に消火を行う設計とする。 b. 消火要員が原子炉格納容器内へ進入困難な場合は、中央制御室で自動機系可能な原子炉格納容器スプレイ設備を用いた消火活動を実施する設計とする。なお、1次冷却ポンプの上部は開口となっており、1次冷却材がシブに火災が発生した場合にも、原子炉格納容器スプレイ設備による消火は可能である。 <中略> 1.7.1.4.2 火災影響評価 火災の影響軽減のための対策を前提とし、設備等の設置状況と蒸気発生部を基礎に、原子炉格納容器内の火災による火災影響を考慮し、多重化による影響を考慮しても、多重化による影響が即時に機能する場合は、1.7.1.4.2.1 火災影響評価から1.7.1.4.2.3 隣接火災区域（区画）に火災の影響を及ぼす火災区域（区画）に対する火災影響評価を行う。	e. 原子炉格納容器内の火災の影響軽減のための処置 原子炉格納容器内は、火災により原子炉格納容器内の動的機能の喪失を想定した場合、原子炉の安全停止に必要な手順を定めるとともに、a. に示す火災の影響軽減のための措置を講じる設計と取組の設計による。以下に示す火災の影響軽減対策を行う設計とする。 (a) 原子炉格納容器内の火災防護対象機器等は、蒸気発生部のループごとに対応すること、及び異なる原子炉格納容器間を隔てる設計と蒸気発生部を確保すること、蒸気発生部外に設置する火災感知器は火災防護対象機器等のうち火災防護対象ケーブルに於いては系列間に可燃物として機器又はケーブルトレイが設置されている箇所も存在すること、火災防護対象ケーブルを専用の電線管へ収納、感知器等の設置、並びに消火要員による早期の消火活動又は原子炉格納容器スプレイ設備を用いた消火活動を行う設計とする。 また、原子炉格納容器内に可燃物を設置しない運用とする。 (b) 原子炉格納容器内は、アナログ式の熱感知器とアナログ式の熱感知器とする。ただし、原子炉格納容器ループ蒸気及び加圧器等に設置するアナログ式でない熱感知器は、念のため防燥型とする。 (c) 相連する系系の火災防護対象機器等に対する火災の影響軽減対策を行うため、消火要員による早期の消火活動及び進入困難な場合の多重性を有する原子炉格納容器スプレイ設備を用いた手動による消火活動に係る運用を定める。	設置許可申請書（本文）の10は、設計及び工事の計画の図で記載してある必要はない。									

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1344 1407 1982 1459">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1344 1050 1982 1407">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th data-bbox="1344 646 1982 1050">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1344 357 1982 646">整合性</th> <th data-bbox="1344 279 1982 357">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1988 1407 2249 1831"> <p>また、原子炉施設内の火災によって運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した場合に、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮して、(1)異常状態を収束できる設計とし、火災影響評価にて確認する。</p> </td> <td data-bbox="1988 1050 2249 1407"> <p>また、内部火災により原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系、及び原子炉停止系の作動が要求される可能性のあるため、発電用軽水型原子炉施設(安全評価)に関する審査指針に基づき、運転時の異常な過渡変化と設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定し、(1)異常状態を収束できる設計とし、火災影響評価にて確認する。</p> </td> <td data-bbox="1988 646 2249 1050"> <p>等により、必要な場合には同評価を実施する。 火災影響評価の評価方法及び評価面については、運用を定める。イ、隣接する火災区域等に影響を与えない場合 当該火災区域等及び火災影響を受ける隣接火災区域等の2区域に対して火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。 ロ、隣接する火災区域等に影響を与えない場合 当該火災区域等の火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。 ハ、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計に対する評価 内部火災により原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系、原子炉停止系の作動を要求される運転時の異常な過渡変化と設計基準事故が発生する可能性があるため、発電用軽水型原子炉施設(安全評価)に関する審査指針に基づき、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に対し単一故障を想定しても、事象が収束して原子炉は支障なく低減停止に移行できることを確認する。 1. 1. 3 火災の影響軽減 (2) 原子炉の安全確保 a. 原子炉の安全停止対策 (a) 火災区域又は火災区域に設置される全機器の動的機能喪失を想定した設計 発電用原子炉施設内の火災により安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、当該火災区域又は火災区域に設置される全機器の動的機能喪失を想定しても、火災の影響軽減のための系統分離対策によって、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉を安全に停止できる設計とする。 (b) 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計 発電用原子炉施設内の火災に起因した運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に対し、発電用軽水型原子炉施設(安全評価)に関する審査指針に基づき、単一故障を想定して、(1)原子炉を収束できる設計とし、火災影響評価にて確認する。中火制御期間内の延滞時間内に対処操作を行うことを運用に定めることとし、中火制御の延滞を抑制するための措置を確保することによって、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を収束するために必要な機能が失われないよう設計する。</p> </td> <td data-bbox="1988 357 2249 646"> <p>設計及び工事の計画の整合性は、設置許可申請書(本文)の意見を具体的に評価していることから、整合性が高いと見られる。</p> </td> <td data-bbox="1988 279 2249 357"></td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>また、原子炉施設内の火災によって運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した場合に、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮して、(1)異常状態を収束できる設計とし、火災影響評価にて確認する。</p>	<p>また、内部火災により原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系、及び原子炉停止系の作動が要求される可能性のあるため、発電用軽水型原子炉施設(安全評価)に関する審査指針に基づき、運転時の異常な過渡変化と設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定し、(1)異常状態を収束できる設計とし、火災影響評価にて確認する。</p>	<p>等により、必要な場合には同評価を実施する。 火災影響評価の評価方法及び評価面については、運用を定める。イ、隣接する火災区域等に影響を与えない場合 当該火災区域等及び火災影響を受ける隣接火災区域等の2区域に対して火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。 ロ、隣接する火災区域等に影響を与えない場合 当該火災区域等の火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。 ハ、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計に対する評価 内部火災により原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系、原子炉停止系の作動を要求される運転時の異常な過渡変化と設計基準事故が発生する可能性があるため、発電用軽水型原子炉施設(安全評価)に関する審査指針に基づき、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に対し単一故障を想定しても、事象が収束して原子炉は支障なく低減停止に移行できることを確認する。 1. 1. 3 火災の影響軽減 (2) 原子炉の安全確保 a. 原子炉の安全停止対策 (a) 火災区域又は火災区域に設置される全機器の動的機能喪失を想定した設計 発電用原子炉施設内の火災により安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、当該火災区域又は火災区域に設置される全機器の動的機能喪失を想定しても、火災の影響軽減のための系統分離対策によって、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉を安全に停止できる設計とする。 (b) 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計 発電用原子炉施設内の火災に起因した運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に対し、発電用軽水型原子炉施設(安全評価)に関する審査指針に基づき、単一故障を想定して、(1)原子炉を収束できる設計とし、火災影響評価にて確認する。中火制御期間内の延滞時間内に対処操作を行うことを運用に定めることとし、中火制御の延滞を抑制するための措置を確保することによって、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を収束するために必要な機能が失われないよう設計する。</p>	<p>設計及び工事の計画の整合性は、設置許可申請書(本文)の意見を具体的に評価していることから、整合性が高いと見られる。</p>		<p>記載の適正化</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考								
<p>また、原子炉施設内の火災によって運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した場合に、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮して、(1)異常状態を収束できる設計とし、火災影響評価にて確認する。</p>	<p>また、内部火災により原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系、及び原子炉停止系の作動が要求される可能性のあるため、発電用軽水型原子炉施設(安全評価)に関する審査指針に基づき、運転時の異常な過渡変化と設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定し、(1)異常状態を収束できる設計とし、火災影響評価にて確認する。</p>	<p>等により、必要な場合には同評価を実施する。 火災影響評価の評価方法及び評価面については、運用を定める。イ、隣接する火災区域等に影響を与えない場合 当該火災区域等及び火災影響を受ける隣接火災区域等の2区域に対して火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。 ロ、隣接する火災区域等に影響を与えない場合 当該火災区域等の火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。 ハ、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計に対する評価 内部火災により原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系、原子炉停止系の作動を要求される運転時の異常な過渡変化と設計基準事故が発生する可能性があるため、発電用軽水型原子炉施設(安全評価)に関する審査指針に基づき、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に対し単一故障を想定しても、事象が収束して原子炉は支障なく低減停止に移行できることを確認する。 1. 1. 3 火災の影響軽減 (2) 原子炉の安全確保 a. 原子炉の安全停止対策 (a) 火災区域又は火災区域に設置される全機器の動的機能喪失を想定した設計 発電用原子炉施設内の火災により安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、当該火災区域又は火災区域に設置される全機器の動的機能喪失を想定しても、火災の影響軽減のための系統分離対策によって、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉を安全に停止できる設計とする。 (b) 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計 発電用原子炉施設内の火災に起因した運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に対し、発電用軽水型原子炉施設(安全評価)に関する審査指針に基づき、単一故障を想定して、(1)原子炉を収束できる設計とし、火災影響評価にて確認する。中火制御期間内の延滞時間内に対処操作を行うことを運用に定めることとし、中火制御の延滞を抑制するための措置を確保することによって、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を収束するために必要な機能が失われないよう設計する。</p>	<p>設計及び工事の計画の整合性は、設置許可申請書(本文)の意見を具体的に評価していることから、整合性が高いと見られる。</p>									

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考										
<p>③(レ6) その概 「(レ2) 水蒸気発生阻止」から「(レ3) 水蒸気の異常昇降の防止」及び「(レ4) 安全機能不全による異常挙動」の概略を、高圧及び中圧の各層の機能を考慮し、また水蒸気発生阻止を以下の通り記載する。</p> <p>1.7.1.6 その他 以下に示す水蒸気区域又は水蒸気区域は、それぞれの機能を考慮し、水蒸気発生阻止を考慮する。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1344 1402 2246 1451">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1344 1054 2246 1102">設置許可申請書(添付書類A) 該当事項</th> <th data-bbox="1344 648 2246 697">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1344 359 2246 407">整合性</th> <th data-bbox="1344 277 2246 325">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1368 1402 2246 1759"> <p>③(レ6) その概 「(レ2) 水蒸気発生阻止」から「(レ3) 水蒸気の異常昇降の防止」及び「(レ4) 安全機能不全による異常挙動」の概略を、高圧及び中圧の各層の機能を考慮し、また水蒸気発生阻止を以下の通り記載する。</p> <p>1.7.1.6 その他 以下に示す水蒸気区域又は水蒸気区域は、それぞれの機能を考慮し、水蒸気発生阻止を考慮する。</p> </td> <td data-bbox="1368 1054 2246 1402"> <p>1.7.1.6 その他 以下に示す水蒸気区域又は水蒸気区域は、それぞれの機能を考慮し、水蒸気発生阻止を考慮する。</p> </td> <td data-bbox="1368 648 2246 1054"> <p>01.1.1 水蒸気発生阻止 (1) 水蒸気の異常昇降の防止 <中略> 蒸気発生阻止の機能を、安全機能不全による異常挙動を抑制する。また、高圧及び中圧の各層の機能を考慮し、また水蒸気発生阻止を以下の通り記載する。</p> <p>1.7.1.6 その他 以下に示す水蒸気区域又は水蒸気区域は、それぞれの機能を考慮し、水蒸気発生阻止を考慮する。</p> </td> <td data-bbox="1368 359 2246 648"> <p>設置許可申請書(本文)の 図は、図2の計画(レ)の 図に記載されていること から、整合している。</p> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>③(レ6) その概 「(レ2) 水蒸気発生阻止」から「(レ3) 水蒸気の異常昇降の防止」及び「(レ4) 安全機能不全による異常挙動」の概略を、高圧及び中圧の各層の機能を考慮し、また水蒸気発生阻止を以下の通り記載する。</p> <p>1.7.1.6 その他 以下に示す水蒸気区域又は水蒸気区域は、それぞれの機能を考慮し、水蒸気発生阻止を考慮する。</p>	<p>1.7.1.6 その他 以下に示す水蒸気区域又は水蒸気区域は、それぞれの機能を考慮し、水蒸気発生阻止を考慮する。</p>	<p>01.1.1 水蒸気発生阻止 (1) 水蒸気の異常昇降の防止 <中略> 蒸気発生阻止の機能を、安全機能不全による異常挙動を抑制する。また、高圧及び中圧の各層の機能を考慮し、また水蒸気発生阻止を以下の通り記載する。</p> <p>1.7.1.6 その他 以下に示す水蒸気区域又は水蒸気区域は、それぞれの機能を考慮し、水蒸気発生阻止を考慮する。</p>	<p>設置許可申請書(本文)の 図は、図2の計画(レ)の 図に記載されていること から、整合している。</p>		<p>記載の適正化</p> <p style="text-align: right;">- 03-添1-1-e-27 -</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考								
<p>③(レ6) その概 「(レ2) 水蒸気発生阻止」から「(レ3) 水蒸気の異常昇降の防止」及び「(レ4) 安全機能不全による異常挙動」の概略を、高圧及び中圧の各層の機能を考慮し、また水蒸気発生阻止を以下の通り記載する。</p> <p>1.7.1.6 その他 以下に示す水蒸気区域又は水蒸気区域は、それぞれの機能を考慮し、水蒸気発生阻止を考慮する。</p>	<p>1.7.1.6 その他 以下に示す水蒸気区域又は水蒸気区域は、それぞれの機能を考慮し、水蒸気発生阻止を考慮する。</p>	<p>01.1.1 水蒸気発生阻止 (1) 水蒸気の異常昇降の防止 <中略> 蒸気発生阻止の機能を、安全機能不全による異常挙動を抑制する。また、高圧及び中圧の各層の機能を考慮し、また水蒸気発生阻止を以下の通り記載する。</p> <p>1.7.1.6 その他 以下に示す水蒸気区域又は水蒸気区域は、それぞれの機能を考慮し、水蒸気発生阻止を考慮する。</p>	<p>設置許可申請書(本文)の 図は、図2の計画(レ)の 図に記載されていること から、整合している。</p>									

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 1402 2000 1457">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1347 1050 2000 1125">設置許可申請書(添付書類八)該当事項</th> <th data-bbox="1347 646 2000 722">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1347 357 2000 432">整合性</th> <th data-bbox="1347 277 2000 352">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1347 1402 2000 1822"></td> <td data-bbox="1347 1050 2000 1822"></td> <td data-bbox="1347 646 2000 1822"> <p>d. 緊急時避難区域に対する水災の影響軽減のための対策 水災防護対策概要を記載する水災区域図に併せて、緊急時避難区域は、他の水災区域又は水災区域の水災の影響を軽減するために、別ゾーンを設置する。</p> <p>緊急時避難区域は、避難への放射線物質の放出を低減するために、避難時に緊急ゾーンを閉止し閉鎖できる設計とする。</p> <p>e. 漏れはる水災の影響軽減のための対策 運転員が監視する中央制御室は、建築基準法に準拠した容量の非常設備により、水災発生時の扉を閉鎖する設計とする。</p> <p>緊急ゾーンが密着するプロテクションは、自動車設備であるプロテクションゾーンと別設設備により水災発生時の扉が閉鎖される。よから、他の扉は必要である。</p> <p>f. 別ゾーンに対する水災の影響軽減のための対策 水災区域又は水災区域図に設置する別ゾーンは、別ゾーン内で発生するガス多量発生設備によるガス漏れ又はガス漏れにより発生するガス...</p> <p>1. 1. 4 設備の共用 消火設備の一部は、水災発生時において必要となる十分な容量の消火用を供給できる設備を設けるとともに、消火設備への2次的影響を考慮して消火対象と異なる場所に設置した上で共用としているが、共用により発電用原子炉施設の安全性を損わない設計とする。</p> <p>2. 主要対象設備 2. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対象施設 水災防護設備の対象となる主要な設備について、「表1 水災防護設備の主要設備リスト」に示す。</p> </td> <td data-bbox="1347 357 2000 432"></td> <td data-bbox="1347 277 2000 352"></td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考			<p>d. 緊急時避難区域に対する水災の影響軽減のための対策 水災防護対策概要を記載する水災区域図に併せて、緊急時避難区域は、他の水災区域又は水災区域の水災の影響を軽減するために、別ゾーンを設置する。</p> <p>緊急時避難区域は、避難への放射線物質の放出を低減するために、避難時に緊急ゾーンを閉止し閉鎖できる設計とする。</p> <p>e. 漏れはる水災の影響軽減のための対策 運転員が監視する中央制御室は、建築基準法に準拠した容量の非常設備により、水災発生時の扉を閉鎖する設計とする。</p> <p>緊急ゾーンが密着するプロテクションは、自動車設備であるプロテクションゾーンと別設設備により水災発生時の扉が閉鎖される。よから、他の扉は必要である。</p> <p>f. 別ゾーンに対する水災の影響軽減のための対策 水災区域又は水災区域図に設置する別ゾーンは、別ゾーン内で発生するガス多量発生設備によるガス漏れ又はガス漏れにより発生するガス...</p> <p>1. 1. 4 設備の共用 消火設備の一部は、水災発生時において必要となる十分な容量の消火用を供給できる設備を設けるとともに、消火設備への2次的影響を考慮して消火対象と異なる場所に設置した上で共用としているが、共用により発電用原子炉施設の安全性を損わない設計とする。</p> <p>2. 主要対象設備 2. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対象施設 水災防護設備の対象となる主要な設備について、「表1 水災防護設備の主要設備リスト」に示す。</p>			<p>記載の適正化</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考								
		<p>d. 緊急時避難区域に対する水災の影響軽減のための対策 水災防護対策概要を記載する水災区域図に併せて、緊急時避難区域は、他の水災区域又は水災区域の水災の影響を軽減するために、別ゾーンを設置する。</p> <p>緊急時避難区域は、避難への放射線物質の放出を低減するために、避難時に緊急ゾーンを閉止し閉鎖できる設計とする。</p> <p>e. 漏れはる水災の影響軽減のための対策 運転員が監視する中央制御室は、建築基準法に準拠した容量の非常設備により、水災発生時の扉を閉鎖する設計とする。</p> <p>緊急ゾーンが密着するプロテクションは、自動車設備であるプロテクションゾーンと別設設備により水災発生時の扉が閉鎖される。よから、他の扉は必要である。</p> <p>f. 別ゾーンに対する水災の影響軽減のための対策 水災区域又は水災区域図に設置する別ゾーンは、別ゾーン内で発生するガス多量発生設備によるガス漏れ又はガス漏れにより発生するガス...</p> <p>1. 1. 4 設備の共用 消火設備の一部は、水災発生時において必要となる十分な容量の消火用を供給できる設備を設けるとともに、消火設備への2次的影響を考慮して消火対象と異なる場所に設置した上で共用としているが、共用により発電用原子炉施設の安全性を損わない設計とする。</p> <p>2. 主要対象設備 2. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対象施設 水災防護設備の対象となる主要な設備について、「表1 水災防護設備の主要設備リスト」に示す。</p>										

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前		変更後		備考
<p>設置許可申請書（本文）</p> <p>b. 重大事故等対処施設（原子炉制御室、監視測定設備、緊急時対策所及び通信連絡を行うために必要な設備は、a. 設計基準対処施設に記載）</p> <p>(b) 火災による損傷の防止</p> <p>1.7.2.1 火災の発生防止対策</p> <p>火災の発生防止については、耐火性又は引火性物質に対して火災の発生防止対策を講じるほか、</p>	<p>設置許可申請書（添付書類八）該当事項</p> <p>1.7. 火災防護に関する基本方針</p> <p>1.7.2. 重大事故等対処施設の火災防護に関する基本方針</p> <p>1.7.2.1 火災の発生防止</p> <p>1.7.2.2 重大事故等対処施設の火災発生防止については、耐火性又は引火性物質に対して火災の発生防止対策を講じるほか、</p>	<p>設計及び工事計画 該当事項</p> <p>【火災防護設備】</p> <p>用語の定義は「発電用原子炉及びその附属施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則」、「発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及びこれらに定める「発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に関する審査基準（平成25年3月31日原子力規制委員会）（以下「火災防護審査基準」という。）による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含まないものとする。</p> <p>(基本設計方針)</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針</p> <p>1.1. 設計基準対処施設及び重大事故等対処施設</p> <p>1.1.1. 設計基準対処施設</p> <p>a. 火災の発生防止対策</p> <p>耐火性又は引火性物質に対する火災の発生防止設備は、火災区域又は火災区域に設置する消清油又は燃料油を内包する設備並びに水蒸気を内包する設備を対象とする。</p> <p>消清油又は燃料油を内包する設備は、溶接構造、バルブ構造の採用、オイルパン、ドレンリム、漏及回収装置の設置並びに液面の監視及び点検に上り、消清油又は燃料油の漏えいの早期検出、漏えい防止、拡大防止及び引火の対策を行う設計とし、消清油又は燃料油を内包する設備の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能が損なわれないよう、窓の設置又は開閉による配置上の考慮を行う設計とする。</p> <p>消清油又は燃料油を内包する設備がある火災区域又は火災区域は、空調機器による機械換気又は自然換気を行う設計とする。</p> <p>消清油又は燃料油を貯蔵する設備は、貯蔵量を一定時間の運転に必要な量にとどめる設計とする。</p> <p>水蒸気を内包する設備のうち気体燃焼物処理設備、体積制御タンク及びこれらに関連する配管、弁は、溶接構造、ベローズ又はダイヤグラムによって、漏えい防止、拡大防止及び引火の対策を行う設計とする。</p> <p>水蒸気を内包する設備である新電池、気体燃焼物処理設備、体積制御タンク</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p> <p>設置許可申請書（本文）</p> <p>1.7. (3)a. (c) 火災による損傷の防止」(P03-添1-1-p-1～p-2)及び「1.7. (3)b. (b) 火災による損傷の防止」(P03-添1-1-p-2a)ではS.A.について対比している。</p> <p>設計及び工事の計画の基礎となる設計方針「1.1. 設計基準対処施設及び重大事故等対処施設」(P03-添1-1-p-1～1-2)を再掲。</p>
<p>設置許可申請書（本文）</p> <p>b. 重大事故等対処施設（原子炉制御室、監視測定設備、緊急時対策所及び通信連絡を行うために必要な設備は、a. 設計基準対処施設に記載）</p> <p>(b) 火災による損傷の防止</p> <p>1.7.2.1 火災の発生防止対策</p> <p>火災の発生防止については、耐火性又は引火性物質に対して火災の発生防止対策を講じるほか、</p>	<p>設置許可申請書（添付書類八）該当事項</p> <p>1.7. 火災防護に関する基本方針</p> <p>1.7.2. 重大事故等対処施設の火災防護に関する基本方針</p> <p>1.7.2.1 火災の発生防止</p> <p>1.7.2.2 重大事故等対処施設の火災発生防止については、耐火性又は引火性物質に対して火災の発生防止対策を講じるほか、</p>	<p>設計及び工事計画 該当事項</p> <p>【火災防護設備】</p> <p>用語の定義は「発電用原子炉及びその附属施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則」、「発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及びこれらに定める「発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に関する審査基準（平成25年6月19日原子力規制委員会）（以下「火災防護審査基準」という。）による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含まないものとする。</p> <p>(基本設計方針)</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針</p> <p>1.1. 設計基準対処施設及び重大事故等対処施設</p> <p>1.1.1. 設計基準対処施設</p> <p>a. 火災の発生防止対策</p> <p>耐火性又は引火性物質に対する火災の発生防止設備は、火災区域又は火災区域に設置する消清油又は燃料油を内包する設備並びに水蒸気を内包する設備を対象とする。</p> <p>消清油又は燃料油を内包する設備は、溶接構造、バルブ構造の採用、オイルパン、ドレンリム、漏及回収装置の設置並びに液面の監視及び点検に上り、消清油又は燃料油の漏えいの早期検出、漏えい防止、拡大防止及び引火の対策を行う設計とし、消清油又は燃料油を内包する設備の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能が損なわれないよう、窓の設置又は開閉による配置上の考慮を行う設計とする。</p> <p>消清油又は燃料油を内包する設備がある火災区域又は火災区域は、空調機器による機械換気又は自然換気を行う設計とする。</p> <p>消清油又は燃料油を貯蔵する設備は、貯蔵量を一定時間の運転に必要な量にとどめる設計とする。</p> <p>水蒸気を内包する設備のうち気体燃焼物処理設備、体積制御タンク及びこれらに関連する配管、弁は、溶接構造、ベローズ又はダイヤグラムによって、漏えい防止、拡大防止及び引火の対策を行う設計とする。</p> <p>水蒸気を内包する設備である新電池、気体燃焼物処理設備、体積制御タンク</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p> <p>設置許可申請書（本文）</p> <p>1.7. (3)a. (c) 火災による損傷の防止」(P03-添1-1-p-1～1-2)及び「1.7. (3)b. (b) 火災による損傷の防止」(P03-添1-1-p-2a)ではS.A.について対比している。</p> <p>設計及び工事の計画の基礎となる設計方針「1.1. 設計基準対処施設及び重大事故等対処施設」(P03-添1-1-p-1,2)を再掲。</p>
<p>設置許可申請書（本文）</p> <p>b. 重大事故等対処施設（原子炉制御室、監視測定設備、緊急時対策所及び通信連絡を行うために必要な設備は、a. 設計基準対処施設に記載）</p> <p>(b) 火災による損傷の防止</p> <p>1.7.2.1 火災の発生防止対策</p> <p>火災の発生防止については、耐火性又は引火性物質に対して火災の発生防止対策を講じるほか、</p>	<p>設置許可申請書（添付書類八）該当事項</p> <p>1.7. 火災防護に関する基本方針</p> <p>1.7.2. 重大事故等対処施設の火災防護に関する基本方針</p> <p>1.7.2.1 火災の発生防止</p> <p>1.7.2.2 重大事故等対処施設の火災発生防止については、耐火性又は引火性物質に対して火災の発生防止対策を講じるほか、</p>	<p>設計及び工事計画 該当事項</p> <p>【火災防護設備】</p> <p>用語の定義は「発電用原子炉及びその附属施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則」、「発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及びこれらに定める「発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に関する審査基準（平成25年6月19日原子力規制委員会）（以下「火災防護審査基準」という。）による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含まないものとする。</p> <p>(基本設計方針)</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針</p> <p>1.1. 設計基準対処施設及び重大事故等対処施設</p> <p>1.1.1. 設計基準対処施設</p> <p>a. 火災の発生防止対策</p> <p>耐火性又は引火性物質に対する火災の発生防止設備は、火災区域又は火災区域に設置する消清油又は燃料油を内包する設備並びに水蒸気を内包する設備を対象とする。</p> <p>消清油又は燃料油を内包する設備は、溶接構造、バルブ構造の採用、オイルパン、ドレンリム、漏及回収装置の設置並びに液面の監視及び点検に上り、消清油又は燃料油の漏えいの早期検出、漏えい防止、拡大防止及び引火の対策を行う設計とし、消清油又は燃料油を内包する設備の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能が損なわれないよう、窓の設置又は開閉による配置上の考慮を行う設計とする。</p> <p>消清油又は燃料油を内包する設備がある火災区域又は火災区域は、空調機器による機械換気又は自然換気を行う設計とする。</p> <p>消清油又は燃料油を貯蔵する設備は、貯蔵量を一定時間の運転に必要な量にとどめる設計とする。</p> <p>水蒸気を内包する設備のうち気体燃焼物処理設備、体積制御タンク及びこれらに関連する配管、弁は、溶接構造、ベローズ又はダイヤグラムによって、漏えい防止、拡大防止及び引火の対策を行う設計とする。</p> <p>水蒸気を内包する設備である新電池、気体燃焼物処理設備、体積制御タンク</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p> <p>設置許可申請書（本文）</p> <p>1.7. (3)a. (c) 火災による損傷の防止」(P03-添1-1-p-1～1-2)及び「1.7. (3)b. (b) 火災による損傷の防止」(P03-添1-1-p-2a)ではS.A.について対比している。</p> <p>設計及び工事の計画の基礎となる設計方針「1.1. 設計基準対処施設及び重大事故等対処施設」(P03-添1-1-p-1,2)を再掲。</p>

記載の適正化
(頁番号の変更)

記載の適正化

記載の適正化
(次頁への記載内容繰り下がり)

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考	
<p>設計許可申請書(本文)</p> <p>①火災防護対策を講じる設計を行うに当たり、重大事故等対処施設を設ける区域を火災区域及び火災区域として設定する。</p> <p>②火災防護設備の設置に当たり、火災の発生防止、火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。</p> <p>(b-1) 基本事項</p> <p>(b-1-1) 火災区域及び火災区域の位置</p> <p>建屋①内の火災区域は、耐火壁により囲まれ他の区域と分離されている区域を、重大事故等対処施設と設計基準事故対処施設及び火災区域として設定する。</p> <p>②なお、「(3)(1)(c-1)」火災区域及び火災区域の位置については、火災の影響軽減の対策として設定する火災区域は、他の火災区域より分離する。</p> <p>屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、重大事故等対処施設を設ける区域を、重大事故等対処施設と設計基準事故対処施設の配置を考慮するとともに、延焼防止を考慮した管理を講じて設定する。</p>	<p>設計許可申請書(添付書類A) 該当事項</p> <p>火災防護対策を講じる設計を行うに当たり、重大事故等対処施設を設ける区域を火災区域及び火災区域として設定する。</p> <p>②火災防護設備の設置に当たり、火災の発生防止、火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。</p> <p>1.1.2.1.1 火災区域及び火災区域の位置</p> <p>1.1.2.1.1.1 火災区域及び火災区域の位置</p> <p>建屋①内の火災区域は、耐火壁により囲まれ他の区域と分離されている区域を、重大事故等対処施設と設計基準事故対処施設及び火災区域として設定する。</p> <p>②なお、「(3)(1)(c-1)」火災区域及び火災区域の位置については、火災の影響軽減の対策として設定する火災区域は、他の火災区域より分離する。</p> <p>屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、重大事故等対処施設を設ける区域を、重大事故等対処施設と設計基準事故対処施設の配置を考慮するとともに、延焼防止を考慮した管理を講じて設定する。</p> <p>火災区域域の位置については、火災の影響軽減の対策として必要となる火災区域は、他の火災区域より分離して火災防護対策を実施するために、重大事故等対処施設を設ける区域を、重大事故等対処施設と設計基準事故対処施設の配置を考慮するとともに、延焼防止を考慮した管理を講じた管理を行う。</p>	<p>整合性</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>火災防護対策を講じる設計を行うに当たり、重大事故等対処施設を設ける区域を火災区域及び火災区域として設定する。</p> <p>②火災防護設備の設置に当たり、火災の発生防止、火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。</p> <p>1.1.2.1.1 火災区域及び火災区域の位置</p> <p>1.1.2.1.1.1 火災区域及び火災区域の位置</p> <p>建屋①内の火災区域は、耐火壁により囲まれ他の区域と分離されている区域を、重大事故等対処施設と設計基準事故対処施設及び火災区域として設定する。</p> <p>②なお、「(3)(1)(c-1)」火災区域及び火災区域の位置については、火災の影響軽減の対策として必要となる火災区域は、他の火災区域より分離して火災防護対策を実施するために、重大事故等対処施設を設ける区域を、重大事故等対処施設と設計基準事故対処施設の配置を考慮するとともに、延焼防止を考慮した管理を行う。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>設置許可申請書（本文）</p> <p>また、火災区画は、建屋内及び火災区域を重大事故等対処設備と設計基準事故対処設備の配置に応じて分けて設定する。</p> <p>(b-2) 火災防護計画 「(5)(1)5.(c)1.3」火災防護計画に定める。</p>	<p>設置許可申請書（添付書類八）該当事項 として設定する。また、火災区域の境界付近においても可燃物を置かない管理を実施する。 <中略></p> <p>また、火災区画は、建屋内及び火災区域を重大事故等対処設備と設計基準事故対処設備の配置と考慮し、分けて設定する。</p> <p>1.7.2.1.2 火災による損傷の防止を行う重大事故等対処設備 重大事故等対処設備である常設重大事故等対処設備及び当該設備に使用しているケーブルを火災による損傷の防止を行う重大事故等対処設備とする。</p> <p>1.7.2.1.3 火災防護計画 「1.5.1.1.6.火災防護計画」の基本方針を適用する。</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針 1.1 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備 1.1.1 火災発生防止 1.1.1.1 火災の発生防止 重大事故等対処設備の火災発生防止については、火災区画又は引火性物質に対して火災の発生防止措置を講ずるほか、</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>火災区画は、建屋内及び火災区域を重大事故等対処設備と設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備の配置に応じて分けて設定する。</p> <p>設置する火災区域及び火災区画に対して、以下に示す火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設の火災防護上重要な機器室及び重大事故等対処設備は、火災の発生防止、火災の早期感知及び火災の早期消滅の3つの原則の概念に基づき、必要火災防護対策を講ずることを保安規定に従って、その他の設計基準事故対処設備、可燃物庫重大事故等対処設備、多層性貯蔵設備及びその他の発電用原子炉施設は、保安規定に規定に於ける火災防護対策を講ずることを実施、管理する。</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針 1.1 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備 1.1.1 火災発生防止 1.1.1.1 火災の発生防止 重大事故等対処設備の火災発生防止については、火災区画又は火災区域に設置する消火油又は引火性物質を内包する設備並びに水素を内包する設備を対象とする。</p> <p>消火油又は引火性物質を内包する設備は、溶接構造又はシーゲル構造の採用、オイルパン、ドレンリム、環状油回収装置の設置並びに設備の監視及び点検による潤滑油、燃焼油の漏えいの早期検知によって、漏えい防止、拡大防止及び初期の対応を行う設計とし、消火油又は燃焼油を内包する設備の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対する機能が損なわれないよう、壁の設置又は扉扉による火災区画又は火災区域は、空調機</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="252 1402 1151 1759">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="252 1050 1151 1402">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th data-bbox="252 646 1151 1050">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="252 357 1151 646">整合性</th> <th data-bbox="252 273 1151 357">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="474 1501 1083 1759">可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策。</td> <td data-bbox="474 1134 1083 1402">可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策。</td> <td data-bbox="474 646 1083 1050">及びこれに関連する配管、弁の火災により、発電用原子炉施設的安全機能及び重大事故等に対処する機能は損傷しないよう、壁の設置による配置上の考慮を行う設計とし、本素を内包する設備を設置する火災区域又は火災区画は、多重化した空調機器による機械換気を行い、本素濃度を燃焼限界濃度未満とするよう設計する。</td> <td data-bbox="474 357 1083 646">設計及び工事の計画の基 本設計方針「1.火災の発生防止対策」は「00-添1-1-a-2.3」を準拠。</td> <td data-bbox="474 273 1083 357"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="652 1648 905 1759">蒸気源への対策。</td> <td data-bbox="652 1270 905 1402">蒸気源への対策。</td> <td data-bbox="652 646 1083 1050">火災の発生防止のため、可燃性の蒸気に対する対策として、火災区域又は火災区画において有機溶剤を使用する場合は、使用する作業場所の局所排気を行うとともに、機械換気によって、有機溶剤の滞留を防止すること及び引火点の高い有機溶剤又は燃料油は燃料油を使用する運用とする。</td> <td data-bbox="652 357 1083 646">設計及び工事の計画の基 本設計方針「1.火災の発生防止対策」は「00-添1-1-a-2.3」を準拠。</td> <td data-bbox="652 273 1083 357"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="845 1627 1083 1759">本素に対する蒸気及び</td> <td data-bbox="845 1249 1083 1402">本素に対する蒸気及び</td> <td data-bbox="845 646 1083 1050">a. 火災の発生防止対策 本素を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、体積制御タンク及びこれに関連する配管、弁の火災により、発電用原子炉施設的安全機能及び重大事故等に対処する機能は損傷しないよう、壁の設置による配置上の考慮を行う設計とし、本素を内包する設備を設置する火災区域又は火災区画は、多重化した空調機器による機械換気を行い、本素濃度を燃焼限界濃度未満とするよう設計する。</td> <td data-bbox="845 357 1083 646">設計及び工事の計画の基 本設計方針「1.火災の発生防止対策」は「00-添1-1-a-2.3」を準拠。</td> <td data-bbox="845 273 1083 357"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1053 1648 1083 1759">漏えい・検知対策。</td> <td data-bbox="1053 1050 1083 1402">漏えい・検知対策、放射線分等により発生する本素の蓄積防止対策並びに</td> <td data-bbox="1053 646 1083 1050">火災の発生防止における蒸気源への検知は、蓄電池室及び体積制御タンク室に本素濃度検知器を設置し、本素の燃焼限界濃度の40%以下の濃度にて中央制御室又は警告警報を発生する設計とする。</td> <td data-bbox="1053 357 1083 646">設計及び工事の計画の基 本設計方針「1.火災の発生防止対策」は「00-添1-1-a-2.3」を準拠。</td> <td data-bbox="1053 273 1083 357"></td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策。	可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策。	及びこれに関連する配管、弁の火災により、発電用原子炉施設的安全機能及び重大事故等に対処する機能は損傷しないよう、壁の設置による配置上の考慮を行う設計とし、本素を内包する設備を設置する火災区域又は火災区画は、多重化した空調機器による機械換気を行い、本素濃度を燃焼限界濃度未満とするよう設計する。	設計及び工事の計画の基 本設計方針「1.火災の発生防止対策」は「00-添1-1-a-2.3」を準拠。		蒸気源への対策。	蒸気源への対策。	火災の発生防止のため、可燃性の蒸気に対する対策として、火災区域又は火災区画において有機溶剤を使用する場合は、使用する作業場所の局所排気を行うとともに、機械換気によって、有機溶剤の滞留を防止すること及び引火点の高い有機溶剤又は燃料油は燃料油を使用する運用とする。	設計及び工事の計画の基 本設計方針「1.火災の発生防止対策」は「00-添1-1-a-2.3」を準拠。		本素に対する蒸気及び	本素に対する蒸気及び	a. 火災の発生防止対策 本素を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、体積制御タンク及びこれに関連する配管、弁の火災により、発電用原子炉施設的安全機能及び重大事故等に対処する機能は損傷しないよう、壁の設置による配置上の考慮を行う設計とし、本素を内包する設備を設置する火災区域又は火災区画は、多重化した空調機器による機械換気を行い、本素濃度を燃焼限界濃度未満とするよう設計する。	設計及び工事の計画の基 本設計方針「1.火災の発生防止対策」は「00-添1-1-a-2.3」を準拠。		漏えい・検知対策。	漏えい・検知対策、放射線分等により発生する本素の蓄積防止対策並びに	火災の発生防止における蒸気源への検知は、蓄電池室及び体積制御タンク室に本素濃度検知器を設置し、本素の燃焼限界濃度の40%以下の濃度にて中央制御室又は警告警報を発生する設計とする。	設計及び工事の計画の基 本設計方針「1.火災の発生防止対策」は「00-添1-1-a-2.3」を準拠。		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1350 1402 2249 1759">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1350 1050 2249 1402">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th data-bbox="1350 646 2249 1050">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1350 357 2249 646">整合性</th> <th data-bbox="1350 273 2249 357">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1751 1501 2359 1759">可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策。</td> <td data-bbox="1751 1134 2359 1402">可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策。</td> <td data-bbox="1751 646 2359 1050">器による機械換気又は自然換気を行う設計とする。 有機溶剤又は燃料油を貯蔵する設備は、貯蔵量を一定時間の運転に必要な量にとどめる設計とする。 本素を内包する設備のうち気体廃棄物処理設備、体積制御タンク及びこれに関連する配管、弁は、溶接構造、ペネトレーション又はタイアラムによって、漏えい・切止、耐火防止及び防熱の対策を行う設計とする。 本素を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、体積制御タンク及びこれに関連する配管、弁の火災により、発電用原子炉施設的安全機能及び重大事故等に対処する機能は損傷しないよう、壁の設置による配置上の考慮を行う設計とし、本素を内包する設備を設置する火災区域又は火災区画は、多重化した空調機器による機械換気を行い、本素濃度を燃焼限界濃度未満とするよう設計する。</td> <td data-bbox="1751 357 2359 646">設計及び工事の計画の基 本設計方針「1.火災の発生防止対策」は「00-添1-1-a-2.3」を準拠。</td> <td data-bbox="1751 273 2359 357"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1929 1648 2181 1759">蒸気源への対策。</td> <td data-bbox="1929 1270 2181 1402">蒸気源への対策。</td> <td data-bbox="1929 646 2359 1050">火災の発生防止のため、可燃性の蒸気に対する対策として、火災区域又は火災区画において有機溶剤を使用する場合は、使用する作業場所の局所排気を行うとともに、機械換気によって、有機溶剤の滞留を防止すること及び引火点の高い有機溶剤又は燃料油は燃料油を使用する運用とする。</td> <td data-bbox="1929 357 2359 646">設計及び工事の計画の基 本設計方針「1.火災の発生防止対策」は「00-添1-1-a-2.3」を準拠。</td> <td data-bbox="1929 273 2359 357"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="2107 1627 2359 1759">本素に対する蒸気及び</td> <td data-bbox="2107 1249 2359 1402">本素に対する蒸気及び</td> <td data-bbox="2107 646 2359 1050">(1) 火災の発生防止対策 本素を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、体積制御タンク及びこれに関連する配管、弁の火災により、発電用原子炉施設的安全機能及び重大事故等に対処する機能は損傷しないよう、壁の設置による配置上の考慮を行う設計とし、本素を内包する設備を設置する火災区域又は火災区画は、多重化した空調機器による機械換気を行い、本素濃度を燃焼限界濃度未満とするよう設計する。</td> <td data-bbox="2107 357 2359 646">設計及び工事の計画の基 本設計方針「1.火災の発生防止対策」は「00-添1-1-a-2.3」を準拠。</td> <td data-bbox="2107 273 2359 357"></td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策。	可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策。	器による機械換気又は自然換気を行う設計とする。 有機溶剤又は燃料油を貯蔵する設備は、貯蔵量を一定時間の運転に必要な量にとどめる設計とする。 本素を内包する設備のうち気体廃棄物処理設備、体積制御タンク及びこれに関連する配管、弁は、溶接構造、ペネトレーション又はタイアラムによって、漏えい・切止、耐火防止及び防熱の対策を行う設計とする。 本素を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、体積制御タンク及びこれに関連する配管、弁の火災により、発電用原子炉施設的安全機能及び重大事故等に対処する機能は損傷しないよう、壁の設置による配置上の考慮を行う設計とし、本素を内包する設備を設置する火災区域又は火災区画は、多重化した空調機器による機械換気を行い、本素濃度を燃焼限界濃度未満とするよう設計する。	設計及び工事の計画の基 本設計方針「1.火災の発生防止対策」は「00-添1-1-a-2.3」を準拠。		蒸気源への対策。	蒸気源への対策。	火災の発生防止のため、可燃性の蒸気に対する対策として、火災区域又は火災区画において有機溶剤を使用する場合は、使用する作業場所の局所排気を行うとともに、機械換気によって、有機溶剤の滞留を防止すること及び引火点の高い有機溶剤又は燃料油は燃料油を使用する運用とする。	設計及び工事の計画の基 本設計方針「1.火災の発生防止対策」は「00-添1-1-a-2.3」を準拠。		本素に対する蒸気及び	本素に対する蒸気及び	(1) 火災の発生防止対策 本素を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、体積制御タンク及びこれに関連する配管、弁の火災により、発電用原子炉施設的安全機能及び重大事故等に対処する機能は損傷しないよう、壁の設置による配置上の考慮を行う設計とし、本素を内包する設備を設置する火災区域又は火災区画は、多重化した空調機器による機械換気を行い、本素濃度を燃焼限界濃度未満とするよう設計する。	設計及び工事の計画の基 本設計方針「1.火災の発生防止対策」は「00-添1-1-a-2.3」を準拠。		<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																																											
可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策。	可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策。	及びこれに関連する配管、弁の火災により、発電用原子炉施設的安全機能及び重大事故等に対処する機能は損傷しないよう、壁の設置による配置上の考慮を行う設計とし、本素を内包する設備を設置する火災区域又は火災区画は、多重化した空調機器による機械換気を行い、本素濃度を燃焼限界濃度未満とするよう設計する。	設計及び工事の計画の基 本設計方針「1.火災の発生防止対策」は「00-添1-1-a-2.3」を準拠。																																												
蒸気源への対策。	蒸気源への対策。	火災の発生防止のため、可燃性の蒸気に対する対策として、火災区域又は火災区画において有機溶剤を使用する場合は、使用する作業場所の局所排気を行うとともに、機械換気によって、有機溶剤の滞留を防止すること及び引火点の高い有機溶剤又は燃料油は燃料油を使用する運用とする。	設計及び工事の計画の基 本設計方針「1.火災の発生防止対策」は「00-添1-1-a-2.3」を準拠。																																												
本素に対する蒸気及び	本素に対する蒸気及び	a. 火災の発生防止対策 本素を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、体積制御タンク及びこれに関連する配管、弁の火災により、発電用原子炉施設的安全機能及び重大事故等に対処する機能は損傷しないよう、壁の設置による配置上の考慮を行う設計とし、本素を内包する設備を設置する火災区域又は火災区画は、多重化した空調機器による機械換気を行い、本素濃度を燃焼限界濃度未満とするよう設計する。	設計及び工事の計画の基 本設計方針「1.火災の発生防止対策」は「00-添1-1-a-2.3」を準拠。																																												
漏えい・検知対策。	漏えい・検知対策、放射線分等により発生する本素の蓄積防止対策並びに	火災の発生防止における蒸気源への検知は、蓄電池室及び体積制御タンク室に本素濃度検知器を設置し、本素の燃焼限界濃度の40%以下の濃度にて中央制御室又は警告警報を発生する設計とする。	設計及び工事の計画の基 本設計方針「1.火災の発生防止対策」は「00-添1-1-a-2.3」を準拠。																																												
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																																											
可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策。	可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策。	器による機械換気又は自然換気を行う設計とする。 有機溶剤又は燃料油を貯蔵する設備は、貯蔵量を一定時間の運転に必要な量にとどめる設計とする。 本素を内包する設備のうち気体廃棄物処理設備、体積制御タンク及びこれに関連する配管、弁は、溶接構造、ペネトレーション又はタイアラムによって、漏えい・切止、耐火防止及び防熱の対策を行う設計とする。 本素を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、体積制御タンク及びこれに関連する配管、弁の火災により、発電用原子炉施設的安全機能及び重大事故等に対処する機能は損傷しないよう、壁の設置による配置上の考慮を行う設計とし、本素を内包する設備を設置する火災区域又は火災区画は、多重化した空調機器による機械換気を行い、本素濃度を燃焼限界濃度未満とするよう設計する。	設計及び工事の計画の基 本設計方針「1.火災の発生防止対策」は「00-添1-1-a-2.3」を準拠。																																												
蒸気源への対策。	蒸気源への対策。	火災の発生防止のため、可燃性の蒸気に対する対策として、火災区域又は火災区画において有機溶剤を使用する場合は、使用する作業場所の局所排気を行うとともに、機械換気によって、有機溶剤の滞留を防止すること及び引火点の高い有機溶剤又は燃料油は燃料油を使用する運用とする。	設計及び工事の計画の基 本設計方針「1.火災の発生防止対策」は「00-添1-1-a-2.3」を準拠。																																												
本素に対する蒸気及び	本素に対する蒸気及び	(1) 火災の発生防止対策 本素を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、体積制御タンク及びこれに関連する配管、弁の火災により、発電用原子炉施設的安全機能及び重大事故等に対処する機能は損傷しないよう、壁の設置による配置上の考慮を行う設計とし、本素を内包する設備を設置する火災区域又は火災区画は、多重化した空調機器による機械換気を行い、本素濃度を燃焼限界濃度未満とするよう設計する。	設計及び工事の計画の基 本設計方針「1.火災の発生防止対策」は「00-添1-1-a-2.3」を準拠。																																												

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前			変更後			備考
<p>設置許可申請書（本文）</p> <p>重ガス系の過熱度による過熱及び焼損の防止対策等を講じる設計とする。</p> <p>なお、放射線分解等により発生する水素の蓄積防止は、水素や酸素の濃度を高い状態で循環及び燃焼することを防止する設計とする。</p> <p><中略></p>	<p>設置許可申請書（添付書類A）該当事項</p> <p>重ガス系の過熱度による過熱及び焼損の防止対策等を講じた設計とし、具体的な設計を「1.7.2.2.1.1 気水性又は引火性物質」から「1.7.2.2.1.6 過電流による過熱防止対策」に示す。</p> <p>水素に対する換気及び燃えいれ知対象、放射線分解等により発生する水素の蓄積防止対策並びに</p> <p><中略></p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の重ガス系統は、保護用電源、遮断器によって故障回路を早期に遮断し、過電流による過熱及び焼損を防止する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>火災の発生防止のため、加圧器以外の1次冷却材系統は高圧水の1相流とし、また、加圧器内も運転中は常に1次冷却材と蒸気を平衡状態とすることで、放射線分解により発生する水素や酸素の濃度を高い状態で循環、蒸留し、蒸留タンク内に貯留し、重ガス事故時の原子炉格納容器内及びアンチユアスの水素については、重大事故等対処施設にて、蓄積防止対策を行う設計とする。</p>	<p>設置許可申請書（本文）</p> <p>重ガス系の過熱度による過熱及び焼損の防止対策等を講じる設計とする。</p> <p>なお、放射線分解等により発生する水素の蓄積防止は、水素や酸素の濃度を高い状態で循環及び燃焼することを防止する設計とする。</p> <p><中略></p>	<p>設置許可申請書（添付書類A）該当事項</p> <p>重ガス系の過熱度による過熱及び焼損の防止対策等を講じた設計とし、具体的な設計を「1.7.2.2.1.1 気水性又は引火性物質」から「1.7.2.2.1.6 過電流による過熱防止対策」に示す。</p> <p>水素に対する換気及び燃えいれ知対象、放射線分解等により発生する水素の蓄積防止対策並びに</p> <p><中略></p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の重ガス系統は、保護用電源、遮断器によって故障回路を早期に遮断し、過電流による過熱及び焼損を防止する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>火災の発生防止のため、加圧器以外の1次冷却材系統は、高圧水の1相流とし、また、加圧器内も運転中は常に1次冷却材と蒸気を平衡状態とすることで、放射線分解により発生する水素や酸素の濃度を高い状態で循環、蒸留し、蒸留タンク内に貯留し、重ガス事故時の原子炉格納容器内及びアンチユアスの水素については、重大事故等対処施設にて、蓄積防止対策を行う設計とする。</p>	
<p>設置許可申請書（本文）</p> <p>重ガス系の過熱度による過熱及び焼損の防止対策等を講じる設計とする。</p> <p>なお、放射線分解等により発生する水素の蓄積防止は、水素や酸素の濃度を高い状態で循環及び燃焼することを防止する設計とする。</p> <p><中略></p>	<p>設置許可申請書（添付書類A）該当事項</p> <p>重ガス系の過熱度による過熱及び焼損の防止対策等を講じた設計とし、具体的な設計を「1.7.2.2.1.1 気水性又は引火性物質」から「1.7.2.2.1.6 過電流による過熱防止対策」に示す。</p> <p>水素に対する換気及び燃えいれ知対象、放射線分解等により発生する水素の蓄積防止対策並びに</p> <p><中略></p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の重ガス系統は、保護用電源、遮断器によって故障回路を早期に遮断し、過電流による過熱及び焼損を防止する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>火災の発生防止のため、加圧器以外の1次冷却材系統は、高圧水の1相流とし、また、加圧器内も運転中は常に1次冷却材と蒸気を平衡状態とすることで、放射線分解により発生する水素や酸素の濃度を高い状態で循環、蒸留し、蒸留タンク内に貯留し、重ガス事故時の原子炉格納容器内及びアンチユアスの水素については、重大事故等対処施設にて、蓄積防止対策を行う設計とする。</p>	<p>設置許可申請書（本文）</p> <p>重ガス系の過熱度による過熱及び焼損の防止対策等を講じる設計とする。</p> <p>なお、放射線分解等により発生する水素の蓄積防止は、水素や酸素の濃度を高い状態で循環及び燃焼することを防止する設計とする。</p> <p><中略></p>	<p>設置許可申請書（添付書類A）該当事項</p> <p>重ガス系の過熱度による過熱及び焼損の防止対策等を講じた設計とし、具体的な設計を「1.7.2.2.1.1 気水性又は引火性物質」から「1.7.2.2.1.6 過電流による過熱防止対策」に示す。</p> <p>水素に対する換気及び燃えいれ知対象、放射線分解等により発生する水素の蓄積防止対策並びに</p> <p><中略></p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の重ガス系統は、保護用電源、遮断器によって故障回路を早期に遮断し、過電流による過熱及び焼損を防止する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>火災の発生防止のため、加圧器以外の1次冷却材系統は、高圧水の1相流とし、また、加圧器内も運転中は常に1次冷却材と蒸気を平衡状態とすることで、放射線分解により発生する水素や酸素の濃度を高い状態で循環、蒸留し、蒸留タンク内に貯留し、重ガス事故時の原子炉格納容器内及びアンチユアスの水素については、重大事故等対処施設にて、蓄積防止対策を行う設計とする。</p>	
<p>設置許可申請書（本文）</p> <p>重ガス系の過熱度による過熱及び焼損の防止対策等を講じる設計とする。</p> <p>なお、放射線分解等により発生する水素の蓄積防止は、水素や酸素の濃度を高い状態で循環及び燃焼することを防止する設計とする。</p> <p><中略></p>	<p>設置許可申請書（添付書類A）該当事項</p> <p>重ガス系の過熱度による過熱及び焼損の防止対策等を講じた設計とし、具体的な設計を「1.7.2.2.1.1 気水性又は引火性物質」から「1.7.2.2.1.6 過電流による過熱防止対策」に示す。</p> <p>水素に対する換気及び燃えいれ知対象、放射線分解等により発生する水素の蓄積防止対策並びに</p> <p><中略></p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の重ガス系統は、保護用電源、遮断器によって故障回路を早期に遮断し、過電流による過熱及び焼損を防止する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>火災の発生防止のため、加圧器以外の1次冷却材系統は、高圧水の1相流とし、また、加圧器内も運転中は常に1次冷却材と蒸気を平衡状態とすることで、放射線分解により発生する水素や酸素の濃度を高い状態で循環、蒸留し、蒸留タンク内に貯留し、重ガス事故時の原子炉格納容器内及びアンチユアスの水素については、重大事故等対処施設にて、蓄積防止対策を行う設計とする。</p>	<p>設置許可申請書（本文）</p> <p>重ガス系の過熱度による過熱及び焼損の防止対策等を講じる設計とする。</p> <p>なお、放射線分解等により発生する水素の蓄積防止は、水素や酸素の濃度を高い状態で循環及び燃焼することを防止する設計とする。</p> <p><中略></p>	<p>設置許可申請書（添付書類A）該当事項</p> <p>重ガス系の過熱度による過熱及び焼損の防止対策等を講じた設計とし、具体的な設計を「1.7.2.2.1.1 気水性又は引火性物質」から「1.7.2.2.1.6 過電流による過熱防止対策」に示す。</p> <p>水素に対する換気及び燃えいれ知対象、放射線分解等により発生する水素の蓄積防止対策並びに</p> <p><中略></p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の重ガス系統は、保護用電源、遮断器によって故障回路を早期に遮断し、過電流による過熱及び焼損を防止する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>火災の発生防止のため、加圧器以外の1次冷却材系統は、高圧水の1相流とし、また、加圧器内も運転中は常に1次冷却材と蒸気を平衡状態とすることで、放射線分解により発生する水素や酸素の濃度を高い状態で循環、蒸留し、蒸留タンク内に貯留し、重ガス事故時の原子炉格納容器内及びアンチユアスの水素については、重大事故等対処施設にて、蓄積防止対策を行う設計とする。</p>	<p>整合性</p> <p>設計及び工事の計画の記載と、設置許可申請書の記載との整合性は、①の記載と②の記載との整合性が確保されている。③の記載は、設置許可申請書の記載と一致している。④の記載は、設置許可申請書の記載と一致している。⑤の記載は、設置許可申請書の記載と一致している。</p>

記載の適正化
(前頁記載内容繰り下がり)
(頁番号の変更)

記載の適正化

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1344 1402 1982 1455">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1344 1050 1982 1113">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th data-bbox="1344 646 1982 709">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1344 504 1982 567">整合性</th> <th data-bbox="1344 361 1982 424">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="2041 1402 2249 1759"> 不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は、代替材料を 使用する設計。若しくは、 当該施設の不燃性を確保するために必要な代替材料の使用が技術 上の困難な場合は、当該施設における火災に起因して他の重大事故 等が起る設計及び設計基準等が施設に起因して火災が発生するこ とを防止するための措置を講じる設計とする。 </td> <td data-bbox="2041 1050 2249 1381"> 不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は、以下とする。 ・代替材料を使用する設計とする。 ・重大事故等が施設の不燃性を確保するために必要な代替材料 の使用が技術上の困難な場合であって、当該施設における火災 に起因して他の重大事故等が施設及び設計基準等が施設に起因 して火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。 </td> <td data-bbox="2041 646 2249 1045"> 火災防護上重要な機器等及び重大事故等が施設に起因して火災に 起因して他の重大事故等が施設及び設計基準等が施設に起因して 火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。 (2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用 <中略> 火災防護上重要な機器等及び重大事故等が施設に起因して火災に 起因して他の重大事故等が施設及び設計基準等が施設に起因して 火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。 (2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用 <中略> 火災防護上重要な機器等及び重大事故等が施設に起因して火災に 起因して他の重大事故等が施設及び設計基準等が施設に起因して 火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。 </td> <td data-bbox="2041 504 2249 567"> 設計及び工事の計画の基 本設計方針(2)不燃性 材料又は難燃性材料の使 用」はP08-添1-1-e-6を 再掲。 設計及び工事の計画の基 本設計方針(2)不燃性 材料又は難燃性材料の使 用」はP08-添1-1-e-7を 再掲。 設計及び工事の計画の基 本設計方針(2)不燃性 材料又は難燃性材料の使 用」はP08-添1-1-e-7を 再掲。 </td> <td data-bbox="2041 361 2249 424"></td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は、代替材料を 使用する設計。若しくは、 当該施設の不燃性を確保するために必要な代替材料の使用が技術 上の困難な場合は、当該施設における火災に起因して他の重大事故 等が起る設計及び設計基準等が施設に起因して火災が発生するこ とを防止するための措置を講じる設計とする。	不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は、以下とする。 ・代替材料を使用する設計とする。 ・重大事故等が施設の不燃性を確保するために必要な代替材料 の使用が技術上の困難な場合であって、当該施設における火災 に起因して他の重大事故等が施設及び設計基準等が施設に起因 して火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。	火災防護上重要な機器等及び重大事故等が施設に起因して火災に 起因して他の重大事故等が施設及び設計基準等が施設に起因して 火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。 (2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用 <中略> 火災防護上重要な機器等及び重大事故等が施設に起因して火災に 起因して他の重大事故等が施設及び設計基準等が施設に起因して 火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。 (2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用 <中略> 火災防護上重要な機器等及び重大事故等が施設に起因して火災に 起因して他の重大事故等が施設及び設計基準等が施設に起因して 火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。	設計及び工事の計画の基 本設計方針(2)不燃性 材料又は難燃性材料の使 用」はP08-添1-1-e-6を 再掲。 設計及び工事の計画の基 本設計方針(2)不燃性 材料又は難燃性材料の使 用」はP08-添1-1-e-7を 再掲。 設計及び工事の計画の基 本設計方針(2)不燃性 材料又は難燃性材料の使 用」はP08-添1-1-e-7を 再掲。		<p>記載の適正化</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考								
不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は、代替材料を 使用する設計。若しくは、 当該施設の不燃性を確保するために必要な代替材料の使用が技術 上の困難な場合は、当該施設における火災に起因して他の重大事故 等が起る設計及び設計基準等が施設に起因して火災が発生するこ とを防止するための措置を講じる設計とする。	不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は、以下とする。 ・代替材料を使用する設計とする。 ・重大事故等が施設の不燃性を確保するために必要な代替材料 の使用が技術上の困難な場合であって、当該施設における火災 に起因して他の重大事故等が施設及び設計基準等が施設に起因 して火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。	火災防護上重要な機器等及び重大事故等が施設に起因して火災に 起因して他の重大事故等が施設及び設計基準等が施設に起因して 火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。 (2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用 <中略> 火災防護上重要な機器等及び重大事故等が施設に起因して火災に 起因して他の重大事故等が施設及び設計基準等が施設に起因して 火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。 (2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用 <中略> 火災防護上重要な機器等及び重大事故等が施設に起因して火災に 起因して他の重大事故等が施設及び設計基準等が施設に起因して 火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。	設計及び工事の計画の基 本設計方針(2)不燃性 材料又は難燃性材料の使 用」はP08-添1-1-e-6を 再掲。 設計及び工事の計画の基 本設計方針(2)不燃性 材料又は難燃性材料の使 用」はP08-添1-1-e-7を 再掲。 設計及び工事の計画の基 本設計方針(2)不燃性 材料又は難燃性材料の使 用」はP08-添1-1-e-7を 再掲。									

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 359 1368 1759">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1368 359 1389 1759">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th data-bbox="1389 359 1409 1759">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1409 359 1430 1759">整合性</th> <th data-bbox="1430 359 1451 1759">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1451 359 1528 1759"> <p>このうち、重大事故等対策施設に使用するケーブルは、①原則、引張試験により自己消火性及び延焼性を確認した燃焼ケーブルを使用するが、</p> <p>放射線遮蔽設備用ケーブルのように引張試験により延焼性が確認できないケーブルは、燃焼ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルを使用する設計とする。燃焼ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルの使用が技術上困難な場合は、当該施設及び設計基準事故対策施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1528 359 1676 1759"> <p>1.7.2.2.3 燃焼ケーブルの使用</p> <p>重大事故等対策施設に使用するケーブルには、原則、引張試験により自己消火性及び延焼性を確認した燃焼ケーブルを使用する設計とする。</p> <p>ただし、放射線遮蔽設備用ケーブルは、微細電線・微細ケーブルを扱うため、前ノイズ性を確保するために、絶縁体に誘電率の低い樹脂がエッチングされているケーブルを使用する。このケーブルは、自己消火性を確認するUL1666標準試験は満足するが、延焼性を確認するIEEES1100標準試験の要求を満足しない。</p> </td> <td data-bbox="1676 359 1973 1759"> <p>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対策施設に使用するケーブルは、原則、①自己消火性を確認するUL1666(UL1666, 4th Ed.)1000V以下、引張試験及び引張試験による延焼性を確認するIEEES1100標準試験又はIEEES1100標準試験による延焼性を確認した燃焼ケーブルを使用する設計とする。</p> <p>放射線遮蔽設備用ケーブル及び通信設備用ケーブルは、燃焼ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルを使用する設計とするが、燃焼ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルの使用が技術上困難な場合は、当該ケーブルの火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故対策施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p><中略></p> <p>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対策施設に使用するケーブルは、原則、自己消火性を確認するUL1666(UL1666, 4th Ed.)1000V以下、引張試験及び引張試験による延焼性を確認するIEEES1100標準試験又はIEEES1100標準試験による延焼性を確認した燃焼ケーブルを使用する設計とする。検査ケーブルは、放射線遮蔽設備用ケーブル及び通信設備用ケーブルの引張試験により延焼性が確認できないケーブルは、燃焼ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルを使用する設計とする。燃焼ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルの使用が技術上困難な場合は、当該ケーブルの火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故対策施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対策施設のうち、換気空調設備のフィルタは、チャコフィルタを除き、「JIS L 1091(繊維製品の燃焼性試験方法)」又は「JICA No.11A(空気清浄装置用材料燃焼試験方法)指針(公社団法人 日本空気清浄協会)」を満足する難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p><中略></p> </td> <td data-bbox="1973 359 2033 1759"> <p>設計及び工事の計画の基準設計方針(2)不燃性材料又は難燃性材料の使用は、P03-添1-e-7、8を参照。</p> <p>設計及び工事の計画の基準設計方針(2)不燃性材料又は難燃性材料の使用は、P03-添1-e-34、35を参照。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1396 1270 1829"></td> <td data-bbox="1270 1396 2368 1829"> <p>また、通信設備の専用ケーブルのように燃焼ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルの使用が技術上困難なケーブルは、当該ケーブルの火災に起因して他の重大事故等対策施設及び設計基準事故対策施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1270 1396 1973 1829"> <p>また、通信設備の専用ケーブルは、燃焼ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルを使用する設計とする。検査ケーブルは、放射線遮蔽設備用ケーブル及び通信設備用ケーブルの引張試験により延焼性が確認できないケーブルは、燃焼ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルを使用する設計とする。燃焼ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルの使用が技術上困難な場合は、当該ケーブルの火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故対策施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対策施設のうち、換気空調設備のフィルタは、チャコフィルタを除き、「JIS L 1091(繊維製品の燃焼性試験方法)」又は「JICA No.11A(空気清浄装置用材料燃焼試験方法)指針(公社団法人 日本空気清浄協会)」を満足する難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p><中略></p> </td> <td data-bbox="1973 1396 2033 1829"> <p>設計及び工事の計画の基準設計方針(2)不燃性材料又は難燃性材料の使用は、P03-添1-e-34、35を参照。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>このうち、重大事故等対策施設に使用するケーブルは、①原則、引張試験により自己消火性及び延焼性を確認した燃焼ケーブルを使用するが、</p> <p>放射線遮蔽設備用ケーブルのように引張試験により延焼性が確認できないケーブルは、燃焼ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルを使用する設計とする。燃焼ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルの使用が技術上困難な場合は、当該施設及び設計基準事故対策施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p>	<p>1.7.2.2.3 燃焼ケーブルの使用</p> <p>重大事故等対策施設に使用するケーブルには、原則、引張試験により自己消火性及び延焼性を確認した燃焼ケーブルを使用する設計とする。</p> <p>ただし、放射線遮蔽設備用ケーブルは、微細電線・微細ケーブルを扱うため、前ノイズ性を確保するために、絶縁体に誘電率の低い樹脂がエッチングされているケーブルを使用する。このケーブルは、自己消火性を確認するUL1666標準試験は満足するが、延焼性を確認するIEEES1100標準試験の要求を満足しない。</p>	<p>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対策施設に使用するケーブルは、原則、①自己消火性を確認するUL1666(UL1666, 4th Ed.)1000V以下、引張試験及び引張試験による延焼性を確認するIEEES1100標準試験又はIEEES1100標準試験による延焼性を確認した燃焼ケーブルを使用する設計とする。</p> <p>放射線遮蔽設備用ケーブル及び通信設備用ケーブルは、燃焼ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルを使用する設計とするが、燃焼ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルの使用が技術上困難な場合は、当該ケーブルの火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故対策施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p><中略></p> <p>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対策施設に使用するケーブルは、原則、自己消火性を確認するUL1666(UL1666, 4th Ed.)1000V以下、引張試験及び引張試験による延焼性を確認するIEEES1100標準試験又はIEEES1100標準試験による延焼性を確認した燃焼ケーブルを使用する設計とする。検査ケーブルは、放射線遮蔽設備用ケーブル及び通信設備用ケーブルの引張試験により延焼性が確認できないケーブルは、燃焼ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルを使用する設計とする。燃焼ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルの使用が技術上困難な場合は、当該ケーブルの火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故対策施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対策施設のうち、換気空調設備のフィルタは、チャコフィルタを除き、「JIS L 1091(繊維製品の燃焼性試験方法)」又は「JICA No.11A(空気清浄装置用材料燃焼試験方法)指針(公社団法人 日本空気清浄協会)」を満足する難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p><中略></p>	<p>設計及び工事の計画の基準設計方針(2)不燃性材料又は難燃性材料の使用は、P03-添1-e-7、8を参照。</p> <p>設計及び工事の計画の基準設計方針(2)不燃性材料又は難燃性材料の使用は、P03-添1-e-34、35を参照。</p>		<p>また、通信設備の専用ケーブルのように燃焼ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルの使用が技術上困難なケーブルは、当該ケーブルの火災に起因して他の重大事故等対策施設及び設計基準事故対策施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p>	<p>また、通信設備の専用ケーブルは、燃焼ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルを使用する設計とする。検査ケーブルは、放射線遮蔽設備用ケーブル及び通信設備用ケーブルの引張試験により延焼性が確認できないケーブルは、燃焼ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルを使用する設計とする。燃焼ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルの使用が技術上困難な場合は、当該ケーブルの火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故対策施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対策施設のうち、換気空調設備のフィルタは、チャコフィルタを除き、「JIS L 1091(繊維製品の燃焼性試験方法)」又は「JICA No.11A(空気清浄装置用材料燃焼試験方法)指針(公社団法人 日本空気清浄協会)」を満足する難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p><中略></p>	<p>設計及び工事の計画の基準設計方針(2)不燃性材料又は難燃性材料の使用は、P03-添1-e-34、35を参照。</p>	<p>記載の適正化</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考											
<p>このうち、重大事故等対策施設に使用するケーブルは、①原則、引張試験により自己消火性及び延焼性を確認した燃焼ケーブルを使用するが、</p> <p>放射線遮蔽設備用ケーブルのように引張試験により延焼性が確認できないケーブルは、燃焼ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルを使用する設計とする。燃焼ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルの使用が技術上困難な場合は、当該施設及び設計基準事故対策施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p>	<p>1.7.2.2.3 燃焼ケーブルの使用</p> <p>重大事故等対策施設に使用するケーブルには、原則、引張試験により自己消火性及び延焼性を確認した燃焼ケーブルを使用する設計とする。</p> <p>ただし、放射線遮蔽設備用ケーブルは、微細電線・微細ケーブルを扱うため、前ノイズ性を確保するために、絶縁体に誘電率の低い樹脂がエッチングされているケーブルを使用する。このケーブルは、自己消火性を確認するUL1666標準試験は満足するが、延焼性を確認するIEEES1100標準試験の要求を満足しない。</p>	<p>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対策施設に使用するケーブルは、原則、①自己消火性を確認するUL1666(UL1666, 4th Ed.)1000V以下、引張試験及び引張試験による延焼性を確認するIEEES1100標準試験又はIEEES1100標準試験による延焼性を確認した燃焼ケーブルを使用する設計とする。</p> <p>放射線遮蔽設備用ケーブル及び通信設備用ケーブルは、燃焼ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルを使用する設計とするが、燃焼ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルの使用が技術上困難な場合は、当該ケーブルの火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故対策施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p><中略></p> <p>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対策施設に使用するケーブルは、原則、自己消火性を確認するUL1666(UL1666, 4th Ed.)1000V以下、引張試験及び引張試験による延焼性を確認するIEEES1100標準試験又はIEEES1100標準試験による延焼性を確認した燃焼ケーブルを使用する設計とする。検査ケーブルは、放射線遮蔽設備用ケーブル及び通信設備用ケーブルの引張試験により延焼性が確認できないケーブルは、燃焼ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルを使用する設計とする。燃焼ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルの使用が技術上困難な場合は、当該ケーブルの火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故対策施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対策施設のうち、換気空調設備のフィルタは、チャコフィルタを除き、「JIS L 1091(繊維製品の燃焼性試験方法)」又は「JICA No.11A(空気清浄装置用材料燃焼試験方法)指針(公社団法人 日本空気清浄協会)」を満足する難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p><中略></p>	<p>設計及び工事の計画の基準設計方針(2)不燃性材料又は難燃性材料の使用は、P03-添1-e-7、8を参照。</p> <p>設計及び工事の計画の基準設計方針(2)不燃性材料又は難燃性材料の使用は、P03-添1-e-34、35を参照。</p>												
	<p>また、通信設備の専用ケーブルのように燃焼ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルの使用が技術上困難なケーブルは、当該ケーブルの火災に起因して他の重大事故等対策施設及び設計基準事故対策施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p>	<p>また、通信設備の専用ケーブルは、燃焼ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルを使用する設計とする。検査ケーブルは、放射線遮蔽設備用ケーブル及び通信設備用ケーブルの引張試験により延焼性が確認できないケーブルは、燃焼ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルを使用する設計とする。燃焼ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルの使用が技術上困難な場合は、当該ケーブルの火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故対策施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対策施設のうち、換気空調設備のフィルタは、チャコフィルタを除き、「JIS L 1091(繊維製品の燃焼性試験方法)」又は「JICA No.11A(空気清浄装置用材料燃焼試験方法)指針(公社団法人 日本空気清浄協会)」を満足する難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p><中略></p>	<p>設計及び工事の計画の基準設計方針(2)不燃性材料又は難燃性材料の使用は、P03-添1-e-34、35を参照。</p>												

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 1402 2249 1457">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1347 1054 2249 1402">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th data-bbox="1347 646 2249 1054">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1347 508 2249 646">整合性</th> <th data-bbox="1347 361 2249 508">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1347 1402 2249 1822"> <p>0-2-3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>落雷によって、原子炉施設内の燃焼物、蒸気及び機器に火災が発生しないように、遮断設備を設置する設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設は、施設の区分に応じて十分な支持性能をもつ構造に設置する設計とともに、「使用発電用原子炉及びその附属施設」の位置、構造及び設備の基礎に関する規則に適合する設計とする。</p> <p>森林火災については、防火帯により、重大事故等対処施設の火災発生防止を講じる設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1347 1054 2249 1402"> <p>重大事故等対処施設に対して、「1.7.1.2.2.5 保温材に対する不燃性材料の使用」の基本方針を適用する。</p> <p>1.7.2.2.6 建屋内装材に対する不燃性材料の使用</p> <p>重大事故等対処施設を構成する建屋の内装材に対して、「1.7.1.2.2.6 建屋内装材に対する不燃性材料の使用」の基本方針を適用する。</p> <p>1.7.2.2.3 落雷、地震、地盤等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>したがって、落雷、地震、森林火災及び電巻(風(台風)を含む。)について、これらの現象によって火災が発生しないように、以下の火災防護対策を講じる設計とする。</p> <p>1.7.2.2.2 遮断による火災の発生防止</p> <p>重大事故等対処施設は、施設の区分に応じて十分な支持性能をもつ構造に設置する設計とともに、自らが破壊又は崩壊することによる火災の発生を防止する設計とする。</p> <p>なお、前項については、「使用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基礎に関する規則」にしたがって設計する。</p> <p>1.7.2.2.3 森林火災による火災の発生防止</p> <p>屋外の重大事故等対処施設は、「1.11 外部火災防護に関する基本方針」に基づき評価し、設置した防火帯による防護又は「<input type="checkbox"/>」を講ずることにより、火災発生防止を講じる設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1347 646 2249 1054"> <p>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設を構成する建屋の内装材は、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法に基づき認定を受けた不燃材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設を構成する建屋の内装材は、平成12年建設省告示第1400号に定められた不燃材料、建築基準法に基づき認定を受けた不燃材料又はこれと同等の性能を有することを試験により確認した不燃性材料並びに消防火災に使用するコーティング剤は、原子炉格納容器内部コンクリートの表面に塗布すること、並びに原子炉格納容器内にあるコンクリートに塗布すること、火災により燃焼し難く著しい燃焼をしないこと、加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらず他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に連鎖しないこと、並びに原子炉格納容器内に設置する原子炉の安全停止に必要な機器等及び重大事故等対処施設は不燃性又は難燃性の材料を使用し、その周辺における可燃物を管理する取組を行うことから、難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>＜中略＞</p> <p>(3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>落雷によって、蒸気炉内原子炉施設内の燃焼物、蒸気及び機器に火災が発生しないように、遮断設備を設置する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等は、耐震クラスに応じて十分な支持性能をもつ構造に設置する設計とともに、「使用発電用原子炉及びその附属施設」の技術仕様に関する規則の解釈)に依り、耐震クラスに応じた耐震設計とする。重大事故等対処施設は、施設の区分に応じて十分な支持性能をもつ構造に設置する設計とともに、「使用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造に関する規則」に依り、施設の区分に応じた耐震設計とする。</p> <p>② 重大事故等対処施設は、森林火災にせよ、防火帯による防護又は「<input type="checkbox"/>」を講ずることにより、火災発生防止を講じる設計とし、</p> </td> <td data-bbox="1347 508 2249 646"> <p>設計及び工事の計画の基本設計方針(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用は、N00-添付-34を再掲。</p> </td> <td data-bbox="1347 361 2249 508"> <p>設計及び工事の計画の基本設計方針(3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止は、N00-添付-8,9を再掲。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>0-2-3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>落雷によって、原子炉施設内の燃焼物、蒸気及び機器に火災が発生しないように、遮断設備を設置する設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設は、施設の区分に応じて十分な支持性能をもつ構造に設置する設計とともに、「使用発電用原子炉及びその附属施設」の位置、構造及び設備の基礎に関する規則に適合する設計とする。</p> <p>森林火災については、防火帯により、重大事故等対処施設の火災発生防止を講じる設計とする。</p>	<p>重大事故等対処施設に対して、「1.7.1.2.2.5 保温材に対する不燃性材料の使用」の基本方針を適用する。</p> <p>1.7.2.2.6 建屋内装材に対する不燃性材料の使用</p> <p>重大事故等対処施設を構成する建屋の内装材に対して、「1.7.1.2.2.6 建屋内装材に対する不燃性材料の使用」の基本方針を適用する。</p> <p>1.7.2.2.3 落雷、地震、地盤等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>したがって、落雷、地震、森林火災及び電巻(風(台風)を含む。)について、これらの現象によって火災が発生しないように、以下の火災防護対策を講じる設計とする。</p> <p>1.7.2.2.2 遮断による火災の発生防止</p> <p>重大事故等対処施設は、施設の区分に応じて十分な支持性能をもつ構造に設置する設計とともに、自らが破壊又は崩壊することによる火災の発生を防止する設計とする。</p> <p>なお、前項については、「使用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基礎に関する規則」にしたがって設計する。</p> <p>1.7.2.2.3 森林火災による火災の発生防止</p> <p>屋外の重大事故等対処施設は、「1.11 外部火災防護に関する基本方針」に基づき評価し、設置した防火帯による防護又は「<input type="checkbox"/>」を講ずることにより、火災発生防止を講じる設計とする。</p>	<p>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設を構成する建屋の内装材は、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法に基づき認定を受けた不燃材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設を構成する建屋の内装材は、平成12年建設省告示第1400号に定められた不燃材料、建築基準法に基づき認定を受けた不燃材料又はこれと同等の性能を有することを試験により確認した不燃性材料並びに消防火災に使用するコーティング剤は、原子炉格納容器内部コンクリートの表面に塗布すること、並びに原子炉格納容器内にあるコンクリートに塗布すること、火災により燃焼し難く著しい燃焼をしないこと、加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらず他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に連鎖しないこと、並びに原子炉格納容器内に設置する原子炉の安全停止に必要な機器等及び重大事故等対処施設は不燃性又は難燃性の材料を使用し、その周辺における可燃物を管理する取組を行うことから、難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>＜中略＞</p> <p>(3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>落雷によって、蒸気炉内原子炉施設内の燃焼物、蒸気及び機器に火災が発生しないように、遮断設備を設置する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等は、耐震クラスに応じて十分な支持性能をもつ構造に設置する設計とともに、「使用発電用原子炉及びその附属施設」の技術仕様に関する規則の解釈)に依り、耐震クラスに応じた耐震設計とする。重大事故等対処施設は、施設の区分に応じて十分な支持性能をもつ構造に設置する設計とともに、「使用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造に関する規則」に依り、施設の区分に応じた耐震設計とする。</p> <p>② 重大事故等対処施設は、森林火災にせよ、防火帯による防護又は「<input type="checkbox"/>」を講ずることにより、火災発生防止を講じる設計とし、</p>	<p>設計及び工事の計画の基本設計方針(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用は、N00-添付-34を再掲。</p>	<p>設計及び工事の計画の基本設計方針(3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止は、N00-添付-8,9を再掲。</p>	<p>記載の適正化</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考								
<p>0-2-3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>落雷によって、原子炉施設内の燃焼物、蒸気及び機器に火災が発生しないように、遮断設備を設置する設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設は、施設の区分に応じて十分な支持性能をもつ構造に設置する設計とともに、「使用発電用原子炉及びその附属施設」の位置、構造及び設備の基礎に関する規則に適合する設計とする。</p> <p>森林火災については、防火帯により、重大事故等対処施設の火災発生防止を講じる設計とする。</p>	<p>重大事故等対処施設に対して、「1.7.1.2.2.5 保温材に対する不燃性材料の使用」の基本方針を適用する。</p> <p>1.7.2.2.6 建屋内装材に対する不燃性材料の使用</p> <p>重大事故等対処施設を構成する建屋の内装材に対して、「1.7.1.2.2.6 建屋内装材に対する不燃性材料の使用」の基本方針を適用する。</p> <p>1.7.2.2.3 落雷、地震、地盤等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>したがって、落雷、地震、森林火災及び電巻(風(台風)を含む。)について、これらの現象によって火災が発生しないように、以下の火災防護対策を講じる設計とする。</p> <p>1.7.2.2.2 遮断による火災の発生防止</p> <p>重大事故等対処施設は、施設の区分に応じて十分な支持性能をもつ構造に設置する設計とともに、自らが破壊又は崩壊することによる火災の発生を防止する設計とする。</p> <p>なお、前項については、「使用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基礎に関する規則」にしたがって設計する。</p> <p>1.7.2.2.3 森林火災による火災の発生防止</p> <p>屋外の重大事故等対処施設は、「1.11 外部火災防護に関する基本方針」に基づき評価し、設置した防火帯による防護又は「<input type="checkbox"/>」を講ずることにより、火災発生防止を講じる設計とする。</p>	<p>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設を構成する建屋の内装材は、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法に基づき認定を受けた不燃材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設を構成する建屋の内装材は、平成12年建設省告示第1400号に定められた不燃材料、建築基準法に基づき認定を受けた不燃材料又はこれと同等の性能を有することを試験により確認した不燃性材料並びに消防火災に使用するコーティング剤は、原子炉格納容器内部コンクリートの表面に塗布すること、並びに原子炉格納容器内にあるコンクリートに塗布すること、火災により燃焼し難く著しい燃焼をしないこと、加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらず他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に連鎖しないこと、並びに原子炉格納容器内に設置する原子炉の安全停止に必要な機器等及び重大事故等対処施設は不燃性又は難燃性の材料を使用し、その周辺における可燃物を管理する取組を行うことから、難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>＜中略＞</p> <p>(3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>落雷によって、蒸気炉内原子炉施設内の燃焼物、蒸気及び機器に火災が発生しないように、遮断設備を設置する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等は、耐震クラスに応じて十分な支持性能をもつ構造に設置する設計とともに、「使用発電用原子炉及びその附属施設」の技術仕様に関する規則の解釈)に依り、耐震クラスに応じた耐震設計とする。重大事故等対処施設は、施設の区分に応じて十分な支持性能をもつ構造に設置する設計とともに、「使用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造に関する規則」に依り、施設の区分に応じた耐震設計とする。</p> <p>② 重大事故等対処施設は、森林火災にせよ、防火帯による防護又は「<input type="checkbox"/>」を講ずることにより、火災発生防止を講じる設計とし、</p>	<p>設計及び工事の計画の基本設計方針(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用は、N00-添付-34を再掲。</p>	<p>設計及び工事の計画の基本設計方針(3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止は、N00-添付-8,9を再掲。</p>								

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前

設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>1.7.2.3. 火災の感知及び消火</p> <p>1.7.2.3.1. 火災感知設備</p> <p>火災感知器は、燃焼条件や火災の性質を考慮して型式を選定し、固有の信号を発生する異ならぬ①構造を組合せた方式で設置する設計とする。</p> <p><中略></p>	<p>1.7.2.3.1.2 固有の信号を発生する異ならぬ火災感知器の考慮</p> <p>火災感知器の「燃焼条件や火災の性質を考慮して型式を選定し、固有の信号を発生する異ならぬ①構造を組合せた方式で設置する設計とする。」</p> <p>1.7.2.3.1.1 火災感知器の燃焼条件等の考慮</p> <p>火災感知器は、燃焼条件や火災の性質を考慮して型式を選定し、固有の信号を発生する異ならぬ①構造を組合せた方式で設置する設計とする。</p> <p>1.7.2.3.1.2 固有の信号を発生する異ならぬ火災感知器の考慮</p> <p>火災感知器は、燃焼条件や火災の性質を考慮して型式を選定し、固有の信号を発生する異ならぬ①構造を組合せた方式で設置する設計とする。</p>	<p>2. 火災の感知及び消火</p> <p>火災感知設備として、火災感知器(3号機共用、3号機共用)、「1・2・3・4号機共用、3号機共用」(以下同じ。)及び火災受信機(3・4号機共用、3号機共用)、「1・2・3・4号機共用、3号機共用」(以下同じ。)を設置し、火災区域又は火災区域の火災に対し、火災を早期に感知する設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画の整合性</p>	<p>設計及び工事の計画の基礎設計方針「火災感知設備」は100-添11-4-2を再掲。</p>

- 03-添11-4-2-

変更後

設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>0-3) 火災の感知及び消火</p> <p>火災の感知及び消火については、重要燃焼物貯蔵施設に設置する火災感知器は、燃焼条件や火災の性質を考慮して型式を選定し、固有の信号を発生する異ならぬ①構造を組合せた方式で設置する設計とする。</p> <p><中略></p>	<p>1.7.2.3.1.2 固有の信号を発生する異ならぬ火災感知器の考慮</p> <p>火災感知器は、燃焼条件や火災の性質を考慮して型式を選定し、固有の信号を発生する異ならぬ①構造を組合せた方式で設置する設計とする。</p> <p>1.7.2.3.1.1 火災感知器の燃焼条件等の考慮</p> <p>火災感知器は、燃焼条件や火災の性質を考慮して型式を選定し、固有の信号を発生する異ならぬ①構造を組合せた方式で設置する設計とする。</p>	<p>火災の感知及び消火</p> <p>火災感知設備として、火災感知器(3号機共用、3号機共用)、「1・2・3・4号機共用、3号機共用」(以下同じ。)及び火災受信機(3・4号機共用、3号機共用)、「1・2・3・4号機共用、3号機共用」(以下同じ。)を設置し、火災区域又は火災区域の火災に対し、火災を早期に感知する設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画の整合性</p>	<p>設計及び工事の計画の基礎設計方針「1. 1. 2 火災の感知及び消火」は100-添11-4-9を再掲。</p>

- 03-添11-4-9-

備考

記載の適正化 (頁番号の変更)

記載の適正化

記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前	変更後	備考									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1344 354 1374 1047">設置許可申請書（本文）</th> <th data-bbox="1374 354 1403 1047">設置許可申請書（添付書類A）該当事項</th> <th data-bbox="1403 354 1433 1047">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1433 354 1463 1047">整合性</th> <th data-bbox="1463 354 1492 1047">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1834 354 1908 1047"> また、消火設備は、燃損、暴動作又は破壊が生じた場合に於いても、重大事故等に対処するために必要な機能①を損なうことのない設計とする。 </td> <td data-bbox="1834 1050 1908 1820"> また、消火設備は、燃損、暴動作又は破壊が生じた場合に於いても、重大事故等に対処するために必要な機能①を損なうことのない設計とする。 </td> <td data-bbox="1834 1822 1908 2018"> (a) 燃焼防止対策 外気温度が約0℃まで低下した場合に、屋外の消火設備の凍結防止を目的として、屋外消火栓を個別に通水する運用を定め、気温の低下時における消火設備の②機能及び性能を維持すべしと定める。 (b) 風水害対策 デイジーゼル消火ポンプ、電動消火ポンプ、廃棄物蓄積消火ポンプ、消火水バックアップポンプ、スプリンクラー、全線ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備（ダイゼゼル発電機前）、キューブトレイ消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備、フロアキューブドラフト消火設備及び遠隔放水装置は、風水害により②機能及び性能が阻害されるよう、風内に設置する。 屋外に設置する消火設備は、風水害により②機能及び性能が阻害されないよう、屋外に凍結防止対策を講ずる設計とする。 (c) 地震対策 消火配管は、地震時における地震震位対策として、建築様式部には溶接継手を採用するとともに、②風上北はほとんどパイプ内に設置する。 また、建物外部から建物内部の消火栓に給水することが可能な給水接続口を②設置し設置する。 (2) 消火設備 火災防護上重要な機器等又は重大事故等対策設備を設置する火災区域又は火災危険区域には、設備の破損、暴動作又は破壊が生じた場合に於いても、重大事故等に対処するために必要な機能①を損なうことのない設計とする。原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に対処するために必要な機能①を有する電気及び機械設備は、②影響度又は③消火設備を考慮して、消火設備として、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる場合は、自動消火設備又は中央制御室で手動操作可能な機器とする。 (1) 7.2.3.4 消火設備の破損、暴動作又は破壊による重大事故等対策施設への影響) に示す。 </td> <td data-bbox="1834 2020 1908 2018"> 設計及び工事の計画の基礎設計方針(1、消火設備)に対する自然現象の考慮は、P05-添1-e-9、10を参照。 設計及び工事の計画の基礎設計方針(2)消火設備はP05-添1-e-17、18を参照。 </td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類A）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	また、消火設備は、燃損、暴動作又は破壊が生じた場合に於いても、重大事故等に対処するために必要な機能①を損なうことのない設計とする。	また、消火設備は、燃損、暴動作又は破壊が生じた場合に於いても、重大事故等に対処するために必要な機能①を損なうことのない設計とする。	(a) 燃焼防止対策 外気温度が約0℃まで低下した場合に、屋外の消火設備の凍結防止を目的として、屋外消火栓を個別に通水する運用を定め、気温の低下時における消火設備の②機能及び性能を維持すべしと定める。 (b) 風水害対策 デイジーゼル消火ポンプ、電動消火ポンプ、廃棄物蓄積消火ポンプ、消火水バックアップポンプ、スプリンクラー、全線ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備（ダイゼゼル発電機前）、キューブトレイ消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備、フロアキューブドラフト消火設備及び遠隔放水装置は、風水害により②機能及び性能が阻害されるよう、風内に設置する。 屋外に設置する消火設備は、風水害により②機能及び性能が阻害されないよう、屋外に凍結防止対策を講ずる設計とする。 (c) 地震対策 消火配管は、地震時における地震震位対策として、建築様式部には溶接継手を採用するとともに、②風上北はほとんどパイプ内に設置する。 また、建物外部から建物内部の消火栓に給水することが可能な給水接続口を②設置し設置する。 (2) 消火設備 火災防護上重要な機器等又は重大事故等対策設備を設置する火災区域又は火災危険区域には、設備の破損、暴動作又は破壊が生じた場合に於いても、重大事故等に対処するために必要な機能①を損なうことのない設計とする。原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に対処するために必要な機能①を有する電気及び機械設備は、②影響度又は③消火設備を考慮して、消火設備として、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる場合は、自動消火設備又は中央制御室で手動操作可能な機器とする。 (1) 7.2.3.4 消火設備の破損、暴動作又は破壊による重大事故等対策施設への影響) に示す。	設計及び工事の計画の基礎設計方針(1、消火設備)に対する自然現象の考慮は、P05-添1-e-9、10を参照。 設計及び工事の計画の基礎設計方針(2)消火設備はP05-添1-e-17、18を参照。	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p> <p style="text-align: center;">- 03-添1-e-38 -</p>
設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類A）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考							
また、消火設備は、燃損、暴動作又は破壊が生じた場合に於いても、重大事故等に対処するために必要な機能①を損なうことのない設計とする。	また、消火設備は、燃損、暴動作又は破壊が生じた場合に於いても、重大事故等に対処するために必要な機能①を損なうことのない設計とする。	(a) 燃焼防止対策 外気温度が約0℃まで低下した場合に、屋外の消火設備の凍結防止を目的として、屋外消火栓を個別に通水する運用を定め、気温の低下時における消火設備の②機能及び性能を維持すべしと定める。 (b) 風水害対策 デイジーゼル消火ポンプ、電動消火ポンプ、廃棄物蓄積消火ポンプ、消火水バックアップポンプ、スプリンクラー、全線ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備（ダイゼゼル発電機前）、キューブトレイ消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備、フロアキューブドラフト消火設備及び遠隔放水装置は、風水害により②機能及び性能が阻害されるよう、風内に設置する。 屋外に設置する消火設備は、風水害により②機能及び性能が阻害されないよう、屋外に凍結防止対策を講ずる設計とする。 (c) 地震対策 消火配管は、地震時における地震震位対策として、建築様式部には溶接継手を採用するとともに、②風上北はほとんどパイプ内に設置する。 また、建物外部から建物内部の消火栓に給水することが可能な給水接続口を②設置し設置する。 (2) 消火設備 火災防護上重要な機器等又は重大事故等対策設備を設置する火災区域又は火災危険区域には、設備の破損、暴動作又は破壊が生じた場合に於いても、重大事故等に対処するために必要な機能①を損なうことのない設計とする。原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に対処するために必要な機能①を有する電気及び機械設備は、②影響度又は③消火設備を考慮して、消火設備として、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる場合は、自動消火設備又は中央制御室で手動操作可能な機器とする。 (1) 7.2.3.4 消火設備の破損、暴動作又は破壊による重大事故等対策施設への影響) に示す。	設計及び工事の計画の基礎設計方針(1、消火設備)に対する自然現象の考慮は、P05-添1-e-9、10を参照。 設計及び工事の計画の基礎設計方針(2)消火設備はP05-添1-e-17、18を参照。								

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>(b-3-1) 火災感知設備</p> <p>火災感知器は、燃焼条件や火災の性質を考慮して型式を決定し、固有の情報を発する異なる①検知を記述したおいて設置する設計とする。</p> <p>1.7.2.3.1.1 火災感知器の選定条件等の考慮 「1.7.2.3.1.1 火災感知器の選定条件等の考慮」の基本方針を適用する。</p> <p>1.7.2.3.1.2 固有の情報を発する異なる火災感知器の選定条件等の考慮 「1.7.2.3.1.1 火災感知器の選定条件等の考慮」の選定条件等や火災感知器を設置する火災区域又は火災区域で予想される火災の性質を考慮し、火災を早期に感知できるように、固有の情報が異なる火災感知器を適用する設計とする。</p>	<p>設計及び工事計画 該当事項 状況の確認、消火状況を踏まえた消火活動の実施、プログラム運転状況の確認を行う運用とする。 <中略></p> <p>(1) 火災感知設備 火災感知器(3号機設置機、3・4号機共用、3号機に設置)、1・2・3・4号機共用、3号機に設置(以下同じ。)及び火災感知器(3・4号機共用、3号機に設置)、1・2・3・4号機共用、3号機に設置(以下同じ。)を設置し、火災区域又は火災区域の火災に對し、火災を早期に感知する設計とする。</p> <p>④、火災防壁上重要な機器等又は基本事故発生時重要機器(炉内設置装置等)を備(3系統目)及びその電路を併く)を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計</p> <p>(a) 火災感知器の選定、動作の防止及び組合せ 火災感知器のうち火災感知器は、火災区域又は火災区域における燃焼条件(放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置)を考慮し、使用可能な感知器及び感知器と同等の機能を有する機器(以下「感知器等」という。)を選定の上、それぞれの感知器及び検出装置(以下「感知器等」という。)について動作を防止するための対策を検討し、その中から設置場所ごとに異なる①検知方式の感知器等の選定を要する方針とする。</p> <p>感知器には、アナログ式の熱感知器、アナログ式の熱感知器、発光する赤外線又は紫外線を感知するため、煙や熱が感知器に到達する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性があるアナログ式でない、感知器に加え、広範囲の空間監視に適したアナログ式でない、熱感知器(光電管型)、放射線感知器、場所で使用可能なアナログ式でない、熱感知器(スポット型又は差動分布型、以下、注記なき場合はスポット型を示す)、風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式の熱感知器、引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない、切煙時の熱感知器を選定する設計とする。</p> <p>また、検出装置には、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として放射線感知器が、場所で使用可能な気敏管式の熱感知器、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない、切煙時の熱感知器、長距離にわたってケーブルが敷設される場所の火災感知に適した光ファイバー式熱感知器及び風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適した熱カメラを備定し、アナログ式でない熱感知器と同等の機能を有する検出装置として風雨の影響による感知器等の不</p>	<p>備考</p> <p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前		変更後		備考
<p>設置許可申請書(本文)</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>整合性</p> <p>備考</p>	<p>設置許可申請書(添付書類A) 該当事項</p> <p>を把握することができる設計とする。</p> <p>アナログ式の熱感知器は蒸気等が充填する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを決定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>アナログ式でない熱感知器には、蒸気等が充填する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定し、誤作動を防止する設計とする。また、アナログ式でない熱感知器(差動分布型)は、加熱源となる設備の近傍等、急激な温度変化がない場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>熱感知器の組合せについては、設置場所ごとに予想される火災の性質(急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線の影響、設備配管)を考慮し、火災影響、引火性気体の滞留のおそれ、風阻の影響、設備配管)を考慮し、火災影響等の中から風阻の影響を考慮した太陽光の影響を防止する設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>アナログ式の熱感知器を優先して使用することを基本とし、感知方式の特性及び設置場所における環境条件(温度(周辺設備からの影響を含む)、煙の濃度(燃焼及び水蒸気の影響を含む)、外光の影響)を考慮し、以下のとおり設計する。</p> <p>熱感知方式のアナログ式の熱感知器、アナログ式でない熱感知器(光電分離型)及びアナログ式でない切線型の熱感知器は燃焼及び水蒸気の影響を受けにくい場所に設置し、空気吸引式の煙検出装置は配置の空気吸引口を確保を吸込みにくい場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>熱感知方式のアナログ式の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない切線型の熱感知器、アナログ式でない切線型の熱検出装置、光ファイバー式熱検出装置及び熱線方式カメラは、作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定し、誤作動を防止する設計とする。また、アナログ式でない熱感知器(差動分布型)は、加熱源となる設備の近傍等、急激な温度変化がない場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>※感知方式のアナログ式でない切線型の熱感知器は、赤外線を感知する方式と赤外線を感知する方式のうち、赤特有の性質を検出することで誤作動が少なく、赤外線方式を採用し、外光が当たらず高温物体が近接しない屋内の場所、あるいは遮光板を視野角に影響がないように設置し、太陽光の影響を防止することができる屋外の場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>感知器等の組合せについては、設置場所ごとに予想される火災の性質(急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線の影響、設備配管)を考慮し、火災影響、引火性気体の滞留のおそれ、風阻の影響、設備配管)を考慮し、火災影響等の中から風阻の影響を考慮した太陽光の影響を防止する設計とする。各感知方式においては、感知器を検出装置より優先して選択するものとする。</p> <p>(b) 火災感知器の設置方法</p> <p>上記の「(a) 火災感知器の選定、誤作動の防止及び組合せ」にて選択する感知器等の設置に当たり、感知器については消防法施行規則第23条第4項に依り、検出装置については同項においては定める火災区域の感知器の構造及び火災感知器の感知及び発信機に係る技術上の規格を定める等(第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置すること)とする。また、感知器の設置方法については、火災手当て支障がないことを確認した上で、以下の1.から3.に掲げる方法についても適用する設計とする。</p> <p>1. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に感知器があるときに、一定の範囲を単位として、感知器の設置を行わない方法</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p>
<p>設置許可申請書(本文)</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>整合性</p> <p>備考</p>	<p>設置許可申請書(添付書類A) 該当事項</p> <p>なお、アナログ式の熱感知器は、平常時の状況(温度、煙の濃度)を監視し、かつ、火災現象(急激な温度や煙の濃度の上昇)を把握することができる設計とする。</p> <p>アナログ式の熱感知器は蒸気等が充填する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>アナログ式でない熱感知器には、蒸気等が充填する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定し、誤作動を防止する設計とする。また、アナログ式でない熱感知器(差動分布型)は、加熱源となる設備の近傍等、急激な温度変化がない場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>熱感知器の組合せについては、設置場所ごとに予想される火災の性質(急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線の影響、設備配管)を考慮し、火災影響等の中から風阻の影響を考慮した太陽光の影響を防止する設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>動作や依據が規定される屋外の火災感知に適したアナログ式でない防水型のアナログ式の熱感知器を検出装置を優先して使用することを基本とし、感知方式の特性及び設置場所における環境条件(温度(周辺設備からの影響を含む)、煙の濃度(燃焼及び水蒸気の影響を含む)、外光の影響)を考慮し、以下のとおり設計する。</p> <p>熱感知方式のアナログ式の熱感知器、アナログ式でない熱感知器(差動分布型)及びアナログ式でない切線型の熱感知器は燃焼及び水蒸気の影響を受けにくい場所に設置し、空気吸引式の煙検出装置は配置の空気吸引口を確保を吸込みにくい場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>熱感知方式のアナログ式の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない切線型の熱感知器、アナログ式でない切線型の熱検出装置、光ファイバー式熱検出装置及び熱線方式カメラは、作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定し、誤作動を防止する設計とする。また、アナログ式でない熱感知器(差動分布型)は、加熱源となる設備の近傍等、急激な温度変化がない場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>※感知方式のアナログ式でない切線型の熱感知器、アナログ式でない切線型の熱感知器は燃焼及び水蒸気の影響を受けにくい場所に設置し、空気吸引式の煙検出装置は配置の空気吸引口を確保を吸込みにくい場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>熱感知方式のアナログ式の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない切線型の熱感知器、光ファイバー式熱検出装置及び熱線方式カメラは、作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定し、誤作動を防止する設計とする。また、アナログ式でない熱感知器(差動分布型)は、加熱源となる設備の近傍等、急激な温度変化がない場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>熱感知器の組合せについては、設置場所ごとに予想される火災の性質(急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線の影響、設備配管)を考慮し、火災影響、引火性気体の滞留のおそれ、風阻の影響、設備配管)を考慮し、火災影響等の中から風阻の影響を考慮した太陽光の影響を防止する設計とする。各感知方式においては、感知器を検出装置より優先して選択するものとする。</p> <p>(b) 火災感知器の設置方法</p> <p>上記の「(a) 火災感知器の選定、誤作動の防止及び組合せ」にて選択する感知器等を優先して感知器に当たり、感知器については消防法施行規則第23条第4項に依り、検出装置を優先して使用することを基本とし、感知方式の特性及び設置場所における環境条件(温度(周辺設備からの影響を含む)、煙の濃度(燃焼及び水蒸気の影響を含む)、外光の影響)を考慮し、以下のとおり設計する。</p> <p>熱感知方式のアナログ式の熱感知器、アナログ式でない熱感知器(差動分布型)及びアナログ式でない切線型の熱感知器は燃焼及び水蒸気の影響を受けにくい場所に設置し、空気吸引式の煙検出装置は配置の空気吸引口を確保を吸込みにくい場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>熱感知方式のアナログ式の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない切線型の熱感知器、光ファイバー式熱検出装置及び熱線方式カメラは、作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定し、誤作動を防止する設計とする。また、アナログ式でない熱感知器(差動分布型)は、加熱源となる設備の近傍等、急激な温度変化がない場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>熱感知器の組合せについては、設置場所ごとに予想される火災の性質(急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線の影響、設備配管)を考慮し、火災影響、引火性気体の滞留のおそれ、風阻の影響、設備配管)を考慮し、火災影響等の中から風阻の影響を考慮した太陽光の影響を防止する設計とする。各感知方式においては、感知器を検出装置より優先して選択するものとする。</p>	<p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考																	
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:33%; text-align: center;">設置許可申請書(本文)</td> <td style="width:33%; text-align: center;">設計及び工事計画(添付書類A) 該当事項</td> <td style="width:33%; text-align: center;">整合性</td> <td style="width:33%; text-align: center;">備考</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>ただし、(1)から(3)に示す火災区域又は火災区画は、上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>ii. 感知器の設置面から換気口等の空気吹き出し口までの距離距離が1m以上あるときに、感知器と空気吹き出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>面、空気吹き出し口から水平に空気が吹き出されるときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹き出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、設置場所における環境条件(取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所)を考慮した場合、以下のイ、からニ、に該当する場所は、消防法施行規則第23条第4項に基づき条件を満足しないため、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない。</p> <p>また、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の届ばくを考慮した場合、以下のホ、に該当する場所は、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。</p> <p>イ、取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</p> <p>ロ、障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ハ、水蒸気が多量に滞留する場所</p> <p>ニ、感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ホ、放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所</p> <p>以上より、上記のイ、からホ、に該当する場所は、感知器等を消防法施行規則第23条第4項に基づき設置した場合と同水準で感知できるよう設置することにより、設置場所において発生する火災を早期に感知できる設計とし、これができる場合、火災区域又は火災区画において感知器等を適切に場所に設置することにより、設置場所において発生する火災をもれなく確実に感知できる設計とする。</p> <p>消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではない場合は、火災防護上重要な機器等、重大事故等対処施設及び火災源となり得る設備を体系的に監視できるよう感知器等を設置する設計とする。</p> <p>また、消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではないが、屋内に準ずる放射線が高い場所は、アナログ式の火災感知器の放射線の影</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>ii. 感知器の設置面から換気口等の空気吹き出し口までの距離距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>面、空気吹き出し口から水平に空気が吹き出されるときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹き出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、設置場所における環境条件(取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所)を考慮した場合、以下のイ、からニ、に該当する場所は、消防法施行規則第23条第4項に基づき条件を満足しないため、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない。</p> <p>また、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の届ばくを考慮した場合、以下のホ、に該当する場所は、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。</p> <p>イ、取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</p> <p>ロ、障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ハ、水蒸気が多量に滞留する場所</p> <p>ニ、感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ホ、放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所</p> <p>以上より、上記のイ、からホ、に該当する場所は、感知器等を消防法施行</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>整合性</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>備考</p> </td> </tr> </table>	設置許可申請書(本文)	設計及び工事計画(添付書類A) 該当事項	整合性	備考	<p>ただし、(1)から(3)に示す火災区域又は火災区画は、上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p>	<p>ii. 感知器の設置面から換気口等の空気吹き出し口までの距離距離が1m以上あるときに、感知器と空気吹き出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>面、空気吹き出し口から水平に空気が吹き出されるときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹き出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、設置場所における環境条件(取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所)を考慮した場合、以下のイ、からニ、に該当する場所は、消防法施行規則第23条第4項に基づき条件を満足しないため、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない。</p> <p>また、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の届ばくを考慮した場合、以下のホ、に該当する場所は、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。</p> <p>イ、取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</p> <p>ロ、障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ハ、水蒸気が多量に滞留する場所</p> <p>ニ、感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ホ、放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所</p> <p>以上より、上記のイ、からホ、に該当する場所は、感知器等を消防法施行規則第23条第4項に基づき設置した場合と同水準で感知できるよう設置することにより、設置場所において発生する火災を早期に感知できる設計とし、これができる場合、火災区域又は火災区画において感知器等を適切に場所に設置することにより、設置場所において発生する火災をもれなく確実に感知できる設計とする。</p> <p>消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではない場合は、火災防護上重要な機器等、重大事故等対処施設及び火災源となり得る設備を体系的に監視できるよう感知器等を設置する設計とする。</p> <p>また、消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではないが、屋内に準ずる放射線が高い場所は、アナログ式の火災感知器の放射線の影</p>	<p>ii. 感知器の設置面から換気口等の空気吹き出し口までの距離距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>面、空気吹き出し口から水平に空気が吹き出されるときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹き出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、設置場所における環境条件(取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所)を考慮した場合、以下のイ、からニ、に該当する場所は、消防法施行規則第23条第4項に基づき条件を満足しないため、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない。</p> <p>また、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の届ばくを考慮した場合、以下のホ、に該当する場所は、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。</p> <p>イ、取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</p> <p>ロ、障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ハ、水蒸気が多量に滞留する場所</p> <p>ニ、感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ホ、放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所</p> <p>以上より、上記のイ、からホ、に該当する場所は、感知器等を消防法施行</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:33%; text-align: center;">設置許可申請書(本文)</td> <td style="width:33%; text-align: center;">設置許可申請書(添付書類A) 該当事項</td> <td style="width:33%; text-align: center;">整合性</td> <td style="width:33%; text-align: center;">備考</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>ただし、(1)から(3)に示す火災区域又は火災区画は、上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>23条第4項に示す火災区域又は火災区画は、上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>23条第4項に示す火災区域又は火災区画は、上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>備考</p> </td> </tr> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A) 該当事項	整合性	備考	<p>ただし、(1)から(3)に示す火災区域又は火災区画は、上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p>	<p>23条第4項に示す火災区域又は火災区画は、上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p>	<p>23条第4項に示す火災区域又は火災区画は、上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p>	<p>備考</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
設置許可申請書(本文)	設計及び工事計画(添付書類A) 該当事項	整合性	備考																
<p>ただし、(1)から(3)に示す火災区域又は火災区画は、上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p>	<p>ii. 感知器の設置面から換気口等の空気吹き出し口までの距離距離が1m以上あるときに、感知器と空気吹き出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>面、空気吹き出し口から水平に空気が吹き出されるときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹き出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、設置場所における環境条件(取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所)を考慮した場合、以下のイ、からニ、に該当する場所は、消防法施行規則第23条第4項に基づき条件を満足しないため、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない。</p> <p>また、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の届ばくを考慮した場合、以下のホ、に該当する場所は、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。</p> <p>イ、取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</p> <p>ロ、障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ハ、水蒸気が多量に滞留する場所</p> <p>ニ、感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ホ、放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所</p> <p>以上より、上記のイ、からホ、に該当する場所は、感知器等を消防法施行規則第23条第4項に基づき設置した場合と同水準で感知できるよう設置することにより、設置場所において発生する火災を早期に感知できる設計とし、これができる場合、火災区域又は火災区画において感知器等を適切に場所に設置することにより、設置場所において発生する火災をもれなく確実に感知できる設計とする。</p> <p>消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではない場合は、火災防護上重要な機器等、重大事故等対処施設及び火災源となり得る設備を体系的に監視できるよう感知器等を設置する設計とする。</p> <p>また、消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではないが、屋内に準ずる放射線が高い場所は、アナログ式の火災感知器の放射線の影</p>	<p>ii. 感知器の設置面から換気口等の空気吹き出し口までの距離距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>面、空気吹き出し口から水平に空気が吹き出されるときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹き出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、設置場所における環境条件(取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所)を考慮した場合、以下のイ、からニ、に該当する場所は、消防法施行規則第23条第4項に基づき条件を満足しないため、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない。</p> <p>また、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の届ばくを考慮した場合、以下のホ、に該当する場所は、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。</p> <p>イ、取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</p> <p>ロ、障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ハ、水蒸気が多量に滞留する場所</p> <p>ニ、感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>ホ、放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所</p> <p>以上より、上記のイ、からホ、に該当する場所は、感知器等を消防法施行</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>															
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A) 該当事項	整合性	備考																
<p>ただし、(1)から(3)に示す火災区域又は火災区画は、上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p>	<p>23条第4項に示す火災区域又は火災区画は、上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p>	<p>23条第4項に示す火災区域又は火災区画は、上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p>	<p>備考</p>																

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="252 1407 415 1759">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="252 1050 415 1407">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th data-bbox="252 640 415 1050">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="252 331 415 640">整合性</th> <th data-bbox="252 275 415 331">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="415 1407 786 1759"> <p>置による故障が想定される。このため、火災感知器の故障を防止する観点から、アナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p><中略></p> <p>また、以下に示す火災区画又は火災区画は、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(4) 燃料取扱用水ピットエリア</p> <p>燃料取扱用水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、燃料取扱用水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。</p> <p>したがって、燃料取扱用水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(5) 復水ピットエリア</p> <p>復水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、復水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。</p> <p>したがって、復水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。</p> </td> <td data-bbox="415 1050 786 1407"> <p><中略></p> <p>また、以下に示す火災区画又は火災区画は、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(4) 燃料取扱用水ピットエリア</p> <p>燃料取扱用水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、燃料取扱用水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。</p> <p>したがって、燃料取扱用水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(5) 復水ピットエリア</p> <p>復水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、復水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。</p> <p>したがって、復水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。</p> </td> <td data-bbox="415 640 786 1050"> <p>場所として、海水管トンネルは感知器を消防法施行規則第23条第4項に準じて設置し、検出装置を両項において求める火災区画内の感知器の信頼性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までで定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とし、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは感知器等を油火災の早期感知に有効な取付場所に設置する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(2) 火災の感知及び消火</p> <p><中略></p> <p>ただし、燃料取扱用水ピットエリア及び復水ピットエリアは、当該エリアにおいて火災が発生した場合でも、同一火災区画及び隣接火災区画に設置されている設計基準等対象施設が火災によりその安全性が損なわれないこと、並びに重大事故等対策施設が火災によりその重大事故等に対応するために必要な機能が損なわれないことから、火災感知設備及び消火設備を設置しない設計とする。</p> <p><中略></p> </td> <td data-bbox="415 331 786 640"> <p>設計及び工事の計画の基 本設計方針(2)火災の 感知及び消火は「03- 1-1-1」を参照。</p> </td> <td data-bbox="415 275 786 331"></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">- 03-添1-1-1-11 -</p>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>置による故障が想定される。このため、火災感知器の故障を防止する観点から、アナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p><中略></p> <p>また、以下に示す火災区画又は火災区画は、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(4) 燃料取扱用水ピットエリア</p> <p>燃料取扱用水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、燃料取扱用水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。</p> <p>したがって、燃料取扱用水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(5) 復水ピットエリア</p> <p>復水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、復水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。</p> <p>したがって、復水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。</p>	<p><中略></p> <p>また、以下に示す火災区画又は火災区画は、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(4) 燃料取扱用水ピットエリア</p> <p>燃料取扱用水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、燃料取扱用水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。</p> <p>したがって、燃料取扱用水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(5) 復水ピットエリア</p> <p>復水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、復水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。</p> <p>したがって、復水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。</p>	<p>場所として、海水管トンネルは感知器を消防法施行規則第23条第4項に準じて設置し、検出装置を両項において求める火災区画内の感知器の信頼性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までで定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とし、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは感知器等を油火災の早期感知に有効な取付場所に設置する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(2) 火災の感知及び消火</p> <p><中略></p> <p>ただし、燃料取扱用水ピットエリア及び復水ピットエリアは、当該エリアにおいて火災が発生した場合でも、同一火災区画及び隣接火災区画に設置されている設計基準等対象施設が火災によりその安全性が損なわれないこと、並びに重大事故等対策施設が火災によりその重大事故等に対応するために必要な機能が損なわれないことから、火災感知設備及び消火設備を設置しない設計とする。</p> <p><中略></p>	<p>設計及び工事の計画の基 本設計方針(2)火災の 感知及び消火は「03- 1-1-1」を参照。</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1350 1407 1513 1759">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1350 1050 1513 1407">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th data-bbox="1350 640 1513 1050">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1350 331 1513 640">整合性</th> <th data-bbox="1350 275 1513 331">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1513 1407 2122 1759"> <p>屋外エリアは、火災による煙は直ちに消散し、煙感知器による火災感知は困難であることから、アナログ式の熱感知器とアナログ式の放熱量が低い場所は、アナログ式の火災感知器の放熱の影響による故障が想定される。このため、火災感知器の故障を防止する観点から、アナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p>(1) 原子炉格納容器</p> <p>原子炉格納容器には、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、比較的質量の高い原子炉格納容器ルーブ蓋及び加圧蓋の熱感知器は、放熱機による火災感知器の故障を防止するため、アナログ式でないものとする。アナログ式でない熱感知器は、原子炉格納容器内の通常の温度(約65℃以下)より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>なお、本機が発生するような事故を考慮して、アナログ式でない火災感知器は、念のため明燃型とする。</p> <p>(2) 海水管トンネルエリア</p> <p>海水管トンネルエリアは、アナログ式の煙感知器と熱を感知できる光ファイバーケーブルを設置する設計とする。熱を感知できる光ファイバーケーブルは、海水管トンネル内の温度を有意に変動させる加熱器等を設置しないことで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>(3) 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア</p> <p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアは、タンク内部の燃料が気化することを考慮し、アナログ式でない明燃型の熱感知器とアナログ式でない明燃型の炎感知器を設置する設計とする。アナログ式でない明燃型の熱感知器は、燃料油貯蔵タンク及び重油タンク</p> </td> <td data-bbox="1513 1050 2122 1407"> <p>屋外エリアは、火災による煙は直ちに消散し、煙感知器による火災感知は困難であることから、アナログ式の熱感知器とアナログ式の放熱量が低い場所は、アナログ式の火災感知器の放熱の影響による故障が想定される。このため、火災感知器の故障を防止する観点から、アナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p>(1) 原子炉格納容器</p> <p>原子炉格納容器には、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、比較的質量の高い原子炉格納容器ルーブ蓋及び加圧蓋の熱感知器は、放熱機による火災感知器の故障を防止するため、アナログ式でないものとする。アナログ式でない熱感知器は、原子炉格納容器内の通常の温度(約65℃以下)より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>なお、本機が発生するような事故を考慮して、アナログ式でない火災感知器は、念のため明燃型とする。</p> <p>(2) 海水管トンネルエリア</p> <p>海水管トンネルエリアは、アナログ式の煙感知器と熱を感知できる光ファイバーケーブルを設置する設計とする。熱を感知できる光ファイバーケーブルは、海水管トンネル内の温度を有意に変動させる加熱器等を設置しないことで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>(3) 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア</p> <p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアは、タンク内部の燃料が気化することを考慮し、アナログ式でない明燃型の熱感知器とアナログ式でない明燃型の炎感知器を設置する設計とする。アナログ式でない明燃型の熱感知器は、燃料油貯蔵タンク及び重油タンク</p> </td> <td data-bbox="1513 640 2122 1050"> <p>規則第23条第4項に基づき設置した場合と同等水準で感知できるより設置することにより、設置場所において発生する火災を早期に感知できる設計とし、これができる場合、火災区画又は火災区画において感知器等を適切な場所に設置することにより、設置場所において発生する火災をいなく確実に感知できる設計とする。</p> <p>消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではないが、屋内に備える必要機器等、重大事故等対策施設及び発火源となり得る設備を体系的に配置できるより感知器等を設置する設計とする。</p> <p>また、消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではないが、屋内に備える場所として、海水管トンネルは感知器を消防法施行規則第23条第4項に準じて設置し、検出装置を両項において求める火災区画内の感知器の信頼性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までで定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とし、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは感知器等を油火災の早期感知に有効な取付場所に設置する設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1513 331 2122 640"> <p>設計及び工事の計画の基 本設計方針(2)火災の 感知及び消火は「03- 1-1-1」を参照。</p> </td> <td data-bbox="1513 275 2122 331"> <p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">- 03-添1-1-1-12 -</p>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>屋外エリアは、火災による煙は直ちに消散し、煙感知器による火災感知は困難であることから、アナログ式の熱感知器とアナログ式の放熱量が低い場所は、アナログ式の火災感知器の放熱の影響による故障が想定される。このため、火災感知器の故障を防止する観点から、アナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p>(1) 原子炉格納容器</p> <p>原子炉格納容器には、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、比較的質量の高い原子炉格納容器ルーブ蓋及び加圧蓋の熱感知器は、放熱機による火災感知器の故障を防止するため、アナログ式でないものとする。アナログ式でない熱感知器は、原子炉格納容器内の通常の温度(約65℃以下)より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>なお、本機が発生するような事故を考慮して、アナログ式でない火災感知器は、念のため明燃型とする。</p> <p>(2) 海水管トンネルエリア</p> <p>海水管トンネルエリアは、アナログ式の煙感知器と熱を感知できる光ファイバーケーブルを設置する設計とする。熱を感知できる光ファイバーケーブルは、海水管トンネル内の温度を有意に変動させる加熱器等を設置しないことで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>(3) 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア</p> <p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアは、タンク内部の燃料が気化することを考慮し、アナログ式でない明燃型の熱感知器とアナログ式でない明燃型の炎感知器を設置する設計とする。アナログ式でない明燃型の熱感知器は、燃料油貯蔵タンク及び重油タンク</p>	<p>屋外エリアは、火災による煙は直ちに消散し、煙感知器による火災感知は困難であることから、アナログ式の熱感知器とアナログ式の放熱量が低い場所は、アナログ式の火災感知器の放熱の影響による故障が想定される。このため、火災感知器の故障を防止する観点から、アナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p>(1) 原子炉格納容器</p> <p>原子炉格納容器には、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、比較的質量の高い原子炉格納容器ルーブ蓋及び加圧蓋の熱感知器は、放熱機による火災感知器の故障を防止するため、アナログ式でないものとする。アナログ式でない熱感知器は、原子炉格納容器内の通常の温度(約65℃以下)より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>なお、本機が発生するような事故を考慮して、アナログ式でない火災感知器は、念のため明燃型とする。</p> <p>(2) 海水管トンネルエリア</p> <p>海水管トンネルエリアは、アナログ式の煙感知器と熱を感知できる光ファイバーケーブルを設置する設計とする。熱を感知できる光ファイバーケーブルは、海水管トンネル内の温度を有意に変動させる加熱器等を設置しないことで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>(3) 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア</p> <p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアは、タンク内部の燃料が気化することを考慮し、アナログ式でない明燃型の熱感知器とアナログ式でない明燃型の炎感知器を設置する設計とする。アナログ式でない明燃型の熱感知器は、燃料油貯蔵タンク及び重油タンク</p>	<p>規則第23条第4項に基づき設置した場合と同等水準で感知できるより設置することにより、設置場所において発生する火災を早期に感知できる設計とし、これができる場合、火災区画又は火災区画において感知器等を適切な場所に設置することにより、設置場所において発生する火災をいなく確実に感知できる設計とする。</p> <p>消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではないが、屋内に備える必要機器等、重大事故等対策施設及び発火源となり得る設備を体系的に配置できるより感知器等を設置する設計とする。</p> <p>また、消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではないが、屋内に備える場所として、海水管トンネルは感知器を消防法施行規則第23条第4項に準じて設置し、検出装置を両項において求める火災区画内の感知器の信頼性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までで定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とし、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは感知器等を油火災の早期感知に有効な取付場所に設置する設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画の基 本設計方針(2)火災の 感知及び消火は「03- 1-1-1」を参照。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p>	<p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>置による故障が想定される。このため、火災感知器の故障を防止する観点から、アナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p><中略></p> <p>また、以下に示す火災区画又は火災区画は、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(4) 燃料取扱用水ピットエリア</p> <p>燃料取扱用水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、燃料取扱用水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。</p> <p>したがって、燃料取扱用水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(5) 復水ピットエリア</p> <p>復水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、復水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。</p> <p>したがって、復水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。</p>	<p><中略></p> <p>また、以下に示す火災区画又は火災区画は、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(4) 燃料取扱用水ピットエリア</p> <p>燃料取扱用水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、燃料取扱用水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。</p> <p>したがって、燃料取扱用水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(5) 復水ピットエリア</p> <p>復水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、復水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。</p> <p>したがって、復水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。</p>	<p>場所として、海水管トンネルは感知器を消防法施行規則第23条第4項に準じて設置し、検出装置を両項において求める火災区画内の感知器の信頼性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までで定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とし、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは感知器等を油火災の早期感知に有効な取付場所に設置する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(2) 火災の感知及び消火</p> <p><中略></p> <p>ただし、燃料取扱用水ピットエリア及び復水ピットエリアは、当該エリアにおいて火災が発生した場合でも、同一火災区画及び隣接火災区画に設置されている設計基準等対象施設が火災によりその安全性が損なわれないこと、並びに重大事故等対策施設が火災によりその重大事故等に対応するために必要な機能が損なわれないことから、火災感知設備及び消火設備を設置しない設計とする。</p> <p><中略></p>	<p>設計及び工事の計画の基 本設計方針(2)火災の 感知及び消火は「03- 1-1-1」を参照。</p>																			
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>屋外エリアは、火災による煙は直ちに消散し、煙感知器による火災感知は困難であることから、アナログ式の熱感知器とアナログ式の放熱量が低い場所は、アナログ式の火災感知器の放熱の影響による故障が想定される。このため、火災感知器の故障を防止する観点から、アナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p>(1) 原子炉格納容器</p> <p>原子炉格納容器には、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、比較的質量の高い原子炉格納容器ルーブ蓋及び加圧蓋の熱感知器は、放熱機による火災感知器の故障を防止するため、アナログ式でないものとする。アナログ式でない熱感知器は、原子炉格納容器内の通常の温度(約65℃以下)より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>なお、本機が発生するような事故を考慮して、アナログ式でない火災感知器は、念のため明燃型とする。</p> <p>(2) 海水管トンネルエリア</p> <p>海水管トンネルエリアは、アナログ式の煙感知器と熱を感知できる光ファイバーケーブルを設置する設計とする。熱を感知できる光ファイバーケーブルは、海水管トンネル内の温度を有意に変動させる加熱器等を設置しないことで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>(3) 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア</p> <p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアは、タンク内部の燃料が気化することを考慮し、アナログ式でない明燃型の熱感知器とアナログ式でない明燃型の炎感知器を設置する設計とする。アナログ式でない明燃型の熱感知器は、燃料油貯蔵タンク及び重油タンク</p>	<p>屋外エリアは、火災による煙は直ちに消散し、煙感知器による火災感知は困難であることから、アナログ式の熱感知器とアナログ式の放熱量が低い場所は、アナログ式の火災感知器の放熱の影響による故障が想定される。このため、火災感知器の故障を防止する観点から、アナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p>(1) 原子炉格納容器</p> <p>原子炉格納容器には、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、比較的質量の高い原子炉格納容器ルーブ蓋及び加圧蓋の熱感知器は、放熱機による火災感知器の故障を防止するため、アナログ式でないものとする。アナログ式でない熱感知器は、原子炉格納容器内の通常の温度(約65℃以下)より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>なお、本機が発生するような事故を考慮して、アナログ式でない火災感知器は、念のため明燃型とする。</p> <p>(2) 海水管トンネルエリア</p> <p>海水管トンネルエリアは、アナログ式の煙感知器と熱を感知できる光ファイバーケーブルを設置する設計とする。熱を感知できる光ファイバーケーブルは、海水管トンネル内の温度を有意に変動させる加熱器等を設置しないことで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>(3) 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア</p> <p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアは、タンク内部の燃料が気化することを考慮し、アナログ式でない明燃型の熱感知器とアナログ式でない明燃型の炎感知器を設置する設計とする。アナログ式でない明燃型の熱感知器は、燃料油貯蔵タンク及び重油タンク</p>	<p>規則第23条第4項に基づき設置した場合と同等水準で感知できるより設置することにより、設置場所において発生する火災を早期に感知できる設計とし、これができる場合、火災区画又は火災区画において感知器等を適切な場所に設置することにより、設置場所において発生する火災をいなく確実に感知できる設計とする。</p> <p>消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではないが、屋内に備える必要機器等、重大事故等対策施設及び発火源となり得る設備を体系的に配置できるより感知器等を設置する設計とする。</p> <p>また、消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではないが、屋内に備える場所として、海水管トンネルは感知器を消防法施行規則第23条第4項に準じて設置し、検出装置を両項において求める火災区画内の感知器の信頼性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までで定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とし、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは感知器等を油火災の早期感知に有効な取付場所に設置する設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画の基 本設計方針(2)火災の 感知及び消火は「03- 1-1-1」を参照。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p>																		

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1344 352 1368 1759">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1344 1052 1368 1402">設置許可申請書(添付書類A) 該当事項</th> <th data-bbox="1344 642 1368 1045">設計及び工事計画 該当事項</th> <th data-bbox="1344 352 1368 499">整合性</th> <th data-bbox="1344 352 1368 499">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1368 352 1893 1759"> <p>また、以下に示す火災区域又は火災区域は、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(4) 燃料取扱用水ピットエリア</p> <p>燃料取扱用水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、燃料取扱用水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生しない設計とする。</p> <p>(5) 復水ピットエリア</p> <p>復水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、復水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1368 1052 1893 1402"> <p>また、以下に示す火災区域又は火災区域は、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(4) 燃料取扱用水ピットエリア</p> <p>燃料取扱用水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、燃料取扱用水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生しない設計とする。</p> <p>(5) 復水ピットエリア</p> <p>復水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、復水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1368 642 1893 1045"> <p>b. 上記a. 項を除く火災区域又は火災区域の火災感知器の設計</p> <p>火災感知器のうち火災感知器は、火災区域又は火災区域における放射線、取付高さ、温度、湿度、空気流の擾乱条件、予想される火災の性質(急激な温度変化、煙の濃度の上昇、紫外線の上昇)を考慮し、火災を早期に感知できるように、固有の伝達を発生するアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、アナログ式ではないが、炎が検出する紫外線又は紫外線を感知するため、煙や熱が感知器に到達する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性がある炎感知器からなる種類の火災感知器を組み合わせて設置する設計を基本とする。</p> <p>アナログ式の煙感知器は熱気等が発源する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定すること、動作動を防止する設計とする。</p> <p>アナログ式でない炎感知器の動作動を防止するため、アナログ式でない炎感知器を屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近接しない場所に設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を防ぐ遮光板の設置や防水型を採用する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>1. 1. 2 火災の感知及び消火</p> <p><中略></p> <p>ただし、燃料取扱用水ピットを設置する火災区域及び復水ピットを設置する火災区域は、当該の火災区域において火災が発生した場合でも、同一火災区域及び隣接火災区域に設置されている設計 蓄熱対象施設が火災によりその安全性が損なわれないこと、並びに重大事故等対処施設が火災によりその重大事故等に対応するために必要な機能が損なわれないことから、火災感知器及び消火設備を設置しない設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1368 352 1397 499">整合性</td> <td data-bbox="1368 352 1397 499">備考</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1893 352 2249 1759"> <p>また、以下に示す火災区域又は火災区域は、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(4) 燃料取扱用水ピットエリア</p> <p>燃料取扱用水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、燃料取扱用水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生しない設計とする。</p> <p>(5) 復水ピットエリア</p> <p>復水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、復水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1893 1052 2249 1402"> <p>また、以下に示す火災区域又は火災区域は、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(4) 燃料取扱用水ピットエリア</p> <p>燃料取扱用水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、燃料取扱用水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生しない設計とする。</p> <p>(5) 復水ピットエリア</p> <p>復水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、復水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1893 642 2249 1045"> <p>b. 上記a. 項を除く火災区域又は火災区域の火災感知器の設計</p> <p>火災感知器のうち火災感知器は、火災区域又は火災区域における放射線、取付高さ、温度、湿度、空気流の擾乱条件、予想される火災の性質(急激な温度変化、煙の濃度の上昇、紫外線の上昇)を考慮し、火災を早期に感知できるように、固有の伝達を発生するアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、アナログ式ではないが、炎が検出する紫外線又は紫外線を感知するため、煙や熱が感知器に到達する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性がある炎感知器からなる種類の火災感知器を組み合わせて設置する設計を基本とする。</p> <p>アナログ式の煙感知器は熱気等が発源する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定すること、動作動を防止する設計とする。</p> <p>アナログ式でない炎感知器の動作動を防止するため、アナログ式でない炎感知器を屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近接しない場所に設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を防ぐ遮光板の設置や防水型を採用する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>1. 1. 2 火災の感知及び消火</p> <p><中略></p> <p>ただし、燃料取扱用水ピットを設置する火災区域及び復水ピットを設置する火災区域は、当該の火災区域において火災が発生した場合でも、同一火災区域及び隣接火災区域に設置されている設計 蓄熱対象施設が火災によりその安全性が損なわれないこと、並びに重大事故等対処施設が火災によりその重大事故等に対応するために必要な機能が損なわれないことから、火災感知器及び消火設備を設置しない設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1893 352 1923 499">整合性</td> <td data-bbox="1893 352 1923 499">備考</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A) 該当事項	設計及び工事計画 該当事項	整合性	備考	<p>また、以下に示す火災区域又は火災区域は、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(4) 燃料取扱用水ピットエリア</p> <p>燃料取扱用水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、燃料取扱用水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生しない設計とする。</p> <p>(5) 復水ピットエリア</p> <p>復水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、復水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない設計とする。</p>	<p>また、以下に示す火災区域又は火災区域は、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(4) 燃料取扱用水ピットエリア</p> <p>燃料取扱用水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、燃料取扱用水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生しない設計とする。</p> <p>(5) 復水ピットエリア</p> <p>復水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、復水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない設計とする。</p>	<p>b. 上記a. 項を除く火災区域又は火災区域の火災感知器の設計</p> <p>火災感知器のうち火災感知器は、火災区域又は火災区域における放射線、取付高さ、温度、湿度、空気流の擾乱条件、予想される火災の性質(急激な温度変化、煙の濃度の上昇、紫外線の上昇)を考慮し、火災を早期に感知できるように、固有の伝達を発生するアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、アナログ式ではないが、炎が検出する紫外線又は紫外線を感知するため、煙や熱が感知器に到達する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性がある炎感知器からなる種類の火災感知器を組み合わせて設置する設計を基本とする。</p> <p>アナログ式の煙感知器は熱気等が発源する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定すること、動作動を防止する設計とする。</p> <p>アナログ式でない炎感知器の動作動を防止するため、アナログ式でない炎感知器を屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近接しない場所に設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を防ぐ遮光板の設置や防水型を採用する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>1. 1. 2 火災の感知及び消火</p> <p><中略></p> <p>ただし、燃料取扱用水ピットを設置する火災区域及び復水ピットを設置する火災区域は、当該の火災区域において火災が発生した場合でも、同一火災区域及び隣接火災区域に設置されている設計 蓄熱対象施設が火災によりその安全性が損なわれないこと、並びに重大事故等対処施設が火災によりその重大事故等に対応するために必要な機能が損なわれないことから、火災感知器及び消火設備を設置しない設計とする。</p>	整合性	備考	<p>また、以下に示す火災区域又は火災区域は、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(4) 燃料取扱用水ピットエリア</p> <p>燃料取扱用水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、燃料取扱用水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生しない設計とする。</p> <p>(5) 復水ピットエリア</p> <p>復水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、復水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない設計とする。</p>	<p>また、以下に示す火災区域又は火災区域は、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(4) 燃料取扱用水ピットエリア</p> <p>燃料取扱用水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、燃料取扱用水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生しない設計とする。</p> <p>(5) 復水ピットエリア</p> <p>復水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、復水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない設計とする。</p>	<p>b. 上記a. 項を除く火災区域又は火災区域の火災感知器の設計</p> <p>火災感知器のうち火災感知器は、火災区域又は火災区域における放射線、取付高さ、温度、湿度、空気流の擾乱条件、予想される火災の性質(急激な温度変化、煙の濃度の上昇、紫外線の上昇)を考慮し、火災を早期に感知できるように、固有の伝達を発生するアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、アナログ式ではないが、炎が検出する紫外線又は紫外線を感知するため、煙や熱が感知器に到達する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性がある炎感知器からなる種類の火災感知器を組み合わせて設置する設計を基本とする。</p> <p>アナログ式の煙感知器は熱気等が発源する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定すること、動作動を防止する設計とする。</p> <p>アナログ式でない炎感知器の動作動を防止するため、アナログ式でない炎感知器を屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近接しない場所に設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を防ぐ遮光板の設置や防水型を採用する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>1. 1. 2 火災の感知及び消火</p> <p><中略></p> <p>ただし、燃料取扱用水ピットを設置する火災区域及び復水ピットを設置する火災区域は、当該の火災区域において火災が発生した場合でも、同一火災区域及び隣接火災区域に設置されている設計 蓄熱対象施設が火災によりその安全性が損なわれないこと、並びに重大事故等対処施設が火災によりその重大事故等に対応するために必要な機能が損なわれないことから、火災感知器及び消火設備を設置しない設計とする。</p>	整合性	備考	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A) 該当事項	設計及び工事計画 該当事項	整合性	備考													
<p>また、以下に示す火災区域又は火災区域は、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(4) 燃料取扱用水ピットエリア</p> <p>燃料取扱用水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、燃料取扱用水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生しない設計とする。</p> <p>(5) 復水ピットエリア</p> <p>復水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、復水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない設計とする。</p>	<p>また、以下に示す火災区域又は火災区域は、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(4) 燃料取扱用水ピットエリア</p> <p>燃料取扱用水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、燃料取扱用水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生しない設計とする。</p> <p>(5) 復水ピットエリア</p> <p>復水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、復水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない設計とする。</p>	<p>b. 上記a. 項を除く火災区域又は火災区域の火災感知器の設計</p> <p>火災感知器のうち火災感知器は、火災区域又は火災区域における放射線、取付高さ、温度、湿度、空気流の擾乱条件、予想される火災の性質(急激な温度変化、煙の濃度の上昇、紫外線の上昇)を考慮し、火災を早期に感知できるように、固有の伝達を発生するアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、アナログ式ではないが、炎が検出する紫外線又は紫外線を感知するため、煙や熱が感知器に到達する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性がある炎感知器からなる種類の火災感知器を組み合わせて設置する設計を基本とする。</p> <p>アナログ式の煙感知器は熱気等が発源する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定すること、動作動を防止する設計とする。</p> <p>アナログ式でない炎感知器の動作動を防止するため、アナログ式でない炎感知器を屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近接しない場所に設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を防ぐ遮光板の設置や防水型を採用する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>1. 1. 2 火災の感知及び消火</p> <p><中略></p> <p>ただし、燃料取扱用水ピットを設置する火災区域及び復水ピットを設置する火災区域は、当該の火災区域において火災が発生した場合でも、同一火災区域及び隣接火災区域に設置されている設計 蓄熱対象施設が火災によりその安全性が損なわれないこと、並びに重大事故等対処施設が火災によりその重大事故等に対応するために必要な機能が損なわれないことから、火災感知器及び消火設備を設置しない設計とする。</p>	整合性	備考													
<p>また、以下に示す火災区域又は火災区域は、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(4) 燃料取扱用水ピットエリア</p> <p>燃料取扱用水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、燃料取扱用水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生しない設計とする。</p> <p>(5) 復水ピットエリア</p> <p>復水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、復水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない設計とする。</p>	<p>また、以下に示す火災区域又は火災区域は、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(4) 燃料取扱用水ピットエリア</p> <p>燃料取扱用水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、燃料取扱用水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生しない設計とする。</p> <p>(5) 復水ピットエリア</p> <p>復水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、復水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない設計とする。</p>	<p>b. 上記a. 項を除く火災区域又は火災区域の火災感知器の設計</p> <p>火災感知器のうち火災感知器は、火災区域又は火災区域における放射線、取付高さ、温度、湿度、空気流の擾乱条件、予想される火災の性質(急激な温度変化、煙の濃度の上昇、紫外線の上昇)を考慮し、火災を早期に感知できるように、固有の伝達を発生するアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、アナログ式ではないが、炎が検出する紫外線又は紫外線を感知するため、煙や熱が感知器に到達する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性がある炎感知器からなる種類の火災感知器を組み合わせて設置する設計を基本とする。</p> <p>アナログ式の煙感知器は熱気等が発源する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定すること、動作動を防止する設計とする。</p> <p>アナログ式でない炎感知器の動作動を防止するため、アナログ式でない炎感知器を屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近接しない場所に設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を防ぐ遮光板の設置や防水型を採用する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>1. 1. 2 火災の感知及び消火</p> <p><中略></p> <p>ただし、燃料取扱用水ピットを設置する火災区域及び復水ピットを設置する火災区域は、当該の火災区域において火災が発生した場合でも、同一火災区域及び隣接火災区域に設置されている設計 蓄熱対象施設が火災によりその安全性が損なわれないこと、並びに重大事故等対処施設が火災によりその重大事故等に対応するために必要な機能が損なわれないことから、火災感知器及び消火設備を設置しない設計とする。</p>	整合性	備考													

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 359 1368 1766">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1368 359 1389 1766">設置許可申請書(添付書類A) 該当事項</th> <th data-bbox="1389 359 1409 1766">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1409 359 1430 1766">整合性</th> <th data-bbox="1430 359 1451 1766">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1466 359 1486 1766"> 1.7.2.3.1.3 火災受信機 1.7.1.3.1.3 火災受信機「の基本方針を通告する。 なお、重大事故等に対処する場合は考慮して、緊急時対策所で監視できる設計とする。 </td> <td data-bbox="1495 359 1635 1766"> (1) 火災感知設備 a. 火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設(所内常設直流電源設備(3系統目)及びその配線を除く。)を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 (c) 火災感知設備の設計上の考慮 火災感知設備のうち火災受信機は、感知器等を設置場所を1つずつ特定することにより火災の発生場所を特定することができる機能を有するものとし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 また、重大事故等に対処する場合は考慮して、緊急時対策所及び[]において中央制御室の火災受信機における感知器の動作状況を監視できる設計とする。 <中略> 屋外に設置する感知器等は、外気温度が-10℃まで低下しても使用可能なものを設置する。 屋外の火災感知設備は、感知器等の予備を保有し、風被害の影響を受けた場合にも、早期に取替えを行うことにより性能を確保する設計とする。 <中略> </td> <td data-bbox="1665 359 1804 1766"> (1) 火災感知設備 a. 火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設(所内常設直流電源設備(3系統目)及びその配線を除く。)を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 (c) 火災感知設備の設計上の考慮 火災感知設備のうち火災受信機は、作動した火災感知器を1つずつ特定できるアナログ式の受信機とし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 また、重大事故等に対処する場合は考慮して、緊急時対策所及び[]において中央制御室の火災受信機における感知器の動作状況を監視できる設計とする。 <中略> </td> <td data-bbox="1834 359 1914 1766"> 設計及び工事の計画の基 本設計方針「(1) 火災感知設備」は P103 添付書類 16 を中略。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1982 359 2003 1766"> 1.7.2.3.1.4 火災感知設備の電源確保 火災感知設備は、全交変動力電源喪失時ににおいても火災の感知が可能となるよう(1)電源確保を行う。 </td> <td data-bbox="2033 359 2172 1766"> b. 上記 a. 項を除く火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 <中略> 火災感知設備のうち火災受信機は、作動した火災感知器を1つずつ特定できるアナログ式の受信機とし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 また、重大事故等に対処する場合は考慮して、緊急時対策所及び[]において中央制御室の火災受信機における感知器の動作状況を監視できる設計とする。 <中略> </td> <td data-bbox="2202 359 2341 1766"> (1) 火災感知設備 a. 火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設(所内常設直流電源設備(3系統目)及びその配線を除く。)を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 (c) 火災感知設備の設計上の考慮 火災感知設備のうち火災受信機は、外部電源喪失時又は全交変動力電源喪失時ににおいても火災の感知が可能となるため、非常用電源であるディーゼル発電機又は代替電源から電力が供給確保されるまでに必要な容量を有した消防法を満足する。 </td> <td data-bbox="2371 359 2510 1766"> 設計及び工事の計画の基 本設計方針「(1) 火災感知設備」は、添付書類 2(共 文)の01の内容及び添付書類 16 を中略。 </td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	1.7.2.3.1.3 火災受信機 1.7.1.3.1.3 火災受信機「の基本方針を通告する。 なお、重大事故等に対処する場合は考慮して、緊急時対策所で監視できる設計とする。	(1) 火災感知設備 a. 火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設(所内常設直流電源設備(3系統目)及びその配線を除く。)を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 (c) 火災感知設備の設計上の考慮 火災感知設備のうち火災受信機は、感知器等を設置場所を1つずつ特定することにより火災の発生場所を特定することができる機能を有するものとし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 また、重大事故等に対処する場合は考慮して、緊急時対策所及び[]において中央制御室の火災受信機における感知器の動作状況を監視できる設計とする。 <中略> 屋外に設置する感知器等は、外気温度が-10℃まで低下しても使用可能なものを設置する。 屋外の火災感知設備は、感知器等の予備を保有し、風被害の影響を受けた場合にも、早期に取替えを行うことにより性能を確保する設計とする。 <中略>	(1) 火災感知設備 a. 火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設(所内常設直流電源設備(3系統目)及びその配線を除く。)を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 (c) 火災感知設備の設計上の考慮 火災感知設備のうち火災受信機は、作動した火災感知器を1つずつ特定できるアナログ式の受信機とし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 また、重大事故等に対処する場合は考慮して、緊急時対策所及び[]において中央制御室の火災受信機における感知器の動作状況を監視できる設計とする。 <中略>	設計及び工事の計画の基 本設計方針「(1) 火災感知設備」は P103 添付書類 16 を中略。	1.7.2.3.1.4 火災感知設備の電源確保 火災感知設備は、全交変動力電源喪失時ににおいても火災の感知が可能となるよう(1)電源確保を行う。	b. 上記 a. 項を除く火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 <中略> 火災感知設備のうち火災受信機は、作動した火災感知器を1つずつ特定できるアナログ式の受信機とし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 また、重大事故等に対処する場合は考慮して、緊急時対策所及び[]において中央制御室の火災受信機における感知器の動作状況を監視できる設計とする。 <中略>	(1) 火災感知設備 a. 火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設(所内常設直流電源設備(3系統目)及びその配線を除く。)を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 (c) 火災感知設備の設計上の考慮 火災感知設備のうち火災受信機は、外部電源喪失時又は全交変動力電源喪失時ににおいても火災の感知が可能となるため、非常用電源であるディーゼル発電機又は代替電源から電力が供給確保されるまでに必要な容量を有した消防法を満足する。	設計及び工事の計画の基 本設計方針「(1) 火災感知設備」は、添付書類 2(共 文)の01の内容及び添付書類 16 を中略。	<p>記載の適正化</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考											
1.7.2.3.1.3 火災受信機 1.7.1.3.1.3 火災受信機「の基本方針を通告する。 なお、重大事故等に対処する場合は考慮して、緊急時対策所で監視できる設計とする。	(1) 火災感知設備 a. 火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設(所内常設直流電源設備(3系統目)及びその配線を除く。)を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 (c) 火災感知設備の設計上の考慮 火災感知設備のうち火災受信機は、感知器等を設置場所を1つずつ特定することにより火災の発生場所を特定することができる機能を有するものとし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 また、重大事故等に対処する場合は考慮して、緊急時対策所及び[]において中央制御室の火災受信機における感知器の動作状況を監視できる設計とする。 <中略> 屋外に設置する感知器等は、外気温度が-10℃まで低下しても使用可能なものを設置する。 屋外の火災感知設備は、感知器等の予備を保有し、風被害の影響を受けた場合にも、早期に取替えを行うことにより性能を確保する設計とする。 <中略>	(1) 火災感知設備 a. 火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設(所内常設直流電源設備(3系統目)及びその配線を除く。)を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 (c) 火災感知設備の設計上の考慮 火災感知設備のうち火災受信機は、作動した火災感知器を1つずつ特定できるアナログ式の受信機とし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 また、重大事故等に対処する場合は考慮して、緊急時対策所及び[]において中央制御室の火災受信機における感知器の動作状況を監視できる設計とする。 <中略>	設計及び工事の計画の基 本設計方針「(1) 火災感知設備」は P103 添付書類 16 を中略。												
1.7.2.3.1.4 火災感知設備の電源確保 火災感知設備は、全交変動力電源喪失時ににおいても火災の感知が可能となるよう(1)電源確保を行う。	b. 上記 a. 項を除く火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 <中略> 火災感知設備のうち火災受信機は、作動した火災感知器を1つずつ特定できるアナログ式の受信機とし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 また、重大事故等に対処する場合は考慮して、緊急時対策所及び[]において中央制御室の火災受信機における感知器の動作状況を監視できる設計とする。 <中略>	(1) 火災感知設備 a. 火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設(所内常設直流電源設備(3系統目)及びその配線を除く。)を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 (c) 火災感知設備の設計上の考慮 火災感知設備のうち火災受信機は、外部電源喪失時又は全交変動力電源喪失時ににおいても火災の感知が可能となるため、非常用電源であるディーゼル発電機又は代替電源から電力が供給確保されるまでに必要な容量を有した消防法を満足する。	設計及び工事の計画の基 本設計方針「(1) 火災感知設備」は、添付書類 2(共 文)の01の内容及び添付書類 16 を中略。												

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 1409 1863 1759">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1347 1052 1863 1409">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th data-bbox="1347 646 1863 1052">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1347 359 1863 646">整合性</th> <th data-bbox="1347 277 1863 359">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1863 1409 2252 1759"> <p>中央制御室及び[]を常時監視できる設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1863 1052 2252 1409"> <p>「1.7.1.3.1.3 水汽受信機」の基本方針を修正する。 なお、重大事故等に対処する場合を考慮して、緊急時対策所及び[]で監視できる設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1863 646 2252 1052"> <p>(1) 水汽感知設備 a. 水汽防壁(重要な機器等又は重大事故等対策施設(所内常設直流通電設備(3系統目)及びその電路を除く))を設置する水汽区域又は水汽感知設備の設計 (c) 水汽感知設備の設計上の考慮 水汽感知設備のうち水汽受信機は、感知器等の設置場所を1つずつ特定することにより水汽の発生場所を特定することができる機能を有するものとし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 また、重大事故等に対処する場合を考慮して、緊急時対策所及び[]において中央制御室の水汽受信機における感知器の動作状況を監視できる設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1863 359 2252 646"> <p>設計及び工事の計画の基 本設計方針「(1) 水汽感 知設備」はP03-添1-1- 44を再掲。</p> </td> <td data-bbox="1863 277 2252 359"> <p>16.17を再掲。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="2252 1409 2368 1759"></td> <td data-bbox="2252 1052 2368 1409"></td> <td data-bbox="2252 646 2368 1052"> <p>b. 上記a. 項を除く水汽区域又は水汽区域の水汽感知設備の設計 <中略> 水汽感知設備は、外部電源(水汽又は全交流動力電源)供給において水汽の感知を可能とするため、非常用電源である[]から電力が供給開始されるまでに必要な容量を有した前防法を備える前電池を設け、所内常設直流通電設備(3系統目)及びその電路を設置する水汽区域又は水汽区域の水汽感知設備は、①非常用電源からの受電も可能な設計とする。 <中略></p> </td> <td data-bbox="2252 359 2368 646"> <p>設計及び工事の計画の基 本設計方針「(1) 水汽感 知設備」はP03-添1-1- 44を再掲。</p> </td> <td data-bbox="2252 277 2368 359"></td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>中央制御室及び[]を常時監視できる設計とする。</p>	<p>「1.7.1.3.1.3 水汽受信機」の基本方針を修正する。 なお、重大事故等に対処する場合を考慮して、緊急時対策所及び[]で監視できる設計とする。</p>	<p>(1) 水汽感知設備 a. 水汽防壁(重要な機器等又は重大事故等対策施設(所内常設直流通電設備(3系統目)及びその電路を除く))を設置する水汽区域又は水汽感知設備の設計 (c) 水汽感知設備の設計上の考慮 水汽感知設備のうち水汽受信機は、感知器等の設置場所を1つずつ特定することにより水汽の発生場所を特定することができる機能を有するものとし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 また、重大事故等に対処する場合を考慮して、緊急時対策所及び[]において中央制御室の水汽受信機における感知器の動作状況を監視できる設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画の基 本設計方針「(1) 水汽感 知設備」はP03-添1-1- 44を再掲。</p>	<p>16.17を再掲。</p>			<p>b. 上記a. 項を除く水汽区域又は水汽区域の水汽感知設備の設計 <中略> 水汽感知設備は、外部電源(水汽又は全交流動力電源)供給において水汽の感知を可能とするため、非常用電源である[]から電力が供給開始されるまでに必要な容量を有した前防法を備える前電池を設け、所内常設直流通電設備(3系統目)及びその電路を設置する水汽区域又は水汽区域の水汽感知設備は、①非常用電源からの受電も可能な設計とする。 <中略></p>	<p>設計及び工事の計画の基 本設計方針「(1) 水汽感 知設備」はP03-添1-1- 44を再掲。</p>		<p>記載の適正化</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考													
<p>中央制御室及び[]を常時監視できる設計とする。</p>	<p>「1.7.1.3.1.3 水汽受信機」の基本方針を修正する。 なお、重大事故等に対処する場合を考慮して、緊急時対策所及び[]で監視できる設計とする。</p>	<p>(1) 水汽感知設備 a. 水汽防壁(重要な機器等又は重大事故等対策施設(所内常設直流通電設備(3系統目)及びその電路を除く))を設置する水汽区域又は水汽感知設備の設計 (c) 水汽感知設備の設計上の考慮 水汽感知設備のうち水汽受信機は、感知器等の設置場所を1つずつ特定することにより水汽の発生場所を特定することができる機能を有するものとし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 また、重大事故等に対処する場合を考慮して、緊急時対策所及び[]において中央制御室の水汽受信機における感知器の動作状況を監視できる設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画の基 本設計方針「(1) 水汽感 知設備」はP03-添1-1- 44を再掲。</p>	<p>16.17を再掲。</p>													
		<p>b. 上記a. 項を除く水汽区域又は水汽区域の水汽感知設備の設計 <中略> 水汽感知設備は、外部電源(水汽又は全交流動力電源)供給において水汽の感知を可能とするため、非常用電源である[]から電力が供給開始されるまでに必要な容量を有した前防法を備える前電池を設け、所内常設直流通電設備(3系統目)及びその電路を設置する水汽区域又は水汽区域の水汽感知設備は、①非常用電源からの受電も可能な設計とする。 <中略></p>	<p>設計及び工事の計画の基 本設計方針「(1) 水汽感 知設備」はP03-添1-1- 44を再掲。</p>														

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 1409 2249 1461">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1347 1052 2249 1104">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th data-bbox="1347 695 2249 747">設置及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1347 338 2249 390">整合性</th> <th data-bbox="1347 279 2249 331">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1347 1409 2249 1461"> <p>前に②噴射水の吐出ができるように警報を発生する設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1347 1052 2249 1104"> <p>1.7.2.3.2.6 消防用水の最大放水量の確認 「1.7.1.3.2.8 消防用水の最大放水量の確認」の基本方針を適用する。</p> </td> <td data-bbox="1347 695 2249 747"> <p>設計及び工事の計画 消防用水の吐出は、動作前に②噴射水の吐出ができるように警報を発生する設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1347 338 2249 390"> <p>本設計方針(6)即応式ガス消防設備の吐出警報は、消防認可申請書(本文)の②の容量と整合していることから、本設計方針(6)即応式ガス消防設備の吐出警報は、消防認可申請書(本文)の②の容量と整合していることから、</p> </td> <td data-bbox="1347 279 2249 331"> <p>本設計方針(6)即応式ガス消防設備の吐出警報は、消防認可申請書(本文)の②の容量と整合していることから、</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 1409 2249 1461"> <p>消防用本系統は、2時間の最大放水量を確保し、</p> </td> <td data-bbox="1347 1052 2249 1104"> <p>1.7.2.3.2.6 消防用水の最大放水量の確認 「1.7.1.3.2.8 消防用水の最大放水量の確認」の基本方針を適用する。</p> </td> <td data-bbox="1347 695 2249 747"> <p>消防用本系統の水源である淡水タンク(1・2・3・4号機共用)(以下同じ)、地溝等により淡水タンクが使用できない場合に使用する消防水タンク(3・4号機共用)(以下同じ)は、スプリンクラーの最大放水量で、消火を2時間継続した場合の水量(200t)を確保する設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1347 338 2249 390"> <p>設計及び工事の計画の基礎は、消防認可申請書(本文)の②の容量と整合していることから、</p> </td> <td data-bbox="1347 279 2249 331"> <p>設計及び工事の計画の基礎は、消防認可申請書(本文)の②の容量と整合していることから、</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 1409 2249 1461"> <p>消防用本系統と共用しない消火を優先する設計並びに</p> </td> <td data-bbox="1347 1052 2249 1104"> <p>1.7.2.3.2.7 消防用水の優先供給 「1.7.1.3.2.9 消防用水の優先供給」の基本方針を適用する。</p> </td> <td data-bbox="1347 695 2249 747"> <p>消防用本系統は、消防法施行令に基づき設計する。なお、遠隔放水装置については、屋内消火栓に要求される放水量以上の容量を確保するよう設計する。</p> </td> <td data-bbox="1347 338 2249 390"> <p>設計及び工事の計画の基礎は、消防認可申請書(本文)の②の容量と整合していることから、</p> </td> <td data-bbox="1347 279 2249 331"> <p>設計及び工事の計画の基礎は、消防認可申請書(本文)の②の容量と整合していることから、</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 1409 2249 1461"> <p>水源及び消防栓は、2時間の最大放水量を確保し、</p> </td> <td data-bbox="1347 1052 2249 1104"> <p>1.7.2.3.2.8 消防用本系統の多重性又は多様性の考慮</p> </td> <td data-bbox="1347 695 2249 747"> <p>消防用本系統は、消防法施行令に基づき設計する。なお、遠隔放水装置については、屋内消火栓に要求される放水量以上の容量を確保するよう設計する。</p> </td> <td data-bbox="1347 338 2249 390"> <p>設計及び工事の計画の基礎は、消防認可申請書(本文)の②の容量と整合していることから、</p> </td> <td data-bbox="1347 279 2249 331"> <p>設計及び工事の計画の基礎は、消防認可申請書(本文)の②の容量と整合していることから、</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設置及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>前に②噴射水の吐出ができるように警報を発生する設計とする。</p>	<p>1.7.2.3.2.6 消防用水の最大放水量の確認 「1.7.1.3.2.8 消防用水の最大放水量の確認」の基本方針を適用する。</p>	<p>設計及び工事の計画 消防用水の吐出は、動作前に②噴射水の吐出ができるように警報を発生する設計とする。</p>	<p>本設計方針(6)即応式ガス消防設備の吐出警報は、消防認可申請書(本文)の②の容量と整合していることから、本設計方針(6)即応式ガス消防設備の吐出警報は、消防認可申請書(本文)の②の容量と整合していることから、</p>	<p>本設計方針(6)即応式ガス消防設備の吐出警報は、消防認可申請書(本文)の②の容量と整合していることから、</p>	<p>消防用本系統は、2時間の最大放水量を確保し、</p>	<p>1.7.2.3.2.6 消防用水の最大放水量の確認 「1.7.1.3.2.8 消防用水の最大放水量の確認」の基本方針を適用する。</p>	<p>消防用本系統の水源である淡水タンク(1・2・3・4号機共用)(以下同じ)、地溝等により淡水タンクが使用できない場合に使用する消防水タンク(3・4号機共用)(以下同じ)は、スプリンクラーの最大放水量で、消火を2時間継続した場合の水量(200t)を確保する設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画の基礎は、消防認可申請書(本文)の②の容量と整合していることから、</p>	<p>設計及び工事の計画の基礎は、消防認可申請書(本文)の②の容量と整合していることから、</p>	<p>消防用本系統と共用しない消火を優先する設計並びに</p>	<p>1.7.2.3.2.7 消防用水の優先供給 「1.7.1.3.2.9 消防用水の優先供給」の基本方針を適用する。</p>	<p>消防用本系統は、消防法施行令に基づき設計する。なお、遠隔放水装置については、屋内消火栓に要求される放水量以上の容量を確保するよう設計する。</p>	<p>設計及び工事の計画の基礎は、消防認可申請書(本文)の②の容量と整合していることから、</p>	<p>設計及び工事の計画の基礎は、消防認可申請書(本文)の②の容量と整合していることから、</p>	<p>水源及び消防栓は、2時間の最大放水量を確保し、</p>	<p>1.7.2.3.2.8 消防用本系統の多重性又は多様性の考慮</p>	<p>消防用本系統は、消防法施行令に基づき設計する。なお、遠隔放水装置については、屋内消火栓に要求される放水量以上の容量を確保するよう設計する。</p>	<p>設計及び工事の計画の基礎は、消防認可申請書(本文)の②の容量と整合していることから、</p>	<p>設計及び工事の計画の基礎は、消防認可申請書(本文)の②の容量と整合していることから、</p>	<p>記載の適正化</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設置及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																							
<p>前に②噴射水の吐出ができるように警報を発生する設計とする。</p>	<p>1.7.2.3.2.6 消防用水の最大放水量の確認 「1.7.1.3.2.8 消防用水の最大放水量の確認」の基本方針を適用する。</p>	<p>設計及び工事の計画 消防用水の吐出は、動作前に②噴射水の吐出ができるように警報を発生する設計とする。</p>	<p>本設計方針(6)即応式ガス消防設備の吐出警報は、消防認可申請書(本文)の②の容量と整合していることから、本設計方針(6)即応式ガス消防設備の吐出警報は、消防認可申請書(本文)の②の容量と整合していることから、</p>	<p>本設計方針(6)即応式ガス消防設備の吐出警報は、消防認可申請書(本文)の②の容量と整合していることから、</p>																							
<p>消防用本系統は、2時間の最大放水量を確保し、</p>	<p>1.7.2.3.2.6 消防用水の最大放水量の確認 「1.7.1.3.2.8 消防用水の最大放水量の確認」の基本方針を適用する。</p>	<p>消防用本系統の水源である淡水タンク(1・2・3・4号機共用)(以下同じ)、地溝等により淡水タンクが使用できない場合に使用する消防水タンク(3・4号機共用)(以下同じ)は、スプリンクラーの最大放水量で、消火を2時間継続した場合の水量(200t)を確保する設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画の基礎は、消防認可申請書(本文)の②の容量と整合していることから、</p>	<p>設計及び工事の計画の基礎は、消防認可申請書(本文)の②の容量と整合していることから、</p>																							
<p>消防用本系統と共用しない消火を優先する設計並びに</p>	<p>1.7.2.3.2.7 消防用水の優先供給 「1.7.1.3.2.9 消防用水の優先供給」の基本方針を適用する。</p>	<p>消防用本系統は、消防法施行令に基づき設計する。なお、遠隔放水装置については、屋内消火栓に要求される放水量以上の容量を確保するよう設計する。</p>	<p>設計及び工事の計画の基礎は、消防認可申請書(本文)の②の容量と整合していることから、</p>	<p>設計及び工事の計画の基礎は、消防認可申請書(本文)の②の容量と整合していることから、</p>																							
<p>水源及び消防栓は、2時間の最大放水量を確保し、</p>	<p>1.7.2.3.2.8 消防用本系統の多重性又は多様性の考慮</p>	<p>消防用本系統は、消防法施行令に基づき設計する。なお、遠隔放水装置については、屋内消火栓に要求される放水量以上の容量を確保するよう設計する。</p>	<p>設計及び工事の計画の基礎は、消防認可申請書(本文)の②の容量と整合していることから、</p>	<p>設計及び工事の計画の基礎は、消防認可申請書(本文)の②の容量と整合していることから、</p>																							

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>また、屋外、屋外の自防火制御を考慮し、消火栓を配置する上と4.1に。</p> <p>移動式消火設備を配置する設計とする。</p> <p>消火設備の消火剤は、想定される火災の性質に応じた上分室を配置し。</p>	<p>設置及び工事の計画 該当事項</p> <p>1.7.1.3.2.3 消防用水供給系の多重性又は多様性の考慮の基本方針を適用する。</p> <p>1.7.2.3.2.5 移動式消火設備の配置</p> <p>1.7.1.3.2.12 消火栓の配置の基本方針を適用する。</p> <p>1.7.3.2.5 移動式消火設備の配置</p> <p>1.7.1.3.2.7 移動式消火設備の配置の基本方針を適用する。</p> <p>1.7.3.2.4 想定火災の性質に応じた消火剤の容量</p> <p>1.7.1.3.2.6 想定火災の性質に応じた消火剤の容量の基本方針を適用する。</p>	<p>整合性</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>1.7.1.3.2.3 消防用水供給系は、屋外消火ポンプ(3・4号機共用(以下同じ))、ブローラポンプ(1・2・3・4号機共用(以下同じ))及び建築物内消火ポンプ(1・2・3・4号機共用(以下同じ))の設置による多重性並びに水庫である取水タンク2基の設置による多重性を有する設計とする。</p> <p>また、地盤等により取水タンクが使用できない場合に備え、2号の消火水バックアップポンプ(3・4号機共用(以下同じ))、6基の消火水バックアップポンプの設置により多重性を有する設計とする。</p> <p>原子炉格納容器スプレイ設備は、地盤等により取水タンクが使用できない場合に備え、2号の多重性を有する格納容器スプレイポンプ、1基の燃料取扱用ホット水を有する設計とする。静的機器である燃料取扱用ホット水は、原子炉格納容器スプレイ設備による消火時間を考慮した容量とする。</p> <p>d. 消火設備の配置上の考慮</p> <p>(c) 消火栓の配置</p> <p>火災防護上重要な機器等又は重大事故対策施設を設置する火災区画又は火災区画に設置する消火栓は、消防法第17条に準拠し、屋内消火栓又は屋外消火栓を設置する。</p> <p>8. その他</p> <p>(a) 移動式消火設備(1・2・3・4号機共用、3号機に保管(以下同じ))</p> <p>移動式消火設備は、現象の火災を即定した消火活動が可能な水源を有し、機動性のある化学消防自動車及び化学消防自動車が発煙又は放煙の場合に備え、予備を1台配置する設計とする。</p> <p>a. 消火設備の消火剤の容量</p> <p>消火設備の消火剤は、想定される火災の性質(急激な温度変化、煙の量度の上昇、赤外線量の上昇)に応じた十分な容量を具備するために、スプリンクラー、全滅ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備、水噴霧消火設備及びフロアカーペット消火設備については消防法施行規則に基づき消火剤を配置する設計とする。</p> <p>また、ケーブレットレイ消火設備の消火剤は、実証試験により消火性能を確保した試験の消火剤容量以上となる容量以上を確保するよう設計する。エアロゾル消火設備の消火剤は、UL275(Used Condensed Aerosol Extinguishing System Units)で要求された消火剤容量以上となる容量以上を確保する設計とする。遠隔放水装置は、試験により消火剤空間全域に放水可能なよう設計する。</p>

記載の適正化

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表
 【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 354 1397 1759">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1347 1052 1397 1402">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th data-bbox="1347 642 1397 1041">設計及び工事の計画 該当事項 <中略></th> <th data-bbox="1347 354 1397 642">整合性</th> <th data-bbox="1347 354 1397 642">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1397 1402 1635 1759"> <p>管理区域で放出された場合、放射線物質を含むおそれのある排水の管理区域外への放出を防止する設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1397 1052 1635 1402"> <p>1.7.3.2.12 管理区域外への放出排水の放出防止 「1.7.1.3.2.14. 管理区域外への放出排水の放出防止」の基本方針を採用する。</p> </td> <td data-bbox="1397 642 1635 1041"> <p>d. 排水設備の配置上の考慮 (b) 管理区域外への放出排水の放出防止は、管理区域外へ放出を防止するため、各フロアの目皿や配管により回収し、液体廃棄物処理設備で処理する設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1397 354 1635 642"> <p>設計及び工事の計画の基本設計方針「(b) 管理区域外への放出排水の放出防止」はR08-添11-r-21を再掲。</p> </td> <td data-bbox="1397 354 1635 642"> <p>設計及び工事の計画の基本設計方針「(a) 水質による二次的影響の考慮」は、設置許可申請書(本文)の⑨を具体的に記載しておける。要約として、</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1635 1402 1932 1759"> <p>⑨炉火災時は、火災の水蒸気等による直接的な影響、蒸気発生等による二次的影響を受けず、火災が発生しないよう、火災発生時に、蒸気発生を抑制する設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1635 1052 1932 1402"> <p>1.7.3.2.3 水質に対する二次的影響の考慮 「1.7.1.3.2.5 水質に対する二次的影響の考慮」の基本方針を採用する。</p> </td> <td data-bbox="1635 642 1932 1041"> <p>d. 排水設備の配置上の考慮 (a) 水質による二次的影響の考慮 ③スライム生成による、閉鎖回路の採用、ケーブトレイへのシールド対策により、火災が発生しないよう、火災防止装置及び重要機器等に火災による直接的な影響を軽減し、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p> <p>④火災発生時の排水設備、二次化設備、二次化設備排水設備及びエシエントニウムなど重要機器の冷却、雨水等の採用により、火災が発生しないよう、火災防止装置及び重要機器等の設置が、火災による直接的な影響を受けない設計とする。</p> <p>⑤ケルトリウムなど重要機器及び圧力容器は、電気絶縁性が高い消防の採用、ケーブトレイ内又は電気室内に排水槽を設けることにより、火災が発生しないよう、火災防止装置及び重要機器等の設置が、火災による直接的な影響を受けない設計とする。</p> <p>⑥火災発生時の排水設備は、排水槽として放射性廃棄物の閉じ込め機能を必要とする。水が溜ることにより、火災が発生しないよう、火災防止装置及び重要機器等の設置が、火災による直接的な影響を受けない設計とする。</p> <p>⑦また、火災防止装置及び重要機器等の設置が、火災による直接的な影響を受けないよう、火災防止装置及び重要機器等の設置が、火災による直接的な影響を受けない設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1635 354 1932 642"> <p>設計及び工事の計画の設計方針「(a) 水質による二次的影響の考慮」は、R08-添11-r-21を再掲。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1932 1402 2249 1759"> <p>全交流動力電源喪失時の電源確保を図るとともに、</p> </td> <td data-bbox="1932 1052 2249 1402"> <p>1.7.3.2.9 排水設備の電源確保 作動に必要な電源が確保される設計とする。また、全交流動力電源喪失時の電源確保を図るとともに、</p> </td> <td data-bbox="1932 642 2249 1041"> <p>c. 排水設備の電源確保 ディーゼルポンプは、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時にも起動可能なよう、蓄電池により電源が確保される設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1932 354 2249 642"> <p>設計及び工事の計画の設計方針「(c) 排水設備」</p> </td> <td data-bbox="1932 354 2249 642"> <p>設計及び工事の計画の設計方針「(c) 排水設備」</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項 <中略>	整合性	備考	<p>管理区域で放出された場合、放射線物質を含むおそれのある排水の管理区域外への放出を防止する設計とする。</p>	<p>1.7.3.2.12 管理区域外への放出排水の放出防止 「1.7.1.3.2.14. 管理区域外への放出排水の放出防止」の基本方針を採用する。</p>	<p>d. 排水設備の配置上の考慮 (b) 管理区域外への放出排水の放出防止は、管理区域外へ放出を防止するため、各フロアの目皿や配管により回収し、液体廃棄物処理設備で処理する設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画の基本設計方針「(b) 管理区域外への放出排水の放出防止」はR08-添11-r-21を再掲。</p>	<p>設計及び工事の計画の基本設計方針「(a) 水質による二次的影響の考慮」は、設置許可申請書(本文)の⑨を具体的に記載しておける。要約として、</p>	<p>⑨炉火災時は、火災の水蒸気等による直接的な影響、蒸気発生等による二次的影響を受けず、火災が発生しないよう、火災発生時に、蒸気発生を抑制する設計とする。</p>	<p>1.7.3.2.3 水質に対する二次的影響の考慮 「1.7.1.3.2.5 水質に対する二次的影響の考慮」の基本方針を採用する。</p>	<p>d. 排水設備の配置上の考慮 (a) 水質による二次的影響の考慮 ③スライム生成による、閉鎖回路の採用、ケーブトレイへのシールド対策により、火災が発生しないよう、火災防止装置及び重要機器等に火災による直接的な影響を軽減し、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p> <p>④火災発生時の排水設備、二次化設備、二次化設備排水設備及びエシエントニウムなど重要機器の冷却、雨水等の採用により、火災が発生しないよう、火災防止装置及び重要機器等の設置が、火災による直接的な影響を受けない設計とする。</p> <p>⑤ケルトリウムなど重要機器及び圧力容器は、電気絶縁性が高い消防の採用、ケーブトレイ内又は電気室内に排水槽を設けることにより、火災が発生しないよう、火災防止装置及び重要機器等の設置が、火災による直接的な影響を受けない設計とする。</p> <p>⑥火災発生時の排水設備は、排水槽として放射性廃棄物の閉じ込め機能を必要とする。水が溜ることにより、火災が発生しないよう、火災防止装置及び重要機器等の設置が、火災による直接的な影響を受けない設計とする。</p> <p>⑦また、火災防止装置及び重要機器等の設置が、火災による直接的な影響を受けないよう、火災防止装置及び重要機器等の設置が、火災による直接的な影響を受けない設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画の設計方針「(a) 水質による二次的影響の考慮」は、R08-添11-r-21を再掲。</p>	<p>全交流動力電源喪失時の電源確保を図るとともに、</p>	<p>1.7.3.2.9 排水設備の電源確保 作動に必要な電源が確保される設計とする。また、全交流動力電源喪失時の電源確保を図るとともに、</p>	<p>c. 排水設備の電源確保 ディーゼルポンプは、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時にも起動可能なよう、蓄電池により電源が確保される設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画の設計方針「(c) 排水設備」</p>	<p>設計及び工事の計画の設計方針「(c) 排水設備」</p>	<p>記載の適正化</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項 <中略>	整合性	備考																	
<p>管理区域で放出された場合、放射線物質を含むおそれのある排水の管理区域外への放出を防止する設計とする。</p>	<p>1.7.3.2.12 管理区域外への放出排水の放出防止 「1.7.1.3.2.14. 管理区域外への放出排水の放出防止」の基本方針を採用する。</p>	<p>d. 排水設備の配置上の考慮 (b) 管理区域外への放出排水の放出防止は、管理区域外へ放出を防止するため、各フロアの目皿や配管により回収し、液体廃棄物処理設備で処理する設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画の基本設計方針「(b) 管理区域外への放出排水の放出防止」はR08-添11-r-21を再掲。</p>	<p>設計及び工事の計画の基本設計方針「(a) 水質による二次的影響の考慮」は、設置許可申請書(本文)の⑨を具体的に記載しておける。要約として、</p>																	
<p>⑨炉火災時は、火災の水蒸気等による直接的な影響、蒸気発生等による二次的影響を受けず、火災が発生しないよう、火災発生時に、蒸気発生を抑制する設計とする。</p>	<p>1.7.3.2.3 水質に対する二次的影響の考慮 「1.7.1.3.2.5 水質に対する二次的影響の考慮」の基本方針を採用する。</p>	<p>d. 排水設備の配置上の考慮 (a) 水質による二次的影響の考慮 ③スライム生成による、閉鎖回路の採用、ケーブトレイへのシールド対策により、火災が発生しないよう、火災防止装置及び重要機器等に火災による直接的な影響を軽減し、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p> <p>④火災発生時の排水設備、二次化設備、二次化設備排水設備及びエシエントニウムなど重要機器の冷却、雨水等の採用により、火災が発生しないよう、火災防止装置及び重要機器等の設置が、火災による直接的な影響を受けない設計とする。</p> <p>⑤ケルトリウムなど重要機器及び圧力容器は、電気絶縁性が高い消防の採用、ケーブトレイ内又は電気室内に排水槽を設けることにより、火災が発生しないよう、火災防止装置及び重要機器等の設置が、火災による直接的な影響を受けない設計とする。</p> <p>⑥火災発生時の排水設備は、排水槽として放射性廃棄物の閉じ込め機能を必要とする。水が溜ることにより、火災が発生しないよう、火災防止装置及び重要機器等の設置が、火災による直接的な影響を受けない設計とする。</p> <p>⑦また、火災防止装置及び重要機器等の設置が、火災による直接的な影響を受けないよう、火災防止装置及び重要機器等の設置が、火災による直接的な影響を受けない設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画の設計方針「(a) 水質による二次的影響の考慮」は、R08-添11-r-21を再掲。</p>																		
<p>全交流動力電源喪失時の電源確保を図るとともに、</p>	<p>1.7.3.2.9 排水設備の電源確保 作動に必要な電源が確保される設計とする。また、全交流動力電源喪失時の電源確保を図るとともに、</p>	<p>c. 排水設備の電源確保 ディーゼルポンプは、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時にも起動可能なよう、蓄電池により電源が確保される設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画の設計方針「(c) 排水設備」</p>	<p>設計及び工事の計画の設計方針「(c) 排水設備」</p>																	

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 1409 2252 1461">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1347 1056 2252 1409">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th data-bbox="1347 646 2252 1056">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1347 506 2252 646">整合性</th> <th data-bbox="1347 365 2252 506">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1347 1409 2252 1822"> <p>中央制御室又は[]に放煙装置を施工する設計とする。</p> <p>なお、消火設備への移動及び操作を円滑にするため、蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1347 1056 2252 1409"> <p>設置許可申請書(添付書類A)該当事項 1.7.2.3.2.8 消火設備の放煙装置 「1.7.1.3.2.10 消火設備の放煙装置」の基本方針を適用する。</p> <p>1.7.2.3.2.13 消火用の照明器具 「1.7.1.3.2.15 消火用の照明器具」の基本方針を適用する。</p> <p>1.7.2.3.3 地震等の自然現象の考慮 火災感知設備及び消火設備は、以下に示す地震等の自然現象を考慮し、機能及び性能が維持される設計とする。</p> <p>1.7.2.3.3.1 凍結防止対策 「1.7.1.3.3.1 凍結防止対策」の基本方針を適用する。</p> </td> <td data-bbox="1347 646 2252 1056"> <p>設計及び工事の計画 該当事項 消火バクアックアップポンプ及び原子炉格納容器スレイ設備は、非常用電源又は代替電源から受電すること、外部電源喪失時又は全交流動力喪失時においても機能を失わない設計とする。</p> <p>スプリングクーラー、全滅ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備、フロアケーブールドクト消火設備及び遠隔放水装置は、外部電源喪失時又は全交流動力喪失時にも設備の動作に必要な充電池により確保される設計とする。</p> <p>e. 消火設備の警報 (a) 消火設備の放煙装置 ディーゼル消火ポンプ、電動消火ポンプ、燃焼制御消火ポンプ、消火バクアックアップポンプ、全滅ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、スプリングクーラー、二酸化炭素消火設備、ケーブールドクト消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備、フロアケーブールドクト消火設備及び遠隔放水装置は、設備異常の放煙装置を中央制御室又は[]に接続する設計とする。</p> <p>8. その他 (b) 消火用の照明器具 建屋内の消火用、消火設備用機器の設置場所及び設置場所への経路には、移動及び消火設備の動作を行うため、30分以上の容量を有する蓄電池を内蔵する照明器具を設置する。</p> <p>1. 1. 2 火災の感知及び消火 <中略> 火災区域又は火災区域の火災感知設備及び消火設備は、地震時及び地震後においても、火災防護上重要な機器等の距離クラス及び重大事故等対応施設の区分に応じた、機能を保持する設計とする。具体的には、機器の構造強度の確認、加振試験又は解析・評価による機能保持の確認結果を踏まえ、火災感知設備及び消火設備全体としての機能が保持される設計とする。</p> <p>(2) 消火設備 f. 消火設備に対する自然現象の考慮 (a) 凍結防止対策 外気温が約0℃まで低下した場合、屋外の消火設備の凍結防止を目的として、屋外消火栓を保温し、通水する運用を定め、気温の低下時における消火設備の機能及び性能を維持する設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1347 506 2252 646"> <p>の参照関係は、R03-添1-1-e-22を再掲。</p> <p>設計及び工事の計画の基礎的放煙装置は、R03-添1-1-e-22を再掲。</p> <p>設計及び工事の計画の基礎的照明器具は、R03-添1-1-e-22を再掲。</p> <p>設計及び工事の計画の基礎的感知及び消火は、R03-添1-1-e-37を再掲。</p> <p>設計及び工事の計画の基礎的凍結防止対策は、R03-添1-1-e-50を再掲。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>中央制御室又は[]に放煙装置を施工する設計とする。</p> <p>なお、消火設備への移動及び操作を円滑にするため、蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。</p>	<p>設置許可申請書(添付書類A)該当事項 1.7.2.3.2.8 消火設備の放煙装置 「1.7.1.3.2.10 消火設備の放煙装置」の基本方針を適用する。</p> <p>1.7.2.3.2.13 消火用の照明器具 「1.7.1.3.2.15 消火用の照明器具」の基本方針を適用する。</p> <p>1.7.2.3.3 地震等の自然現象の考慮 火災感知設備及び消火設備は、以下に示す地震等の自然現象を考慮し、機能及び性能が維持される設計とする。</p> <p>1.7.2.3.3.1 凍結防止対策 「1.7.1.3.3.1 凍結防止対策」の基本方針を適用する。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項 消火バクアックアップポンプ及び原子炉格納容器スレイ設備は、非常用電源又は代替電源から受電すること、外部電源喪失時又は全交流動力喪失時においても機能を失わない設計とする。</p> <p>スプリングクーラー、全滅ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備、フロアケーブールドクト消火設備及び遠隔放水装置は、外部電源喪失時又は全交流動力喪失時にも設備の動作に必要な充電池により確保される設計とする。</p> <p>e. 消火設備の警報 (a) 消火設備の放煙装置 ディーゼル消火ポンプ、電動消火ポンプ、燃焼制御消火ポンプ、消火バクアックアップポンプ、全滅ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、スプリングクーラー、二酸化炭素消火設備、ケーブールドクト消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備、フロアケーブールドクト消火設備及び遠隔放水装置は、設備異常の放煙装置を中央制御室又は[]に接続する設計とする。</p> <p>8. その他 (b) 消火用の照明器具 建屋内の消火用、消火設備用機器の設置場所及び設置場所への経路には、移動及び消火設備の動作を行うため、30分以上の容量を有する蓄電池を内蔵する照明器具を設置する。</p> <p>1. 1. 2 火災の感知及び消火 <中略> 火災区域又は火災区域の火災感知設備及び消火設備は、地震時及び地震後においても、火災防護上重要な機器等の距離クラス及び重大事故等対応施設の区分に応じた、機能を保持する設計とする。具体的には、機器の構造強度の確認、加振試験又は解析・評価による機能保持の確認結果を踏まえ、火災感知設備及び消火設備全体としての機能が保持される設計とする。</p> <p>(2) 消火設備 f. 消火設備に対する自然現象の考慮 (a) 凍結防止対策 外気温が約0℃まで低下した場合、屋外の消火設備の凍結防止を目的として、屋外消火栓を保温し、通水する運用を定め、気温の低下時における消火設備の機能及び性能を維持する設計とする。</p>	<p>の参照関係は、R03-添1-1-e-22を再掲。</p> <p>設計及び工事の計画の基礎的放煙装置は、R03-添1-1-e-22を再掲。</p> <p>設計及び工事の計画の基礎的照明器具は、R03-添1-1-e-22を再掲。</p> <p>設計及び工事の計画の基礎的感知及び消火は、R03-添1-1-e-37を再掲。</p> <p>設計及び工事の計画の基礎的凍結防止対策は、R03-添1-1-e-50を再掲。</p>	<p>記載の適正化</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考							
<p>中央制御室又は[]に放煙装置を施工する設計とする。</p> <p>なお、消火設備への移動及び操作を円滑にするため、蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。</p>	<p>設置許可申請書(添付書類A)該当事項 1.7.2.3.2.8 消火設備の放煙装置 「1.7.1.3.2.10 消火設備の放煙装置」の基本方針を適用する。</p> <p>1.7.2.3.2.13 消火用の照明器具 「1.7.1.3.2.15 消火用の照明器具」の基本方針を適用する。</p> <p>1.7.2.3.3 地震等の自然現象の考慮 火災感知設備及び消火設備は、以下に示す地震等の自然現象を考慮し、機能及び性能が維持される設計とする。</p> <p>1.7.2.3.3.1 凍結防止対策 「1.7.1.3.3.1 凍結防止対策」の基本方針を適用する。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項 消火バクアックアップポンプ及び原子炉格納容器スレイ設備は、非常用電源又は代替電源から受電すること、外部電源喪失時又は全交流動力喪失時においても機能を失わない設計とする。</p> <p>スプリングクーラー、全滅ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備、フロアケーブールドクト消火設備及び遠隔放水装置は、外部電源喪失時又は全交流動力喪失時にも設備の動作に必要な充電池により確保される設計とする。</p> <p>e. 消火設備の警報 (a) 消火設備の放煙装置 ディーゼル消火ポンプ、電動消火ポンプ、燃焼制御消火ポンプ、消火バクアックアップポンプ、全滅ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、スプリングクーラー、二酸化炭素消火設備、ケーブールドクト消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備、フロアケーブールドクト消火設備及び遠隔放水装置は、設備異常の放煙装置を中央制御室又は[]に接続する設計とする。</p> <p>8. その他 (b) 消火用の照明器具 建屋内の消火用、消火設備用機器の設置場所及び設置場所への経路には、移動及び消火設備の動作を行うため、30分以上の容量を有する蓄電池を内蔵する照明器具を設置する。</p> <p>1. 1. 2 火災の感知及び消火 <中略> 火災区域又は火災区域の火災感知設備及び消火設備は、地震時及び地震後においても、火災防護上重要な機器等の距離クラス及び重大事故等対応施設の区分に応じた、機能を保持する設計とする。具体的には、機器の構造強度の確認、加振試験又は解析・評価による機能保持の確認結果を踏まえ、火災感知設備及び消火設備全体としての機能が保持される設計とする。</p> <p>(2) 消火設備 f. 消火設備に対する自然現象の考慮 (a) 凍結防止対策 外気温が約0℃まで低下した場合、屋外の消火設備の凍結防止を目的として、屋外消火栓を保温し、通水する運用を定め、気温の低下時における消火設備の機能及び性能を維持する設計とする。</p>	<p>の参照関係は、R03-添1-1-e-22を再掲。</p> <p>設計及び工事の計画の基礎的放煙装置は、R03-添1-1-e-22を再掲。</p> <p>設計及び工事の計画の基礎的照明器具は、R03-添1-1-e-22を再掲。</p> <p>設計及び工事の計画の基礎的感知及び消火は、R03-添1-1-e-37を再掲。</p> <p>設計及び工事の計画の基礎的凍結防止対策は、R03-添1-1-e-50を再掲。</p>								

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 1407 2249 1459">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1347 1050 2249 1407">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th data-bbox="1347 640 2249 1050">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1347 357 2249 640">整合性</th> <th data-bbox="1347 279 2249 357">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1347 1407 2249 1831"> <p>1.7.2.3.3.2 風水害対策</p> <p>1.7.1.3.3.2 風水害対策」の基本方針を適用する。</p> <p>(1) 地震対策</p> <p>1.7.2.3.3.3 地震対策</p> <p>① 地震対策</p> <p>屋外の重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備及び消火設備は、施設の区分に応じて機能を維持できる設計とする。具体的には、加圧試験又は解析・評価により、要求される機能が維持されることを確認する設計とする。</p> <p>屋外の重大事故等対処施設を設置する火災区域の火災感知設備は、施設の区分に応じて機能を維持できる設計とする。屋外の重大事故等対処施設のうち消火器は、固着による転倒防止対策により地震では損傷しない設計とし、移動式消火設備で消火活動が可能となる設計とする。</p> <p>火災区域又は火災区域に設置される消火器、Cクラス機器に基幹地震動による損傷に伴う火災が発生した場合には、重大事故等に対する機能が維持される設計とする。</p> <p>(2) 地震変位対策</p> <p>1.7.1.3.3.3(c) 地震変位対策」の基本方針を適用する。</p> </td> <td data-bbox="1347 1050 2249 1407"> <p>1.7.1.3.3.2 風水害対策</p> <p>1.7.2.3.3.3 地震対策</p> <p>① 地震対策</p> <p>屋外の重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備及び消火設備は、施設の区分に応じて機能を維持できる設計とする。具体的には、加圧試験又は解析・評価により、要求される機能が維持されることを確認する設計とする。</p> <p>屋外の重大事故等対処施設を設置する火災区域の火災感知設備は、施設の区分に応じて機能を維持できる設計とする。屋外の重大事故等対処施設のうち消火器は、固着による転倒防止対策により地震では損傷しない設計とし、移動式消火設備で消火活動が可能となる設計とする。</p> <p>火災区域又は火災区域に設置される消火器、Cクラス機器に基幹地震動による損傷に伴う火災が発生した場合には、重大事故等に対する機能が維持される設計とする。</p> <p>(2) 地震変位対策</p> <p>1.7.1.3.3.3(c) 地震変位対策」の基本方針を適用する。</p> </td> <td data-bbox="1347 640 2249 1050"> <p>(b) 風水害対策</p> <p>ディーゼル消火ポンプ、電動消火ポンプ、産業用消火ポンプ、消火水ベックアップポンプ、スプリンクラー、全滅ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備(ディーゼル発電機室)、クーブールトレイ消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備、フロアクーブールトレイ消火設備及び遠隔放水装置は、風水害により機能及び性能が阻害されないよう、屋内に設置する。</p> <p>屋外に設置する消火設備は、風水害により機能及び性能が阻害されないよう、浸水防止対策を講じる設計とする。</p> <p>1. 1. 2 火災の感知及び消火</p> <p><中略></p> <p>火災区域又は火災区域の火災感知設備及び消火設備は、地震時及び地震後においても、火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を保持する設計とする。具体的には、機器の構造強度の確認、加圧試験又は解析・評価による機能保持の確認結果を踏まえ、火災感知設備及び消火設備全体としての機能が保持される設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1347 357 2249 640"> <p>整合性</p> </td> <td data-bbox="1347 279 2249 357"> <p>38を再掲。</p> <p>設計及び工事の計画の基本設計方針「(b) 風水害対策」は「03-添1-1-a-38」を再掲。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 1407 2249 1831"></td> <td data-bbox="1347 1050 2249 1407"></td> <td data-bbox="1347 640 2249 1050"> <p>(c) 地震変位対策</p> <p>消火配管は、地震時における地震変位対策として、建屋接合部には溶接継手を採用するとともに、地上化又はトレンチ内に設置する。</p> <p>また、建屋外部から建屋内部の消火栓に給水することが可能な給水接続口を建屋に設置する。</p> </td> <td data-bbox="1347 357 2249 640"> <p>整合性</p> </td> <td data-bbox="1347 279 2249 357"> <p>設計及び工事の計画の基本設計方針「(c) 地震変位対策」は「03-添1-1-a-38」を再掲。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 1407 2249 1831"></td> <td data-bbox="1347 1050 2249 1407"></td> <td data-bbox="1347 640 2249 1050"> <p>②1. 火災防護設備の基本設計方針</p> <p>1. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>1. 1. 1 火災発生防止</p> <p>(1) 火災の発生防止対策</p> </td> <td data-bbox="1347 357 2249 640"></td> <td data-bbox="1347 279 2249 357"></td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>1.7.2.3.3.2 風水害対策</p> <p>1.7.1.3.3.2 風水害対策」の基本方針を適用する。</p> <p>(1) 地震対策</p> <p>1.7.2.3.3.3 地震対策</p> <p>① 地震対策</p> <p>屋外の重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備及び消火設備は、施設の区分に応じて機能を維持できる設計とする。具体的には、加圧試験又は解析・評価により、要求される機能が維持されることを確認する設計とする。</p> <p>屋外の重大事故等対処施設を設置する火災区域の火災感知設備は、施設の区分に応じて機能を維持できる設計とする。屋外の重大事故等対処施設のうち消火器は、固着による転倒防止対策により地震では損傷しない設計とし、移動式消火設備で消火活動が可能となる設計とする。</p> <p>火災区域又は火災区域に設置される消火器、Cクラス機器に基幹地震動による損傷に伴う火災が発生した場合には、重大事故等に対する機能が維持される設計とする。</p> <p>(2) 地震変位対策</p> <p>1.7.1.3.3.3(c) 地震変位対策」の基本方針を適用する。</p>	<p>1.7.1.3.3.2 風水害対策</p> <p>1.7.2.3.3.3 地震対策</p> <p>① 地震対策</p> <p>屋外の重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備及び消火設備は、施設の区分に応じて機能を維持できる設計とする。具体的には、加圧試験又は解析・評価により、要求される機能が維持されることを確認する設計とする。</p> <p>屋外の重大事故等対処施設を設置する火災区域の火災感知設備は、施設の区分に応じて機能を維持できる設計とする。屋外の重大事故等対処施設のうち消火器は、固着による転倒防止対策により地震では損傷しない設計とし、移動式消火設備で消火活動が可能となる設計とする。</p> <p>火災区域又は火災区域に設置される消火器、Cクラス機器に基幹地震動による損傷に伴う火災が発生した場合には、重大事故等に対する機能が維持される設計とする。</p> <p>(2) 地震変位対策</p> <p>1.7.1.3.3.3(c) 地震変位対策」の基本方針を適用する。</p>	<p>(b) 風水害対策</p> <p>ディーゼル消火ポンプ、電動消火ポンプ、産業用消火ポンプ、消火水ベックアップポンプ、スプリンクラー、全滅ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備(ディーゼル発電機室)、クーブールトレイ消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備、フロアクーブールトレイ消火設備及び遠隔放水装置は、風水害により機能及び性能が阻害されないよう、屋内に設置する。</p> <p>屋外に設置する消火設備は、風水害により機能及び性能が阻害されないよう、浸水防止対策を講じる設計とする。</p> <p>1. 1. 2 火災の感知及び消火</p> <p><中略></p> <p>火災区域又は火災区域の火災感知設備及び消火設備は、地震時及び地震後においても、火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を保持する設計とする。具体的には、機器の構造強度の確認、加圧試験又は解析・評価による機能保持の確認結果を踏まえ、火災感知設備及び消火設備全体としての機能が保持される設計とする。</p>	<p>整合性</p>	<p>38を再掲。</p> <p>設計及び工事の計画の基本設計方針「(b) 風水害対策」は「03-添1-1-a-38」を再掲。</p>			<p>(c) 地震変位対策</p> <p>消火配管は、地震時における地震変位対策として、建屋接合部には溶接継手を採用するとともに、地上化又はトレンチ内に設置する。</p> <p>また、建屋外部から建屋内部の消火栓に給水することが可能な給水接続口を建屋に設置する。</p>	<p>整合性</p>	<p>設計及び工事の計画の基本設計方針「(c) 地震変位対策」は「03-添1-1-a-38」を再掲。</p>			<p>②1. 火災防護設備の基本設計方針</p> <p>1. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>1. 1. 1 火災発生防止</p> <p>(1) 火災の発生防止対策</p>			<p>記載の適正化</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>1.7.2.3.3.2 風水害対策</p> <p>1.7.1.3.3.2 風水害対策」の基本方針を適用する。</p> <p>(1) 地震対策</p> <p>1.7.2.3.3.3 地震対策</p> <p>① 地震対策</p> <p>屋外の重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備及び消火設備は、施設の区分に応じて機能を維持できる設計とする。具体的には、加圧試験又は解析・評価により、要求される機能が維持されることを確認する設計とする。</p> <p>屋外の重大事故等対処施設を設置する火災区域の火災感知設備は、施設の区分に応じて機能を維持できる設計とする。屋外の重大事故等対処施設のうち消火器は、固着による転倒防止対策により地震では損傷しない設計とし、移動式消火設備で消火活動が可能となる設計とする。</p> <p>火災区域又は火災区域に設置される消火器、Cクラス機器に基幹地震動による損傷に伴う火災が発生した場合には、重大事故等に対する機能が維持される設計とする。</p> <p>(2) 地震変位対策</p> <p>1.7.1.3.3.3(c) 地震変位対策」の基本方針を適用する。</p>	<p>1.7.1.3.3.2 風水害対策</p> <p>1.7.2.3.3.3 地震対策</p> <p>① 地震対策</p> <p>屋外の重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備及び消火設備は、施設の区分に応じて機能を維持できる設計とする。具体的には、加圧試験又は解析・評価により、要求される機能が維持されることを確認する設計とする。</p> <p>屋外の重大事故等対処施設を設置する火災区域の火災感知設備は、施設の区分に応じて機能を維持できる設計とする。屋外の重大事故等対処施設のうち消火器は、固着による転倒防止対策により地震では損傷しない設計とし、移動式消火設備で消火活動が可能となる設計とする。</p> <p>火災区域又は火災区域に設置される消火器、Cクラス機器に基幹地震動による損傷に伴う火災が発生した場合には、重大事故等に対する機能が維持される設計とする。</p> <p>(2) 地震変位対策</p> <p>1.7.1.3.3.3(c) 地震変位対策」の基本方針を適用する。</p>	<p>(b) 風水害対策</p> <p>ディーゼル消火ポンプ、電動消火ポンプ、産業用消火ポンプ、消火水ベックアップポンプ、スプリンクラー、全滅ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備(ディーゼル発電機室)、クーブールトレイ消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備、フロアクーブールトレイ消火設備及び遠隔放水装置は、風水害により機能及び性能が阻害されないよう、屋内に設置する。</p> <p>屋外に設置する消火設備は、風水害により機能及び性能が阻害されないよう、浸水防止対策を講じる設計とする。</p> <p>1. 1. 2 火災の感知及び消火</p> <p><中略></p> <p>火災区域又は火災区域の火災感知設備及び消火設備は、地震時及び地震後においても、火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を保持する設計とする。具体的には、機器の構造強度の確認、加圧試験又は解析・評価による機能保持の確認結果を踏まえ、火災感知設備及び消火設備全体としての機能が保持される設計とする。</p>	<p>整合性</p>	<p>38を再掲。</p> <p>設計及び工事の計画の基本設計方針「(b) 風水害対策」は「03-添1-1-a-38」を再掲。</p>																		
		<p>(c) 地震変位対策</p> <p>消火配管は、地震時における地震変位対策として、建屋接合部には溶接継手を採用するとともに、地上化又はトレンチ内に設置する。</p> <p>また、建屋外部から建屋内部の消火栓に給水することが可能な給水接続口を建屋に設置する。</p>	<p>整合性</p>	<p>設計及び工事の計画の基本設計方針「(c) 地震変位対策」は「03-添1-1-a-38」を再掲。</p>																		
		<p>②1. 火災防護設備の基本設計方針</p> <p>1. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>1. 1. 1 火災発生防止</p> <p>(1) 火災の発生防止対策</p>																				

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考										
<p>0-4) その他</p> <p>0-10-2) 大飯発生の防止、(10-2) 大飯の感度及び消火」の注が、重大事象発生時施設がそれぞれの状態を考慮した必要初期対策を講じる取組とする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 1402 2249 1455">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1347 1050 2249 1402">設置許可申請書(添付書類A) 該当事項</th> <th data-bbox="1347 646 2249 1050">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1347 359 2249 646">整合性</th> <th data-bbox="1347 279 2249 359">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1347 1402 2249 1822"> <p>0-10-2) 大飯発生の防止、(10-2) 大飯の感度及び消火」の注が、重大事象発生時施設がそれぞれの状態を考慮した必要初期対策を講じる取組とする。</p> </td> <td data-bbox="1347 1050 2249 1402"> <p>1.7.2.4 その他</p> <p>「1.7.1.15...その他」の基本方針を導出する。</p> </td> <td data-bbox="1347 646 2249 1050"> <p><中略></p> <p>② 濃縮率の感度空気調整設備の停止した場合は、中央制御室又は[]に警報を要する取組とする。また、濃縮率には、蒸気発生時には、蒸気発生抑制装置が、濃縮率を抑制しない。</p> <p>放射線発生抑制装置及び放射線監視装置を制御する大飯区域又は大飯区域には、事故時には、事故時には、必要に応じて放射線発生抑制装置による大飯発生時の考慮が必要放射線物質を抑制しない取組とする。また、放射線発生抑制装置による必要放射線物質を抑制しない取組とする。また、放射線発生抑制装置による必要放射線物質を抑制しない取組とする。また、放射線発生抑制装置による必要放射線物質を抑制しない取組とする。</p> <p>安全制御設備は、調整設備で調整設備の制御動作を行う目的に使用し、蒸気のみを調整する運用とする。</p> <p><中略></p> <p>(2) 可燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>また、中央制御室の床面は、防炎性を有するカーペットを使用する取組とする。</p> <p><中略></p> <p>1. 1. 2 大飯の感度及び消火</p> <p>(2) 消火設備</p> <p>8. その他</p> <p>(c) 2号2室の壁の耐火対策</p> <p>且、中央制御室又は中央制御室で手動操作可能な固定式消火設備を設置する取組とする。固定式消火設備による消火活動は考慮し、消火要員による避難が可能な避難経路(3.1.4号機と同等)を確保し、2号機と同等の取組による、排煙による消火要員の視界の改善が可能な取組とする。</p> <p>(4) 燃料貯蔵設備</p> <p>使用済燃料貯蔵設備は、消火が導入しても燃焼とならざるよう使用設備を配置する取組とする。</p> <p>新燃料貯蔵設備は、消火が導入されても燃焼とならざるよう、新燃料を保管する2号2室を2号2室の設備に配置する取組とする。</p> <p>1. 1. 3 大飯の影響軽減</p> <p>(1) 大飯の影響軽減対策</p> <p>d. 換気の調整設備に対する大飯の影響軽減のための対策</p> <p>大飯の影響軽減設備を設置する大飯区域に隣接する換気の調整設備は、他の</p> </td> <td data-bbox="1347 359 2249 646"> <p>設置許可申請書(本文)の0-10-2)は、具体的に内容を設計及び工事の計画の図表に反映していること、また、整合している。</p> </td> <td data-bbox="1347 279 2249 359"> <p>設計及び工事の計画の基礎設計方針(1) 大飯の発生防止対策」は、R03-添1-e-27を参照。</p> <p>設計及び工事の計画の基礎設計方針(2) 可燃性材料又は難燃性材料の使用」は、R03-添1-e-34を参照。</p> <p>設計及び工事の計画の基礎設計方針(c) ポンプ室の換気の対策」は、R03-添1-e-27を参照。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>0-10-2) 大飯発生の防止、(10-2) 大飯の感度及び消火」の注が、重大事象発生時施設がそれぞれの状態を考慮した必要初期対策を講じる取組とする。</p>	<p>1.7.2.4 その他</p> <p>「1.7.1.15...その他」の基本方針を導出する。</p>	<p><中略></p> <p>② 濃縮率の感度空気調整設備の停止した場合は、中央制御室又は[]に警報を要する取組とする。また、濃縮率には、蒸気発生時には、蒸気発生抑制装置が、濃縮率を抑制しない。</p> <p>放射線発生抑制装置及び放射線監視装置を制御する大飯区域又は大飯区域には、事故時には、事故時には、必要に応じて放射線発生抑制装置による大飯発生時の考慮が必要放射線物質を抑制しない取組とする。また、放射線発生抑制装置による必要放射線物質を抑制しない取組とする。また、放射線発生抑制装置による必要放射線物質を抑制しない取組とする。また、放射線発生抑制装置による必要放射線物質を抑制しない取組とする。</p> <p>安全制御設備は、調整設備で調整設備の制御動作を行う目的に使用し、蒸気のみを調整する運用とする。</p> <p><中略></p> <p>(2) 可燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>また、中央制御室の床面は、防炎性を有するカーペットを使用する取組とする。</p> <p><中略></p> <p>1. 1. 2 大飯の感度及び消火</p> <p>(2) 消火設備</p> <p>8. その他</p> <p>(c) 2号2室の壁の耐火対策</p> <p>且、中央制御室又は中央制御室で手動操作可能な固定式消火設備を設置する取組とする。固定式消火設備による消火活動は考慮し、消火要員による避難が可能な避難経路(3.1.4号機と同等)を確保し、2号機と同等の取組による、排煙による消火要員の視界の改善が可能な取組とする。</p> <p>(4) 燃料貯蔵設備</p> <p>使用済燃料貯蔵設備は、消火が導入しても燃焼とならざるよう使用設備を配置する取組とする。</p> <p>新燃料貯蔵設備は、消火が導入されても燃焼とならざるよう、新燃料を保管する2号2室を2号2室の設備に配置する取組とする。</p> <p>1. 1. 3 大飯の影響軽減</p> <p>(1) 大飯の影響軽減対策</p> <p>d. 換気の調整設備に対する大飯の影響軽減のための対策</p> <p>大飯の影響軽減設備を設置する大飯区域に隣接する換気の調整設備は、他の</p>	<p>設置許可申請書(本文)の0-10-2)は、具体的に内容を設計及び工事の計画の図表に反映していること、また、整合している。</p>	<p>設計及び工事の計画の基礎設計方針(1) 大飯の発生防止対策」は、R03-添1-e-27を参照。</p> <p>設計及び工事の計画の基礎設計方針(2) 可燃性材料又は難燃性材料の使用」は、R03-添1-e-34を参照。</p> <p>設計及び工事の計画の基礎設計方針(c) ポンプ室の換気の対策」は、R03-添1-e-27を参照。</p>	<p>記載の適正化</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考								
<p>0-10-2) 大飯発生の防止、(10-2) 大飯の感度及び消火」の注が、重大事象発生時施設がそれぞれの状態を考慮した必要初期対策を講じる取組とする。</p>	<p>1.7.2.4 その他</p> <p>「1.7.1.15...その他」の基本方針を導出する。</p>	<p><中略></p> <p>② 濃縮率の感度空気調整設備の停止した場合は、中央制御室又は[]に警報を要する取組とする。また、濃縮率には、蒸気発生時には、蒸気発生抑制装置が、濃縮率を抑制しない。</p> <p>放射線発生抑制装置及び放射線監視装置を制御する大飯区域又は大飯区域には、事故時には、事故時には、必要に応じて放射線発生抑制装置による大飯発生時の考慮が必要放射線物質を抑制しない取組とする。また、放射線発生抑制装置による必要放射線物質を抑制しない取組とする。また、放射線発生抑制装置による必要放射線物質を抑制しない取組とする。また、放射線発生抑制装置による必要放射線物質を抑制しない取組とする。</p> <p>安全制御設備は、調整設備で調整設備の制御動作を行う目的に使用し、蒸気のみを調整する運用とする。</p> <p><中略></p> <p>(2) 可燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>また、中央制御室の床面は、防炎性を有するカーペットを使用する取組とする。</p> <p><中略></p> <p>1. 1. 2 大飯の感度及び消火</p> <p>(2) 消火設備</p> <p>8. その他</p> <p>(c) 2号2室の壁の耐火対策</p> <p>且、中央制御室又は中央制御室で手動操作可能な固定式消火設備を設置する取組とする。固定式消火設備による消火活動は考慮し、消火要員による避難が可能な避難経路(3.1.4号機と同等)を確保し、2号機と同等の取組による、排煙による消火要員の視界の改善が可能な取組とする。</p> <p>(4) 燃料貯蔵設備</p> <p>使用済燃料貯蔵設備は、消火が導入しても燃焼とならざるよう使用設備を配置する取組とする。</p> <p>新燃料貯蔵設備は、消火が導入されても燃焼とならざるよう、新燃料を保管する2号2室を2号2室の設備に配置する取組とする。</p> <p>1. 1. 3 大飯の影響軽減</p> <p>(1) 大飯の影響軽減対策</p> <p>d. 換気の調整設備に対する大飯の影響軽減のための対策</p> <p>大飯の影響軽減設備を設置する大飯区域に隣接する換気の調整設備は、他の</p>	<p>設置許可申請書(本文)の0-10-2)は、具体的に内容を設計及び工事の計画の図表に反映していること、また、整合している。</p>	<p>設計及び工事の計画の基礎設計方針(1) 大飯の発生防止対策」は、R03-添1-e-27を参照。</p> <p>設計及び工事の計画の基礎設計方針(2) 可燃性材料又は難燃性材料の使用」は、R03-添1-e-34を参照。</p> <p>設計及び工事の計画の基礎設計方針(c) ポンプ室の換気の対策」は、R03-添1-e-27を参照。</p>								

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1350 361 1365 1759">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1365 361 1380 1759">設置許可申請書(添付書類八)該当事項</th> <th data-bbox="1380 361 1394 1759">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1394 361 1409 1759">整合性</th> <th data-bbox="1409 361 1424 1759">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1350 1402 1365 1759"></td> <td data-bbox="1365 1402 1380 1759"></td> <td data-bbox="1380 1402 1394 1759"> <p>火災区域又は火災区域の火災の影響を軽減するために、防火タンクを設置する。</p> <p>換気空調設備は、煙吸への放射性物質の放出を防ぐために、排気筒に繋がるダンパを閉止し隔離できる設計とする。</p> <p>e. 煙に対する火災の影響軽減のための対策 運転員が常駐する中央制御室は、建築基準法に準拠した容量の排煙設備によって、火災発生時の煙を排出する設計とする。 電気ケーブルが密集するフロアケーブルダクトは、自動消火設備であるフロアケーブルダクト用消火設備により火災発生時の煙の発生が抑制されることから、煙の排気は不要である。</p> <p>f. 油タンクに対する火災の影響軽減のための対策 火災区域又は火災区域に設置する油タンクは、油タンク内で発生するガスを換気空調設備による排気又はベント管により屋外へ排気する設計とする。</p> <p>2. 主要対象設備 2.1 設計基準対象施設及び重大事故等対応施設 火災防護設備の対象となる主要な設備について、「表1 火災防護設備の主要設備リスト」に示す。</p> </td> <td data-bbox="1394 1402 1409 1759"> <p>設計及び工事の計画「d. 換気空調設備に対する火災の影響軽減のための対策」は R30-添1-e-28を再掲。</p> <p>設計及び工事の計画の基礎設計方針「e. 煙に対する火災の影響軽減のための対策」は R30-添1-e-28を再掲。</p> <p>設計及び工事の計画の基礎設計方針「f. 油タンクに対する火災の影響軽減のための対策」は R30-添1-e-28を再掲。</p> </td> <td data-bbox="1409 1402 1424 1759"> <p>本設計方針「d. 換気空調設備に対する火災の影響軽減のための対策」は R30-添1-e-28を再掲。</p> <p>設計及び工事の計画の基礎設計方針「e. 煙に対する火災の影響軽減のための対策」は R30-添1-e-28を再掲。</p> <p>設計及び工事の計画の基礎設計方針「f. 油タンクに対する火災の影響軽減のための対策」は R30-添1-e-28を再掲。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考			<p>火災区域又は火災区域の火災の影響を軽減するために、防火タンクを設置する。</p> <p>換気空調設備は、煙吸への放射性物質の放出を防ぐために、排気筒に繋がるダンパを閉止し隔離できる設計とする。</p> <p>e. 煙に対する火災の影響軽減のための対策 運転員が常駐する中央制御室は、建築基準法に準拠した容量の排煙設備によって、火災発生時の煙を排出する設計とする。 電気ケーブルが密集するフロアケーブルダクトは、自動消火設備であるフロアケーブルダクト用消火設備により火災発生時の煙の発生が抑制されることから、煙の排気は不要である。</p> <p>f. 油タンクに対する火災の影響軽減のための対策 火災区域又は火災区域に設置する油タンクは、油タンク内で発生するガスを換気空調設備による排気又はベント管により屋外へ排気する設計とする。</p> <p>2. 主要対象設備 2.1 設計基準対象施設及び重大事故等対応施設 火災防護設備の対象となる主要な設備について、「表1 火災防護設備の主要設備リスト」に示す。</p>	<p>設計及び工事の計画「d. 換気空調設備に対する火災の影響軽減のための対策」は R30-添1-e-28を再掲。</p> <p>設計及び工事の計画の基礎設計方針「e. 煙に対する火災の影響軽減のための対策」は R30-添1-e-28を再掲。</p> <p>設計及び工事の計画の基礎設計方針「f. 油タンクに対する火災の影響軽減のための対策」は R30-添1-e-28を再掲。</p>	<p>本設計方針「d. 換気空調設備に対する火災の影響軽減のための対策」は R30-添1-e-28を再掲。</p> <p>設計及び工事の計画の基礎設計方針「e. 煙に対する火災の影響軽減のための対策」は R30-添1-e-28を再掲。</p> <p>設計及び工事の計画の基礎設計方針「f. 油タンクに対する火災の影響軽減のための対策」は R30-添1-e-28を再掲。</p>	<p>記載の適正化</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考								
		<p>火災区域又は火災区域の火災の影響を軽減するために、防火タンクを設置する。</p> <p>換気空調設備は、煙吸への放射性物質の放出を防ぐために、排気筒に繋がるダンパを閉止し隔離できる設計とする。</p> <p>e. 煙に対する火災の影響軽減のための対策 運転員が常駐する中央制御室は、建築基準法に準拠した容量の排煙設備によって、火災発生時の煙を排出する設計とする。 電気ケーブルが密集するフロアケーブルダクトは、自動消火設備であるフロアケーブルダクト用消火設備により火災発生時の煙の発生が抑制されることから、煙の排気は不要である。</p> <p>f. 油タンクに対する火災の影響軽減のための対策 火災区域又は火災区域に設置する油タンクは、油タンク内で発生するガスを換気空調設備による排気又はベント管により屋外へ排気する設計とする。</p> <p>2. 主要対象設備 2.1 設計基準対象施設及び重大事故等対応施設 火災防護設備の対象となる主要な設備について、「表1 火災防護設備の主要設備リスト」に示す。</p>	<p>設計及び工事の計画「d. 換気空調設備に対する火災の影響軽減のための対策」は R30-添1-e-28を再掲。</p> <p>設計及び工事の計画の基礎設計方針「e. 煙に対する火災の影響軽減のための対策」は R30-添1-e-28を再掲。</p> <p>設計及び工事の計画の基礎設計方針「f. 油タンクに対する火災の影響軽減のための対策」は R30-添1-e-28を再掲。</p>	<p>本設計方針「d. 換気空調設備に対する火災の影響軽減のための対策」は R30-添1-e-28を再掲。</p> <p>設計及び工事の計画の基礎設計方針「e. 煙に対する火災の影響軽減のための対策」は R30-添1-e-28を再掲。</p> <p>設計及び工事の計画の基礎設計方針「f. 油タンクに対する火災の影響軽減のための対策」は R30-添1-e-28を再掲。</p>								

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前		変更後		備考
<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>又、その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な事項</p> <p>(1) 火災防護設備</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>①火災防護設備は、水災区域及び水災区域を考慮し、火災感知及び初期火災による水災の影響軽減の機能を有するものとする。</p>	<p>設置許可申請書(添付書類A) 該当事項</p> <p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.5 火災防護設備</p> <p>10.5.1 設計基準対象施設</p> <p>10.5.1.1 概要</p> <p>原子炉施設内の水災区域及び水災区域に設置される、安全機能を有する構造物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、水災の発生防止、水災の感知及び初期火災による水災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護設備を講じる。</p>	<p>【火災防護設備】</p> <p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及びこれらへの解釈並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に関する審査基準」(令和2年3月31日原子力規制委員会(以下「火災防護審査基準」という。))による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処設備」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含まないものとする。</p> <p>(基本設計方針)</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針</p> <p>①設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>②設計基準対象施設が火災によりその安全性が損なわれないよう、水災防護対策を講じる設計とする。火災防護対策として、水災防護対策を講じる。火災防護対策は、水災防護対策を講じるものとする。</p> <p><中略></p> <p>設置する水災区域及び水災区域に対して、以下に示す水災の発生防止、水災の感知及び初期火災による水災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護設備を講じる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(1) 火災発生防止</p> <p>火災の発生防止対策</p> <p>免火性又は引火性物質に対する火災の発生防止対策は、水災区域又は水災区域に設置する構造物又は燃焼部を内包する設備並びに水素を内包する設備を対象とする。</p> <p><中略></p> <p>水素を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、体積制御タンク及びこれらに関連する配管、弁の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能を損なわれないよう、庫の設置による配置上の考慮を行う設計とし、水素を内包する設備を設置する水災区域又は水災区域画</p>	<p>整合性</p> <p>設置許可申請書(本文)の、①及び設計及び工事の計画の図は、本文の図と整合している。</p>	<p>備考</p> <p>本文(五、③)(1)火災防護設備、(P03-添1-1-3-1～1-7)はD、B、S Aを分けて記載しているが、設計及び工事の計画ではD、B、S Aを統合して整理している。</p> <p>本文(五、③)(1)a.設計基準対象施設、(P03-添1-1-7)ではD、Bについて対比している。</p>
<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>ス、その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な事項</p> <p>(1) 火災防護設備</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>①火災防護設備は、水災区域及び水災区域を考慮し、火災感知及び初期火災による水災の影響軽減の機能を有するものとする。</p>	<p>設置許可申請書(添付書類A) 該当事項</p> <p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.5 火災防護設備</p> <p>10.5.1 設計基準対象施設</p> <p>10.5.1.1 概要</p> <p>原子炉施設内の水災区域及び水災区域に設置される、安全機能を有する構造物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、水災の発生防止、水災の感知及び初期火災による水災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護設備を講じる。</p>	<p>【火災防護設備】</p> <p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及びこれらへの解釈並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に関する審査基準」(令和2年6月19日原子力規制委員会(以下「火災防護審査基準」という。))による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処設備」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含まないものとする。</p> <p>(基本設計方針)</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針</p> <p>①設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>②設計基準対象施設が火災によりその安全性が損なわれないよう、水災防護対策を講じる設計とする。水災防護対策として、水災防護対策を講じる。火災防護対策は、水災防護対策を講じるものとする。</p> <p><中略></p> <p>設置する水災区域及び水災区域に対して、以下に示す水災の発生防止、水災の感知及び初期火災による水災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護設備を講じる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(1) 火災発生防止</p> <p>火災の発生防止対策</p> <p>免火性又は引火性物質に対する火災の発生防止対策は、水災区域又は水災区域に設置する構造物又は燃焼部を内包する設備並びに水素を内包する設備を対象とする。</p> <p><中略></p> <p>水素を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、体積制御タンク及びこれらに関連する配管、弁の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能を損なわれないよう、庫の設置による配置上の考慮を行う設計とし、水素を内包する設備を設置する水災区域又は水災区域画</p>	<p>整合性</p> <p>設置許可申請書(本文)の、①及び設計及び工事の計画の図は、本文の図と整合している。</p>	<p>備考</p> <p>本文(五、③)(1)火災防護設備、(P03-添1-1-3-1～1-7)はD、B、S Aを分けて記載しているが、設計及び工事の計画ではD、B、S Aを統合して整理している。</p> <p>本文(五、③)(1)a.設計基準対象施設、(P03-添1-1-7)ではD、Bについて対比している。</p>

記載の適正化

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前	変更後	備考																				
<table border="1"> <tr> <th data-bbox="169 331 385 483">設置許可申請書（本文）</th> <th data-bbox="169 483 385 630">設置許可申請書（添付書類A）該当事項</th> <th data-bbox="169 630 385 777">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="169 777 385 924">整合性</th> <th data-bbox="169 924 385 1827">備考</th> </tr> <tr> <td data-bbox="385 331 682 1827"> <p>火災感知設備は、水災区域又は水災区域における①放射線、取組、湿度、湿度、空気成分等の環境条件や火災の性質を考慮し、アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない空気感知器から異なる②種類の感知器を組み合わせた設置することを基本とし、</p> </td> <td data-bbox="682 331 890 1827"> <p>火災の感知及び消火は、安全機能を有する構造物、系統及び機器に対して、火災の影響を即座に、早期の火災感知及び消火を行うように、火災感知設備及び消火設備を設置する。火災感知設備及び消火設備の設置に当たっては、地震等の自然現象によって、火災感知及び消火の機能、性能が維持され、かつ、安全機能を有する構造物、系統及び機器は、消火設備の破壊、誤動作又は誤操作によって安全機能を失うことのないよう設置する。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> </td> <td data-bbox="890 331 1098 1827"> <p>火災の発生防止における水素漏えい検知は、蓄電池室及び体積制御タンク室に水素濃度検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度の4vol%の1/4以下の濃度にて中央制御室又は[]にて警報を発する設計とする。</p> <p>火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の電気系統は、保護継電器、遮断器によって故障回避を早期に遮断し、過電流による過熱及び焼損を防止する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>(2) 火災の感知及び消火</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>a. 火災感知設備</p> </td> <td data-bbox="1098 331 1270 1827"> <p>設計及び工事の計画の整合性は、多重化した空間機器による機械換気を行い、水素濃度を燃焼限界濃度未満とするよう設計する。</p> <p>火災区域域内へ水素を内包するボンベを持つ込む場合は、火災の発生防止対策を講じる運用とする。</p> <p>火災の発生防止における水素漏えい検知は、蓄電池室及び体積制御タンク室に水素濃度検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度の4vol%の1/4以下の濃度にて中央制御室又は[]にて警報を発する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の電気系統は、保護継電器、遮断器によって故障回避を早期に遮断し、過電流による過熱及び焼損を防止する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p style="text-align: center;">火災の感知及び消火</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>(1) 火災感知設備</p> <p>a. 火災感知設備は、水災区域又は水災区域における①放射線、取組、湿度、湿度、空気成分等の環境条件や火災の性質を考慮し、アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない空気感知器から異なる②種類の感知器を組み合わせた設置することを基本とし、</p> </td> <td data-bbox="1270 331 1305 1827"> <p style="text-align: center;">- 03-添1-1-7-2 -</p> </td> </tr> </table>	設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類A）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>火災感知設備は、水災区域又は水災区域における①放射線、取組、湿度、湿度、空気成分等の環境条件や火災の性質を考慮し、アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない空気感知器から異なる②種類の感知器を組み合わせた設置することを基本とし、</p>	<p>火災の感知及び消火は、安全機能を有する構造物、系統及び機器に対して、火災の影響を即座に、早期の火災感知及び消火を行うように、火災感知設備及び消火設備を設置する。火災感知設備及び消火設備の設置に当たっては、地震等の自然現象によって、火災感知及び消火の機能、性能が維持され、かつ、安全機能を有する構造物、系統及び機器は、消火設備の破壊、誤動作又は誤操作によって安全機能を失うことのないよう設置する。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>	<p>火災の発生防止における水素漏えい検知は、蓄電池室及び体積制御タンク室に水素濃度検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度の4vol%の1/4以下の濃度にて中央制御室又は[]にて警報を発する設計とする。</p> <p>火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の電気系統は、保護継電器、遮断器によって故障回避を早期に遮断し、過電流による過熱及び焼損を防止する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>(2) 火災の感知及び消火</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>a. 火災感知設備</p>	<p>設計及び工事の計画の整合性は、多重化した空間機器による機械換気を行い、水素濃度を燃焼限界濃度未満とするよう設計する。</p> <p>火災区域域内へ水素を内包するボンベを持つ込む場合は、火災の発生防止対策を講じる運用とする。</p> <p>火災の発生防止における水素漏えい検知は、蓄電池室及び体積制御タンク室に水素濃度検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度の4vol%の1/4以下の濃度にて中央制御室又は[]にて警報を発する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の電気系統は、保護継電器、遮断器によって故障回避を早期に遮断し、過電流による過熱及び焼損を防止する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p style="text-align: center;">火災の感知及び消火</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>(1) 火災感知設備</p> <p>a. 火災感知設備は、水災区域又は水災区域における①放射線、取組、湿度、湿度、空気成分等の環境条件や火災の性質を考慮し、アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない空気感知器から異なる②種類の感知器を組み合わせた設置することを基本とし、</p>	<p style="text-align: center;">- 03-添1-1-7-2 -</p>	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="1270 331 1484 483">設置許可申請書（本文）</th> <th data-bbox="1270 483 1484 630">設置許可申請書（添付書類A）該当事項</th> <th data-bbox="1270 630 1484 777">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1270 777 1484 924">整合性</th> <th data-bbox="1270 924 1484 1827">備考</th> </tr> <tr> <td data-bbox="1484 331 1721 1827"> <p>火災感知設備は、水災区域又は水災区域における①放射線、取組、湿度、湿度、空気成分等の環境条件や火災の性質を考慮し、アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない空気感知器から異なる②種類の感知器を組み合わせた設置することを基本とし、</p> </td> <td data-bbox="1721 331 1929 1827"> <p>火災の感知及び消火は、安全機能を有する構造物、系統及び機器に対して、火災の影響を即座に、早期の火災感知及び消火を行うように、火災感知設備及び消火設備を設置する。火災感知設備及び消火設備の設置に当たっては、地震等の自然現象によって、火災感知及び消火の機能、性能が維持され、かつ、安全機能を有する構造物、系統及び機器は、消火設備の破壊、誤動作又は誤操作によって安全機能を失うことのないよう設置する。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> </td> <td data-bbox="1929 331 2136 1827"> <p>火災の発生防止における水素漏えい検知は、蓄電池室及び体積制御タンク室に水素濃度検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度の4vol%の1/4以下の濃度にて中央制御室又は[]にて警報を発する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の電気系統は、保護継電器、遮断器によって故障回避を早期に遮断し、過電流による過熱及び焼損を防止する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p style="text-align: center;">火災の感知及び消火</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>(1) 火災感知設備</p> <p>a. 火災感知設備は、水災区域又は水災区域における①放射線、取組、湿度、湿度、空気成分等の環境条件や火災の性質を考慮し、アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない空気感知器から異なる②種類の感知器を組み合わせた設置することを基本とし、</p> </td> <td data-bbox="2136 331 2368 1827"> <p>設計及び工事の計画の整合性は、多重化した空間機器による機械換気を行い、水素濃度を燃焼限界濃度未満とするよう設計する。</p> <p>火災区域域内へ水素を内包するボンベを持つ込む場合は、火災の発生防止対策を講じる運用とする。</p> <p>火災の発生防止における水素漏えい検知は、蓄電池室及び体積制御タンク室に水素濃度検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度の4vol%の1/4以下の濃度にて中央制御室又は[]にて警報を発する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の電気系統は、保護継電器、遮断器によって故障回避を早期に遮断し、過電流による過熱及び焼損を防止する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p style="text-align: center;">火災の感知及び消火</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>(1) 火災感知設備</p> <p>a. 火災感知設備は、水災区域又は水災区域における①放射線、取組、湿度、湿度、空気成分等の環境条件や火災の性質を考慮し、アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない空気感知器から異なる②種類の感知器を組み合わせた設置することを基本とし、</p> </td> <td data-bbox="2368 331 2404 1827"> <p style="text-align: center;">- 03-添1-1-7-2 -</p> </td> </tr> </table>	設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類A）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>火災感知設備は、水災区域又は水災区域における①放射線、取組、湿度、湿度、空気成分等の環境条件や火災の性質を考慮し、アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない空気感知器から異なる②種類の感知器を組み合わせた設置することを基本とし、</p>	<p>火災の感知及び消火は、安全機能を有する構造物、系統及び機器に対して、火災の影響を即座に、早期の火災感知及び消火を行うように、火災感知設備及び消火設備を設置する。火災感知設備及び消火設備の設置に当たっては、地震等の自然現象によって、火災感知及び消火の機能、性能が維持され、かつ、安全機能を有する構造物、系統及び機器は、消火設備の破壊、誤動作又は誤操作によって安全機能を失うことのないよう設置する。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>	<p>火災の発生防止における水素漏えい検知は、蓄電池室及び体積制御タンク室に水素濃度検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度の4vol%の1/4以下の濃度にて中央制御室又は[]にて警報を発する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の電気系統は、保護継電器、遮断器によって故障回避を早期に遮断し、過電流による過熱及び焼損を防止する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p style="text-align: center;">火災の感知及び消火</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>(1) 火災感知設備</p> <p>a. 火災感知設備は、水災区域又は水災区域における①放射線、取組、湿度、湿度、空気成分等の環境条件や火災の性質を考慮し、アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない空気感知器から異なる②種類の感知器を組み合わせた設置することを基本とし、</p>	<p>設計及び工事の計画の整合性は、多重化した空間機器による機械換気を行い、水素濃度を燃焼限界濃度未満とするよう設計する。</p> <p>火災区域域内へ水素を内包するボンベを持つ込む場合は、火災の発生防止対策を講じる運用とする。</p> <p>火災の発生防止における水素漏えい検知は、蓄電池室及び体積制御タンク室に水素濃度検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度の4vol%の1/4以下の濃度にて中央制御室又は[]にて警報を発する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の電気系統は、保護継電器、遮断器によって故障回避を早期に遮断し、過電流による過熱及び焼損を防止する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p style="text-align: center;">火災の感知及び消火</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>(1) 火災感知設備</p> <p>a. 火災感知設備は、水災区域又は水災区域における①放射線、取組、湿度、湿度、空気成分等の環境条件や火災の性質を考慮し、アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない空気感知器から異なる②種類の感知器を組み合わせた設置することを基本とし、</p>	<p style="text-align: center;">- 03-添1-1-7-2 -</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類A）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>火災感知設備は、水災区域又は水災区域における①放射線、取組、湿度、湿度、空気成分等の環境条件や火災の性質を考慮し、アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない空気感知器から異なる②種類の感知器を組み合わせた設置することを基本とし、</p>	<p>火災の感知及び消火は、安全機能を有する構造物、系統及び機器に対して、火災の影響を即座に、早期の火災感知及び消火を行うように、火災感知設備及び消火設備を設置する。火災感知設備及び消火設備の設置に当たっては、地震等の自然現象によって、火災感知及び消火の機能、性能が維持され、かつ、安全機能を有する構造物、系統及び機器は、消火設備の破壊、誤動作又は誤操作によって安全機能を失うことのないよう設置する。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>	<p>火災の発生防止における水素漏えい検知は、蓄電池室及び体積制御タンク室に水素濃度検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度の4vol%の1/4以下の濃度にて中央制御室又は[]にて警報を発する設計とする。</p> <p>火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の電気系統は、保護継電器、遮断器によって故障回避を早期に遮断し、過電流による過熱及び焼損を防止する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>(2) 火災の感知及び消火</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>a. 火災感知設備</p>	<p>設計及び工事の計画の整合性は、多重化した空間機器による機械換気を行い、水素濃度を燃焼限界濃度未満とするよう設計する。</p> <p>火災区域域内へ水素を内包するボンベを持つ込む場合は、火災の発生防止対策を講じる運用とする。</p> <p>火災の発生防止における水素漏えい検知は、蓄電池室及び体積制御タンク室に水素濃度検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度の4vol%の1/4以下の濃度にて中央制御室又は[]にて警報を発する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の電気系統は、保護継電器、遮断器によって故障回避を早期に遮断し、過電流による過熱及び焼損を防止する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p style="text-align: center;">火災の感知及び消火</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>(1) 火災感知設備</p> <p>a. 火災感知設備は、水災区域又は水災区域における①放射線、取組、湿度、湿度、空気成分等の環境条件や火災の性質を考慮し、アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない空気感知器から異なる②種類の感知器を組み合わせた設置することを基本とし、</p>	<p style="text-align: center;">- 03-添1-1-7-2 -</p>																		
設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類A）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>火災感知設備は、水災区域又は水災区域における①放射線、取組、湿度、湿度、空気成分等の環境条件や火災の性質を考慮し、アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない空気感知器から異なる②種類の感知器を組み合わせた設置することを基本とし、</p>	<p>火災の感知及び消火は、安全機能を有する構造物、系統及び機器に対して、火災の影響を即座に、早期の火災感知及び消火を行うように、火災感知設備及び消火設備を設置する。火災感知設備及び消火設備の設置に当たっては、地震等の自然現象によって、火災感知及び消火の機能、性能が維持され、かつ、安全機能を有する構造物、系統及び機器は、消火設備の破壊、誤動作又は誤操作によって安全機能を失うことのないよう設置する。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>	<p>火災の発生防止における水素漏えい検知は、蓄電池室及び体積制御タンク室に水素濃度検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度の4vol%の1/4以下の濃度にて中央制御室又は[]にて警報を発する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の電気系統は、保護継電器、遮断器によって故障回避を早期に遮断し、過電流による過熱及び焼損を防止する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p style="text-align: center;">火災の感知及び消火</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>(1) 火災感知設備</p> <p>a. 火災感知設備は、水災区域又は水災区域における①放射線、取組、湿度、湿度、空気成分等の環境条件や火災の性質を考慮し、アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない空気感知器から異なる②種類の感知器を組み合わせた設置することを基本とし、</p>	<p>設計及び工事の計画の整合性は、多重化した空間機器による機械換気を行い、水素濃度を燃焼限界濃度未満とするよう設計する。</p> <p>火災区域域内へ水素を内包するボンベを持つ込む場合は、火災の発生防止対策を講じる運用とする。</p> <p>火災の発生防止における水素漏えい検知は、蓄電池室及び体積制御タンク室に水素濃度検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度の4vol%の1/4以下の濃度にて中央制御室又は[]にて警報を発する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の電気系統は、保護継電器、遮断器によって故障回避を早期に遮断し、過電流による過熱及び焼損を防止する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p style="text-align: center;">火災の感知及び消火</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>(1) 火災感知設備</p> <p>a. 火災感知設備は、水災区域又は水災区域における①放射線、取組、湿度、湿度、空気成分等の環境条件や火災の性質を考慮し、アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない空気感知器から異なる②種類の感知器を組み合わせた設置することを基本とし、</p>	<p style="text-align: center;">- 03-添1-1-7-2 -</p>																		

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前		変更後		備考
設置許可申請書(本文)	設計及び工事の計画 該当事項	設置許可申請書(添付書類A) 該当事項	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(本文)
中央制御室で常時監視可能な火災受信機を設置する設計上とす。	<p>(b) 火災感知器の設置方法</p> <p>上記の「(a) 火災感知器の検定、動作時の防止及び組合せ」にて選択する感知器等の設置に当たり、感知器については消防法施行規則第23条第4項に依り、検出装置については同項において定める火災区域内の感知器の種類及び火災感知器の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。また、感知器の設置方法については、火災警報上支障がないことを確認した上で、以下の1.から3.に掲げる方法についても適用する設計とする。</p> <p>1. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に感知器があるときは、一定の範囲を限度として、感知器の設置を行わない方法</p> <p>2. 感知器の設置面から換気口等の空気吹き出し口までの距離距離が1m以上あるときに、感知器と空気吹き出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>3. 空気吹き出し口から水平に空気吹き出されているときは、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹き出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p><中略></p> <p>(c) 火災感知器の設計上の考慮</p> <p>火災感知器のうち火災受信機は、感知器等の設置場所を1つずつ特定することにより火災の発生場所を特定することができる機能を有するものとし、中央制御室において常時監視できる設計とする。</p> <p><中略></p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>上記の「(a) 火災感知器の検定、動作時の防止及び組合せ」にて選択する感知器等の設置に当たり、各感知方式においては、感知器を検出装置より優先して選択するものとする。</p> <p>(b) 火災感知器の設置方法</p> <p>上記の「(a) 火災感知器の検定、動作時の防止及び組合せ」にて選択する感知器等の設置に当たり、検出装置については消防法施行規則第23条第4項に依り、検出装置については同項において定める火災区域内の感知器の種類及び火災感知器の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置するものとし、感知器の設置方法については、火災警報上支障がないことを確認した上で、以下の1.から3.に掲げる方法についても適用する設計とする。</p> <p>1. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に感知器があるときは、一定の範囲を限度として、感知器の設置を行わない方法</p> <p>2. 感知器の設置面から換気口等の空気吹き出し口までの距離距離が1m以上あるときに、感知器と空気吹き出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>3. 空気吹き出し口から水平に空気吹き出されているときは、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹き出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p><中略></p> <p>b. 上記a. 項を除く火災区域又は火災区域の火災感知器の設計</p> <p>火災感知器のうち火災感知器は、火災区域又は火災区域における放射線、取付面高さ、湿度、風速、空気流の環境条件、予想される火災の性質(急激な温度変化、煙の濃度の上昇、熱線の上昇)を考慮し、火災を早期に感知できるように、固有の信号を発生するアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない火災感知器から異なる種類の感知器を組み合わせて、以下のとおり設置する設計とする。</p> <p>(1) 一般エリア</p> <p>一般エリアには、アナログ式の煙感知器(一部1号、2号、3号及び4号併用)、アナログ式の熱感知器(一部1号、2号、3号及び4号併用)又はアナログ式でない火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p>	<p>整合性</p> <p>設置許可上の整合性の観点から、設置許可申請書(添付書類A)の記載について適正化を及ぼすこととする。</p>	
	<p>10.5.1.3 主要設備</p> <p>10.5.1.3.2 火災感知設備</p> <p>火災感知設備の火災感知器は、火災区域又は火災区域における放射線、取付面高さ、湿度、風速、空気流等の環境条件や、予想される火災の性質を考慮して、固有の信号を発生するアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない火災感知器から異なる種類の感知器を組み合わせて、以下のとおり設置する設計とする。</p> <p>(1) 一般エリア</p> <p>一般エリアには、アナログ式の煙感知器(一部1号、2号、3号及び4号併用)、アナログ式の熱感知器(一部1号、2号、3号及び4号併用)又はアナログ式でない火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p>	<p>設置許可申請書(添付書類A) 該当事項</p> <p>上記の「(a) 火災感知器の検定、動作時の防止及び組合せ」にて選択する感知器等の設置に当たり、各感知方式においては、感知器を検出装置より優先して選択するものとする。</p> <p>(b) 火災感知器の設置方法</p> <p>上記の「(a) 火災感知器の検定、動作時の防止及び組合せ」にて選択する感知器等の設置に当たり、検出装置については消防法施行規則第23条第4項に依り、検出装置については同項において定める火災区域内の感知器の種類及び火災感知器の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置するものとし、感知器の設置方法については、火災警報上支障がないことを確認した上で、以下の1.から3.に掲げる方法についても適用する設計とする。</p> <p>1. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に感知器があるときは、一定の範囲を限度として、感知器の設置を行わない方法</p> <p>2. 感知器の設置面から換気口等の空気吹き出し口までの距離距離が1m以上あるときに、感知器と空気吹き出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>3. 空気吹き出し口から水平に空気吹き出されているときは、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹き出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p><中略></p> <p>b. 上記a. 項を除く火災区域又は火災区域の火災感知器の設計</p> <p>火災感知器のうち火災感知器は、火災区域又は火災区域における放射線、取付面高さ、湿度、風速、空気流の環境条件、予想される火災の性質(急激な温度変化、煙の濃度の上昇、熱線の上昇)を考慮し、火災を早期に感知できるように、固有の信号を発生するアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない火災感知器から異なる種類の感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>(1) 一般エリア</p> <p>一般エリアには、アナログ式の煙感知器(一部1号、2号、3号及び4号併用)、アナログ式の熱感知器(一部1号、2号、3号及び4号併用)又はアナログ式でない火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p>	<p>整合性</p> <p>記載の適正化(前頁記載内容繰り下がり)</p>	
	<p>中央制御室で常時監視可能な火災受信機を設置する設計上とす。</p> <p><中略></p>	<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>設置許可申請書(本文)</p> <p>記載の適正化(次頁への記載内容繰り下がり)</p>	<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>設置許可申請書(本文)</p> <p>記載の適正化</p>	<p>備考</p> <p>記載の適正化(前頁記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 1409 1843 1761">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1347 1056 1843 1409">設置許可申請書(添付書類八)該当事項</th> <th data-bbox="1347 646 1843 1056">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1347 359 1843 646">整合性</th> <th data-bbox="1347 279 1843 359">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1843 1409 2249 1761"> <p>中央制御室で常時監視可能な火災受信機を設置する設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1843 1056 2249 1409"></td> <td data-bbox="1843 646 2249 1056"> <p>1. 1. 2 火災の感知及び消火 火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、区画定額火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。 <中略> 火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、常時時及び非常後においても、区画定額火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を保持する設計とする。具体的には、機器の構造強度の確認、加振試験又は解析、評価による機能保持の確認結果を踏まえ、火災感知設備及び消火設備全体としての機能が保持される設計とする。 (1) 火災感知設備 a. 火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設(所内常設交流電源設備(3系統目)及びその電路を除く。)を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備の設計 (c) 火災感知設備の設計上の考慮 火災感知設備のうち火災受信機は、感知器等の設置場所を1つつつ特定することにより火災の発生場所を特定することができる機能を有するものとし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 b. 上記a. 項を除く火災区域又は火災区画の火災感知設備の設計 <中略> 火災感知設備のうち火災受信機は、作動した火災感知器を1つつつ特定できるアナログ式の受信機とし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 <中略> 1. 1. 2 火災の感知及び消火 火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。 (2) 消火設備 b. 消火設備の系統構成 (b) 系統分層に応じた独立性 火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルの相互の系統分層を行うために設置する自動消火設備であるスプリンクラー、全滅ハロゲン滅火器</p> </td> <td data-bbox="1843 359 2249 646"></td> <td data-bbox="1843 279 2249 359"></td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>中央制御室で常時監視可能な火災受信機を設置する設計とする。</p>		<p>1. 1. 2 火災の感知及び消火 火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、区画定額火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。 <中略> 火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、常時時及び非常後においても、区画定額火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を保持する設計とする。具体的には、機器の構造強度の確認、加振試験又は解析、評価による機能保持の確認結果を踏まえ、火災感知設備及び消火設備全体としての機能が保持される設計とする。 (1) 火災感知設備 a. 火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設(所内常設交流電源設備(3系統目)及びその電路を除く。)を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備の設計 (c) 火災感知設備の設計上の考慮 火災感知設備のうち火災受信機は、感知器等の設置場所を1つつつ特定することにより火災の発生場所を特定することができる機能を有するものとし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 b. 上記a. 項を除く火災区域又は火災区画の火災感知設備の設計 <中略> 火災感知設備のうち火災受信機は、作動した火災感知器を1つつつ特定できるアナログ式の受信機とし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 <中略> 1. 1. 2 火災の感知及び消火 火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。 (2) 消火設備 b. 消火設備の系統構成 (b) 系統分層に応じた独立性 火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルの相互の系統分層を行うために設置する自動消火設備であるスプリンクラー、全滅ハロゲン滅火器</p>			<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考								
<p>中央制御室で常時監視可能な火災受信機を設置する設計とする。</p>		<p>1. 1. 2 火災の感知及び消火 火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、区画定額火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。 <中略> 火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、常時時及び非常後においても、区画定額火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を保持する設計とする。具体的には、機器の構造強度の確認、加振試験又は解析、評価による機能保持の確認結果を踏まえ、火災感知設備及び消火設備全体としての機能が保持される設計とする。 (1) 火災感知設備 a. 火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設(所内常設交流電源設備(3系統目)及びその電路を除く。)を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備の設計 (c) 火災感知設備の設計上の考慮 火災感知設備のうち火災受信機は、感知器等の設置場所を1つつつ特定することにより火災の発生場所を特定することができる機能を有するものとし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 b. 上記a. 項を除く火災区域又は火災区画の火災感知設備の設計 <中略> 火災感知設備のうち火災受信機は、作動した火災感知器を1つつつ特定できるアナログ式の受信機とし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 <中略> 1. 1. 2 火災の感知及び消火 火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。 (2) 消火設備 b. 消火設備の系統構成 (b) 系統分層に応じた独立性 火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルの相互の系統分層を行うために設置する自動消火設備であるスプリンクラー、全滅ハロゲン滅火器</p>										

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>消火設備は、既述、駆動弁又は閉鎖弁により、①安全機能を含む構造物、系統及び機器の安全機能を維持することのない設計とし、次災区域画により消火活動の回避となる次災区域画に設置される消火設備は、系統分離に定めた独立性を備えるよう設置する。</p> <p>消火設備は、既述、駆動弁又は閉鎖弁により、①安全機能を含む構造物、系統及び機器の安全機能を維持することのない設計とし、次災区域画により消火活動の回避となる次災区域画に設置される消火設備は、系統分離に定めた独立性を備えるよう設置する。</p>	<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>消火設備は、既述、駆動弁又は閉鎖弁により、①安全機能を含む構造物、系統及び機器の安全機能を維持することのない設計とし、次災区域画により消火活動の回避となる次災区域画に設置される消火設備は、系統分離に定めた独立性を備えるよう設置する。</p> <p>消火設備は、既述、駆動弁又は閉鎖弁により、①安全機能を含む構造物、系統及び機器の安全機能を維持することのない設計とし、次災区域画により消火活動の回避となる次災区域画に設置される消火設備は、系統分離に定めた独立性を備えるよう設置する。</p> <p>消火設備は、既述、駆動弁又は閉鎖弁により、①安全機能を含む構造物、系統及び機器の安全機能を維持することのない設計とし、次災区域画により消火活動の回避となる次災区域画に設置される消火設備は、系統分離に定めた独立性を備えるよう設置する。</p> <p>消火設備は、既述、駆動弁又は閉鎖弁により、①安全機能を含む構造物、系統及び機器の安全機能を維持することのない設計とし、次災区域画により消火活動の回避となる次災区域画に設置される消火設備は、系統分離に定めた独立性を備えるよう設置する。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更認可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 1407 2252 1459">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1347 1050 2252 1407">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th data-bbox="1347 651 2252 1050">設計及び工事計画 該当事項</th> <th data-bbox="1347 357 2252 651">整合性</th> <th data-bbox="1347 277 2252 357">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1798 1407 2252 1759"> <p>本炉の影響軽減の機能本有するものとして、(1)安全機能を有する建築物、系統及び機器の重要項に及び、それらを設置する火災区域又は火災区域に接する火災区域又は火災区域に接する火災による影響を軽減するため。</p> </td> <td data-bbox="1555 1050 2252 1407"> <p>火災の影響軽減は、安全機能を有する建築物、系統及び機器の重要項に及び、それらを設置する火災区域又は火災区域に接する火災による影響を軽減するため。</p> </td> <td data-bbox="1762 651 2252 1050"> <p>火災の影響軽減は、安全機能を有する建築物、系統及び機器の重要項に及び、それらを設置する火災区域又は火災区域に接する火災による影響を軽減するため。</p> </td> <td data-bbox="1798 357 2252 651"> <p>設計及び工事計画の基 本設計方針 (b) 系統分 離に応じた独立性)は P30-添付1-5,6を再掲。</p> </td> <td data-bbox="1347 277 2252 357"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1798 1407 2252 1759"> <p>又は1時間の耐火能力を有する隔壁 壁</p> </td> <td data-bbox="1555 1050 2252 1407"> <p>火災の影響軽減は、安全機能を有する建築物、系統及び機器の重要項に及び、それらを設置する火災区域又は火災区域に接する火災による影響を軽減するため。</p> </td> <td data-bbox="1762 651 2252 1050"> <p>火災の影響軽減は、安全機能を有する建築物、系統及び機器の重要項に及び、それらを設置する火災区域又は火災区域に接する火災による影響を軽減するため。</p> </td> <td data-bbox="1798 357 2252 651"> <p>設置許可申請書(本文)の ①に於いて、設置設計上、 設置火災区域及び工事の計 画の整合性である必要はな い。</p> </td> <td data-bbox="1347 277 2252 357"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1798 1407 2252 1759"> <p>又は1時間の耐火能力を有する隔壁 壁</p> </td> <td data-bbox="1555 1050 2252 1407"> <p>火災の影響軽減は、安全機能を有する建築物、系統及び機器の重要項に及び、それらを設置する火災区域又は火災区域に接する火災による影響を軽減するため。</p> </td> <td data-bbox="1762 651 2252 1050"> <p>火災の影響軽減は、安全機能を有する建築物、系統及び機器の重要項に及び、それらを設置する火災区域又は火災区域に接する火災による影響を軽減するため。</p> </td> <td data-bbox="1798 357 2252 651"> <p>設置許可申請書(本文)の ①に於いて、設置設計上、 設置火災区域及び工事の計 画の整合性である必要はな い。</p> </td> <td data-bbox="1347 277 2252 357"></td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事計画 該当事項	整合性	備考	<p>本炉の影響軽減の機能本有するものとして、(1)安全機能を有する建築物、系統及び機器の重要項に及び、それらを設置する火災区域又は火災区域に接する火災区域又は火災区域に接する火災による影響を軽減するため。</p>	<p>火災の影響軽減は、安全機能を有する建築物、系統及び機器の重要項に及び、それらを設置する火災区域又は火災区域に接する火災による影響を軽減するため。</p>	<p>火災の影響軽減は、安全機能を有する建築物、系統及び機器の重要項に及び、それらを設置する火災区域又は火災区域に接する火災による影響を軽減するため。</p>	<p>設計及び工事計画の基 本設計方針 (b) 系統分 離に応じた独立性)は P30-添付1-5,6を再掲。</p>		<p>又は1時間の耐火能力を有する隔壁 壁</p>	<p>火災の影響軽減は、安全機能を有する建築物、系統及び機器の重要項に及び、それらを設置する火災区域又は火災区域に接する火災による影響を軽減するため。</p>	<p>火災の影響軽減は、安全機能を有する建築物、系統及び機器の重要項に及び、それらを設置する火災区域又は火災区域に接する火災による影響を軽減するため。</p>	<p>設置許可申請書(本文)の ①に於いて、設置設計上、 設置火災区域及び工事の計 画の整合性である必要はな い。</p>		<p>又は1時間の耐火能力を有する隔壁 壁</p>	<p>火災の影響軽減は、安全機能を有する建築物、系統及び機器の重要項に及び、それらを設置する火災区域又は火災区域に接する火災による影響を軽減するため。</p>	<p>火災の影響軽減は、安全機能を有する建築物、系統及び機器の重要項に及び、それらを設置する火災区域又は火災区域に接する火災による影響を軽減するため。</p>	<p>設置許可申請書(本文)の ①に於いて、設置設計上、 設置火災区域及び工事の計 画の整合性である必要はな い。</p>		<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>本炉の影響軽減の機能本有するものとして、(1)安全機能を有する建築物、系統及び機器の重要項に及び、それらを設置する火災区域又は火災区域に接する火災区域又は火災区域に接する火災による影響を軽減するため。</p>	<p>火災の影響軽減は、安全機能を有する建築物、系統及び機器の重要項に及び、それらを設置する火災区域又は火災区域に接する火災による影響を軽減するため。</p>	<p>火災の影響軽減は、安全機能を有する建築物、系統及び機器の重要項に及び、それらを設置する火災区域又は火災区域に接する火災による影響を軽減するため。</p>	<p>設計及び工事計画の基 本設計方針 (b) 系統分 離に応じた独立性)は P30-添付1-5,6を再掲。</p>																			
<p>又は1時間の耐火能力を有する隔壁 壁</p>	<p>火災の影響軽減は、安全機能を有する建築物、系統及び機器の重要項に及び、それらを設置する火災区域又は火災区域に接する火災による影響を軽減するため。</p>	<p>火災の影響軽減は、安全機能を有する建築物、系統及び機器の重要項に及び、それらを設置する火災区域又は火災区域に接する火災による影響を軽減するため。</p>	<p>設置許可申請書(本文)の ①に於いて、設置設計上、 設置火災区域及び工事の計 画の整合性である必要はな い。</p>																			
<p>又は1時間の耐火能力を有する隔壁 壁</p>	<p>火災の影響軽減は、安全機能を有する建築物、系統及び機器の重要項に及び、それらを設置する火災区域又は火災区域に接する火災による影響を軽減するため。</p>	<p>火災の影響軽減は、安全機能を有する建築物、系統及び機器の重要項に及び、それらを設置する火災区域又は火災区域に接する火災による影響を軽減するため。</p>	<p>設置許可申請書(本文)の ①に於いて、設置設計上、 設置火災区域及び工事の計 画の整合性である必要はな い。</p>																			

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前	変更後	備考										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 1402 1941 1455">設置許可申請書（本文）</th> <th data-bbox="1347 1052 1941 1402">設置許可申請書（添付書類A）該当事項</th> <th data-bbox="1347 646 1941 1052">設計及び工事計画 該当事項 変更する箇所の位置に応じて、互いに相違する系別間の系統分離を行う設計とする。</th> <th data-bbox="1347 359 1941 646">整合性</th> <th data-bbox="1347 279 1941 359">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1941 1402 2249 1455"> <p>10.5.1.3 主要設備 10.5.1.3.2 火災感知設備</p> <p>火災感知設備は、火災区域又は火災区域における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や、予想される火災の性質を考慮して、固有の信号を発生するアナログ式の熱感知器、アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない光感知器から異なる種類の感知器を組み合わせて、以下のとおり設置する設計とする。</p> <p>(1) 一般エリア 一般エリアには、アナログ式の熱感知器（一部1号、2号、3</p> </td> <td data-bbox="1941 1052 2249 1402"> <p>また、火災の影響軽減のための対策を前項とし、設備等の設置状況を満たした可燃性物質の量等を基に、原子炉施設内の火災によっても、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を行うことなく、原子炉の高温停止及び低圧停止が達成できることを、火災影響評価により確認する。</p> </td> <td data-bbox="1941 646 2249 1052"> <p>1. 1. 3 火災の影響軽減 (2) 原子炉の安全確保 b. 火災の影響評価 (a) 火災区域又は火災区域に設置される各機器の動的機能喪失を想定した設計に対する評価</p> <p>設備の設置状況を満たした可燃性物質の量及び火災区域又は火災区域（以下「火災区域等」という）の面積を基に、発電用原子炉施設内の火災によって、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を行うことなく、原子炉の安全停止が可能であること、当該火災区域等の火災が隣接する火災区域等に影響を与えるか否かを評価する水災伝播評価の結果に応じて、以下に示す火災影響評価によって確認する。</p> <p>火災影響評価は、火災区域又は火災区域の火災荷重の増加等又は設備改造等により、必要な場合には再評価を実施する。</p> <p>火災影響評価の評価方法及び再評価については、適用を定める。</p> <p>イ、隣接する火災区域等に影響を及ぼす場合 当該火災区域等及び火災影響を受ける隣接火災区域等の2区域に対して火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。</p> <p>ロ、隣接する火災区域等に影響を及ぼさない場合 当該火災区域等の火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。</p> </td> <td data-bbox="1941 359 2249 646"></td> <td data-bbox="1941 279 2249 359"></td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類A）該当事項	設計及び工事計画 該当事項 変更する箇所の位置に応じて、互いに相違する系別間の系統分離を行う設計とする。	整合性	備考	<p>10.5.1.3 主要設備 10.5.1.3.2 火災感知設備</p> <p>火災感知設備は、火災区域又は火災区域における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や、予想される火災の性質を考慮して、固有の信号を発生するアナログ式の熱感知器、アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない光感知器から異なる種類の感知器を組み合わせて、以下のとおり設置する設計とする。</p> <p>(1) 一般エリア 一般エリアには、アナログ式の熱感知器（一部1号、2号、3</p>	<p>また、火災の影響軽減のための対策を前項とし、設備等の設置状況を満たした可燃性物質の量等を基に、原子炉施設内の火災によっても、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を行うことなく、原子炉の高温停止及び低圧停止が達成できることを、火災影響評価により確認する。</p>	<p>1. 1. 3 火災の影響軽減 (2) 原子炉の安全確保 b. 火災の影響評価 (a) 火災区域又は火災区域に設置される各機器の動的機能喪失を想定した設計に対する評価</p> <p>設備の設置状況を満たした可燃性物質の量及び火災区域又は火災区域（以下「火災区域等」という）の面積を基に、発電用原子炉施設内の火災によって、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を行うことなく、原子炉の安全停止が可能であること、当該火災区域等の火災が隣接する火災区域等に影響を与えるか否かを評価する水災伝播評価の結果に応じて、以下に示す火災影響評価によって確認する。</p> <p>火災影響評価は、火災区域又は火災区域の火災荷重の増加等又は設備改造等により、必要な場合には再評価を実施する。</p> <p>火災影響評価の評価方法及び再評価については、適用を定める。</p> <p>イ、隣接する火災区域等に影響を及ぼす場合 当該火災区域等及び火災影響を受ける隣接火災区域等の2区域に対して火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。</p> <p>ロ、隣接する火災区域等に影響を及ぼさない場合 当該火災区域等の火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。</p>			<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類A）該当事項	設計及び工事計画 該当事項 変更する箇所の位置に応じて、互いに相違する系別間の系統分離を行う設計とする。	整合性	備考								
<p>10.5.1.3 主要設備 10.5.1.3.2 火災感知設備</p> <p>火災感知設備は、火災区域又は火災区域における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や、予想される火災の性質を考慮して、固有の信号を発生するアナログ式の熱感知器、アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない光感知器から異なる種類の感知器を組み合わせて、以下のとおり設置する設計とする。</p> <p>(1) 一般エリア 一般エリアには、アナログ式の熱感知器（一部1号、2号、3</p>	<p>また、火災の影響軽減のための対策を前項とし、設備等の設置状況を満たした可燃性物質の量等を基に、原子炉施設内の火災によっても、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を行うことなく、原子炉の高温停止及び低圧停止が達成できることを、火災影響評価により確認する。</p>	<p>1. 1. 3 火災の影響軽減 (2) 原子炉の安全確保 b. 火災の影響評価 (a) 火災区域又は火災区域に設置される各機器の動的機能喪失を想定した設計に対する評価</p> <p>設備の設置状況を満たした可燃性物質の量及び火災区域又は火災区域（以下「火災区域等」という）の面積を基に、発電用原子炉施設内の火災によって、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を行うことなく、原子炉の安全停止が可能であること、当該火災区域等の火災が隣接する火災区域等に影響を与えるか否かを評価する水災伝播評価の結果に応じて、以下に示す火災影響評価によって確認する。</p> <p>火災影響評価は、火災区域又は火災区域の火災荷重の増加等又は設備改造等により、必要な場合には再評価を実施する。</p> <p>火災影響評価の評価方法及び再評価については、適用を定める。</p> <p>イ、隣接する火災区域等に影響を及ぼす場合 当該火災区域等及び火災影響を受ける隣接火災区域等の2区域に対して火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。</p> <p>ロ、隣接する火災区域等に影響を及ぼさない場合 当該火災区域等の火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。</p>										

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">設置許可申請書(本文)</th> <th style="width: 30%;">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th style="width: 30%;">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th style="width: 10%;">整合性</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td> (2) 原子炉格納容器 原子炉格納容器には、アナログ式の燃感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、原子炉格納容器ループ蒸気及び加圧器室については、アナログ式でない切替型の熱感知器を設置する。 (3) 海水管トンネルエリア 海水管トンネルエリアは、アナログ式の燃感知器と熱を感知できる光ファイバセンサーを設置する。 (4) 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアには、アナログ式でない切替型の熱感知器とアナログ式でない切替型の熱感知器を設置する設計とする。 (5) 固体廃棄物貯蔵庫 固体廃棄物貯蔵庫には、アナログ式の燃感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、B 固体廃棄物貯蔵庫のドラム缶貯蔵エリアについては、アナログ式でない熱感知器を設置する。 (6) 中央制御室内 中央制御室の火気初発対検機器等を設置する中央制御室内には、高感度燃感知器を設置する設計とする。 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">- 03-添1-1-7-9 -</p>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考		(2) 原子炉格納容器 原子炉格納容器には、アナログ式の燃感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、原子炉格納容器ループ蒸気及び加圧器室については、アナログ式でない切替型の熱感知器を設置する。 (3) 海水管トンネルエリア 海水管トンネルエリアは、アナログ式の燃感知器と熱を感知できる光ファイバセンサーを設置する。 (4) 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアには、アナログ式でない切替型の熱感知器とアナログ式でない切替型の熱感知器を設置する設計とする。 (5) 固体廃棄物貯蔵庫 固体廃棄物貯蔵庫には、アナログ式の燃感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、B 固体廃棄物貯蔵庫のドラム缶貯蔵エリアについては、アナログ式でない熱感知器を設置する。 (6) 中央制御室内 中央制御室の火気初発対検機器等を設置する中央制御室内には、高感度燃感知器を設置する設計とする。				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">設置許可申請書(本文)</th> <th style="width: 30%;">設置許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th style="width: 30%;">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th style="width: 10%;">整合性</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td> 号及び1号炉共用)又はアナログ式の燃感知器(一部1号、2号、3号及び4号炉共用)又はアナログ式でない熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。 (2) 原子炉格納容器 原子炉格納容器には、アナログ式の燃感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、原子炉格納容器ループ蒸気及び加圧器室については、アナログ式でない切替型の熱感知器を設置する。 (3) 海水管トンネルエリア 海水管トンネルエリアは、アナログ式の燃感知器と熱を感知できる光ファイバセンサーを設置する。 (4) 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアには、アナログ式でない切替型の熱感知器とアナログ式でない切替型の熱感知器を設置する設計とする。 (5) 固体廃棄物貯蔵庫 固体廃棄物貯蔵庫には、アナログ式の燃感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、B 固体廃棄物貯蔵庫のドラム缶貯蔵エリアについては、アナログ式でない熱感知器を設置する。 (6) 中央制御室内 中央制御室の火気初発対検機器等を設置する中央制御室内には、高感度燃感知器を設置する設計とする。 </td> <td></td> <td></td> <td> 設置許可との整合性の観点から、設置許可申請書(添付書類A)の記載について適正化を反映することとする。 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">- 03-添1-1-7-9 -</p>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考		号及び1号炉共用)又はアナログ式の燃感知器(一部1号、2号、3号及び4号炉共用)又はアナログ式でない熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。 (2) 原子炉格納容器 原子炉格納容器には、アナログ式の燃感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、原子炉格納容器ループ蒸気及び加圧器室については、アナログ式でない切替型の熱感知器を設置する。 (3) 海水管トンネルエリア 海水管トンネルエリアは、アナログ式の燃感知器と熱を感知できる光ファイバセンサーを設置する。 (4) 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアには、アナログ式でない切替型の熱感知器とアナログ式でない切替型の熱感知器を設置する設計とする。 (5) 固体廃棄物貯蔵庫 固体廃棄物貯蔵庫には、アナログ式の燃感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、B 固体廃棄物貯蔵庫のドラム缶貯蔵エリアについては、アナログ式でない熱感知器を設置する。 (6) 中央制御室内 中央制御室の火気初発対検機器等を設置する中央制御室内には、高感度燃感知器を設置する設計とする。			設置許可との整合性の観点から、設置許可申請書(添付書類A)の記載について適正化を反映することとする。	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
	(2) 原子炉格納容器 原子炉格納容器には、アナログ式の燃感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、原子炉格納容器ループ蒸気及び加圧器室については、アナログ式でない切替型の熱感知器を設置する。 (3) 海水管トンネルエリア 海水管トンネルエリアは、アナログ式の燃感知器と熱を感知できる光ファイバセンサーを設置する。 (4) 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアには、アナログ式でない切替型の熱感知器とアナログ式でない切替型の熱感知器を設置する設計とする。 (5) 固体廃棄物貯蔵庫 固体廃棄物貯蔵庫には、アナログ式の燃感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、B 固体廃棄物貯蔵庫のドラム缶貯蔵エリアについては、アナログ式でない熱感知器を設置する。 (6) 中央制御室内 中央制御室の火気初発対検機器等を設置する中央制御室内には、高感度燃感知器を設置する設計とする。																					
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
	号及び1号炉共用)又はアナログ式の燃感知器(一部1号、2号、3号及び4号炉共用)又はアナログ式でない熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。 (2) 原子炉格納容器 原子炉格納容器には、アナログ式の燃感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、原子炉格納容器ループ蒸気及び加圧器室については、アナログ式でない切替型の熱感知器を設置する。 (3) 海水管トンネルエリア 海水管トンネルエリアは、アナログ式の燃感知器と熱を感知できる光ファイバセンサーを設置する。 (4) 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアには、アナログ式でない切替型の熱感知器とアナログ式でない切替型の熱感知器を設置する設計とする。 (5) 固体廃棄物貯蔵庫 固体廃棄物貯蔵庫には、アナログ式の燃感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、B 固体廃棄物貯蔵庫のドラム缶貯蔵エリアについては、アナログ式でない熱感知器を設置する。 (6) 中央制御室内 中央制御室の火気初発対検機器等を設置する中央制御室内には、高感度燃感知器を設置する設計とする。			設置許可との整合性の観点から、設置許可申請書(添付書類A)の記載について適正化を反映することとする。																		

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前		変更後		備考
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設置及び工事の計画 該当事項	整合性
<p>b. 重大事故等対処施設</p> <p>①火災防護設備は、水災区域及び水災区域を考慮し、火災感知及び初期火の機能表示するものとする。</p>	<p>10.5.2 重大事故等対処施設</p> <p>10.5.2.1 概要</p> <p>原子炉施設内の水災区域及び水災区域に設置される、重大事故等対処施設を火災から防護することを目的として、水災の緊急発生、火災の感知及び初期火の機能を考慮した水災防護対策を講ずる。</p>	<p>10.5.2 重大事故等対処施設</p> <p>10.5.2.1 概要</p> <p>原子炉施設内の水災区域及び水災区域に設置される、重大事故等対処施設を火災から防護することを目的として、水災の緊急発生、火災の感知及び初期火の機能を考慮した水災防護対策を講ずる。</p>	<p>【火災防護設備】</p> <p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及びこれらの解釈並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(令和2年3月31日原子力規制委員会(以下「火災防護審査基準」という。))による。</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含むものとする。</p> <p>(基本設計方針)</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針</p> <p>①火災防護設備が火災区域及び水災区域を考慮し、火災感知及び初期火の機能を考慮し、火災区域及び水災区域を考慮した水災防護対策を講ずる。</p> <p>②重大事故等対処施設は、水災区域及び水災区域を考慮し、火災感知及び初期火の機能を考慮し、火災区域及び水災区域を考慮した水災防護対策を講ずる。</p> <p><中略></p> <p>設置する水災区域及び水災区域に対して、以下に示す水災の発生防止、水災の感知及び初期火災の発生防止並びに水災区域又は水災区域を考慮した水災防護対策を講ずる。</p> <p><中略></p> <p>(1) 火災発生防止</p> <p>a. 火災の発生防止対策</p> <p>火災の発生防止は、発火性又は引火性物質等に対して火災の発生防止対策を講ずるほか、</p> <p>水素に対する熱気及び</p>	<p>本文(五)(3)(イ)火災防護設備(P03-添1-1-3-1～17)はD、B、S Aを分けて記載しているが、設計及び工事の計画ではD、B、S Aを統合して整理している。</p> <p>本文(五)(3)(イ)b. 重大事故等対処施設(P03-添1-1-3-5-10)ではS Aについて対応している。</p> <p>設計及び工事の計画の基本設計方針「1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設」は「P03-添1-1-3-1を再掲。</p>
<p>b. 重大事故等対処施設</p> <p>①火災防護設備は、水災区域及び水災区域を考慮し、火災感知及び初期火の機能表示するものとする。</p>	<p>火災の発生防止は、発火性又は引火性物質等に対して火災の発生防止対策を講ずるほか、</p> <p>水素に対する熱気及び</p>	<p>【火災防護設備】</p> <p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及びこれらの解釈並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(平成25年6月19日原子力規制委員会(以下「火災防護審査基準」という。))による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含むものとする。</p> <p>(基本設計方針)</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針</p> <p>①火災防護設備が火災区域及び水災区域を考慮し、火災感知及び初期火の機能を考慮し、火災区域及び水災区域を考慮した水災防護対策を講ずる。</p> <p>②重大事故等対処施設は、水災区域及び水災区域を考慮し、火災感知及び初期火の機能を考慮し、火災区域及び水災区域を考慮した水災防護対策を講ずる。</p> <p><中略></p> <p>設置する水災区域及び水災区域に対して、以下に示す水災の発生防止、水災の感知及び初期火災の発生防止並びに水災区域又は水災区域を考慮した水災防護対策を講ずる。</p> <p><中略></p> <p>(1) 火災発生防止</p> <p>a. 火災の発生防止対策</p> <p>火災の発生防止は、発火性又は引火性物質等に対して火災の発生防止対策を講ずるほか、</p> <p>水素に対する熱気及び</p>	<p>本文(五)(3)(イ)火災防護設備(P03-添1-1-3-1～17)はD、B、S Aを分けて記載しているが、設計及び工事の計画ではD、B、S Aを統合して整理している。</p> <p>本文(五)(3)(イ)b. 重大事故等対処施設(P03-添1-1-3-5-10)ではS Aについて対応している。</p> <p>設計及び工事の計画の基本設計方針「1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設」は「P03-添1-1-3-1を再掲。</p>	
<p>b. 重大事故等対処施設</p> <p>①火災防護設備は、水災区域及び水災区域を考慮し、火災感知及び初期火の機能表示するものとする。</p>	<p>火災の発生防止は、発火性又は引火性物質等に対して火災の発生防止対策を講ずるほか、</p> <p>水素に対する熱気及び</p>	<p>【火災防護設備】</p> <p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及びこれらの解釈並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(平成25年6月19日原子力規制委員会(以下「火災防護審査基準」という。))による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含むものとする。</p> <p>2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含むものとする。</p> <p>(基本設計方針)</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針</p> <p>①火災防護設備が火災区域及び水災区域を考慮し、火災感知及び初期火の機能を考慮し、火災区域及び水災区域を考慮した水災防護対策を講ずる。</p> <p>②重大事故等対処施設は、水災区域及び水災区域を考慮し、火災感知及び初期火の機能を考慮し、火災区域及び水災区域を考慮した水災防護対策を講ずる。</p> <p><中略></p> <p>設置する水災区域及び水災区域に対して、以下に示す水災の発生防止、水災の感知及び初期火災の発生防止並びに水災区域又は水災区域を考慮した水災防護対策を講ずる。</p> <p><中略></p> <p>(1) 火災発生防止</p> <p>a. 火災の発生防止対策</p> <p>火災の発生防止は、発火性又は引火性物質等に対して火災の発生防止対策を講ずるほか、</p> <p>水素に対する熱気及び</p>	<p>本文(五)(3)(イ)火災防護設備(P03-添1-1-3-1～17)はD、B、S Aを分けて記載しているが、設計及び工事の計画ではD、B、S Aを統合して整理している。</p> <p>本文(五)(3)(イ)b. 重大事故等対処施設(P03-添1-1-3-5-10)ではS Aについて対応している。</p> <p>設計及び工事の計画の基本設計方針「1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設」は「P03-添1-1-3-1を再掲。</p>	

記載の適正化
(頁番号の変更)

記載の適正化

記載の適正化
(次頁への記載内容繰り下がり)

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前	変更後	備考																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="252 1402 1151 1759">設置許可申請書（本文）</th> <th data-bbox="252 1050 1151 1402">設置許可申請書（添付書類A）該当事項</th> <th data-bbox="252 697 1151 1050">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="252 359 1151 697">整合性</th> <th data-bbox="252 275 1151 359">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td> <p>距離にわたってケーブルが敷設される場所の火災感知に備えた光ファイバ一式熱検出装置及び風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に備えた熱サーモカメラを運用し、アナログ式でない突感知器と同等の機能を有する検出装置として風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に備えたアナログ式でない防水型の突検出装置及び引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防塵型の突検出装置を運用する設計とする。</p> <p>感知器等は、動作動を防止するため、平常時の状況（温度、煙の濃度）を監視し、ケーブル突現象（急激な温度や煙の濃度上昇）を把握することができ、アナログ式でない突感知器を優先して使用することを基本とし、感知方式の特性及び設置場所における環境条件（③風速、④周辺設備などの影響を含む）、煙の濃度（煙検及び水蒸気の影響を含む）、外光の影響）を考慮し、以下のとおり設計する。</p> <p>煙感知方式のアナログ式の煙感知器、アナログ式でない煙感知器（光電分岐型）及びアナログ式でない防塵型の煙感知器は塵埃及び水蒸気の影響を受け、場所に設置し、空気吸引式の煙検出装置は配管の空気吸引口を塵埃を吸込みにくい場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>熱感知方式のアナログ式の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない防塵型の熱感知器、アナログ式でない防水型の熱感知器、光ファイバ一式熱検出装置及び熱サーモカメラは、作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを運用し、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>また、アナログ式でない熱感知器（差動分布型）は、加熱源となる設備の近傍等、急激な温度変化がない場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>突感知方式のアナログ式でない突感知器、アナログ式でない防水型の突検出装置及びアナログ式でない防塵型の突検出装置は、赤外線を感じ取る方式と赤外線を感知する方式のうち、赤外線の性質を検出することで動作動が少なく、赤外線方式を採用し、外光が当たらず高温物体が近傍にない屋内の場所、あるいは遮光板を視野角に影響がないように設置し、太陽光の影響を防止することができる屋外の場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類A）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考			<p>距離にわたってケーブルが敷設される場所の火災感知に備えた光ファイバ一式熱検出装置及び風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に備えた熱サーモカメラを運用し、アナログ式でない突感知器と同等の機能を有する検出装置として風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に備えたアナログ式でない防水型の突検出装置及び引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防塵型の突検出装置を運用する設計とする。</p> <p>感知器等は、動作動を防止するため、平常時の状況（温度、煙の濃度）を監視し、ケーブル突現象（急激な温度や煙の濃度上昇）を把握することができ、アナログ式でない突感知器を優先して使用することを基本とし、感知方式の特性及び設置場所における環境条件（③風速、④周辺設備などの影響を含む）、煙の濃度（煙検及び水蒸気の影響を含む）、外光の影響）を考慮し、以下のとおり設計する。</p> <p>煙感知方式のアナログ式の煙感知器、アナログ式でない煙感知器（光電分岐型）及びアナログ式でない防塵型の煙感知器は塵埃及び水蒸気の影響を受け、場所に設置し、空気吸引式の煙検出装置は配管の空気吸引口を塵埃を吸込みにくい場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>熱感知方式のアナログ式の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない防塵型の熱感知器、アナログ式でない防水型の熱感知器、光ファイバ一式熱検出装置及び熱サーモカメラは、作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを運用し、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>また、アナログ式でない熱感知器（差動分布型）は、加熱源となる設備の近傍等、急激な温度変化がない場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>突感知方式のアナログ式でない突感知器、アナログ式でない防水型の突検出装置及びアナログ式でない防塵型の突検出装置は、赤外線を感じ取る方式と赤外線を感知する方式のうち、赤外線の性質を検出することで動作動が少なく、赤外線方式を採用し、外光が当たらず高温物体が近傍にない屋内の場所、あるいは遮光板を視野角に影響がないように設置し、太陽光の影響を防止することができる屋外の場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p>			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1350 1402 2249 1759">設置許可申請書（本文）</th> <th data-bbox="1350 1050 2249 1402">設置許可申請書（添付書類A）該当事項</th> <th data-bbox="1350 697 2249 1050">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1350 359 2249 697">整合性</th> <th data-bbox="1350 275 2249 359">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td> <p>また、検出装置には、アナログ式の煙感知器と同等の機能を有する検出装置として放射線量が高い場所で使用可能な空気吸引式の煙検出装置、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防塵型の熱検出装置、長距離にわたってケーブルが敷設される場所の火災感知に備えた光ファイバ一式熱検出装置及び風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に備えた熱サーモカメラを運用し、アナログ式でない防水型の突検出装置及び引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防塵型の突検出装置を運用する設計とする。</p> <p>感知器等は、動作動を防止するため、平常時の状況（温度、煙の濃度）を監視し、ケーブル突現象（急激な温度や煙の濃度上昇）を把握することができ、アナログ式の感知器を優先して使用することを基本とし、感知方式の特性及び設置場所における環境条件（③風速、④周辺設備などの影響を含む）、煙の濃度（煙検及び水蒸気の影響を含む）、外光の影響）を考慮し、以下のとおり設計する。</p> <p>煙感知方式のアナログ式の煙感知器、アナログ式でない煙感知器（光電分岐型）及びアナログ式でない防塵型の煙感知器は塵埃及び水蒸気の影響を受け、場所に設置し、空気吸引式の煙検出装置は配管の空気吸引口を塵埃を吸込みにくい場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>熱感知方式のアナログ式の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない防塵型の熱感知器、アナログ式でない防水型の熱感知器、光ファイバ一式熱検出装置及び熱サーモカメラは、作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを運用し、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>また、アナログ式でない熱感知器（差動分布型）は、加熱源となる設備の近傍等、急激な温度変化がない場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>突感知方式のアナログ式でない突感知器、アナログ式でない防水型の突検出装置及びアナログ式でない防塵型の突検出装置は、赤外線を感じ取る方式と赤外線を感知する方式のうち、赤外線の性質を検出することで動作動が少なく、赤外線方式を採用し、外光が当たらず高温物体が近傍にない屋内の場所、あるいは遮光板を視野角に影響がないように設置し、太陽光の影響を防止することができる屋外の場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類A）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考			<p>また、検出装置には、アナログ式の煙感知器と同等の機能を有する検出装置として放射線量が高い場所で使用可能な空気吸引式の煙検出装置、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防塵型の熱検出装置、長距離にわたってケーブルが敷設される場所の火災感知に備えた光ファイバ一式熱検出装置及び風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に備えた熱サーモカメラを運用し、アナログ式でない防水型の突検出装置及び引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防塵型の突検出装置を運用する設計とする。</p> <p>感知器等は、動作動を防止するため、平常時の状況（温度、煙の濃度）を監視し、ケーブル突現象（急激な温度や煙の濃度上昇）を把握することができ、アナログ式の感知器を優先して使用することを基本とし、感知方式の特性及び設置場所における環境条件（③風速、④周辺設備などの影響を含む）、煙の濃度（煙検及び水蒸気の影響を含む）、外光の影響）を考慮し、以下のとおり設計する。</p> <p>煙感知方式のアナログ式の煙感知器、アナログ式でない煙感知器（光電分岐型）及びアナログ式でない防塵型の煙感知器は塵埃及び水蒸気の影響を受け、場所に設置し、空気吸引式の煙検出装置は配管の空気吸引口を塵埃を吸込みにくい場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>熱感知方式のアナログ式の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない防塵型の熱感知器、アナログ式でない防水型の熱感知器、光ファイバ一式熱検出装置及び熱サーモカメラは、作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを運用し、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>また、アナログ式でない熱感知器（差動分布型）は、加熱源となる設備の近傍等、急激な温度変化がない場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>突感知方式のアナログ式でない突感知器、アナログ式でない防水型の突検出装置及びアナログ式でない防塵型の突検出装置は、赤外線を感じ取る方式と赤外線を感知する方式のうち、赤外線の性質を検出することで動作動が少なく、赤外線方式を採用し、外光が当たらず高温物体が近傍にない屋内の場所、あるいは遮光板を視野角に影響がないように設置し、太陽光の影響を防止することができる屋外の場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p>			<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類A）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
		<p>距離にわたってケーブルが敷設される場所の火災感知に備えた光ファイバ一式熱検出装置及び風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に備えた熱サーモカメラを運用し、アナログ式でない突感知器と同等の機能を有する検出装置として風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に備えたアナログ式でない防水型の突検出装置及び引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防塵型の突検出装置を運用する設計とする。</p> <p>感知器等は、動作動を防止するため、平常時の状況（温度、煙の濃度）を監視し、ケーブル突現象（急激な温度や煙の濃度上昇）を把握することができ、アナログ式でない突感知器を優先して使用することを基本とし、感知方式の特性及び設置場所における環境条件（③風速、④周辺設備などの影響を含む）、煙の濃度（煙検及び水蒸気の影響を含む）、外光の影響）を考慮し、以下のとおり設計する。</p> <p>煙感知方式のアナログ式の煙感知器、アナログ式でない煙感知器（光電分岐型）及びアナログ式でない防塵型の煙感知器は塵埃及び水蒸気の影響を受け、場所に設置し、空気吸引式の煙検出装置は配管の空気吸引口を塵埃を吸込みにくい場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>熱感知方式のアナログ式の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない防塵型の熱感知器、アナログ式でない防水型の熱感知器、光ファイバ一式熱検出装置及び熱サーモカメラは、作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを運用し、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>また、アナログ式でない熱感知器（差動分布型）は、加熱源となる設備の近傍等、急激な温度変化がない場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>突感知方式のアナログ式でない突感知器、アナログ式でない防水型の突検出装置及びアナログ式でない防塵型の突検出装置は、赤外線を感じ取る方式と赤外線を感知する方式のうち、赤外線の性質を検出することで動作動が少なく、赤外線方式を採用し、外光が当たらず高温物体が近傍にない屋内の場所、あるいは遮光板を視野角に影響がないように設置し、太陽光の影響を防止することができる屋外の場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p>																				
設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類A）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
		<p>また、検出装置には、アナログ式の煙感知器と同等の機能を有する検出装置として放射線量が高い場所で使用可能な空気吸引式の煙検出装置、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防塵型の熱検出装置、長距離にわたってケーブルが敷設される場所の火災感知に備えた光ファイバ一式熱検出装置及び風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に備えた熱サーモカメラを運用し、アナログ式でない防水型の突検出装置及び引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防塵型の突検出装置を運用する設計とする。</p> <p>感知器等は、動作動を防止するため、平常時の状況（温度、煙の濃度）を監視し、ケーブル突現象（急激な温度や煙の濃度上昇）を把握することができ、アナログ式の感知器を優先して使用することを基本とし、感知方式の特性及び設置場所における環境条件（③風速、④周辺設備などの影響を含む）、煙の濃度（煙検及び水蒸気の影響を含む）、外光の影響）を考慮し、以下のとおり設計する。</p> <p>煙感知方式のアナログ式の煙感知器、アナログ式でない煙感知器（光電分岐型）及びアナログ式でない防塵型の煙感知器は塵埃及び水蒸気の影響を受け、場所に設置し、空気吸引式の煙検出装置は配管の空気吸引口を塵埃を吸込みにくい場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>熱感知方式のアナログ式の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない防塵型の熱感知器、アナログ式でない防水型の熱感知器、光ファイバ一式熱検出装置及び熱サーモカメラは、作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを運用し、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>また、アナログ式でない熱感知器（差動分布型）は、加熱源となる設備の近傍等、急激な温度変化がない場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>突感知方式のアナログ式でない突感知器、アナログ式でない防水型の突検出装置及びアナログ式でない防塵型の突検出装置は、赤外線を感じ取る方式と赤外線を感知する方式のうち、赤外線の性質を検出することで動作動が少なく、赤外線方式を採用し、外光が当たらず高温物体が近傍にない屋内の場所、あるいは遮光板を視野角に影響がないように設置し、太陽光の影響を防止することができる屋外の場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p>																				

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前			変更後			備考	
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	備考	
<p>設置許可申請書(本文)</p>	<p>設置許可申請書(添付書類A) 該当事項</p>	<p>(b) 火災感知器の設置方法 上記の「(a) 火災感知器の選定、動作時の防止及び組合せ」にて選択する感知器等の設置に当たり、感知器については消防法施行規則第23条第4項に依り、検出装置については同項において定める火災区域内の感知器の種類及び火災検知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。また、感知器の設置方法については、火災予防上支障がないことを確認した上で、以下の1.から3.に掲げる方法についても適用する設計とする。 1. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に感知器があるときは、一定の範囲を限度として、感知器の設置を行わない方法 2. 感知器の設置面から換気口等の空気吹き出し口までの距離距離が1m以上あるときに、感知器と空気吹き出し口の水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法 3. 空気吹き出し口から水平に空気吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹き出し口の水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法 <中略></p>	<p>設置許可申請書(添付書類A) 該当事項</p>	<p>(c) 火災感知設備の設計上の考慮 火災感知設備のうち火災受信機は、感知器等の設置場所を1つずつ特定することにより火災の発生場所を特定することができる機能を有するものとし、中央制御室において監視できる設計とする。 <中略></p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>
<p>中央制御室及び 設置する設計とする。</p>	<p>10.5.2.3 主要設備 10.5.2.3.2 火災感知設備 火災感知設備の火災感知器は、火災区域又は火災区域における放射線、取付面高さ、湿度、湿度、空気流等の環境条件や、予想される火災の性質を考慮して、固有の信号を発生するアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない炎感知器から異なる種類の感知器を組み合わせて、以下のとおり設置する設計とする。 (1) 一般エリア 一般エリアには、アナログ式の煙感知器(一部3号及び4号炉共用)、アナログ式の熱感知器(一部3号及び4号炉共用)又はアナログ式でない炎感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p>	<p>10.5.2.3 主要設備 火災感知設備の火災感知器は、火災区域又は火災区域における放射線、取付面高さ、湿度、湿度、空気流等の環境条件や、予想される火災の性質を考慮して、固有の信号を発生するアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない炎感知器から異なる種類の感知器を組み合わせて、以下のとおり設置する設計とする。 (1) 一般エリア 一般エリアには、アナログ式の煙感知器(一部3号及び4号炉共用)、アナログ式の熱感知器(一部3号及び4号炉共用)又はアナログ式でない炎感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p>	<p>設置許可申請書(添付書類A) 該当事項</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>	
<p>設置許可申請書(本文)</p>	<p>設置許可申請書(添付書類A) 該当事項</p>	<p>(b) 上記a. 項を除く火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 火災感知設備のうち火災感知器は、火災区域又は火災区域における放射線、取付面高さ、湿度、湿度、空気流等の環境条件、予想される火災の性質(急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線の上昇)を考慮し、火災を早期に感知できるよう、固有の信号を発生するアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、アナログ式ではないが、炎が発生する赤外線又は赤外線を感知する感知器、アナログ式ではないが、煙や熱が感知器に到達する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性がある炎感知器から異なる種類の火災感知器を組み合わせて設置する設計を基本とする。 アナログ式の煙感知器は熱気等が充満する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。 アナログ式でない炎感知器の誤作動を防止するため、アナログ式でない炎感知器を室内に設置する場合は、各機が当たらず、高温物体が直接接触しない</p>	<p>設置許可申請書(添付書類A) 該当事項</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>	

記載の適正化
(前頁記載内容繰り下がり)
(頁番号の変更)

記載の適正化

記載の適正化
(次頁への記載内容繰り下がり)

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1344 359 1774 506">設置許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1344 506 1774 642">設置許可申請書(添付書類A) 該当事項</th> <th data-bbox="1344 642 1774 779">設置及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1344 779 1774 915">整合性</th> <th data-bbox="1344 915 1774 1052">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1804 359 1982 506"> 中央制御室及び 設置する設計とする。 </td> <td data-bbox="1804 506 1982 642"> 設置許可申請書(添付書類A) 該当事項 </td> <td data-bbox="1804 642 1982 779"> 設計及び工事の計画 該当事項 所に設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を予め蓄光板の設置予防水型を採用する設計とする。 <中略> 1. 1. 2 火災の感知及び消火 火災区域又は火災区域の火災感知設備及び消火設備は、<u>区別区域</u>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。 <中略> 火災区域又は火災区域の火災感知設備及び消火設備は、地震時及び地震後においても、<u>区別区域</u>火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を保持する設計とする。 <中略> (1) 火災感知設備 a. 火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設(所内常設電源設備(3系統目)及びその配路を除く。)を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 (c) 火災感知設備の設計上の考慮 火災感知設備のうち火災受信機は、感知器等の設置場所を1つずつ特定することにより火災の発生場所を特定することができる機能を有するものとし、中央制御室において監視監視できる設計とする。 また、重大事故等に対処する場合は考慮して、緊急時対策所及び区別区域において中央制御室の火災受信機における感知器の動作状況を監視できる設計とする。 <中略> </td> <td data-bbox="1804 779 1982 915"> 設計及び工事の計画の基 本設計方針「1. 1. 2 火災の感知及び消火」は P03-添1-1-5-6を参照。 </td> <td data-bbox="1804 915 1982 1052"> 設計及び工事の計画の基 本設計方針「(1) 火災感知設備」は P03-添1-1-5-6を参照。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="2012 359 2190 506"> 中央制御室及び 設置する設計とする。 </td> <td data-bbox="2012 506 2190 642"> 設置許可申請書(添付書類A) 該当事項 火災の感知及び消火は、重大事故等対処施設に対して火災の形 </td> <td data-bbox="2012 642 2190 779"> 設計及び工事の計画 該当事項 上に記すa.項を除く火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 火災感知設備のうち火災受信機は、作動した火災感知器を1つずつ特定 できるアナログ式の受信機とし、中央制御室において監視監視できる設計と する。 また、重大事故等に対処する場合は考慮して、緊急時対策所及び区別区域において中央制御室の火災受信機における感知器の動作状況を監視できる設計とする。 <中略> </td> <td data-bbox="2012 779 2190 915"> 設計及び工事の計画の基 本設計方針「(1) 火災感知設備」は P03-添1-1-5-6を参照。 </td> <td data-bbox="2012 915 2190 1052"> 設計及び工事の計画の基 本設計方針「(1) 火災感知設備」は P03-添1-1-5-6を参照。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="2220 359 2398 506"> 消防設備 </td> <td data-bbox="2220 506 2398 642"> 設置許可申請書(添付書類A) 該当事項 火災の感知及び消火は、重大事故等対処施設を設置する火 </td> <td data-bbox="2220 642 2398 779"> 設計及び工事の計画 該当事項 上に記すa.項を除く火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 火災感知設備のうち火災受信機は、作動した火災感知器を1つずつ特定 できるアナログ式の受信機とし、中央制御室において監視監視できる設計と する。 また、重大事故等に対処する場合は考慮して、緊急時対策所及び区別区域において中央制御室の火災受信機における感知器の動作状況を監視できる設計とする。 <中略> </td> <td data-bbox="2220 779 2398 915"> 設計及び工事の計画の基 本設計方針「(1) 火災感知設備」は P03-添1-1-5-6を参照。 </td> <td data-bbox="2220 915 2398 1052"> 設計及び工事の計画の基 本設計方針「(1) 火災感知設備」は P03-添1-1-5-6を参照。 </td> </tr> </tbody> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A) 該当事項	設置及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	中央制御室及び 設置する設計とする。	設置許可申請書(添付書類A) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項 所に設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を予め蓄光板の設置予防水型を採用する設計とする。 <中略> 1. 1. 2 火災の感知及び消火 火災区域又は火災区域の火災感知設備及び消火設備は、 <u>区別区域</u> 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。 <中略> 火災区域又は火災区域の火災感知設備及び消火設備は、地震時及び地震後においても、 <u>区別区域</u> 火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を保持する設計とする。 <中略> (1) 火災感知設備 a. 火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設(所内常設電源設備(3系統目)及びその配路を除く。)を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 (c) 火災感知設備の設計上の考慮 火災感知設備のうち火災受信機は、感知器等の設置場所を1つずつ特定することにより火災の発生場所を特定することができる機能を有するものとし、中央制御室において監視監視できる設計とする。 また、重大事故等に対処する場合は考慮して、緊急時対策所及び区別区域において中央制御室の火災受信機における感知器の動作状況を監視できる設計とする。 <中略>	設計及び工事の計画の基 本設計方針「1. 1. 2 火災の感知及び消火」は P03-添1-1-5-6を参照。	設計及び工事の計画の基 本設計方針「(1) 火災感知設備」は P03-添1-1-5-6を参照。	中央制御室及び 設置する設計とする。	設置許可申請書(添付書類A) 該当事項 火災の感知及び消火は、重大事故等対処施設に対して火災の形	設計及び工事の計画 該当事項 上に記すa.項を除く火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 火災感知設備のうち火災受信機は、作動した火災感知器を1つずつ特定 できるアナログ式の受信機とし、中央制御室において監視監視できる設計と する。 また、重大事故等に対処する場合は考慮して、緊急時対策所及び区別区域において中央制御室の火災受信機における感知器の動作状況を監視できる設計とする。 <中略>	設計及び工事の計画の基 本設計方針「(1) 火災感知設備」は P03-添1-1-5-6を参照。	設計及び工事の計画の基 本設計方針「(1) 火災感知設備」は P03-添1-1-5-6を参照。	消防設備	設置許可申請書(添付書類A) 該当事項 火災の感知及び消火は、重大事故等対処施設を設置する火	設計及び工事の計画 該当事項 上に記すa.項を除く火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 火災感知設備のうち火災受信機は、作動した火災感知器を1つずつ特定 できるアナログ式の受信機とし、中央制御室において監視監視できる設計と する。 また、重大事故等に対処する場合は考慮して、緊急時対策所及び区別区域において中央制御室の火災受信機における感知器の動作状況を監視できる設計とする。 <中略>	設計及び工事の計画の基 本設計方針「(1) 火災感知設備」は P03-添1-1-5-6を参照。	設計及び工事の計画の基 本設計方針「(1) 火災感知設備」は P03-添1-1-5-6を参照。	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A) 該当事項	設置及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
中央制御室及び 設置する設計とする。	設置許可申請書(添付書類A) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項 所に設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を予め蓄光板の設置予防水型を採用する設計とする。 <中略> 1. 1. 2 火災の感知及び消火 火災区域又は火災区域の火災感知設備及び消火設備は、 <u>区別区域</u> 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。 <中略> 火災区域又は火災区域の火災感知設備及び消火設備は、地震時及び地震後においても、 <u>区別区域</u> 火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を保持する設計とする。 <中略> (1) 火災感知設備 a. 火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設(所内常設電源設備(3系統目)及びその配路を除く。)を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 (c) 火災感知設備の設計上の考慮 火災感知設備のうち火災受信機は、感知器等の設置場所を1つずつ特定することにより火災の発生場所を特定することができる機能を有するものとし、中央制御室において監視監視できる設計とする。 また、重大事故等に対処する場合は考慮して、緊急時対策所及び区別区域において中央制御室の火災受信機における感知器の動作状況を監視できる設計とする。 <中略>	設計及び工事の計画の基 本設計方針「1. 1. 2 火災の感知及び消火」は P03-添1-1-5-6を参照。	設計及び工事の計画の基 本設計方針「(1) 火災感知設備」は P03-添1-1-5-6を参照。																		
中央制御室及び 設置する設計とする。	設置許可申請書(添付書類A) 該当事項 火災の感知及び消火は、重大事故等対処施設に対して火災の形	設計及び工事の計画 該当事項 上に記すa.項を除く火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 火災感知設備のうち火災受信機は、作動した火災感知器を1つずつ特定 できるアナログ式の受信機とし、中央制御室において監視監視できる設計と する。 また、重大事故等に対処する場合は考慮して、緊急時対策所及び区別区域において中央制御室の火災受信機における感知器の動作状況を監視できる設計とする。 <中略>	設計及び工事の計画の基 本設計方針「(1) 火災感知設備」は P03-添1-1-5-6を参照。	設計及び工事の計画の基 本設計方針「(1) 火災感知設備」は P03-添1-1-5-6を参照。																		
消防設備	設置許可申請書(添付書類A) 該当事項 火災の感知及び消火は、重大事故等対処施設を設置する火	設計及び工事の計画 該当事項 上に記すa.項を除く火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 火災感知設備のうち火災受信機は、作動した火災感知器を1つずつ特定 できるアナログ式の受信機とし、中央制御室において監視監視できる設計と する。 また、重大事故等に対処する場合は考慮して、緊急時対策所及び区別区域において中央制御室の火災受信機における感知器の動作状況を監視できる設計とする。 <中略>	設計及び工事の計画の基 本設計方針「(1) 火災感知設備」は P03-添1-1-5-6を参照。	設計及び工事の計画の基 本設計方針「(1) 火災感知設備」は P03-添1-1-5-6を参照。																		

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>緊急の重大事故等に對するために必要な機器(自動消火装置)により消火活動が困難となる火災区域又は火災区域画であるかを判断し、スプリンクラー、ハロン消火設備等の自動消火設備又は自動操作による固定式消火設備を設置する設計とする。</p>	<p>設置許可申請書(添付書類八)該当事項</p> <p>緊急の重大事故等に對する早期の火災感知及び消火を行うために、火災感知設備及び消火設備を設置する。火災感知設備及び消火設備の設置に当たっては、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持され、かつ、重大事故等対処態様が、消火設備の故障、稼働性及び距離上の区分に応じて、機能を維持できるような設計とする。火災感知設備及び消火設備は、重大事故等対処態様の区分に応じて、機能を維持する設計とする。</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>火災区域又は火災区域画には、地震の揺動、稼働性及び距離画により消火活動が困難となる火災区域又は火災区域画に重大事故等に對する火災感知設備及び消火設備を設置する。火災感知設備及び消火設備は、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持され、かつ、重大事故等対処態様が、消火設備の故障、稼働性及び距離上の区分に応じて、機能を維持できるような設計とする。火災感知設備及び消火設備は、重大事故等対処態様の区分に応じて、機能を維持する設計とする。</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>火災区域又は火災区域画には、地震の揺動、稼働性及び距離画により消火活動が困難となる火災区域又は火災区域画に重大事故等に對する火災感知設備及び消火設備を設置する。火災感知設備及び消火設備は、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持され、かつ、重大事故等対処態様が、消火設備の故障、稼働性及び距離上の区分に応じて、機能を維持できるような設計とする。火災感知設備及び消火設備は、重大事故等対処態様の区分に応じて、機能を維持する設計とする。</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>火災区域又は火災区域画には、地震の揺動、稼働性及び距離画により消火活動が困難となる火災区域又は火災区域画に重大事故等に對する火災感知設備及び消火設備を設置する。火災感知設備及び消火設備は、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持され、かつ、重大事故等対処態様が、消火設備の故障、稼働性及び距離上の区分に応じて、機能を維持できるような設計とする。火災感知設備及び消火設備は、重大事故等対処態様の区分に応じて、機能を維持する設計とする。</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>火災区域又は火災区域画には、地震の揺動、稼働性及び距離画により消火活動が困難となる火災区域又は火災区域画に重大事故等に對する火災感知設備及び消火設備を設置する。火災感知設備及び消火設備は、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持され、かつ、重大事故等対処態様が、消火設備の故障、稼働性及び距離上の区分に応じて、機能を維持できるような設計とする。火災感知設備及び消火設備は、重大事故等対処態様の区分に応じて、機能を維持する設計とする。</p>	<p>整合性</p> <p>①は、必要とする設計及び工事の計画の整合性を図る。</p> <p>設計及び工事の計画の基 本設計方針「1. 1. 2 火災の感知及び消火」は P103-添1-F-6、7、14を 参照。</p> <p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>
		<p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前	変更後	備考																
<p style="text-align: center;">—</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">設置許可申請書（本文）</td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 55%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">備考</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">設置許可申請書（添付書類八）該当事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">設計及び工事の計画 該当事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">整合性</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	設置許可申請書（本文）			備考	設置許可申請書（添付書類八）該当事項				設計及び工事の計画 該当事項				整合性				<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>
	設置許可申請書（本文）			備考														
	設置許可申請書（添付書類八）該当事項																	
	設計及び工事の計画 該当事項																	
整合性																		
<p style="text-align: center;">設置許可申請書（添付書類八）該当事項</p>	<p>記載の適正化</p>																	
<p style="text-align: center;">設計及び工事の計画 該当事項</p>	<p>記載の適正化</p>																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">設置許可申請書（本文）</td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 55%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">備考</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">設置許可申請書（添付書類八）該当事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">設計及び工事の計画 該当事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">整合性</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	設置許可申請書（本文）			備考	設置許可申請書（添付書類八）該当事項				設計及び工事の計画 該当事項				整合性				<p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>	
設置許可申請書（本文）			備考															
設置許可申請書（添付書類八）該当事項																		
設計及び工事の計画 該当事項																		
整合性																		

設置許可申請書（本文）			備考
設置許可申請書（添付書類八）該当事項			
設計及び工事の計画 該当事項			
整合性			

設定する火災区画及び火災区画に對して、以下に示す火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。
 <中略>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前		変更後		備考
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A)該当事項	設置及び工事の計画	整合性	備考
設置許可申請書(本文)	<p>(2) 原子炉格納容器 原子炉格納容器には、アナログ式の燃焼知照とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、原子炉格納容器ループ蒸気及び加圧器室については、アナログ式でない切替型の熱感知器を設置する。</p> <p>(3) 海水管トネルエリア 海水管トネルエリアは、アナログ式の燃焼知照と熱を感知できる光ファイバセンサーを設置する設計とする。</p> <p>(4) 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアには、アナログ式でない切替型の熱感知器とアナログ式でない切替型の熱感知器を設置する設計とする。</p> <p>(5) 中央制御室内 中央制御室の中央制御室内には、高感度熱感知器を設置する設計とする。</p>	設計及び工事の計画	整合性	-03-添1-1-7-10/E-
設置許可申請書(本文)	<p>10.5.2.3 主要設備 10.5.2.3.2 火災感知設備 火災感知設備の水災感知器は、水災区域又は水災区域における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や、予想される火災の性質を考慮して、固有の信号を発生するアナログ式の熱感知器。アナログ式の熱感知器又はアナログ式でない熱感知器から異なる種類の感知器を組み合わせて、以下のとおり設置する設計とする。</p> <p>(1) 一般エリア 一般エリアには、アナログ式の燃焼知照(一部3号及び4号炉共用)、アナログ式の熱感知器(一部3号及び4号炉共用)又はアナログ式でない熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>(2) 原子炉格納容器 原子炉格納容器には、アナログ式の燃焼知照とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、原子炉格納容器ループ蒸気及び加圧器室については、アナログ式でない切替型の熱感知器を設置する。</p> <p>(3) 海水管トネルエリア 海水管トネルエリアは、アナログ式の燃焼知照と熱を感知できる光ファイバセンサーを設置する設計とする。</p> <p>(4) 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアには、アナログ式でない切替型の熱感知器とアナログ式でない切替型の熱感知器を設置する設計とする。</p> <p>(5) 中央制御室内 中央制御室の中央制御室内には、高感度熱感知器を設置する設計とする。</p>	設計及び工事の計画	整合性	<p>設置許可との整合性の観点から、設置許可申請書(添付書類A)の記載について適正化を実施することとする。</p> <p>-03-添1-1-7-17/E-</p>
				<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p style="text-align: right;">頁</p> <p>1. 概要 03-添2-1</p> <p>2. 火災防護対策における火災の感知に係る基本方針 03-添2-2</p> <p>3. 火災防護対策における火災の感知に係る基本事項 03-添2-4</p> <p> 3.1 火災防護を行う機器等の選定 03-添2-5</p> <p> 3.2 火災区域及び火災区画の設定 03-添2-6</p> <p> 3.3 適用規格 03-添2-7</p> <p>4. 火災の感知 03-添2-8</p> <p> 4.1 要求機能及び性能目標 03-添2-9</p> <p> 4.2 機能設計 03-添2-11</p> <p> 4.3 構造強度設計 03-添2-21</p> <p>5. 火災防護に関する評価結果 03-添2-28</p> <p style="text-align: center;">- 03-添2-i -</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p style="text-align: right;">頁</p> <p>1. 概要 03-添2-1</p> <p>2. 火災防護対策における火災の感知に係る基本方針 03-添2-2</p> <p>3. 火災防護対策における火災の感知に係る基本事項 03-添2-4</p> <p> 3.1 火災防護を行う機器等の選定 03-添2-5</p> <p> 3.2 火災区域及び火災区画の設定 03-添2-6</p> <p> 3.3 適用規格 03-添2-7</p> <p>4. 火災の感知 03-添2-8</p> <p> 4.1 要求機能及び性能目標 03-添2-9</p> <p> 4.2 機能設計 03-添2-11</p> <p> 4.3 構造強度設計 03-添2-22</p> <p>5. 火災防護に関する評価結果 03-添2-31</p> <p style="text-align: center;">- 03-添2-i -</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>1. 概要</p> <p>本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）」第11条、第52条及びそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（以下「解釈」という。）」が、適合することを要求している「<u>実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（令和2年3月31日改正）</u>（以下「<u>火災防護審査基準</u>」という。）」に基づき、火災により<u>発電用原子炉施設の安全性</u>が脅かされることのないように、<u>火災区域又は火災区画における火災の感知の妥当性を説明</u>するものである。</p>	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）」第11条、第52条及びそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（以下「解釈」という。）」が、適合することを要求している「<u>実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準</u>」以下「<u>火災防護審査基準</u>」という。）」に基づき、火災により<u>設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の安全性</u>が脅かされることのないように、<u>設計基準対象施設又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区画における火災の感知の妥当性を説明</u>するものである。</p> <p>なお、<u>所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を設置する上記以外の火災区域又は火災区画の火災防護対策については、令和3年12月2日付け原規規発第2112024号にて認可された大飯発電所第3号機の設計及び工事計画から変更はない。</u></p>	<p>記載の適正化</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>2. 火災防護対策における火災の感知に係る基本方針</p> <p>火災感知設備は、大飯発電所第3号機において原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器（以下「原子炉の安全停止に必要な機器等」という。）並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器（以下「放射性物質を貯蔵する機器等」という。）に対する火災の影響を限定できるよう、火災感知器（「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））及び火災受信盤（「3・4号機共用、3号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））を設置し、火災区域又は火災区画の火災に対し、火災を早期に感知する設計とする。</p> <p>ただし、燃料取替用水ピットエリア及び復水ピットエリアは、当該エリアにおいて火災が発生した場合でも、同一火災区画及び隣接火災区画に設置されている設計基準対象施設が火災によりその安全性が損なわれないこと、並びに重大事故等対処施設が火災によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないことから、火災感知設備を設置しない設計とする。</p> <p>火災感知設備は、自然現象のうち地震、凍結、風水害によっても、機能及び性能が維持される設計とし、地震に対して原子炉の安全停止に必要な機器等及び放射性物質を貯蔵する機器等（以下「火災防護上重要な機器等」という。）の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を保持する設計とする。具体的には、耐震Sクラスの機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、耐震Cクラスであるが、地震時及び地震後において基準地震動Ssによる地震力に対し、機能及び性能を保持する設計とする。</p> <p>火災感知設備のうち火災感知器は、火災区域又は火災区画における環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置）を考慮し、使用可能な感知器及び感知器と同等の機能を有する機器（以下「検出装置」という。）を選定の上、それぞれの感知器及び検出装置（以下「感知器等」という。）について誤作動を防止するための方策を検討し、その中から設置場所ごとに異なる感知方式の感知器等の組合せを選択する方針とする。また、上記で選択する感知器等の設置に当たり、感知器については消防法施行規則第23条第4項に従い、検出装置については同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条まで（以下「省令」という。）に定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。</p> <p>ただし、設置場所における環境条件（取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所）を考慮した場合、消防法施行規則第23条第4項に基づく条件を満足しない場所、及び感知器等の設置又は保守点検時における作業員の被ばくを考慮した場合、火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない場所については、上記と異なる方法で感知器等を設置する方針とする。</p>	<p>2. 火災防護対策における火災の感知に係る基本方針</p> <p>火災感知設備は、大飯発電所第3号機において原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器（以下「原子炉の安全停止に必要な機器等」という。）並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器（以下「放射性物質を貯蔵する機器等」という。）に対する火災の影響を限定できるよう、火災感知器（「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））及び火災受信機盤（「3・4号機共用、3号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））を設置し、火災区域又は火災区画の火災に対し、火災を早期に感知する設計とする。</p> <p>ただし、燃料取替用水ピットを<u>設置する火災区画</u>及び復水ピットを<u>設置する火災区画</u>は、当該火災区画において火災が発生した場合でも、同一火災区画及び隣接火災区画に設置されている設計基準対象施設が火災によりその安全性が損なわれないこと、並びに重大事故等対処施設が火災によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないことから、火災感知設備を設置しない設計とする。</p> <p>火災感知設備は、自然現象のうち地震、凍結、風水害によっても、機能及び性能が維持される設計とし、地震に対して原子炉の安全停止に必要な機器等及び放射性物質を貯蔵する機器等（以下「火災防護上重要な機器等」という。）の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を保持する設計とする。具体的には、耐震Sクラスの機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、<u>耐震Cクラスであるが、地震時及び地震後において基準地震動Ssによる地震力に対し、機能及び性能を保持する設計とする。</u></p> <p><u>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に感知するため、火災感知設備のうち火災感知器は、火災区域又は火災区画における環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置）を考慮し、使用可能な感知器及び感知器と同等の機能を有する機器（以下「検出装置」という。）を選定の上、それぞれの感知器及び検出装置（以下「感知器等」という。）について誤作動を防止するための方策を検討し、その中から設置場所ごとに異なる感知方式の感知器等の組合せを選択する方針とする。また、上記で選択する感知器等をそれぞれ設置するに当たり、感知器については消防法施行規則第23条第4項に従い、検出装置については同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条まで（以下「省令」という。）に定める感知性能と同等以上の方法により設置するとともに、誤作動を防止するための方策を講じる設計とする。</u></p> <p>ただし、設置場所における環境条件（取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>火災感知設備のうち火災受信機盤は、中央制御室¹で常時監視でき、非常用電源からの受電も可能な設計とする。</p> <p style="text-align: center;">- 03-添2-3 -</p>	<p>場所)を考慮した場合、消防法施行規則第23条第4項に基づく条件を満足しない場所、及び感知器等の設置又は保守点検時における作業員の被ばくを考慮した場合、火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない場所については、上記と異なる方法で感知器等を設置する方針とする。</p> <p>火災感知設備のうち火災受信機盤は、中央制御室及び²で常時監視でき、非常用電源からの受電も可能な設計とする。</p> <p style="text-align: center;">- 03-添2-3 -</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>3. 火災防護対策における火災の感知に係る基本事項</p> <p>大飯発電所第3号機では、<u>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画に対して火災防護対策を実施することから</u>、本項では、火災防護を行う機器等を選定し、火災区域及び火災区画の設定について説明する。</p> <p style="text-align: center;">- 03-添2-4 -</p>	<p>3. 火災防護対策における火災の感知に係る基本事項</p> <p>大飯発電所第3号機において、<u>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区画に対し</u>、本項では、火災防護を行う機器等を選定し、火災区域及び火災区画の設定について説明する。</p> <p style="text-align: center;">- 03-添2-4 -</p>	<p>記載の適正化</p>

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>3.2 火災区域及び火災区画の設定</p> <p>(1) 火災区域の設定</p> <p>a. 屋 内</p> <p>建屋内、原子炉格納容器及びアニュラス部において、耐火壁により囲まれ他の区域と分離されている区域を、「3.1 火災防護を行う機器等の選定」において選定する機器等並びに壁の配置、系統分離も考慮して、火災区域を設定する。</p> <p>b. 屋 外</p> <p>屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、「3.1 (1) <u>設計基準対象施設</u>」において選定する機器を設置する区域を火災区域として設定する。</p> <p>屋外の重大事故等対処施設を設置する火災区域のうち、壁で囲まれていない火災区域は、以下を考慮して設定する。</p> <p>(a) 空冷式非常用発電装置を設置する火災区域は、周辺施設及び敷地内植生からの隔離を確保するために、空冷式非常用発電装置を設置する範囲と「危険物の規制に関する政令」に規定される保有空地の範囲を火災区域とする。</p> <p>(2) 火災区画の設定</p> <p>火災区画は、<u>建屋内</u>で設定する火災区域を、系統分離の状況及び壁の設置状況並びに<u>重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配置</u>に応じて分割して設定する。</p> <p style="text-align: center;">- 03-添2-6 -</p>	<p>3.2 火災区域及び火災区画の設定</p> <p>(1) 火災区域の設定</p> <p>a. 屋 内</p> <p>建屋内、原子炉格納容器及びアニュラス部において、耐火壁により囲まれ他の区域と分離されている区域を、「3.1 火災防護を行う機器等の選定」において選定する機器等並びに壁の配置、系統分離も考慮して、火災区域として設定する。</p> <p>b. 屋 外</p> <p>屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、「3.1 <u>火災防護を行う機器等の選定</u>」において選定する機器を設置する区域を火災区域として設定する。</p> <p>屋外の重大事故等対処施設を設置する火災区域のうち、壁で囲まれていない火災区域は、以下を考慮して設定する。</p> <p>(a) 空冷式非常用発電装置を設置する火災区域は、周辺施設及び敷地内植生からの隔離を確保するために、空冷式非常用発電装置を設置する範囲と「危険物の規制に関する政令」に規定される保有空地の範囲を火災区域とする。</p> <p>(2) 火災区画の設定</p> <p>火災区画は、<u>上記(1)において設定する火災区域を</u>、系統分離の状況及び壁の設置状況並びに<u>設計基準事故対処設備と重大事故等対処施設の配置</u>に応じて分割して設定する。</p> <p style="text-align: center;">- 03-添2-6 -</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>4.1 要求機能及び性能目標</p> <p>本項では、火災感知設備の設計に関する機能及び性能を保持するための要求機能を(1)項にて整理し、この要求機能を踏まえた機能設計上の性能目標及び構造強度上の性能目標を(2)項にて定める。</p> <p>(1) 要求機能</p> <p>火災感知設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し、<u>早期の火災感知</u>が要求されている。</p> <p>火災感知設備は、自然現象のうち、地震、凍結、風水害によっても<u>火災感知の機能が保持される</u>ことが要求され、地震については、火災区域又は火災区画の火災に対し、地震時及び地震後においても、火災を早期に感知する機能が損なわれないことが要求される。</p> <p>(2) 性能目標</p> <p>a. 機能設計上の性能目標</p> <p>火災感知設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し、火災を早期に感知する機能を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>火災感知設備のうち耐震Sクラスの機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、地震時及び地震後においても電源を確保するとともに、<u>耐震Sクラスの機器を設置する火災区域又は火災区画の火災に対し、火災を早期に感知する機能を保持</u>することを機能設計上の性能目標とする。耐震Sクラスの機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備に対する機能設計を「4.2(4)火災感知設備の自然現象に対する考慮」のa.項に示す。</p> <p>b. 構造強度上の性能目標</p> <p>火災感知設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し、<u>早期に火災を感知する機能を保持</u>することを構造強度上の性能目標とする。</p> <p>火災感知設備のうち耐震Sクラス機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、火災起因の荷重は発生しないため、基準地震動Ssによる地震力に対し、主要な構造部材が火災を早期に感知する機能を保持可能な構造強度を有する設計とし、基準地震動Ssによる地震力に対し、電氣的機能を保持することを構造強度上の性能目標とする。</p> <p>耐震Sクラス機器を設置する火災区域又は火災区画の<u>火災を感知する火災感知設備の電源は、非常用低圧母線の原子炉コントロールセンタ、緊急時対策所コントロールセ</u></p>	<p>4.1 要求機能及び性能目標</p> <p>本項では、火災感知設備の設計に関する機能及び性能を保持するための要求機能を(1)項にて整理し、この要求機能を踏まえた機能設計上の性能目標及び構造強度上の性能目標を(2)項にて定める。</p> <p>(1) 要求機能</p> <p>火災感知設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し、<u>火災を早期に感知</u>することが要求されている。</p> <p>火災感知設備は、自然現象のうち、地震、凍結、風水害によっても火災を早期に<u>感知する機能を保持</u>することが要求され、地震については、火災区域又は火災区画の火災に対し、地震時及び地震後においても、火災を早期に感知する機能が損なわれないことが要求される。</p> <p>(2) 性能目標</p> <p>a. 機能設計上の性能目標</p> <p>火災感知設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し、火災を早期に感知する機能を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>火災感知設備のうち耐震Sクラス機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、地震時及び地震後においても電源を確保するとともに、<u>当該の火災区域又は火災区画の火災に対し、火災を早期に感知する機能を保持</u>することを機能設計上の性能目標とする。耐震Sクラス機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備に対する機能設計を「4.2(4)火災感知設備の自然現象に対する考慮」のa.項に示す。</p> <p>b. 構造強度上の性能目標</p> <p>火災感知設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し、<u>火災を早期に感知する機能を保持</u>することを構造強度上の性能目標とする。</p> <p>火災感知設備のうち耐震Sクラス機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、火災起因の荷重は発生しないため、基準地震動Ssによる地震力に対し、主要な構造部材が火災を早期に感知する機能を保持に必要な構造強度を有する設計とし、基準地震動Ssによる地震力に対し、電氣的機能を保持することを構造強度上の性能目標とする。</p> <p>耐震Sクラス機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備の電源は、非常用低圧母線の原子炉コントロールセンタ又は緊急時対策所コントロールセンタから受電する。原子炉コントロールセンタ及び緊急時対策所コントロールセンタは<u>耐震Sクラス</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁記載内容繰り上がり)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>ンタから受電する。原子炉コントロールセンタ、緊急時対策所コントロールセンタは、耐震Sクラスであるため、その耐震計算については、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された大飯発電所第3号機の工事計画の添付資料13「耐震性に関する説明書」のうち添付資料13-17-8-15「コントロールセンタ（非常用）の耐震計算書」及び令和2年5月14日付け原規規発第2005141号にて認可された大飯発電所第3号機の設計及び工事計画の添付資料10「耐震性に関する説明書」のうち添付資料10-14-3-3「緊急時対策所コントロールセンタの耐震計算書」に示す。</p>	<p>であり、その耐震計算については、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された大飯発電所第3号機の工事計画の資料13「耐震性に関する説明書」のうち資料13-17-8-15「コントロールセンタ（非常用）の耐震計算書」及び令和2年5月14日付け原規規発第2005141号にて認可された大飯発電所第3号機の設計及び工事計画の資料10「耐震性に関する説明書」のうち資料10-14-3-3「緊急時対策所コントロールセンタの耐震計算書」に示す。</p>	<p>記載の適正化 (前頁への記載内容繰り上がり)</p> <p>記載の適正化</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>4.2 機能設計</p> <p>本項では、「4.1 要求機能及び性能目標」で設定している火災感知設備の機能設計上の性能目標を達成するために、火災感知設備の機能設計の方針を定める。</p> <p>火災感知設備として、火災感知器及び火災受信機盤を設置し、火災区域又は火災区画の火災に対し、火災を早期に感知する設計とする。</p> <p>ただし、燃料取替用水ピットエリア及び復水ピットエリアは、ピット以外に原子炉の安全停止に必要な機器等、放射性物質を貯蔵する機器等及び重大事故等対処施設はないこと、並びに、ピットの側面と底面は金属で覆われており、ピット内は水で満たされていることを踏まえ、当該エリアにおいて火災が発生した場合でもピット内の水の蒸発に熱を奪われ、火災が継続することはないと考えられるため、同一火災区画及び隣接火災区画に設置されている設計基準対象施設が火災によりその安全性が損なわれないこと、並びに重大事故等対処施設が火災によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないことから、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(1) 火災感知器</p> <p>a. 火災感知器の選定、誤作動の防止及び組合せ</p> <p>火災感知器は、火災区域又は火災区画における環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置）を考慮し、使用可能な感知器等を選定の上、それぞれの感知器等について誤作動を防止するための方策を検討し、その中から設置場所ごとに異なる感知方式の感知器等の組合せを選択する方針とする。</p> <p>感知器には、アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、炎が発する赤外線又は紫外線を感知するため、煙や熱が感知器に到達する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性があるアナログ式でない炎感知器に加え、広範囲の空間監視に適したアナログ式でない煙感知器（光電分離型）、放射線量が高い場所（10mGy/hを超える場所）で使用可能なアナログ式でない熱感知器（スポット型又は差動分布型、以下、注記なき場合はスポット型を示す。）、風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式の防水型の熱感知器、引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の煙感知器及びアナログ式でない防爆型の熱感知器を選定する設計とする。</p> <p>また、検出装置には、アナログ式の煙感知器と同等の機能を有する検出装置として放射線量が高い場所で使用可能な空気吸引式の煙検出装置、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の熱検出装置、長距離にわたってケーブルが敷設される</p> <p style="text-align: center;">- 03-添2-11 -</p>	<p>4.2 機能設計</p> <p>本項では、「4.1 要求機能及び性能目標」で設定している火災感知設備の機能設計上の性能目標を達成するために、火災感知設備の機能設計の方針を定める。</p> <p>火災感知設備として、火災感知器及び火災受信機盤を設置し、火災区域又は火災区画の火災に対し、火災を早期に感知する設計とする。</p> <p>ただし、燃料取替用水ピットを設置する火災区画及び復水ピットを設置する火災区画は、ピット以外に原子炉の安全停止に必要な機器等、放射性物質を貯蔵する機器等及び重大事故等対処施設がないこと、並びに、ピットの側面と底面は金属で覆われており、ピット内は水で満たされていることを踏まえ、当該火災区画において火災が発生した場合でもピット内の水の蒸発に熱を奪われ、火災が継続することはないと考えられ、同一火災区画及び隣接火災区画に設置されている設計基準対象施設が火災によりその安全性が損なわれないこと、並びに重大事故等対処施設が火災によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないことから、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(1) 火災感知器</p> <p>a. 火災感知器の選定、誤作動の防止及び組合せ</p> <p>火災感知設備のうち火災感知器は、火災区域又は火災区画における環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置）を考慮し、使用可能な感知器等を選定の上、それぞれの感知器等について誤作動を防止するための方策を検討し、その中から設置場所ごとに異なる感知方式の感知器等の組合せを選択する方針とする。</p> <p>感知器には、アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、炎が発する赤外線又は紫外線を感知するため、煙や熱が感知器に到達する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性があるアナログ式でない炎感知器に加え、広範囲の空間監視に適したアナログ式でない煙感知器（光電分離型）、放射線量が高い場所（10mGy/hを超える場所）で使用可能なアナログ式でない熱感知器（スポット型又は差動分布型、以下、注記なき場合はスポット型を示す。）、風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式の防水型の熱感知器、引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の煙感知器及びアナログ式でない防爆型の熱感知器を選定する設計とする。</p> <p>また、検出装置には、アナログ式の煙感知器と同等の機能を有する検出装置として放射線量が高い場所で使用可能な空気吸引式の煙検出装置、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の熱検出装置、長距離にわたってケーブルが敷</p> <p style="text-align: center;">- 03-添2-11 -</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>場所の火災感知に適した光ファイバー式熱検出装置及び風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適した熱サーモカメラを選定し、アナログ式でない炎感知器と同等の機能を有する検出装置として風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式でない防水型の炎検出装置及び引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の炎検出装置を選定する設計とする。</p> <p>感知器等は、誤作動を防止するため、平常時の状況（温度、煙の濃度）を監視し、かつ火災現象（急激な温度や煙の濃度上昇）を把握することができるアナログ式の感知器を優先して使用することを基本とし、感知方式の特性及び設置場所における環境条件（温度（周辺設備からの影響を含む。）、煙の濃度（塵埃及び水蒸気の影響を含む。）、外光の影響）を考慮し、以下のとおり設計する。</p> <p>煙感知方式のアナログ式の煙感知器、アナログ式でない煙感知器（光電分離型）及びアナログ式でない防爆型の煙感知器は塵埃及び水蒸気の影響を受けない場所に設置し、空気吸引式の煙検出装置は配管の空気吸引口を塵埃を吸込みにくい場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>熱感知方式のアナログ式の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない防爆型の熱感知器、アナログ式でない防爆型の熱検出装置、光ファイバー式熱検出装置及び熱サーモカメラは、作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定し、誤作動を防止する設計とする。また、アナログ式でない熱感知器（差動分布型）は、加熱源となる設備の近傍等、急激な温度変化がない場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>炎感知方式のアナログ式でない炎感知器、アナログ式でない防水型の炎検出装置及びアナログ式でない防爆型の炎検出装置は、赤外線を検知する方式と紫外線を検知する方式のうち、炎特有の性質を検出することで誤作動が少ない赤外線方式を採用し、外光が当たらず高温物体が近傍にない屋内の場所、あるいは遮光板を視野角に影響がないように設置し、太陽光の影響を防ぐことができる屋外の場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>感知器等の組合せについては、設置場所ごとに予想される火災の性質（急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇）及び環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置）を考慮し、火災を早期に感知できるよう、上記の方針で選定し、誤作動の防止を検討した感知器等の中から固有の信号を発する異なる感知方式の感知器等を選択する設計とする。各感知方式においては、感知器を</p>	<p>設される場所の火災感知に適した光ファイバー式熱検出装置及び風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適した熱サーモカメラを選定し、アナログ式でない炎感知器と同等の機能を有する検出装置として風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式でない防水型の炎検出装置及び引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の炎検出装置を選定する設計とする。</p> <p>感知器等は、誤作動を防止するため、平常時の状況（温度、煙の濃度）を監視し、かつ火災現象（急激な温度や煙の濃度上昇）を把握することができるアナログ式の感知器を優先して使用することを基本とし、感知方式の特性及び設置場所における環境条件（温度（周辺設備からの影響を含む。）、煙の濃度（塵埃及び水蒸気の影響を含む。）、外光の影響）を考慮し、以下のとおり設計する。</p> <p>煙感知方式のアナログ式の煙感知器、アナログ式でない煙感知器（光電分離型）及びアナログ式でない防爆型の煙感知器は塵埃及び水蒸気の影響を受けない場所に設置し、空気吸引式の煙検出装置は配管の空気吸引口を塵埃を吸込みにくい場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>熱感知方式のアナログ式の熱感知器、アナログ式の防水型の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない防爆型の熱感知器、アナログ式でない防爆型の熱検出装置、光ファイバー式熱検出装置及び熱サーモカメラは、作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定し、誤作動を防止する設計とする。また、アナログ式でない熱感知器（差動分布型）は、加熱源となる設備の近傍等、急激な温度変化がない場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>炎感知方式のアナログ式でない炎感知器、アナログ式でない防水型の炎検出装置及びアナログ式でない防爆型の炎検出装置は、赤外線を検知する方式と紫外線を検知する方式のうち、炎特有の性質を検出することで誤作動が少ない赤外線方式を採用し、外光が当たらず高温物体が近傍にない屋内の場所、あるいは遮光板を視野角に影響がないように設置し、太陽光の影響を防ぐことができる屋外の場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>感知器等の組合せについては、設置場所ごとに予想される火災の性質（急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇）及び環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置）を考慮し、火災を早期に感知できるよう、上記の方針で選定し、誤作動の防止を検討した感知器等の中から固有の信号を発する異なる感知方式の感知器等を選択する設計とする。各感知方式においては、</p>	<p>記載の適正化 （前頁記載内容繰り下がり）</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 （次頁への記載内容繰り下がり）</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>検出装置より優先して選択するものとする。</p> <p>b. 火災感知器の設置方法</p> <p>上記の「a. 火災感知器の選定、誤作動の防止及び組合せ」にて選択する感知器等の設置に当たり、感知器については消防法施行規則第23条第4項に従い、検出装置については同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び省令に定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。また、感知器の設置方法については、<u>火災予防上支障がないことを確認した上で、以下の i. から iii. に掲げる方法についても適用する設計とする。</u></p> <p>i. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に感知器があるときに、一定の範囲を限度として、感知器の設置を行わない方法</p> <p>ii. 感知器の設置面から換気口等の空気吹出し口までの鉛直距離が 1m 以上あるときに、感知器と空気吹出し口との水平距離が 1.5m を下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>iii. 空気吹出し口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹出し口との水平距離が 1.5m を下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、設置場所における環境条件（取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所）を考慮した場合、以下のイ. からニ. に該当する場所は、消防法施行規則第23条第4項に基づく条件を満足しないため、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない。</p> <p>また、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の被ばくを考慮した場合、以下のホ. に該当する場所は、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。</p> <p>イ. 取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</p> <p>取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所は、消防法施行規則第23条第4項第2号に規定されている熱感知器を床面を網羅するように設置できないこと、並びに、取付面の高さが20m以上の場所は、消防法施行規則第23条第4項第1号イにより、炎感知器以外の感知器を設置することができないことから、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない場所である。</p> <p>ロ. 障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所は、消防法施行規則第23条</p>	<p>感知器を検出装置より優先して選択するものとする。</p> <p>b. 火災感知器の設置方法</p> <p>上記の「a. 火災感知器の選定、誤作動の防止及び組合せ」にて選択する感知器等をそれぞれ設置するに当たり、感知器については消防法施行規則第23条第4項に従い、検出装置については同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び省令に定める感知性能と同等以上の方法により設置するとともに、<u>誤作動を防止するための方策を講じる設計とする。</u>また、感知器の設置方法については、<u>火災の感知に支障がないことを確認した上で、以下の i. から iii. に掲げる方法についても適用する設計とする。それぞれの設置方法に関する具体的な説明を第4-1表に示す。</u></p> <p>i. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に感知器があるときに、一定の範囲を限度として、感知器の設置を行わない方法</p> <p>ii. 感知器の設置面から換気口等の空気吹出し口までの鉛直距離が 1m 以上あるときに、感知器と空気吹出し口との水平距離が 1.5m を下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>iii. 空気吹出し口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹出し口との水平距離が 1.5m を下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、設置場所における環境条件（取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所）を考慮した場合、以下のイ. からニ. に該当する場所は、消防法施行規則第23条第4項に基づく条件を満足しないため、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない。</p> <p>また、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の被ばくを考慮した場合、以下のホ. に該当する場所は、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。</p> <p>イ. 取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</p> <p>取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所は、消防法施行規則第23条第4項第2号に規定されている熱感知器を床面を網羅するように設置できないこと、並びに、取付面の高さが20m以上の場所は、消防法施行規則第23条第4項第1号イにより、炎感知器以外の感知器を設置することができないことから、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置するこ</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第4項第7号の4ハを満足するように炎感知器を設置することができないことから、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない場所である。</p> <p>ハ. 水蒸気が多量に滞留する場所 水蒸気が多量に滞留する場所は、消防法施行規則第23条第4項第1号のニ及びホにより、熱感知器以外の感知器等を設置することができないことから、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない場所である。</p> <p>ニ. 感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所 感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所は、熱感知器においては消防法施行規則第23条第4項第3号ロ、煙感知器においては消防法施行規則第23条第4項第7号ホを満足するように設置することができないことから、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない場所である。</p> <p>ホ. 放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所 放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれがある場所は、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切でない場所である。</p> <p>以上より、上記のイ. からホ. に該当する場所は、火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法と別の設計基準を満足できるよう感知器等を設置する設計とする。ここで、設計基準は、「感知器等を消防法施行規則第23条第4項に基づき設置した場合と同等水準で感知できるよう設置することにより、設置場所において発生する火災を早期に感知できること。」（設計基準①）とし、これができない場合は、「火災区域又は火災区画において感知器等を適切な場所に設置することにより、設置場所において発生する火災をもれなく確実に感知できること。」（設計基準②）を適用する方針とする。</p> <p>消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではない屋外は、火災防護上重要な機器等、重大事故等対処施設及び発火源となり得る設備を全体的に監視できるよう感知器等を設置する設計とする。</p> <p>また、消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではないが、屋内に準ずる場所として、海水管トンネルは感知器を消防法施行規則第23条第4項に準じて設置し、検出装置を同</p>	<p>とができない場所である。</p> <p>ロ. 障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所 障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所は、消防法施行規則第23条第4項第7号の4ハを満足するように炎感知器を設置することができないことから、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない場所である。</p> <p>ハ. 水蒸気が多量に滞留する場所 水蒸気が多量に滞留する場所は、消防法施行規則第23条第4項第1号のニ及びホにより、熱感知器以外の感知器等を設置することができないことから、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない場所である。</p> <p>ニ. 感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所 感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所は、熱感知器においては消防法施行規則第23条第4項第3号ロ、煙感知器においては消防法施行規則第23条第4項第7号ホを満足するように設置することができないことから、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない場所である。</p> <p>ホ. 放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所 放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれがある場所は、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切でない場所である。</p> <p>以上より、上記のイ. からホ. に該当する場所は、火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法と別の設計基準を満足できるよう感知器等を設置する設計とする。ここで、設計基準は、「感知器等を消防法施行規則第23条第4項に基づき設置した場合と同等水準で感知できるよう設置することにより、設置場所において発生する火災を早期に感知できること。」（設計基準①）とし、これができない場合は、「火災区域又は火災区画において感知器等を適切な場所に設置することにより、設置場所において発生する火災をもれなく確実に感知できること。」（設計基準②）を適用する方針とする。</p> <p>消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではない屋外は、火災防護上重要な機器等、</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり (03-添2-15 同様に記載内容繰り下がり))</p>

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>・使用済樹脂貯蔵タンク室 ・炉内計装用シンプル配管室 ・B-廃棄物庫内のドラム缶貯蔵エリア</p> <p>(d) 水蒸気が多量に滞留するエリア 水蒸気が多量に滞留するエリアは、水蒸気の影響により、熱感知器以外の感知器等を設置することができないエリアであり、以下のエリアが該当する。 ・シャワー室</p> <p>(e) 屋外エリア 屋外エリアは、消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではないエリアであり、以下のエリアが該当する。 ・空冷式非常用発電装置エリア ・海水ポンプエリア</p> <p>(f) 屋内に準ずるエリア 消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではないが、屋内に準ずるエリアは、地下タンク、トンネル又はトレンチが設置されているエリアであり、以下のエリアが該当する。 ・燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア ・海水管トンネルエリア</p> <p>火災区域又は火災区画において想定されるすべての環境条件を考慮した火災感知器の選定結果を第 4-1 表、考慮すべき環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置）に適応する感知器等を第 4-2 表に示す。また、感知器等の誤作動を防止するため、感知方式の特性と設置場所の環境条件（温度（周辺設備からの影響を含む。）、煙の濃度（塵埃及び水蒸気の影響を含む。）、外光の影響）を考慮した設計を第 4-3 表に示す。 上記の (a) から (f) の各エリアにおける異なる感知方式の感知器等の組合せ及び設置方法を第 4-4 表に整理する。</p> <p>d. 設計基準を満足するように感知器等を設置するエリアの設計 設計基準を満足するように感知器等を設置するエリアの具体的な設計を以下に示す。</p> <p>(a) 原子炉格納容器内オペレーティングフロア 原子炉格納容器内オペレーティングフロアは、アナログ式の煙感知器及びアナログ式でない炎感知器を設置する設計とする。 設置方法については、天井高さが床面から20m以上であることを踏まえ、アナログ</p> <p style="text-align: center;">- 03-添2-16 -</p>	<p>・化学体積制御設備脱塩塔バルブ室のうち脱塩塔設置エリア ・使用済燃料ピット脱塩塔バルブ室のうち脱塩塔設置エリア ・燃料移送管室 ・体積制御タンク室 ・使用済樹脂貯蔵タンク室 ・炉内計装用シンプル配管室 ・B-廃棄物庫内のドラム缶貯蔵エリア</p> <p>(d) 水蒸気が多量に滞留するエリア 水蒸気が多量に滞留するエリアは、水蒸気の影響により、熱感知器以外の感知器等を設置することができないエリアであり、以下のエリアが該当する。 ・シャワー室</p> <p>(e) 屋外エリア 屋外エリアは、消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではないエリアであり、以下のエリアが該当する。 ・空冷式非常用発電装置エリア ・海水ポンプエリア</p> <p>(f) 屋内に準ずるエリア 消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではないが、屋内に準ずるエリアは、地下タンク、トンネル又はトレンチが設置されているエリアであり、以下のエリアが該当する。 ・燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア ・海水管トンネルエリア</p> <p>火災区域又は火災区画において想定されるすべての環境条件を考慮した火災感知器の選定結果を第4-2表、考慮すべき環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置）に適応する感知器等を第4-3表に示す。また、感知器等の誤作動を防止するため、感知方式の特性と設置場所の環境条件（温度（周辺設備からの影響を含む。）、煙の濃度（塵埃及び水蒸気の影響を含む。）、外光の影響）を考慮した誤作動防止の設計を第4-4表に示す。 上記の (a) から (f) の各エリアにおける異なる感知方式の感知器等の組合せ及び設置方法を第4-5表に整理する。</p> <p>d. 設計基準を満足するように感知器等を設置するエリアの設計 設計基準を満足するように感知器等を設置するエリアの具体的な設計を以下に示</p> <p style="text-align: center;">- 03-添2-16 -</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>式でない炎感知器を消防法施行規則第23条第4項に基づき設置し、「イ. 取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所」に該当することを踏まえ、アナログ式の煙感知器を発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる場所に設置することで、設計基準②を満足する設計とする。</p> <p>(b) 新燃料貯蔵庫エリア 新燃料貯蔵庫エリアは、アナログ式の煙感知器及びアナログ式でない炎感知器を設置する設計とする。 設置方法については、「イ. 取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所」に該当することを踏まえ、アナログ式の煙感知器を発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる場所に設置し、「ロ. 障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所」に該当することを踏まえ、アナログ式でない炎感知器を障害物となるものが設置されている場所の上面を網羅的に監視できるように設置することで、それぞれ設計基準②を満足する設計とする。</p> <p>(c) シャワー室 シャワー室は、水蒸気の影響（風雨の影響と同等）を考慮し、<u>水蒸気の影響を受けない場所にアナログ式の煙感知器、水蒸気の影響を受ける場所にアナログ式の防水型の熱感知器を設置する設計とする。</u> 設置方法については、アナログ式の防水型の熱感知器を消防法施行規則第23条第4項に基づき設置し、「ハ. 水蒸気が多量に滞留する場所」に該当することを踏まえ、アナログ式の煙感知器は同一火災区画内の隣接エリアに設置する煙感知器を兼用する設計とし、設計基準②を満足する設計とする。</p> <p>(d) 原子炉格納容器ループ室 原子炉格納容器ループ室は、放射線の影響を考慮し、放射線量が低い場所（10mGy/h以下の場所、以下同じ。）にアナログ式の煙感知器、放射線量が高い場所（10mGy/hを超える場所、以下同じ。）にアナログ式でない防燥型の熱感知器を設置する設計とする。 設置方法については、グレーチングが複数階層に分かれて設置され、「ニ. 感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所」に該当することを踏まえ、アナログ式の煙感知器をグレーチング面が大部分を占める天井面に設置するとともに、空気の流れを考慮して同一火災区画内の原子炉格納容器内オペレーティングフロアに設置する煙感知器を兼用する設計とし、アナログ式でない防</p>	<p>す。</p> <p>(a) 原子炉格納容器内オペレーティングフロア 原子炉格納容器内オペレーティングフロアは、アナログ式の煙感知器及びアナログ式でない炎感知器を設置する設計とする。 設置方法については、天井高さが床面から20m以上であることを踏まえ、アナログ式でない炎感知器を消防法施行規則第23条第4項に基づき設置し、「イ. 取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所」に該当することを踏まえ、アナログ式の煙感知器を発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる場所に設置することで、設計基準②を満足する設計とする。</p> <p>(b) 新燃料貯蔵庫エリア 新燃料貯蔵庫エリアは、アナログ式の煙感知器及びアナログ式でない炎感知器を設置する設計とする。 設置方法については、「イ. 取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所」に該当することを踏まえ、アナログ式の煙感知器を発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる天井面に設置し、「ロ. 障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所」に該当することを踏まえ、アナログ式でない炎感知器を障害物となるものが設置されている場所の上面を網羅的に監視できるように設置することで、それぞれ設計基準②を満足する設計とする。</p> <p>(c) シャワー室 シャワー室は、水蒸気の影響（風雨の影響と同等）を考慮し、<u>水蒸気の影響を受けない場所にアナログ式の煙感知器、水蒸気の影響を受ける場所にアナログ式の防水型の熱感知器を設置する設計とする。</u> 設置方法については、アナログ式の防水型の熱感知器を消防法施行規則第23条第4項に基づき設置し、「ハ. 水蒸気が多量に滞留する場所」に該当することを踏まえ、アナログ式の煙感知器は同一火災区画内の隣接エリアに設置する煙感知器を兼用すること、設計基準②を満足する設計とする。</p> <p>(d) 原子炉格納容器ループ室 原子炉格納容器ループ室は、放射線の影響を考慮し、放射線量が低い場所（10mGy/h以下の場所、以下同じ。）にアナログ式の煙感知器、放射線量が高い場</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>爆型の熱感知器をグレーチング面及びグレーチング面が大部分を占める天井面に設置することで、それぞれ設計基準②を満足する設計とする。</p> <p>(e) 加圧器室（上部） 加圧器室（上部）は、放射線の影響を考慮し、放射線量が低い場所にアナログ式の煙感知器、放射線量が高い場所にアナログ式でない防爆型の熱感知器を設置する設計とする。 設置方法については、「イ. 取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所」に該当することを踏まえ、アナログ式の煙感知器をグレーチング面及び天井面に設置するとともに、空気の流れを考慮して同一火災区画内の原子炉格納容器内オペレーティングフロアに設置する煙感知器を兼用する設計とし、アナログ式でない防爆型の熱感知器をグレーチング面及び天井面に設置することで、それぞれ設計基準②を満足する設計とする。</p> <p>(f) 炉内計装用シンプル配管室 炉内計装用シンプル配管室は、放射線の影響を考慮し、放射線量が低い場所にアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器、放射線量が高い場所にアナログ式でない防爆型の熱感知器を設置する設計とする。 設置方法については、「ニ. 感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所」に該当することを踏まえ、アナログ式の煙感知器を入口部分に設置するとともに、空気の流れを考慮して同一火災区画内の原子炉格納容器ループ室に設置する煙感知器を兼用する設計とし、アナログ式の熱感知器を炉内計装用シンプル配管室の入口部分、アナログ式でない防爆型の熱感知器を炉内計装用シンプル配管室の下部に設置するとともに、空気の流れを考慮して同一火災区画内の原子炉格納容器ループ室に設置するアナログ式でない防爆型の熱感知器を兼用する設計とすることで、それぞれ設計基準②を満足する設計とする。</p> <p>(g) 化学体積制御室脱塩塔バルブ室のうち脱塩塔設置エリア 化学体積制御室脱塩塔バルブ室のうち脱塩塔設置エリアは、放射線の影響を考慮し、アナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を放射線量が低い場所に設置する設計とする。 設置方法については、「ホ. 放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所」に該当することを踏まえ、アナログ式の煙感知器を入口部分に設置するとともに、空気の流れを考慮して同一火災区画内の原子炉格納容器ループ室に設置する煙感知器を兼用し、「ニ. 感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所」に該当することを踏まえ、アナログ式の熱感知器を炉内計装用シンプル配管室の入口部分、アナログ式でない防爆型の熱感知器を炉内計装用シ</p>	<p>所（10mGy/hを超える場所、以下同じ。）にアナログ式でない防爆型の熱感知器を設置する設計とする。 設置方法については、グレーチングが複数階層に分かれて設置され、「ニ. 感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所」に該当することを踏まえ、アナログ式の煙感知器をグレーチング面が大部分を占める天井面に設置するとともに、空気の流れを考慮して同一火災区画内の原子炉格納容器内オペレーティングフロアに設置する煙感知器を兼用し、アナログ式でない防爆型の熱感知器をグレーチング面及びグレーチング面が大部分を占める天井面に設置することで、それぞれ設計基準②を満足する設計とする。</p> <p>(e) 加圧器室（上部） 加圧器室（上部）は、放射線の影響を考慮し、放射線量が低い場所にアナログ式の煙感知器、放射線量が高い場所にアナログ式でない防爆型の熱感知器を設置する設計とする。 設置方法については、「イ. 取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所」に該当することを踏まえ、アナログ式の煙感知器をグレーチング面及び天井面に設置するとともに、空気の流れを考慮して同一火災区画内の原子炉格納容器内オペレーティングフロアに設置する煙感知器を兼用し、アナログ式でない防爆型の熱感知器をグレーチング面及び天井面に設置することで、それぞれ設計基準②を満足する設計とする。</p> <p>(f) 炉内計装用シンプル配管室 炉内計装用シンプル配管室は、放射線の影響を考慮し、放射線量が低い場所にアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器、放射線量が高い場所にアナログ式でない防爆型の熱感知器を設置する設計とする。 設置方法については、「ニ. 感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所」及び「ホ. 放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所」に該当することを踏まえ、アナログ式の煙感知器を入口部分に設置するとともに、空気の流れを考慮して同一火災区画内の原子炉格納容器ループ室に設置する煙感知器を兼用し、「ニ. 感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所」に該当することを踏まえ、アナログ式の熱感知器を炉内計装用シンプル配管室の入口部分、アナログ式でない防爆型の熱感知器を炉内計装用シ</p>	<p>記載の適正化 （前頁記載内容繰り下がり）</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 （次頁への記載内容繰り下がり）</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>とを踏まえ、空気の流れを考慮してアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を排気ダクト内に設置することで、それぞれ設計基準②を満足する設計とする。</p> <p>(h) 使用済燃料ピット脱塩塔バルブ室のうち脱塩塔設置エリア 使用済燃料ピット脱塩塔バルブ室のうち脱塩塔設置エリアは、放射線の影響を考慮し、アナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を放射線量が低い場所に設置する設計とする。 設置方法については、「ホ. 放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所」に該当することを踏まえ、空気の流れを考慮してアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を排気ダクト内に設置することで、それぞれ設計基準②を満足する設計とする。</p> <p>(i) 使用済樹脂貯蔵タンク室 使用済樹脂貯蔵タンク室は、放射線の影響を考慮し、アナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を放射線量が低い場所に設置する設計とする。 設置方法については、「ホ. 放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所」に該当することを踏まえ、空気の流れを考慮してアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を排気ダクト内に設置することで、それぞれ設計基準②を満足する設計とする。</p> <p>(2) 火災受信機盤 火災感知設備のうち火災受信機盤は、感知器等の設置場所を1つずつ特定することにより火災の発生場所を特定することができる機能を有するものとし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 なお、<u>重大事故等</u>に対処する場合を考慮して、<u>緊急時対策所</u>においても中央制御室の火災受信機盤における感知器の動作状況を監視できる設計とする。</p> <p>(3) 火災感知設備の電源確保 火災感知設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても、火災の感知を可能とするため、<u>ディーゼル発電機又は代替電源から電力が供給開始されるまでの</u>必要な容量を有し、<u>消防法</u>を満足する蓄電池を<u>内蔵</u>する。火災防護上重要な機器等及び<u>重大事故等対処施設</u>を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、非常用低圧母線</p>	<p>ンプル配管室の下部に設置するとともに、空気の流れを考慮して同一火災区画内の原子炉格納容器ループ室に設置するアナログ式でない防爆型の熱感知器を兼用する<u>1</u>とで、それぞれ設計基準②を満足する設計とする。</p> <p>(g) 化学体積制御室脱塩塔バルブ室のうち脱塩塔設置エリア 化学体積制御室脱塩塔バルブ室のうち脱塩塔設置エリアは、放射線の影響を考慮し、アナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を放射線量が低い場所に設置する設計とする。 設置方法については、「ホ. 放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所」に該当することを踏まえ、空気の流れを考慮してアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を排気ダクト内に設置することで、それぞれ設計基準①を満足する設計とする。</p> <p>(h) 使用済燃料ピット脱塩塔バルブ室のうち脱塩塔設置エリア 使用済燃料ピット脱塩塔バルブ室のうち脱塩塔設置エリアは、放射線の影響を考慮し、アナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を放射線量が低い場所に設置する設計とする。 設置方法については、「ホ. 放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所」に該当することを踏まえ、空気の流れを考慮してアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を排気ダクト内に設置することで、それぞれ設計基準①を満足する設計とする。</p> <p>(i) 使用済樹脂貯蔵タンク室 使用済樹脂貯蔵タンク室は、放射線の影響を考慮し、アナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を放射線量が低い場所に設置する設計とする。 設置方法については、「ホ. 放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所」に該当することを踏まえ、空気の流れを考慮してアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を排気ダクト内に設置することで、それぞれ設計基準①を満足する設</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>の3A1、3A2、4A1、4B2原子炉コントロールセンタ又は緊急時対策所コントロールセンタを介して非常用電源からの受電も可能な設計とする。</p> <p>(4) 火災感知設備の自然現象に対する考慮</p> <p>火災感知設備は、以下に示す地震等の自然現象によっても、機能を保持する設計とする。</p> <p>a. 火災感知設備は、第4-5表及び第4-6表に示すとおり、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設¹に対して、火災の早期感知を行う設計とし、火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を保持する設計とする。火災感知設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し、地震時及び地震後においても、電源を確保するとともに、耐震Sクラスの機器を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に感知する機能を保持するために、以下の設計とする。</p> <p>(a) 消防法施行規則第23条第4項の設置条件に基づき、「(1) 火災感知器」に示す環境条件を考慮して設置する感知器等と「(2) 火災受信機盤」に示す火災の監視の機能を有する火災受信機盤により構成する設計とする。</p> <p>(b) 「(3) 火災感知設備の電源確保」に示すとおり、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても、火災の感知を可能とするため、ディーゼル発電機又は代替電源から電力が供給開始されるまでに必要な容量を有し、消防法を満足する蓄電池を内蔵する。火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、非常用低圧母線の3A1、3A2、4A1、4B2原子炉コントロールセンタ又は緊急時対策所コントロールセンタを介して非常用電源からの受電も可能な設計とする。</p> <p>(c) 地震時及び地震後においても、火災を早期に感知する電氣的機能を保持する設計とする。具体的な電氣的機能の保持に係る耐震設計については、「4.3 構造強度設計」に示す。</p> <p>b. 屋外に設置する感知等は、外気温度が-10℃まで低下しても使用可能なものを設置する。</p> <p>c. 屋外の火災感知設備は、感知器等の予備を保有し、風水害の影響を受けた場合にも、早期に取替えを行うことにより性能を復旧させる。</p>	<p>計とする。</p> <p>(2) 火災受信機盤</p> <p>火災感知設備のうち火災受信機盤は、感知器等の設置場所を1つずつ特定することにより火災の発生場所を特定することができる機能を有するものとし、中央制御室において常時監視できる設計とする。</p> <p>また、重大事故等に対処する場合を考慮して、緊急時対策所及び²においても中央制御室の火災受信機盤における感知器の動作状況を監視できる設計とする。</p> <p>(3) 火災感知設備の電源確保</p> <p>火災感知設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても、火災の感知を可能とするため、非常用電源であるディーゼル発電機又は代替電源から電力が供給開始されるまでに必要な容量を有した消防法を満足する蓄電池を設ける。火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、非常用低圧母線の3A1、3A2、4A1、4B2原子炉コントロールセンタ又は緊急時対策所コントロールセンタを介して非常用電源からの受電も可能な設計とする。</p> <p>(4) 火災感知設備の自然現象に対する考慮</p> <p>火災感知設備は、以下に示す地震等の自然現象によっても、機能を保持する設計とする。</p> <p>a. 火災感知設備は、第4-6表及び第4-7表に示すとおり、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）に対して、火災の早期感知を行う設計とし、火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を保持する設計とする。火災感知設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し、地震時及び地震後においても、電源を確保するとともに、耐震Sクラスの機器を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に感知する機能を保持するために、以下の設計とする。</p> <p>(a) 消防法施行規則第23条第4項の設置条件に基づき、「(1) 火災感知器」に示す環境条件を考慮して設置する感知器等と「(2) 火災受信機盤」に示す火災の監視の機能を有する火災受信機盤により構成する設計とする。</p> <p>(b) 「(3) 火災感知設備の電源確保」に示すとおり、非常用電源から受電可能な設計とし、電源喪失時においても火災の感知を可能とするために必要な容量を有</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

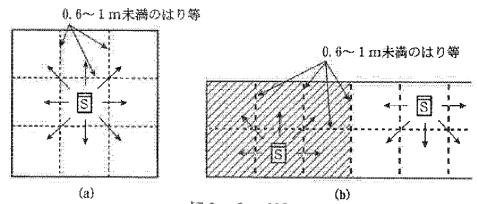
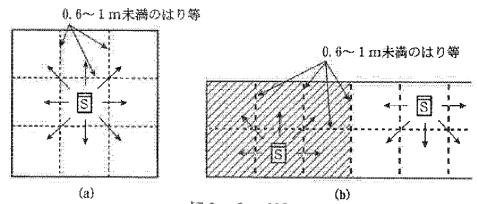
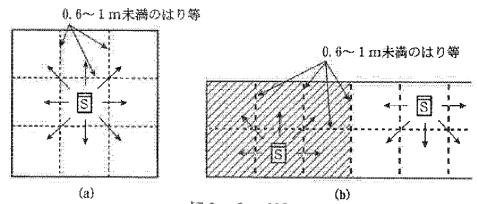
変 更 前	変 更 後	備 考
	<p>した消防法を満足する蓄電池を内蔵する設計とする。</p> <p>(c) 地震時及び地震後においても、火災を早期に感知する電氣的機能を保持する設計とする。具体的な電氣的機能の保持に係る耐震設計については、「4.3 構造強度設計」に示す。</p> <p>b. 屋外に設置する感知器等は、外気温度が-10℃まで低下しても使用可能なものを設置する。</p> <p>c. 屋外の火災感知設備は、感知器等の予備を保有し、風水害の影響を受けた場合にも、早期に取替えを行うことにより性能を復旧する設計とする。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

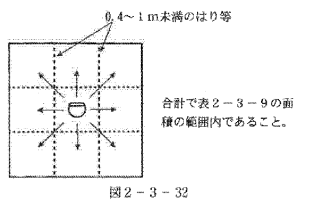
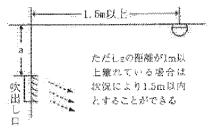
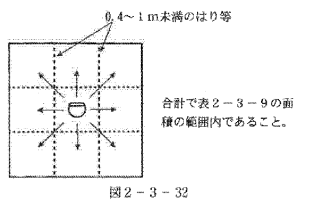
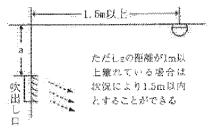
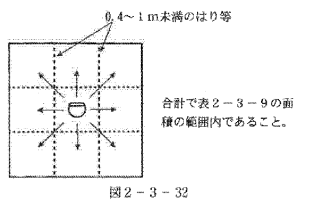
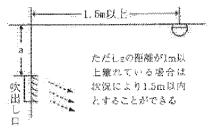
【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>4.3 構造強度設計</p> <p>火災感知設備が構造強度上の性能目標を達成するよう、<u>機能設計で設定した火災感知設備の機能を踏まえ、耐震設計の方針を以下のとおり設定する。</u></p> <p>火災感知設備は、「4.1 要求機能及び性能目標」の「(2)性能目標b.項」で設定している構造強度上の性能目標を踏まえ、火災区域又は火災区画の火災に対し、火災を早期に感知する機能を保持する設計とする。</p> <p>火災感知設備のうち、耐震Sクラスの機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、火災起因の荷重は発生しないため、基準地震動Ssによる地震力に対し、主要な構造部材が、<u>火災を早期に感知する機能を保持可能な構造強度を有する設計とし、基準地震動Ssによる地震力に対し、電氣的機能を保持する設計とする。</u></p> <p>火災感知設備の耐震評価は、<u>添付資料3「耐震性に関する説明書」の添付資料3別添1-1「火災防護設備の耐震計算の方針」</u>に示す耐震評価の方針により実施し、火災感知設備の耐震評価の方法及び結果を<u>添付資料3別添1-2-1「火災感知器の耐震計算書」</u>及び別添1-2-2「火災受信機盤の耐震計算書」に示すとともに、<u>動的地震力の水平2方向及び鉛直方向の組合せに対する火災感知設備の影響評価結果</u>を別添1-3「火災防護設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す。</p> <p style="text-align: center;">- 03-添2-21 -</p>	<p>4.3 構造強度設計</p> <p>火災感知設備が構造強度上の性能目標を達成するよう、<u>耐震設計の方針を以下のとおり設定する。</u></p> <p>火災感知設備は、「4.1 要求機能及び性能目標」の「(2)性能目標」のb.項で設定している構造強度上の性能目標を踏まえ、火災区域又は火災区画の火災に対し、火災を早期に感知する機能を保持する設計とする。</p> <p>火災感知設備のうち、耐震Sクラスの機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、火災起因の荷重は発生しないため、基準地震動Ssによる地震力に対し、主要な構造部材が、<u>火災を早期に感知する機能の保持に必要な構造強度を有する設計とし、基準地震動Ssによる地震力に対し、電氣的機能を保持する設計とする。</u></p> <p>火災感知設備の耐震評価は、<u>資料3「耐震性に関する説明書」の別添1-1「火災防護設備の耐震計算の方針」</u>に示す耐震評価の方針により実施し、火災感知設備の耐震評価の方法及び結果を<u>別添1-2-1「火災感知器の耐震計算書」、別添1-2-2「火災受信機盤の耐震計算書」</u>及び別添1-3「火災防護設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す。</p> <p style="text-align: center;">- 03-添2-22 -</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p> <p style="text-align: center;">記載の適正化 (頁番号の変更)</p>

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考																														
	<div data-bbox="1397 459 2288 1346" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">第4-1表 火災の感知に支障がないことを確認した上で適用する感知器の設置方法(1/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;">対象の感知器</th> <th style="width: 80%;">設置方法の説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">方法 i</td> <td style="text-align: center;">煙感知器</td> <td> <p>はり等の深さが0.6m以上1m未満で、図2-3-108(a)、(b)のように小区画が連続している場合は、表2-3-15に示す面積の範囲内ごとに同一感知区域とすることができる。ただし、表に示す面積の範囲内で、かつ、感知器を設置した区画に他の区画が接していること。</p> <p>また、0.6m以上1m未満のはり等によって区画された10m²以下の小区画が1つ隣接してある場合は、当該小区画を含めて同一感知区域とすることができる。この場合の感知器は小区画に近接するように設けること。なお、小区画を含めた合計面積は、感知器の種別によって定められている感知面積の範囲内であること。</p> <div style="text-align: center;">  <p>0.6~1m未満のはり等</p> <p>0.6~1m未満のはり等</p> <p>(a) (b)</p> <p>図2-3-108</p> </div> <p>表2-3-15</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">感知器種別</th> <th colspan="4">感知面積の合計 (m²)</th> </tr> <tr> <th>4m未満</th> <th>4m以上 8m未満</th> <th>8m以上 15m未満</th> <th>15m以上 20m未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1種</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>40</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>2種</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>40</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3種</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">引用元：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書</p> </td> </tr> </tbody> </table> </div>		対象の感知器	設置方法の説明	方法 i	煙感知器	<p>はり等の深さが0.6m以上1m未満で、図2-3-108(a)、(b)のように小区画が連続している場合は、表2-3-15に示す面積の範囲内ごとに同一感知区域とすることができる。ただし、表に示す面積の範囲内で、かつ、感知器を設置した区画に他の区画が接していること。</p> <p>また、0.6m以上1m未満のはり等によって区画された10m²以下の小区画が1つ隣接してある場合は、当該小区画を含めて同一感知区域とすることができる。この場合の感知器は小区画に近接するように設けること。なお、小区画を含めた合計面積は、感知器の種別によって定められている感知面積の範囲内であること。</p> <div style="text-align: center;">  <p>0.6~1m未満のはり等</p> <p>0.6~1m未満のはり等</p> <p>(a) (b)</p> <p>図2-3-108</p> </div> <p>表2-3-15</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">感知器種別</th> <th colspan="4">感知面積の合計 (m²)</th> </tr> <tr> <th>4m未満</th> <th>4m以上 8m未満</th> <th>8m以上 15m未満</th> <th>15m以上 20m未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1種</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>40</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>2種</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>40</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3種</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">引用元：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書</p>	感知器種別	感知面積の合計 (m ²)				4m未満	4m以上 8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	1種	60	60	40	40	2種	60	60	40		3種	20				<p>記載の適正化</p>
	対象の感知器	設置方法の説明																														
方法 i	煙感知器	<p>はり等の深さが0.6m以上1m未満で、図2-3-108(a)、(b)のように小区画が連続している場合は、表2-3-15に示す面積の範囲内ごとに同一感知区域とすることができる。ただし、表に示す面積の範囲内で、かつ、感知器を設置した区画に他の区画が接していること。</p> <p>また、0.6m以上1m未満のはり等によって区画された10m²以下の小区画が1つ隣接してある場合は、当該小区画を含めて同一感知区域とすることができる。この場合の感知器は小区画に近接するように設けること。なお、小区画を含めた合計面積は、感知器の種別によって定められている感知面積の範囲内であること。</p> <div style="text-align: center;">  <p>0.6~1m未満のはり等</p> <p>0.6~1m未満のはり等</p> <p>(a) (b)</p> <p>図2-3-108</p> </div> <p>表2-3-15</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">感知器種別</th> <th colspan="4">感知面積の合計 (m²)</th> </tr> <tr> <th>4m未満</th> <th>4m以上 8m未満</th> <th>8m以上 15m未満</th> <th>15m以上 20m未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1種</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>40</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>2種</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>40</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3種</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">引用元：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書</p>	感知器種別	感知面積の合計 (m ²)				4m未満	4m以上 8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	1種	60	60	40	40	2種	60	60	40		3種	20									
感知器種別	感知面積の合計 (m ²)																															
	4m未満	4m以上 8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満																												
1種	60	60	40	40																												
2種	60	60	40																													
3種	20																															

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考																																																		
	<p style="text-align: center;">第4-1表 火災の感知に支障がないことを確認した上で適用する感知器の設置方法(2/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;">対象の感知器</th> <th style="width: 80%;">設置方法の説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">方法 i</td> <td style="text-align: center;">熱感知器</td> <td> <p>はり等の深さが0.4m以上1m未満で小区画が連続している場合は、表2-3-9に示す面積の範囲内ごとに同一の感知区域とすることができる。この場合、図2-3-32のように、各小区画は感知器を設置した区画に隣接しなければならない。</p> <p>また、0.4m以上1m未満のはり等によって区画された5m²以下の小区画が1つ隣接してある場合は、当該小区画を含めて同一感知区域とすることができる。この場合、感知器は小区画に近接するように設けること。なお、小区画を加えた合計面積は、感知器の種別によって定められている感知面積の範囲内であること。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <table border="1" style="margin-right: 20px;"> <caption>表2-3-9</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">感知器種別</th> <th colspan="2">感知区域</th> <th colspan="2">合計面積</th> </tr> <tr> <th>構造</th> <th>種</th> <th>火</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">差動式スポット型</td> <td>1</td> <td>種</td> <td>20m²</td> <td>15m²</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>種</td> <td>15m²</td> <td>10m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">播散式スポット型</td> <td>1</td> <td>種</td> <td>20m²</td> <td>15m²</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>種</td> <td>15m²</td> <td>10m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">定温式スポット型</td> <td>特</td> <td>種</td> <td>15m²</td> <td>10m²</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>種</td> <td>13m²</td> <td>8m²</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>熱アナログ式スポット型</td> <td>15m²</td> <td>10m²</td> </tr> </tbody> </table>  </div> </td> <td data-bbox="2368 327 2858 1818" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> <p>記載の適正化</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p style="text-align: center;">引用元：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書</p> <p>天井面から空気吹き出し口までの距離（下図a）が1m以上離れている場合は、空気吹き出し口から水平距離で1.5m未満の位置に感知器を設置することができる。</p>  <p style="text-align: center;">引用元：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書</p> <p>また、空気吹き出し口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向については、空気吹き出し口から水平距離で1.5m未満の位置に感知器を設置することができる。</p> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		対象の感知器	設置方法の説明	方法 i	熱感知器	<p>はり等の深さが0.4m以上1m未満で小区画が連続している場合は、表2-3-9に示す面積の範囲内ごとに同一の感知区域とすることができる。この場合、図2-3-32のように、各小区画は感知器を設置した区画に隣接しなければならない。</p> <p>また、0.4m以上1m未満のはり等によって区画された5m²以下の小区画が1つ隣接してある場合は、当該小区画を含めて同一感知区域とすることができる。この場合、感知器は小区画に近接するように設けること。なお、小区画を加えた合計面積は、感知器の種別によって定められている感知面積の範囲内であること。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <table border="1" style="margin-right: 20px;"> <caption>表2-3-9</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">感知器種別</th> <th colspan="2">感知区域</th> <th colspan="2">合計面積</th> </tr> <tr> <th>構造</th> <th>種</th> <th>火</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">差動式スポット型</td> <td>1</td> <td>種</td> <td>20m²</td> <td>15m²</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>種</td> <td>15m²</td> <td>10m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">播散式スポット型</td> <td>1</td> <td>種</td> <td>20m²</td> <td>15m²</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>種</td> <td>15m²</td> <td>10m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">定温式スポット型</td> <td>特</td> <td>種</td> <td>15m²</td> <td>10m²</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>種</td> <td>13m²</td> <td>8m²</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>熱アナログ式スポット型</td> <td>15m²</td> <td>10m²</td> </tr> </tbody> </table>  </div>	感知器種別	感知区域		合計面積		構造	種	火	その他	差動式スポット型	1	種	20m ²	15m ²	2	種	15m ²	10m ²	播散式スポット型	1	種	20m ²	15m ²	2	種	15m ²	10m ²	定温式スポット型	特	種	15m ²	10m ²	1	種	13m ²	8m ²			熱アナログ式スポット型	15m ²	10m ²	<p>記載の適正化</p>		<p style="text-align: center;">引用元：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書</p> <p>天井面から空気吹き出し口までの距離（下図a）が1m以上離れている場合は、空気吹き出し口から水平距離で1.5m未満の位置に感知器を設置することができる。</p>  <p style="text-align: center;">引用元：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書</p> <p>また、空気吹き出し口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向については、空気吹き出し口から水平距離で1.5m未満の位置に感知器を設置することができる。</p>	
	対象の感知器	設置方法の説明																																																		
方法 i	熱感知器	<p>はり等の深さが0.4m以上1m未満で小区画が連続している場合は、表2-3-9に示す面積の範囲内ごとに同一の感知区域とすることができる。この場合、図2-3-32のように、各小区画は感知器を設置した区画に隣接しなければならない。</p> <p>また、0.4m以上1m未満のはり等によって区画された5m²以下の小区画が1つ隣接してある場合は、当該小区画を含めて同一感知区域とすることができる。この場合、感知器は小区画に近接するように設けること。なお、小区画を加えた合計面積は、感知器の種別によって定められている感知面積の範囲内であること。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <table border="1" style="margin-right: 20px;"> <caption>表2-3-9</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">感知器種別</th> <th colspan="2">感知区域</th> <th colspan="2">合計面積</th> </tr> <tr> <th>構造</th> <th>種</th> <th>火</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">差動式スポット型</td> <td>1</td> <td>種</td> <td>20m²</td> <td>15m²</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>種</td> <td>15m²</td> <td>10m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">播散式スポット型</td> <td>1</td> <td>種</td> <td>20m²</td> <td>15m²</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>種</td> <td>15m²</td> <td>10m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">定温式スポット型</td> <td>特</td> <td>種</td> <td>15m²</td> <td>10m²</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>種</td> <td>13m²</td> <td>8m²</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>熱アナログ式スポット型</td> <td>15m²</td> <td>10m²</td> </tr> </tbody> </table>  </div>	感知器種別	感知区域		合計面積		構造	種	火	その他	差動式スポット型	1	種	20m ²	15m ²	2	種	15m ²	10m ²	播散式スポット型	1	種	20m ²	15m ²	2	種	15m ²	10m ²	定温式スポット型	特	種	15m ²	10m ²	1	種	13m ²	8m ²			熱アナログ式スポット型	15m ²	10m ²	<p>記載の適正化</p>								
感知器種別	感知区域			合計面積																																																
	構造	種	火	その他																																																
差動式スポット型	1	種	20m ²	15m ²																																																
	2	種	15m ²	10m ²																																																
播散式スポット型	1	種	20m ²	15m ²																																																
	2	種	15m ²	10m ²																																																
定温式スポット型	特	種	15m ²	10m ²																																																
	1	種	13m ²	8m ²																																																
		熱アナログ式スポット型	15m ²	10m ²																																																
	<p style="text-align: center;">引用元：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書</p> <p>天井面から空気吹き出し口までの距離（下図a）が1m以上離れている場合は、空気吹き出し口から水平距離で1.5m未満の位置に感知器を設置することができる。</p>  <p style="text-align: center;">引用元：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書</p> <p>また、空気吹き出し口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向については、空気吹き出し口から水平距離で1.5m未満の位置に感知器を設置することができる。</p>																																																			

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考																																				
<p style="text-align: center;">第4-1表 環境条件を考慮した火災感知器の選定結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">感知方式</th> <th colspan="2">感知器（検定品）の選定</th> <th rowspan="2">検出装置（感知器と同等の機能を有する機器）の選定</th> </tr> <tr> <th>一般的な環境条件</th> <th>考慮すべき環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>煙</td> <td>アナログ式の煙感知器</td> <td>・アナログ式でない防爆型の煙感知器 ・アナログ式でない煙感知器（光電分離型）</td> <td>・空気吸引式の煙検出装置</td> </tr> <tr> <td>熱</td> <td>アナログ式の熱感知器</td> <td>・アナログ式の防水型の熱感知器 ・アナログ式でない熱感知器 ・アナログ式でない熱感知器（差動分布型） ・アナログ式でない防爆型の熱感知器</td> <td>・光ファイバー式熱検出装置 ・熱サーモカメラ ・アナログ式でない防爆型の熱検出装置</td> </tr> <tr> <td>炎</td> <td>アナログ式でない炎感知器</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>・アナログ式でない防水型の炎検出装置 ・アナログ式でない防爆型の炎検出装置</td> </tr> </tbody> </table>	感知方式	感知器（検定品）の選定		検出装置（感知器と同等の機能を有する機器）の選定	一般的な環境条件	考慮すべき環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置）	煙	アナログ式の煙感知器	・アナログ式でない防爆型の煙感知器 ・アナログ式でない煙感知器（光電分離型）	・空気吸引式の煙検出装置	熱	アナログ式の熱感知器	・アナログ式の防水型の熱感知器 ・アナログ式でない熱感知器 ・アナログ式でない熱感知器（差動分布型） ・アナログ式でない防爆型の熱感知器	・光ファイバー式熱検出装置 ・熱サーモカメラ ・アナログ式でない防爆型の熱検出装置	炎	アナログ式でない炎感知器	—	・アナログ式でない防水型の炎検出装置 ・アナログ式でない防爆型の炎検出装置	<p style="text-align: center;">第4-2表 環境条件を考慮した火災感知器の選定結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">感知方式</th> <th colspan="2">感知器（検定品）の選定</th> <th rowspan="2">検出装置（感知器と同等の機能を有する機器）の選定</th> </tr> <tr> <th>一般的な環境条件</th> <th>考慮すべき環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>煙</td> <td>アナログ式の煙感知器</td> <td>・アナログ式でない防爆型の煙感知器 ・アナログ式でない煙感知器（光電分離型）</td> <td>・空気吸引式の煙検出装置</td> </tr> <tr> <td>熱</td> <td>アナログ式の熱感知器</td> <td>・アナログ式の防水型の熱感知器 ・アナログ式でない熱感知器 ・アナログ式でない熱感知器（差動分布型） ・アナログ式でない防爆型の熱感知器</td> <td>・光ファイバー式熱検出装置 ・熱サーモカメラ ・アナログ式でない防爆型の熱検出装置</td> </tr> <tr> <td>炎</td> <td>アナログ式でない炎感知器</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>・アナログ式でない防水型の炎検出装置 ・アナログ式でない防爆型の炎検出装置</td> </tr> </tbody> </table>	感知方式	感知器（検定品）の選定		検出装置（感知器と同等の機能を有する機器）の選定	一般的な環境条件	考慮すべき環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置）	煙	アナログ式の煙感知器	・アナログ式でない防爆型の煙感知器 ・アナログ式でない煙感知器（光電分離型）	・空気吸引式の煙検出装置	熱	アナログ式の熱感知器	・アナログ式の防水型の熱感知器 ・アナログ式でない熱感知器 ・アナログ式でない熱感知器（差動分布型） ・アナログ式でない防爆型の熱感知器	・光ファイバー式熱検出装置 ・熱サーモカメラ ・アナログ式でない防爆型の熱検出装置	炎	アナログ式でない炎感知器	—	・アナログ式でない防水型の炎検出装置 ・アナログ式でない防爆型の炎検出装置	<p>記載の適正化</p>
感知方式		感知器（検定品）の選定			検出装置（感知器と同等の機能を有する機器）の選定																																	
	一般的な環境条件	考慮すべき環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置）																																				
煙	アナログ式の煙感知器	・アナログ式でない防爆型の煙感知器 ・アナログ式でない煙感知器（光電分離型）	・空気吸引式の煙検出装置																																			
熱	アナログ式の熱感知器	・アナログ式の防水型の熱感知器 ・アナログ式でない熱感知器 ・アナログ式でない熱感知器（差動分布型） ・アナログ式でない防爆型の熱感知器	・光ファイバー式熱検出装置 ・熱サーモカメラ ・アナログ式でない防爆型の熱検出装置																																			
炎	アナログ式でない炎感知器	—	・アナログ式でない防水型の炎検出装置 ・アナログ式でない防爆型の炎検出装置																																			
感知方式	感知器（検定品）の選定		検出装置（感知器と同等の機能を有する機器）の選定																																			
	一般的な環境条件	考慮すべき環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置）																																				
煙	アナログ式の煙感知器	・アナログ式でない防爆型の煙感知器 ・アナログ式でない煙感知器（光電分離型）	・空気吸引式の煙検出装置																																			
熱	アナログ式の熱感知器	・アナログ式の防水型の熱感知器 ・アナログ式でない熱感知器 ・アナログ式でない熱感知器（差動分布型） ・アナログ式でない防爆型の熱感知器	・光ファイバー式熱検出装置 ・熱サーモカメラ ・アナログ式でない防爆型の熱検出装置																																			
炎	アナログ式でない炎感知器	—	・アナログ式でない防水型の炎検出装置 ・アナログ式でない防爆型の炎検出装置																																			
<p style="text-align: center;">第4-2表 考慮すべき環境条件に適応する感知器等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">考慮すべき環境条件</th> <th colspan="2">環境条件を考慮した火災感知器の選定</th> </tr> <tr> <th>感知器（検定品）</th> <th>検出装置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線の影響（故障の観点）</td> <td>・アナログ式でない熱感知器 ・アナログ式でない熱感知器（差動分布型） ・アナログ式でない防爆型の熱感知器*1</td> <td>・空気吸引式の煙検出装置</td> </tr> <tr> <td>引火性気体の滞留のおそれ（火災発生防止の観点）</td> <td>・アナログ式でない防爆型の煙感知器 ・アナログ式でない防爆型の熱感知器*1</td> <td>・アナログ式でない防爆型の熱検出装置 ・アナログ式でない防爆型の炎検出装置</td> </tr> <tr> <td>風雨の影響（故障の観点）</td> <td>・アナログ式の防水型の熱感知器</td> <td>・熱サーモカメラ ・アナログ式でない防水型の炎検出装置</td> </tr> <tr> <td>設備配置*2（感知性の観点）</td> <td>・アナログ式でない煙感知器（光電分離型）</td> <td>・光ファイバー式熱検出装置</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：アナログ式でない防爆型の熱感知器は、「放射線量が高い場所」及び「引火性気体の滞留のおそれがある場所」の両方で使用可 ※2：設備配置とは、広範囲の空間において監視の障害となる設備がない、ケーブルトレイが長距離にわたって設置されているといった設備の配置状況のことであり、光電分離型は前者、光ファイバー式熱検出装置は後者の設備配置を考慮して選定</p>	考慮すべき環境条件	環境条件を考慮した火災感知器の選定		感知器（検定品）	検出装置	放射線の影響（故障の観点）	・アナログ式でない熱感知器 ・アナログ式でない熱感知器（差動分布型） ・アナログ式でない防爆型の熱感知器*1	・空気吸引式の煙検出装置	引火性気体の滞留のおそれ（火災発生防止の観点）	・アナログ式でない防爆型の煙感知器 ・アナログ式でない防爆型の熱感知器*1	・アナログ式でない防爆型の熱検出装置 ・アナログ式でない防爆型の炎検出装置	風雨の影響（故障の観点）	・アナログ式の防水型の熱感知器	・熱サーモカメラ ・アナログ式でない防水型の炎検出装置	設備配置*2（感知性の観点）	・アナログ式でない煙感知器（光電分離型）	・光ファイバー式熱検出装置	<p style="text-align: center;">第4-3表 考慮すべき環境条件に適応する感知器等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">考慮すべき環境条件</th> <th colspan="2">環境条件を考慮した火災感知器の選定</th> </tr> <tr> <th>感知器（検定品）</th> <th>検出装置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線の影響（故障の観点）</td> <td>・アナログ式でない熱感知器 ・アナログ式でない熱感知器（差動分布型） ・アナログ式でない防爆型の熱感知器*1</td> <td>・空気吸引式の煙検出装置</td> </tr> <tr> <td>引火性気体の滞留のおそれ（火災発生防止の観点）</td> <td>・アナログ式でない防爆型の煙感知器 ・アナログ式でない防爆型の熱感知器*1</td> <td>・アナログ式でない防爆型の熱検出装置 ・アナログ式でない防爆型の炎検出装置</td> </tr> <tr> <td>風雨の影響（故障の観点）</td> <td>・アナログ式の防水型の熱感知器</td> <td>・熱サーモカメラ ・アナログ式でない防水型の炎検出装置</td> </tr> <tr> <td>設備配置*2（感知性の観点）</td> <td>・アナログ式でない煙感知器（光電分離型）</td> <td>・光ファイバー式熱検出装置</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：アナログ式でない防爆型の熱感知器は、「放射線量が高い場所」及び「引火性気体の滞留のおそれがある場所」の両方で使用可 ※2：設備配置とは、広範囲の空間において監視の障害となる設備がない、ケーブルトレイが長距離にわたって設置されているといった設備の配置状況のことであり、光電分離型は前者、光ファイバー式熱検出装置は後者の設備配置を考慮して選定</p>	考慮すべき環境条件	環境条件を考慮した火災感知器の選定		感知器（検定品）	検出装置	放射線の影響（故障の観点）	・アナログ式でない熱感知器 ・アナログ式でない熱感知器（差動分布型） ・アナログ式でない防爆型の熱感知器*1	・空気吸引式の煙検出装置	引火性気体の滞留のおそれ（火災発生防止の観点）	・アナログ式でない防爆型の煙感知器 ・アナログ式でない防爆型の熱感知器*1	・アナログ式でない防爆型の熱検出装置 ・アナログ式でない防爆型の炎検出装置	風雨の影響（故障の観点）	・アナログ式の防水型の熱感知器	・熱サーモカメラ ・アナログ式でない防水型の炎検出装置	設備配置*2（感知性の観点）	・アナログ式でない煙感知器（光電分離型）	・光ファイバー式熱検出装置	<p>記載の適正化 (頁番号の変更)</p>		
考慮すべき環境条件		環境条件を考慮した火災感知器の選定																																				
	感知器（検定品）	検出装置																																				
放射線の影響（故障の観点）	・アナログ式でない熱感知器 ・アナログ式でない熱感知器（差動分布型） ・アナログ式でない防爆型の熱感知器*1	・空気吸引式の煙検出装置																																				
引火性気体の滞留のおそれ（火災発生防止の観点）	・アナログ式でない防爆型の煙感知器 ・アナログ式でない防爆型の熱感知器*1	・アナログ式でない防爆型の熱検出装置 ・アナログ式でない防爆型の炎検出装置																																				
風雨の影響（故障の観点）	・アナログ式の防水型の熱感知器	・熱サーモカメラ ・アナログ式でない防水型の炎検出装置																																				
設備配置*2（感知性の観点）	・アナログ式でない煙感知器（光電分離型）	・光ファイバー式熱検出装置																																				
考慮すべき環境条件	環境条件を考慮した火災感知器の選定																																					
	感知器（検定品）	検出装置																																				
放射線の影響（故障の観点）	・アナログ式でない熱感知器 ・アナログ式でない熱感知器（差動分布型） ・アナログ式でない防爆型の熱感知器*1	・空気吸引式の煙検出装置																																				
引火性気体の滞留のおそれ（火災発生防止の観点）	・アナログ式でない防爆型の煙感知器 ・アナログ式でない防爆型の熱感知器*1	・アナログ式でない防爆型の熱検出装置 ・アナログ式でない防爆型の炎検出装置																																				
風雨の影響（故障の観点）	・アナログ式の防水型の熱感知器	・熱サーモカメラ ・アナログ式でない防水型の炎検出装置																																				
設備配置*2（感知性の観点）	・アナログ式でない煙感知器（光電分離型）	・光ファイバー式熱検出装置																																				
<p>- 03-添2-22 -</p>	<p>- 03-添2-25 -</p>																																					

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																																																																																																										
<p>第4-3表 感知方式の特性と設置場所の環境条件を考慮した誤作動防止の設計</p> <table border="1" data-bbox="323 506 1154 1566"> <thead> <tr> <th rowspan="2">感知方式</th> <th rowspan="2">選定した火災感知器</th> <th colspan="3">誤作動防止において考慮すべき環境条件</th> <th rowspan="2">誤作動防止の設計</th> </tr> <tr> <th>温度 (周辺設備からの影響を含む)</th> <th>煙の濃度 (塵埃及び水蒸気の影響を含む)</th> <th>外光の影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">煙</td> <td>アナログ式の煙感知器</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td rowspan="3">塵埃及び水蒸気の影響を受けない場所に設置</td> </tr> <tr> <td>アナログ式でない防爆型の煙感知器</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>アナログ式でない煙感知器(光電分離型)</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>空気吸引式の煙検出装置</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>配管の空気吸引口を塵埃を吸込みにくい場所に設置</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">熱</td> <td>アナログ式の熱感知器</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td rowspan="6">作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定</td> </tr> <tr> <td>アナログ式の防水型の熱感知器</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>アナログ式でない熱感知器</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>アナログ式でない防爆型の熱感知器</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>光ファイバー式熱検出装置</td> <td>○</td> <td>□</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>熱サーモカメラ</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>アナログ式でない防爆型の熱検出装置</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>アナログ式でない熱感知器(差動分布型)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>加熱源となる設備の近傍等、急激な温度変化がない場所に設置</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">炎</td> <td>アナログ式でない炎感知器</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td rowspan="3">赤外線方式を採用し、以下の場所に設置 ・外光が当たらず高温物体が近傍にない屋内の場所 ・遮光板を視野角に影響がないように設置し、太陽光の影響を防ぐことができる屋外の場所</td> </tr> <tr> <td>アナログ式でない防水型の炎検出装置</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>アナログ式でない防爆型の炎検出装置</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">- 03-添2-23 -</p>	感知方式	選定した火災感知器	誤作動防止において考慮すべき環境条件			誤作動防止の設計	温度 (周辺設備からの影響を含む)	煙の濃度 (塵埃及び水蒸気の影響を含む)	外光の影響	煙	アナログ式の煙感知器	—	○	—	塵埃及び水蒸気の影響を受けない場所に設置	アナログ式でない防爆型の煙感知器	—	○	—	アナログ式でない煙感知器(光電分離型)	—	○	—	空気吸引式の煙検出装置	—	○	—	配管の空気吸引口を塵埃を吸込みにくい場所に設置	熱	アナログ式の熱感知器	○	—	—	作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定	アナログ式の防水型の熱感知器	○	—	—	アナログ式でない熱感知器	○	—	—	アナログ式でない防爆型の熱感知器	○	—	—	光ファイバー式熱検出装置	○	□	—	熱サーモカメラ	○	—	—	アナログ式でない防爆型の熱検出装置	○	—	—	アナログ式でない熱感知器(差動分布型)	○	—	—	加熱源となる設備の近傍等、急激な温度変化がない場所に設置	炎	アナログ式でない炎感知器	—	—	○	赤外線方式を採用し、以下の場所に設置 ・外光が当たらず高温物体が近傍にない屋内の場所 ・遮光板を視野角に影響がないように設置し、太陽光の影響を防ぐことができる屋外の場所	アナログ式でない防水型の炎検出装置	—	—	○	アナログ式でない防爆型の炎検出装置	—	—	○	<p>第4-4表 感知方式の特性と設置場所の環境条件を考慮した誤作動防止の設計</p> <table border="1" data-bbox="1418 537 2249 1600"> <thead> <tr> <th rowspan="2">感知方式</th> <th rowspan="2">選定した火災感知器</th> <th colspan="3">誤作動防止において考慮すべき環境条件</th> <th rowspan="2">誤作動防止の設計</th> </tr> <tr> <th>温度 (周辺設備からの影響を含む)</th> <th>煙の濃度 (塵埃及び水蒸気の影響を含む)</th> <th>外光の影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">煙</td> <td>アナログ式の煙感知器</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td rowspan="3">塵埃及び水蒸気の影響を受けない場所に設置</td> </tr> <tr> <td>アナログ式でない防爆型の煙感知器</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>アナログ式でない煙感知器(光電分離型)</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>空気吸引式の煙検出装置</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>配管の空気吸引口を塵埃を吸込みにくい場所に設置</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">熱</td> <td>アナログ式の熱感知器</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td rowspan="6">作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定</td> </tr> <tr> <td>アナログ式の防水型の熱感知器</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>アナログ式でない熱感知器</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>アナログ式でない防爆型の熱感知器</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>光ファイバー式熱検出装置</td> <td>○</td> <td>□</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>熱サーモカメラ</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>アナログ式でない防爆型の熱検出装置</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>アナログ式でない熱感知器(差動分布型)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>加熱源となる設備の近傍等、急激な温度変化がない場所に設置</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">炎</td> <td>アナログ式でない炎感知器</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td rowspan="3">赤外線方式を採用し、以下の場所に設置 ・外光が当たらず高温物体が近傍にない屋内の場所 ・遮光板を視野角に影響がないように設置し、太陽光の影響を防ぐことができる屋外の場所</td> </tr> <tr> <td>アナログ式でない防水型の炎検出装置</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>アナログ式でない防爆型の炎検出装置</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">- 03-添2-26 -</p>	感知方式	選定した火災感知器	誤作動防止において考慮すべき環境条件			誤作動防止の設計	温度 (周辺設備からの影響を含む)	煙の濃度 (塵埃及び水蒸気の影響を含む)	外光の影響	煙	アナログ式の煙感知器	—	○	—	塵埃及び水蒸気の影響を受けない場所に設置	アナログ式でない防爆型の煙感知器	—	○	—	アナログ式でない煙感知器(光電分離型)	—	○	—	空気吸引式の煙検出装置	—	○	—	配管の空気吸引口を塵埃を吸込みにくい場所に設置	熱	アナログ式の熱感知器	○	—	—	作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定	アナログ式の防水型の熱感知器	○	—	—	アナログ式でない熱感知器	○	—	—	アナログ式でない防爆型の熱感知器	○	—	—	光ファイバー式熱検出装置	○	□	—	熱サーモカメラ	○	—	—	アナログ式でない防爆型の熱検出装置	○	—	—	アナログ式でない熱感知器(差動分布型)	○	—	—	加熱源となる設備の近傍等、急激な温度変化がない場所に設置	炎	アナログ式でない炎感知器	—	—	○	赤外線方式を採用し、以下の場所に設置 ・外光が当たらず高温物体が近傍にない屋内の場所 ・遮光板を視野角に影響がないように設置し、太陽光の影響を防ぐことができる屋外の場所	アナログ式でない防水型の炎検出装置	—	—	○	アナログ式でない防爆型の炎検出装置	—	—	○	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p> <p style="text-align: center;">記載の適正化 (頁番号の変更)</p>
感知方式			選定した火災感知器	誤作動防止において考慮すべき環境条件			誤作動防止の設計																																																																																																																																																					
	温度 (周辺設備からの影響を含む)	煙の濃度 (塵埃及び水蒸気の影響を含む)		外光の影響																																																																																																																																																								
煙	アナログ式の煙感知器	—	○	—	塵埃及び水蒸気の影響を受けない場所に設置																																																																																																																																																							
	アナログ式でない防爆型の煙感知器	—	○	—																																																																																																																																																								
	アナログ式でない煙感知器(光電分離型)	—	○	—																																																																																																																																																								
	空気吸引式の煙検出装置	—	○	—	配管の空気吸引口を塵埃を吸込みにくい場所に設置																																																																																																																																																							
熱	アナログ式の熱感知器	○	—	—	作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定																																																																																																																																																							
	アナログ式の防水型の熱感知器	○	—	—																																																																																																																																																								
	アナログ式でない熱感知器	○	—	—																																																																																																																																																								
	アナログ式でない防爆型の熱感知器	○	—	—																																																																																																																																																								
	光ファイバー式熱検出装置	○	□	—																																																																																																																																																								
	熱サーモカメラ	○	—	—																																																																																																																																																								
	アナログ式でない防爆型の熱検出装置	○	—	—																																																																																																																																																								
アナログ式でない熱感知器(差動分布型)	○	—	—	加熱源となる設備の近傍等、急激な温度変化がない場所に設置																																																																																																																																																								
炎	アナログ式でない炎感知器	—	—	○	赤外線方式を採用し、以下の場所に設置 ・外光が当たらず高温物体が近傍にない屋内の場所 ・遮光板を視野角に影響がないように設置し、太陽光の影響を防ぐことができる屋外の場所																																																																																																																																																							
	アナログ式でない防水型の炎検出装置	—	—	○																																																																																																																																																								
	アナログ式でない防爆型の炎検出装置	—	—	○																																																																																																																																																								
感知方式	選定した火災感知器	誤作動防止において考慮すべき環境条件			誤作動防止の設計																																																																																																																																																							
		温度 (周辺設備からの影響を含む)	煙の濃度 (塵埃及び水蒸気の影響を含む)	外光の影響																																																																																																																																																								
煙	アナログ式の煙感知器	—	○	—	塵埃及び水蒸気の影響を受けない場所に設置																																																																																																																																																							
	アナログ式でない防爆型の煙感知器	—	○	—																																																																																																																																																								
	アナログ式でない煙感知器(光電分離型)	—	○	—																																																																																																																																																								
	空気吸引式の煙検出装置	—	○	—	配管の空気吸引口を塵埃を吸込みにくい場所に設置																																																																																																																																																							
熱	アナログ式の熱感知器	○	—	—	作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定																																																																																																																																																							
	アナログ式の防水型の熱感知器	○	—	—																																																																																																																																																								
	アナログ式でない熱感知器	○	—	—																																																																																																																																																								
	アナログ式でない防爆型の熱感知器	○	—	—																																																																																																																																																								
	光ファイバー式熱検出装置	○	□	—																																																																																																																																																								
	熱サーモカメラ	○	—	—																																																																																																																																																								
	アナログ式でない防爆型の熱検出装置	○	—	—																																																																																																																																																								
アナログ式でない熱感知器(差動分布型)	○	—	—	加熱源となる設備の近傍等、急激な温度変化がない場所に設置																																																																																																																																																								
炎	アナログ式でない炎感知器	—	—	○	赤外線方式を採用し、以下の場所に設置 ・外光が当たらず高温物体が近傍にない屋内の場所 ・遮光板を視野角に影響がないように設置し、太陽光の影響を防ぐことができる屋外の場所																																																																																																																																																							
	アナログ式でない防水型の炎検出装置	—	—	○																																																																																																																																																								
	アナログ式でない防爆型の炎検出装置	—	—	○																																																																																																																																																								

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前		変更後		備考
対象エリア	考慮事項 (上段は感知器等の選定時に考慮する環境条件、下段は設置時に考慮する条件)	考慮事項 (上段は感知器等の選定時に考慮する環境条件、下段は設置時に考慮する条件)	考慮事項 (上段は感知器等の選定時に考慮する環境条件、下段は設置時に考慮する条件)	記載の適正化 (頁番号の変更)
	感知器等の組合せ	感知器等の組合せ	感知器等の組合せ	
体積制約タンク室	煙感知方式 アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%) 消防法施行規則第23条第4項に基づき設置	熱感知方式 アナログ式の熱感知器(感度：温度65℃) 消防法施行規則第23条第4項に基づき設置	熱感知方式 アナログ式の熱感知器(感度：温度65℃) 消防法施行規則第23条第4項に基づき設置	設置方法 煙感知方式：基準とおり 熱感知方式：基準とおり
使用済燃料貯蔵タンク室	放射線の影響 作業員の被ばく 作業員の被ばく	排気ダクト内に設置	排気ダクト内に設置	煙感知方式：設計基準①を適用 熱感知方式：設計基準②を適用
炉内計装用シングル配管室	放射線の影響 取付場所 作業員の被ばく	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%) 設置可能な取付面に設置 隣接エリアの感知器を兼用	アナログ式の熱感知器(感度：温度70℃) アナログ式でない防煙型の熱感知器(感度：温度70℃) 設置可能な取付面に設置 隣接エリアの感知器を兼用	煙感知方式：設計基準②を適用 熱感知方式：設計基準②を適用
B-廃棄物庫内のドラム缶貯蔵エリア	放射線の影響	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%) 消防法施行規則第23条第4項に基づき設置	アナログ式の熱感知器(感度：温度65℃) 消防法施行規則第23条第4項に基づき設置	煙感知方式：設計基準②を適用 熱感知方式：基準とおり
シャワー室	風雨の影響	隣接エリアの感知器を兼用	アナログ式の煙感知器(感度：温度65℃) 消防法施行規則第23条第4項に基づき設置	煙感知方式：設計基準②を適用 熱感知方式：基準とおり
空冷式非常用発電装置エリア	風雨の影響 屋外	風雨の影響 屋外	熱サーモカメラ(感度：温度100℃) 空冷式非常用発電装置の火災を全体的に監視できるように設置	煙感知方式：設計基準②を適用 熱感知方式：基準とおり
海水ポンプエリア	風雨の影響 屋外	風雨の影響 屋外	アナログ式の海水ポンプの火災を全体的に監視できるように設置	煙感知方式：設計基準②を適用 熱感知方式：基準とおり
燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア	引火性気体の滞留のおそれ 屋内に準ずる場所	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%) 消防法施行規則第23条第4項に基づき設置	タンク内部を直接監視でき、油火災の早期感知に有効な取付場所を設置	煙感知方式：設計基準②を適用 熱感知方式：設計基準②を適用
配管敷設エリア	屋内に準ずる場所	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%) 消防法施行規則第23条第4項に基づき設置	アナログ式の熱感知器(感度：温度65℃) 消防法施行規則第23条第4項に基づき設置	消防法施行規則第23条第4項に準じて設置
海水管トンネルエリア	屋内に準ずる場所	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%) 消防法施行規則第23条第4項に基づき設置	光ファイバー式熱検出装置(感度：温度60℃)	煙感知方式：設計基準②を適用 熱感知方式：設計基準②を適用
体積制約タンク室	放射線の影響 作業員の被ばく	排気ダクト内に設置	排気ダクト内に設置	煙感知方式：設計基準①を適用 熱感知方式：設計基準②を適用
使用済燃料貯蔵タンク室	放射線の影響 取付場所 作業員の被ばく	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%) 設置可能な取付面に設置 隣接エリアの感知器を兼用	アナログ式の熱感知器(感度：温度70℃) アナログ式でない防煙型の熱感知器(感度：温度70℃) 設置可能な取付面に設置 隣接エリアの感知器を兼用	煙感知方式：設計基準②を適用 熱感知方式：設計基準②を適用
B-廃棄物庫内のドラム缶貯蔵エリア	放射線の影響	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%) 消防法施行規則第23条第4項に基づき設置	アナログ式の熱感知器(感度：温度65℃) 消防法施行規則第23条第4項に基づき設置	煙感知方式：設計基準②を適用 熱感知方式：基準とおり
シャワー室	風雨の影響 水蒸気の影響	隣接エリアの感知器を兼用	アナログ式の煙感知器(感度：温度65℃) 消防法施行規則第23条第4項に基づき設置	煙感知方式：設計基準②を適用 熱感知方式：基準とおり
空冷式非常用発電装置エリア	風雨の影響 屋外	風雨の影響 屋外	熱サーモカメラ(感度：温度100℃) 空冷式非常用発電装置の火災を全体的に監視できるように設置	煙感知方式：設計基準②を適用 熱感知方式：基準とおり
海水ポンプエリア	風雨の影響 屋外	風雨の影響 屋外	アナログ式の海水ポンプの火災を全体的に監視できるように設置	煙感知方式：設計基準②を適用 熱感知方式：基準とおり
燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア	引火性気体の滞留のおそれ 屋内に準ずる場所	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%) 消防法施行規則第23条第4項に基づき設置	タンク内部を直接監視でき、油火災の早期感知に有効な取付場所を設置	煙感知方式：設計基準②を適用 熱感知方式：設計基準②を適用
配管敷設エリア	屋内に準ずる場所	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%) 消防法施行規則第23条第4項に基づき設置	アナログ式の熱感知器(感度：温度65℃) 消防法施行規則第23条第4項に基づき設置	消防法施行規則第23条第4項に準じて設置
海水管トンネルエリア	屋内に準ずる場所	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%) 消防法施行規則第23条第4項に基づき設置	光ファイバー式熱検出装置(感度：温度60℃)	煙感知方式：設計基準②を適用 熱感知方式：設計基準②を適用
体積制約タンク室	放射線の影響 作業員の被ばく	排気ダクト内に設置	排気ダクト内に設置	煙感知方式：設計基準①を適用 熱感知方式：設計基準②を適用
使用済燃料貯蔵タンク室	放射線の影響 取付場所 作業員の被ばく	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%) 設置可能な取付面に設置 隣接エリアの感知器を兼用	アナログ式の熱感知器(感度：温度70℃) アナログ式でない防煙型の熱感知器(感度：温度70℃) 設置可能な取付面に設置 隣接エリアの感知器を兼用	煙感知方式：設計基準②を適用 熱感知方式：設計基準②を適用
B-廃棄物庫内のドラム缶貯蔵エリア	放射線の影響	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%) 消防法施行規則第23条第4項に基づき設置	アナログ式の熱感知器(感度：温度65℃) 消防法施行規則第23条第4項に基づき設置	煙感知方式：設計基準②を適用 熱感知方式：基準とおり
シャワー室	風雨の影響 水蒸気の影響	隣接エリアの感知器を兼用	アナログ式の煙感知器(感度：温度65℃) 消防法施行規則第23条第4項に基づき設置	煙感知方式：設計基準②を適用 熱感知方式：基準とおり
空冷式非常用発電装置エリア	風雨の影響 屋外	風雨の影響 屋外	熱サーモカメラ(感度：温度100℃) 空冷式非常用発電装置の火災を全体的に監視できるように設置	煙感知方式：設計基準②を適用 熱感知方式：基準とおり
海水ポンプエリア	風雨の影響 屋外	風雨の影響 屋外	アナログ式の海水ポンプの火災を全体的に監視できるように設置	煙感知方式：設計基準②を適用 熱感知方式：基準とおり
燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア	引火性気体の滞留のおそれ 屋内に準ずる場所	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%) 消防法施行規則第23条第4項に基づき設置	タンク内部を直接監視でき、油火災の早期感知に有効な取付場所を設置	煙感知方式：設計基準②を適用 熱感知方式：設計基準②を適用
配管敷設エリア	屋内に準ずる場所	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%) 消防法施行規則第23条第4項に基づき設置	アナログ式の熱感知器(感度：温度65℃) 消防法施行規則第23条第4項に基づき設置	消防法施行規則第23条第4項に準じて設置
海水管トンネルエリア	屋内に準ずる場所	アナログ式の煙感知器(感度：煙濃度10%) 消防法施行規則第23条第4項に基づき設置	光ファイバー式熱検出装置(感度：温度60℃)	煙感知方式：設計基準②を適用 熱感知方式：設計基準②を適用

表 4-5 表 各エリアにおける異なる感知方式の感知器等の組合せ及び設置方法(注2)

(注1) 「考慮事項」及び「設置方法」末尾の()内に、設計基準を適用して感知器等を設置する場所の条件、そのうち、当該設置場所に該当する条件を示す。
 (注2) キャスタク板敷設及び給燃料貯蔵タンク室の煙感知器の感度は煙濃度5.2%とする。
 (注3) 主蒸気、主給水管室の煙感知器の感度は温度75℃とする。

記載の適正化
(頁番号の変更)

記載の適正化

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考																																																														
<p style="text-align: center;">第4-5表 火災感知設備 耐震評価対象機器（火災防護上重要な機器等）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th colspan="2">防護対象</th> <th colspan="2">火災感知設備</th> <th rowspan="2">耐震設計の基本方針</th> </tr> <tr> <th>対象設備</th> <th>耐震クラス</th> <th>構成品</th> <th>耐震クラス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①</td> <td rowspan="2">火災防護上重要な機器等のうち、耐震Sクラス機器（ほう酸ポンプ等）</td> <td rowspan="2">S</td> <td>感知器等^(注1,2)</td> <td rowspan="2">C</td> <td rowspan="2">基準地震動Ssによる地震力に対する機能保持</td> </tr> <tr> <td>火災受信機盤</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②</td> <td rowspan="2">火災防護上重要な機器等のうち、耐震Bクラス機器（廃棄物処理建屋等）</td> <td rowspan="2">B</td> <td>感知器等^(注3)</td> <td rowspan="2">C</td> <td rowspan="2">耐震Bクラス機器で考慮する地震力に対する機能保持</td> </tr> <tr> <td>火災受信機盤</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③</td> <td rowspan="2">一般エリア</td> <td rowspan="2">C</td> <td>感知器等</td> <td rowspan="2">C</td> <td rowspan="2">(注4)</td> </tr> <tr> <td>火災受信機盤</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、アナログ式の防水型の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない防爆型の熱感知器、アナログ式でない炎感知器、アナログ式でない防爆型の煙検出装置、光ファイバー式熱検出装置、熱サーモカメラ、アナログ式でない防水型の炎検出装置</p> <p>(注2) 光ファイバー式熱検出装置はケーブルと同様に敷設する形態であるため、その耐震評価は電路類の耐震性を確認することで実施している。</p> <p>(注3) アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、アナログ式でない熱感知器</p> <p>(注4) 耐震重要度分類に応じた静的地震力に対して概ね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。</p> <p style="text-align: center;">- 03-添2-26 -</p>	No.	防護対象		火災感知設備		耐震設計の基本方針	対象設備	耐震クラス	構成品	耐震クラス	①	火災防護上重要な機器等のうち、耐震Sクラス機器（ほう酸ポンプ等）	S	感知器等 ^(注1,2)	C	基準地震動Ssによる地震力に対する機能保持	火災受信機盤	②	火災防護上重要な機器等のうち、耐震Bクラス機器（廃棄物処理建屋等）	B	感知器等 ^(注3)	C	耐震Bクラス機器で考慮する地震力に対する機能保持	火災受信機盤	③	一般エリア	C	感知器等	C	(注4)	火災受信機盤	<p style="text-align: center;">第4-6表 火災感知設備 耐震評価対象機器（火災防護上重要な機器等）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th colspan="2">防護対象</th> <th colspan="2">火災感知設備</th> <th rowspan="2">耐震設計の基本方針</th> </tr> <tr> <th>対象設備</th> <th>耐震クラス</th> <th>構成品</th> <th>耐震クラス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①</td> <td rowspan="2">火災防護上重要な機器等のうち、耐震Sクラス機器（ほう酸ポンプ等）</td> <td rowspan="2">S</td> <td>感知器等^(注1,2)</td> <td rowspan="2">C</td> <td rowspan="2">基準地震動Ssによる地震力に対する機能保持</td> </tr> <tr> <td>火災受信機盤</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②</td> <td rowspan="2">火災防護上重要な機器等のうち、耐震Bクラス機器（廃棄物処理建屋等）</td> <td rowspan="2">B</td> <td>感知器等^(注3)</td> <td rowspan="2">C</td> <td rowspan="2">耐震Bクラス機器で考慮する地震力に対する機能保持</td> </tr> <tr> <td>火災受信機盤</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③</td> <td rowspan="2">一般エリア</td> <td rowspan="2">C</td> <td>感知器等</td> <td rowspan="2">C</td> <td rowspan="2">(注4)</td> </tr> <tr> <td>火災受信機盤</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、アナログ式の防水型の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない防爆型の熱感知器、アナログ式でない炎感知器、アナログ式でない防爆型の煙感知器、アナログ式でない防爆型の熱検出装置、光ファイバー式熱検出装置、熱サーモカメラ、アナログ式でない防水型の炎検出装置</p> <p>(注2) 光ファイバー式熱検出装置はケーブルと同様に敷設する形態であるため、その耐震評価は電路類の耐震性を確認することで実施している。</p> <p>(注3) アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、アナログ式でない熱感知器</p> <p>(注4) 耐震重要度分類に応じた静的地震力に対して概ね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。</p> <p style="text-align: center;">- 03-添2-29 -</p>	No.	防護対象		火災感知設備		耐震設計の基本方針	対象設備	耐震クラス	構成品	耐震クラス	①	火災防護上重要な機器等のうち、耐震Sクラス機器（ほう酸ポンプ等）	S	感知器等 ^(注1,2)	C	基準地震動Ssによる地震力に対する機能保持	火災受信機盤	②	火災防護上重要な機器等のうち、耐震Bクラス機器（廃棄物処理建屋等）	B	感知器等 ^(注3)	C	耐震Bクラス機器で考慮する地震力に対する機能保持	火災受信機盤	③	一般エリア	C	感知器等	C	(注4)	火災受信機盤	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p> <p style="text-align: center;">記載の適正化 (頁番号の変更)</p>
No.		防護対象		火災感知設備			耐震設計の基本方針																																																									
	対象設備	耐震クラス	構成品	耐震クラス																																																												
①	火災防護上重要な機器等のうち、耐震Sクラス機器（ほう酸ポンプ等）	S	感知器等 ^(注1,2)	C	基準地震動Ssによる地震力に対する機能保持																																																											
			火災受信機盤																																																													
②	火災防護上重要な機器等のうち、耐震Bクラス機器（廃棄物処理建屋等）	B	感知器等 ^(注3)	C	耐震Bクラス機器で考慮する地震力に対する機能保持																																																											
			火災受信機盤																																																													
③	一般エリア	C	感知器等	C	(注4)																																																											
			火災受信機盤																																																													
No.	防護対象		火災感知設備		耐震設計の基本方針																																																											
	対象設備	耐震クラス	構成品	耐震クラス																																																												
①	火災防護上重要な機器等のうち、耐震Sクラス機器（ほう酸ポンプ等）	S	感知器等 ^(注1,2)	C	基準地震動Ssによる地震力に対する機能保持																																																											
			火災受信機盤																																																													
②	火災防護上重要な機器等のうち、耐震Bクラス機器（廃棄物処理建屋等）	B	感知器等 ^(注3)	C	耐震Bクラス機器で考慮する地震力に対する機能保持																																																											
			火災受信機盤																																																													
③	一般エリア	C	感知器等	C	(注4)																																																											
			火災受信機盤																																																													

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考																												
<p style="text-align: center;">第4-6表 火災感知設備 耐震評価対象機器（重大事故等対処施設）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th>防護対象</th> <th colspan="2">火災感知設備</th> <th rowspan="2">耐震設計の基本方針</th> </tr> <tr> <th>対象設備</th> <th>構成品</th> <th>耐震クラス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">①</td> <td rowspan="2">火災防護対策を講じる重大事故等対処施設（空冷式非常用発電装置等）</td> <td>感知器等^(注1,2)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">C</td> <td rowspan="2">基準地震動Ssによる地震力に対する機能保持</td> </tr> <tr> <td>火災受信機盤</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、アナログ式の防水型の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない防爆型の熱感知器、アナログ式でない炎感知器、アナログ式でない防爆型の煙検出装置、光ファイバー式熱検出装置、熱サーモカメラ、アナログ式でない防水型の炎検出装置</p> <p>(注2) 光ファイバー式熱検出装置はケーブルと同様に敷設する形態であるため、その耐震評価は電路類の耐震性を確認することで実施している。</p> <p style="text-align: center;">- 03-添2-27 -</p>	No.	防護対象	火災感知設備		耐震設計の基本方針	対象設備	構成品	耐震クラス	①	火災防護対策を講じる重大事故等対処施設（空冷式非常用発電装置等）	感知器等 ^(注1,2)	C	基準地震動Ssによる地震力に対する機能保持	火災受信機盤	<p style="text-align: center;">第4-7表 火災感知設備 耐震評価対象機器（重大事故等対処施設）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th>防護対象</th> <th colspan="2">火災感知設備</th> <th rowspan="2">耐震設計の基本方針</th> </tr> <tr> <th>対象設備</th> <th>構成品</th> <th>耐震クラス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">①</td> <td rowspan="2">火災防護対策を講じる重大事故等対処施設（空冷式非常用発電装置等）</td> <td>感知器等^(注1,2)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">C</td> <td rowspan="2">基準地震動Ssによる地震力に対する機能保持</td> </tr> <tr> <td>火災受信機盤</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、アナログ式の防水型の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない防爆型の熱感知器、アナログ式でない炎感知器、アナログ式でない防爆型の煙感知器、アナログ式でない防爆型の熱検出装置、光ファイバー式熱検出装置、熱サーモカメラ、アナログ式でない防水型の炎検出装置</p> <p>(注2) 光ファイバー式熱検出装置はケーブルと同様に敷設する形態であるため、その耐震評価は電路類の耐震性を確認することで実施している。</p> <p style="text-align: center;">- 03-添2-30 -</p>	No.	防護対象	火災感知設備		耐震設計の基本方針	対象設備	構成品	耐震クラス	①	火災防護対策を講じる重大事故等対処施設（空冷式非常用発電装置等）	感知器等 ^(注1,2)	C	基準地震動Ssによる地震力に対する機能保持	火災受信機盤	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p> <p style="text-align: center;">記載の適正化 (頁番号の変更)</p>
No.		防護対象	火災感知設備			耐震設計の基本方針																								
	対象設備	構成品	耐震クラス																											
①	火災防護対策を講じる重大事故等対処施設（空冷式非常用発電装置等）	感知器等 ^(注1,2)	C	基準地震動Ssによる地震力に対する機能保持																										
		火災受信機盤																												
No.	防護対象	火災感知設備		耐震設計の基本方針																										
	対象設備	構成品	耐震クラス																											
①	火災防護対策を講じる重大事故等対処施設（空冷式非常用発電装置等）	感知器等 ^(注1,2)	C	基準地震動Ssによる地震力に対する機能保持																										
		火災受信機盤																												

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>5. 火災防護に関する評価結果</p> <p>本設計及び工事計画において設置する火災感知設備が、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された大飯発電所第3号機の工事計画及び令和2年5月14日付け原規規発第2005141号にて認可された大飯発電所第3号機の設計及び工事計画の火災による損傷の防止に係る火災発生防止、火災の消火及び火災の影響軽減のそれぞれの火災防護対策の設計に変更がないことを確認した。</p> <p style="text-align: center;">- 03-添2-28/E -</p>	<p>5. 火災防護に関する評価結果</p> <p>本設計及び工事計画により、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された大飯発電所第3号機の工事計画及び令和2年5月14日付け原規規発第2005141号にて認可された大飯発電所第3号機の設計及び工事計画の火災による損傷の防止に係る火災発生防止、火災の消火及び火災の影響軽減のそれぞれの火災防護対策の設計に変更がないことを確認した。</p> <p style="text-align: center;">- 03-添2-31/E -</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (頁番号の変更)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3-1 耐震設計の基本方針】

変更前	変更後	備考
<p>1. 概要</p> <p>本資料は、発電用原子炉施設の耐震設計が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第4条及び第49条（地盤）並びに第5条及び第50条（地震による損傷の防止）に適合することを説明するものである。本設計及び工事計画における耐震設計の基本方針は、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画の添付資料13-1「耐震設計の基本方針」による。なお、本設計及び工事計画の申請対象設備である火災感知設備の耐震性については、技術基準規則第11条及び第52条が要求している基準地震動Ssに対して機能を保持するものとして、別添1にて説明する。</p> <p style="text-align: center;">- 03-添3-1-1/E -</p>	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、発電用原子炉施設の耐震設計が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第4条及び第49条（地盤）並びに第5条及び第50条（地震による損傷の防止）に適合することを説明するものである。本設計及び工事計画における耐震設計の基本方針は、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画の資料13-1「耐震設計の基本方針」による。</p> <p>本設計及び工事計画の申請対象設備である設計基準対象施設又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備の耐震性については、技術基準規則第11条及び第52条が要求している基準地震動Ssに対して機能を保持するものとして、別添1にて説明する。</p> <p>なお、所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を設置する上記以外の火災区域又は火災区画の火災感知設備の耐震性については、令和3年8月24日付け原規規発第2108243号にて認可された設計及び工事計画の資料12「耐震性に関する説明書」別添1から変更はない。</p> <p style="text-align: center;">- 03-添3-1-1/E -</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3-2 基準地震動S_sの概要】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>1. 概要</p> <p>耐震設計に用いる基準地震動S_sは、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画の添付資料1-3-2「基準地震動S_s及び弾性設計用地震動S_dの概要」によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">- 03-添3-2-1/E -</p>	<p>1. 概要</p> <p>耐震設計に用いる基準地震動S_sは、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画の資料1-3-2「基準地震動S_s及び弾性設計用地震動S_dの概要」によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">- 03-添3-2-1/E -</p>	<p>記載の適正化</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3-3 重要度分類の基本方針】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>1. 概要</p> <p>設計基準対象施設の耐震設計上の重要度分類についての基本方針は、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画の添付資料13-4「重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針」による。</p> <p style="text-align: center;">- 03-添3-3-1/E -</p>	<p>1. 概要</p> <p>設計基準対象施設の耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備の分類についての基本方針は、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画の添付資料13-4「重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針」による。</p> <p style="text-align: center;">- 03-添3-3-1/E -</p>	<p>記載の適正化</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3-4 地震応答解析の基本方針】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>1. 概要</p> <p>耐震設計を行う際の地震応答解析の基本方針は、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画の添付資料13-6「地震応答解析の基本方針」及び令和2年5月14日付け原規規発第2005141号にて認可された設計及び工事計画の添付資料10-6「地震応答解析の基本方針」による。</p> <p style="text-align: center;">- 03-添3-4-1/E -</p>	<p>1. 概要</p> <p>耐震設計を行う際の地震応答解析の基本方針は、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画の資料13-6「地震応答解析の基本方針」及び令和2年5月14日付け原規規発第2005141号にて認可された設計及び工事計画の資料10-6「地震応答解析の基本方針」による。</p> <p style="text-align: center;">- 03-添3-4-1/E -</p>	<p>記載の適正化</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3-5 設計用床応答曲線の作成方針】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>1. 概要</p> <p>設計用床応答曲線の作成方針及びその方針に基づき作成した設計用床応答曲線は、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画の添付資料13-7「設計用床応答曲線の作成方針」及び令和2年5月14日付け原規規発第2005141号にて認可された設計及び工事計画の添付資料10-7「設計用床応答曲線の作成方針」による。</p> <p style="text-align: center;">- 03-添3-5-1/E -</p>	<p>1. 概要</p> <p>設計用床応答曲線の作成方針及びその方針に基づき作成した設計用床応答曲線は、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画の資料13-7「設計用床応答曲線の作成方針」及び令和2年5月14日付け原規規発第2005141号にて認可された設計及び工事計画の資料10-7「設計用床応答曲線の作成方針」による。</p> <p style="text-align: center;">- 03-添3-5-1/E -</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3-6 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>1. 概要</p> <p>水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価の方針は、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画の添付資料13-8「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」による。</p> <p style="text-align: center;">- 03-添3-6-1/E -</p>	<p>1. 概要</p> <p>水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価の方針は、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画の資料13-8「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」による。</p> <p style="text-align: center;">- 03-添3-6-1/E -</p>	<p>記載の適正化</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3-7 機能維持の基本方針】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>1. 概要</p> <p>設計基準対象施設の機能維持に関する基本的な考え方は、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画の添付資料13-9「機能維持の基本方針」による。</p> <p>- 03-添3-7-1/E -</p>	<p>1. 概要</p> <p>設計基準対象施設の機能維持に関する基本的な考え方は、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画の資料13-9「機能維持の基本方針」による。</p> <p>- 03-添3-7-1/E -</p>	<p>記載の適正化</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3 耐震性に関する説明書 別添1-1 火災防護設備の耐震計算の方針】

変更前	変更後	備考
<p>1. 概要</p> <p>本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第11条及び第52条並びにそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」が適合することを要求している「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（以下「火災防護に係る審査基準」という。）に適合する設計とするため、資料2「発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」（以下「資料2」という。）に示す耐震Cクラス機器の火災感知設備が、基準地震動Ssによる地震力に対して耐震性を有することを確認するための耐震設計方針について説明するものである。火災感知設備への基準地震動Ssによる地震力に対する耐震性の要求は、技術基準規則第5条及び第50条の対象ではない。</p> <p>耐震計算は、資料2に示す適用規格を用いて実施する。</p> <p><u>火災防護設備の具体的な耐震計算の方法及び結果は、別添1-2-1「火災感知器の耐震計算書」及び別添1-2-2「火災受信機盤の耐震計算書」に示すとともに、動的地震力の水平2方向及び鉛直方向の組合せに対する各設備の影響評価結果を、別添1-3「火災防護設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す。</u></p> <p style="text-align: center;">- 03-別添1-1-1 -</p>	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第11条及び第52条並びにそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」が適合することを要求している「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（以下「火災防護に係る審査基準」という。）に適合する設計とするため、資料2「発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」（以下「資料2」という。）に示す耐震Cクラス機器の火災感知設備が、基準地震動Ssによる地震力に対して耐震性を有することを確認するための耐震設計方針について説明するものである。火災感知設備への基準地震動Ssによる地震力に対する耐震性の要求は、技術基準規則第5条及び第50条の対象ではない。</p> <p>耐震計算は、資料2に示す適用規格を用いて実施する。</p> <p><u>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備の具体的な耐震計算の方法及び結果は、別添1-2-1「火災感知器の耐震計算書」及び別添1-2-2「火災受信機盤の耐震計算書」に示すとともに、動的地震力の水平2方向及び鉛直方向の組合せに対する各設備の影響評価結果を、別添1-3「火災防護設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す。</u></p> <p><u>また、所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を設置する上記以外の火災区域又は火災区画の火災感知設備の耐震評価の方法及び結果については、令和3年8月24日付け原規規発第2108243号にて認可された設計及び工事計画の資料1 2別添1-2-1「火災感知器の耐震計算書」、別添1-2-2「火災受信機盤の耐震計算書」及び別添1-4「火災防護設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」から変更はない。</u></p> <p style="text-align: center;">- 03-別添1-1-1 -</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3 耐震性に関する説明書 別添1-1 火災防護設備の耐震計算の方針】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>2. 耐震評価の基本方針</p> <p>火災防護設備の耐震評価は、資料3-4「地震応答解析の基本方針」、資料3-5「設計用床応答曲線の作成方針」、資料3-6「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」及び資料3-7「機能維持の基本方針」に基づいて実施する。</p> <p>耐震評価は、「2.1 評価対象設備」に示す設備を対象として、「3. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界」で示す基準地震動Ssによる地震力と組みあわすべき他の荷重による応力等が許容限界内にあることを、「4. 耐震評価方法」に示す評価方法を使用し、「5. 適用規格」に示す適用規格を用いて確認する。</p> <p>火災感知設備は、基準地震動Ssによる地震力に対して、その機能を保持できる設計とすることを踏まえ、水平2方向及び鉛直方向地震力を適切に組みあわせて実施する。影響評価方法は、「4.4 水平2方向及び鉛直方向地震力の考慮」に示す。</p> <p>2.1 評価対象設備</p> <p>評価対象設備は、火災感知設備のうち火災感知器及び火災受信機盤を対象とする。</p> <p>1火災感知設備の構造計画を第2-1表及び第2-2表に示す。</p> <p style="text-align: center;">- 03-別添1-1-2 -</p>	<p>2. 耐震評価の基本方針</p> <p>火災防護設備の耐震評価は、資料3-4「地震応答解析の基本方針」、資料3-5「設計用床応答曲線の作成方針」、資料3-6「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」及び資料3-7「機能維持の基本方針」に基づいて実施する。</p> <p>耐震評価は、「2.1 評価対象設備」に示す設備を対象として、「3. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界」で示す基準地震動Ssによる地震力と組みあわすべき他の荷重による応力等が許容限界内にあることを、「4. 耐震評価方法」に示す評価方法を使用し、「5. 適用規格」に示す適用規格を用いて確認する。</p> <p>火災感知設備は、基準地震動Ssによる地震力に対して、その機能を保持できる設計とすることを踏まえ、水平2方向及び鉛直方向地震力を適切に組みあわせて実施する。影響評価方法は、「4.4 水平2方向及び鉛直方向地震力の考慮」に示す。</p> <p>2.1 評価対象設備</p> <p>評価対象設備は、火災感知設備のうち火災感知器及び火災受信機盤を対象とする。</p> <p><u>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備の構造計画を第2-1表及び第2-2表に示す。</u></p> <p style="text-align: center;">- 03-別添1-1-2 -</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3 耐震性に関する説明書 別添1-1 火災防護設備の耐震計算の方針】

変更前	変更後	備考
<p>3.2 許容限界</p> <p>許容限界は、設備ごとの構造強度上の性能目標及び評価方針に従い、火災感知設備の構造及び支持構造から地震時荷重の伝達を考慮し、応力あるいは荷重が集中する評価対象部位ごとに設定する。</p> <p>評価対象部位ごとの許容限界を第3-1表に示す。</p> <p>各設備の許容限界の詳細は、各計算書にて評価対象部位の機能損傷モードを考慮し、評価項目を選定し、評価項目ごとに許容限界を定める。</p> <p>3.2.1 火災感知設備</p> <p>(1) 火災感知器</p> <p>a. 基礎ボルト</p> <p>火災感知器は、構造強度上の性能目標として、火災起因の荷重は発生しないため、基準地震動Ssによる地震力に対し、耐震性を有する建屋等にボルトで固定し、主要な構造部材が、火災を早期に感知する機能を保持可能な構造強度を有する設計とする。</p> <p>したがって、<u>基準地震動Ss</u>による地震力に対し、火災感知器を固定する基礎ボルトが、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有することを計算により確認する評価方針としていることを踏まえ、許容応力状態IV_sの許容応力以下とすることを許容限界として設定する。</p> <p>基礎ボルトの具体的な許容限界を第3-2表に示す。</p> <p>(2) 火災受信機盤</p> <p>a. 基礎ボルト</p> <p>火災受信機盤は、構造強度上の性能目標として、火災起因の荷重は発生しないため、基準地震動Ssによる地震力に対し、耐震性を有する建屋にボルトで固定し、主要な構造部材が、火災を早期に感知する機能を保持可能な構造強度を有する設計とする。</p> <p>したがって、<u>基準地震動Ss</u>による地震力に対し、基礎ボルトが、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有することを計算により確認する評価方針としていることを踏まえ、許容応力状態IV_sの許容応力以下とすることを許容限界として設定する。</p> <p>基礎ボルトの具体的な許容限界を第3-2表に示す。</p> <p style="text-align: center;">- 03-別添1-1-7 -</p>	<p>3.2 許容限界</p> <p>許容限界は、設備ごとの構造強度上の性能目標及び評価方針に従い、火災感知設備の構造及び支持構造から地震時荷重の伝達を考慮し、応力あるいは荷重が集中する評価対象部位ごとに設定する。</p> <p>評価対象部位ごとの許容限界を第3-1表に示す。</p> <p>各設備の許容限界の詳細は、各計算書にて評価対象部位の機能損傷モードを考慮し、評価項目を選定し、評価項目ごとに許容限界を定める。</p> <p>3.2.1 火災感知設備</p> <p>(1) 火災感知器</p> <p>a. 基礎ボルト</p> <p>火災感知器は、構造強度上の性能目標として、火災起因の荷重は発生しないため、基準地震動Ssによる地震力に対し、耐震性を有する建屋等にボルトで固定し、主要な構造部材が、火災を早期に感知する機能を保持可能な構造強度を有する設計とする。</p> <p>したがって、<u>基準地震動Ss</u>による地震力に対し、火災感知器を固定する基礎ボルトが、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有することを計算により確認する評価方針としていることを踏まえ、許容応力状態IV_sの許容応力以下とすることを許容限界として設定する。</p> <p>基礎ボルトの具体的な許容限界を第3-2表に示す。</p> <p>(2) 火災受信機盤</p> <p>a. 基礎ボルト</p> <p>火災受信機盤は、構造強度上の性能目標として、火災起因の荷重は発生しないため、基準地震動Ssによる地震力に対し、耐震性を有する建屋にボルトで固定し、主要な構造部材が、火災を早期に感知する機能を保持可能な構造強度を有する設計とする。</p> <p>したがって、<u>基準地震動Ss</u>による地震力に対し、基礎ボルトが、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有することを計算により確認する評価方針としていることを踏まえ、許容応力状態IV_sの許容応力以下とすることを許容限界として設定する。</p> <p>基礎ボルトの具体的な許容限界を第3-2表に示す。</p> <p style="text-align: center;">- 03-別添1-1-7 -</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3 耐震性に関する説明書 別添1-1 火災防護設備の耐震計算の方針】

変更前	変更後	備考
<p>4.3 機能維持評価</p> <p>火災感知設備は、基準地震動Ssに対し、火災を早期に感知する電気的機能を保持することを性能目標としているため、火災感知設備の構造強度による機能維持及び電気的機能維持に係る耐震計算の方針は、資料3-7「機能維持の基本方針」を用いる。</p> <p>4.3.1 電気的機能維持</p> <p>地震時及び地震後に電気的機能が要求される機器は、設備ごとの構造強度上の性能目標及び評価方針を踏まえ、基準地震動Ssによる当該設備設置床の最大床加速度が、以下に示す機能確認済加速度以下であることを確認する。</p> <p>(1) 火災感知設備</p> <p>a. 火災感知器</p> <p>火災感知器は、基準地震動Ssによる地震力に対し、地震応答解析により求めた火災感知器を設置する床の基準地震動Ssによる最大床加速度が、設置状態を模擬した加振試験にて火災感知器単体の電気的機能が保持できることを確認した加振台の加速度以下であることにより確認する。</p> <p>b. 火災受信機盤</p> <p>火災受信機盤は、基準地震動Ssによる地震力に対し、地震応答解析により求めた火災受信機盤を設置する床の基準地震動Ssによる最大床加速度が、設置状態を模擬した加振試験にて火災受信機盤単体の電気的機能が保持できることを確認した加振台の加速度以下であることにより確認する。</p> <p>4.4 水平2方向及び鉛直方向地震力の考慮</p> <p>基準地震動Ssによる地震力による耐震性評価を実施する火災感知設備に関する、水平2方向及び鉛直方向の組合せによる影響評価については、資料3-6「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」の評価方針及び評価方法に基づき評価を行う。</p> <p>■評価内容及び評価結果は、別添1-3「火災防護設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す。</p> <p style="text-align: center;">- 03-別添1-1-14 -</p>	<p>4.3 機能維持評価</p> <p>火災感知設備は、基準地震動Ssに対し、火災を早期に感知する電気的機能を保持することを性能目標としているため、火災感知設備の構造強度による機能維持及び電気的機能維持に係る耐震計算の方針は、資料3-7「機能維持の基本方針」を用いる。</p> <p>4.3.1 電気的機能維持</p> <p>地震時及び地震後に電気的機能が要求される機器は、設備ごとの構造強度上の性能目標及び評価方針を踏まえ、基準地震動Ssによる当該設備設置床の最大床加速度が、以下に示す機能確認済加速度以下であることを確認する。</p> <p>(1) 火災感知設備</p> <p>a. 火災感知器</p> <p>火災感知器は、基準地震動Ssによる地震力に対し、地震応答解析により求めた火災感知器を設置する床の基準地震動Ssによる最大床加速度が、設置状態を模擬した加振試験にて火災感知器単体の電気的機能が保持できることを確認した加振台の加速度以下であることにより確認する。</p> <p>b. 火災受信機盤</p> <p>火災受信機盤は、基準地震動Ssによる地震力に対し、地震応答解析により求めた火災受信機盤を設置する床の基準地震動Ssによる最大床加速度が、設置状態を模擬した加振試験にて火災受信機盤単体の電気的機能が保持できることを確認した加振台の加速度以下であることにより確認する。</p> <p>4.4 水平2方向及び鉛直方向地震力の考慮</p> <p>基準地震動Ssによる地震力による耐震性評価を実施する火災感知設備に関する、水平2方向及び鉛直方向の組合せによる影響評価については、資料3-6「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」の評価方針及び評価方法に基づき評価を行う。</p> <p><u>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備</u>の評価内容及び評価結果は、別添1-3「火災防護設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す。</p> <p style="text-align: center;">- 03-別添1-1-14 -</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3 耐震性に関する説明書 別添1-2-1 火災感知器の耐震計算書】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>1. 概要</p> <p>本資料は、別添1-1「火災防護設備の耐震計算の方針」（以下「別添1-1」という。）に示すとおり、火災感知器が、地震時及び地震後においても、基準地震動Ssによる地震力に対し、火災を早期に感知する機能を保持するために、十分な構造強度及び電気的機能を有することを確認するものである。その耐震評価は、地震応答解析、応力評価及び機能維持評価により行う。</p> <p style="text-align: center;">- 03-別添1-2-1-1 -</p>	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、別添1-1「火災防護設備の耐震計算の方針」（以下「別添1-1」という。）に示すとおり、<u>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）</u>を設置する火災区域又は火災区画の火災感知器が、地震時及び地震後においても、基準地震動Ssによる地震力に対し、火災を早期に感知する機能を保持するために、十分な構造強度及び電気的機能を有することを確認するものである。その耐震評価は、地震応答解析、応力評価及び機能維持評価により行う。</p> <p style="text-align: center;">- 03-別添1-2-1-1 -</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3 耐震性に関する説明書 別添1-2-1 火災感知器の耐震計算書】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>2. 基本方針</p> <p>別添1-1の「2.1 評価対象設備」にて設定している火災感知器の構造計画を、「2.1 位置」及び「2.2 構造概要」に示す。</p> <p>2.1 位置</p> <p>火災感知器は、別添1-1の「2.1 評価対象設備」のうち構造計画に示すとおり、火災区域又は火災区画における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流の環境条件及び予想される火災の性質（急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇）を考慮して選定された種類の火災感知器を、発電所全体にわたって広範囲に設置する。</p> <p>2.2 構造概要</p> <p>火災感知器の構造は、別添1-1の「2.1 評価対象設備」に示す構造計画としており、火災感知器の構造計画を第2-1表に、外観図を第2-1図から第2-4図に示す。</p> <p style="text-align: center;">- 03-別添1-2-1-2 -</p>	<p>2. 基本方針</p> <p>別添1-1の「2.1 評価対象設備」にて設定している火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区画の火災感知器の構造計画を、「2.1 位置」及び「2.2 構造概要」に示す。</p> <p>2.1 位置</p> <p>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区画の火災感知器は、別添1-1の「2.1 評価対象設備」のうち構造計画に示すとおり、火災区域又は火災区画における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流の環境条件及び予想される火災の性質（急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇）を考慮して選定された種類の火災感知器を、発電所全体にわたって広範囲に設置する。</p> <p>2.2 構造概要</p> <p>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区画の火災感知器の構造は、別添1-1の「2.1 評価対象設備」に示す構造計画としており、火災感知器の構造計画を第2-1表に、外観図を第2-1図から第2-4図に示す。</p> <p style="text-align: center;">- 03-別添1-2-1-2 -</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3 耐震性に関する説明書 別添1-2-2 火災受信機盤の耐震計算書】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>1. 概要</p> <p>本資料は、別添1-1「火災防護設備の耐震計算の方針」（以下「別添1-1」という。）に示すとおり、火災受信機盤が、地震時及び地震後においても、基準地震動Ssによる地震力に対し、火災を早期に感知する機能を保持するために、十分な構造強度及び電気的機能を有することを確認するものである。その耐震評価は、地震応答解析、応力評価及び機能維持評価により行う。</p> <p style="text-align: center;">- 03-別添1-2-2-1 -</p>	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、別添1-1「火災防護設備の耐震計算の方針」（以下「別添1-1」という。）に示すとおり、<u>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）</u>を設置する火災区域又は火災区画の火災受信機盤が、地震時及び地震後においても、基準地震動Ssによる地震力に対し、火災を早期に感知する機能を保持するために、十分な構造強度及び電気的機能を有することを確認するものである。その耐震評価は、地震応答解析、応力評価及び機能維持評価により行う。</p> <p style="text-align: center;">- 03-別添1-2-2-1 -</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3 耐震性に関する説明書 別添1-2-2 火災受信機盤の耐震計算書】

変更前	変更後	備考
<p>2. 基本方針</p> <p>別添1-1の「2.1 評価対象設備」にて設定している火災受信機盤の構造計画を、「2.1 位置」及び「2.2 構造概要」に示す。</p> <p>2.1 位置</p> <p>火災受信機盤は、別添1-1の「2.1 評価対象設備」のうち構造計画に示すとおり、火災感知器からの作動信号を常時監視できるよう、中央制御室内に設置する。</p> <p>2.2 構造概要</p> <p>火災受信機盤の構造は、別添1-1の「2.1 評価対象設備」に示す構造計画としており、火災受信機盤の構造計画を第2-1表に、外観図を第2-1図及び第2-2図に示す。</p> <p style="text-align: center;">- 03-別添1-2-2-2 -</p>	<p>2. 基本方針</p> <p>別添1-1の「2.1 評価対象設備」にて設定している火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区画の火災受信機盤の構造計画を、「2.1 位置」及び「2.2 構造概要」に示す。</p> <p>2.1 位置</p> <p>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区画の火災受信機盤は、別添1-1の「2.1 評価対象設備」のうち構造計画に示すとおり、火災感知器からの作動信号を常時監視できるよう、中央制御室内に設置する。</p> <p>2.2 構造概要</p> <p>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区画の火災受信機盤の構造は、別添1-1の「2.1 評価対象設備」に示す構造計画としており、火災受信機盤の構造計画を第2-1表に、外観図を第2-1図及び第2-2図に示す。</p> <p style="text-align: center;">- 03-別添1-2-2-2 -</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3 耐震性に関する説明書 別添1-3 火災防護設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果】

変更前	変更後	備考
<p>1. 概要</p> <p>本資料は、別添1-1「火災防護設備の耐震計算の方針」の「2. 耐震評価の基本方針」に基づき、<u>火災感知設備</u>について、基準地震動Ssによる地震力に対する耐震性を確認しているため、動的地震力の水平2方向及び鉛直方向の組合せに関する影響評価について説明するものである。</p> <p>2. 火災感知設備に関する影響評価</p> <p>2.1 基本方針</p> <p><u>火災感知設備</u>に関する、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価については、資料3-6「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」の評価方針及び評価方法を踏まえて、構造上の特徴を踏まえた抽出を行い、設備が有する耐震性に及ぼす影響を評価する。</p> <p>2.2 評価条件及び評価方法</p> <p>資料3-6「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」の「4. 各施設における水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに対する影響評価方針」を踏まえて、基準地震動Ssによる地震力に対して耐震評価を実施する設備のうち、従来の設計手法における水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた耐震計算（以下「従来の計算」という。）に対して、設備の構造特性から水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響の可能性のあるものを抽出し、設備が有する耐震性に及ぼす影響を評価する。影響評価のフローを第2-1図に示す。</p> <p>(1) 評価対象となる設備の整理</p> <p><u>火災感知設備</u>のうち、基準地震動Ssによる地震力に対してその機能が保持できることを確認する設備を評価対象とする。（第2-1図①）</p> <p>(2) 構造上の特徴による抽出</p> <p>構造上の特徴から水平2方向の地震力が重複する観点にて検討を行い、水平2方向地震力による影響の可能性のある設備を抽出する。（第2-1図②）</p> <p>(3) 発生値の増分による抽出</p> <p>水平2方向の地震力による影響の可能性のある設備に対して、水平2方向の地震力が各方向1:1で入力された場合に各部にかかる荷重や応力等を求め、従来の水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せによる設計に対して、水平2方向及び鉛直方向地震力を考慮</p>	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、別添1-1「火災防護設備の耐震計算の方針」の「2. 耐震評価の基本方針」に基づき、<u>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）</u>を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備について、基準地震動Ssによる地震力に対する耐震性を確認しているため、動的地震力の水平2方向及び鉛直方向の組合せに関する影響評価について説明するものである。</p> <p>2. 火災感知設備に関する影響評価</p> <p>2.1 基本方針</p> <p><u>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）</u>を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備に関する、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価については、資料3-6「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」の評価方針及び評価方法を踏まえて、構造上の特徴を踏まえた抽出を行い、設備が有する耐震性に及ぼす影響を評価する。</p> <p>2.2 評価条件及び評価方法</p> <p>資料3-6「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」の「4. 各施設における水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに対する影響評価方針」を踏まえて、基準地震動Ssによる地震力に対して耐震評価を実施する設備のうち、従来の設計手法における水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた耐震計算（以下「従来の計算」という。）に対して、設備の構造特性から水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響の可能性のあるものを抽出し、設備が有する耐震性に及ぼす影響を評価する。影響評価のフローを第2-1図に示す。</p> <p>(1) 評価対象となる設備の整理</p> <p><u>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）</u>を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備のうち、基準地震動Ssによる地震力に対してその機能が保持できることを確認する設備を評価対象とする。（第2-1図①）</p> <p>(2) 構造上の特徴による抽出</p> <p>構造上の特徴から水平2方向の地震力が重複する観点にて検討を行い、水平2方向地震力による影響の可能性のある設備を抽出する。（第2-1図②）</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 （次頁への記載内容繰り下がり（03-別添1-3-2 同様に記載内容繰り下がり））</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3 耐震性に関する説明書 別添1-3 火災防護設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果】

変更前	変更後	備考
<p>3. 評価結果</p> <p>3.1 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの評価設備（部位）の抽出</p> <p><u>火災防護設備</u>のうち、水平2方向及び鉛直方向地震力の評価対象設備を第3-1表に示す。評価対象設備の各評価部位、応力分類に対し構造上の特徴から水平2方向地震力による影響を、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画の添付資料13-19「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す以下の項目により検討し、影響の可能性のある設備を抽出した。</p> <p>抽出結果を第3-2表に示す。</p> <p>(1) 水平2方向の地震力が重複する観点</p> <p>評価対象設備は、水平1方向の地震に加えて、さらに水平直交方向に地震力が重複した場合、水平2方向の地震力が及ぼす影響検討が必要となる可能性があるものとして抽出した。</p> <p>(2) 水平1方向及び鉛直方向地震力に対する水平2方向及び鉛直方向地震力の増分の観点</p> <p>(1)にて影響の可能性のある設備について、水平2方向地震力が各方向1:1で入力された場合に各部にかかる荷重や応力を求め、従来の水平1方向及び鉛直方向地震力の設計手法による発生値と比較し、その増分により影響の程度を確認し、耐震性への影響が懸念される設備を抽出した。</p> <p>3.2 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価</p> <p>第3-2表にて抽出された設備について、水平2方向及び鉛直方向地震力を想定した発生値を、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画の添付資料13-19「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」の方法にて算出した。</p> <p>3.3 水平2方向及び鉛直方向地震力の影響評価結果</p> <p>「3.2 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価」にて算出した発生値に対して設備の有する耐震性に及ぼす影響を評価した。</p> <p>影響評価結果を第3-3表に示す。</p> <p style="text-align: center;">- 03-別添1-3-4 -</p>	<p>3. 評価結果</p> <p>3.1 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの評価設備（部位）の抽出</p> <p><u>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）</u>を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備のうち、水平2方向及び鉛直方向地震力の評価対象設備を第3-1表に示す。評価対象設備の各評価部位、応力分類に対し構造上の特徴から水平2方向地震力による影響を、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画の添付資料13-19「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す以下の項目により検討し、影響の可能性のある設備を抽出した。</p> <p>抽出結果を第3-2表に示す。</p> <p>(1) 水平2方向の地震力が重複する観点</p> <p>評価対象設備は、水平1方向の地震に加えて、さらに水平直交方向に地震力が重複した場合、水平2方向の地震力が及ぼす影響検討が必要となる可能性があるものとして抽出した。</p> <p>(2) 水平1方向及び鉛直方向地震力に対する水平2方向及び鉛直方向地震力の増分の観点</p> <p>(1)にて影響の可能性のある設備について、水平2方向地震力が各方向1:1で入力された場合に各部にかかる荷重や応力を求め、従来の水平1方向及び鉛直方向地震力の設計手法による発生値と比較し、その増分により影響の程度を確認し、耐震性への影響が懸念される設備を抽出した。</p> <p>3.2 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価</p> <p>第3-2表にて抽出された設備について、水平2方向及び鉛直方向地震力を想定した発生値を、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画の添付資料13-19「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」の方法にて算出した。</p> <p>3.3 水平2方向及び鉛直方向地震力の影響評価結果</p> <p>「3.2 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価」にて算出した発生値に対して設備の有する耐震性に及ぼす影響を評価した。</p> <p>影響評価結果を第3-3表に示す。</p> <p style="text-align: center;">- 03-別添1-3-4 -</p>	<p>記載の適正化</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3 耐震性に関する説明書 別添1-3 火災防護設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果】

変更前	変更後	備考
<p>4. 影響評価</p> <p>火災防護設備のうち、水平2方向及び鉛直方向地震力の影響を受ける可能性がある設備（部位）について、従来の水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せによる設計に対して影響を確認した結果、従来設計の発生値を超えて耐震性への影響が懸念される設備については、水平2方向及び鉛直方向地震力を想定した発生値が評価基準値を満足し、設備が有する耐震性に影響がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、火災防護設備について、水平2方向及び鉛直方向地震力について、火災防護設備が有する耐震性への影響はなく、従来設計手法の妥当性を確認した。</p> <p style="text-align: center;">- 03-別添1-3-8/E -</p>	<p>4. 影響評価</p> <p>火災感知設備のうち、水平2方向及び鉛直方向地震力の影響を受ける可能性がある設備（部位）について、従来の水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せによる設計に対して影響を確認した結果、従来設計の発生値を超えて耐震性への影響が懸念される設備については、水平2方向及び鉛直方向地震力を想定した発生値が評価基準値を満足し、設備が有する耐震性に影響がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、火災感知設備について、水平2方向及び鉛直方向地震力について、火災感知設備が有する耐震性への影響はなく、従来設計手法の妥当性を確認した。</p> <p style="text-align: center;">- 03-別添1-3-8/E -</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料5 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>1. 概要</p> <p>本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）」第14条、第15条（第1項及び第3項を除く。）並びにその「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（以下「解釈」という。）」に基づき、火災防護設備のうち火災感知設備が使用される条件の下における健全性について説明するものである。</p> <p>火災感知設備の健全性として、機器に要求される機能を有効に発揮するための、系統設計及び構造設計に係る事項を考慮し、「要求される機能を達成するために必要な試験・検査性、保守点検性等（技術基準規則第15条第2項及びその解釈）」（以下「試験・検査性」という。）を説明する。</p> <p>なお、火災感知設備は安全施設でないことから、技術基準規則第14条第1項及び第2項並びにその解釈については考慮不要である。また、火災感知設備は、原子炉の安全な停止機能の確保、原子炉格納容器と原子炉冷却材圧力バウンダリ同時破損防止、燃料及び使用済燃料プールの健全性の確保、残留熱除去機能の確保及び非常用電源の確保といった機能を有する設備ではないことから技術基準規則第15条第4項及びその解釈については考慮不要である。火災感知設備は、設計基準対象施設に属する安全設備でないことから技術基準規則第15条第5項及び第6項並びにそれらの解釈については考慮不要である。</p> <p style="text-align: center;">- 03-添5-1 -</p>	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）」第14条、第15条（第1項及び第3項を除く。）並びにその「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（以下「解釈」という。）」に基づき、設計基準対象施設又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区画の火災防護設備のうち火災感知設備が使用される条件の下における健全性について説明するものである。</p> <p>火災感知設備は安全施設でないことから、技術基準規則第14条第1項及び第2項並びにその解釈については考慮不要である。また、火災感知設備は、原子炉の安全な停止機能の確保、原子炉格納容器と原子炉冷却材圧力バウンダリ同時破損防止、燃料及び使用済燃料プールの健全性の確保、残留熱除去機能の確保及び非常用電源の確保といった機能を有する設備ではなく、設計基準対象施設に属する安全設備にも該当しないことから、技術基準規則第15条第4項、第5項及び第6項並びにそれらの解釈については考慮不要である。</p> <p>以上より、火災感知設備の健全性として、機器に要求される機能を有効に発揮するための、系統設計及び構造設計に係る事項を考慮し、「要求される機能を達成するために必要な試験・検査性、保守点検性等（技術基準規則第15条第2項及びその解釈）」（以下「試験・検査性」という。）を説明する。</p> <p>なお、所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を設置する上記以外の火災区域又は火災区画における火災感知設備の健全性は、令和3年12月2日付け原規規発第2112024号にて認可された大飯発電所第3号機の設計及び工事計画から変更はない。</p> <p style="text-align: center;">- 03-添5-1 -</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

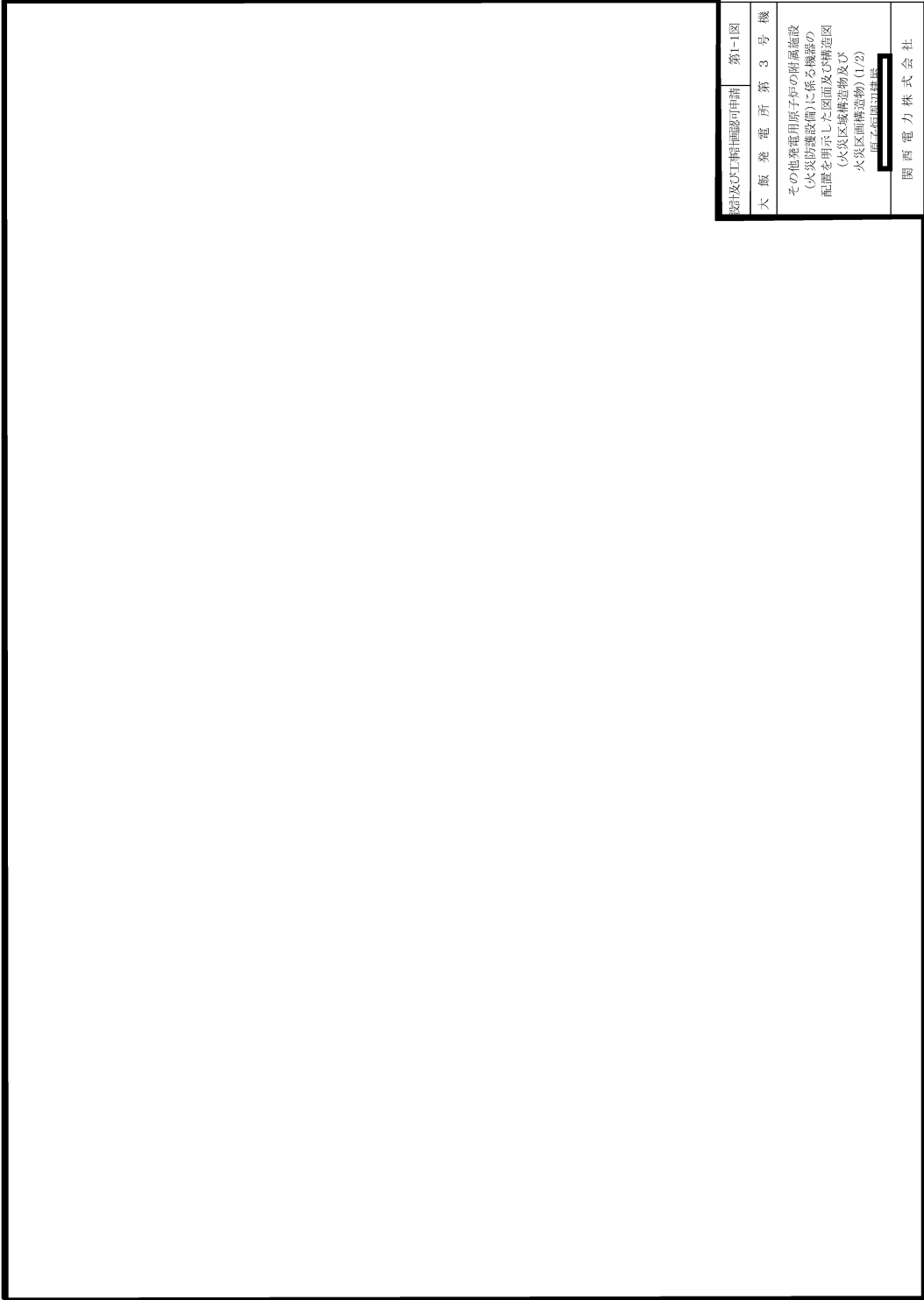
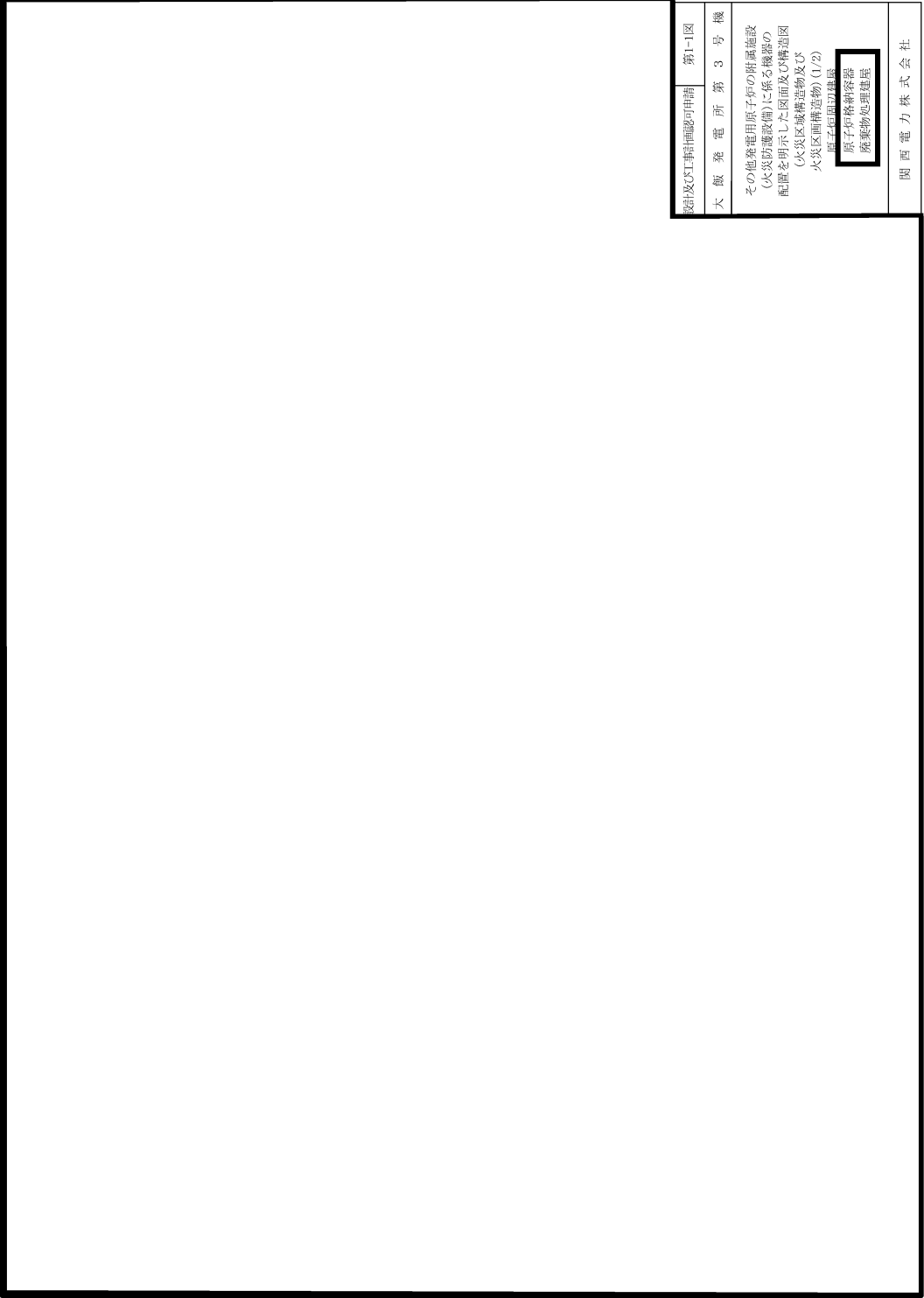
大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【添付図面目次】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p><火災防護設備> 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他発電用原子炉の附属施設(火災防護設備)に係る機器の配置を明示した図面及び構造図(火災区域構造物及び火災区画構造物)(1/2) <p style="margin-left: 20px;">原子炉周辺建屋 【第1-1図】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他発電用原子炉の附属施設(火災防護設備)に係る機器の配置を明示した図面及び構造図(火災区域構造物及び火災区画構造物)(2/2) <p style="margin-left: 20px;">原子炉周辺建屋 【第1-2図】</p> <hr style="border: 2px solid black; margin-top: 20px;"/> <p style="text-align: center;">- 03-図-1/E -</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p><火災防護設備> (注1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他発電用原子炉の附属施設(火災防護設備)に係る機器の配置を明示した図面及び構造図(火災区域構造物及び火災区画構造物)(1/2) <p style="margin-left: 20px;">原子炉周辺建屋 原子炉格納容器 廃棄物処理建屋 【第1-1図】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他発電用原子炉の附属施設(火災防護設備)に係る機器の配置を明示した図面及び構造図(火災区域構造物及び火災区画構造物)(2/2) <p style="margin-left: 20px;">原子炉周辺建屋 制御建屋 原子炉格納容器 廃棄物処理建屋 【第1-2図】</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>(注1) ・「その他発電用原子炉の附属施設(火災防護設備)に係る機器の配置を明示した図面及び構造図(火災区域構造物及び火災区画構造物)(1/2)原子炉周辺建屋 原子炉格納容器 廃棄物処理建屋」は、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画の添付図面第9-1-2図「その他発電用原子炉の附属施設(火災防護設備)に係る機器の配置を明示した図面及び構造図(火災区域構造物及び火災区画構造物)(2/18)原子炉周辺建屋 原子炉格納容器 廃棄物処理建屋」から変更するものである。</p> <p>・「その他発電用原子炉の附属施設(火災防護設備)に係る機器の配置を明示した図面及び構造図(火災区域構造物及び火災区画構造物)(2/2)原子炉周辺建屋 制御建屋 原子炉格納容器 廃棄物処理建屋」は、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画の添付図面第9-1-5図「その他発電用原子炉の附属施設(火災防護設備)に係る機器の配置を明示した図面及び構造図(火災区域構造物及び火災区画構造物)(5/18)原子炉周辺建屋 制御建屋 原子炉格納容器 廃棄物処理建屋」から変更するものである。</p> <p>・上記以外の原子炉周辺建屋に係る「その他発電用原子炉の附属施設(火災防護設備)に係る機器の配置を明示した図面及び構造図(火災区域構造物及び火災区画構造物)」は、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画から変更はない。</p> </div> <p style="text-align: center;">- 03-図-1/E -</p>	<p style="text-align: center;">記 載 の 適 正 化</p>

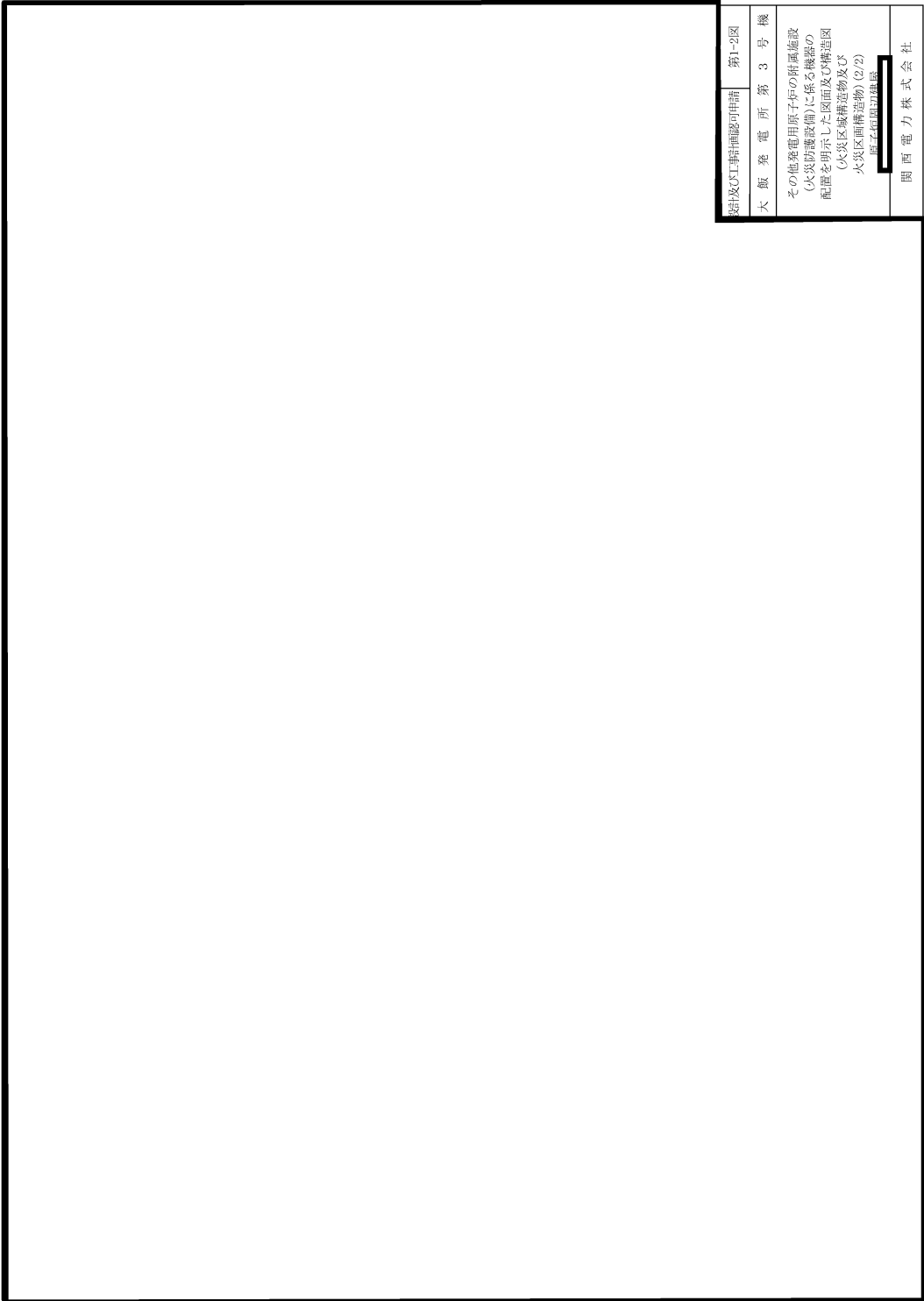
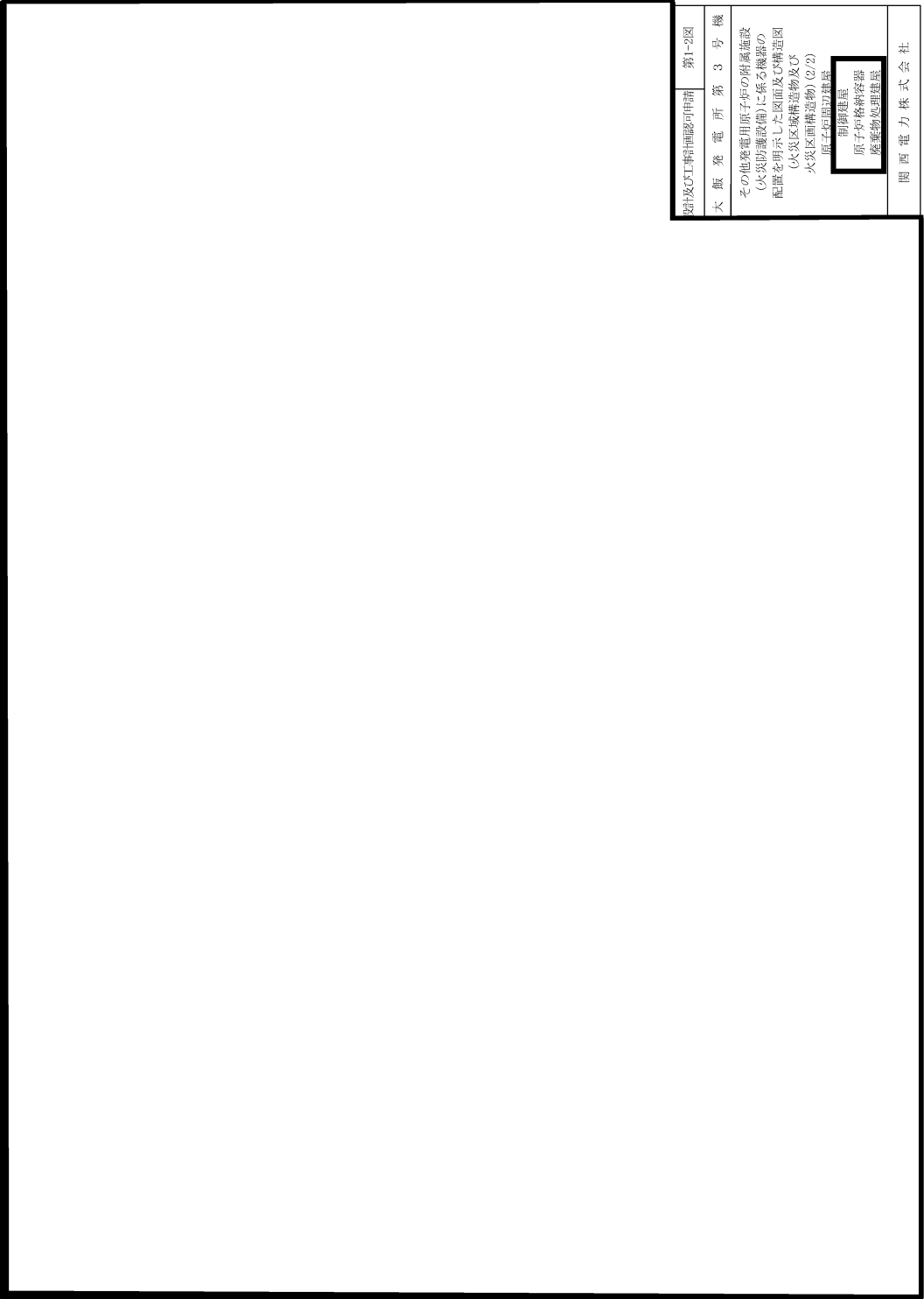
大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【第1-1図 その他発電用原子炉の附属施設(火災防護設備)に係る機器の配置を明示した図面及び構造図(火災区域構造物及び火災区画構造物)(1/2) 原子炉周辺建屋 原子炉格納容器 廃棄物処理建屋】

変更前	変更後	備考												
 <table border="1" data-bbox="994 367 1216 598"> <tr> <td>設計及び工事計画認可申請</td> <td>第1-1図</td> </tr> <tr> <td>大飯発電所第3号機</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> その他発電用原子炉の附属施設 (火災防護設備)に係る機器の 配置を明示した図面及び構造図 (火災区域構造物及び 火災区画構造物)(1/2) 原子炉周辺建屋 原子炉格納容器 廃棄物処理建屋 関西電力株式会社 </td> </tr> </table>	設計及び工事計画認可申請	第1-1図	大飯発電所第3号機		その他発電用原子炉の附属施設 (火災防護設備)に係る機器の 配置を明示した図面及び構造図 (火災区域構造物及び 火災区画構造物)(1/2) 原子炉周辺建屋 原子炉格納容器 廃棄物処理建屋 関西電力株式会社		 <table border="1" data-bbox="2033 367 2315 598"> <tr> <td>設計及び工事計画認可申請</td> <td>第1-1図</td> </tr> <tr> <td>大飯発電所第3号機</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> その他発電用原子炉の附属施設 (火災防護設備)に係る機器の 配置を明示した図面及び構造図 (火災区域構造物及び 火災区画構造物)(1/2) 原子炉周辺建屋 原子炉格納容器 廃棄物処理建屋 関西電力株式会社 </td> </tr> </table>	設計及び工事計画認可申請	第1-1図	大飯発電所第3号機		その他発電用原子炉の附属施設 (火災防護設備)に係る機器の 配置を明示した図面及び構造図 (火災区域構造物及び 火災区画構造物)(1/2) 原子炉周辺建屋 原子炉格納容器 廃棄物処理建屋 関西電力株式会社		<p>記載の適正化</p>
設計及び工事計画認可申請	第1-1図													
大飯発電所第3号機														
その他発電用原子炉の附属施設 (火災防護設備)に係る機器の 配置を明示した図面及び構造図 (火災区域構造物及び 火災区画構造物)(1/2) 原子炉周辺建屋 原子炉格納容器 廃棄物処理建屋 関西電力株式会社														
設計及び工事計画認可申請	第1-1図													
大飯発電所第3号機														
その他発電用原子炉の附属施設 (火災防護設備)に係る機器の 配置を明示した図面及び構造図 (火災区域構造物及び 火災区画構造物)(1/2) 原子炉周辺建屋 原子炉格納容器 廃棄物処理建屋 関西電力株式会社														

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【第1-2図 その他発電用原子炉の附属施設(火災防護設備)に係る機器の配置を明示した図面及び構造図(火災区域構造物及び火災区画構造物)(2/2) 原子炉周辺建屋 制御建屋 原子炉格納容器 廃棄物処理建屋】

変更前	変更後	備考																
 <table border="1" data-bbox="994 367 1216 598"> <tr> <td>設計及び工事計画認可申請</td> <td>第1-2図</td> </tr> <tr> <td>大飯発電所第3号機</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> その他発電用原子炉の附属施設 (火災防護設備)に係る機器の 配置を明示した図面及び構造図 (火災区域構造物及び 火災区画構造物)(2/2) 原子炉周辺建屋 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">関西電力株式会社</td> </tr> </table>	設計及び工事計画認可申請	第1-2図	大飯発電所第3号機		その他発電用原子炉の附属施設 (火災防護設備)に係る機器の 配置を明示した図面及び構造図 (火災区域構造物及び 火災区画構造物)(2/2) 原子炉周辺建屋		関西電力株式会社		 <table border="1" data-bbox="2033 367 2315 598"> <tr> <td>設計及び工事計画認可申請</td> <td>第1-2図</td> </tr> <tr> <td>大飯発電所第3号機</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> その他発電用原子炉の附属施設 (火災防護設備)に係る機器の 配置を明示した図面及び構造図 (火災区域構造物及び 火災区画構造物)(2/2) 原子炉周辺建屋 制御建屋 原子炉格納容器 廃棄物処理建屋 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">関西電力株式会社</td> </tr> </table>	設計及び工事計画認可申請	第1-2図	大飯発電所第3号機		その他発電用原子炉の附属施設 (火災防護設備)に係る機器の 配置を明示した図面及び構造図 (火災区域構造物及び 火災区画構造物)(2/2) 原子炉周辺建屋 制御建屋 原子炉格納容器 廃棄物処理建屋		関西電力株式会社		<p>記載の適正化</p>
設計及び工事計画認可申請	第1-2図																	
大飯発電所第3号機																		
その他発電用原子炉の附属施設 (火災防護設備)に係る機器の 配置を明示した図面及び構造図 (火災区域構造物及び 火災区画構造物)(2/2) 原子炉周辺建屋																		
関西電力株式会社																		
設計及び工事計画認可申請	第1-2図																	
大飯発電所第3号機																		
その他発電用原子炉の附属施設 (火災防護設備)に係る機器の 配置を明示した図面及び構造図 (火災区域構造物及び 火災区画構造物)(2/2) 原子炉周辺建屋 制御建屋 原子炉格納容器 廃棄物処理建屋																		
関西電力株式会社																		